

# 修正作業の経緯

- 平成 24 年 1～3 月 富士見市地域防災計画改定準備委員会 < 全 5 回 >
- 平成 24 年 6 月 富士見市地域防災計画修正業務委託契約締結  
平成 24 年度富士見市防災会議 < 第 1 回 >
- 平成 24 年度富士見市地域防災計画修正作業の基本的な考え方について
- 平成 24 年 7 月 富士見市地域防災計画修正作業委員会 < 第 1 回 >
- 委員会設置の趣旨及びスケジュールについて
  - 地域防災計画修正作業の基本的な考え方と進捗状況について
- 平成 24 年 8 月 富士見市地域防災計画修正作業委員会 < 第 2 回 >
- 災害時のライフライン確保に向けた基本的な考え方について
  - ライフライン関係機関の災害対策について
    - ・ ライフライン関係機関の防災・復旧対策
- 平成 24 年 9 月 富士見市地域防災計画修正作業委員会 < 第 3 回 >
- 災害時の避難所開設・運営の基本的な考え方について
    - ・ 避難所運営における役割分担とスペースの振り分け
    - ・ 地域の避難誘導體制
    - ・ 避難所での要援護者対応
- 平成 24 年 10 月 富士見市地域防災計画修正作業委員会 < 第 4 回 >
- 地域防災体制の充実にに向けた基本的な考え方について
    - ・ 自主防災組織活動の工夫
    - ・ 地域での防災訓練のあり方
- 平成 24 年 12 月 平成 24 年度富士見市防災会議 < 第 2 回 >
- 地震被害想定について
  - 富士見市地域防災計画修正の概要について
- 平成 25 年 2 月 地域防災に関する意見交換会 < 全 4 回 >
- 富士見市地域防災計画修正の概要について
  - 地域防災ガイドライン（案）について
  - 避難所運営マニュアル（案）について

# 富士見市地域防災計画修正の概要

## 1 富士見市地域防災計画修正の目的

### ○修正の背景

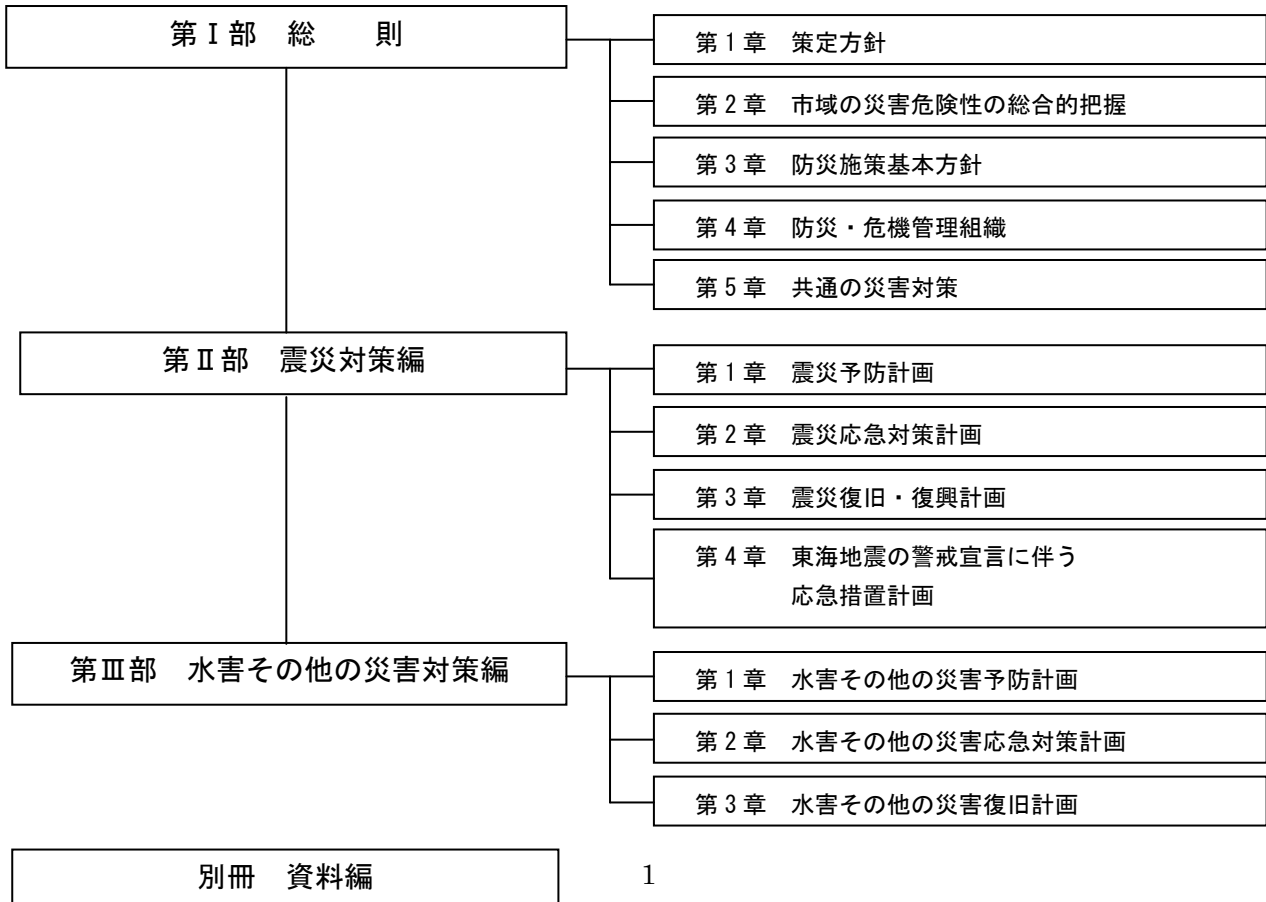
平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（マグニチュード 9.0、最大震度 7）は、想定外の地震動及び大津波の襲来、福島第一原子力発電所の重大事故により未曾有の大災害となりました。富士見市においても震度 5 弱を記録し、市内の公共施設及び民間施設に大きな被害はなかったものの、東武東上線の運行停止による帰宅困難者の発生、一部地域での大規模停電の発生など大きな影響を受けました。

当市では平成 16 年 3 月に地域防災計画の大幅な修正を行って以降、軽微な修正を行ってきましたが、今回東日本大震災をはじめとする大規模災害における課題・教訓を踏まえ、昨年度に修正が行われた埼玉県地域防災計画と整合を図りながら、全体的な計画の見直しを行うこととしました。

## 2 富士見市地域防災計画の構成

### ○富士見市地域防災計画の構成

富士見市地域防災計画は、次に示すように「総則」、「震災対策編」、「水害その他の災害対策編」の 3 編から構成され、本編とは別に、各種データや様式を整理した「資料編」から構成されます。



### 3 富士見市地域防災計画修正の概要

#### ○地震被害想定変更

富士見市に最も甚大な被害をもたらすと予想される地震を綾瀬川断層から東京湾北部地震に変更します。被害想定は平成13年に作成した「富士見市地震被害想定調査報告書」の算定方法に準じて実施します。

#### ○東日本大震災に伴う追加と修正

東日本大震災時の課題・教訓を踏まえ、以下の見直しを実施します。見直しにあたっては、防災基本計画、埼玉県地域防災計画等の上位計画との整合を図ります。

##### (1) 帰宅困難者対策

東日本大震災時の富士見市での帰宅困難者発生状況を勘案し、帰宅困難者数の算定を新たに行います。また、地震災害時における帰宅にあたっては、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するとともに、企業・鉄道事業者・駅周辺の商店会等の関係機関と連携した体制を構築し、帰宅困難者の帰宅を抑制するための対策を講じます。さらに、駅周辺に一時滞在施設を確保し、帰宅困難者の安全確保を図ります。

##### (2) 避難所対策

###### ①避難所運営体制

大規模災害時の円滑な避難所運営には、町会・自主防災組織、学校等の協力が必要であり、地域と連携した体制の見直しを行います。なお、避難所の運営については別途「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所の円滑な管理運営に努めます。

###### ②避難所の環境整備および機能強化

長期にわたる避難所生活を少しでも良いものにするため、避難生活のルールづくりを行い、災害時要援護者（高齢者、障がい者、妊婦等）、女性、子ども、乳幼児に配慮した専用スペース、男女別更衣室・トイレ等の設置に努めます。障がい者への配慮については、障がいの態様（視覚障がい、聴覚障がい等）に応じた対応も検討します。

また、各小学校（中学校1校を含む）については、災害対応型のガスバルクタンク（LPガス貯蔵タンク）を災害に強い安定的な熱源として活用することにより、避難所機能の強化を図ります。

##### (3) 情報収集の強化

地域対策本部及び情報収集拠点により、地域の被災状況を把握し、市民に被害状況、避難所開設、ライフラインの断絶・復旧状況、公共交通機関の運休・再開などの情報を様々な手段（防災メール、エリアメール等、防災無線、J-ALERT）により正確に提供します。また、あらゆる機会を活用し、市民に防災メール、エリアメール等の登録・利用方法の周知を図ります。

##### (4) 備蓄品の対応

東日本大震災等の教訓から、災害時要援護者、乳幼児・女性に配慮した物資（生活用品、紙おむつ、粉ミルク、衛生用品等）の備蓄や食物アレルギー対策、避難者のプライバシー確保に配慮した備蓄品の見直しを行います。また、在宅被災者への対策についても検討を行います。

## （５）ライフラインの確保

東日本大震災時の教訓を踏まえ、平常時からライフライン関係機関（電気、ガス、水道、通信事業者及び鉄道事業者等）と連携を強化するとともに、情報収集体制の整備を図ります。また、市民へ迅速かつ正確な情報を提供できるよう、様々な広報手段により周知を行います。

## （６）放射性物質汚染対策

福島第一原子力発電所の被災による放射性物質の拡散等の事故を踏まえ、新たに「放射性物質汚染対策」を定めます。

市は、市域に被害をもたらすおそれのある原子力発電所において事故が発生した場合は、直ちに関係各機関等と連携を図り情報収集を行います。また、必要に応じて入間東部地区消防組合と協力し、市内の空間放射線量の測定を開始して情報収集を行います。

## ○自主防災組織、地域との連携強化

### （１）自主防災組織の体制強化

東日本大震災のような大規模災害が発生した場合、市及び防災関連機関は総力を挙げて防災対策を実施しますが、迅速な対応を行うためには、地域における初動体制の整備が重要となります。そのため、自助・共助・公助の適切な役割分担により総合的な防災対策を推進していく必要があります。

そこで、これまで以上に自主防災組織の組織率の向上を図り、防災訓練及び講習会等を通じて地域防災リーダーを育成するなど、地域防災体制の整備を推進します。また、小学校区ごとに各自主防災組織の連絡会を立ち上げるなど、地域の連携強化を図ります。

### （２）地域防災力の向上

地域防災力の向上を図るためには、市民、町会・自主防災組織、消防団、学校等が連携するとともに、それぞれが担う役割（自助・共助）を明確にし、平常時から市民の防災意識の高揚と様々な防災活動を推進していく必要があります。

このため、地域での防災活動の充実を促進するための指針となる「地域防災ガイドライン」を別途作成し、各地域の町会・自主防災組織へ配布するなど、地域の防災活動を支援していきます。

## ○災害時要援護者支援体制の確立

災害時要援護者には、災害発生時の情報提供、避難誘導、避難所生活等で様々な配慮が必要になります。

そこで、災害時要援護者リスト及びマップ等を適時最新情報に更新作成するなど、日頃から災害時要援護者の状況把握に努めます。また、災害時における安否確認や避難誘導に関する具体的な計画（個別支援計画）を作成し、町会・自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会等と連

携した災害時要援護者支援体制を構築していきます。

## ○災害対策本部組織の再編成及びBCP（業務継続計画）との役割の明確化

大規模地震災害の対応を行うにあたり、効果的な組織対応を行うことを目標とし、災害対策本部組織の再編成を行います。また、災害時に本市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的としたBCP（業務継続計画）との役割分担の明確化を図ります。

## ○資料編の各種数値及び記述内容の時点更新

資料編に整理されている関係機関の連絡先、各種様式、数量等については時点更新を行うとともに、見直しを行います。

また、本編に整理されている内容のうち時点更新が必要なものについては、別冊の資料編に整理することで頻繁に更新を行い、災害時の対応の遅れが発生しないように配慮します。

## ○各種マニュアル等の作成又は更新

地域防災計画修正と同時に、「地域防災ガイドライン」、「避難所運営マニュアル」を作成又は更新します。

---

# 富士見市地域防災計画

---

( 素 案 )

平成 25 年●月

富士見市防災会議



# 富士見市地域防災計画修正（素案） 目次

<b>第 I 部 総 則 編</b>			
章	節	項	ページ
第1章 策定方針	第1節 目的		1-1
	第2節 計画の位置づけ		1-1
	第3節 防災計画の構成と内容		1-2
	第4節 上位計画との関係及び計画の検討並びに修正		1-3
	第5節 防災計画の周知徹底		1-3
	第6節 計画の用語		1-3
第2章 市域の災害 危険性の 総合的把握	第1節 市の特質的な災害要因	1 地形・地質条件	1-4
		2 土地利用の特性	1-4
	第2節 災害履歴	1 地震災害	1-5
		2 風水害等	1-5
	第3節 地震被害想定	1 地震被害想定調査の概要	1-7
		2 想定地震の条件	1-7
		3 予測される震度及び液状化被害の概要	1-8
		4 予測される建物及び人的被害の概要	1-10
	第4節 水害その他の災害被害想定	1 水害及び土砂災害	1-13
		2 その他の災害	1-13
	第5節 減災目標	1 地震災害の減災目標	1-15
		2 風水害その他の減災目標	1-15
第3章 防災施策 基本方針	第1節 基本理念		1-16
	第2節 災害に強いまちづくり	1 災害に強いまちづくりの方針	1-17
		2 業務継続計画の策定	1-17
	第3節 災害に強いひとづくり	1 条件整備と人材育成	1-20
		2 防災教育	1-20
		3 防災訓練	1-21
	第4節 災害に強い体制づくり	1 市民、ボランティア、企業・事業者、行政が連携した防災体制の確立	1-23
		2 自主防災組織の育成	1-24
		3 災害情報ネットワークの構築	1-24
		4 広域応援体制の確立	1-25
5 自衛隊災害派遣の要請と受入れの円滑化		1-27	
第4章 防災・危機 管理組織	第1節 富士見市防災会議		1-30
	第2節 災害対策体制	1 配備体制基準と動員計画	1-30
	第3節 災害対策本部組織	1 災害対策本部	1-32



第4章 防災・危機 管理組織		2 情報収集拠点	1-33
		3 地域対策本部	1-33
		4 現地対策本部	1-33
		5 組織及び所掌事務	1-33
	第4節 関係機関の処理すべき業務の大綱	1 指定地方行政機関	1-34
		2 自衛隊	1-36
		3 県の機関	1-36
		4 警察	1-37
		5 消防機関	1-37
		6 指定公共機関	1-38
		7 指定地方公共機関	1-38
		8 公共的団体・その他防災上重要な施設管理者	1-39
	第5節 消防機関		1-40
第6節 市民、町会・自主防災組織、企業・事務所等による組織		1-41	
第5章 共通の 災害対策	第1節 情報の収集・伝達計画	1 情報の収集	1-44
		2 情報の伝達	1-44
	第2節 避難計画	1 避難計画の策定	1-47
		2 避難場所の指定	1-47
		3 避難路の選定	1-48
		4 学校等及び社会福祉施設における避難対策	1-48
		5 市民への周知	1-48
	第3節 避難活動	1 避難の勧告又は指示の発令	1-49
		2 市民の自主避難	1-51
		3 避難の誘導	1-52
		4 避難所の設置基本方針	1-53
	第4節 帰宅困難者対策	1 帰宅困難者の定義	1-56
		2 住民等への啓発	1-56
		3 関係機関との連携	1-56
		4 情報発信手段の確保	1-56
	第5節 備蓄計画	1 供給対象者数の把握	1-57
		2 備蓄方法及び基準	1-57
	第6節 医療計画	1 救急救助体制の整備	1-59
		2 初期医療体制の整備	1-59
		3 後方医療機関との連携	1-59
	第7節 災害ボランティアの受入れ計画	1 受入れ体制の確保	1-61
	第8節 関係法の適用手続き	1 激甚災害の指定	1-62
		2 災害救助法の適用	1-63

## 第Ⅱ部 震災対策編

章	節	項	ページ
第1章 震災予防計画	第1節 災害に強いまちづくりの推進	1 土地利用の適正化	2-1
		2 建築物等の耐震化	2-1
		3 危険要因の点検と改善	2-1
		4 ライフライン対策	2-2
		5 延焼防止対策	2-4
		6 応急危険度判定体制の整備	2-5
		7 緊急輸送ネットワークの整備	2-5
		8 地盤災害の予防	2-5
		9 大規模停電対策	2-6
	第2節 災害時要援護者等の安全確保の推進	1 社会福祉施設入所者の安全確保	2-7
		2 在宅者の安全確保	2-7
		3 外国人の災害対応力向上対策の推進	2-8
第3節 公共施設・公共的施設等の安全対策の推進	1 耐震性の向上	2-9	
	2 防災マニュアルの策定	2-9	
第2章 震災応急 対策計画	第1節 初動体制		2-10
	第2節 広報広聴対策	1 災害時の広報	2-10
		2 報道機関による広報活動	2-11
		3 広聴活動	2-11
	第3節 避難所の開設・運営	1 管理運営	2-12
		2 給食、給水、その他物資の支給	2-12
		3 復旧・復興期における避難所管理	2-12
	第4節 救助・医療対策	1 救助活動	2-13
		2 医療救護活動	2-13
		3 災害救助法が適用された場合の措置	2-14
	第5節 道路等障害物除去対策	1 障害物の除去	2-15
		2 障害物除去の方法	2-15
		3 市内建設業者等の協力	2-16
	第6節 緊急輸送対策	1 輸送対象	2-16
		2 車両による輸送	2-17
		3 ヘリコプターによる輸送	2-18
		4 水路による輸送	2-18
	第7節 生活支援物資供給対策	1 食糧の確保・供給	2-19
		2 飲料水の確保・供給	2-21
		3 生活必需品等の確保・供給	2-22
	第8節 環境衛生対策	1 廃棄物処理対策	2-24
		2 防疫活動	2-26
		3 動物愛護	2-26

第2章 震災応急 対策計画	第9節 行方不明者の捜索、遺体収容及び埋葬対策	1 行方不明者の捜索	2-28
		2 遺体の処理・収容	2-28
		3 遺体の埋・火葬	2-29
	第10節 公共施設等の応急対策	1 公共建築物の応急対策	2-30
		2 危険物取扱施設の応急対策	2-31
		3 家畜及び畜産施設の応急対策	2-32
		4 上水道施設の応急対策	2-32
		5 下水道施設の応急対策	2-34
		6 道路交通施設の応急対策	2-34
		7 鉄道施設の応急対策	2-35
		8 電気施設応急対策	2-37
		9 ガス施設応急対策	2-39
		10 電気通信設備の応急対策	2-41
	第11節 帰宅困難者対策	1 市内に滞在する帰宅困難者への対応	2-43
		2 駅周辺の混乱防止対策	2-43
		3 一時滞在施設の確保	2-43
		4 帰宅困難者への支援	2-44
		5 災害救助法の適用検討	2-44
		6 情報提供等	2-44
	第12節 文教対策	1 下校・休校等の応急措置	2-45
		2 応急教育の実施	2-46
		3 教材、学用品等の支給	2-47
		4 給食に関する措置	2-47
		5 学校施設の衛生管理	2-48
		6 学校施設の緊急使用	2-48
		7 保育所等の措置	2-48
		8 文化財の応急対策	2-49
		9 郷土資料の応急対策	2-49
	第13節 災害時要援護者等の安全確保対策	1 高齢者、障がい者等の避難対応	2-52
		2 乳幼児への対応	2-52
		3 外国人への対応	2-52
	第14節 住宅の応急復旧対策	1 応急危険度判定の実施	2-54
		2 応急仮設住宅の設置	2-54
		3 既存住宅の利用	2-56
		4 住宅の応急修理	2-56
		5 住宅関係の障害物除去	2-57
	第15節 警備・交通規制計画	1 警備対策	2-58
		2 交通規制対策	2-58

第3章 震災復旧・ 復興計画	第1節 災害復旧事業計画	1 災害復旧事業計画の策定	2-60
		2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	2-60
		3 災害復旧事業の実施	2-62
	第2節 計画的な災害復興	1 災害復興対策本部の設置	2-63
		2 災害復興計画の策定	2-63
		3 災害復興事業の実施	2-63
	第3節 生活再建等の支援	1 被災者の生活確保	2-67
		2 被災者への融資	2-67
		3 その他支援	2-68
第4章 東海地震の 警戒宣言に 伴う対応 措置計画	第1節 計画の位置付け	1 計画策定の趣旨	2-69
		2 基本的な考え方	2-69
		3 前提条件	2-70
	第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言 発令時までの対応措置	1 計画	2-71
		第3節 警戒宣言に伴う措置	1 計画

## 第Ⅲ部 水害その他の災害対策編

章	節	項	ページ	
第1章 水害その他の 災害予防 計画	第1節 風水害予防対策	1 水害予防対策の現況と課題	3-1	
		2 水防施設等の維持	3-1	
		3 ハザードマップの公開	3-1	
	第2節 土砂災害予防対策	1 危険個所の把握	3-2	
		2 予防対策の啓発・指導	3-2	
	第3節 火災予防対策	1 入間東部地区消防組合・富士見市消防団の充実	3-2	
		2 市民・事業所の初期消火力の強化	3-2	
		3 大規模火災予防対策	3-2	
	第4節 文化財等災害予防対策	1 予防対策	3-3	
	第5節 図書館資料等災害予防対策	1 予防対策	3-4	
	第6節 放射性物質事故災害予防対策	1 放射性物質取扱施設の把握	3-5	
		2 情報の収集・伝達体制の整備	3-5	
		3 応急体制の整備	3-5	
		4 緊急被ばく医療体制の整備	3-5	
		5 防護資機材の整備	3-5	
		6 飲料水の供給体制の整備	3-5	
		7 教育訓練の実施	3-5	
	第7節 雪害予防対策	1 営農被害予防対策	3-7	
		2 市道の除雪対策	3-7	
	第2章 水害その他の 災害応急 対策計画	第1節 気象情報等の収集・伝達	1 気象情報	3-8
			2 河川水位及び洪水情報	3-8
第2節 水防活動		1 河川の巡視・警戒	3-10	
		2 水防活動	3-10	
		3 避難のため退去の指示	3-10	
第3節 被害情報の収集・伝達		1 被害情報の収集、調査	3-11	
		2 被害情報の伝達	3-11	
第4節 避難対策		1 洪水ハザードマップを活用した避難	3-13	
		2 住民の一時避難場所等	3-13	
第5節 救出救援活動		1 救出救援活動事象	3-14	
		2 救出救援の方法	3-14	
第6節 環境衛生対策		1 水害廃棄物の処理	3-15	
		2 し尿処理	3-15	
第7節 放射性物質事故災害応急対策		1 事故発生直後の情報の収集・連絡	3-16	
		2 活動体制の確立	3-17	
		3 緊急輸送活動	3-18	
		4 退避・避難収容活動など	3-18	

<b>第2章</b> 水害その他の災害応急 対策計画		5 各種規制措置と解除	3-20
		6 放射性物質による汚染の除去等	3-20
		7 風評被害対策	3-20
		8 被害状況の調査等	3-20
		9 住民の健康調査等	3-20
	第8節 その他の対策		3-21
<b>第3章</b> 水害その他の災害復旧 計画			3-22

## 第IV部 資料編

# 第 I 部 総則編

---







# 第1章 策定方針

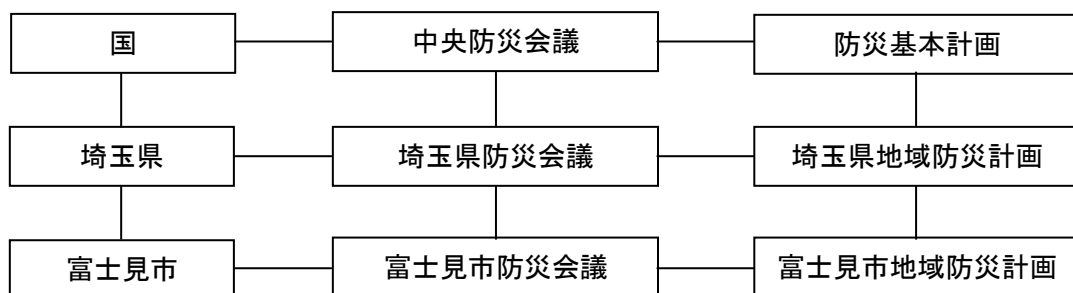
## 第1節 目的

この計画は、市民の生命、身体、財産を災害から守るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、富士見市地域の災害にかかる予防対策、応急対策及び復旧・復興対策に関し、市及び関係機関、市民、企業・事業者が行うべき事務又は業務の大綱を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、危機管理及び災害対応に万全を期すことを目的とする。

## 第2節 計画の位置付け

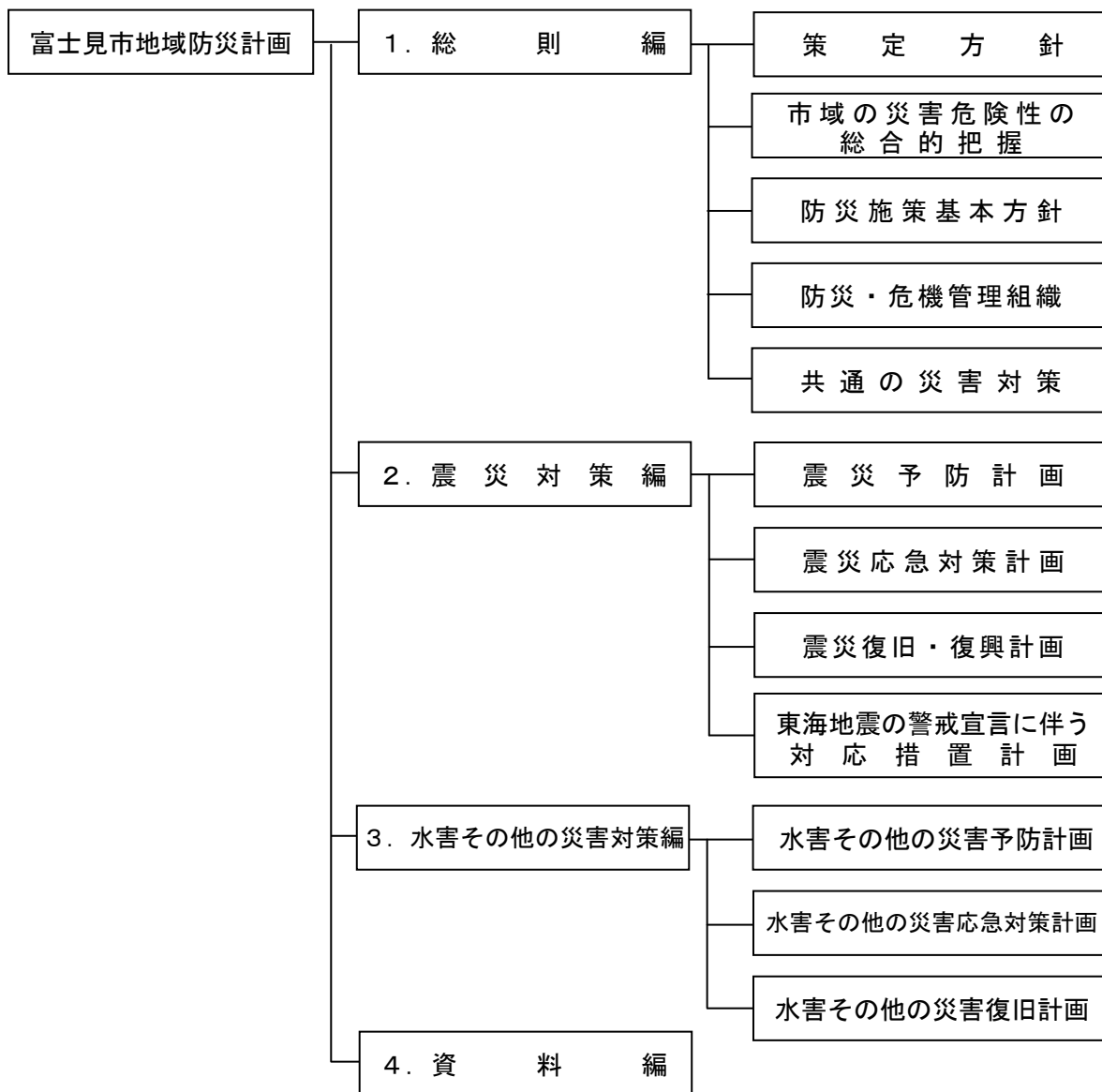
市は、防災会議を設置し、地域防災計画を作成し、その実務と対策を推進し、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

災害対策基本法によって定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



### 第3節 防災計画の構成と内容

この計画は、震災対策、水害その他の災害対策に関して、「予防計画」「応急対策計画」及び「復旧・復興計画」をそれぞれ定めたものであり、その構成・内容は、次のとおりである。



- 1 総則は本計画の概要、基本理念を示し、災害危険性の把握、防災組織及び各種災害に共通する対策についての計画とする。
- 2 予防計画は、災害の発生を未然に防止するため平常時において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。
- 3 応急対策計画は、災害が発生し、又は発生のおそれのある場合においてこれを防御し発生した場合にはその被害をできる限り軽減し、また、応急対策を行う等災害の拡大を防止するための計画とする。
- 4 復旧・復興計画は、災害により被害を受けた各施設の復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行い、また被災市民の生活の安定と社会秩序の回復を図る等将来の災害に備える対策についての計画とする。

## 第4節 上位計画との関係及び計画の検討並びに修正

### 1 埼玉県地域防災計画との関係

この計画は埼玉県地域防災計画を基準として共通する計画については県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

### 2 計画の検討及び修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要な補正及び修正を行い、常にその時に応じ有効な防災業務の遂行を図るものとする。

## 第5節 防災計画の周知徹底

関係各機関はこの計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究並びに教育訓練を実施して本計画の習熟につとめるとともに、市職員、関係機関職員及び市民に対し、常に周知徹底を図り地域防災に寄与するものとする。

## 第6節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 1 本市          | 富士見市                    |
| 2 総則編         | 富士見市地域防災計画（総則編）         |
| 3 震災対策編       | 富士見市地域防災計画（震災対策編）       |
| 4 水害その他の災害対策編 | 富士見市地域防災計画（水害その他の災害対策編） |
| 5 資料編         | 富士見市地域防災計画（資料編）         |
| 6 災害対策本部      | 富士見市災害対策本部              |

## 第2章 市域の災害危険性の総合的把握

### 第1節 市の特質的な災害要因

富士見市は、埼玉県南中部の首都30Km圏に位置し、東西7.0Km、南北6.8Kmに広がり、面積は19.70km<sup>2</sup>で県全体の面積の0.51%となっている。

都市近郊の農業地域だった本市は、昭和32年の日本住宅公団による鶴瀬団地建設をきっかけに急激な宅地化がすすみ、東武東上線沿線を中心に急速かつ無秩序に市街地が形成された。その後、区画整理事業によって秩序ある開発が進められるようになったが、多くの既成市街地は密集した木造住宅や狭隘な道路など、地震や火災また水害などの被害を受けやすい住環境となっており、安全な都市づくりをすすめるための課題は多い。

また、東武東上線、東京メトロ有楽町線及び東京メトロ副都心線が南北に走り、鶴瀬駅、みずほ台駅、ふじみ野駅の3駅の周辺では住宅と商業・業務系建物の混在化、高層化が進んでおり、あらたな災害要因を生じている。

#### 1 地形・地質条件

富士見市の地形は、南西部の台地と北東部の荒川低地にほぼ2分されている。地質は、地形に対応し台地面、河道沿いの谷底平野、低地面ごとに異なった構成となっている。

【資料1-2-1 富士見市の台地と低地の柱状図】

#### 2 土地利用の特性

富士見市の土地利用は、昭和22年ごろと現在では著しく変わっている。その様子を航空写真で判読すると、当時は、台地が畑や集落、低地が水田（新河岸川地域・荒川右岸の自然堤防帯に集落）と自然的な土地利用状態であった。しかし、最近の状況は、台地では畑から宅地に、低地では水田や沼等が盛土化されて宅地に、また谷底平野も宅地化され、とくに柳瀬川沿いの地域ではこうした変ぼうが著しい。このように、土地利用形態が水田や畑から急激に市街化している実態を見ると、豪雨時の雨水の浸透や遊水機能がなくなり、内水災害が増大し、盛土などの軟弱地盤での地震動の増幅や液状化など地震被害の危険性が高まっていると思われる。

## 第2節 災害履歴

### 1 地震災害

富士見市で地震災害として記録に残るものは、大正12年（1923）9月1日の関東大震災のみである。この地震では家屋の全壊83戸、半壊53戸の被害があり、液状化の記録はない。また、一部の地域で地割れがあったことが記録されている。大正12年以降、地震による顕著な被害は受けていないが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上、最大規模となる、マグニチュード（M9.0）を記録し、本市においても震度5弱を記録した。この地震によって、大きな被害はなかったものの、帰宅困難者の発生や電力不足等の影響があった。

### 2 風水害等

風水害は、平成元年以降、台風18回、集中豪雨9回、大雨雷7回の合計34回が記録されている。これらの災害内容は、床上・床下浸水（累計 2,998棟）、道路冠水（同73箇所）となっており、平成21年の台風18号では倒木による死者が1名発生した。

また、近年は床上・床下浸水や道路冠水は広範囲にわたるものではなく、主に地表水による低地部での被害となっている。

富士見市における風水害の記録を次頁に示す。

## 第2章 市域の災害危険性の総合的把握

表 富士見市における主な風水害の記録

発生日月	災害内容	総雨量 (mm)	災害の概要						
			住宅被害(棟)				道路冠水 (箇所)	河川溢水 (箇所)	その他
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水		
明治23年8月	大雨	不詳	2				572		
明治43年8月10日	台風	不詳	65	40	流失 18	707 (南畑地区全戸冠水)	決壊 25	11	死者6人
大正2年8月26日	暴風雨	不詳				349	213		堤防決壊 7
昭和16年7月23日	大雨	不詳	南畑地区15日間冠水 水稻全滅、赤痢発生						
昭和22年9月25日 (カスリーン台風)	台風	不詳	全県で40万人が罹災、死傷者1,400人、流失家屋392戸、全壊家屋726、床上浸水44,610、床下浸水34,334						
昭和24年8月30日 (キティ台風)	台風	不詳	全県で死者12、負傷者12、流失家屋4、全壊家屋683、半壊家屋1,567、床上浸水326、床下浸水1,390						
昭和33年9月26日 (狩野川台風)	台風22号	不詳	全県で死者5、床上浸水11,563、床板浸水29,980						
1959/9/26 (伊勢湾台風)	台風15号	不詳	9	12					
昭和41年6月28日 (災害救助法適用)	台風4号	331				689	138		
昭和41年9月25日 (災害救助法適用)	台風26号	不詳	8	242			5		
昭和47年7月15日	台風6号	120				4	15		
昭和48年6月21日	大雨	44.6				1	53		
昭和49年9月9日	大雨	87					63		
昭和51年9月9日 (激甚災害法適用)	台風17号	99					423		
昭和52年8月17~19日	大雨	55.5				3	439		
昭和54年3月24日	大雨	62					67		
昭和56年10月22~23日	台風24号	145				79	569		
昭和57年9月12日 (災害救助法適用)	台風18号	180				1031	1254	橋梁 1	決壊 4
昭和58年7月9日	集中豪雨	48.5				23	264		
昭和60年7月20日	集中豪雨	80				10	296		
昭和61年8月4日	台風10号	144				57	202		
平成元年7月26日	大雨・雷	85.5				2	97		
平成元年8月1日	大雨・雷	164				5	202		
平成元年8月6日	台風13号	52					8		
平成元年8月24~25日	大雨・雷	87.5					21		土砂流出6
平成元年8月27日	台風17号	67				1	1		
平成2年9月30日	台風20号	96.5			1				公共下水逆流
平成2年11月30日~12月1日	台風28号	154				1	65		公共下水逆流
平成3年8月1日	集中豪雨	39				5	17		土砂流出3
平成3年8月20~21日	台風12号	118					29		
平成3年9月19~20日 (災害救助法適用)	台風18号	170				480	1540	19	
平成3年10月11~13日	台風21号	164					6		
平成5年6月21日	集中豪雨	62				34	210	4	経橋1名、土砂流出1、がけ崩れ1
平成5年8月26~30日	台風11号	198					46	4	
平成5年11月13~14日	集中豪雨	120					7		
平成7年9月16~17日	台風12号	145						1	道路陥没 1
平成8年9月21~22日	台風17号	211				19	57	5	
平成10年8月27~31日	大雨	315					30	8	
平成10年9月15~17日	台風5号	175					17		
平成11年8月13~16日	大雨	256				8	58	9	護岸崩壊 1
平成12年7月7~8日	台風3号	181					4	5	
平成16年10月8日	台風22号	183					1		
平成16年10月19日	台風23号	175					1		
平成17年9月4日	台風14号	71.5				8	9		
平成19年8月28日	集中豪雨	20				1	1		
平成19年9月6日	台風9号	119						1	倒木2件
平成21年7月30日	集中豪雨	64					3		公共下水逆流、土砂2
平成21年10月8日	台風18号	141			3			5	死者1 倒木10
平成22年6月29~30日	雷雨	82						1	
平成23年8月19日	集中豪雨	120				1	1		〇炎証明書発行件数 2件
平成23年9月21日	集中豪雨	110				1	1	5	
平成24年5月2~3日	大雨	124						2	
平成24年6月19日	台風4号	60						2	倒木1件
平成24年8月17日	集中豪雨	48						1	
平成24年9月4日	集中豪雨	不詳						1	

### 第3節 地震被害想定

本節は、平成13年度に作成した「富士見市地震被害想定調査報告書」における被害算定の算定結果を基本に、対象とする地震及び耐震化率の情報を最新データに更新した調査結果を抜粋して記載したものである。

#### 1 地震被害想定調査の概要

本調査では、東京湾北部地震を想定し実施した。より細かな被害状況の予測・想定を主眼とするため、集計単位として地震動の予測は250mメッシュ（総数315）単位で、物的被害予測は町会（全56町会）単位で集計を行った。

#### 2 想定地震の条件

埼玉県地震被害想定調査(平成19年3月)において、富士見市に最も甚大な被害をもたらすと予想される東京湾北部を震源とする地震(M7.3)を想定地震として設定した。以下にその設定内容を示す。

震源地	東京湾北部
位置	フィリピン海プレート上面
地震規模	M7.3
発生時刻	冬18時(平日)



## 第2章 市域の災害危険性の総合的把握

### 3 予測される震度及び液状化被害の概要

前節の想定地震の条件による被害想定を実施し、算出された結果が次のとおりである。

#### (1) 推定震度

震度の予測結果は、市域全体で震度5強から震度6強となった。

#### 気象庁震度階級震度

震度階級	状況		
	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
5強	大半の人が、物につかまらな いと歩くことが難しい など、行動に支障を感じる。	電灯などのつり下げ物は 激しく揺れ、棚にある食器 類、書棚の本が落ちること がある。座りの悪い置物の 大半が倒れる。固定してい ない家具が移動すること があり、不安定なものは倒 れることがある。	窓ガラスが割れて落ちる ことがある。補強されてい ないブロック塀が崩れる ことがある。据付けが不十 分な自動販売機が倒れる ことがある。自動車の運転 が困難となり、停止する車 もある。
6弱	立っていることが困難に なる。	固定していない家具の大 半が移動し、倒れるものも ある。ドアが開かなくなる ことがある。	壁のタイルや窓ガラスが 破損、落下することがあ る。
6強	立っていることができず、 はわないと動くことがで きない。揺れにほんろうさ れ、動くこともできず、飛 ばされることもある。	固定していない家具のほ とんどが移動し、倒れるも のが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが 破損、落下する建物が多 くなる。補強されていない ブロック塀のほとんどが崩 れる。

① 集計単位・・・250mメッシュ（総数 315）

② 予測結果・・・下表に示す。

震度	メッシュ数 (%)
5強	87 (27.6%)
6弱	223 (70.8%)
6強	5 (1.6%)

## (2) 液状化危険

- ① 集計単位・・・k m<sup>2</sup> (総数 19.7k m<sup>2</sup>)
- ② 評価結果・・・市域の南西部に広がる台地部に関しては、液状化は”極めて低い”と評価され、荒川に近づくにつれて”低い”、”やや高い”、”高い”という評価となっている。

液状化危険度	k m <sup>2</sup> (%)	地 域
高い	0.8 (3.9%)	市域南西部に広がる台地部以外
やや高い	3.4 (17.2%)	—
低い	7.3 (36.9%)	—
極めて低い	8.2 (42.0%)	市域南西部に広がる台地部
計	19.7 (100.0%)	

#### 4 予測される建物及び人的被害の概要

大規模な地震に対する備えを考える場合には、現段階で想定しうる最大の建物及び人的被害を想定し、その想定に対して適切な取り組みを行うことが重要となるため、埼玉県地震被害想定調査（平成19年3月）において市内で発生すると考えられる最大地震速度（60kine）が市内全域で発生したと仮定し、被害想定を行った。

なお、最大地震速度60kineは、概ね震度6弱・6強の地震において発生するとされ、建物の倒壊率に深く関係する指標である。

##### (1) 建物被害

- ① 集計単位・・・町会（全56町会）
- ② 予測結果・・・全建物数（平成24年6月現在の固定資産税家屋課税台帳）  
25,539棟を調査対象とした。詳細を下表に示す。

##### 【全壊棟数】

全壊棟数（合計）	354.4棟（全建物総数の1.4%）
全壊棟数（木造建物）	345.8棟（木造総数の1.6%）
全壊棟数（非木造建物）	8.6棟（非木造総数の0.2%）

##### 【被害棟数が多い地区】

被害棟数	地区名
15棟以上 20棟未満	上沢1丁目町会、関沢3丁目東町会、水谷東3丁目町会
10棟以上 15棟未満	山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、鶴瀬西3丁目東町会、関沢2丁目旭町会、打越町会、水谷第1町会、水谷東2丁目町会、水谷第7町会

##### 【被害率（全壊率）が高い地区】

被害率	地区名
2%以上	鶴瀬西2丁目南町会、鶴瀬西3丁目東町会、水谷東3丁目町会

##### (2) 出火・延焼危険

- ① 集計単位・・・町会（全56町会）
- ② 予測結果・・・出火件数は、市内全体で約1件の出火が予測される。また、延焼面積は141㎡、延焼棟数は約2棟と予測されている。

## (3) 人的被害

- ① 集計単位・・・町会（全56町会）
- ② 予測結果・・・市全域での被害は、死者が約42人、負傷者が3,005人に及ぶ。また、長期避難者は1,497人、帰宅困難者は1,022人、一時最大避難者数は6,181人発生すると見込まれる。なお、町会単位で被害を算定できる死者数、負傷者数、長期避難者数について、被害の大きい町会を以下に示す。

## 【死者が予想される町会】

町会名
渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、勝瀬町会、関沢2丁目旭町会、関沢3丁目東町会、鶴馬関沢町会、水谷第1町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会

## 【多数の負傷者が予想される町会】

	町会名
100人以上	勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷第1町会
50人以上 100人未満	山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、鶴瀬西1丁目二葉町会、関沢2丁目旭町会、勝瀬西町会、アイムふじみ野町会、鶴馬関沢町会、水谷第3町会、針ヶ谷1丁目町会、針ヶ谷2丁目町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会、東みずほ台2丁目町会、東みずほ台3・4丁目町会
20人以上 50人未満	諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会、前谷町会、羽沢2丁目町会、上沢2丁目町会、鶴瀬東1丁目町会、鶴瀬東2丁目北町会、シティヴェールふじみ野町会、鶴瀬西2丁目西町会、鶴瀬西2丁目南町会、鶴瀬西2丁目北町会、鶴瀬西3丁目東町会、鶴瀬西3丁目西町会、関沢2丁目東町会、関沢3丁目西町会、上沢3丁目町会、南畑第1町会、南畑第2町会、南畑第3町会、南畑第4町会、打越町会、水谷第2町会、水谷東1丁目町会、水谷第7町会、西みずほ台1丁目南町会、西みずほ台2丁目町会、西みずほ台3丁目町会、東みずほ台1丁目町会

## 第2章 市域の災害危険性の総合的把握

### 【多数の長期避難者が予想される町会】

	町会名
50人以上	上沢1丁目町会、勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷東3丁目町会
30人以上 50人未満	山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、鶴瀬西3丁目東町会、関沢2丁目旭町会、鶴馬関沢町会、水谷第1町会、水谷第3町会、水谷東2丁目町会、水谷第7町会

#### (4) 上水道

- ① 集計単位・・・管種別
- ② 予測結果・・・上水道の被害箇所数は、市域全体で59箇所程度となることが予想されている。管種別では、石綿セメント管が最も被害を受けやすい。これらの上水道被害に伴い、供給支障人口は以下のように予想されている。

	供給支障人口	供給支障率
発災直後	74,296人	68.9%
発災1日後	41,771人	38.7%

#### (5) 帰宅困難者

- ① 集計単位・・・市全域
- ② 予測結果・・・地震災害で、富士見市以外に居住する人が富士見市内で帰宅困難となる人数は、1,022人と想定される。

	帰宅困難者
総数(a+b)	1,022人
富士見市への来訪者(a)	512人
鉄道利用者(b)	510人

## 第4節 水害その他の災害被害想定

### 1 水害及び土砂災害

#### (1) 災害要因

##### ① 水害要因及び危険性

富士見市の水害の主な発生形態は内水災害であり、これは台地部の市街化の拡大と、砂川堀、富士見江川、柳瀬川、新河岸川流域の水田等の埋め立てによる宅地化による地下浸透や遊水機能が激減したことが要因となっている。台風に伴う大雨や集中豪雨は、これらの災害要因のため、一気に市内の小中河川へ流入し、急激に流量を増加するようになった。このため、各河川、水路は流出先の水位上昇とともに排水機能を失い、内水被害を発生させていた。

しかし、新河岸川の荒川への排水能力は、朝霞水門等が整備されたことで大幅に改善されている。

河川の氾濫による危険度の高いところは、低地部と河川沿いの地域である。また、内水災害が発生しやすい地域は、河川合流付近と河川沿いの地域である。

##### ② 土砂災害要因及び危険性

富士見市では、台地の端の自然な状態の段丘崖や宅地造成による傾斜地の擁壁の崩れが、土砂災害の災害要因となる。崖崩れの最大の誘因は豪雨で、総雨量が約100mmを超すと、急に崖崩れが起き易くなる。豪雨による台地端の崖崩れは通常大規模ではない。しかし、ほとんど前兆現象がなく急激に崩れるため、崖下は致命的な被害を受けやすい。

最も危険性の高い地域は台地東縁（山室2丁目、諏訪2丁目）、柳瀬川左岸の段丘崖部に最も多く分布する。

#### (2) 被害想定

これまでの河川改修、排水設備等の充実により、短時間の時間降雨量30mm程度では水害が発生する心配は薄らいだが、異常気象の影響を受けた台風や集中豪雨などの降雨状況等を把握し、被害想定と実際の被害状況について毎年検証していく必要がある。

国土交通省の荒川水系荒川浸水想定区域図（平成16年9月、荒川流域の3日間総雨量548mm）及び埼玉県の荒川水系新河岸川・柳瀬川・黒目川浸水想定区域図（平成18年5月、2日間総雨量332.6mm）で指定された本市域の浸水想定を本計画の被害想定とする。

【資料1-2-2 水害・土砂災害の発生しやすい場所】

### 2 その他の災害

#### (1) 災害要因

市内3駅の周辺地域をはじめとする都市化の進展と高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化に伴い、災害要因は潜在化しており、その兆候の把握に迅速的確な対応が求められている。

特にふじみの駅等の周辺における高層マンション、集合住宅の集中的開発は、極端な

## 第2章 市域の災害危険性の総合的把握

人口密集と地域コミュニティの問題を深刻化させている。そのため、情報伝達、火災対応等が困難になることが予想され、新たな災害対策が必要となる。

また、高齢者、障がい者、外国人等いわゆる災害時要援護者が増加し、情報化社会が進展する中で高度な交通輸送体系や原子力等様々な危険物の利用が増大しており、一方で競争社会の激化に伴うストレスがうっ積し、犯罪、テロ行為等がいつどこで発生するか分からない状況となっている。

いったん事故や災害が発生すれば社会システムの混乱、停滞により市民生活の安全に重大な危機となる。

### (2) 被害想定

その他の災害は本市だけで対応できるものではないので、国、県をはじめ関係機関の想定に準拠することとする。

【資料1-2-3 木造住宅密集地リスト】

【資料1-2-4 高層建築物の状況】

## 第5節 減災目標

### 1 地震災害の減災目標

本市では地震災害について、以下に掲げる事項を減災目標とする。

- ① 被害を最小限に抑えるため、迅速な災害対応が可能な庁内体制の整備を図る。
- ② 帰宅困難者が一斉に帰宅することによって想定される混乱や二次災害を抑制するため、帰宅困難者の帰宅を抑制するとともに、企業・学校等と連携した対応を図る。
- ③ 災害時要援護者リストを活用した避難支援プランを作成・運用し、災害時の救助、避難誘導等を円滑に行う。
- ④ 自主防災組織の結成を促進し、地震災害時における地域の自主的かつ組織的な地域防災力の向上を図る。

### 2 風水害その他の減災目標

風水害その他については、次に掲げる事項を減災目標とする。

- ① ソフト面での対応により人的被害の軽減を図る。
- ② 町会・自主防災組織、消防団など地域防災力の向上によりきめ細かな災害時要援護者への支援を目指す。
- ③ 地域防災力の強化により、ゲリラ豪雨、突風等、局所的被害の軽減を図る。



# 第3章 防災施策基本方針

本市は、自然条件としての地形特性と社会条件としての都市構造のぜい弱性を顕著に併せ持っていることから多くの災害要因を抱えている。そのため、市民が安心して生活できる災害に強い都市を目指した施策を総合的に推進する。

## 第1節 基本理念

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上、最大の規模、マグニチュードを記録し、地震と津波により東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしたほか、それを起因とした東京電力福島第一原子力発電所事故による電力不足等、本市にも影響があった。このような大災害発生時には、「公助」による応急活動だけでは、市民の「いのち」を確実に守ることが困難であると考えられる。そこで東北地方太平洋沖地震の教訓を生かし、「公助」のみならず、住民、企業、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の防災力を高めるとともに、互いに連携して減災を図るための取り組みを強化することが重要である。

国、県、近隣市町、関係機関との緊密な連携を図り、平常時においては周到かつ十分な災害予防を、災害発生が予測される時や発生した時には迅速かつ円滑な災害応急対策を、また、その後の適切かつ速やかな災害復旧・復興を行い、被害を軽減し市民の生命・財産を守るものとする。

また、各種の災害に対応できるよう総合的な災害対策を確立するために、地域の災害危険性を科学的に把握し、地域の特性を踏まえた施策を遂行していくものとする。

## 第2節 災害に強いまちづくり

### 1 災害に強いまちづくりの方針

市民が安心して暮らせるまちづくりをすすめるため、本市の自然地形・地盤などを考慮した土地利用と計画的な市街地の形成、また既存密集住宅地の改善等、都市の構造的な災害要因の解消を図るとともに、地域住民が災害の危険性を認識し、相互に協力しあえる地域コミュニティを育み、災害時要援護者にも配慮した自主的な防災活動の支援体制を整備する。

とくに阪神・淡路大震災では、耐震性の低い住宅・建物の倒壊により多くの住民が犠牲となったことを踏まえ、住宅・建物の耐震化、避難場所、防災空間及び道路交通網等の安全性の確保に努めなければならない。

また、被災者の生活支援、復興を迅速かつ円滑に行うために住民データ等のバックアップ対策、ライフライン及び危険物関係等重要施設の耐震化、システム系統の多重化、業務拠点の分散化、代替施設の整備等を促進する。そのため災害時に本市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、市のBCP（業務継続計画）を検討し、市役所機能を維持するとともに、迅速な復旧体制を構築していく。

災害に強いまちづくりを総合的、効率的に推進するため、必要に応じて下記の関係基本計画等と連携した推進体制を検討する。

#### 【 関係基本計画等 】

- 富士見市都市計画マスタープラン
- 富士見市緑の基本計画
- 富士見市住宅マスタープラン
- 富士見市一般廃棄物処理基本計画
- 富士見市環境基本計画
- 富士見市交通安全計画
- 富士見市障がい者支援計画
- 富士見市災害時要援護者避難支援プラン
- 在宅障害者支援事業計画
- 富士見市高齢者保健福祉計画

### 2 業務継続計画の策定

#### (1) BCP（業務継続計画）の役割

BCPとは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時に住民の生命・生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために、優先して遂行する業務（非常時優先業務）を効果的に遂行するうえで、必要な資源の準備や対応方針・手段を定め、かつ復旧を早めるための計画である。すなわち、①事前対策、②災害発生後の対応、③平常時のBCPの維持・管理、④継続的な見直しの各要素すべてを含むものである。

大規模地震等の自然災害発生時には、市庁舎が被災し、職員や市内公共施設における

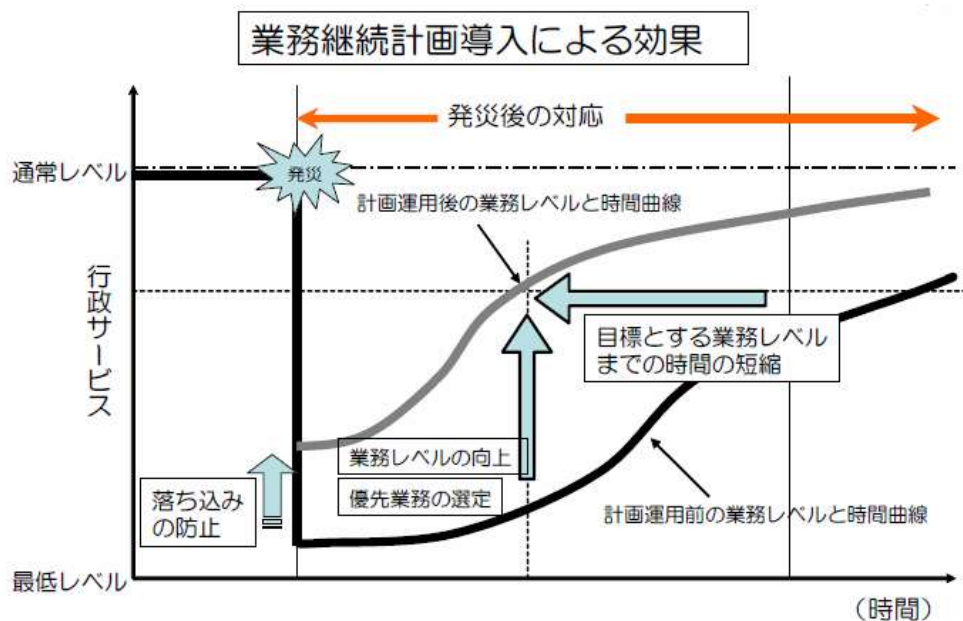
### 第3章 防災施策基本方針

各種インフラ等に被害が生じることが想定される。職員はこうした状況のなかでも、富士見市地域防災計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対応が求められるのに加え、市民生活に重大な影響をもたらす行政サービス等の通常業務についても、継続実施や早期再開が求められることになる。こうした事態に備えて業務を中断させない、又は早急に復旧させるための取り組みについて定めるものである。

業務継続計画の基本方針は、以下の通りである。

- ①地震発生時には、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが市の第一の責務であるため、災害応急対策を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- ②非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- ③非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、非常時優先業務をさらに精査するとともに、あらかじめ優先順位を定めておく。

【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】



#### (2) 業務継続計画の策定

市は災害に備えて平常時から体制整備を行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

応急活動を行う一方で、通常の行政サービスの中で、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、災害時に本市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、事業継続計画を検討し、迅速な復旧体制を構築していく。

### (3) 地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、震災予防から応急対策、復旧・復興まで、長期的な施策も含めた幅広い取り組みを定めた計画である。一方、業務継続計画は、災害時において市が優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務としてあらかじめ抽出し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、業務遂行の実効性を確保するための計画である。

非常時優先業務のうち、「応急対策業務」、「優先度の高い復旧業務」は、地域防災計画に基づく業務である。業務遂行上の前提条件や通常業務実施の是非等の点で地域防災計画と業務継続計画は異なる計画となっているが、両計画は個別独立して存在すべきものではなく、市として両者の整合性を図っていく必要がある。

### 第3節 災害に強いひとづくり

#### 1 条件整備と人材育成

市民及び市職員、防災関係機関の職員が、平常時から防災への強い関心と深い理解を持ち、災害時にはそれぞれの役割を的確に担えるよう研修や訓練に積極的に参加できる条件整備を図る。

また、時代とともに災害現象が変化しており、的確に災害対応を遂行するため自主防災組織、企業・事業者及び行政・関係機関の中に豊富な経験と専門的知識を有した防災・危機管理の専門的な人材の育成を図る。

#### 2 防災教育

##### (1) 市民、ボランティアに対する教育

防災意識と自主的な災害対応能力を高めるため、対象者及び地域の特性に配慮したきめ細やかな防災教育が必要である。そのため、市は入間東部地区消防組合及び地域公民館等と連携して効果的、継続的に防災教育を実施する。

###### ① 防災広報

広報紙等に防災に関する情報を掲載するとともに、広く市民に向けた防災に関するパンフレット等を作成、配布し、防災知識の普及・啓発を図る。

###### ② 防災講習会

防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム等を開催し、防災知識の普及・啓発を図る。

###### ③ 防災メール及び緊急速報メールの受信等に関する知識の普及・啓発

携帯電話等を利用した防災メール及び緊急速報メールの受信及び災害時の安否確認のための災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の利用について普及・啓発に努める。

##### (2) 市の職員に対する教育

###### ① 応急対策の習熟

発災初期における職員のとるべき対応について、全職員共通の行動をまとめた職員災害対策マニュアルを配布し、対策の周知徹底を図る。

###### ② 研修の実施

本計画の周知徹底を図るとともに、定期的な研修・訓練により防災意識、知識、行動力の向上を図る。

##### (3) 学校における教育

学校管理者は教職員に学校防災計画等を周知徹底し、定期的な研修・訓練により防災意識、知識、行動力の向上を図る。

また、児童生徒には関係教科等における指導の充実や総合的な学習時間の活用、学校行事などにより教育活動全体を通じて、防災に関する総合的な教育・訓練を行う。

###### ① 学校行事としての防災教育

防災意識の向上を図るため、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災専門家や

災害体験者の講演、地震体験車による地震疑似体験の実施、消防署における見学会等を実施する。

② 教科による防災教育

社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策に関する教育を行うとともに、特別活動において災害時の正しい行動及び災害時の危険箇所等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等で学校や地域に関する防災マップの作成等を実施することにより、身の回りの環境を災害の観点から見直し、防災を身近な問題として認識させる。

③ 教職員に対する防災教育

教職員に対し、災害時に職員のとるべき行動とその意義、児童に対する指導、火災発生時の初期消火、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

また、学校職員は、平時より学校が位置する町会・自主防災組織との連携を図り、学校を中心とした協力体制を構築する。

(4) 事業所等における教育

事業所や病院及び社会福祉施設等防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していく。また、市はこれら事業所等の従業員に対する防災教育を支援する。

### 3 防災訓練

(1) 県、市及び防災関係機関が実施する訓練

災害予防責任者（市長）は、災害対策基本法第 48 条に基づき、総合防災訓練を適宜実施し、県、市、自衛隊、防災関連機関、自主防災組織、市民等の参加により、応急対策活動の習熟、組織間の連携体制の確立・強化を図る。

訓練としては以下のような内容を実施する。

- ① 避難勧告及び避難指示等を円滑に行うための訓練
- ② 幼児、児童、生徒、負傷者、障がい者及び高齢者等、災害時要援護者の避難に配慮した訓練
- ③ 迅速な職員参集のための非常参集訓練
- ④ 情報の収集、判断、伝達等、意思決定のための訓練
- ⑤ 初歩的な救出・救護を行うための訓練
- ⑥ 非常時に必要な水の確保や炊き出し、配布の要領などを習得する訓練
- ⑦ 防災資機材（災害用井戸等）の取扱い方法等について習得する訓練
- ⑧ ゲーム的な要素を取り入れ、誰にも参加しやすい手法で災害時の対応策を考える  
図上訓練

(2) 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日ごろから訓練を行い、自らの

### 第3章 防災施策基本方針

生命及び財産の安全確保を図る。

① 保育園、幼稚園、小学校、中学校等における訓練

市は施設管理者に対して、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するように啓発する。施設管理者は、幼児、児童、生徒等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を実施する。

② 事務所等における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事務所は、消防法第8条の定めによる消防計画に基づき避難訓練を実施する。また、市や町会・自主防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加する。

③ 災害時要援護者施設における訓練

市は施設管理者に対して、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう啓発する。

施設管理者は、施設職員に対し、災害時における行動等についての教育を行うとともに、防災関連機関、町会・自主防災組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

④ 町会・自主防災組織の訓練

市は町会・自主防災組織が実施する防災訓練等に参加し、指導及び助言を行う。また、総合防災訓練を実施する場合は、町会・自主防災組織の参加を求め、避難、応急救護等の訓練を実施する。

## 第4節 災害に強い体制づくり

### 1 市民、ボランティア、企業・事業者、行政が連携した防災体制の確立

地域社会の安全には、そのコミュニティ単位で市民やボランティアの自主的な防災活動と地域の企業・事業者の協力や行政・関係機関（社会福祉協議会、民生委員、日本赤十字社等及び防災関係機関）との連携を迅速に行い、効果的な災害対応が行える体制が必要である。

そのため、市は防災の課題について地域ごとに市民・ボランティアと企業・事業者が話し合える場をつくるなど、日常的に協力関係の確立に努める。

#### (1) 支援体制の確保

発災後には、直ちに富士見市社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置し、災害時におけるボランティアの活動拠点としての機能を確保できるよう、設備・備品・資機材等の整備を行う。

災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

また、ボランティアが不足する場合を想定し、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請できる体制を平常時から整備するとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるため、ボランティア保険等の手続き準備を行う。

#### (2) 災害ボランティア登録制度の活用

県は災害ボランティアとして活動を希望する個人又はグループを対象として、災害ボランティア活動の登録制度を創設している。

市は社会福祉協議会と連携して、住民に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録への呼びかけを行う。

#### 【県の災害ボランティア登録制度】

登録する活動	○一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等 ○特殊作業：建築物の応急危険度判定 アマチュア無線 緊急物資の運搬 救急救護 メンタルケア、介護 ○ボランティアコーディネート業務
補償制度	ボランティア保険等の補償制度の整備
研修の実施	
ボランティアコーディネーターの要請	

#### (3) ボランティアグループのネットワーク化

市は社会福祉協議会や県と連携し、ボランティア団体や市民活動団体との間で情報交換の場をつくり、ボランティアグループ同士のネットワーク化を推進する。



## 第3章 防災施策基本方針

### 2 自主防災組織の育成

大規模災害になれば、その初期段階では行政・防災関係機関の災害対応が困難となり、被災現場の市民が「自らの命は自らが守る」という自覚を持ち、近隣住民と協力して被害の軽減に努めなければならない。

市は平常時から市民及び企業・事業者に防災知識の普及、防災訓練・研修など防災啓発に努め、市民の自主防災組織及び企業内の防災組織の育成・活性化を図る。

#### (1) 自主防災組織の編成における留意点

- ① 自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進する。組織は、既存のコミュニティである町会や自治会等を活用して結成する。  
また、小学校区ごとに自主防災組織の連絡会を立ち上げるなど、地域の連携強化を図る。
- ② 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。
- ③ 活動計画の企画・実施など、自主防災活動の中心的な役割を担う方（防災リーダー）を選ぶ。防災リーダーには、町会の役員など、防災に関心があり、行動力の方を充てるようにする。
- ④ 災害時の役割を分担するため、本部と必要な活動班に区分し、現在の町会組織の各部などにその役割を振り分ける。
- ⑤ 活動班の編成にあたっては、世帯数を考慮し、地域の実情に合わせて適宜に活動班及び班員を置く。

#### (2) 自主防災組織の指導・育成

市は自主防災組織の活性化を図るため、「地域防災ガイドライン」を新たに作成・配布するとともに、防災講演会等を開催するなど指導・育成を行う。

- ① 自主防災組織の結成の促進（結成への働きかけ、支援等）
- ② 自主防災組織の育成・支援（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）
- ③ 活動のための環境整備（資機材及び訓練用の場所等の整備等）
- ④ 自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行う。

#### (3) 自主防災組織の活動支援

自主防災組織の活動体制の充実を図るためには、災害用資機材や備蓄品等の整備が必要となる。

市は「富士見市自主防災組織育成補助金交付要綱」に基づき、災害用資機材や備蓄品等の経費の一部を補助するとともに、各種防災訓練の実施をはじめとする活動支援を行う。

### 3 災害情報ネットワークの構築

#### (1) 情報通信設備の安全対策

- ① 非常用電源の確保

情報通信設備の安全対策として、停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー等を確保し、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

#### ②水害・地震に対する備え

情報通信設備が設置される場所において、水害時の浸水を考慮するとともに、地震に対する備えとして機器の固定を行い、落下、転倒を防止するなど、必要な措置を講じる。

#### ③システムのバックアップ

被災した場合でも、情報通信機能が保持できるよう、ネットワークシステムの多重化及びバックアップ体制等を検討する。

### (2) 情報収集・伝達体制の整備

#### ①防災情報システムの整備

市は災害対策本部及び防災関連機関が、被害の予測や被災者への支援を円滑に行うため、災害情報の収集、災害応急対策の支援等が可能なシステムの整備を検討する。

#### ②防災行政無線の整備

市は埼玉県防災情報ネットワークにより、地震及び気象に関する情報を直ちに入手し、市内56箇所の放送塔から情報を伝達することができる防災行政無線設備等必要な設備を既に整備している。また、防災行政無線の放送内容を速やかに伝達するために、防災メール及び緊急速報メールの配信を実施する。

今後、災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合に備え、防災行政無線（固定系・移動系）の整備及びデジタル化に向けた検討を行う。

## 4 広域応援体制の確立

### (1) 広域応援体制の整備

市は近隣市町をはじめ県内外の自治体、関係機関・団体と相互応援協定等を締結し、災害時の対応力を強化する体制を整備している。これらの協定に基づく情報伝達、救援や物資の調達などの活動や自衛隊の災害派遣、災害ボランティアの受入れなど災害対策に必要な活動を円滑に行えるよう緊密な連絡体制を確立する。

【資料5-1 災害時における相互援助に関する協定（2市2町）】

【資料5-2 災害時における避難場所相互利用に関する協定】

【資料5-3 災害時相互協力に関する協定書】

【資料5-4 大規模災害時の相互応援に関する協定】

【資料5-5 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定】

【資料5-6 災害時におけるガソリン等燃料に関する協定書】

【資料5-7 災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定書】

【資料5-8 入間東部地区消防組合・所沢市消防相互応援協定】

【資料5-9 川越地区消防組合・入間東部地区消防組合相互応援協定】

【資料5-10 入間東部地区消防組合・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定】

【資料5-11 入間東部地区消防組合・さいたま市消防本部消防相互応援協定】

【資料5-12 災害時の情報連絡活動協力に関する協定書（タクシー会社）】

### 第3章 防災施策基本方針

- 【資料5-13 震災時における緊急設備支援に関する協定書（(株)セレスポ）】
- 【資料5-14 災害時における三芳郵便局及び富士見市内郵便局、富士見市間の協力に関する覚書】
- 【資料5-15 救助犬の出動に関する協定書】
- 【資料5-16 災害時における救援物資の提供に関する協定書】
- 【資料5-17 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書】
- 【資料5-18 災害時等における応急対策活動に関する協定書】
- 【資料5-19 災害時における救援物資提供と自販機運営に関する覚書】

#### (2) 応援要請

対応能力を超える災害が市域で発生した場合、近隣及び相互応援協定を締結している市町、県へ応援要請をする。

##### ① 応急措置の要請要領

###### ア 基本方針

市が県、他の市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定めるところにより要請する。

###### イ 県知事に対する要請

市長は、県知事(県本部長)に応急措置を要請するにあたっては、災害対策本部を経由して次に掲げる事項について文書により要請する。ただし、緊急を要し文書をもって要請できないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

###### ウ 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

###### (ア) 災害救助法の適用を要請する場合

- a 災害発生の日時及び場所
- b 災害の原因及び被害の概要
- c 適用を要請する理由
- d 適用を必要とする期間
- e 適用を必要とする地域
- f すでに行った救助措置及び取ろうとする措置
- g その他参考となるべき事項

###### (イ) 被災者の他地域への移送を要請する場合

- a 移送を要請する理由
- b 移送を必要とする被災者の数
- c 希望する移送先
- d 他地区に収容を要する予定期間
- e その他必要事項

###### (ロ) 県各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請

- a 災害の状況及び応援を要する理由
- b 応援を希望する物資・資材・機械器具等の品名及び数量

- c 応援を必要とする場所
  - d 応援を必要とする活動内容
  - e その他必要事項
- エ 他の市町村等の応援あつせんを県知事に求める場合
- a 災害の状況及び応援を要する理由
  - b 応援を必要とする期間
  - c 応援を希望する物資・資材・機械器具等の品名及び数量
  - d 応援を必要とする場所
  - e 応援を必要とする活動内容
  - f その他必要事項
- オ 職員の派遣要請
- 市町村又は指定地方公共機関等に対し、職員の派遣を要請する場合又は県に対し、他の市町村若しくは指定地方行政機関等に職員の派遣のあつせんを要請する場合
- a 派遣を要する理由
  - b 派遣を要請する職員の職種別人員表
  - c 派遣を必要とする期間
  - d 派遣される職員の給与その他勤務条件
  - e その他参考となるべき事項

#### 派遣職員の待遇及び経費負担

派遣職員の待遇及び経費負担については、災害対策基本法第 32 条・第 92 条同施行令第 17 条・第 18 条・第 19 条に定めるところによる。

### (3) 災害応援体制の整備

被災自治体に対して、市は災害対策基本法に基づき市民とともに積極的に救援活動を行うものとする。被災地の正確な状況を把握し、必要に応じて迅速に救援体制を整備し、義援金、救援物資の集約、市職員、市民ボランティア等の派遣など、県、近隣市町と連携して対応する。

また、県を通じての要請や災害協定に基づき要請があった場合、被災自治体からの避難者を市内公共施設に受け入れる必要があるため、受入体制や受入施設についてあらかじめ検討しておく。

## 5 自衛隊災害派遣の要請と受入れの円滑化

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、派遣要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊が自主的に情報収集をし、要請を待たずに部隊を自主派遣することができるように法整備されている。

このため、平常時から市の防災情報の提供等、円滑に対応できるよう自衛隊災害派遣担当部隊（陸上自衛隊第 1 師団第 32 普通科連隊・大宮駐屯地）と連携を図るとともに、受入れ体制を整備する。

### 第3章 防災施策基本方針

#### (1) 災害派遣要請の判断と連絡

市長は、地震の規模や被害の情報から市民の生命、財産を守るために必要と判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

##### ア 派遣要請事項

- (ア) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- (イ) 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
- (ロ) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索救助
- (エ) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- (オ) 消防活動
- (カ) 道路又は水路の確保の措置
- (キ) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- (ク) 通信支援
- (ケ) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (コ) 被災者に対する炊飯及び給水支援
- (ク) 救援物資の無償貸付又は贈与
- (シ) 交通規制の支援
- (ス) 危険物の保安及び除去
- (セ) 予防派遣
- (ソ) その他必要と認める事項

##### イ 災害派遣要請要領

- (ア) 自衛隊の災害派遣要請は、市長が県知事に依頼するものとする。
- (イ) 災害派遣要請は、文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

##### 【資料1-3-1 自衛隊災害派遣要請書】

- a 提出先 埼玉県危機管理防災部危機管理課
- b 3部
- c 記載事項
  - ・災害の状況及び派遣を要請する理由
  - ・派遣を必要とする期間
  - ・派遣を希望する区域及び活動内容
  - ・その他参考となるべき事項

##### ウ 災害派遣部隊の受入れ体制

- (ア) 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。
- (イ) 市は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。
- (ロ) 市は、派遣された自衛隊の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備する。

- (エ) 市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

エ 派遣部隊の処置

- (ア) 本部事務室 市役所（災害対策本部設置場所）  
 (イ) 資材置き場 適当な広場等  
 (ウ) 駐車場 適当な広場等  
 (エ) 宿舎、野営地、ヘリコプター臨時発着所

種 別	施 設 名	所 在 地	市役所からの距離
宿 舎	老人福祉センター	東大久保3655	2,800m
野 営 地	水子貝塚公園	水子2003-1	1,600m
ヘリ発着場	文化の杜公園	鶴馬1867-1	30m
ヘリ発着場	富士見市運動公園	南畑新田1267-1	3,000m
ヘリ発着場	入間東部地区消防組合 富士見消防署	鶴馬1850-1	250m
ヘリ発着場	立教大学富士見総合グラウンド	下南畑1343-1	2,500m

オ 経費の負担区分

自衛隊が災害派遣応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱費、通信運搬費、消耗品等、救助活動実施の際に生じた損害の補償に関しては市が負担するものとする。

また、その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

(2) 災害派遣部隊の撤収の判断と連絡

被災者の救出救助、生活支援等の応急対策、都市基盤施設や崩壊危険建物等の撤去等の応急復旧対策において、その業務量が市の対応能力の範囲内となり、自衛隊の災害派遣を必要としなくなったときは、市長は速やかに派遣部隊の撤収を県知事及び派遣部隊長に要請する。

【資料1-3-2 自衛隊災害派遣撤収要請書】

## 第4章 防災・危機管理組織

市は、本計画を的確かつ円滑に実施するために、防災関係機関、市民、企業・事業者との連携により防災・危機管理体制を確立する。

### 第1節 富士見市防災会議

市は、災害対策基本法の規定に基づき、富士見市防災会議条例により防災会議を設置する。防災会議の会長は市長、職務代理者を副市長とする。

【資料4-1 富士見市防災会議条例】

【資料4-2 富士見市防災会議委員名簿】

【資料4-3 富士見市防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項】

【資料4-4 富士見市災害対策本部条例】

### 第2節 災害対策体制

災害対策基本法第23条の2第8項の規定に基づき、市長が本計画に定めるところにより、災害が発生するおそれがある場合もしくは発生した場合に、市の組織をあげて迅速で有効な災害対応を行うため、次の基準により職員を動員して災害対策本部の設置等活動体制を確立する。

迅速な災害対応を行うため、災害及び危機を予測した段階から軽微な被害対策までは、災害対策本部を設置することなく、市長の了解を得て防災主管部長が災害対策本部組織の必要な配置職員を配備体制基準の範囲内で動員することができるものとする。

#### 1 配備体制基準と動員計画

災害の状況に応じて適切な対応が図れるよう職員の配備体制と基準を次表のとおりとする。

【資料1-4-1 気象庁震度階級】

## 【配備体制と基準】

配備体制	配備基準	配備内容	災害対策本部の設置
待機体制	震度4の場合 気象警報発令時において災害が発生するおそれがある場合	情報収集等により災害対応に備える体制	無
警戒体制	第1配備 気象警報発令時において災害が発生するおそれ又は軽微な被害が発生した場合	情報収集、危険箇所観測体制、災害対応資機材等準備及び軽微な現場対応体制	有
	第2配備 第1配備で対応できない規模の被害が発生するおそれ又は発生した場合	第1配備では対応しきれない現場の対応体制	
非常体制	震度5弱以上の場合 東海地震の警戒宣言が発令された場合 気象警報発令時において相当な被害が発生した場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	有 震度5弱以上の場合 は同時に、地域対策本部、情報収集拠点を設置

※震度3以下で被害報告があった場合は、防災主管課及び関係部署で情報収集をする。

## 【動員計画】

部名	班名	待機体制	警戒体制		非常体制
			第1配備	第2配備	
本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）			●	●	●
総括本部	総括担当	●	●	●	●
	現地対策本部担当、救助担当、会計担当、避難・食糧担当		●	●	●
災害対策本部事務局	庶務担当、広報担当、人事担当、資材管理担当、情報担当	●	●	●	●
災害対策総務部	秘書広報班、総務班、人事班、会計班	●	●	●	●
災害対策総合政策部	情報1班、情報2班、情報3班、輸送班	●	●	●	●
災害対策自治振興部	連絡1班、連絡2班、総括班、環境班、施設1班、施設2班	●	●	●	●
災害対策市民生活部	援護1班、援護2班、調査1班、調査2班、広聴1班、広聴2班、広聴3班		●	●	●
災害対策子ども未来部	保育1班)、保育2班			●	●
災害対策健康福祉部	救護1班、救護2班、救護3班、医療班			●	●
災害対策まちづくり推進部	都市整備班、食糧物資班		●	●	●
災害対策建設部	道路交通1班、道路交通2班、建築班、下水道班、水道班	●	●	●	●
災害対策教育部	教育総務班、物資班、学校教育班、給食班			●	●



### 第3節 災害対策本部組織

#### 1 災害対策本部

##### (1) 災害対策本部の設置及び閉鎖

災害対策本部は市長がその必要を認めたとときに設置するものとし、災害及び危機の状況が拡大するおそれがなくなり、かつ応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたとときに閉鎖するものとする。

ただし、大規模災害時及び震度5弱以上の地震が発生した場合は、その時点から自動的に設置するものとする。

##### (2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は市役所本庁舎2階会議室に置くとともに、非常用電源の確保を行うものとする。また、本庁舎が損壊した場合は、次の代替場所に設置するものとする。

優先順位	代替場所	所在地	電話番号
第1順位	庁舎分館3階	大字鶴馬 1800-1	049-251-2711
第2順位	中央図書館2階	大字鶴馬 1873-1	049-252-5825
第3順位	市民文化会館マルチホール	大字鶴馬 1803-1	049-268-7788

なお、本庁舎、代替場所ともに使用不能となった場合は、他の公共施設に災害対策本部を設置する。

##### (3) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、市の災害対策に関する主要事項の協議及び連絡調整を行うものとする。各部・班は、本部会議で決定した方針に基づき災害対応にあたる。

ただし、被害が軽微な段階までの災害対応を迅速に行うため、本部長の了解のもと、本部会議を開催しないで防災主管部長が配備体制基準に基づき災害対応の指揮をとることができる。

##### (4) 災害対策本部設置及び閉鎖等の通知

災害対策本部及び配備体制の設置又は閉鎖、解除の決定をした場合は、直ちに庁内放送をするとともに、関係機関等に電話その他適宜な方法により通知する。

【資料1-4-2 災害対策本部の設置及び閉鎖等の通知】

## 2 情報収集拠点

大規模災害時及び震度5弱以上の地震が発生した場合は、初動体制を迅速に立ち上げるために、発災直後に情報収集と住民の相談窓口となる拠点を各地域ごとに設置する。

時間外の場合は、この情報収集拠点にはあらかじめ指名された近在の職員が自宅から直接出動することとし、災害対策本部機能が稼働しだい、状況に応じて強化・縮小・閉鎖する。

### (1) 情報収集拠点

- ① 情報収集拠点施設周辺の被災状況の把握
- ② 地域住民の要望のとりまとめ及び相談受け付け等の対応
- ③ 災害対策本部、防災機関との連絡

## 3 地域対策本部

大規模災害時及び震度5弱以上の地震が発生した場合は、避難所である小学校に各学区単位の地域対策本部を設置し、地域の状況にあった応急対策が円滑に行えるようにする。

時間外の場合は、この地域対策本部には学校職員とあらかじめ指名された近在の職員が自宅から直接出動することとし、災害対策本部機能が稼働しだい、状況に応じて強化・縮小・閉鎖する。

### (1) 地域対策本部の任務

- ① 避難所の緊急開設と被災者の受入れ
- ② 避難が長期化すると予想される場合の避難所の管理運営
- ③ 地域住民の生命・財産を守るための応急措置及び相談等の対応
- ④ 災害対策本部、防災機関との連絡

## 4 現地対策本部

限定的な範囲で激甚な災害が発生し、被害が地域に拡大しない場合において、現地において特段の対策が必要なときは、災害対策本部会議で協議し、現地対策本部を設置することができる。設置場所、職員体制、組織等は災害対策本部会議で決定する。

## 5 組織及び所掌事務

活動体制の組織、所掌事務及び動員については次のとおりとする。

【資料1-4-3 災害対策本部組織、所掌事務】

## 第4節 関係機関の処理すべき業務の大綱

防災に関し、指定地方行政機関等の処理すべき業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

### 1 指定地方行政機関

<p>関東農政局</p>	<p><b>【災害予防対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関する事</li> <li>・農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関する事</li> </ul> <p><b>【応急対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事</li> <li>・災害地における種もみ、その他営農資機の確保に関する事</li> <li>・災害時における生鮮食料品等の供給に関する事</li> <li>・災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事</li> <li>・土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関する事</li> <li>・災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀及び乾パンを確保供給する事</li> </ul> <p><b>【復旧対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関する事</li> <li>・災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事</li> </ul>
<p>埼玉労働局 川越労働基準監督署</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場、事業所における労働災害の防止に関する事</li> <li>・職業の安定に関する事</li> </ul>
<p>国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所</p>	<p><b>【災害予防】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災対策の推進</li> <li>・危機管理体制の整備</li> <li>・災害・防災に関する研究、観測等の推進</li> <li>・防災上必要な教育・訓練に関する事</li> <li>・再発防止対策の実施</li> </ul> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保</li> <li>・活動体制の確保</li> <li>・災害発生直後の施設の緊急点検</li> <li>・災害対策用資機材、復旧資機材等の確保</li> <li>・災害発生時における交通等の確保</li> <li>・緊急輸送</li> <li>・二次災害の防止対策</li> <li>・ライフライン施設の応急復旧</li> <li>・地方公共団体等への支援</li> <li>・被災者・被災事業者に対する措置</li> <li>・災害時における応急工事に関する事</li> </ul> <p><b>【災害復旧・復興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧工事の施工に関する事</li> <li>・都市の復興</li> <li>・被災事業者等への支援措置</li> </ul>

国土交通省 気象庁 東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>・気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象の予報及び警報に関する事</li> <li>・気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関する事</li> <li>・前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の結果の発表に関する事</li> </ul>
関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事</li> <li>・他管区警察局及び警視庁との連携に関する事</li> <li>・管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事</li> <li>・警察通信の確保及び統制に関する事</li> </ul>
関東財務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害査定立会に関する事</li> <li>・金融機関等に対する金融上の措置に関する事</li> <li>・地方公共団体に対する融資に関する事</li> <li>・国有財産の管理処分に関する事</li> </ul>
関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事</li> <li>・関係職員の派遣に関する事</li> <li>・関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>
関東森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持造成に関する事</li> <li>・災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事</li> </ul>
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事</li> <li>・商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事</li> <li>・被災中小企業の振興に関する事</li> </ul>
関東東北 産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事</li> <li>・鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事</li> </ul>
関東運輸局 埼玉運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事</li> <li>・災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事</li> <li>・災害時における不通区間のう回輸送の指導に関する事</li> </ul>
東京航空局 東京空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関する事</li> <li>・遭難航空機の創作及び救助に関する事</li> <li>・災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規則とその周知徹底に関する事</li> </ul>
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電波及び有線電気通信の監理に関する事</li> <li>・防災及び災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関する事</li> <li>・災害時における非常通信の確保に関する事</li> <li>・非常通信訓練の計画及び、その実施についての指導に関する事</li> <li>・非常通信協議会の育成及び指導に関する事</li> </ul>

## 第4章 防災・危機管理組織

### 2 自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）

災害派遣の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること</li> <li>・自衛隊災害派遣計画の作成に関すること</li> <li>・埼玉県地域防災計画に沿った防災訓練の実施に関すること</li> </ul>
災害派遣の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること</li> <li>・災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること</li> </ul>

### 3 県の機関

南西部 地域振興センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策組織の整備に関すること</li> <li>・災害情報の収集及び報告に関すること</li> <li>・自衛隊の災害派遣に関すること</li> <li>・市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・災害対策現地調査に関すること</li> <li>・災害対策現地報告に関すること</li> <li>・災害応急対策に必要な応急処置に関すること</li> </ul>
川越農林振興センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農畜林水産被害の状況の調査</li> <li>・農作物共済・家畜共済及び建築物等の共済に関すること</li> <li>・農業災害融資に関すること</li> <li>・り災者の食糧等の確保及び輸送に関すること</li> <li>・主要農作物の種子及び苗の確保に関すること</li> <li>・農作物病害虫防除対策及び指導に関すること</li> <li>・防除機具及び農薬の調整に関すること</li> </ul>
川越県土整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降水量及び水位等の観測通報に関すること</li> <li>・洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること</li> <li>・水こう門及び排水機場に関すること</li> <li>・水防管理団体との連絡指導に関すること</li> <li>・河川、道路及び橋梁等の災害状況の調査並びに応急修理に関すること</li> </ul>
朝霞保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健衛生関係の被害状況の収集に関すること</li> <li>・医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関すること</li> <li>・各種消毒に関すること</li> <li>・細菌及び飲料水の水質検査に関すること</li> <li>・ねずみ族、昆虫駆除に関すること</li> <li>・伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること</li> <li>・災害救助食品の衛生に関すること</li> <li>・災害時の上下水道の復旧清掃に関すること</li> <li>・病院、診療所及び助産所に関すること</li> <li>・り災者の医療助産その他の保健衛生に関すること</li> </ul>

西部教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の被災状況調査に関する事</li> <li>・公立学校及び施設の災害応急対策の指導に関する事</li> <li>・災害給付に関する事</li> <li>・応急教育実施の予定場所の指導に関する事</li> <li>・教育実施者の確保に関する事</li> <li>・応急教育の方法及び指導に関する事</li> <li>・教科書及び教材等の配給に関する事</li> <li>・重要文化財の保護に関する事</li> <li>・災害地学校の保護指導に関する事</li> <li>・災害地学校の給食指導に関する事</li> </ul>
西部福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の収集に関する事</li> <li>・災害救助法の適用に関する事</li> <li>・災害救助法に関する委任事項の指導に関する事</li> <li>・災害現地調査に関する事</li> <li>・被災者の救難、救助その他保護に関する事</li> <li>・日本赤十字社その他医療機関との連絡に関する事</li> </ul>

#### 4 警察

東入間警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災意識の高揚に関する事</li> <li>・危険地域の調査に関する事</li> <li>・被害状況の調査及び報告に関する事</li> <li>・人命の救助に関する事</li> <li>・交通規制及び緊急通行車両の確認に関する事</li> <li>・死体の検視（見分）に関する事</li> <li>・危険物の取締りに関する事</li> <li>・被災地における犯罪の予防及び取締りに関する事</li> <li>・災害広報に関する事</li> <li>・他機関の行う救助活動及び防衛活動の協力に関する事</li> </ul>
--------	---

#### 5 消防機関

入間東部地区消防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関する予防普及に関する事</li> <li>・消防・水防その他応急措置に関する事</li> <li>・避難及び応急救助に関する事</li> <li>・災害に関する情報の伝達及び被害調査に関する事</li> <li>・危険物施設等の安全対策</li> </ul>
富士見市消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関する予防普及に関する事</li> <li>・消防・水防その他応急措置に関する事</li> <li>・避難及び応急救助に関する事</li> <li>・災害に関する情報の伝達及び被害調査に関する事</li> </ul>

## 第4章 防災・危機管理組織

### 6 指定公共機関

日本郵便株式会社 三芳郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事</li> <li>被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救護用郵便物の料金免除並びに被災者に対する郵便葉書・郵便書簡の無償交付に関する事</li> </ul>
東日本電信電話株式会社 埼玉支店 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 埼玉支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信設備の整備に関する事</li> <li>災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関する事</li> <li>被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul>
東京電力株式会社 志木支社	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における電力供給に関する事</li> <li>被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul>
日本赤十字社 埼玉県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行う事</li> <li>救助に関し地方経団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行う事</li> <li>主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義捐金品の募集、配分に関する事</li> </ul>
NHKさいたま放送局	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民に対する防災知識の普及に関する事</li> <li>県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事</li> <li>災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事</li> </ul>
日本通運株式会社 埼玉支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関する事</li> </ul>

### 7 指定地方公共機関

東武鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道施設等の安全保安に関する事</li> <li>災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事</li> </ul>
大東ガス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時におけるガスの供給に関する事</li> <li>ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む）の建設及び安全保安に関する事</li> </ul>
埼玉県 エル・ピーガス協会 朝霞支部 富士見地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全確保に関する事</li> <li>ガスの供給の確保に関する事</li> <li>カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事</li> </ul>
社団法人 埼玉県トラック協会 川越支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事</li> </ul>

## 8 公共的団体・その他防災上重要な施設管理者

富士見市薬剤師会	・医薬品の調達・供給に関する事
いるま野農業協同組合	・市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 ・農作物の災害応急対策の指導に関する事 ・被災農家をはじめ地域に対する融資あっせんに関する事 ・農業生産資材及び農家生活資材の確保・あっせんに関する事 ・農作物の需給調整に関する事
富士見市商工会	・市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事 ・災害時における物価安定についての協力に関する事 ・救助用物資及び復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
富士見医師会 富士見市歯科医師会	・医療及び助産活動の協力に関する事 ・防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 ・災害時における医療活動の実施に関する事
病院等の管理者	・避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 ・被災時の病人等の収容及び保護 ・被災時における負傷者の医療と助産救助に関する事
富士見市土地改良団体 連絡協議会	・防災のため池等の施設の整備と管理に関する事 ・農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事 ・たん水の防排除施設の整備と活動に関する事
社会福祉施設管理者	・避難施設の整備と避難等の訓練に関する事 ・災害時における収容者の保護に関する事
金融機関	・被災事業者等に対する資金の融資に関する事
学校法人	・避難施設の整備と避難等の訓練に関する事 ・被災時における教育対策に関する事 ・被災施設の災害復旧に関する事
婦人会・PTA等 社会教育関係団体	・本市が実施する応急対策についての協力に関する事
自主防災組織	・防災に関する知識の普及に関する事 ・災害予防に関する事 ・災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関する事 ・防災訓練の実施に関する事 ・防災資機材等の備蓄に関する事

【資料 1-4-4 関係機関一覧】



### 第5節 消防機関

本市は、消防に関する事務をふじみ野市及び三芳町と共同処理をするため、昭和45年11月に入間東部地区消防組合を設置し、同年12月に構成市町に消防団を設置している。

#### (1) 消防資機材の整備

市は、消防設備、機材の充実を図り、消防力向上に努める。

消防団は、計画的に消防団の拠点施設となる車庫等の整備及び車両の更新等により消防団の機能の増強を図る。

#### (2) 消防水利等の整備

市は、これまで防火水槽の整備を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

#### (3) 消防団組織の充実強化

富士見市消防団では、平成21年に「富士見市消防団活性化計画」を策定し、「全消防団員が消防団員としての高い目的意識を持ち、地域に根付き、市民に信頼される活力あふれる防災エキスパート組織集団」であることをめざして消防団員の確保、車庫等の機械器具の整備及び地域との連携を推進している。

【資料1-4-5 入間東部地区消防組合】

【資料1-4-6 消防団編成】

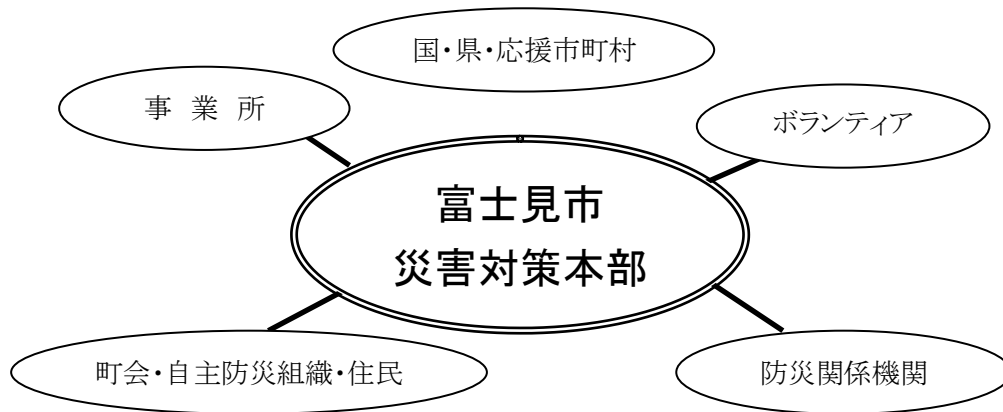
【資料1-4-7 富士見市に配置されている消防組織】

## 第6節 市民、町会・自主防災組織、事業所等による組織

市及び防災関係機関の災害対策を円滑に行うためには、地域の状況を最も熟知している町会・自主防災組織等の住民組織及び地元企業・事業所と平常時から連携体制を整備しておく必要がある。

住民組織、事業所等の協力を得ながら防災週間や防災関連行事を通じて地域住民の防災意識の啓発、防災知識の普及を図り、自主防災組織の育成を図る。

災害対策時の市と防災関係機関、住民、事業所等の関係は次のとおりとする。



### (1) 市民の役割

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚をもって平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

#### ① 平常時

- ア 防災に関する知識の習得
- イ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ウ 家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策
- エ ブロック塀や住居回りの安全化
- オ 火災使用器具等の安全点検と火災予防措置
- カ 震災時の家族同士の連絡方法の確認
- キ 避難場所、避難路の確認
- ク 各種防災訓練への参加

#### ② 災害時

- ア 出火防止措置及び初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 適切な避難の実施
- エ 市、防災関係機関が行う防災活動への協力

### (2) 町会・自主防災組織の役割

市は既存の住民組織である町会や自治会などを母体に自主防災組織の育成、強化を図るとともに組織の核となるリーダーを養成する。

## 第4章 防災・危機管理組織

また、避難所を中心とした地域で町会・自主防災組織、学校、事業所、市等が連携し、避難所運営等ができる体制づくりをめざし、避難所単位での組織化を検討する。

### ① 平常時

- ア 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- イ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- オ 協働による自主防災組織の活性化

### ② 災害時

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- カ 災害時要援護者の安全確保等
- キ 避難所の自主的な運営

【資料1-4-8 町会長・副会長名簿】

【資料1-4-9 自主防災会一覧表】

### (3) 事業所等の役割

市内の事業所等は多くが住宅地に隣接して立地している。災害時には事業所内の発災を最小限にとどめるため、消防防災計画や自衛消防隊を整備し、近隣住民と協力して災害対応ができるようにしておく必要がある。そのため、市は消防機関と連携して企業内防災組織の育成と地域住民との日常的な連絡体制を確立する。

#### ① 平常時

- ア 防災責任者の育成
- イ 建築物の耐震化の促進
- ウ 防災訓練の実施
- エ 自衛消防隊の結成と防災計画の作成
- オ 防災用資機材の備蓄と管理
- カ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄

#### ② 災害時

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 従業員、利用者等の避難誘導
- エ ボランティア活動への支援

## 第5章 共通の災害対策

### 第1節 情報の収集・伝達計画

市域内に災害が発生するおそれ又は災害が発生したときは、迅速かつ適切な対応を行うために必要とする正確な情報を速やかに収集し市民及び関係機関等に伝達しなければならない。

多方面との情報の収集・伝達ができるよう、市は情報窓口を市内に分散配置するとともに、関係機関と連携し情報が途絶しない体制を確立する。

【資料1-5-1 防災行政無線移動系機器一覧】

【資料1-5-2 防災行政無線親・子局一覧表】

【資料4-5 富士見市防災行政用無線局管理運用規程】

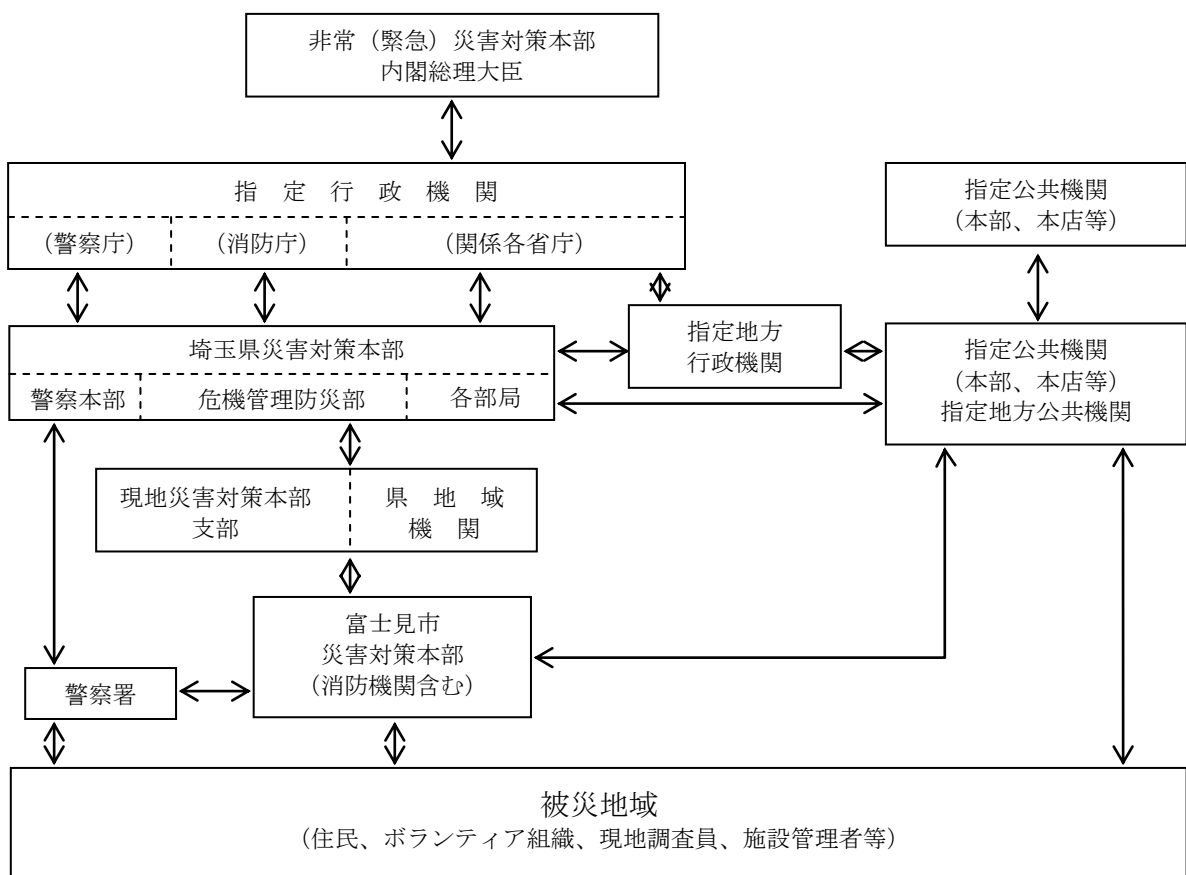
【資料4-6 富士市防災行政用移動系無線局運用細則】

【資料4-7 富士見市防災行政用固定系無線局運用細則】

【資料5-12 災害時の情報連絡活動協力に関する協定書（タクシー会社）】

【資料5-14 災害時における三芳郵便局及び富士見市内郵便局、富士見市間の協力に関する覚書】

(通信連絡系統図)



## 第5章 共通の災害対策

### 1 情報の収集

#### (1) 職員による情報収集

- ① 災害発生時及び災害対策本部組織に動員された場合は、登庁途中の市内の状況を把握して災害対策本部に報告する。
- ② 情報収集拠点及び地域対策本部に配置された職員は、住民情報を速やかに確認するなどしてできるだけ優先関係を精査し、電話、移動系防災行政無線、携帯電話、電子メール等により正確な情報を災害対策本部に報告する。

#### (2) 市民による情報収集

- ① 市民は自宅周辺の状況も合わせて把握した情報を速やかに災害対策本部及び情報収集拠点、地域対策本部の職員に通報する。
- ② 町会・自主防災組織等の住民組織は、構成世帯、地域の被害等の状況を把握して、災害対策本部、情報収集拠点及び地域対策本部の職員に通報する。

#### (3) 関係機関による情報収集

- ① 関係機関がそれぞれに収集した情報は、相互に共有できるよう平常時から通報訓練等により連絡体制を確立しておく。
- ② 関係機関が相互に通信できる機器設備及びシステムを連携して整備するよう調整を図る。

### 2 情報の伝達

情報収集手段は確実性を高めるために多重化、多系統化して整備する。また随時、訓練等により機能の点検、維持に努める。

#### (1) 職員への情報伝達

- ① 震度5弱以上の地震災害時は、各自がテレビ、ラジオ等で情報を入手し、動員計画に定められた災害対策本部組織の配置については、電話、移動系防災行政無線、携帯電話等可能な手段で指示命令及び情報の伝達を受ける。
- ② 上記以外の場合は、電話等で動員指示を受ける。

#### (2) 市民への情報伝達

##### ① 町会・自主防災組織への伝達

情報収集拠点又は地域対策本部の責任者が災害対策本部と連絡調整を図りながら、近くに所在する町会・自主防災組織に電話、携帯電話、伝令派遣、防災行政無線（子局放送）等可能な手段で指示命令及び情報を伝達する。

##### ② 一般住民への伝達

基本的には町会・自主防災組織が住民組織を活用して市等からの情報を住民に伝達する。また、市は可能な限り、防災行政無線の一括放送、広報車の巡回、マスコミ報道、広報紙の発行、サイレン、消防団による戸別巡回、防災メール、緊急速報メール、SNS等により必要な情報の伝達に努める。

(3) 関係機関への伝達

- ① 被害調査及びその報告は、埼玉県防災情報システムで県災害対策本部へ報告する。  
 なお、防災情報システムが使用できない場合は、被害報告判定基準をもとに、発生・経過・確定の3種を所定の報告様式に従って調査の上、文書で報告する。

また、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

【資料1-5-3 被害報告判定基準（埼玉県災害対策本部運営要領 別表）】

【資料1-5-4 被害調査要領 様式第1号～様式第3号】

ア 報告の種別

(7) 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

a 発生速報

埼玉県防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により埼玉県地上系防災行政無線FAX等で報告する。

b 経過速報

埼玉県防災情報システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により埼玉県地上系防災行政無線FAX等で報告する。

(イ) 確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

イ 県への報告先

被害速報及び確定報告は、県消防防災課に報告する。なお、勤務時間外においては、危機管理防災センターシステム管理室に報告する。

電話 048-830-8111（直通）	地域衛星通信ネットワーク 6-8111
---------------------	---------------------

ウ 消防庁への報告先

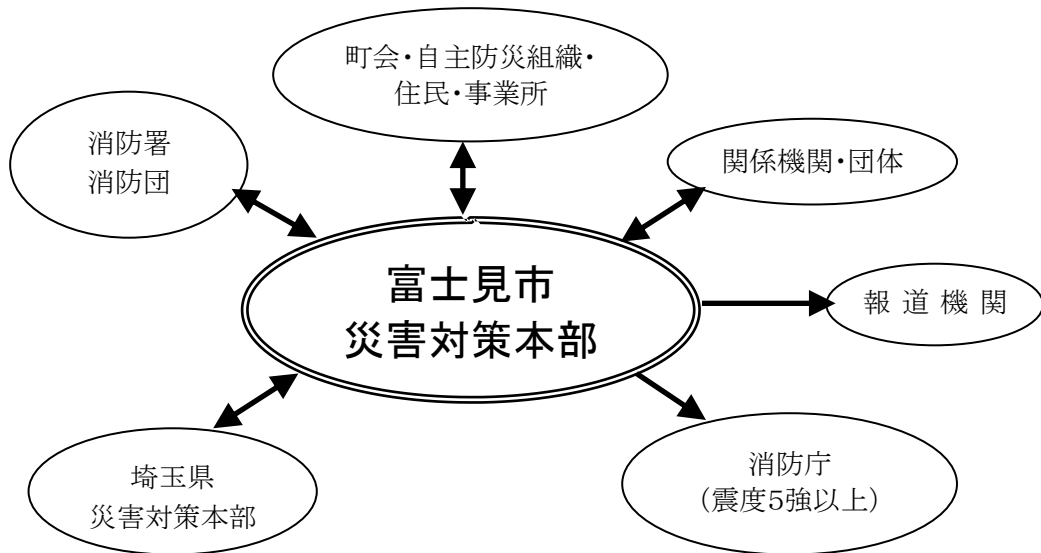
区分		平日（9：30～18：30） （消防庁応急対策室）	左記以外 （消防庁宿直室）
回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7778
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

- ② 消防、警察、ライフライン各社とは状況の変化に応じて随時情報交換し、有効な対策が行えるように体制を整える。

## 第5章 共通の災害対策

- ③ 自衛隊の災害派遣を必要とする規模の災害時には、自衛隊から派遣される連絡要員を受入れ、必要な情報を提供する。
- ④ 震度5強以上の地震を覚知した場合は、消防庁にも報告を行う。

災害時の情報収集・伝達系統



## 第2節 避難計画

災害が発生し、又はその恐れがあるときに危険区域内にいる住民等が安心して避難することができるよう、避難場所等の確保及び避難者を支援するための対策を行う。

ただし、大規模な災害直後の混乱時にあっては生命の安全を最優先に、本対策を基本として被災状況に応じて最も適切な措置を臨機応変に講じることとする。

### 1 避難計画の策定

市は、町会・自主防災組織等を通じて、避難組織の確立に努め、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルなどを整備する。

#### ① 災害時要援護者の避難計画

市は災害発生時に自力避難が困難な要援護者（一人暮らし高齢者や障がい者等）の居住地・緊急連絡先・避難支援内容等の情報を関係機関、町会・自主防災組織、民生委員等により平常時から共有し、災害時における迅速な安否確認、避難誘導の支援体制を構築する。

また、町会・自主防災組織、民生委員等と協力し、地域の災害時要援護者に対する災害時の避難支援方法等を定めた避難計画を作成する。

#### ② 施設の避難計画

学校、福祉施設等の管理者は、災害時に児童・生徒、入館者等の安全を確保するために、施設毎に災害の状況に合わせた避難の伝達、避難場所、避難誘導方法等を定めた避難計画を作成する。

### 2 避難場所の指定

避難場所は、施設の収容能力、機能、形態に応じて、避難所、福祉避難所、避難一時集合同所及び一時滞在施設に区分して、富士見市指定避難場所一覧表のとおり指定する。この指定場所の中から被害状況に応じて危険区域にできるだけ近い安全な場所を選定して「避難所」を開設する。

#### 【資料1-5-5 富士見市指定避難場所一覧表】

#### ① 避難所

避難者を屋内に収容する施設がある小中学校、公民館等の公共施設とする。

#### ② 福祉避難所

高齢者、障がい者で特に介護を必要とする避難者を収容し、介護するための施設等がある高齢者、障害者福祉施設とする。

#### ③ 避難一時集合同所

近隣の住民組織が避難所に避難するため、住民の安否を確認するために一時的に集合できる公園、広場、寺社、保育所、幼稚園等の公共的空間のある場所とする。

#### ④ 一時滞在施設

災害時における帰宅困難者を駅及び駅付近の公共施設、民間施設を一時的に受け入れる滞在施設として活用する。



## 第5章 共通の災害対策

### 3 避難路の選定

市は、市街地の状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。

- ① 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- ② 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- ③ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ④ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

### 4 学校等及び社会福祉施設における避難対策

#### (1) 学校等における避難対策

学校等においては、次のような避難計画を定めておく。

- ・避難実施責任者
- ・避難の計画
- ・避難誘導責任者及び補助者
- ・避難誘導の方法や避難経路の決定
- ・避難者の確認方法
- ・児童生徒の保護者への引渡方法

#### (2) 社会福祉施設等における避難対策

社会福祉施設における避難方法については、対象者の活動能力等について配慮して定めておくものとする。また当該施設職員のみでは避難誘導が困難と判断される場合は、各施設において、保護者、町会及び市から、避難行動に必要な人員の派遣を確保できるように、連絡体制を作っておくものとする。

- ・避難実施責任者
- ・避難の時期（事前避難の実施等）
- ・避難誘導責任者及び補助者
- ・避難誘導の方法や避難経路の決定（車両による搬出等）
- ・避難所の設定及び収容の方法
- ・避難者の確認方法
- ・家族等への引渡方法

### 5 市民への周知

次のことについて住民に周知を図るものとする。

#### (1) 避難所、避難経路等の指定

災害時における地域条件等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの具体的な避難所、避難経路等を定めるとともに、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても避難所がわかるように配慮し、住民に周知するものとする。

なお、避難所の指定にあたっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、高齢者・障がい者等、自力避難が困難な者に配慮し、福祉避難所の設置を推進するものとする。

#### (2) 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食糧、最低限の身の回り品等、最小限度のものとする。

### 第3節 避難活動

#### 1 避難の勧告又は指示の発令

##### (1) 実施責任者

避難の勧告、指示の実施は、次の者が行うものとする。

	実施者	災害の種類	要件	法令根拠
勧告又は指示	・市長、ただし市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	災害全般	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき、及び急を要するとき。	・災害対策基本法第60条
指示	・知事 ・知事の命を受けた職員 ・水防管理者	洪水及び地すべり	・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	・水防法第29条 ・地すべり等防止法第25条
	・東入間警察署長等警察官	災害全般	・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求のあったとき。 ・人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
	・自衛隊派遣部隊長等自衛官	災害全般	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	・自衛隊法第94条

##### (2) 避難の勧告・指示の基準

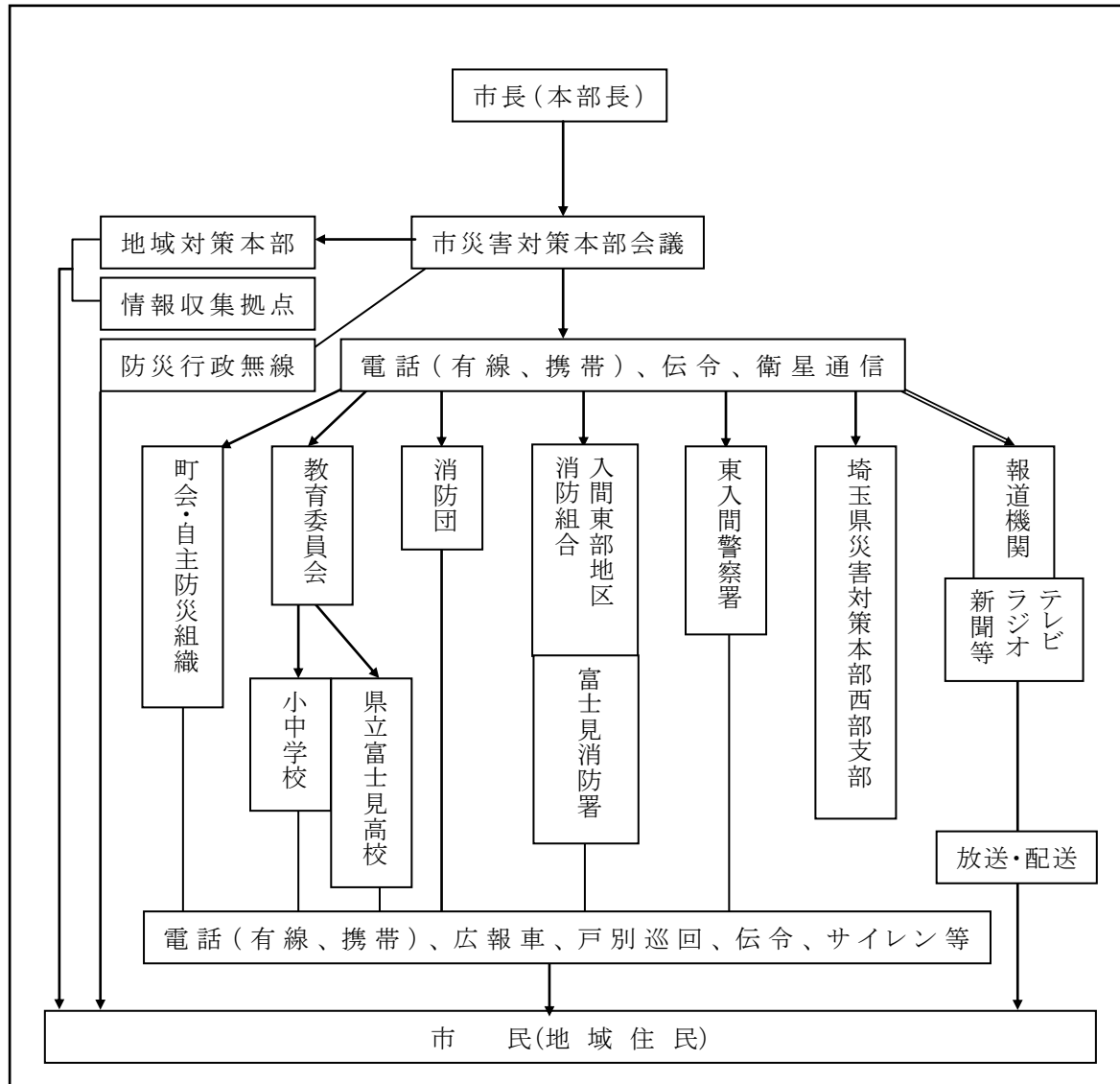
各種情報の総合的分析を基に該当地の町会長等と協議し、おおむね次の基準により実施するものとする。

- ① 気象台（気象官署、防災関係機関）から豪雨、台風に関する警報が発表され、避難を要すると判断されたとき。
- ② 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- ③ 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域（富士見市域）に危険があるとき。
- ④ 避難路が途絶し、被災者が孤立する恐れがあるとき。
- ⑤ 当該地域・町会で床上浸水の被害が拡大する恐れがあるとき。
- ⑥ 地震火災の拡大により市長が必要と認めるとき。
- ⑦ その他、災害及び危機の状況により市長が必要と認めるとき。

## 第5章 共通の災害対策

### (3) 伝達方法と系統

避難の勧告、指示の伝達方法は、次のとおりとする。



### (4) 避難の勧告・指示の伝達事項

避難の勧告・指示の内容として住民に伝達する事項又は避難上の注意事項は、下記のように定めておき非常事態の発生に際して混乱し、戸惑うことのないようにする。

① 避難の勧告、指示の発令者

「富士見市災害対策本部より避難勧告（指示）のお知らせをいたします。」など

② 避難の勧告、指示の理由

「ただいま〇〇川が〇〇地区で決壊しました。（大変）危険ですので」など

③ 避難の勧告、指示の対象範囲

「〇〇地区の住民は」など

④ 避難場所

「〇〇へ避難して下さい」など

- ⑤ 避難の誘導者  
「避難にあたっては〇〇（警察官、消防団など）の指示に従ってください」など
- ⑥ 警戒区域の設定  
「〇〇地区（〇〇～〇〇間の地区）は警戒区域に指定しましたので、〇日〇時から許可なく立ち入りはできません。」など

#### (5) 避難又は指示発令の報告等

避難の勧告又は指示を行った場合は、以下により必要な事項を報告・通知する。

- ① 関係機関への報告・通知
  - ア 市長が行う避難勧告又は指示  
市長→(報告) →県知事
  - イ 警察官が行う避難措置
    - (ア) 災害対策基本法に基づく措置  
警察官→(通知) →市長→(報告) →県知事
    - (イ) 職権に基づく措置  
警察官→警察署長→県警察本部長→公安委員会→県知事・市長

## 2 市民の自主避難

- ① 避難路の安全性の確認  
平時から一時集合場所、避難所及び避難路の確認を個人、住民組織ごとに確認をしておき、避難者は、指定された避難路の安全を確認した上で避難する。指定された避難路が火災の延焼等、危険性がある場合は、安全な経路を選択して避難する。
- ② 避難方法  
避難勧告等により避難所へ避難する場合は、やむを得ない場合を除いて原則として、町会・自主防災組織等の住民組織ごとに集団で避難行動をする。また、自主防災組織は、民生委員、ボランティア等と協力し、高齢者、障がい者、自力避難困難者等、災害時要援護者の避難を支援する。
- ③ 避難の心得  
避難時は、自動車を避け徒歩により避難する。また、服装は軽装で動きやすい服装とし、携帯品は氏名標、貴重品並びに水・食料（1日分）等の最小限のものとする。

### 各状況における避難時の留意点

- ① 避難に関しては、必ず火気危険物などの始末を完全に行う。
- ② 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火し易い薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- ③ 避難者は氏名標（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもので水にぬれても良いもの）を携行する。
- ④ 避難者は、1日分程度の食糧、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
- ⑤ 服装は軽装とするが、素足を避け、帽子、雨具、最小限の肌着等の着替えや必要に応じて防寒具を携行する。
- ⑥ 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さない。
- ⑦ 上記のうち平常時から用意しておける物品等は、「非常持出し」と標示した袋等に入れて、迅速に持ち出せるようにしておく。
- ⑧ 病院、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市役所、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。

### 3 避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

- ① 避難者の誘導は市職員、警察官、消防機関の職員、消防団員等が協力して行い、そのいとまがない場合は各地域の代表者（町会長や自主防災組織のリーダー）が統制を図るものとする。
- ② 避難の順序は、おおむね次の順序で行うこととする。  
(1) 病弱者、障がい者 (2) 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童 (3) 一般住民
- ③ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町会単位で行うこと。
- ④ 誘導経路については避難開始前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張りを行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、また、浸水地等には道路が冠水すると、側溝との区別がつきにくいいため必要に応じ、舟艇、ロープ等の資材を配置して誘導の安全を期するものとする。
- ⑤ 避難行動に伴う混乱の発生を防ぐために避難の誘導者は、警察や防災関係機関と協議を行う。
- ⑥ 避難の移送及び輸送は、避難者が自主的に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。

<b>避難誘導時の留意点</b>	
① 誘導員は、き然たる態度で、避難経路及び避難地を明確に指示すること。	住民は、恐怖心や不安感など心理的に動揺している状況下にあるので、特に避難行動の立ち上がりの際は、危機感をあおらず、相手の心理を動揺させないように、冷静、沈着な音声と語調で、確固たる信念のもとに、誘導員の指示に従って行動すれば絶対に安心である旨を納得させる。その際は、避難行動に移る前に集団の人員配置（男性を前後に配置する等）を指示することも忘れてはならない。
② 誘導員自らパニック状態に巻き込まれないようにすること。	誘導員は、自制心を旺盛にし、群衆に迎合してパニック状態に巻き込まれないようき然たる態度を保持し、避難者のパニックが予想される時は、まず、警笛等により群衆の注意を喚起し、群衆が押し合わないで冷静に秩序正しく避難するよう呼びかける。
③ 避難行動の際は住民の協力も得ること。	自力歩行不能者に対しては、救急車等が到着するまで簡易担架の活用により、付添人や住民の協力を得て避難行動をとらせること。
④ 住民を決して走らせないこと。	避難する大勢の住民のうち1人でも走る者が出るとパニックを誘発することとなるので、住民を走らせることなく整然と行動させること。
⑤ 住民の携行品は必要最小限度にとどめること。	携行品は、貴重品や最小限度の着替え、日用の身の回り品程度にとどめ、円滑な避難行動に支障を来さないようにするとともに、荷物による退避・避難所における占有場所を少なくする配慮が必要である。
⑥ 避難等をしない者は説得すること。	避難の指示があっても指示に従わない住民も出てくるのが予想されるが、そのような場合には「ここに居ては危険である」ことや「家財等の警備体制は十分である」こと等を説明し、行動を共にするよう説得すること。

また、適切な住民と誘導員の人員配置は、大人の集団の場合は約 50 人に 1 人、児童の集団の場合は約 20 人に 1 人位と考えられている。

#### 4 避難所の設置基本方針

災害によって住居が浸水、流失、焼失又は地震による倒壊などにより救助を要する被災者に対して宿泊、給食等の救援救護を実施するため、避難所を開設し、収容保護するものとする。

##### (1) 避難所の開設

- ① 開設予定避難所は、災害に対し安全な建物で、給水、給食施設を有するもの又は給食施設を急造し得るもの及び比較的容易に搬送給食し得られる条件にあるもののうちから選定するものとし、被災地に近く集团的に収容できる既存建物を利用する。既存建物を利用することができない場合は、野外にテント、プレハブ等を仮設する。

【資料 5-13 震災時における緊急設備支援に関する協定書（株）セレスポ】

## 第5章 共通の災害対策

避難所は、耐水構造（鉄筋又はブロック建をいう）の建物（学校、公民館、体育館等）を利用する。

### ② 避難所の収容

収容対象者は、次の者とする。

#### ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場を失った者〔全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、日常生活する場所を失った者〕

(イ) 現に災害を受けた者〔自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅館、下宿屋の宿泊人、一般家庭の来訪者、通行人等）〕

#### イ 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

### ③ 収容期間

避難所を開設しうる期間は、災害発生の日から7日以内とし一時収容した避難者に対して応急保護をした後、縁故先又はその他へ分散転出するよう指導し、食糧及び衣類等の供給は、それぞれの計画に基づいて行う。

大規模災害の場合は、応急復旧状況等を考慮して県と協議して期間の延長等を行う。

## (2) 避難所の運営

### ① 避難所管理責任者の派遣

市長は、避難所を開設したときは、建物及び収容者の安全管理のための管理責任者を派遣しなければならない。また、運営にあたって管理責任者は、その施設管理者と十分な連絡協議を行うものとする。

### ② 避難所機能の強化

各小学校（中学校1校を含む）については、災害対応型ガスバルクタンク（LPガス貯蔵タンク）を安定的な熱源として活用することにより、避難所機能の強化を図る。

また、避難所備品の充実を図るとともに避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

### ③ 避難状況の把握

ア 管理責任者は、避難所を開設したときは、直ちに次の事項を市長に報告する。

イ 開設の日時、場所、施設名

ウ 収容人員

エ 給食の要否、給食の必要量

オ 管理責任者は、市長に収容者の状況を一定時間毎に報告する。

カ 避難所職員は、避難所開設日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。

### ④ 避難所の運営

運営に当たっては、「避難所運営マニュアル」に基づき、原則として町会・自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。

女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織への女性の参画を促進し、男女の人数比率等を十分に考慮する。

## ⑤ 災害時要援護者や女性への配慮

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者や女性に配慮し、男女別更衣室、物干し場、男女別トイレ、授乳スペース等は開設当初から設置できるように努める。

また、避難所における情報提供を確実にを行うため、視覚障がい者や聴覚障がい者の特性を踏まえた配慮を行う。

女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。また、女性の相談員を配置もしくは巡回させ、女性や災害時要援護者のニーズの変化に対応できるように配慮するとともに、女性が活用しやすい相談窓口の設置を心がける。

なお、女性に対する相談員窓口を積極的に活用する。

## ⑥ 給食、給水、その他物資の支給

避難所職員は、市によって調達された食糧等について、災害対策本部の指示に従い配分計画を樹立し、実配分にあたっては収容被災者の協力を得て公正に実施する。

## ⑦ 災害時要援護者等に必要な物資等の整備

災害時要援護者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

## ⑧ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

## ⑨ 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、保健師等による健康相談の実施体制確保等の措置をとる。

高齢者や障がい者等の災害時要援護者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

## ⑩ 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し使用させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

また、居室以外の専用スペースで使用した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。



### 第4節 帰宅困難者対策

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を関係機関と研究・協議し、実施していく。また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

#### 1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

#### 2 住民等への啓発

市は、「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点について住民に啓発する。

- ① 徒歩帰宅に必要な装備（リュック、スニーカーなど）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路を日頃から確認しておくこと
- ② 無理な帰宅行動は、自身の安全に危険をもたらす可能性があるばかりではなく、消火活動や救出活動などの災害対応業務に支障をきたすため、帰宅の判断は慎重に行うこと
- ③ 災害時伝言ダイヤル171等を利用した家族安否等の確認の方法
- ④ 地域での救出救護に協力すること
- ⑤ 飲料水や軽食品等の携行に心がけること
- ⑥ ホームページやツイッター等を利用した情報の入手方法

#### 3 関係機関との連携

##### (1) 鉄道事業者

- ① 鉄道事業者は、関係機関等と連携し、災害時における避難誘導についての計画を立案するとともに、円滑な避難誘導ができるよう努めるものとする。
- ② 市は、交通機関途絶による帰宅困難者に対する情報の提供方法等について、鉄道事業者と協議する。

##### (2) 事業所等への要請

市は、職場や学校などで帰宅困難となった従業員や生徒等に対し、適切な対応を行うことができるよう、事業者等に次の点を要請する。

- ① 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食糧、情報の入手手段の確保
- ② 水や食料、毛布などの備蓄及び仮泊場所等の確保
- ③ 周辺地域との協働

#### 4 情報発信手段の確保

市は、発災時に市外等にいる市民が無理な帰宅行動を起こさずにすむよう、市内の被災状況等についての情報を発信する手段を整備する。

## 第5節 備蓄計画

災害時に必要な食料は、県、市、市民がそれぞれ1日分を備蓄しておくこととする。

また、飲料水、生活物資及び資機材等の備蓄は、緊急調達することが困難あるいは長時間を要するものについては、市が備蓄基準数量を計画的に確保しておくこととし、その他のものについては、協力協定を締結している自治体や企業等から調達するものとする。

なお、調達数が不足または調達が不可能な場合、市長は県知事に支援を要請する。

備蓄品は原則として避難所となる小中学校に分散して配置し、適正に維持管理することとする。ただし、給水資材は浄水場に保管する。

市民は家族状況を、また企業・事業者は従業員数（帰宅困難者を含む）等の状況を考慮して、一人当たり1日分の飲食料及び必要な物資や機材等を備蓄しておくものとする。

### 1 供給対象者数の把握

「富士見市地震被害想定調査（平成25年）」により、長期避難者数は1,479人と推測されている。また、全壊棟数が約354棟と予測しており、これを「埼玉県地震被害想定調査（平成19年3月）」の富士見市データから推測し、一時最大避難者数は約6,000人とする。また、発災直後の受水支障者は約7.4万人と推測されている。

これらの被災者に1日分、災害救助従事者に1.5日分の飲食料等の必需品を供給できる体制を確立する。

### 2 備蓄方法及び基準

備蓄方法は、市があらかじめ購入保管する在庫備蓄と市内（近隣を含める）関係企業等が保管する流通在庫から購入する等、物品ごとに適切な方法により確保する。

また、不足する場合は県、関係機関・団体、協定自治体等に応援を求める。

#### (1) 飲料水等の備蓄

##### ① 行政備蓄

##### ア 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、り災者及び災害によって上下水道施設が被災し、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

##### イ 目標給水量

次のとおりとする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル／人・日	生命維持のための最低限必要な水量
4日～7日目	20リットル／人・日	調理、洗面等生活に最低限必要な水量
8日～20日目	100リットル／人・日	通常的生活で不便であるが、生活可能な必要水量
21日～28日目	250リットル／人・日	被災前の通常給水量

##### ウ 飲料水の確保

災害時の飲料水を確保するため、浄水場施設等、耐震性貯水槽及び災害時飲料用井

## 第5章 共通の災害対策

戸の整備を図っている。

### ② 個人備蓄

各家庭において、日ごろから災害に備えて、最低3日分程度の飲料水を備蓄するよう指導・啓発を図る。

### ③ 民間井戸の活用

市民が所有する井戸で、災害時に市民に開放できるものを、「災害時飲料用井戸」、「生活用水として使用する登録井戸」として指定し、災害時の市民の生活用水の確保を図っている。

【資料2-1-3 プロパン業者一覧】

## (2) 食糧・生活必需品・その他の備蓄

### ① 備蓄品への配慮

#### ア 備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとする。備蓄品目及び基準は以下のとおりとする。

【資料1-5-6 備蓄方法と基準】

#### イ 災害時要援護者への配慮

幼児、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、本市及び県は、食べやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食糧の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、避難所等ではアレルギー食品注意カードを配布する等、周知を図る。

#### ウ 女性への配慮

生活必需品については、避難時の女性用品の不足に注意し、女性向け物資の備蓄に十分配慮するなど、女性の視点等に配慮した災害用備蓄物資を整備する。

#### エ 避難生活への配慮

避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。

## 第6節 医療計画

災害発生時には、救助や医療を必要とする多数の傷病者が発生することが予想されるため、これらの救助及び医療需要に迅速かつ的確に対応しなければならない。災害時の救急救助及び医療体制を確保するため、平常時より救急救助体制、初期医療体制及び後方医療機関を含めた広域的な医療応援体制の整備を図る。

なお、後方医療機関とは、救護所や近隣の医療機関で対応できない重症者等に対する治療及び入院等の救護を行うものであり、災害拠点病院を中核とした県内の中心的な病院がその役割を担う。

### 1 救急救助体制の整備

#### (1) 資機材の整備

消防は、同時に多数の救急救助活動ができるよう、救出用資機材や応急処置のための医療用資機材の整備を推進する。

#### (2) 地域における救護能力の向上

消防は、消防団及び住民等に対する救急救助訓練を行うなど、各地域における消防団及び自主防災組織を中心とした救助能力の向上を図る。

#### (3) 傷病者搬送体制の整備

消防は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するために、収容先医療機関の被害状況及び空き病床数等の必要な情報が把握できるよう、災害時の医療情報体制を確立するとともに、効率的な出動体制及び搬送体制を整備する。

### 2 初期医療体制の整備

市は、富士見医師会、富士見市歯科医師会、富士見市薬剤師会及び埼玉県接骨師会川越支部富士見市会等と協議し、以下の初動医療体制を確立する。

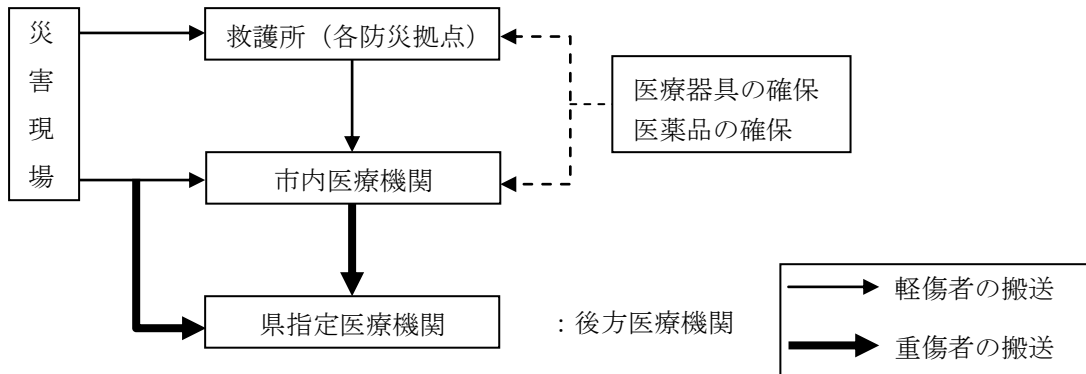
- ① 救護所の設置
- ② 医療救護チームの編成及び出動
- ③ 医薬品、医療用資機材等の確保
- ④ 救護所における医療活動

### 3 後方医療機関との連携

市は、救護所、市内医療機関及び消防との十分な情報連絡体制の整備に努めるとともに、後方医療機関と連携し、救護所や市内医療機関で対応できない重症者等の搬送体制を整備する。

## 第5章 共通の災害対策

医療救護の流れ



## 第7節 災害ボランティアの受入れ計画

### 1 受入れ体制の確保

#### (1) 受入れ窓口の設置

災害発生後、富士見市ボランティアセンター（富士見市社会福祉協議会）は速やかにボランティア受付窓口を設置する。設置場所は、原則的に富士見市社会福祉協議会内とする。被害により、設置場所が変更される場合には、変更内容を防災行政無線、広報車及び災害対策本部を通じて報道機関等より周知する。

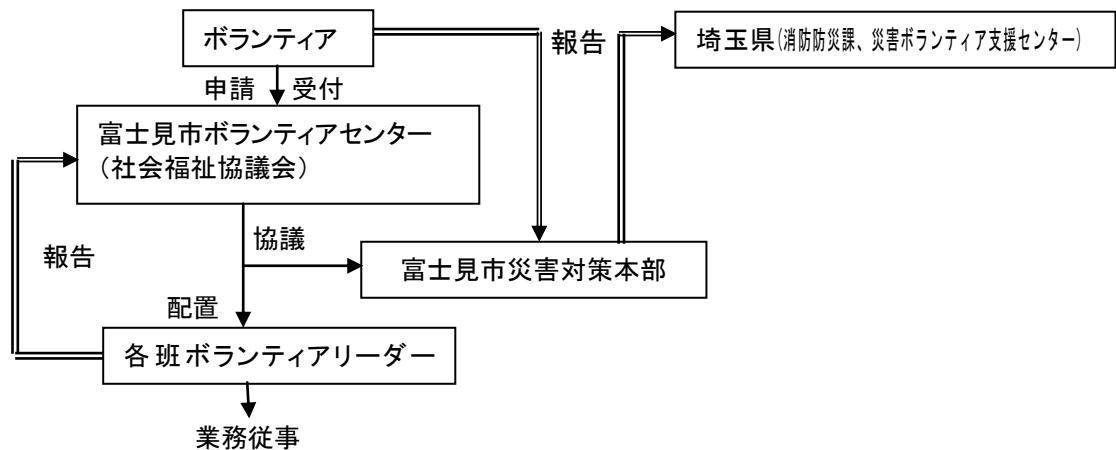
#### (2) ボランティアの受付及び県への報告

富士見市ボランティアセンター（富士見市社会福祉協議会）は、ボランティアの受付に際しては個別に以下の各項目について調査し記録する。また、配置先の各班のボランティアリーダーからの業務内容に関する報告を受けた後、災害対策本部を通して県へ速やかに報告する。

#### (3) 応援の要請

ボランティアが不足する場合には、県及びボランティアセンター支援対策室に対し、災害対策本部がボランティアの派遣の要請をする。これらの受入れに際しても(2)と同様の手順を進めるものとする。

ボランティア受入系統図



## 第8節 関係法の適用手続き

### 1 激甚災害の指定

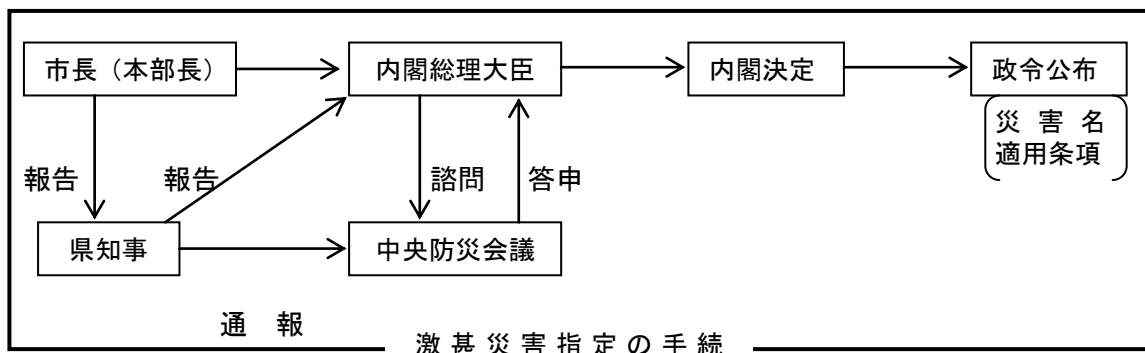
#### (1) 激甚災害指定の手続

市は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

市長（本部長）は、速やかにその状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。県知事はこれを受けて、内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断した時は、中央防災会議の意見を聞いた上で激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を規定することとなり、これに必要な財政的援助措置がとられる。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。



#### (2) 激甚災害に関する調査

① 市長（本部長）は、市域内に災害が発生した場合は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況を県知事に報告する。

【資料1-5-7 激甚災害指定基準】

【資料1-5-8 局地激甚災害指定基準】

② 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の事項について行う。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- オ 災害に対してとられた措置
- カ その他必要な事項

## 2 災害救助法の適用

### (1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的な適用基準は以下のとおりである。

指標となる被害項目	適用の基準	該当事項
・富士見市内の住居が滅失した世帯数	100世帯以上	第1項第1号
・埼玉県内の住居が滅失した世帯数、 そのうち富士見市内の住居が滅失した世帯数	(県) 2,500世帯以上 (市) 50世帯以上	第1項第2号
・埼玉県内の住居が滅失した世帯数、 そのうち富士見市内の住居が滅失した世帯数	(県) 12,000世帯以上 (市) 多数	第1項第3号
・災害が隔絶した地域で発生したものである等 災害にかかった者の救護を著しく困難とする 特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯 の住家が滅失したものであること	厚生労働省令で定める 特別の事情がある場合	第1項第3号 後段
・多数の生命又は身体に危害を受け又は受ける 恐れが生じた場合	厚生労働省令で定める 基準に該当すること	第1項第4号

### (2) 災害救助法の適用手続

- ① 市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（本部長）は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- ② 災害救助法第30条の規定により、災害救助法第23条の救助については、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長（本部長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その措置に関して知事の指揮を受けなければならない。



## 第5章 共通の災害対策

### (3) 災害救助法による主な救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊き出し、食糧の給与	7日以内	市
飲料水の給与	7日以内	市
生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内 (ただし分娩した日から7日)	医療班派遣 =県及び日赤、医師会(ただし委任したときは市)
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定=市 設置=県(ただし委任したときは市)
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1ヶ月以内	市
死体の捜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

【資料2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

## 第Ⅱ部 震災対策編

---



# 第1章 震災予防計画

## 第1節 災害に強いまちづくりの推進

### 1 土地利用の適正化

宅地等の開発や道水路等の都市基盤整備においては、本市の地形、地盤状況を考慮し、あらかじめ液状化や崩落、浸水等の対策をしておく必要がある。

そのため、市は各種関係法令に則り適正かつ安全な土地利用を推進する。また、市民、事業者が協力して、必要な情報を共有し、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な土地利用の適正化を図る。

### 2 建築物等の耐震化

#### (1) 公共施設等

市は、大規模な地震によっても市が所有・管理する施設、設備の機能が維持できるよう現行の耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要な改修、補強等の適切な処置を順次行う。

また、構造物の強さを増大させるだけでなく、柔軟性や粘りを高めることを基本とし、地盤流動の影響等地域状況を配慮して付帯設備や植樹等適切に配備していく。

#### (2) 一般建築物

市は、新築建築物については、関係法令の遵守や軟弱地盤対策、外装材の落下防止対策等の助言、指導を行う。また、既存建築物については、啓発、相談等耐震化の促進を図るための事業を推進する。

##### ① 耐震診断・耐震改修助成金の交付

耐震診断を実施する市民の費用を一部助成する。また、診断の結果改修が必要となり、改修を実施する場合も費用の一部を助成する。

##### ② 建築関係団体との協力

建築関係団体と協力し、民間建築物の耐震化の確保を図る。

### 3 危険要因の点検と改善

#### (1) 転倒、落下対策

市は、市民、事業者と協力してブロック塀、石塀等の補強や生垣化を促進し、避難の障害となる建設・道路設備、自動販売機、窓ガラス、看板及び屋内の家具等の転倒、落下対策について周知し、危険要因を点検、改善するよう啓発する。

#### (2) 急傾斜地対策

市は、急傾斜地の開発行為にあたり、斜面状況の調査を十分行い、流下水及び湧水の処理、摩擦杭の打ち込み、法面の植栽等安定化、崩落予防対策に配慮するよう指導する。

土地所有者、管理者又は占有者は、地震、豪雨等の災害時には、亀裂、陥没、隆起、

## 第1章 震災予防計画

建物・立木の傾斜、赤土の流出などの異常がないか観測し、異常があった場合は速やかに情報を市及び付近住民に伝達しなければならない。

【資料2-1-1 市内の急傾斜崩壊危険個所一覧】

### (3) 危険物施設対策

#### ① 消防法危険物取扱施設

過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。このため、入間東部地区消防組合はこれらの実態把握に努めるとともに、消防法に基づく規制の強化、立入検査による事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

#### ② 毒劇物取扱施設

毒劇物取扱施設内の毒劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害を相乗的に拡大するおそれがある。

このため、入間東部地区消防組合は貯蔵設備及び配管の耐震化等に重点をおいた現状の把握と指導及び立入検査を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

#### ③ 高圧ガス施設

過去の震災例に基づき高圧ガス保安法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が強化されているほか、県の指導基準により指導が行なわれている。

入間東部地区消防組合は、高圧ガス保安法に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する取締指導の強化及び普及啓発を図る。

#### ④ 火薬類施設

火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが、厳しく規制されている。しかし、万が一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。

このため、入間東部地区消防組合は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する取締指導、普及啓発を図る。

## 4 ライフライン対策

### (1) 上水道施設対策

基幹管路や浄水場施設の耐震化をさらに推進するとともに、給水資材等の備蓄や近隣市町及び指定工事店組合等と協力し、迅速な対応が可能な復旧体制を確立する。

具体的には、耐震性を有するダクタイル鋳鉄管への布設替や浄水場の配水池等の耐震化対策を実施していく。また、みずほ台中央公園に設置してある耐震性貯水槽(60t)及び小中学校の災害時飲料用井戸を有効に活用し、さらに民家の井戸についても所有者の協力を得て必要な水を供給できるようにする。

【資料2-1-2 災害時飲料用井戸、生活用水として使用する登録井戸一覧表】

### (2) 下水施設、トイレ対策

下水施設の耐震性の向上、複数系列化、下水道台帳の複数保管、応急復旧機器・資材

の備蓄や迅速な確保、近隣市町との協力体制の確立等の対策を図る。管渠周辺の地盤が液状化するおそれがある場合は、地盤改良等の対策を行い、新設する下水道施設については、可とう性継手を用いるなど耐震性の強化を図る。

また、トイレについては公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすことから、仮設トイレ等の設置や下水マンホール、既存浄化槽の利用等により、迅速に応急措置ができるように資機材の備蓄を図る。

### (3) ガス対策

各事業者が供給設備の安全化と迅速な復旧対策を行う体制を整備しておく。また災害時に二次災害が発生しないようにし、消防機関等との緊密な緊急連絡体制を確立する。

#### 【資料 2-1-3 プロパン業者一覧】

大東ガス（株）が行っている震災対策

#### ●ガス供給施設

- ・新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し、計画的に取替えまたは補強など必要に応じた対策を講じる。
- ・需要家の建物内でのガス漏洩を防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進する。
- ・二次災害の発生を防止するため、日本ガス協会の定める基準及び大東ガス（株）が実施する遠隔監視・緊急巡回他の情報収集の結果が大東ガス（株）の定める被災基準に達した場合あるいは達したと想定される場合、速やかに供給を停止するための遠隔遮断装置を設置する。

#### ●検知・警備設備

- ・災害発生時等において速やかに状況の把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。

ア 地震センサー（S Iセンサー）

イ ガス漏れ警報装置

ウ 圧力計

エ 流量計

市は大東ガス（株）に対し、ガス設備の耐震化計画・同設計に資する資料（土砂災害防止法に定める盛土崩壊等の可能性のある特定地区や液状化地区に関する資料等）の提供をする。

### (4) 電気施設対策

東京電力（株）は非常災害（自然災害や内部要因、外部要因等により電力設備が被災し、人身災害が発生すること、周囲環境に多大な影響を及ぼすこと、広範囲・長時間停電となり社会・経済システムに機能障害をもたらすこと等）の発生を防止する、また、発生した場合は災害の規模を軽減し、早期に健全な状態に復旧する。

東京電力（株）の電気施設は以下に示す耐震設計に基づいて設置されている。

## 第1章 震災予防計画

### ●変電設備

- ・機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。

### ●送電設備

#### ①架空線

- ・電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

#### ②地中線

- ・終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。

### ●配電設備

#### ①架空線

- ・電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

#### ②地中線

- ・地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。

なお、停電が発生した場合には、停電範囲をインターネット上で提供し、市にも連絡を行う。

## (5) 通信設備対策

通信事業者は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平常時から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合には、市と連携を図り、通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

## 5 延焼防止対策

公園、緑地、農地、道路等の空間は、地震災害には大火災の延焼を防止し被害を軽減するばかりでなく、避難や救援活動に、また平常時には地域の環境保全やコミュニケーションに役立つことから、市は防災に十分配慮した整備をすすめる。なお、災害時における市民の安全確保を図るため、土地所有者の協力を得て、防災協力農地の指定を推進する。

既成市街地の密集住宅地域の防災性を高めるために、国、県等の関係機関と連携して再開発や不燃化等の震災に強いまちづくりに向けた対策をすすめる。

## 6 応急危険度判定体制の整備

市は、余震等による建築物崩壊等の二次災害を防止し、被災状況を正確に把握して応急復旧対策を速やかに実施するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速に行う必要がある。

このため、平常時から市職員を応急危険度判定士に育成し、また市内有資格者の協力を得て実施体制の整備を図るとともに、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図る。

## 7 緊急輸送ネットワークの整備

市内における効率的な緊急輸送を行うために、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町、関係機関、関連企業と協議の上、防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

### (1) 緊急輸送道路の指定

災害が発生した場合においても、緊急輸送が直ちに行えるよう輸送道路のネットワークを整備し、国道、県道、市道と市役所及び各地域の避難所を原則的に複数経路で結ぶようにする。

これらの道路に関しては、発災後、直ちに通行が可能となるように、障害物の除去等の体制を整備する。

### (2) 平常時からの対策

指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建物、瓦礫等の障害物の発生を最小化させる。また、緊急輸送道路内の重要な箇所や大きな被害の発生可能箇所については、関係機関と協力し、調査・検討を行う。

なお、平常時から、応急復旧資機材の整備を行うとともに、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、(社)埼玉県建設業協会との連絡を密にして、あらかじめ応援体制を整備しておく。

### (3) 市民への周知

市民に対しては、指定される緊急輸送道路に関してその位置や役割を周知する。

## 8 地盤災害の予防

### (1) 軟弱地盤区域の安全措置

#### ① 地盤沈下

広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を呈しさせることを目標とする。ただし、市の地域防災計画に位置付けられた震災時の消化用水、飲料水に利用する非常災害用井戸については、上記の対象外とする。

なお、井戸の新設は埼玉県生活環境保全条例によって、井戸の新設を規制している。

#### ② 液状化

市は、液状化現象が予測される地域や市民に対して、液状化の仕組みや各種液状化対策工法に関するパンフレット等を配布するなど、液状化対策の普及・啓発に努める。



## 第1章 震災予防計画

### (2) 宅地等の安全対策

#### ① 災害防止に関する指導等

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

#### ② 指導基準

##### ア 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

##### イ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

##### ウ 盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り防止ぐい等の安全措置を講ずる。

#### ③ 安全対策

大規模盛土造成地について、盛土造成地の安定性を確認し、変動のおそれがある場合は、総合的な対策を推進する。

## 9 大規模停電対策

### (1) 施設の管理・維持

東京電力株式会社は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

### (2) 復旧活動体制の整備

市及び東京電力株式会社は、平常時から電気施設業者と情報交換を行い、大規模停電に対する円滑な復旧活動が行えるよう体制を整備する。

### (3) 避難所における停電対策

市は、大規模停電時における避難所の電力の確保を図るため、非常用発電機の整備を推進する。

### (4) 広報体制の整備

市は、突発的な停電や、電力供給能力の低下による計画的停電等に備え、東京電力と連携を図り、市民へ迅速かつ正確な情報を伝達できるよう広報体制を整備する。

## 第2節 災害時要援護者等の安全確保の推進

### 1 社会福祉施設入所者の安全確保

市は、各施設管理者に対し震災等緊急時の初期対応や指揮命令系統の策定、職員、入所者への周知徹底を指導する。

施設管理者は、入所者及び職員、建築物等の安全確保を図るため、あらかじめ対応マニュアルを策定し、避難等において地域住民の協力が得られるよう必要な体制の整備に努める。

#### ① 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

#### ② 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

#### ③ 被災した在宅災害時要援護者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要援護者を受け入れるための体制整備を行う。

#### ④ 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、必要な物資等を備蓄するよう努める。

#### ⑤ 防災教育及び訓練の実施

市は、施設管理者が施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するよう努める。

#### ⑥ 施設の耐震対策

市は、施設管理者に対し、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

### 2 在宅者の安全確保

市は、災害発生時に自力避難が困難な要援護者等の安全確保を図るため、地域とともに災害時における迅速な安否確認、避難誘導等の支援体制を確立する。

#### ① 災害時要援護者の把握

市は、平常時から「災害時要援護者リスト」及び「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」等を作成し、災害時要援護者の所在、緊急連絡先等を把握しておく。なお、「災害時要援護者リスト」、「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」については、要援護者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分配慮するとともに、地域において避難支援に携わる町会長及び民生委員、自主防災組織等と情報共有し、要援護者の避難支援に万全を期するものとする。

#### ② 障がい者等に配慮した施設整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入り口のある避難所の整備、明るく大き目の文字を用いた防災標識の設置等災

## 第1章 震災予防計画

害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進する。また、災害時要援護者の誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、民間施設に対しても指導を行う。

### ③ 災害時要援護者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、災害時要援護者への災害情報の伝達を効果的に行うための手段を講じるとともに、災害時要援護者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、災害時要援護者の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

### ④ 避難支援プラン（個別計画）の作成

市は、災害時要援護者への効果的な救援・救護を行うため、地域の協力を得ながら要援護者ごとに個別の避難支援プランの作成を進めるものとする。

### ⑤ 防災教育及び訓練の実施

市は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報誌、パンフレット、ちらしの配布などを行う。また、町会・自主防災組織は、地域における防災訓練を実施し、地域住民に訓練を体験させるとともに、災害時要援護者の救助・救援に関する訓練も実施するように努める。

### ⑥ 支援体制の構築

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

また、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

## 3 外国人の災害対応力向上対策の推進

### (1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

### (2) 防災基盤の整備

市は、災害時に外国人が自ら必要な情報を収集し生命財産の安全を図れるよう、平常時から案内表示に英語等を併記するように努める。

### (3) 防災訓練の実施

市は県と協力しながら、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

表 国際交流団体

団体名	所在地	電話番号
富士見市国際友好協会	富士見市鶴馬 1800-1	251-2711
ふじみの国際交流センター	ふじみ野市大井 2-5-10 うれし野まちづくり会館 2階	256-4290

### 第3節 公共施設・公共的施設等の安全対策の推進

#### 1 耐震性の向上

公共施設の管理者は、地域防災拠点となる施設及び避難場所となる施設を優先して計画的に耐震化を推進し、公共的民間施設についても安全対策の充実促進を図る。

#### 2 防災マニュアルの策定

公共施設及び公共的施設の管理者は防災マニュアルを作成し、定期的に見直しものとする。

また、学校防災マニュアル策定にあたっては、次のことに留意しながら各学校の実情に応じて行う。

##### (1) 災害事前対応

災害時に児童生徒の安全を確保するために、日頃から講じておくべき措置

- ① 学校防災計画
- ② 防災組織
- ③ 防災教育・避難訓練の推進
- ④ 災害に備えた安全管理
- ⑤ 災害時における保護者との連絡方法
- ⑥ 教育委員会、警察署、消防署、消防団への連絡網及び協力体制
- ⑦ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法

##### (2) 災害発生時対応

災害時に被害を最小限に食い止め、迅速に対応するための措置

- ① 災害発生時の児童生徒の安全確保
- ② 避難所としての適切な対応

##### (3) 災害事後対応

災害発生後、一段落した後の対策

- ① 学校の教育活動再開に向けての対応
- ② 児童生徒の心のケア

# 第2章 震災応急対策計画

## 第1節 初動体制

阪神・淡路大震災では国をはじめ被災自治体、防災機関の初動体制の遅れが指摘されている。

市は、地震による被害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、職員の非常招集をはじめ迅速に活動体制を確立し、市民及び関係機関・団体並びに国、県、近隣市町及び指定行政機関等の協力を得て、全機能をあげて市民の生命、財産を守るための応急対策活動を行うものとする。

災害対策本部は震度に応じてあらかじめ定めた基準により参集した職員により、状況に応じて柔軟に組織を運用し、地震被害想定調査結果を踏まえた正確な情報処理により、適切かつ効果的な災害対応を図るものとする。

## 第2節 広報広聴対策

被災者は不安な心理状態にあることから必要な情報を正確かつ迅速に提供し、パニックの発生を防止しなければならない。

### 1 災害時の広報

【資料2-2-1 災害時の広報文例】

#### (1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- ① 地震発生と被害状況
- ② 市災害対策本部の震災対策状況
- ③ 住民に対する避難勧告、指示等に関する事項
- ④ 災害救助活動状況
- ⑤ 電気、ガス、水道等の状況
- ⑥ 公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況
- ⑦ 電話の通話状況
- ⑧ 埼玉県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- ⑨ 支援情報（避難所、医療救護所、支援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- ⑩ 流言、飛語の防止に関する情報

#### (2) 初動期の広報手段

初動期の広報は、下記的手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- ① 防災行政無線による広報

- ② テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の報道機関への情報提供による広報
- ③ 防災メール、緊急速報メール等
- ④ 公用車による広報

### (3) 生活再開時期の広報

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

#### ① 生活再開時期の広報の内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

##### ア 第1期（3日～1週間程度）

災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難所を中心に広報する。

##### イ 第2期（2～3週間目）

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。

##### ウ 第3期（4週間目以後）

避難所での避難生活から仮設住宅等での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。

#### ② 生活再開時期の広報の手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、避難状況別に様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段である。特に行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として非常に有効であることから、迅速に地震災害時の広報紙を発行する。

## 2 報道機関による広報活動

災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、埼玉県を通じ、NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブに対して行う。ただし、やむを得ない場合は市から直接要請する。

【資料2-2-2 災害対策基本法に基づく放送要請依頼用紙】

## 3 広聴活動

被災者の要望に的確に応える対策を進めるために避難所等に調査員を派遣し、応急対策の状況を把握するとともに被災者の意見を聴取する。また、県及びボランティア団体と連携し、相談窓口を開設し各分野の担当職員が相談の対応を行う。

### 第3節 避難所の開設・運営

避難所となる施設は、小中学校が主体となる。阪神淡路大震災の教訓から学校が避難所としての機能を維持するために学校職員が果たす役割は不可欠であり、市職員は学校職員及び地域住民と連携して避難所の開設、運営にあたるものとする。

また、市は地域の自主防災組織を育成し円滑な管理運営体制を確立するとともに、町会・自主防災組織のリーダーの協力を得て迅速に受入れ態勢を整える。

#### 1 管理運営

(1) 地域対策本部の責任者（市職員）が災害対策本部の指示に基づき避難所の管理運営業務を統括し、施設管理者（学校長）はこれを補佐する。

(2) 避難所運営マニュアルは、避難所の状況に合わせて柔軟に運用する。

【資料2-2-3 避難所の管理運営マニュアル】

(3) 避難所管理者は、次の事項について定時毎に災害対策本部に報告する。

- ① 開設日時、場所、施設名
- ② 収容人員及び給食の必要量（確認日時）
- ③ 避難所収容者の状況

(4) 避難所管理者は、避難所業務日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。

【資料2-2-4 避難時業務日誌】

#### 2 給食、給水、その他物資の支給

避難所管理者は、配給された食糧等を避難者に配分するにあたり、地域の自主防災組織に委ね、又は避難者の協力を得て公正に実施する。

#### 3 復旧・復興期における避難所管理

(1) 避難所となった学校の応急教育活動

避難が長期間にわたる場合、避難所と教育活動のスペースの調整を次のように行う。

① 避難者の移動

施設内において、教育活動に必要なスペースを確保するため、地域の自主防災組織等の協力を得て避難者の移動を行う。その際、避難者名簿に移動先を記録する。

【資料2-2-5 避難者名簿】

② 応急教育実施場所の変更

避難者の移動が困難な場合は、近隣施設の移動状況を考慮し、応急教育を複数校合同で実施する。

③ 避難所の閉鎖、避難者の集約

避難勧告・指示の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を避難者数の状況を見計らい段階的に集約し、順次閉鎖していく。

## 第4節 救助・医療対策

家屋等の倒壊や看板などの落下、火災等により多くの救護・治療を要する負傷者等があった場合には、迅速に救出救助し、医療機関その他の臨時に開設する応急救護所等に搬送し、適切な救急対策を行う。

### 1 救助活動

救出救助にあたっては、人員と機材を確実な情報に基づいて効果的に配置しなければならない。

- (1) 平常時に消防機関、医療機関などの関係機関・団体と活動体制について統一的な運用方を協議しておくものとする。
- (2) 救出救助活動が大規模に必要なときは、入間東部地区消防組合と協議して自衛隊等関係機関・団体に応援要請を行い、救助活動の万全を期する。この場合、必要に応じて災害現場に救出現場本部を設置し、指揮命令の徹底を期するとともに、被害状況を正確に把握する。

### 2 医療救護活動

災害対策本部は、富士見医師会、富士見市歯科医師会、富士見市薬剤師会、埼玉県接骨師会川越支部富士見市会、入間東部地区消防組合の協力を得て市内及び近隣の医療機関、保健所と緊密な連絡をとり、医療・助産活動に万全を期す。

#### 【資料2-2-6 市内及び近隣の医療施設一覧】

#### (1) 救護所の設置

- ① 傷病者に対する応急手当を実施し、傷病程度により収容先や搬送先等を決定するため、必要に応じて富士見医師会の協力を得て医師、看護師、市職員等による救護所を開設する。
- ② 救護所における医師、看護師等の医療関係者が不足する場合には、日本赤十字社埼玉県支部その他医療機関に応援を要請する。
- ③ 被害状況（負傷者数、程度等）を正確に把握するため、救護所以外の場所で取り扱った救出活動（傷病程度、人員、収容搬送先等）の内容に関する調査を行う。
- ④ 災害現場近くの小学校に救護所を開設し、現場からの負傷者を受入れる。また、救護所には医師、看護師、保健師、薬剤師、事務職、運転手などでチームを構成し、交代チームを配置する。

#### (2) 救護活動のネットワーク化

救護所を2箇所以上設置したときは、災害対策本部に救護センターを設置し、各救護所、医療機関等の救護活動をネットワーク化する。



## 第2章 震災応急対策計画

### (3) 医療救護活動

- ① 医療救護活動は原則として、医師又は消防隊員が救護所において実施し、市職員はこれを補助するものとする。
- ② 主な活動内容
  - ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
  - イ 重症患者に対する救急蘇生術の実行
  - ウ 後方医療施設への輸送の要否及び搬送順位の決定
  - エ 搬送困難な患者や避難場所等における軽症な患者に対する医療
  - オ 死亡の確認
  - カ 助産

### (4) 負傷者等の搬送

救護所は負傷者に応急的な処置を施す場所であるため、これ以上の医療行為を必要とする重症患者は、医療施設へ搬送する。市内の施設で対応が困難な場合には周辺市町の医療施設及び県指定の災害拠点病院へ搬送する。

搬送は入間東部地区消防組合に要請するほか、不足が生じる場合には、配車の手配を要請する。

### (5) 医療器具、医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医療器具や薬品等は、備蓄品としての多人数用救急箱のほかは災害対策本部が業者もしくは富士見医師会・富士見市歯科医師会・富士見市薬剤師会・埼玉県接骨師会川越支部富士見市会・市内の薬局等から調達する。また、医薬品に不足が生じた場合は、県に供給を要請する。

【資料2-2-6 埼玉県接骨師会 川越支部 富士見会】

【資料2-2-7 市内の薬局一覧】

## 3 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動を待つことができず、市が医療・助産活動に着手した場合又は知事から職権を委任された場合には「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成22年 埼玉県告示955号）（以下「実費弁償基準」という。）によるものとする。

【資料2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

## 第5節 道路等障害物除去対策

### 1 障害物の除去

#### (1) 道路関係

優先的に障害物を除去する道路は復旧優先道路に指定した道路とし、災害の状況に応じて次の道路とする。

【資料2-2-10 復旧優先道路一覧】

- ① 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路
- ② 消火活動等、災害の拡大防止活動を行う上で重要な道路
- ③ 緊急輸送を行う上で重要な道路
- ④ その他応急活動対策を行う上で重要な道路

#### (2) 河川関係

河川における障害物の除去は、河川の氾濫を防止するため発見次第速やかに行う。除去にあたっては河川管理者、警察、消防、消防団等の関係機関と協議する。

#### (3) 住宅関係

原則として「第8節 環境衛生対策」により処理するが、被災所有者からの申し出により緊急に必要と認めるときに限り実施する。

##### ① 障害物除去の対象

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- エ 当該災害によって、住家が直接被害を受けたものであること。

### 2 障害物除去の方法

災害対策本部は、1(3)①の基準を満たす者を選定して障害物除去予定者名簿を作成し、原則として所有者の立会いを求めて障害物の除去を実施するものとする。

#### (1) 除去に必要な車両、機械器具の確保

- ① 市保有の車両、機械器具を使用する。なお、必要に応じて富士見市災害対策協力会の協力を求める。

【資料2-2-11 保有障害物除去資機材の現況】

- ② 労働力又は機械力が不足する場合は、県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町からの派遣を求める。
- ③ 災害の状況に応じて自衛隊の派遣を要請する。

## 第2章 震災応急対策計画

### (2) 障害物の集積場所

- ① 土砂等の一次集積場所は、交通及び市民生活に支障のない公有地を原則とする。ただし、災害の規模が大きい場合は民有地についても、その所有者と協議の上、一時集積場とすることができる。

### (3) 災害救助法が適用された場合の措置方法

#### ① 費用

支出できる費用は、半壊、床上浸水戸数に対して、除去のため必要な機械、器具の借上費、輸送費及び人夫費とし、実費弁償基準によるものとする。

【資料2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

#### ② 実施期間

災害発生の日から10日以内に完了するものとし、市長はその結果を速やかに県知事に報告する。

## 3 市内建設業者等の協力

作業を円滑に進めるため、富士見市災害対策協会の協力を得て、市職員と市内建設業者の連絡体制、作業内容・手順についてのマニュアルを作成する。

- (1) 震度5弱以上の場合、協力業者は自主的に担当した路線区間の状況を把握して災害対策本部に連絡をとり、必要な障害物除去作業を行う。
- (2) 障害物の撤去は、原則として所有者の承諾を得なければならないが、緊急の場合は承諾がなくても道路の隅に寄せる措置を講じることができる。
- (3) 道路補修材料、重機などは他市町等に支給・応援を要請して機能回復を最優先する。

## 第6節 緊急輸送対策

### 1 輸送対象

各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

第1段階(被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
	① 食糧、水等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
		① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品

### 2 車両による輸送（道路交通が確保されている場合）

#### (1) 輸送路の確保

- ① 輸送ルートは、道路の被害状況、復旧状況の情報を把握し最も適切なルートを決出し、同時に警察に協力を求める。
- ② 輸送路上の障害物は、「道路等障害物除去対策（本章第5節）」による。

#### (2) 車両の確保

市有の車両のほか市内の輸送業者及び市民の協力により輸送車両を確保する。車両が不足若しくは調達不能となった場合は、県に対して調達、あっせんを要請する。

【資料2-2-12 市有車両】

【資料2-2-13 市内の輸送業者】

#### (3) 緊急通行車両の確認

- ① 災害対策基本法第76条に基づいて交通規制が行われた場合の緊急通行車両については、災害対策基本法施行規則第3条に規定する標章及び証明書により確認する。

【資料2-2-14 緊急輸送車両の確認事務要領】

#### ② 緊急通行車両の要件

緊急通行車両は、次の事項に該当するものとする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。

## 第2章 震災応急対策計画

- イ 消防、水防その他の応急措置に関するもの。
- ウ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの。
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。
- キ 犯罪の予防、交通規則その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。
- ク 前各号に掲げるもののほか災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの。

### (4) 燃料の調達方法

応急対策にかかわる車両等への燃料の調達については埼玉県石油商業協同組合入間東部支部富士見班と供給協定を締結し、燃料の確保を図る。

## 3 ヘリコプターによる輸送

### (1) 要請方法及び連絡先

#### ① 県へ要請する場合

埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づき要請を行う。

【資料2-2-15 埼玉県防災ヘリコプターの連絡先】

#### ② 自衛隊へ要請する場合

「第1部総則編 第3章第4節 災害に強いシステムづくり 5(1)応援要請」の事項に基づき要請を行う。

### (2) 市指定ヘリポート

救助物資輸送時のヘリポート指定地は以下のとおりである。

名 称	所 在 地	市庁舎からの距離
文化の杜公園	鶴馬 1867-1	30m
富士見市運動公園	南畑新田 1267-1	3,000m
入間東部地区消防組合富士見消防署	鶴馬 1850-1	250m
立教大学富士見総合グラウンド	下南畑 1343-1	2,500m

これらのヘリポートに物資が空輸された場合には、支援物資一時保管場所（食料は給食センター、生活必需品は総合体育館）で保管し、各避難所へ運搬する。

各避難所までの輸送は、原則的に災害対策本部が行うものとする。

## 4 水路による輸送

他の輸送路が途絶し又は不足がある場合は、河川管理者と協議して次の場所に応急陸揚げ基地を置く。

新河岸川……南畑橋付近、木染橋付近

荒川……富士見市運動公園付近

## 第7節 生活支援物資供給対策

### 1 食糧の確保・供給

#### (1) 配給を行う基準

配給を行う基準は、災害救助法の実施基準に準じて、次に掲げる場合に行う。

- ① 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合。
- ② 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合。
- ③ 災害時における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。
- ④ 特定職場に属するライフラインの被災施設の緊急復旧作業（事故による応急復旧作業を含む）に従事する者に対して配給を行う必要がある場合。

ただし、③及び④に関しては、災害救助法の適用外であるため、災害救助法が適用された場合においても、配給実施の決定は市長（本部長）が行う。

#### (2) 配給対策

- ① 備蓄倉庫の保管食糧のほか、給食センターの食材等を迅速かつ公平に配給する。
- ② 配給に必要な車両の手配及び配給ルートの優先通行については、関係機関の協力を得て迅速な配給体制を整備する。
- ③ 必要とする配給数の把握及び被災者への配給については、できるだけ住民組織ごとにまとめて確実に（数だけではなく名前で確認）行うこととする。このため、住民組織のリーダーと緊密な連携を図る。

#### (3) 食糧関係物資集積場

救援食糧等の集積場所は、次のとおりとする。集積場所で分別整理し、地域対策本部が指定する避難所等の配給場所ごとに多めに配送する。ただし、災害の状況により調達先から直接避難所等に輸送させる場合もある。

食糧関係物資集積所	施設名	住所	電話番号
	学校給食センター	大字勝瀬 506-1	252-2881

#### (4) 災害救助法適用時の措置

災害救助法が適用された場合の給食活動にかかわる費用や期間等については、実費弁償基準によるものとする。

【資料 2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

#### (5) 食糧の調達方法

災害時における米穀等の主食の確保は、次のとおりとする。

- ① 市民、企業・事業者は、1日分の非常食等を備蓄し確保に努める。

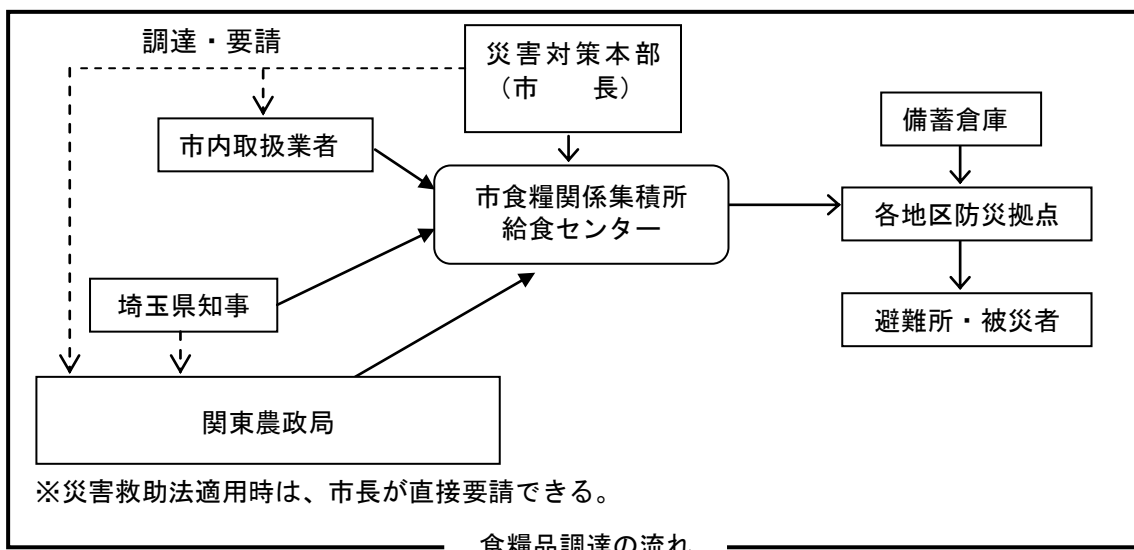
## 第2章 震災応急対策計画

- ② 市は、市内取扱業者から米穀を購入する。
- ③ 市の調達食糧が不足し、又は調達ができない場合、市長は県知事に埼玉県地域防災計画に定める「災害応急米穀の供給割当申請」により不足分を要請する。

【資料2-2-16 災害応急米穀の供給割当申請】

- ④ 災害救助法が適用された場合で、交通、通信途絶のため知事に要請できない場合は、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付 総合食料局長通知）に基づき、関東農政局又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し緊急引渡を要請する。

【資料2-2-17 災害救助米受領書】



### (6) 給食の方法

#### ① 配給の順序

配給品は対象者の年齢等配慮し、需要にそったものとする。ただし、十分な調達ができない場合は、炊き出し等による米穀調理品を優先し、状況によっては乾パン等保存食品を配給する。

#### ② 炊き出しの方法

炊き出しは、学校給食センターで行う。炊き出し能力は以下に示すとおりである。不足する場合には、赤十字奉仕団等に協力を依頼し、避難所内等で実施する。

なお、学校給食センターが使用不能等の場合には、調理設備を有する公共施設を利用して行い、また、市内の飲食店等に対して炊き出しの協力を依頼する。

#### 市の炊き出し施設

施設名称	所在地	電話番号	炊出能力
学校給食センター	大字勝瀬 506-1	252-2881	12,000 食/日

(7) ボランティアの受入れ

ボランティア団体による炊き出し活動の受入れは、富士見市社会福祉協議会が窓口となり、地域対策本部と協議して決定する。ただし、長期間にわたり安定して活動できる団体からの申し出があった場合は、災害対策本部と受入れ場所を協議する。

2 飲料水の確保・供給

(1) 応急給水対象者及び給水量

① 災害のため飲料に適する水を得ることができない被災者に対して、迅速に応急給水を行う。

② 給水量

災害発生から3日目までは1日1人3リットル、4日目から7日目は1日1人20リットル、8日目から20日目は1日1人100リットル、21日目から28日目は1日1人250リットルを給水する。

③ 供給計画

地震被害想定調査（平成24年度）による地震発生直後の供給支障者74,296人に対しては、次のように飲料水を供給する。

給水拠点等	貯水能力 ( $m^3$ )	非常用 貯水量( $m^3$ )	給水可能な対象者数・日数
東大久保浄水場 (東大久保 2995)	12,000	6,000	666,666人×3 $\frac{1}{2}$ 日×3日
水谷浄水場 (水子 1229)	4,000	2,000	222,222人×3 $\frac{1}{2}$ 日×3日
鶴瀬西配水場 (鶴瀬西 3-6-8)	3,200	1,600	177,777人×3 $\frac{1}{2}$ 日×3日
みずほ台中央公園 耐震性貯水槽 (東みずほ台 2-17)	60	60	6,666人×3 $\frac{1}{2}$ 日×3日
給水車(2t)1台	—		※666人×3 $\frac{1}{2}$ 日×1日
合計			74,296人<1,073,331人×3 $\frac{1}{2}$ 日×3日

※非常用貯水量は、供給支障者数の10倍以上に対応できるが、迅速な配給体制を確立しなければならない。

(2) 給水資機材の調達

応急給水用として、市が備蓄している資機材が不足する場合には、市は県及び隣接市町に支援を依頼する。

【資料2-2-18 応急給水用資機材】

(3) 給水方法

① 水道施設の被害状況を把握し、最低必要量（供給を要する人口×3リットル/日）の水を確保できないときは、隣接市町又は県に速やかに応援を要請する。



## 第2章 震災応急対策計画

- ② 水道施設の応急復旧及び仮設給水栓の設置が必要なときは、富士見市管工事業協同組合等の協力を得て、浄水場、配水場、避難所、公園等に給水拠点を設置する。設置した場合は、防災無線、広報車等で住民に周知する。
- ③ 給水拠点では定時に給水車等による飲料水の給水を行う。
- ④ 給水車等の給水設備に不足があるときは県に給水要請を行う。
- ⑤ 医療機関、高齢者・障害者施設等介護が必要な場所には優先して給水する。
- ⑥ 水源に不足がある場合は、民間井戸、災害時飲料用井戸を活用する。

### (4) 水道施設の応急復旧

災害のため、上水道施設に被害の発生のおそれがある場合又は発生した場合において、市は、市内の富士見市管工事業協同組合の協力を得る必要があると認めた時は業者の出勤を要請し、上水道施設の防護措置・応急措置を講ずるものとする。

【資料2-2-19 富士見市管工事業協同組合】

住民に対しては、不良箇所を発見した場合、速やかに市へ連絡するよう周知する。

### (5) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の給水にかかわる費用や期間等は実費弁償基準に定めるところによる。

【資料2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

## 3 生活必需品等の確保・供給

### (1) 供給対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にあるもの。

### (2) 生活必需品の調達方法

- ① 備蓄分で不足する場合は、市内取扱業者から必要な品目を購入する。
- ② 調達数が不足又は調達不可能な場合は、市は県に調達を要請する。

### (3) 生活必需品等の輸送

- ① 生活必需品等物資の集積場所は、次のとおりとする。集積場所で分別整理し、地域対策本部が指定する避難所等の配給場所ごとに多めに配送する。
- ② 災害の状況によっては、調達先から直接避難所等に輸送し、また調達先の業者に輸送させるなど考慮する。

生活必需品等 物資集積所	施設名	住所	電話番号
	市民総合体育館	鶴馬 1887-1	251-5555

(4) 生活必需品等の配分

① 給（貸）与する生活必需品の品目等の決定

市は、被災者に給（貸）与する生活必需品の品目、数量等について、災害の状況に応じて、原則として災害救助法に定める限度額の範囲内でその都度定める。

② 生活必需品の配分

市は、給（貸）与対象者の把握に努めるとともに、物資の給（貸）与場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てた後、町会及び自主防災組織の協力を得て、被災者に公平に交付する。

(5) 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の、生活必需品等の供給活動にかかわる費用及び期間等は、実費弁償基準によるものとする。

この場合、速やかにその内容を詳細に県に報告する。

【資料 2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

(6) 義援物資の保管と配分

本編 第3章震災復旧復興計画 第3節「生活再建等の支援」2. 義援（見舞）金品の受入れ・配分計画に準ずる。

## 第8節 環境衛生対策

### 1 廃棄物処理対策

#### (1) 廃棄物の処理

災害の状況により市で処理できない場合は、近隣市町の応援を要請するほか、県に技術援助等必要な協力を要請する。

##### ① 排出量の推定方法

災害時には、平常時に排出されるごみの他に、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の残骸、建築物の破損窓ガラス類、看板等の落下破損物等が廃棄物として排出される。

排出量については、全壊家屋1戸当たり5t、半壊家屋1戸当たり2t、落下廃棄物等1件あたり1tとして排出量を推定し、その対策をたてるものとする。

##### ② 収集処理

###### ア 収集順位

保健衛生の状況を悪化させないため、次のものを優先して収集する。

- (ア) 腐敗性の高い生ごみ及び応急対策活動及び生活に重大な支障となるごみ
- (イ) 被災地域のごみ及び避難所等の重要性の高い施設のごみ

###### イ 収集処理方法

- (ア) 被災家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、原則として被災者が下記の処理場に搬入することとする。ただし、被災者の申し立てにより自己搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合は、市が収集処理を行う。
- (イ) 大規模災害時は、被災家屋、避難所等から発生する廃棄物、生活ごみ等について集積場所を指定し、廃棄物処理業者の協力を得て迅速に処理する。

###### ウ 廃棄物処理場

予定していた施設が損壊したときは志木地区衛生組合が指定した施設とする。

名 称	所 在 地	処 理 能 力
志木地区衛生組合	勝瀬 480 (254)1125	1日 360t 富士見環境センター 180t/日 新座環境センター 180t/日

###### エ 廃棄物仮置き場

災害廃棄物は一時的に大量に排出されることから、下記の場所を廃棄物仮置き場とする。原則的に市有地とするが、私有地を使用する場合には所有者と協議の上、決める。

搬入に際しては、事前に木材、コンクリート、金属等の分別を行うものとする。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
富士見ガーデンビーチ駐車場	勝瀬545	254-4349

### オ 人員・資機材

市塵芥収集委託業者及び廃棄物処理許可業者、富士見市災害対策協力会に人員、車両、重機等の協力を求める。

### ③ 廃棄物処理対策

市の委託業者等による処理が困難な場合は、県及び近隣市町へ応援の要請をする。

#### 【資料4-8 災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱】

大規模災害の場合は、国等の補助制度を積極的に活用して費用の財源確保を図り、また迅速な処理を推進するため必要に応じて自衛隊の災害派遣を要請する。

ア 災害状況に応じて処理優先順位を決定する。

イ 被災者からの被災家屋（自己所有）等の解体申請の受付を円滑に行う事務体制を確立する。

### ④ 不法投棄対策

混乱時期には市域以外から災害に関係のない産業廃棄物等が処理場に持ち込まれるおそれがあるため、事前に監視等防止対策を行う。

### ⑤ 環境汚染対策

倒壊家屋等被災建物の解体処理に伴い、ダンプ等大型重機・車両の交通量の増大、騒音、粉塵・アスベストの飛散、焼却によるダイオキシンの発生などの環境問題が生じるおそれがある。このため、関係機関と連携して迅速な処理と併せて環境対策について適切な対応を行う。

## (2) し尿処理

### ① トイレ対策

ア 災害によりトイレが使用不能となった場合は、共同の仮設トイレを設けるなどの対策を講ずる。

イ 仮設トイレの設置場所、設置数は被災者数等を考慮して地域対策本部と協議して行う。

ウ 仮設トイレの設置基数と収集頻度は、一基当たり使用者60～70人、収集を毎日1回を基準に維持に努めることとする。

エ 必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者、女性等への配慮を行うものとする。

### ② 収集処理

#### ア 収集順位

保健衛生の状況を悪化させないため、被災地域や避難所等重要性の高い施設から優先して収集する。

#### イ 収集・処理方法

避難所開設に併せて、し尿処理業者に委託して迅速に処理する。

予定していた施設が損壊したときは入間東部地区衛生組合が指定した施設とする。

## 第2章 震災応急対策計画

### ウ し尿処理場

名 称	所 在 地	処理能力
入間東部地区衛生組合	ふじみ野市駒林1066 TEL261-4891	39Kℓ / 日

エ 水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所が使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

### (3) 処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適切な維持管理が難しくなるだけでなく、周囲の環境破壊をも引き起すおそれが考えられるので、普段より施設の管理を十分に行うとともに、被害が生じた場合には迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。

また、被害状況を勘案し、災害復旧費補助金を受ける場合には、その取扱要綱に従い早急に県に報告するなどの処置を講ずるとともに、収集作業に影響を与えるような場合には、とりあえず期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策をたて、効果的な清掃活動が行われるよう万全を期すこととする。

## 2 防疫活動

### (1) 防疫

#### ① 防疫実施班の編成

災害対策本部は、朝霞保健所の協力を得て防疫活動を行うため、次の係を編成する。

健康調査係	保健師を中心とした家庭訪問による健康調査を行い、感染症を発見した場合は、感染源等を調査する。
健康診断係	消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について検便を実施する。
清掃係	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする。
消毒係	薬品により消毒を実施する。
ねずみ族・昆虫駆除係	薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除を行う。
予防接種係	定期又は臨時に実施する。

### (2) 防疫用薬剤及び資機材の確保

防疫用の薬剤及び資機材は、備蓄分で不足する場合には、災害対策本部が市内の取扱業者及び県から調達する。

## 3 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

### (1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は県、獣医師会、動物関係団体等と協力の上、保護する。

### (2) 避難所における動物の適正な飼養

ア 飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

イ 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

### (3) 情報の交換

県動物救護本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。

ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況

イ 必要資機材、獣医師の派遣要請

ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望

エ 他都県市への連絡調整及び応援要請

### (4) その他

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

## 第9節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋葬対策

### 1 行方不明者の搜索

市は、警察、消防、消防団及び自衛隊等の関係機関と緊密に連携して、行方不明者を迅速に搜索し、救助し、又は遺体の収容、身元の確認を行う。

#### (1) 搜索体制

行方不明者の搜索、収容を行う場合は、関係機関の協力のもと、労務者の雇いあげ、舟艇、重機等の借り上げを行い集中的に実施する。

#### (2) 搜索用資機材の確保

搜索用資機材は消防団及び市所有のものを用い、不足を生じる場合には災害対策本部が確保する。

#### (3) 行方不明者に関する相談窓口の開設

市役所内に行方不明者の相談窓口を設置し、警察等関係機関との連携を図り、対応を行う。

### 2 遺体の処理・収容

#### (1) 処理・収容体制

① 警察による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、警察署、消防署の協力を得て、遺体安置所に輸送し、収容する。災害救助法が適用された場合において、県の協定に基づき日赤救護班が行う。

② 遺体の搬送は、関係機関・団体、市民等あらゆる車両を手配して行うとともに、衛生管理上必要なドライアイス、棺桶等を関係業者から確保する。

#### (2) 遺体の収容

##### ① 遺体安置所の開設

市は災害現場付近の適当な場所（公共建物等）に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。また、必要により検視所を併設する。

##### ② 遺体及び遺留品の管理

遺体及び遺留品は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し下記のような氏名と番号の書かれた「氏名札」を棺に貼付する。

【資料2-2-20 遺体処理票及び遺留品処理票】

< 遺体氏名札 >

富士見市 災 害 遺 体
第 号
氏 名

③ 身元確認

市は警察署と協力して、身元不明遺体の引取人の調査を行う。なお、遺体の身元が判明している場合には、遺族又は親族に連絡の上、遺体を引渡す。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

遺体の処理に要した費用は、実費弁償基準の範囲内において市長が県に請求できるものとする。

【資料 2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

### 3 遺体の埋・火葬

(1) 遺体の埋・火葬

- ① 市が必要と認めるものについては、応急的に埋・火葬を行うものとする。
- ② 遺体を火葬に付する場合、市は災害遺体送付表を作成し、遺体とともに火葬場へ送付する。災害時における死亡者の火葬について、必要がある場合には、周辺地域の施設へ応援を要請する。また、遺骨及び遺留品には、遺骨及び遺留品処理票を付し、一時保管する。
- ③ 家族、縁故者等で遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合、市は遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引渡す。

近隣の火葬場の現況を下表に示す。

【資料 2-2-21 遺骨及び遺留品処理票】

【資料 2-2-22 火葬場一覧】

(2) 埋・火葬実施時の留意点

埋・火葬の際には、「事故死等による遺体に関しては、警察機関から引継ぎを受けた後に埋・火葬する。」という点に留意し、実施する。

(3) 身元不明遺体の仮埋葬

家族・縁故者の判明しない遺骨は、寺院に一時保管を依頼し、家族・縁故者等が判明次第引き継ぐものとする。無縁の遺骨は無縁墓地に埋葬する。

火葬した遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺体として市が定める場所に移管する。

【資料 2-2-23 市内の葬祭業者等】



### 第10節 公共施設等の応急対策

#### 1 公共建築物の応急対策

##### (1) 公共施設の応急対策

- ① 各施設の管理者は、施設利用者の安全を図るため、消防計画等に基づき迅速に対応を行う。
- ② 来庁者の安全を確保するため、避難の際、来庁者を階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導する。また、庁舎及び施設内残留者の把握に努める。
- ③ 通信・放送設備の点検を行う。
- ④ 機械設備、電気設備の点検を行う。
- ⑤ 非常用電源の確保を行う。
- ⑥ ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講ずる。
- ⑦ その他管理上、注意を要する施設・設備に関しては、その固有の特性・機能について必要な点検措置をあらかじめ定める。

##### (2) 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定調査の実施

応急危険度判定は、災害直後に被災した一般建築物・住宅等の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を調査済み（使用可）、要注意（改修するまで使用不可）、危険（使用不可）の三段階で判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する。

- ① 各施設の管理責任者は、災害対策本部に被害状況を報告し、被災施設の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定調査を要請する。
- ② 災害対策本部は市職員及び市内の有資格者に被災した公共建築物の調査を依頼する。また、有資格者が不足し、短期に判定を終了することが困難な場合は、県に対して判定に関する支援を要請する。
- ③ 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の結果は、必要な注意を付して建物の周囲に掲示するとともに関係者に通知する。

##### (3) 被災度区分判定調査の実施

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建築業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

##### (4) 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

## 2 危険物取扱施設の応急対策

### (1) 消防危険物施設

#### ① 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設責任者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防署に通報する。通報を受けた者は、直ちに市、警察等関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

#### ② 応急措置

施設責任者は、消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- ア 危険物の流出及び拡散の防止
- イ 流出した危険物の除去、中和等
- ウ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- エ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

### (2) 高圧ガス

#### ① 活動方針

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに関係機関に通報させる。

#### ② 応急措置

- ア 高圧ガス災害については、「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成 17 年 3 月 17 日決裁）」により対処する。
- イ 施設等の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。
  - (ア) 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
  - (イ) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
  - (ウ) (ア)、(イ)に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
  - (エ) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

### (3) 火薬類災害応急対策計画

#### ① 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身

## 第2章 震災応急対策計画

体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、速やかに警察署、消防署に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

### ② 応急措置

施設の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。

イ 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

ウ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

### (4) 毒物・劇物災害応急対策計画

#### ① 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設責任者が、直ちに、その旨を朝霞保健所、警察署又は消防署に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

#### ② 応急措置

ア 施設責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(ア) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。

(イ) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。

(ウ) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

イ 通報を受けた者は、緊急連絡網等により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制を確立する。

## 3 家畜及び畜産施設の応急対策

事業主は、家畜及び畜産施設に被害があった場合、市に被災状況を通報する。市は被害状況の調査結果をとりまとめ、川越家畜保健衛生所に報告する。

## 4 上水道施設の応急対策

### (1) 被害状況の把握

市は、被害状況の調査及び応急復旧を行う。

(2) 施設の応急復旧

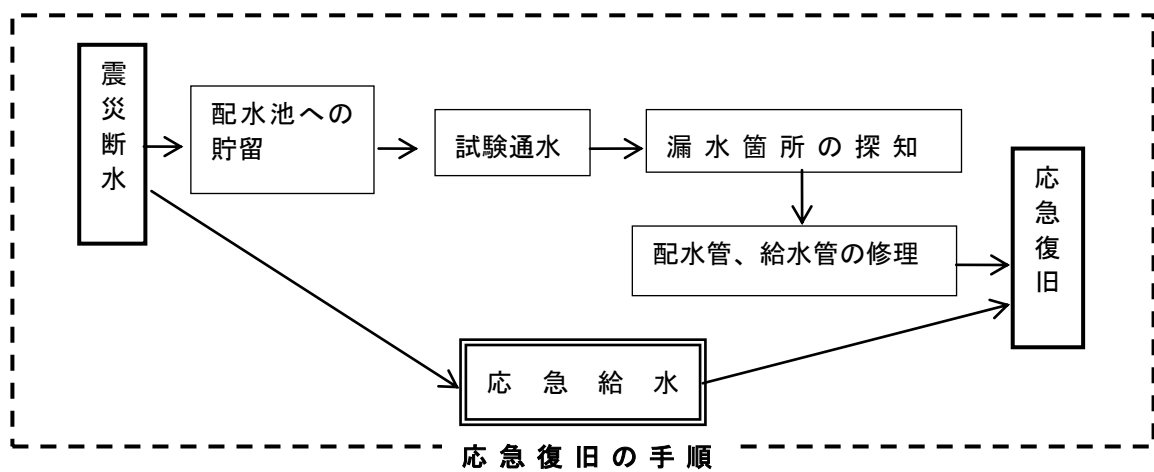
① 応急復旧作業の優先順位

応急復旧作業においては、以下の順序で優先的に作業に取りかかるものとする。

優先順位	施設区分
1	取水・導水・浄水施設
2	送配水施設
3	給水装置

② 復旧体制の確立

ア 応急復旧の手順は次のとおりとする。



イ 水道管路網図等復旧に必要な基本データは浄水場等に分散して保管する。

ウ 復旧資材の備蓄を充実し、関係業者の協力を得て資材の確保に努める。

エ 近隣の水道事業者と相互融通管等給水支援体制を確立する。

オ 臨時給水場所を必要に応じて次の場所に開設する。

- ・指定された避難場所
- ・医療機関

カ 宅地内給水設備の修繕は、市が窓口となり、富士見市管工事業協同組合と迅速に対応する。

(3) 応急復旧要員及び資機材の確保

復旧作業は、市が中心となり、富士見市管工事業協同組合と協力して作業を実施する。

【資料2-2-19 富士見市管工事業協同組合】

(4) 市民への広報

市は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、臨時給水場所等を定期的に、防災行政無線、広報車による巡回、避難所等への掲示、防災メール、緊急速報メール、マスコミなどあらゆる手段を活用して行う。

## 第2章 震災応急対策計画

### 5 下水道施設の応急対策

#### (1) 被害状況の把握

市は、埼玉県荒川右岸下水道事務所と連携し、市内公共下水設備及び排水路等の被害状況を把握する。

#### (2) 施設の応急復旧対策

① 下水道台帳等復旧に必要な基本データは、同時に被災しない場所に分散して保管する。

② 宅地内排水設備の修繕は、富士見市管工事業協同組合に窓口を開設し、情報の一元化を図り迅速に対応する。

#### ③ 緊急措置

ア 悪臭等の発生に伴う苦情に対しては、下水道機能が回復するまでの間は消毒・清掃などで対応する。

イ 家庭用雑排水の処理については、地表に滞留しない程度に水路等に導水し、又は管路を経て地下へと浸透させる。その後、吸込槽等の掘り替えを行う。

#### (3) 要員及び資機材の確保

市は、復旧作業に必要な要員及び資機材が不足する場合には、市内工事関係業者に協力を依頼し、また災害対策本部を通じて隣接市町及び県等に支援を要請する。

#### (4) 市民への広報

市は、下水道施設の被害状況、復旧の見通し、仮設トイレ設置場所等を定期的に、防災行政無線、広報車等による巡回、避難所等への掲示、防災メール、緊急速報メール、マスコミなどあらゆる手段を活用して行う。

### 6 道路交通施設の応急対策

#### (1) 道路被害情報の収集・伝達

市は、国、県の道路管理者及び東入間警察署と連携して、道路交通に関する情報を収集するとともに、被害個所及び危険個所を把握し、交通規制、う回路の設定などについて東入間警察署と対応を協議する。

【資料2-2-24 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準】

#### (2) 市道の応急対策

市道の路面及び交通施設等の損壊、流出、埋没その他により交通に支障が生じた場合は、道路・橋梁等の補強、崩壊土砂等の撤去、一時的な付替道路の開設、う回道路の選定、交通標示を行う、被害が広範囲で甚大な場合は、災害対策本部を通じて自衛隊等他機関の応援を要請する。

## 7 鉄道施設の応急対策 【東武鉄道株式会社】

### (1) 基本方針

計画の目的を達成するため、大規模地震発生時の被害を想定し、輸送施設の整備を図るとともに教育訓練の充実等により震災に対処するものとする。

### (2) 応急対策

#### ① 災害時の活動組織の編成計画

##### ア 災害対策本部

大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。(鉄道事業本部防災規程 第5条)

##### イ 現地対策本部

特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。(鉄道事業本部防災規程 第7条)

##### ウ 災害対策総本部

アの鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。(災害対策規程 第5条)

#### ② 初動措置計画

災害発生時における被害を最小限にとどめるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、平常時から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制の確立を図る。

##### ア 列車の運転体制

指令者の取扱い	運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報告を受けたときは、運転取扱実施基準の定めに基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。
駅長の取扱い	強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転上危険と認めたとときは、列車運転を見合わせ運転指令者に報告する。
乗務員の取扱い	強い地震を感知もしくは列車無線により震度4以上の通告を受けたときは、速やかに安全な位置に停車し異常の有無を確かめる。

##### イ 施設担当者の取扱い

強い地震を感知したときは、要注意箇所の点検を行い必要により列車防護、運転指令に対する速報、復旧手配等を行う。

##### ウ 電気指令の取扱い

東電電源(通常)が停止したときは、予備線からの受電に努める。(高圧配電線については自動切替送電する。)

#### ③ 列車の脱線転覆時等の救出・救護計画

列車の脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧や救急活動については、運転取扱実施基準及び鉄道運転事故応急処理手続きにより処理をする。

## 第2章 震災応急対策計画

### ④ 災害時の通信、情報連絡体制

災害発生の場合、迅速、適切な処置をおこなうためには、正確、迅速な連絡体制が必要であり、社内通信網を活用し、社内及び関係機関とも密接な情報連絡を行い、情報の収集につとめるとともに、復旧の迅速、適切化に努める。

情報連絡系統は、「災害時の情報連絡系統図（東武鉄道）」のとおりである。

### ⑤ 旅客に対する避難誘導計画

#### ア 駅における避難誘導

旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動で、適切な旅客誘導を図る。

#### イ 列車乗客の避難

通報連絡	車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。
放送案内	車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。
避難誘導	乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客の誘導を図る。

## 8 電気施設応急対策 【東京電力株式会社 志木支社】

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

### (1) 応急対策

#### ① 応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるように下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

ア 非常災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

イ 社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

#### ② 災害時における広報宣伝

ア 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。
- (3) 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。
- (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- (7) 地震発生時には使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- (8) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ 震災時における県民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

ウ 上記①及び②については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

- (1) 感電事故防止周知 各現業機関→PR車→直接一般公衆に周知する
- (2) 復旧周知 非常災害対策支店本部→県災害対策本部

#### ③災害時における危険予防措置

電力供給の重要性をふまえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。



## 第2章 震災応急対策計画

### (2) 復旧

#### ① 被害状況の早期把握

全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

#### ② 災害時における復旧資機材の確保

##### ア 調達

非常災害対策本（支）部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 請負工事会社保管在庫の相互流用

(イ) 本（支）部相互の流用

(ウ) 本店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材）

##### イ 輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図る。

なお、道路被害状況（橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。

##### ウ 復旧資材置場の確保

災害時に於いて復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図る。

### (3) 復旧順位

災害普及計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

## 9 ガス施設応急対策 【大東ガス株式会社】

大東ガス株式会社は、災害のため都市ガス施設に被害発生のおそれのある場合、又は発生した場合において、都市ガス施設並びに都市ガス供給にかかる二次災害の未然防止と被害の早期復旧を図る。

### (1) 災害時における組織

地震発生時には大東ガス株式会社の定める「地震時ガス導管緊急措置・復旧措置」（以下「マニュアル」と記す。）に基づき、災害対策本部をはじめとする指示命令系統組織を編成し、マニュアルに定める二次災害防止に係わる情報収集活動・二次災害防止活動・広報活動・被害復旧活動他をおこなう。

### (2) 主な緊急措置活動

#### ① 情報の収集活動の実施

- ア 地震計による地震規模の確認
- イ 報道機関等による地震規模の確認
- ウ 緊急巡回による被害状況の把握
- エ ガス送出量及び圧力の監視
- オ ガス漏洩等の通報状況の把握など

#### ② 二次災害の防止活動の実施

以下の場合、広域または特定の地区の緊急供給停止を実施する。

- ア 大東ガス本社の地震計のSI値が60カイン以上を記録した場合（広域）
- イ ガス送出量または圧力がマニュアルに定める閾値を超えた場合（広域）
- ウ 情報収集の結果緊急停止が妥当と判断された場合（広域・特定の地区）

#### ③ 外部機関への報告、連絡、応援要請の実施

- ア 日本ガス協会をはじめとする関係機関
  - ・被害状況報告
  - ・応援要請（必要に応じて）
- イ 自治体、報道機関
  - ・供給停止状況など

#### ④ 巡回またはホームページによるお客様への広報の実施

- ア ホームページによる供給停止状況に関する広報
- イ 供給停止地区に対する巡回による広報
- ウ 二次災害防止に係わる事項のホームページまたは巡回による広報（必要に応じて）

#### ⑤ 供給継続地区の保安管理活動

- ア 漏洩調査
- イ 漏洩修理 など

### (3) 応急供給の実施

災害のため都市ガスが供給不能となった場合は、病院、避難所、主要公共施設等を優先に、移動式ガス発生設備による応急供給をおこなう。なお、応急供給をおこなう条件

## 第2章 震災応急対策計画

は次のとおりとし、その優先順位は大東ガス株式会社の災害対策本部が行政機関等と協議して決定する。

- ① 当該建物が都市ガスの供給を受けている
- ② 当該建物のガス設備、ガス消費機器に漏洩等の異常がない

### (4) 被害復旧活動の実施

被害調査の結果をもとに、優先順位・工程を決定し実施する。

## 10 電気通信設備の応急対策 【東日本電信電話株式会社 埼玉支店】

## (1) 応急対策

## ① 災害時の活動体制

## ア 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉支店に災害対策本部を設置する。

## イ 情報連絡

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

## ② 応急措置

## ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。

## イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

## ウ 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

## エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

## ③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

## ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

## ④ 災害時の広報

ア 災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難

## 第2章 震災応急対策計画

所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

### (2) 復旧対策

#### ① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

#### ② 移動無線機、衛生車載局及び移動電源設備等の出動

#### ③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用等による情報収集活動等を行う。

#### ④ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

#### ⑤ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

## 第11節 帰宅困難者対策

### 1 市内に滞在する帰宅困難者への対応

#### (1) 事業所等の対応

- ① 事業所等の責任者は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制するよう努め、帰宅が困難となる従業員等がいる場合は、事業所内等安全な場所に収容し、帰宅が可能となるまで生活支援を行う。
- ② 訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。
- ③ 事業所等の責任者は、非常時に従業員の安全を確保するための対策（非常食、宿泊用品、生活物資等の備蓄、防災設備・資材の充実、防災訓練等）を平常時から行っておく。
- ④ 状況によって被災した周辺住民の救助・生活支援等の活動を行う。

#### (2) 事業所等に戻れない帰宅困難者への対応

- ① 近くの避難所に収容し、帰宅が可能となるまで生活支援を行う。
- ② 避難所責任者から所属事業所等に帰宅困難者の安否情報を提供する。

### 2 駅周辺の混乱防止対策

鉄道の運行停止により市内駅周辺において、乗降客等の帰宅困難者が発生している場合は、東武鉄道株式会社に対し、運行再開の見込みや、駅前滞留者の概数等について情報を収集するとともに、一時滞在施設の開設等、市の対応について伝達する。また、一時滞在施設の開設までの協力を要請する。

### 3 一時滞在施設の確保

#### (1) 主要駅周辺における一時滞在施設の確保

- ① 地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。
- ② 一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。
- ③ 駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

#### (2) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

- ① 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。
- ② 一時滞在施設に必要な物資を日ごろから備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、他の防災倉庫等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

## 第2章 震災応急対策計画

### 4 帰宅困難者への支援

徒歩帰宅者への支援として、県がトイレ・水道水・情報を提供する帰宅支援ステーションとして協定を締結しているガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等と連携し、一時滞在施設に加え、一時休憩所として利用できるよう各事業者に要請する。

一時休憩所を開設した場合、主要道路沿いに、休憩所の開設及び位置等を示した案内看板を設置するなど、帰宅困難者に対する広報を行う。

### 5 災害救助法の適用検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

### 6 情報提供等

帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を関係機関の情報伝達手段を活用して伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。各機関では以下のように情報提供を実施することとなっているので、日頃から市民に普及啓発を行っていくものとする。

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"><li>・テレビ、ラジオ等の放送、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</li><li>・危機管理・災害情報ブログによる情報提供</li><li>・緊急速報メールによる情報提供</li></ul>
市	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・徒歩帰宅者への簡易地図等の配布</li><li>・市ホームページに関連情報を掲載</li><li>・防災メール及び緊急速報メールによる情報提供</li></ul>
鉄道機関	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"><li>・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</li></ul>
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害用伝言ダイヤル（171）</li><li>・特設公衆電話の設置等</li></ul>
各携帯電話事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害用伝言板</li></ul>
ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)</li></ul>

## 第12節 文教対策

教育委員会教育長が各学校長と連携して応急教育対策を行う。また、各学校長は学区の災害要因を勘案し、学校ごとに学校防災マニュアルを作成し、迅速な対応を図る。

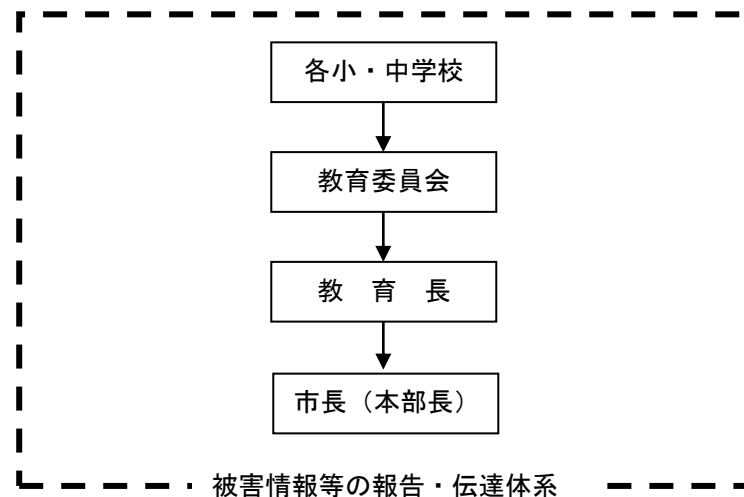
### 1 下校・休校等の応急措置

#### (1) 在校時の発災の場合

##### ① 児童・生徒の避難

校長は地震が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。また、ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、必要に応じ適切な緊急避難の指示を与え、安全な避難所に誘導をする。

さらに災害の規模、児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。



##### ② 児童・生徒の帰宅方法

通学路が安全であると判断した場合は、できる限り教職員による引率等により安全を確認し、通学班による集団下校を行う。

大規模地震発生の際の警戒宣言が発令されている場合や通学路に被害が発生し下校時の安全が確保できないと判断した場合、交通機関の途絶により保護者が帰宅できないことが予想される場合には、児童生徒を学校に留め置き、保護者への引渡しを実施する。

##### ③ 保護者との連絡方法

電話が使える場合は学校連絡網で行う。また、保護者が避難所へ避難する場合には、保護者の届出により避難所管理責任者が連絡を行う。

##### ④ その他

児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。



## 第2章 震災応急対策計画

### (2) 在校時外の発災の場合

- ① 休日、休業中等に災害が発生した場合は、校長は直ちに勤務に復し災害の状況把握に努める。なお、交通機関等不通の場合には、学校近くの教職員に連絡を取り極力状況の把握に努める。
- ② 富士見市域で大規模災害が起きた場合は、各小学校に災害対策本部「地域対策本部」が設置されるため、被害の有無にかかわらず全職員が直ちに登校し、市職員と共に避難者の収容、生徒児童の安否確認等の応急対策を行う。
- ③ 被災状況により休業措置を決定した場合には、学校災害メール、学校連絡網等によって児童・生徒へ連絡する。なお、通信途絶等の場合には防災行政無線や広報車で周知する。

### (3) 帰宅困難者対策

- ① 発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる。
- ② 飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など日頃からの体制整備に努める。
- ③ 災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

## 2 応急教育の実施

### (1) 学校施設の確保

- ① 学校施設が災害により、その全部の用途に供しえない場合には、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。余裕のある学校が不足し、被災学校の児童・生徒を収容しきれない場合には、学校としての用途に対応可能な公民館・集会所の建物に応急収容し、分散授業を実施する。
- ② 当該学校以外の場所において教育を実施する場合には、教育環境が異なり、通常の教育の実施が困難になることが予想される。これに関しては、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- ③ 学校施設が災害により、その一部を用途に供しえない場合、学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所に関しては、応急修理又は補強を実施し、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講ずる。休業はできるだけ避ける。
- ④ 被害の程度により、臨時休業の措置も予想されるので、授業のできなかつた時間については、補習授業等を行う。

### (2) 教職員の確保

災害のため、教職員に欠員が生じた場合には、県教育委員会に連絡し、不足職員の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障のないようにする。

各小中学校が避難場所及び地域の防災拠点施設として利用されている間に、応急教育が実施される場合には、教職員は応急教育の実施に専念し、避難場所の運営は市職員が行うこととする。

(3) 応急教育の方法

学校施設等の確保状況に応じ、二部授業、学級合同授業、短縮授業等を実施する。

**3 教材、学用品等の支給**

(1) 学用品の給与を受けるもの

- ① 災害によって住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒であること。
- ② 小学校、中学校及び特別支援学校の児童・生徒。
- ③ 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

(2) 学用品給与品目

- ① 教科書及び教材
- ② 文房具
- ③ 通学用品

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は実費弁償基準の範囲内において市が県に請求する。

【資料 2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

(4) 学用品の給与期間

教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品については、15 日以内に給与する。

**4 給食に関する措置**

(1) 情報の収集と連絡

災害の発生によって学校給食の運営が極めて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合、教育長は、その状況を災害対策本部に報告するものとする。

(2) 給食時の措置

- ① 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが、速やかに応急修理を行い、給食実施に努める。
- ② 保管中の給食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- ③ 学校が地域住民の避難場所として使用される場合は、当該学校給食及び炊き出しの調達に留意する。
- ④ 衛生管理に注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

(3) 一時停止措置

次のような事態が発生した場合は、学校給食を一時停止する。

- ① 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき
- ② 給食施設及び送電・給水・排水ラインが被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

## 第2章 震災応急対策計画

- ③ 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき
- ④ 給食物資の調達が困難なとき
- ⑤ その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でない  
と認められるとき

### 5 学校施設の衛生管理

学校長は、被害の状況により施設の防疫及び教職員、児童生徒に感染症予防接種や健康診断が必要な場合、災害対策本部に消毒等の対策を要請する。

### 6 学校施設の緊急使用

- (1) 避難所に指定されている学校長は、市長から避難勧告等の実施通知を受けた場合もしくは激甚な被害により被災者が自主的に避難してきた場合は、市職員と共同して住民の協力を得て速やかに必要な措置を講ずる。
  - ① 学校施設の安全確認を行い、危険個所及び避難所の管理運営に必要な部屋（校長室、職員室、放送室、保健室、理科室、コンピュータールーム、会議室等）の立入制限措置を行う。
  - ② 避難所を収容場所（体育館、教室等）へ誘導する。
  - ③ 校庭への自家用車の乗り入れを禁止する。
  - ④ 避難者の名簿の作成及び移動の記録を行う。
  - ⑤ 避難者の所属団体（学校、会社等）に安否情報を提供する。
  - ⑥ 避難者に必要な情報を提供する。
  - ⑦ 避難者に物資等を配給等生活支援に必要なことを行う。
- (2) 避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会と連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

【資料2-2-25 義務教育施設一覧】

### 7 保育所等の措置

#### (1) 安全の措置

保育所等では、地震等が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。また、保護者の迎えがない場合は、園児を保護する。

所長は災害の規模、園児、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部へ報告する。

#### (2) 帰宅困難者対策

- ① 保護者が帰宅困難者となって、園児の引き取りが困難な場合や、園児の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間施設内に留める対策を講じる。
- ② 飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など日頃からの体制整備に努める。
- ③ 災害時における保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

**(3) 応急保育の実施**

市は保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育が実施できない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育所を設ける。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、臨時的な保育所や近隣の保育所で保育を行う。

**8 文化財の応急対策**

文化財及びその収蔵・展示施設に震災被害が及んだ場合、以下の措置を迅速に実施する。

なお、ここでの文化財とは、指定文化財及び、その他全ての有形の文化的所産（建造物・絵画・彫刻・工芸品・古文書・考古資料・歴史資料・民俗資料・天然記念物等）を指す。

【資料3-1-3 市内文化財（国・県・市指定）一覧】

**(1) 被災状況の把握**

- ① 文化財及びその収蔵・展示施設の被災状況を迅速かつ正確に把握し、国及び県指定文化財については、文化庁・埼玉県教育委員会・関係各機関へ報告し、指示を受ける。
- ② 文化財への被害拡大を防ぐため、その所有者・管理者と連絡を取り合って、必要な指示を伝達する。
- ③ 文化財の被害の把握については、復旧・二次被害の予防を見据えて、その状況を記録する。

**(2) 収蔵・展示施設の安全の点検と確保**

- ① 収蔵・展示施設の安全点検を行い、被害状況に応じた措置を講ずる。
- ② 文化財への被害の拡大を防ぎ、予防するため、危険物等を取り除き、安全を確保する。
- ③ 展示施設においては、入館者の避難誘導を迅速に行い、安全を確保する。
- ④ 収蔵・展示施設に甚大な損害を受けた場合、管理体制と安全性が確保できる公共施設に文化財を一時的に移す措置を講ずる。

**(3) 文化財の応急措置**

- ① 被害を受けた文化財に対しては、その状況・材質等に応じた応急措置を講じ、安全と現状の保存を図る。
- ② 移動可能な文化財に被災が及ぶと判断される場合、または被害を受けた場合は、その所有者・管理者と連携し、安全な公共施設に一時的に移動し保管する。
- ③ 倒壊・倒木等の恐れのある文化財に対しては、二次災害の予防に努める。

**9 郷土資料の応急対策**

郷土資料及びその所蔵施設に震災被害が及んだ場合、以下の措置を迅速に実施する。なお、ここでの郷土資料とは、郷土行政資料及び、渋谷定輔文庫、その他富士見市に関する全ての有形の資料（図書、雑誌、新聞、冊子、地図、映像資料、音声資料、データファイル等）を指す。

## 第2章 震災応急対策計画

- (1) 被災状況の把握
  - ① 郷土資料及びその所蔵施設の被災状況を迅速かつ正確に把握する。
  - ② 郷土資料の被害の把握については、復旧・二次被害の予防を見据えて、その状況を記録する。
- (2) 所蔵施設の安全の点検と確保
  - ① 所蔵施設の安全点検を行い、被害状況に応じた措置を講ずる。
  - ② 郷土資料への被害の拡大を防ぎ、予防するため、危険物等を取り除き、安全を確保する。
  - ③ 開架施設においては、来館者の避難誘導を迅速に行い、安全を確保する。
  - ④ 所蔵施設に甚大な損害を受けた場合、管理体制と安全性が確保できる公共施設に郷土資料を一時的に移す措置を講ずる。
- (3) 郷土資料の応急措置
  - ① 被害を受けた郷土資料に対しては、その状況・材質等に応じた応急措置を講じ、安全と現状の保存を図る。
  - ② 郷土資料に被災が及ぶと判断される場合、または被害を受けた場合は、その管理者と連携し、安全な公共施設に一時的に移動し保管する。

文教対策一覧表

被害の程度	応急教育実施の予定場所	応急教育実施の方法	教員確保の措置	教材学用品の調達及び給与	給食等の措置
学校の一部の校舎が被害を受けた程度の場合	特別教室、屋内運動場等を利用する。	学校施設に余裕がないときは、学級編成の標準以上の児童、生徒数による学級編成によって授業を確保する。		① 教材、教具等の購入調達については、速やかに業者に発注し、処置をとる。 ② 校具類についても、同様の方法で行う。	① 一部の災害のため応急修理ができるなら給食実施
学校の校舎が全部被害を受けた場合	① 最寄りの公民館等の公共施設を利用する。 ② 近隣学校の余裕教室を利用する。 ③ 一時的に指定学校を変更し、近隣学校に通学させる。	前記の場合と同様のほかに、二部授業の実施を考慮する。		① 災害救助法に定める基準外の教材教具等は、応急措置として他の学校から借用し、その後において業者に発注し、処置する。 ② 国庫補助関係の物品等を滅失したときは、速やかに県教育委員会に報告の上処置する。	① パン、牛乳の給食 ② パン、牛乳が購入できない場合は、弁当持参
特定の地区全体について相当大きな被害を受けた場合	① 避難先の通学区の学校への通学を校長の判断で認める。 ② 地区内の公民館等の公共施設又は神社、寺院等に依頼して応急教室を開設する。 ③ 応急仮設校舎を建設する。	① 二部授業及び学級編成の標準以上の児童・生徒数による学級編成を行って授業を確保する。 ② 教育課程の一部を変更して復旧期間内の短縮授業を認める。	① 教職員が被災し、欠員があった場合は、その数が少数のときは、当該校の補充教員、校長が授業に当たる。 ② 多数であった場合は、早急に臨時的任用職員をもって一時的に措置し順次補充する。	① 児童・生徒の学用品等については、一応学校から支給できる範囲で行い、不足分については、応急措置として業者に一括発注する。 ② 国庫補助関係の物品等については、前記の②と同様とする。	① パン、牛乳の給食 ② パン、牛乳が購入できない場合は、弁当持参
市内大部分(広域な範囲)について被害を受けた場合	① 通学区を一時的応急に再編成し、その校区内の非被災公共施設等を利用する。 ② 応急仮設校舎を建設する。 ③ 避難先の通学区の学校への通学を校長の判断で認める。	① 二部授業及び学級編成の標準以上の児童・生徒数による学級編成を行って状況に応じて授業を行う。 ② 臨時休業又は短縮授業を行わせる。	① 教職員の欠員については、臨時的任用教員をもって一時的な措置を行う。 ② その後、早急に補充を行う。		

### 第13節 災害時要援護者等の安全確保対策

災害時に適応した行動がとりにくい高齢者、身体に障害がある方、乳幼児、外国人等特に配慮が必要な災害時要援護者の安全を確保し、きめ細やかな生活支援を行う。なお、必要に応じて福祉避難所の設置を行う。

#### 1 高齢者、障がい者等の避難対応

##### (1) 安否確認

市は、各居室に取り残された災害時要援護者の安否確認を実施する。その際に、あらかじめ作成した「災害時要援護者リスト」及び「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」等を活用し、町会・自主防災組織、民生委員等の協力を得て行う。

##### (2) 避難所に避難する場合

町会・自主防災組織、民生委員等、近隣住民による安否確認、救出、避難行動の援助、医療施設等への同伴等を基本とするが、支援が困難な場合は福祉関係団体等に協力を要請するとともに、災害対策本部職員等を派遣する。

避難所管理者は、災害時要援護者の体調を管理するために、トイレ、冷暖房器具、食事、健康管理等に配慮する。また、職員（保健師）、民生委員などにより、チームを編成し、避難所で生活する災害時要援護者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

##### (3) 避難所から福祉避難所へ移送する場合

避難所運営管理者は老人福祉施設入所者等、特に介護が必要と判断される者がいる場合は、災害対策本部に通報し、施設管理者と協議して迅速に福祉避難所へ移送する。状況に応じて、本人、家族の希望があれば家族も一緒に収容する。

##### (4) 避難しないで在宅する場合

災害対策本部は、町会・自主防災組織、民生委員等の協力を得て在宅状況を把握し、富士見市ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携して巡回パトロール、ホームヘルパー、介護者及び手話通訳者の派遣などの対応を行う。

なお、必要に応じ食料、飲料水、生活必需品等の生活援助物資等を配給する。

#### 2 乳幼児への対応

##### (1) 避難所に避難する場合

不特定多数の避難者の中で授乳や夜泣き等で避難者間でストレスが高まることがあるため、乳幼児を抱える家族については、区画された専用場所を設ける。

また、乳幼児に必要な粉ミルク、おむつ等の物資については、迅速に調達して配給する。

##### (2) 避難しないで在宅する場合

災害対策本部は、町会・自主防災組織、民生委員等の協力を得て在宅状況を把握し、

巡回パトロール及び母子保健推進員の派遣などの対応を行うとともに、必要に応じ生活支援物資等を配給する。

### 3 外国人への対応

地震に不慣れな外国人の場合はより不安な状態となることから、多言語による情報提供、生活支援及び精神的ケアを行うよう努める。また、避難所への収容、安否確認、物資の配給、生活支援等を平等に行う。

#### (1) 安否確認の実施

災害対策本部は、外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、語学ボランティア団体及び町会・自主防災組織等の協力を得て、市内に居住する外国人の人数や所在の把握に努める。

#### (2) 情報提供

県と連携して、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を適宜行う。

#### (3) 相談窓口の開設

県、ふじみの国際交流センター、語学ボランティア団体等と連携・協力しながら、災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談窓口の開設に務める。



### 第14節 住宅の応急復旧対策

災害により住居が焼失、流失又は倒壊し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では早急に住宅を得ることができない者を収容するため、県との連携のもとに応急仮設住宅を建設するとともに、自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施して居住の安定を図る。そのために、災害救助法の基準に基づいて計画する。

#### 1 応急危険度判定の実施

##### (1) 被災建築物応急危険度判定調査

災害対策本部は、被災建築物の応急危険度判定調査を以下の要領で実施する。

- ① 地震災害により被災した市民が現に居住する住宅等の建築物が、余震等による二次災害に対して安全を確保できるかの判定を、埼玉県被災建築物応急危険度判定士として登録している市職員及び市内の建築士等に依頼する。この場合、集合住宅及び住宅密集地区の建築物を優先して判定する。
- ② 被災建築物応急危険度判定士が不足し、短期に判定を終了することが困難な場合は、県知事に対して判定に関する支援を要請する。
- ③ 応急危険度判定の結果は、必要な注意を付して建物の玄関付近に掲示するとともに、関係者へ通知する。

##### (2) 被災宅地危険度判定調査

二次災害の軽減防止を目的として、いち早く宅地の危険度を判定するため、災害対策本部は、被災宅地危険度判定調査を以下の要領で実施する。

- ① 大規模な地震によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。
- ② 被災宅地危険度判定の結果は、危険宅地（この宅地に入ることは危険）、要注意宅地（この宅地に入る場合は十分に注意する）、調査済宅地（この宅地の被災程度は小さい）の三段階とし、見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにする。

##### (3) 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものであり、復興計画の策定などに必要があった場合に、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府：平成22年3月）」等に基づいて実施する。

##### (4) 応急措置に関する相談及び広報

災害対策本部は、倒壊のおそれのある建築物、外壁等の脱落、屋外取付物等の落下などの危険防止に関する相談を実施する。

また、建築物の倒壊、落下物等による事故防止のために住民に対する広報を実施する。

## 2 応急仮設住宅の設置

### (1) 入居対象者

仮設住宅への入居者は、以下の基準を満たす者とする。

- ① 災害のため住宅が全焼、全壊又は流失した者
- ② 居住する住居がない者
- ③ 自らの資力をもってしても住居が確保できない者

### (2) 入居者の選定基準

入居者の選定は、社会的弱者を優先する観点から、次のとおり優先順位に従って応募者の中から抽選で決定する。

優先順位	世帯の区分
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者（65歳以上）だけの世帯</li> <li>・要介護認定者（要介護3・4・5）のいる世帯</li> <li>・障害者のいる世帯</li> </ul> <p>ここでいう障害者とは、以下の事項に該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1・2級認定者、療育手帳Aランク該当者。</li> <li>・精神的障害があり、保健所長が発行する特別障害者の証明書を有する者。（障害年金1級受給者並びに「障害の状況に関する証明書」の特別障害者）</li> <li>・特定疾患患者等で障害年金1級受給者</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭</li> </ul>
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者（65歳以上）のいる世帯</li> <li>・乳幼児（就学前の子ども）のいる世帯</li> <li>・妊婦のいる世帯</li> <li>・18歳未満の子供が3人以上いる世帯</li> </ul>
第3順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病弱者（日常生活を営む上で介助を必要とする方）のいる世帯</li> </ul>
第4順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の世帯（上記の3つの区分に当てはまらない世帯）</li> </ul>

### (3) 応急仮設住宅の設置戸数・規模

災害救助法が適用された場合の、仮設住宅設置にかかわる費用期間等の措置は、実費弁償基準によるものとする。

【資料2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

### (4) 建設用地の確保

建設地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等から知事又は市長が決める。この場合、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、災害時要援護者及びペットの使用状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

被害状況等により、やむを得ない場合には公園等の空き地を利用して建設する。なお、

## 第2章 震災応急対策計画

私有地については所有者と十分協議の上、市と所有者の間に賃貸借契約を締結した上で建設する。

### (5) 応急仮設住宅の建設

市は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、仮設住宅を建設する。なお、気象条件や災害時要援護者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

ただし、災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。なお、知事の職権の一部が委任された場合は、市長が行う。

【資料 2 - 2 - 26 資材建設業者一覧】

## 3 既存住宅の利用

### (1) 公的住宅の利用

市は、市営住宅等の公営住宅の空き家を、一時的に供給する。

#### ① 公的住宅の確保

震災時に市営住宅等の空き家の確保に努めるとともに、国、県や他の自治体、公社等に空き家を提供依頼し、被災者に提供する。

#### ② 入居資格

入居資格は、「2 応急仮設住宅の設置 (1) 入居対象者」に準ずる者のほか、市長が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

#### ③ その他

ア 入居者の選定に際しては、高齢者世帯や身体障害者世帯等の災害時要援護者を優先する。

イ 入居に際しては、それまでの地域的な結びつき、近隣の状況等のコミュニティの形成及びペットの使用状況に対する配慮を行う。

## 4 住宅の応急修理

### (1) 修理対象者の基準

災害対策本部は、災害救助法が適用された場合、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について必要最小限度の修理を行う。

### (2) 応急修理を受ける者の選定基準

応急仮設住宅入居者の選定基準に準じる。

### (3) 一戸当たりの修理費基準

住宅の修理にかかわる費用期間等の措置は、実費弁償基準によるものとし、費用を県に請求する。

【資料 2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

(4) 応急修理の方法

資材及び応急修理は、富士見市災害対策協力会等に協力を依頼する。資材が不足する場合には、県に要請し、調達の協力を求める。

5 住宅関係の障害物除去

災害対策本部は、富士見市災害対策協力会等の協力を得て効率的に実施する。

(1) 対象住居

住居に運び込まれた土石、木材等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住居を対象に実施する。

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状況にあるもの。
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住居が半壊又は床上浸水したもの。
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

(2) 障害物除去の方法

① 除去作業に必要な資機材の確保

労力や機械力が不足する場合には、川越県土整備事務所を通じて、隣接市町からの派遣を要請する。

② 障害物の集積場所

土砂等の一次集積場所は、交通や市民生活に支障がない公有地を原則とする。私有地の場合は、所有者と協議の上、選定する。

③ 災害救助法が適用された場合の費用及び実施期間

実費弁償基準に定める基準による。

【資料 2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

### 第15節 警備・交通規制対策

#### 1 警備対策

##### (1) 発災直後の措置

埼玉県地域防災計画により警察が警備活動が始めるまでの間、町会・自主防災組織と連携して災害危険地域の住民への情報提供、避難誘導、交通規制、高齢者・障がい者等の安全を確保する。

警察が警備活動を始めた後は、警察への情報提供のほか、警備活動を支援する。

##### (2) 避難後の措置

被災した地域及び住民が避難した地域での二次災害や犯罪を予防するための巡回点検、啓発等を町会・地域住民組織と連携して行う。特に死傷者等を発見したときは関係機関と協力して救出救護に努める。

#### 2 交通規制対策

災害時に社会混乱の原因として大きな要因となる交通の混乱を防止するため、関係機関が迅速に協力して適切な応急対策を行う。

##### (1) 交通応急対策

###### ① 交通支障箇所の調査及び通報

災害対策本部が収集した情報などをもとに路線名、箇所、拡大の有無、う回路線の有無、その他被災の状況を国、県の道路管理者及び警察に通報し、対応を協議する。

###### ② 市道の応急対策

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通が途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

###### ア 被害が比較的わずかな場合

道路の破損、流出、埋没並びに橋りょうの損壊等の被害のうち比較的わずかな被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋りょうの応急補強等必要な措置を行う。

###### イ 被害が甚大な場合

一時的な付替道路の開設、う回道路の選定、う回交通表示を行う。また、広範囲にわたる場合は自衛隊の災害派遣等他の機関の応援を得て集中的応急対策を実施する。

###### ③ 国道、県道の場合

道路管理者と協議し、必要な応急措置及び応援を行う。

##### (2) 交通規制

###### ① 対象とする道路

###### ア 復旧優先道路

###### イ 避難路及び避難所周辺道路

ウ 応急対策活動に必要な道路

② 交通規制の方法

ア 一般的な交通規制

市道については、市が警察と協力して道路法第46条第1項の規定に基づく所要の交通規制を行う。国道、県道については各道路管理者が同様に行う。

イ 緊急通行車両以外の交通規制

埼玉県公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく所要の交通規制を行う。この場合、市は、被害状況などの資料を提供する。

(3) 運転者のとるべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者のとるべき措置について、次の事項を周知徹底する。

① 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

- ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

# 第3章 震災復旧・復興計画

被災した市民の一刻も早い生活の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者の生活手段の確保、中小企業への融資、義援金品の配布などについて災害状況に対応して適切な対策を行うとともに、災害からの教訓を踏まえて被災市民はもとより国・県・被災自治体と連携してより災害に強いまちづくりに結びつく復旧・復興計画を策定する。

## 第1節 災害復旧事業計画

### 1 災害復旧事業計画の策定

市長は、応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

災害復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、被災原因の除去に努めるよう県等の関係機関と情報交換及び連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおり。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画（街路、下水道、都市公園、堆積土砂排除等）
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 文化財災害復旧事業計画
- ⑪ 復旧上必要な金融その他の資金計画
- ⑫ その他の災害復旧事業計画

### 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。このうち、公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚法」により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設災害復旧事業</li> <li>・公共土木施設復旧事業関連事業</li> <li>・公立学校施設災害復旧事業</li> <li>・公営住宅災害復旧事業</li> <li>・生活保護施設災害復旧事業</li> <li>・児童福祉施設災害復旧事業</li> <li>・老人福祉施設災害復旧事業</li> <li>・身体障害者更正援助施設災害復旧事業</li> <li>・知的障害者援護施設災害復旧事業</li> <li>・女性保護施設災害復旧事業</li> <li>・感染症指定医療機関災害復旧事業</li> <li>・感染症予防事業</li> <li>・堆積土砂排除事業</li> <li>・たん水排除事業</li> </ul>
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</li> <li>・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</li> <li>・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</li> <li>・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する</li> </ul>



### 第3章 震災復旧・復興計画

	る暫定措置の特例 ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ・り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・水防資材費の補助の特例 ・雇用保険法による求職者給付に関する特例

### 3 災害復旧事業の実施

復旧事業の実施にあたっては、計画策定・事業費確定後速やかに関係住民の理解と協力を得て、人員、機材等迅速に行える事業体制の整備に努める。

復旧事業の事業費は、事業費が決定され次第、速やかに措置されるよう県との連携を図り、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し、県の監督指導等を受けながら行う。

## 第2節 計画的な災害復興

### 1 災害復興対策本部の設置

市は、災害復旧対策を迅速に推進するために応急対策が一定の成果に達する等、その進捗状況に基づき、災害対策本部組織を改編し、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

### 2 災害復興計画の策定

#### (1) 災害復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、県との連絡調整及び技術的な支援を得て災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

#### (2) 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画等及びその事業手法、財源確保、推進体制等に関する具体的な災害復興計画の策定を行う。

### 3 災害復興事業の実施

#### (1) 市街地復興事業のための行政手続き

##### ① 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理事業等の実施が必要な場合は、県（県土整備部）に対して、建築基準法第84条による建築制限区域の指定をするよう要請する。

##### ② 被災市街地復興特別措置法による建築行為等の制限

市は、被災市街地復興特別措置法第5条第1項に基づき、都市計画として被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

#### (2) 災害復興事業の実施

市長は、災害復興に関する専任部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。

## 第3節 生活再建等の支援

### 1 被災者の生活確保

#### (1) 被災証明の交付

被災者への各種生活支援の申請等に必要となる被災証明書の交付事務を迅速に行い、市民生活の早期安定を図る。

証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損について証明する。

【資料2-3-1 被災証明申請書】

【資料2-3-2 被災証明書】

【資料2-3-3 被災者調査原票】

#### (2) 義援金品の受入れ・配分計画

##### ① 義援金品の受入

市は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金品は被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

【資料2-3-4 義援金品受領書】

##### ② 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、本市の広報紙、日本赤十字社埼玉県支部、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広く広報を実施し募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

##### ③ 義援金品の配分

市は、義援金品配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金品の配分を決定し、県又は日本赤十字社奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に分配する。

寄託者が配分先や用途を指定した義援金品を受付けた場合、各配分先の責任において処理する。

また、被災者に対し、本市の広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金の配分について広報し、義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。

##### ④ 義援金品の保管場所

寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。なお、義援品は支援物資集積場所に保管し、一般支援物資と同様に配分する。

(3) 被災者の生活確保

① 就業支援

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっ旋については、国（埼玉労働局）が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施等により、早期再就職の促進を図る。

市は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、国（埼玉労働局）に報告する。

② 市税等の徴収猶予及び減免の措置

被災した納税義務者に対し、地方税法又は市条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれ実態に応じ適時適切に講じることができる。

ア 市税等の納税緩和措置

(7) 期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は市税等を納付もしくは納入できないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後、2ヵ月以内（特別徴収義務者は30日以内）に限り、当該期限を延長することができる。

- ・ 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域、及び期限の延長を指定することができる。
- ・ その他の場合、災害がおさまったあと、速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長することができる。

(イ) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合には、その者の申請に基づき徴収を猶予することができる。

(ウ) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の免除等適切な措置を講ずることができる。

(エ) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行うことができる。

- ・ 軽自動車税  
被災した車輛の被災の程度に応じて減免を行うことができる。
- ・ 市民税  
納税義務者本人、又は住宅家財の被災程度に応じて減免を行うことができる。
- ・ 固定資産税、都市計画税  
固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて減免を行うことができる。

### 第3章 震災復旧・復興計画

#### ③ 郵政事業等にかかる災害特別事務取扱

郵便関係	<p>① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。</p> <p>② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。</p> <p>③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>④ 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないとみとめられる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p>
為替貯金関係	取扱局、取扱機関及び取扱事務の範囲を指定して払戻等の便宜を行う。
簡易保険関係	取扱局、取扱機関及び取扱事務の範囲を指定して保険金及び貸付金等の支払い、保険料等の払い込みの際に、便宜措置を行う。
災害寄付金の料金免除の取扱い	地方公共団体、中央共同募金会等からの申請をもって、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により送付する場合における通常払込及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。
災害ボランティア口座の取扱い	非常災害時におけるボランティア活動を支援するため、郵便振替口座を利用して寄附金を募集し、被災地で活動するボランティア団体に配分する。

#### ④ 国民健康保険税の減免等

##### ア 減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する（富士見市国民健康保険税条例第23条）。

##### イ 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納税義務者が、保険税を一時に納付できないと認められるときは、その者の申請に基づき、納付できない金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

##### ウ 国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予

災害により身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたときに、一部負担金の支払いが困難と認められる場合は、申請により6箇月以内において減免又は徴収を猶予する。

⑤後期高齢者医療制度の減免等

ア 減免

被保険者又は生計維持者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合が認める場合において、保険料が減免される。

イ 徴収猶予

被保険者又は生計維持者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合が認める場合において、納付できない金額を限度として、6月以内において徴収を猶予する。

ウ 一部負担金の減免

災害により一時的に一部負担金の支払いが困難と認められる場合には、申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合が決定した額を減額又は免除する。

⑥ 国民年金保険料の減免

被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき内容審査のうえ、年金事務所にて免除申請書を送付する。

【資料2-3-5 被災者生活再建支援制度の概要（内閣府）】

## 2 被災者への融資

(1) 災害援護資金等の貸付

① 資金の貸付

災害により、住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設及び補修等の整備に必要な資金を貸付ける。

また、低所得者等に対しては、生活福祉資金を貸付け、居住の安定、自立の助長に寄与する。

ア 災害援護資金の貸付

被災した市民に対し、復旧と更生のために資金を貸し付ける。

【資料2-3-6 災害援護資金の貸付】

イ 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

災害を受けた低所得者に対し、資金を貸し付ける。

【資料2-3-7 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援助資金貸付】

ウ 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

災害を受けた低所得者、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金を貸し付ける。

② 災害弔慰金等の支給

市民が自然災害により死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給する。身体又は精神に著しい障害を受けた場合、その者に対して災害障害見舞金を支給する。

【資料2-3-8 災害弔慰金の支給】

【資料2-3-9 災害障害見舞金の支給】

### 第3章 震災復旧・復興計画

#### ③ 災害復興住宅資金の融資

災害により、住宅が滅失又は損傷した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を住宅金融支援機構法に基づき融資する。

【資料2-3-10 災害復興住宅資金一覧】

#### (2) 中小企業への融資

被災中小企業者に対し、資金融資制度に基づき融資する。

【資料2-3-11 中小企業災害復旧融資】

#### (3) 農林関係従事者への融資

農林業関係従事者に対し、資金融資制度に基づき融資する。

【資料2-3-12 農林漁業金融公庫・農林漁業セーフティネット資金】

【資料2-3-13 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

【資料2-3-14 天災融資法に基づく資金融資】

【資料2-3-15 農林漁業金融公庫災害復旧施設資金】

【資料2-3-16 農業災害補償】

### 3 その他支援

#### (1) 行方不明者の対応

災害対策本部は、発災直後から警察、消防、医療等関係機関、避難所、町会・自主防災組織等と緊密に連絡し、避難収容者名簿及び収容された遺体の氏名札等から、行方不明者を検索する。

また、行方不明者の相談に関して、各避難所に窓口を開設する。避難所の職員は、災害対策本部でとりまとめられる収容者名簿をもとに対応する。ただし、プライバシーの問題等を考慮し慎重に取り扱う。

#### (2) 被災者への各種支援

被災者の自立生活の確立を支援するため、被災者自身による生活復旧の推移を踏まえて生活復旧を阻害する諸状況の把握に努める。また、被災者の震災のショックと長期間にわたる避難生活等の精神的ケアや被災者の自立支援に必要な施策を実施する。

# 第4章 東海地震の警戒宣言に伴う 対応措置計画

## 第1節 計画の位置づけ

### 1 計画策定の趣旨

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定され、平成14年4月には東京都及び三重県が追加指定され、平成24年4月1日現在、強化地域は8都県157市町村となっている。

埼玉県は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、県防災会議は東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定している。

本計画は、県計画に基づき本市における東海地震の警戒宣言に伴う対応措置を定めるものである。

### 2 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令中も都市機能は、極力平常どおり確保する。
- ② 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命・身体・財産の安全を確保するため、被害を最小限にとどめるための措置を講ずる。
- ③ 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のため必要な措置を講じる。
- ④ 発災後の対策は、震災応急対策計画により対処する。なお、発災前の対処についても必要に応じて震災応急対策計画により対処する。
- ⑤ 埼玉県の地域は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。



## 第4章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

### 3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

#### (1) 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動が盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応を考慮する。

#### (2) 予想震度

震度は5弱から5強程度とする。

##### ① 東海地震観測情報

東海地震の前兆現象について、直ちに評価できない場合等に気象庁から関係機関に伝達される情報。

##### ② 東海地震注意情報

東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に気象庁から関係機関に伝達される情報。

##### ③ 東海地震予知情報

強化地域に係る大規模な地震発生のおそれがあると認められたときに気象庁から関係機関に伝達される情報。

##### ④ 警戒宣言

内閣総理大臣が気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制を取るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。

## 第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令時までの対応措置

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められた場合は、地震防災対策強化地域判定会（以下判定会）が開催され、地震防災応急対策を緊急に実施すべきかどうか判定されることになっている。そのため、判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要な措置を講じる。

### 1 計画

- (1) 県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関・団体に伝達する。
- (2) 東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに県に準じた防災体制として、警戒態勢をとるものとする。

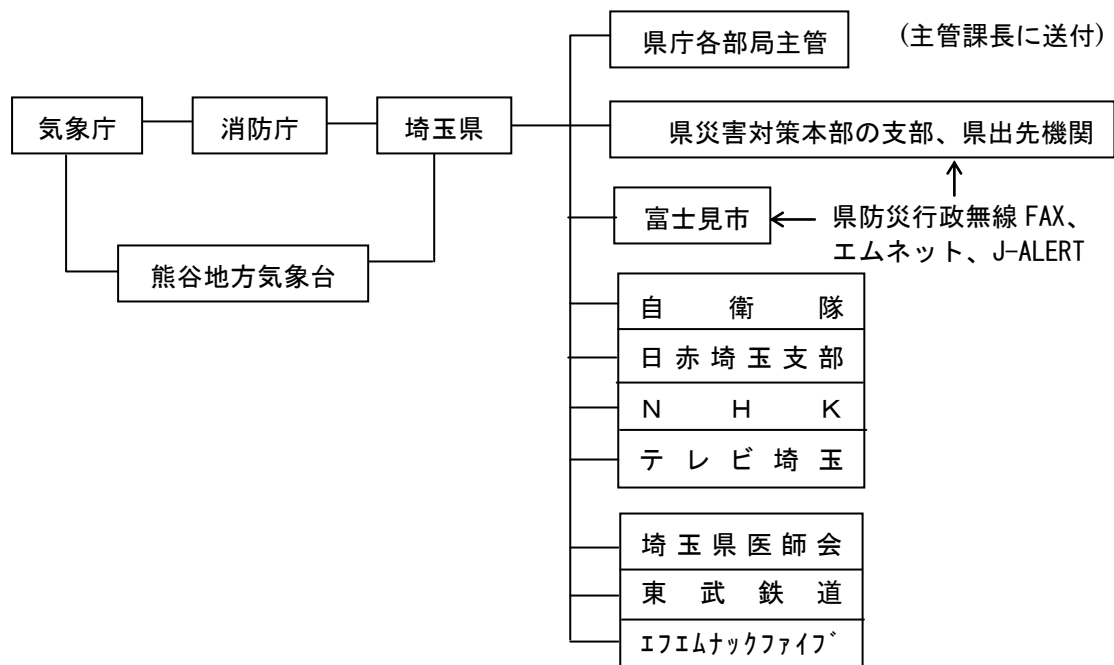


図 東海地震注意情報伝達系統図

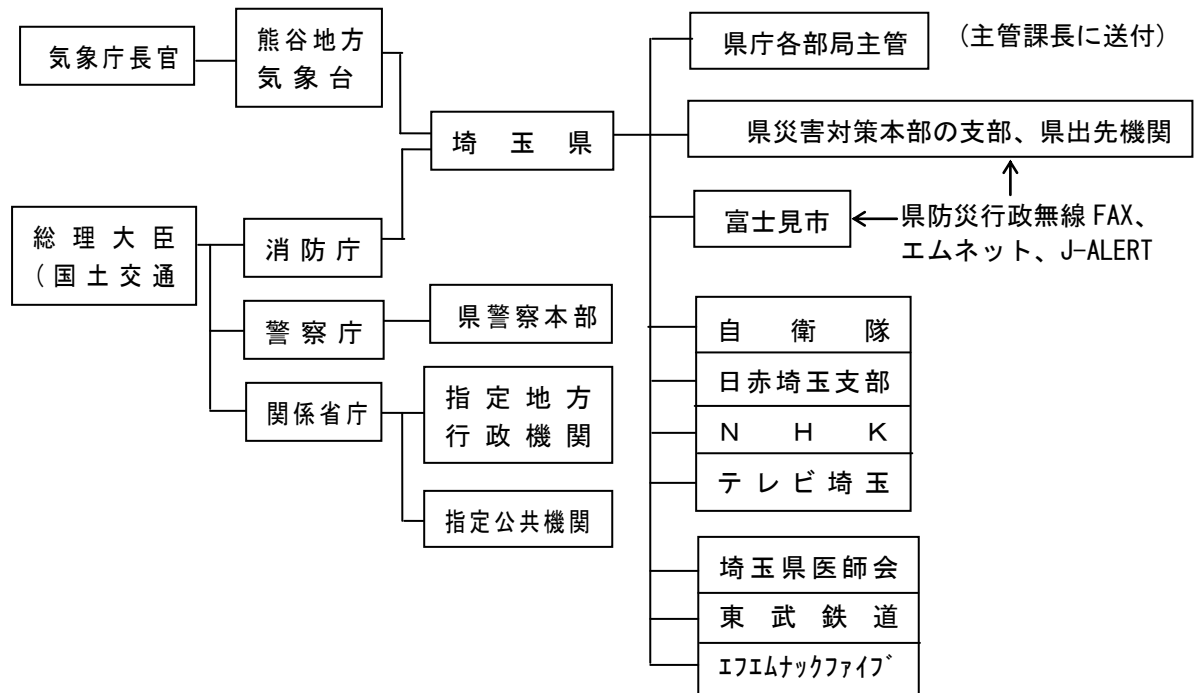
### 第3節 警戒宣言に伴う措置

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれが無くなるまでの間に必要な措置を講じる。

#### 1 計画

- (1) 県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災上重要な機関、団体等に伝達する。
- (2) 市民に対しては、防災行政用務線や広報車により伝達する。
- (3) 県の体制に準じた体制として災害対策本部を設置し、地震災害が発生した場合に速やかに応急対策ができるよう準備する。

図 警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図



## 第Ⅲ部 水害その他の災害対策編

---



# 第1章 水害その他の災害予防計画

## 第1節 風水害予防対策

### 1 水害予防対策の現況と課題

富士見市には一級河川の荒川、新河岸川、柳瀬川の他、富士見江川、権平川、唐沢堀、図川、砂川堀雨水幹線、別所雨水幹線等の中小河川が多くあり、過去の水害の歴史の中で排水揚機、排水ポンプ場、制水扉、水門、樋管、遊水池等を設置して水害を予防し、本川への流出量の増加等河川設備の充実や水防活動の拠点となる水防センターの整備を行うなど、被害を軽減してきた。

しかし、近年は異常気象により時間100ミリを越す集中豪雨（ゲリラ豪雨）が全国各地で大きな被害をもたらしている。

本市においても都市化の進展とともに市街地内での道路冠水や地階への浸水など新たな災害要因が生じており、異常気象や雨水の浸透条件の悪化など水害発生要因は年々変化している。このため、市街地における雨水貯留・再利用の推進等、社会の変化に対応した水害予防対策が必要となっている。

【資料3-1-1 水防施設等一覧】

【資料3-1-2 水防施設配置図】

### 2 水防施設等の維持

水害の応急対策に必要な施設や資機材等を定期的に点検整備し、有効適切に使用できるよう維持に努める。

### 3 ハザードマップの公開

国、県と連携して流域の住民に対してそれぞれの土地における水害予測調査やハザードマップを作成して公開し、被害を最小限にするための生活様式の確立、避難場所、避難ルートの確認等水防意識の啓発を行う。

## 第2節 土砂災害予防対策

### 1 危険個所の把握

市内には集中豪雨、地震等による急傾斜地崩壊危険個所が16箇所あるが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条（昭和44年7月1日法律57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。総雨量100ミリを超えるなど土砂流出や地割れなどが発生するおそれがある場合は、随時巡回監視を行い、状況の把握に努める。

【資料1-2-2 水害・土砂災害の発生しやすい場所】

### 2 予防対策の啓発・指導

市は、急傾斜地崩壊危険個所付近の開発行為者や土地所有者、管理者又は占有者に対して、擁壁や雨水等の排水処理等について崩壊の危険性に配慮した対策を啓発・指導する。

## 第3節 火災予防対策

### 1 入間東部地区消防組合・富士見市消防団の充実

火災危険度の高い木造家屋が密集している地域又は危険物施設等の火災を迅速に対応するため、入間東部地区消防組合・富士見市消防団の充実に努める。また、狭隘道路及び建築物の高層化の状況変化を把握し、消防体制の点検を行う。

### 2 市民・事業所の初期消火力の強化

火災を未然に防止するため、入間東部地区消防組合と連携して小中学校や公民館等関係機関の協力を得て児童生徒、市民に防火知識の向上と防火思想の普及に努める。また、地域や事業所において初期消火の対応ができるよう自主防災組織を育成し、入間東部地区消防組合の協力を得て継続的な訓練により初期消火力の強化を図る。

### 3 大規模火災予防対策

密集市街地での大規模火災は、人的及び経済的に多大な被害を生じることから、延焼拡大の防止を図る。

#### (1) 災害に強いまちの形成

建築物や公共施設の耐震化、不燃化を促進し、延焼遮断帯や老朽木造住宅密集地の解消を図るため市街地の面的整備、水面・緑地の計画的確保等により災害に強い都市構造の形成に努める。また、消防水利の充実、適正な維持管理の推進を図る。

#### (2) 情報の収集・連絡体制の整備

大規模火災発生時に関係機関との情報伝達を円滑に行うため、通信システムやネットワーク間の連携が図れるよう努める。とくに、近隣市町、県に迅速かつ正確な情報を伝達し、報道機関との連携により市内外の市民等への情報伝達体制を確立する。

## 第4節 文化財等災害予防対策

市内にある貴重な文化財を後世に伝え残していくために、災害から保護・保全するための対策が必要である。また、文化財そのものの防災対策はもちろん、文化財保護に対する市民の意識啓発も重要である。

### 1 予防対策

文化財に対する災害は、有形文化財全般及び記念物を中心に、風水害・地震・火災・落雷等により失われることが予想される。これら災害による文化財の損失を最小限に抑えるため、以下の対策を行う。

また、文化財及び収蔵・展示施設に風水害及びその他の災害による被害が生じた場合には、【第Ⅱ部 震災対策編 第2章 震災応急対策計画 第12節 文教対策 8 文化財の応急対策】の項に準じる。

#### (1) 文化財の防災対策

- ① 文化財の定期的な現状把握（台帳整備及び文化財パトロール）の実施
- ② 文化財に対する防災環境の整備
- ③ 防災に対する啓発と訓練実施の促進

#### (2) 文化財の防火対策

災害によって失われた文化財は、そのほとんどが火災による場合が多いのが現状である。よって文化財の防火対策については、次の事項について徹底を期する。

- ① 防火管理体制等（収蔵施設の防火設備及び連絡体制等）の整備
- ② 防火設備の定期的な点検
- ③ 火気使用の制限
- ④ 火気の厳重警戒と早期発見
- ⑤ 災害発生時における措置の徹底

#### (3) 文化財保護意識の啓発

- ① 文化財所有者・管理者及び地域住民に対する文化財保護への啓発
- ② 文化財所有者・管理者への管理保護についての助言と指導



## 第5節 図書館資料等災害予防対策

図書館の所蔵する資料は、地域の記憶を伝えるとともに、人が生きるためのさまざまな情報や、心の支えとなり、また地域の記憶を伝えるものである。所蔵資料を後世に伝え残していくために、災害から保護・保全するための対策が必要である。

### 1 予防対策

図書館所蔵資料に対する災害は、図書等を中心に、風水害・地震・火災・落雷等により失われることが予想される。これら災害による図書館資料の損失を最小限に抑えるため、以下の対策を行う。

また、図書館資料及びその所蔵施設に風水害及びその他の災害による被害が生じた場合には、【 第Ⅱ部 震災対策編 第2章 震災応急対策計画 第12節 文教対策 9 郷土資料の応急対策 】の項に準じる。

#### (1) 図書館資料の防災対策

- ① 図書館資料の定期的な現状把握（蔵書点検、保存状態の確認）の実施
- ② 所蔵資料に対する防災環境の整備
- ③ 災害に対する啓発と訓練実施の促進

#### (2) 図書館資料の防火対策、水害対策

紙や各種媒体を主とする図書館資料は、特に火災や水損により利用不能となることが多い。そのため図書館資料の災害予防対策については、次の事項について徹底を期する。

- ① 防火管理体制等（所蔵施設の防火設備及び連絡体制等）の整備
- ② 防火設備の定期的な点検
- ③ 漏水や湿気、及び過度な乾燥の警戒と早期発見。
- ④ 災害発生時における措置の徹底

## 第6節 放射性物質事故災害予防対策

医療機関及び試験研究施設等では放射性同位元素を使用する場合があります、また核燃料物質を搬送する車両が本市付近を通過する場合も考慮し、放射性物質事故災害に迅速かつ適切な対応を図る。

### 1 放射性物質取扱施設の把握

市は、県及び入間東部地区消防組合等と連携し、放射性物質にかかる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の個所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

### 2 情報の収集・伝達体制の整備

市は、国、県、関係市町村、東入間警察署、入間東部地区消防組合、放射性物質取扱施設の管理者等との情報収集・連絡体制及び住民への広報体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

### 3 応急体制の整備

市は、災害対策本部組織により必要に応じて応急活動のための職員を動員し、応急活動マニュアルを作成して職員に周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

### 4 緊急被ばく医療体制の整備

市はあらかじめ県、入間東部地区消防組合と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

### 5 防護資機材の整備

県、市、東入間警察署及び入間東部地区消防組合は、放射性物質関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

### 6 飲料水の供給体制の整備

市は、放射性物質関係事故により、水道水が汚染された場合を想定し、震災応急対策計画第2章第7節2「飲料水の確保・供給」を準用して飲料水を供給する。

### 7 教育訓練の実施

#### (1) 周辺地域住民及び市職員の教育訓練

放射性物質を危険量以上扱う事業所の周辺地域の住民及び市職員に対して、放射性物質事故に適切に対応できるよう知識を普及し訓練を実施する。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- ② 放射線防護に関すること

### Ⅲ 水害その他の災害対策編

- ③ 放射線により健康への影響に関すること
- ④ 放射性物質事故発生時における措置に関すること
- ⑤ 放射性物質事故発生時に住民がとるべき行動、留意点に関すること
- ⑥ その他必要と思われる事項

#### (2) 避難誘導體制の整備

放射性物質事故発生時に、高齢者、障がい者等の災害時要援護者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係施設管理者等の関係者による協力体制を整備する。

## 第7節 雪害予防対策

雪害は、市民生活の他、特に農業や交通に被害をもたらすことから、気象情報を把握し、適切な予防対策を図る。

### 1 営農被害予防対策

市は、露地栽培、施設園芸、観光農業等に雪害の発生が予想される時は、いるま野農業協同組合の専門技術員の技術指導・協力を得て迅速に実施する。

### 2 市道の除雪対策

市は、市道における円滑で安全な交通を維持するため、積雪状況等の観測を行い、被害が生じ又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部により対応する。

#### (1) 大雪注意報・警報が発表された場合

- ① 富士見市災害対策協力会への協力依頼
- ② 除雪器具等の点検
- ③ 車両の確保及び装備の点検

#### (2) 除雪等の活動

- ① 除雪する道路
  - ア 通勤、通学道路及び歩道
  - イ 坂、崖及び屈曲部が多く交通に危険を生じるおそれのある道路
  - ウ 交通量の多い道路
- ② 搬雪場所の確保

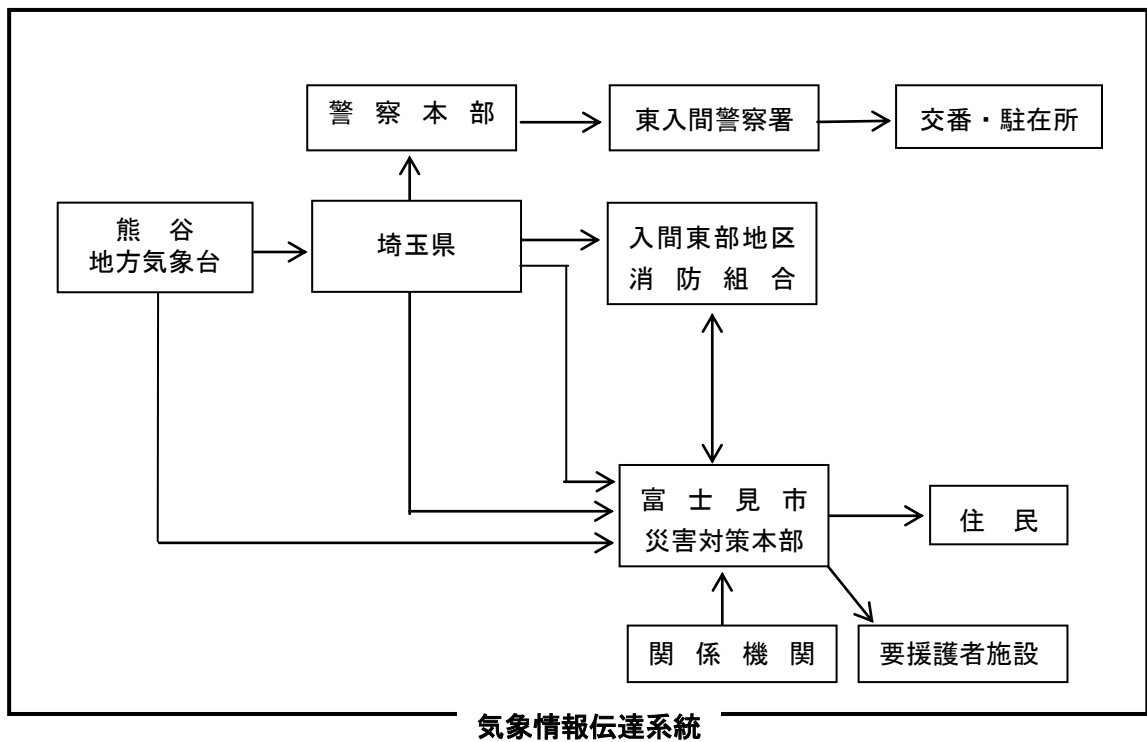
## 第2章 水害その他の災害応急対策計画

### 第1節 気象情報等の収集・伝達

#### 1 気象情報

気象庁（熊谷地方気象台）が発表する注意報、警報の地域細分において、富士見市は「埼玉県南部（南中部）」に含まれており、その情報は、埼玉県防災情報システム端末機で確認する他、下記の系統により伝達をうける。また、市は庁舎に設置してある雨量計及び風速計の観測データを収集するとともに、必要に応じて防災機関のホームページ等を活用する。

【資料3-2-1 注意報・警報等の種類及び発表基準】



#### 2 河川水位及び洪水情報

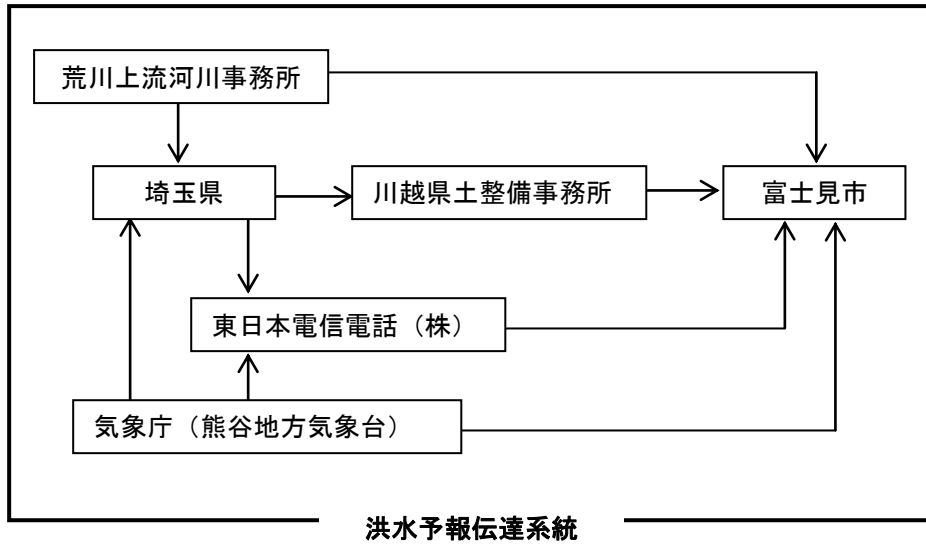
市は、水防法に基づき、国土交通大臣が指定する荒川及び埼玉県知事が指定する新河岸川にかかる水防管理団体となっている。

そのため、荒川上流洪水対策計画及び埼玉県水防計画に基づき、複数の系統で洪水予報が伝達される。また、気象業務法に基づき、気象庁から洪水警報等が発表される。

市は、国、県、気象庁から洪水予報の伝達を受け、必要に応じて、災害対策本部等により、河川の水位等の観測等にあたる。

【資料3-2-2 観測地点の警戒水位】

【資料3-2-3 水防法第13条の水防信号】



## 第2節 水防活動

### 1 河川の巡視・警戒

洪水予報の伝達を受けて、市は必要に応じて河川（下水路）及び浸水地域の随時巡視、警戒を行う。河川施設に異常を発見し、緊急を要する場合は河川管理者、流域市町長、入間東部地区消防組合及び東入間警察署に通報をして必要な措置を講じる。

### 2 水防活動

#### (1) 配備体制

災害対策本部は、浸水被害及び河川水位あるいは堤防からの漏水等の状況に応じた対策を迅速、適切に行うため、入間東部地区消防組合に応援を求める。また、必要に応じて地元住民の協力を求め、被害が甚大な場合は自衛隊の災害派遣を県知事に要請する。

#### (2) 警戒区域の設定

水防法第21条に基づき、警戒区域が設定された場合、市は直ちに関係機関及び近隣住民に周知する。また、必要に応じて警察官の出動を要請する。

#### (3) 市民の自主防災活動の支援

災害対策本部は、台風の接近等大雨による浸水に備えて市民が自主的に行う土のう積み等の水防対策を支援する。また、町会・自主防災組織などが行う水防活動と情報連絡を緊密に行い、連携して効果的な対策を行う。

#### (4) 浸水対策計画の策定

地下空間管理者又は所有者は、あらかじめ浸水対策計画を策定し、地下空間における避難訓練及び遮水壁などの施設整備に努めなければならない。

### 3 避難のための退去の指示

災害対策本部は、洪水等の著しい危険が切迫していると認められる場合は、水防法第21条に基づき、東入間警察署に通知し、必要と認める区域の住民に立ち退きを指示する。

### 第3節 被害情報の収集・伝達

#### 1 被害情報の収集、調査

災害対策本部は、関係防災機関の通報の他、現場出動職員、消防団員、消防隊員等からの被害状況報告を受けて情報を整理し、被害調査要領及び被害報告判定基準に基づき調査を行う。

また、災害履歴等を考慮し、災害の危険性が高い地域の観測をあわせて行い、被害の拡大を予防する。

【資料1-5-3 被害報告判定基準】

【資料1-5-4 被害調査要領】

#### 2 被害情報の伝達

##### (1) 県への被害

災害対策本部は、被害調査結果を取りまとめて、県防災情報システムで県に報告する。なお、防災情報システムが使用できない場合は次の要領で県に報告する。

##### ① 報告時期

- ア 発生報告・・・災害が発生した直後に行う。
- イ 経過報告・・・被害状況の変化に伴って順次行う。特に必要がある場合のほかおおむね2時間ごとに行う。
- ウ 確定報告・・・被害が確定し、応急救助が完了した後、7日以内に行う。

##### ② 報告先

- ア 被害速報

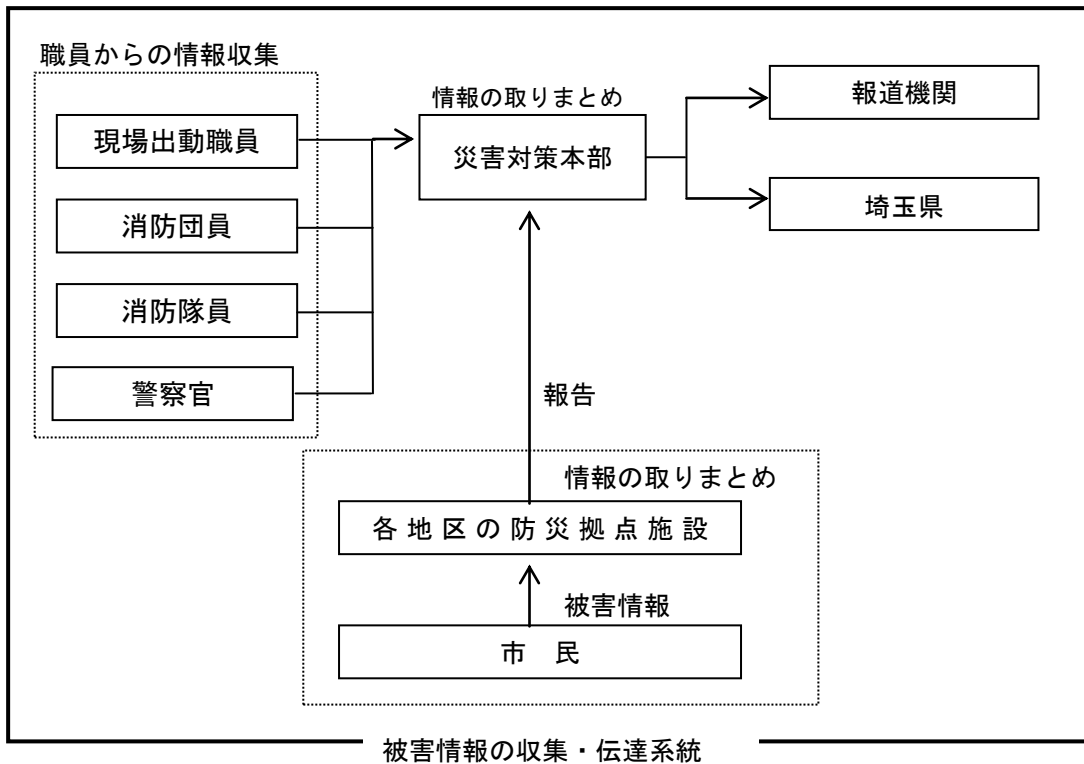
	県が警戒体制を施行する前	県が警戒体制・非常体制を施行したとき
勤務時間内	県南西部地域振興センター 電話：048-451-1110 防災行政無線：73-352、73-999	県南西部地域振興センター 電話：048-451-1110 防災行政無線：73-352、73-999
勤務時間外	県消防防災課防災行政無線室 電話：048-822-4149 防災行政無線：6-3177	



### Ⅲ 水害その他の災害対策編

#### イ 確定報告の場合

県南西部地域振興センターへ報告する。



#### (2) 近隣市町・関係機関等への報告

災害対策本部は、県への報告とあわせて、応援協力を受けた近隣市町・関係機関等に報告する。

## 第4節 避難対策

### 1 洪水ハザードマップを活用した避難

洪水のおそれがある場合は、災害対策本部は河川水位及び流域降水量状況などの情報を浸水想定区域市民に伝達し、洪水時の浸水状況を想定してより安全な場所にいち早く避難するため、洪水ハザードマップを活用した避難を促す。

### 2 住民の一時避難場所等

浸水想定区域内の町会・自主防災組織が自主的に一時避難場所等を定め、あらかじめ市に届け出た場所について、災害対策本部は洪水時に孤立しないよう職員を派遣するなどして、避難住民の安全を確保する。

## 第5節 救出救援活動

### 1 救出救援活動事象

- ① 人命及び財産に重大な危機が切迫している場合
- ② 行方不明者を捜索する場合
- ③ 災害発生時に高齢者、障がい者等災害時要援護者から救援を求められた場合

### 2 救出救援の方法

- ① 通報等の情報に基づき、災害対策本部、入間東部地区消防組合及び消防団が現場に出動する。
- ② 現場の状況により特殊資機材が必要な場合は、関係機関・団体に協力を依頼する。
- ③ 火災を伴う救出活動は、入間東部地区消防組合が行う。
- ④ 大規模な救出救援活動が必要な場合は、県知事に自衛隊の災害派遣を依頼する。

## 第6節 環境衛生対策

### 1 水害廃棄物の処理

#### (1) 収集運搬体制

市は、被災地域の環境衛生状態の改善を図るため、水害廃棄物の発生量を推計して収集運搬計画を策定し、迅速に収集運搬体制を確立する。

#### (2) 保管・処理体制

市は、志木地区衛生組合と協議して、水害廃棄物の保管・処理施設を確保する。また、被災者が水害廃棄物を自己搬入する方法を周知する。

### 2 し尿処理

#### (1) 収集体制

市は、水害被害者が浸水した便槽の汲み取りを依頼してきた時は、汲み取り業者の手配を依頼する。

#### (2) 安全・衛生対策

市は、マンホール等から下水が噴出する等の被害が生じたときは、県荒川右岸下水道事務所と連携して逆流防止及び安全措置等の対策を講じる。

また、天候回復後、し尿及び下水等が流出した場所を消毒する。

## 第7節 放射性物質事故災害応急対策

### 1 事故発生直後の情報の収集・連絡

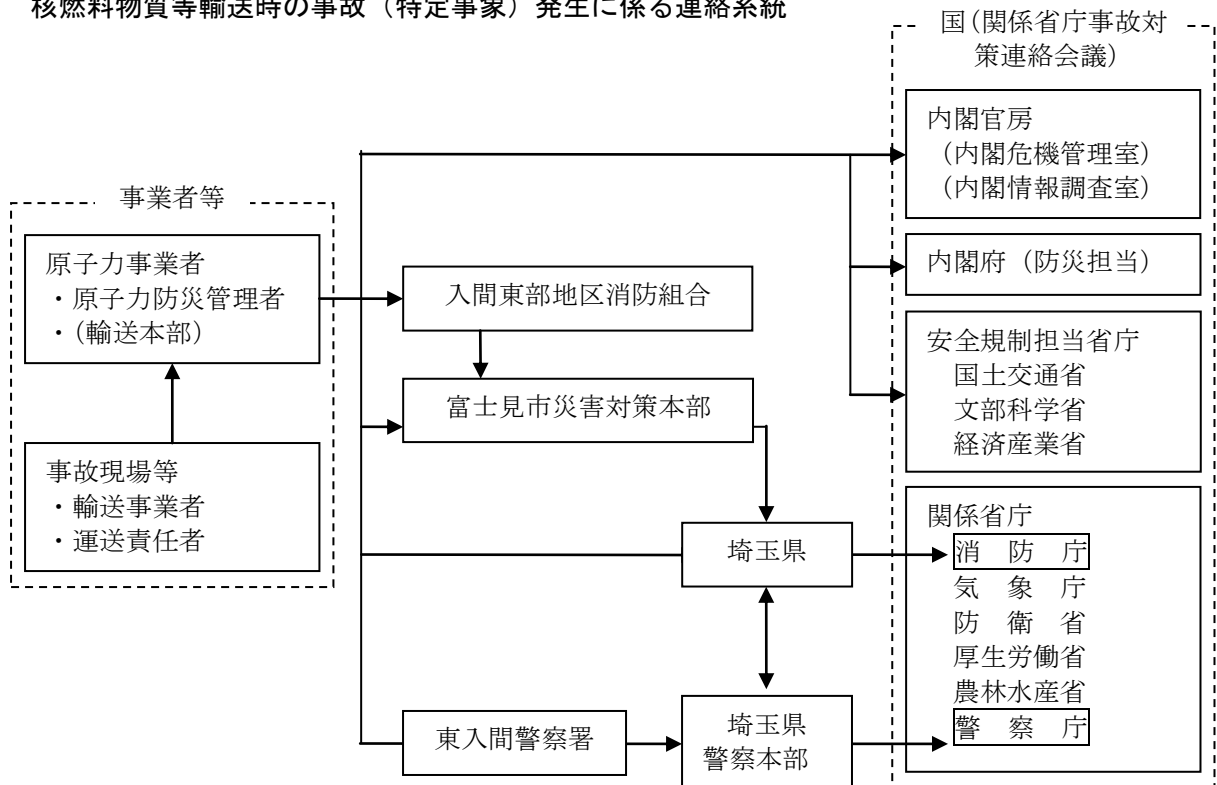
#### (1) 事故情報の収集・連絡

##### ① 核燃料物質等輸送時の事故

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

- ・ 特定事象発生 の 場所及び時刻
- ・ 特定事象の種類
- ・ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ・ 気象状況（風向・風速など）
- ・ 周辺環境への影響
- ・ 輸送容器の状態
- ・ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ・ 応急措置
- ・ その他必要と認める事項

核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統

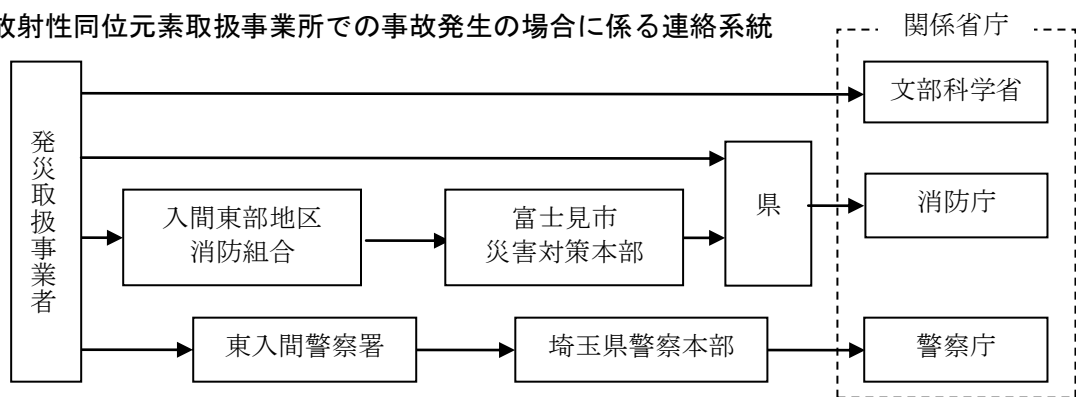


② 放射性物質取扱施設における事故

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市、東入間警察署、入間東部地区消防組合及び国の関係機関に通報するものとする。

- ・ 事故発生の時刻
- ・ 事故発生の場所及び施設
- ・ 事故の状況
- ・ 気象状況（風向・風速）
- ・ 放射性物質の放出に関する情報
- ・ 予想される災害の範囲及び程度等
- ・ その他必要と認める事項

放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統



③ 原子力発電所における事故

市は、市域に被害をもたらすおそれのある原子力発電所において事故が発生した場合は、直ちに関係各機関等と連携を図り情報収集を行う。また、必要に応じて入間東部地区消防組合と協力し、市内の空間放射線量の測定を開始して情報収集を行う。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(3) 通信手段の確保

市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

2 活動体制の確立

市は市内で放射性物質事故の発生を確知した後、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、機関相互の連携を図り必要な体制をとる。

また、市は原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、国や県と連携しながら必要に応じて応急措置を実施するものとする。応急措置の実施にあたり必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を要請するものとする。

市は内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危

### Ⅲ 水害その他の災害対策編

険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

#### 3 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

#### 4 退避・避難収容活動など

##### (1) 退避・避難等の基本方針

原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、市は「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他災害時要援護者にも充分配慮する。

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量：mSv(ミリシーベルト))		防護対策の内容
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓を閉め気密性に配慮すること。(自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。)
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。(放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。)

##### (2) 警戒区域の設定

###### ① 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定について、基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15m とする。

###### ② 市町長への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合、関係市町長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を各地域住民に講じるよう指示等を行うものとする。

### ③ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

### (3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行うものとする。

また、必要があれば、避難所施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送の措置を講ずるものとする。

### (4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者及び町会・自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

### (5) 災害時要援護者への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

### (6) 住民への的確な情報伝達活動

#### ① 周辺住民への情報伝達活動

市は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、防災メール、緊急速報メール、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。

#### ② 住民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。



### Ⅲ 水害その他の災害対策編

#### 5 各種規制措置と解除

##### (1) 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。

##### (2) 解除

市は、原子力緊急事態宣言解除宣言があったとき又は環境モニタリング等地域の汚染調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

#### 6 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す追加被ばく線量等に関する基準に応じ、国、県、原子力事業者及び防災関係機関、住民・事業者等と協力して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

#### 7 風評被害対策

市は、国及び県と連携し、原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果等に関する広報に努め、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

#### 8 被害状況の調査等

##### (1) 被災住民の登録

市は、県の指示に基づき、避難所に収容した住民の登録を行う。

##### (2) 被害調査

市は、県の指示に基づき、以下の事項に起因して住民が受けた被害を調査する。

- ・退避・避難等の措置
- ・立入禁止措置
- ・飲料水、飲食物の制限措置
- ・その他必要と認める事項

#### 9 住民の健康調査等

市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、専門医療機関との連携を図り、収容等を行うものとする。なお、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

## 第8節 その他の対策

「初動体制」、「広報広聴対策」、「避難所の開設・運営」、「救助・医療対策」、「道路等障害物除去対策」、「緊急輸送対策」、「生活支援物資供給対策」、「行方不明者の捜索、遺体収容及び埋葬対策」、「帰宅困難者対策」、「文教対策」、「災害時要援護者等の安全確保対策」、「住宅の応急復旧対策」、「警備・交通規制対策」等の対策については震災対策編各節に準じて行う。

## 第3章 水害その他の災害復旧計画

「災害復旧事業計画」、「計画的な災害復興」、「生活再建等の支援」等、復旧復興にかかる対策は、震災対策編震災復旧復興計画に準じて行う。

頁	新	頁	旧
1-1	<p><b>第1章 策定方針</b> <b>第2節 計画の位置付け</b></p> <p>市は、防災会議を設置し、地域防災計画を作成し、その実務と対策を推進し、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。災害対策基本法によって定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。</p>	1-1	<p><b>第1章 策定方針</b></p>
1-2	<p><b>第3節 防災計画の構成と内容</b></p> <p>共通の災害対策</p> <p>2 予防計画は、災害の発生を未然に防止するため平常時において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。</p>	1-1 1-2	<p><b>第2節 防災計画の構成と内容</b></p> <p>共通の防災対策</p> <p>2 予防計画は、災害の発生を未然に防止するため平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。</p>
1-4	<b>第4節 上位計画との関係及び計画の検討並びに修正</b>	1-2	<b>第3節 上位計画との関係及び計画の検討並びに修正</b>
1-4	<b>第5節 防災計画の周知徹底</b>	1-4	<b>第4節 防災計画の周知徹底</b>
1-4	<p><b>第6節 計画の用語</b></p> <p>この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 本市 富士見市</p> <p>2 総則編 富士見市地域防災計画（総則編）</p> <p>3 震災対策編 富士見市地域防災計画（震災対策編）</p> <p>4 水害その他の災害対策編 富士見市地域防災計画（水害その他の災害対策編）</p> <p>5 資料編 富士見市地域防災計画（資料編）</p> <p>6 災害対策本部 富士見市災害対策本部</p>		

頁	新	頁	旧
1-4	<p><b>第2章 市域の災害危険性の総合的把握</b>  <b>第1節 市の特質的な災害要因</b>                      また、東武東上線、東京メトロ有楽町線及び東京メトロ副都心線が南北に走り、鶴瀬駅、みずほ台駅、ふじみ野駅の3駅の周辺では住宅と商業・業務系建物の混在化、高層化が進んでおり、あらたな災害要因を生じている。</p> <p><b>2 土地利用の特性</b>                      富士見市の土地利用は、昭和22年ごろと現在では著しく変わっている。その様子を航空写真で判読すると、当時は、台地が畑や集落、低地が水田（新河岸川地域・荒川右岸の自然堤防帯に集落）と自然的な土地利用状態であった。しかし、最近の状況は、台地では畑から宅地に、低地では水田や沼等が盛土化されて宅地に、また谷底平野も宅地化され、とくに柳瀬川沿いの地域ではこうした変ぼうが著しい。</p>	1-3	<p><b>第2章 市域の災害危険性の総合的把握</b>  <b>第1節 市の特質的な災害要因</b>                      また、東武東上線及び地下鉄有楽町線が南北に走り、鶴瀬駅、みずほ台駅、ふじみ野駅の3駅の周辺では住宅と商業・業務系建物の混在化、高層化が進んでおり、あらたな災害要因を生じている。</p> <p><b>2 土地利用の特性</b>                      富士見市の土地利用は、昭和22年ごろと現在では著しく変わっている。その様子を米軍写真で判読すると、当時は、台地が畑や集落、低地が水田（新河岸川地域・荒川右岸の自然堤防帯に集落）と自然的な土地利用状態であった。最近の状況は、台地では畑から宅地に、低地では水田や沼等が盛土化されて宅地に、また谷底平野も宅地化され、とくに柳瀬川沿いの地域ではこうした変ぼうが著しい。</p>
1-5	<p><b>第2節 災害履歴</b>  <b>1 地震災害</b>                      富士見市で地震災害として記録に残るものは、大正12年（1923）9月1日の関東大震災のみである。この地震では家屋の全壊83戸、半壊53戸の被害があり、液状化の記録はない。また、一部の地域で地割れがあったことが記録されている。大正12年以降、地震による顕著な被害は受けていないが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上、最大規模となる、マグニチュード（M9.0）を記録し、本市においても震度5弱を記録した。この地震によって、大きな被害はなかったものの、帰宅困難者の発生や電力不足等の影響があった。</p> <p><b>2 風水害等</b>                      風水害は、平成元年以降、台風18回、集中豪雨9回、大雨雷7回の合計34回が記録されている。これらの災害内容は、床上・床下浸水（累計2,998棟）、道路冠水（同73箇所）となっており、平成21年の台風18号では倒木による死者が1名発生した。                      また、近年は床上・床下浸水や道路冠水は広範囲にわたるものではなく、主に地表水による低地部での被害となっている。                      富士見市における風水害の記録を次頁に示す。</p>	1-3	<p><b>第2節 災害履歴</b>  <b>1 地震災害</b>                      富士見市で地震災害として記録に残るものは、大正12年（1923）9月1日の関東大震災のみである。この地震では家屋の全壊83戸、半壊53戸の被害を出している。しかし、地盤の液状化の記録はない。地割れの様子は一部記録されているものがある。大正12年以降、地震による顕著な被害は受けていない。</p> <p><b>2 水害等</b>                      風水害は、平成元年以降、台風5回、集中豪雨2回、大雨雷3回の合計10回が記録されている。これらの災害内容は、床上・床下浸水（累計2,733棟）、道路冠水（同36箇所）、河川溢水（同1箇所）となっているが、死者・行方不明者は発生していない。                      また、近年は床上・床下浸水や道路冠水は広範囲にわたるものではなく、主に地表水による低地部での被害となっている。                      富士見市における水害の記録を下表に示す。</p>
		1-4	

頁		新								頁		旧								
1-6		表 富士見市における主な風水害の記録								1-4		表 富士見市における主な風水害等の災害履歴								
発生年月日	災害内容	降雨量 mm	災害の概要					その他	発生年月日	災害内容	総雨量 (mm)	災害の概要								
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水					流失被害 (箇所)	河川溢水 (箇所)	住宅被害 (棟)	床上浸水	床下浸水	道路冠水 (箇所)	河川溢水 (箇所)		
明治23年8月	大雨	不詳	2					572												
明治43年8月10日	台風	不詳	65	40	流失 18	707	707	決壊 25	11	死者6人										
大正2年8月26日	暴風雨	不詳					349	213												
昭和16年7月23日	大雨	不詳	南畑地区15日間冠水・水稲全滅、赤痢発生																	
昭和22年9月25日 (カスリーン台風)	台風	不詳	全県で40万人が罹災、死者1,400人、流失家屋392戸、全壊家屋726、床上浸水44,610、床下浸水34,334																	
昭和24年9月30日 (ケイ台風)	台風	不詳	全県で死者12、負傷者12、流失家屋4、全壊家屋683、半壊家屋1,567、床上浸水326、床下浸水1,390																	
昭和33年9月26日 (狩野川台風)	台風22号	不詳	全県で死者5、床上浸水11,563、床下浸水29,980																	
1959/9/26 (伊勢湾台風)	台風15号	不詳	9	12																
昭和41年9月29日 (災害救助法適用)	台風4号	331					689	138												
昭和41年9月25日 (災害救助法適用)	台風26号	不詳	8	242				5												
昭和47年7月15日	台風6号	120					4	15												
昭和48年6月21日	大雨	44.6					1	53												
昭和49年9月9日	大雨	87						63												
昭和51年9月9日 (激甚災害法適用)	台風17号	99						423												
昭和52年8月17~19日	大雨	55.5					3	439												
昭和54年3月24日	大雨	62						67												
昭和56年10月22~23日	台風24号	145					79	569												
昭和57年9月12日 (災害救助法適用)	台風18号	180					1,031	1,254	構架 1	決壊 4										
昭和58年7月9日	集中豪雨	48.5					23	264												
昭和60年7月20日	集中豪雨	80					10	296												
昭和61年8月4日	台風10号	144					57	202												
平成元年7月26日	大雨・雷	85.5					2	97												
平成元年8月1日	大雨・雷	164					5	202												
平成元年8月6日	台風13号	52						8												
平成元年8月24~25日	大雨・雷	87.5						21											土砂流出6	
平成元年8月27日	台風17号	67					1	1												
平成2年9月30日	台風20号	96.5					1												公共下水道逆流	
平成2年11月30日~12月1日	台風28号	154					1	65											公共下水道逆流	
平成3年8月1日	集中豪雨	39					5	17											土砂流出3	
平成3年8月20~21日	台風12号	118						29												
平成3年9月19~20日 (災害救助法適用)	台風18号	170					480	1,540	19											
平成3年10月11~13日	台風21号	164						6												
平成5年6月21日	集中豪雨	62					34	210	4											
平成5年8月26~30日	台風11号	198						46	4											
平成5年11月13~14日	集中豪雨	120						7												
平成7年9月16~17日	台風17号	145						1											道路陥没 1	
平成8年9月21~22日	台風28号	211					19	57	5											
平成10年8月27~31日	大雨	315						30	8											
平成10年9月15~17日	台風5号	175						17												
平成11年8月13~16日	大雨	256					8	58	9										護岸崩壊 1	
平成12年7月7~8日	台風3号	181						4	5											
平成16年10月6日	台風22号	183						1												
平成16年10月19日	台風23号	175						1												
平成17年9月4日	台風14号	71.5					8	9												
平成19年8月29日	集中豪雨	20					1	1												
平成19年9月6日	台風9号	119							1											
平成21年7月30日	集中豪雨	64						3												
平成21年10月8日	台風18号	141						5												
平成22年8月29~30日	雷雨	82						1												
平成23年8月19日	集中豪雨	120					1	1												
平成23年9月21日	集中豪雨	110					1	1												
平成24年9月2~3日	大雨	124						2												
平成24年8月19日	台風4号	80						2											落木1株	
平成24年8月17日	集中豪雨	48						1												
平成24年9月4日	集中豪雨	不詳						1												

頁	新	頁	旧																
1-7	<p><b>第3節 地震被害想定</b></p> <p>本節は、平成13年度に作成した「富士見市地震被害想定調査報告書」における被害想定<sup>1</sup>の算定結果を基本に、対象とする地震及び耐震化率の情報を最新データに更新した調査結果を抜粋して記載したものである。</p> <p><b>1 地震被害想定調査の概要</b></p> <p>本調査では、東京湾北部地震を想定し実施した。より細かな被害状況の予測・想定を主眼とするため、集計単位として地震動の予測は250mメッシュ（総数315）単位で、物的被害予測は町会（全56町会）単位で集計を行った。</p> <p><b>2 想定地震の条件</b></p> <p>埼玉県地震被害想定調査（平成19年3月）において、富士見市に最も甚大な被害をもたらすと予想される東京湾北部を震源とする地震（M7.3）を想定地震として設定した。以下にその設定内容を示す。</p> <table border="1" data-bbox="241 783 889 1064"> <tr> <td>震源地</td> <td>東京湾北部</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>フィリピン海プレート上面</td> </tr> <tr> <td>地震規模</td> <td>M7.3</td> </tr> <tr> <td>発生時刻</td> <td>冬18時（平日）</td> </tr> </table>	震源地	東京湾北部	位置	フィリピン海プレート上面	地震規模	M7.3	発生時刻	冬18時（平日）	1-5	<p><b>第3節 地震被害想定</b></p> <p>本節は、平成13年度に作成した「富士見市地震被害想定調査報告書」より、地震被害想定<sup>1</sup>の調査結果を抜粋して記載したものである。</p> <p><b>1 地震被害想定調査の概要</b></p> <p>本調査では、市近傍における内陸直下地震の発生を想定し実施した。より細かな被害状況の予測・想定を主眼とするため、集計単位として地震動の予測は100mメッシュ（総数2,097）単位で、物的被害予測は町会（全54町会）単位で集計を行った。</p> <p><b>2 想定地震の条件</b></p> <p>埼玉県地震被害想定調査（平成10年3月）においては、4箇所<sup>2</sup>の想定地震に関して被害想定調査を行いそのうち富士見市に最も甚大な被害をもたらすと予想される綾瀬川断層を震源とする地震（M7.4）を想定地震として設定した。以下にその設定内容を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1256 823 1901 1101"> <tr> <td>震源断層</td> <td>綾瀬川断層</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>富士見市北東方向約15km</td> </tr> <tr> <td>地震規模</td> <td>M7.4</td> </tr> <tr> <td>発生時刻</td> <td>冬期・夕刻19時</td> </tr> </table>	震源断層	綾瀬川断層	位置	富士見市北東方向約15km	地震規模	M7.4	発生時刻	冬期・夕刻19時
震源地	東京湾北部																		
位置	フィリピン海プレート上面																		
地震規模	M7.3																		
発生時刻	冬18時（平日）																		
震源断層	綾瀬川断層																		
位置	富士見市北東方向約15km																		
地震規模	M7.4																		
発生時刻	冬期・夕刻19時																		
1-8	<p><b>3 予測される震度及び液状化被害の概要</b></p> <p>(1) 推定震度</p> <p>震度の予測結果は、市域全体で震度5強から震度6強となった。</p>		<p><b>3 予測される被害の概要</b></p> <p>(1) 推定震度</p> <p>震度の予測結果は、市域全体で震度6強となった。</p>																

頁	新				頁	旧																																		
1-8	<p><b>気象庁震度階級震度</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 325 331 400">震度階級</th> <th colspan="3" data-bbox="331 325 1088 363">状況</th> </tr> <tr> <td></td> <th data-bbox="331 363 577 400">人の体感・行動</th> <th data-bbox="577 363 842 400">屋内の状況</th> <th data-bbox="842 363 1088 400">屋外の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 400 331 751">5強</td> <td data-bbox="331 400 577 751">大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。</td> <td data-bbox="577 400 842 751">電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。</td> <td data-bbox="842 400 1088 751">窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 751 331 927">6弱</td> <td data-bbox="331 751 577 927">立っていることが困難になる。</td> <td data-bbox="577 751 842 927">固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。</td> <td data-bbox="842 751 1088 927">壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 927 331 1174">6強</td> <td data-bbox="331 927 577 1174">立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。</td> <td data-bbox="577 927 842 1174">固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。</td> <td data-bbox="842 927 1088 1174">壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。</td> </tr> </tbody> </table>				震度階級	状況				人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	1-5	<p><b>気象庁震度階級震度6強</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1249 325 1339 400">計測震度</th> <th data-bbox="1339 325 1429 400">震度階級</th> <th colspan="3" data-bbox="1429 325 2092 363">状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1249 400 1339 711">6.0～</td> <td data-bbox="1339 400 1429 711">6強</td> <td data-bbox="1429 400 1621 711">多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。</td> <td data-bbox="1621 400 1845 711">耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損するものがある。</td> <td data-bbox="1845 400 2092 711">耐震性の低い建物では倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。</td> </tr> </tbody> </table>					計測震度	震度階級	状況			6.0～	6強	多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。
震度階級	状況																																							
	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況																																					
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。																																					
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。																																					
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。																																					
計測震度	震度階級	状況																																						
6.0～	6強	多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。																																				



頁	新	頁	旧																																																														
1-9	<p>① 集計単位・・・<u>250mメッシュ</u>（総数 315）</p> <p>② 予測結果・・・<u>下表に示す。</u></p> <table border="1" data-bbox="241 323 562 491"> <thead> <tr> <th>震度</th> <th>メッシュ数 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5強</td> <td>87(27.6%)</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>223(70.8%)</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>5(1.6%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 液状化危険</p> <p>① 集計単位・・・<u>k m<sup>2</sup></u>（総数 19.7k m<sup>2</sup>）</p> <p>② 評価結果・・・<u>市域の南西部に広がる台地部に関しては、液状化は”極めて低い”と評価され、荒川に近づくにつれて”低い”、“やや高い”、“高い”という評価となっている。</u></p> <table border="1" data-bbox="241 810 1079 1074"> <thead> <tr> <th>液状化危険度</th> <th>k m<sup>2</sup> (%)</th> <th>地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高い</td> <td>0.8 ( 3.9%)</td> <td>荒川沿い</td> </tr> <tr> <td>やや高い</td> <td>3.4 (17.2%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td>7.3 (36.9%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>極めて低い</td> <td>8.2 (42.0%)</td> <td>市域南西部に広がる台地部</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19.7 (100.0%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	震度	メッシュ数 (%)	5強	87(27.6%)	6弱	223(70.8%)	6強	5(1.6%)	液状化危険度	k m <sup>2</sup> (%)	地 域	高い	0.8 ( 3.9%)	荒川沿い	やや高い	3.4 (17.2%)	—	低い	7.3 (36.9%)	—	極めて低い	8.2 (42.0%)	市域南西部に広がる台地部	計	19.7 (100.0%)		1-6	<p>① 集計単位・・・<u>100mメッシュ</u>（総数 2,097）</p> <p>② 予測結果・・・<u>下表に示す。</u></p> <table border="1" data-bbox="1254 323 1816 574"> <thead> <tr> <th>想定される震度階</th> <th>震度</th> <th>メッシュ数 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度 6.0~6.1</td> <td>6強</td> <td>0(0.0%)</td> </tr> <tr> <td>震度 6.1~6.2</td> <td>6強</td> <td>211(10.1%)</td> </tr> <tr> <td>震度 6.2~6.3</td> <td>6強</td> <td>1,028(49.0%)</td> </tr> <tr> <td>震度 6.3~6.4</td> <td>6強</td> <td>597(28.5%)</td> </tr> <tr> <td>震度 6.4~6.5</td> <td>6強</td> <td>261(12.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 液状化危険</p> <p>① 集計単位・・・<u>100mメッシュ</u>（総数 2,097）</p> <p>② 評価結果・・・<u>市域の南西部に広がる台地部に関しては、液状化は”起こらない”と評価され、これら台地部を除いた全地域において最も危険度の高い”危険度A”という評価となっている。</u></p> <table border="1" data-bbox="1254 810 2092 1099"> <thead> <tr> <th>液状化危険度</th> <th>メッシュ数 (%)</th> <th>地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険度A</td> <td>1,263 ( 60.2%)</td> <td>市域南西部に広がる台地部以外</td> </tr> <tr> <td>危険度B</td> <td>0 ( 0.0%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>危険度C</td> <td>0 ( 0.0%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>起こらない</td> <td>834 ( 39.8%)</td> <td>市域南西部に広がる台地部</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,097 (100.0%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	想定される震度階	震度	メッシュ数 (%)	震度 6.0~6.1	6強	0(0.0%)	震度 6.1~6.2	6強	211(10.1%)	震度 6.2~6.3	6強	1,028(49.0%)	震度 6.3~6.4	6強	597(28.5%)	震度 6.4~6.5	6強	261(12.4%)	液状化危険度	メッシュ数 (%)	地 域	危険度A	1,263 ( 60.2%)	市域南西部に広がる台地部以外	危険度B	0 ( 0.0%)	—	危険度C	0 ( 0.0%)	—	起こらない	834 ( 39.8%)	市域南西部に広がる台地部	計	2,097 (100.0%)	
震度	メッシュ数 (%)																																																																
5強	87(27.6%)																																																																
6弱	223(70.8%)																																																																
6強	5(1.6%)																																																																
液状化危険度	k m <sup>2</sup> (%)	地 域																																																															
高い	0.8 ( 3.9%)	荒川沿い																																																															
やや高い	3.4 (17.2%)	—																																																															
低い	7.3 (36.9%)	—																																																															
極めて低い	8.2 (42.0%)	市域南西部に広がる台地部																																																															
計	19.7 (100.0%)																																																																
想定される震度階	震度	メッシュ数 (%)																																																															
震度 6.0~6.1	6強	0(0.0%)																																																															
震度 6.1~6.2	6強	211(10.1%)																																																															
震度 6.2~6.3	6強	1,028(49.0%)																																																															
震度 6.3~6.4	6強	597(28.5%)																																																															
震度 6.4~6.5	6強	261(12.4%)																																																															
液状化危険度	メッシュ数 (%)	地 域																																																															
危険度A	1,263 ( 60.2%)	市域南西部に広がる台地部以外																																																															
危険度B	0 ( 0.0%)	—																																																															
危険度C	0 ( 0.0%)	—																																																															
起こらない	834 ( 39.8%)	市域南西部に広がる台地部																																																															
計	2,097 (100.0%)																																																																
1-10	<p><b>4 予測される建物及び人的被害の概要</b></p> <p>大規模な地震に対する備えを考える場合には、現段階で想定しうる最大の建物及び人的被害を想定し、その想定に対して適切な取り組みを行うことが重要となるため、埼玉県地震被害想定調査（平成19年3月）において市内で発生すると考えられる最大地震速度（60kine）が市内全域で発生したと仮定し、被害想定を行った。</p> <p>なお、最大地震速度60kineは、概ね震度6弱・6強の地震において発生するとされ、建物の倒壊率に深く関係する指標である。</p>																																																																

頁	新	頁	旧																																
1-10	<p><b>(1) 建物被害</b></p> <p>① 集計単位・・・町会（全56町会）</p> <p>② 予測結果・・・全建物数（平成24年6月現在の固定資産税家屋課税台帳）<u>25,539</u>棟を調査対象とした。詳細を下表に示す。</p> <p><b>【全壊棟数】</b></p> <table border="1" data-bbox="241 435 1081 624"> <tr> <td>全壊棟数（合計）</td> <td><u>354.4</u>棟（全建物総数の1.4%）</td> </tr> <tr> <td>全壊棟数（木造建物）</td> <td><u>345.8</u>棟（木造総数の1.6%）</td> </tr> <tr> <td>全壊棟数（非木造建物）</td> <td><u>8.6</u>棟（非木造総数の0.2%）</td> </tr> </table> <p><b>【被害棟数が多い地区】</b></p> <table border="1" data-bbox="241 695 1081 948"> <thead> <tr> <th>被害棟数</th> <th>地区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>15棟以上</u> <u>20棟未満</u></td> <td><u>上沢1丁目町会、関沢3丁目東町会、水谷東3丁目町会</u></td> </tr> <tr> <td><u>10棟以上</u> <u>15棟未満</u></td> <td><u>山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、鶴瀬西3丁目東町会、関沢2丁目旭町会、打越町会、水谷第1町会、水谷東2丁目町会、水谷第7町会</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【被害率（全壊率）が高い地区】</b></p> <table border="1" data-bbox="241 1031 1081 1141"> <thead> <tr> <th>被害率</th> <th>地区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>2%以上</u></td> <td><u>鶴瀬西2丁目南町会、鶴瀬西3丁目東町会、水谷東3丁目町会</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 出火・延焼危険</b></p> <p>① 集計単位・・・町会（全56町会）</p> <p>② 予測結果・・・出火件数は、市内全体で約<u>1</u>件の出火が予測される。また、延焼面積は<u>141</u>㎡、延焼棟数は約<u>2</u>棟と予測されている。</p>	全壊棟数（合計）	<u>354.4</u> 棟（全建物総数の1.4%）	全壊棟数（木造建物）	<u>345.8</u> 棟（木造総数の1.6%）	全壊棟数（非木造建物）	<u>8.6</u> 棟（非木造総数の0.2%）	被害棟数	地区名	<u>15棟以上</u> <u>20棟未満</u>	<u>上沢1丁目町会、関沢3丁目東町会、水谷東3丁目町会</u>	<u>10棟以上</u> <u>15棟未満</u>	<u>山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、鶴瀬西3丁目東町会、関沢2丁目旭町会、打越町会、水谷第1町会、水谷東2丁目町会、水谷第7町会</u>	被害率	地区名	<u>2%以上</u>	<u>鶴瀬西2丁目南町会、鶴瀬西3丁目東町会、水谷東3丁目町会</u>	1-6	<p><b>(3) 建物被害</b></p> <p>① 集計単位・・・町会（全54町会）</p> <p>② 予測結果・・・全建物数（平成13年1月1日現在の固定資産税家屋課税台帳）<u>29,183</u>棟を調査対象とした。詳細を下表に示す。</p> <p><b>【全壊棟数】</b></p> <table border="1" data-bbox="1254 435 2116 624"> <tr> <td>全壊棟数（合計）</td> <td><u>2,005.2</u>棟（全建物総数の6.9%）</td> </tr> <tr> <td>全壊棟数（木造建物）</td> <td><u>1,947.2</u>棟（木造総数の7.9%）</td> </tr> <tr> <td>全壊棟数（非木造建物）</td> <td><u>58</u>棟（非木造総数の1.3%）</td> </tr> </table> <p><b>【被害棟数が多い地区】</b></p> <table border="1" data-bbox="1254 695 2116 917"> <thead> <tr> <th>被害棟数</th> <th>地区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>100棟以上</u></td> <td><u>山室町会、羽沢1丁目町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会、水谷第7町会</u></td> </tr> <tr> <td><u>50棟以上</u> <u>100棟未満</u></td> <td><u>渡戸東町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、勝瀬町会、打越町会、鶴瀬西3丁目西町会、関沢3丁目東町会、水谷第1町会、</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【被害率（全壊率）が高い地区】</b></p> <table border="1" data-bbox="1254 1031 2116 1177"> <thead> <tr> <th>被害率</th> <th>地区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>10%以上</u></td> <td><u>打越町会(11.0%)、南畑第2町会(10.6%)、水谷東1丁目町会(11.7%)、水谷東2丁目町会(10.8%)、水谷東3丁目町会(13.0%)、水谷第7町会(12.9%)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(4) 出火・延焼危険</b></p> <p>① 集計単位・・・町会（全54町会）</p> <p>② 予測結果・・・出火件数は、市内全体で約<u>4</u>件の出火が予測される。また、延焼面積は<u>82,887</u>㎡（市域面積の0.42%）、延焼棟数は約<u>945</u>棟と予測されている。</p>	全壊棟数（合計）	<u>2,005.2</u> 棟（全建物総数の6.9%）	全壊棟数（木造建物）	<u>1,947.2</u> 棟（木造総数の7.9%）	全壊棟数（非木造建物）	<u>58</u> 棟（非木造総数の1.3%）	被害棟数	地区名	<u>100棟以上</u>	<u>山室町会、羽沢1丁目町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会、水谷第7町会</u>	<u>50棟以上</u> <u>100棟未満</u>	<u>渡戸東町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、勝瀬町会、打越町会、鶴瀬西3丁目西町会、関沢3丁目東町会、水谷第1町会、</u>	被害率	地区名	<u>10%以上</u>	<u>打越町会(11.0%)、南畑第2町会(10.6%)、水谷東1丁目町会(11.7%)、水谷東2丁目町会(10.8%)、水谷東3丁目町会(13.0%)、水谷第7町会(12.9%)</u>
全壊棟数（合計）	<u>354.4</u> 棟（全建物総数の1.4%）																																		
全壊棟数（木造建物）	<u>345.8</u> 棟（木造総数の1.6%）																																		
全壊棟数（非木造建物）	<u>8.6</u> 棟（非木造総数の0.2%）																																		
被害棟数	地区名																																		
<u>15棟以上</u> <u>20棟未満</u>	<u>上沢1丁目町会、関沢3丁目東町会、水谷東3丁目町会</u>																																		
<u>10棟以上</u> <u>15棟未満</u>	<u>山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、鶴瀬西3丁目東町会、関沢2丁目旭町会、打越町会、水谷第1町会、水谷東2丁目町会、水谷第7町会</u>																																		
被害率	地区名																																		
<u>2%以上</u>	<u>鶴瀬西2丁目南町会、鶴瀬西3丁目東町会、水谷東3丁目町会</u>																																		
全壊棟数（合計）	<u>2,005.2</u> 棟（全建物総数の6.9%）																																		
全壊棟数（木造建物）	<u>1,947.2</u> 棟（木造総数の7.9%）																																		
全壊棟数（非木造建物）	<u>58</u> 棟（非木造総数の1.3%）																																		
被害棟数	地区名																																		
<u>100棟以上</u>	<u>山室町会、羽沢1丁目町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会、水谷第7町会</u>																																		
<u>50棟以上</u> <u>100棟未満</u>	<u>渡戸東町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、勝瀬町会、打越町会、鶴瀬西3丁目西町会、関沢3丁目東町会、水谷第1町会、</u>																																		
被害率	地区名																																		
<u>10%以上</u>	<u>打越町会(11.0%)、南畑第2町会(10.6%)、水谷東1丁目町会(11.7%)、水谷東2丁目町会(10.8%)、水谷東3丁目町会(13.0%)、水谷第7町会(12.9%)</u>																																		
		1-7																																	

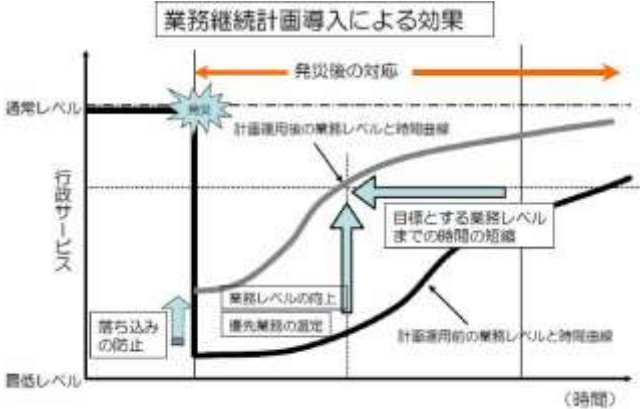
頁	新	頁	旧																																
1-11	<p><b>(3) 人的被害</b></p> <p>① 集計単位・・・町会（全56町会）</p> <p>② 予測結果・・・市全域での被害は、死者が約 <u>42</u> 人、負傷者が約 <u>3,005</u> 人に及ぶ。また、長期避難者は約 <u>1,497</u> 人、帰宅困難者は <u>1,023</u> 人、一時最大避難者数は約 <u>6,181</u> 人発生すると見込まれる。なお、町会単位で被害を算定できる死者数、負傷者数、長期避難者数について、被害の大きい町会を以下に示す。</p> <p><b>【死者が予想される町会】</b></p> <table border="1" data-bbox="241 549 1081 727"> <thead> <tr> <th colspan="2">町会名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20人以上</td> <td>水谷東3丁目町会</td> </tr> <tr> <td>10人以上 20人未満</td> <td>山室町会、羽沢1丁目町会、上沢1丁目町会、勝瀬町会、関沢2丁目旭町会、関沢3丁目東町会、鶴馬関沢町会、水谷第1町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会</td> </tr> <tr> <td>5人以上 10人未満</td> <td>渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、勝瀬町会、関沢2丁目旭町会、関沢3丁目東町会、鶴馬関沢町会、水谷第1町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【多数の負傷者が予想される町会】</b></p> <table border="1" data-bbox="241 919 1081 1444"> <thead> <tr> <th colspan="2">町会名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100人以上</td> <td>勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷第1町会</td> </tr> <tr> <td>50人以上 100人未満</td> <td>山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、鶴瀬西1丁目二葉町会、関沢2丁目旭町会、勝瀬西町会、アイムふじみ野町会、鶴馬関沢町会、水谷第3町会、針ヶ谷1丁目町会、針ヶ谷2丁目町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会、東みずほ台2丁目町会、東みずほ台3・4丁目町会</td> </tr> <tr> <td>20人以上 50人未満</td> <td>諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会、前谷町会、羽沢2丁目町会、上沢2丁目町会、鶴瀬東1丁目町会、鶴瀬東2丁目北町会、シティヴェールふじみ野町会、鶴瀬西2丁目西町会、鶴瀬西2丁目南町会、鶴瀬西2丁目北町会、鶴瀬西3丁目東町会、鶴瀬西3丁目西町会、関沢2丁目東町会、関沢3丁目西町会、上沢3丁目町会、南畑第1</td> </tr> </tbody> </table>	町会名		20人以上	水谷東3丁目町会	10人以上 20人未満	山室町会、羽沢1丁目町会、上沢1丁目町会、勝瀬町会、関沢2丁目旭町会、関沢3丁目東町会、鶴馬関沢町会、水谷第1町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会	5人以上 10人未満	渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、勝瀬町会、関沢2丁目旭町会、関沢3丁目東町会、鶴馬関沢町会、水谷第1町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会	町会名		100人以上	勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷第1町会	50人以上 100人未満	山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、鶴瀬西1丁目二葉町会、関沢2丁目旭町会、勝瀬西町会、アイムふじみ野町会、鶴馬関沢町会、水谷第3町会、針ヶ谷1丁目町会、針ヶ谷2丁目町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会、東みずほ台2丁目町会、東みずほ台3・4丁目町会	20人以上 50人未満	諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会、前谷町会、羽沢2丁目町会、上沢2丁目町会、鶴瀬東1丁目町会、鶴瀬東2丁目北町会、シティヴェールふじみ野町会、鶴瀬西2丁目西町会、鶴瀬西2丁目南町会、鶴瀬西2丁目北町会、鶴瀬西3丁目東町会、鶴瀬西3丁目西町会、関沢2丁目東町会、関沢3丁目西町会、上沢3丁目町会、南畑第1	1-8	<p><b>(5) 人的被害</b></p> <p>① 集計単位・・・町会（全54町会）</p> <p>② 予測結果・・・市全域での被害は、死者が約 <u>292</u> 人（人口の0.3%）、負傷者が約 <u>14,386</u> 人（同14.2%）に及ぶ。また、長期避難者は約 <u>6,189</u> 人発生すると見込まれる。被害の大きい町会を以下に示す。</p> <p><b>【死者数】</b></p> <table border="1" data-bbox="1254 549 2123 871"> <thead> <tr> <th colspan="2">町会名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20人以上</td> <td>水谷東3丁目町会</td> </tr> <tr> <td>10人以上 20人未満</td> <td>山室町会、羽沢1丁目町会、上沢1丁目町会、勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷東2丁目町会、水谷第7町会</td> </tr> <tr> <td>5人以上 10人未満</td> <td>渡戸東町会、渡戸3丁目町会、鶴馬1丁目町会、鶴瀬東2丁目北町会、鶴瀬東2丁目南町会、打越町会、鶴瀬西3丁目西町会、関沢2丁目東町会、関沢2丁目旭町会、上沢3丁目町会、水谷第1町会、水谷第3町会、水谷東1丁目町会、水谷第8町会</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【負傷者数】</b></p> <table border="1" data-bbox="1254 919 2123 1444"> <thead> <tr> <th colspan="2">町会名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500人以上</td> <td>勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷第1町会、水谷第3町会、水谷第8町会</td> </tr> <tr> <td>300人以上 500人未満</td> <td>山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、鶴馬・関沢町会、上沢1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、関沢2丁目旭町会、針ヶ谷1丁目町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会</td> </tr> <tr> <td>100人以上 300人未満</td> <td>諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会、前谷町会、羽沢2丁目町会、上沢2丁目町会、鶴瀬東1丁目町会、鶴瀬東2丁目北町会、打越町会、鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西2丁目西町会、鶴瀬西2丁目南町会、鶴瀬西2丁目北町会、鶴瀬西3丁目東町会、鶴瀬西3丁目西町会、関沢2丁目東町会、関沢3丁目西町会、上沢3丁目町会、勝瀬西町会、アイムふじみ野町会、南畑第1町会、南畑第2町会、南畑第3町会、南畑第4町会、水谷第2町会、針ヶ谷2丁目町会、</td> </tr> </tbody> </table>	町会名		20人以上	水谷東3丁目町会	10人以上 20人未満	山室町会、羽沢1丁目町会、上沢1丁目町会、勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷東2丁目町会、水谷第7町会	5人以上 10人未満	渡戸東町会、渡戸3丁目町会、鶴馬1丁目町会、鶴瀬東2丁目北町会、鶴瀬東2丁目南町会、打越町会、鶴瀬西3丁目西町会、関沢2丁目東町会、関沢2丁目旭町会、上沢3丁目町会、水谷第1町会、水谷第3町会、水谷東1丁目町会、水谷第8町会	町会名		500人以上	勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷第1町会、水谷第3町会、水谷第8町会	300人以上 500人未満	山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、鶴馬・関沢町会、上沢1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、関沢2丁目旭町会、針ヶ谷1丁目町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会	100人以上 300人未満	諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会、前谷町会、羽沢2丁目町会、上沢2丁目町会、鶴瀬東1丁目町会、鶴瀬東2丁目北町会、打越町会、鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西2丁目西町会、鶴瀬西2丁目南町会、鶴瀬西2丁目北町会、鶴瀬西3丁目東町会、鶴瀬西3丁目西町会、関沢2丁目東町会、関沢3丁目西町会、上沢3丁目町会、勝瀬西町会、アイムふじみ野町会、南畑第1町会、南畑第2町会、南畑第3町会、南畑第4町会、水谷第2町会、針ヶ谷2丁目町会、
町会名																																			
20人以上	水谷東3丁目町会																																		
10人以上 20人未満	山室町会、羽沢1丁目町会、上沢1丁目町会、勝瀬町会、関沢2丁目旭町会、関沢3丁目東町会、鶴馬関沢町会、水谷第1町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会																																		
5人以上 10人未満	渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、勝瀬町会、関沢2丁目旭町会、関沢3丁目東町会、鶴馬関沢町会、水谷第1町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会																																		
町会名																																			
100人以上	勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷第1町会																																		
50人以上 100人未満	山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、鶴瀬西1丁目二葉町会、関沢2丁目旭町会、勝瀬西町会、アイムふじみ野町会、鶴馬関沢町会、水谷第3町会、針ヶ谷1丁目町会、針ヶ谷2丁目町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会、東みずほ台2丁目町会、東みずほ台3・4丁目町会																																		
20人以上 50人未満	諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会、前谷町会、羽沢2丁目町会、上沢2丁目町会、鶴瀬東1丁目町会、鶴瀬東2丁目北町会、シティヴェールふじみ野町会、鶴瀬西2丁目西町会、鶴瀬西2丁目南町会、鶴瀬西2丁目北町会、鶴瀬西3丁目東町会、鶴瀬西3丁目西町会、関沢2丁目東町会、関沢3丁目西町会、上沢3丁目町会、南畑第1																																		
町会名																																			
20人以上	水谷東3丁目町会																																		
10人以上 20人未満	山室町会、羽沢1丁目町会、上沢1丁目町会、勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷東2丁目町会、水谷第7町会																																		
5人以上 10人未満	渡戸東町会、渡戸3丁目町会、鶴馬1丁目町会、鶴瀬東2丁目北町会、鶴瀬東2丁目南町会、打越町会、鶴瀬西3丁目西町会、関沢2丁目東町会、関沢2丁目旭町会、上沢3丁目町会、水谷第1町会、水谷第3町会、水谷東1丁目町会、水谷第8町会																																		
町会名																																			
500人以上	勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷第1町会、水谷第3町会、水谷第8町会																																		
300人以上 500人未満	山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、鶴馬・関沢町会、上沢1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、関沢2丁目旭町会、針ヶ谷1丁目町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会																																		
100人以上 300人未満	諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会、前谷町会、羽沢2丁目町会、上沢2丁目町会、鶴瀬東1丁目町会、鶴瀬東2丁目北町会、打越町会、鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西2丁目西町会、鶴瀬西2丁目南町会、鶴瀬西2丁目北町会、鶴瀬西3丁目東町会、鶴瀬西3丁目西町会、関沢2丁目東町会、関沢3丁目西町会、上沢3丁目町会、勝瀬西町会、アイムふじみ野町会、南畑第1町会、南畑第2町会、南畑第3町会、南畑第4町会、水谷第2町会、針ヶ谷2丁目町会、																																		

頁	新	頁	旧																								
1-12	<p>町会、南畑第2町会、南畑第3町会、南畑第4町会、打越町会、水谷第2町会、水谷東1丁目町会、水谷第7町会、西みずほ台1丁目南町会、西みずほ台2丁目町会、西みずほ台3丁目町会、東みずほ台1丁目町会</p>	1-8	<p>水谷東1丁目町会、水谷第7町会、西みずほ台1丁目南町会、西みずほ台2丁目町会、西みずほ台3丁目町会</p>																								
	<p><b>【多数の長期避難者が予想される町会】</b></p>		<p><b>【長期避難者数】</b></p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>町会名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上</td> <td>上沢1丁目町会、勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷東3丁目町会</td> </tr> </tbody> </table>			町会名	50人以上	上沢1丁目町会、勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷東3丁目町会	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>町会名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200人以上</td> <td>山室町会、羽沢1丁目町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、勝瀬町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会、水谷第7町会、水谷第8町会</td> </tr> </tbody> </table>		町会名	200人以上	山室町会、羽沢1丁目町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、勝瀬町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会、水谷第7町会、水谷第8町会																
			町会名																								
	50人以上		上沢1丁目町会、勝瀬町会、関沢3丁目東町会、水谷東3丁目町会																								
	町会名																										
200人以上	山室町会、羽沢1丁目町会、鶴馬1丁目町会、上沢1丁目町会、勝瀬町会、水谷東2丁目町会、水谷東3丁目町会、水谷第7町会、水谷第8町会																										
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>30人以上 50人未満</td> <td>山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、鶴瀬西3丁目東町会、関沢2丁目旭町会、鶴馬関沢町会、水谷第1町会、水谷第3町会、水谷東2丁目町会、水谷第7町会</td> </tr> </tbody> </table>	30人以上 50人未満	山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、鶴瀬西3丁目東町会、関沢2丁目旭町会、鶴馬関沢町会、水谷第1町会、水谷第3町会、水谷東2丁目町会、水谷第7町会	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>100人以上 200人未満</td> <td>諏訪2丁目町会、前谷町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬・関沢町会、鶴瀬東2丁目北町会、鶴瀬東2丁目南町会、打越町会、関沢2丁目旭町会、関沢3丁目東町会、上沢3丁目町会、南畑第2町会、水谷第1町会、水谷第3町会、水谷東1丁目町会</td> </tr> </tbody> </table>	100人以上 200人未満	諏訪2丁目町会、前谷町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬・関沢町会、鶴瀬東2丁目北町会、鶴瀬東2丁目南町会、打越町会、関沢2丁目旭町会、関沢3丁目東町会、上沢3丁目町会、南畑第2町会、水谷第1町会、水谷第3町会、水谷東1丁目町会																						
30人以上 50人未満	山室町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢1丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬1丁目町会、鶴瀬東2丁目南町会、鶴瀬西3丁目東町会、関沢2丁目旭町会、鶴馬関沢町会、水谷第1町会、水谷第3町会、水谷東2丁目町会、水谷第7町会																										
100人以上 200人未満	諏訪2丁目町会、前谷町会、渡戸東町会、渡戸3丁目町会、羽沢3丁目町会、鶴馬・関沢町会、鶴瀬東2丁目北町会、鶴瀬東2丁目南町会、打越町会、関沢2丁目旭町会、関沢3丁目東町会、上沢3丁目町会、南畑第2町会、水谷第1町会、水谷第3町会、水谷東1丁目町会																										
<p>(4) 上水道</p> <p>① 集計単位・・・管種別</p> <p>② 予測結果・・・上水道の被害箇所数は、市域全体で59箇所程度となることが予想されている。管種別では、石綿セメント管が最も被害を受けやすい。これらの上水道被害に伴い、供給支障人口は以下のように予想されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>供給支障人口</th> <th>供給支障率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災直後</td> <td>74,296人</td> <td>68.9%</td> </tr> <tr> <td>発災1日後</td> <td>41,771人</td> <td>38.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 帰宅困難者</p> <p>① 集計単位・・・市全域</p> <p>② 予測結果・・・地震災害で、富士見市以外に居住する人が富士見市内で帰宅困難となる人数は、1,022人と想定される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>帰宅困難者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数(a+b)</td> <td>1,022人</td> </tr> <tr> <td>富士見市への来訪者(a)</td> <td>512人</td> </tr> <tr> <td>鉄道利用者(b)</td> <td>510人</td> </tr> </tbody> </table>		供給支障人口	供給支障率	発災直後	74,296人	68.9%	発災1日後	41,771人	38.7%		帰宅困難者数	総数(a+b)	1,022人	富士見市への来訪者(a)	512人	鉄道利用者(b)	510人	<p>1-9</p> <p>(6) 上水道</p> <p>① 集計単位・・・管種別</p> <p>② 予測結果・・・上水道の被害箇所数は、市域全体で550箇所程度となることが予想されている。管種別では、石綿セメント管が最も被害を受けやすい。これらの上水道被害に伴い、供給支障人口は以下のように予想されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>供給支障人口</th> <th>供給支障率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災直後</td> <td>100,201人</td> <td>97.9%</td> </tr> <tr> <td>発災1日後</td> <td>87,388人</td> <td>85.4%</td> </tr> </tbody> </table>		供給支障人口	供給支障率	発災直後	100,201人	97.9%	発災1日後	87,388人	85.4%
	供給支障人口	供給支障率																									
発災直後	74,296人	68.9%																									
発災1日後	41,771人	38.7%																									
	帰宅困難者数																										
総数(a+b)	1,022人																										
富士見市への来訪者(a)	512人																										
鉄道利用者(b)	510人																										
	供給支障人口	供給支障率																									
発災直後	100,201人	97.9%																									
発災1日後	87,388人	85.4%																									

頁	新	頁	旧
1-13	<p><b>第4節 水害その他の災害被害想定</b></p> <p><b>1 水害及び土砂災害</b></p> <p>(2) 被害想定                      これまでの河川改修、排水設備等の充実により、短時間の時間降雨量30mm程度では水害が発生する可能性は減少したが、台風や集中豪雨など異常気象の影響は計り知れない。そこで、平成11年8月集中豪雨による水害を想定し対策を検討する。</p> <p><b>2 その他の災害</b></p> <p>(1) 災害要因                      特にふじみの駅等の周辺における高層マンション、集合住宅の集中的開発は、極端な人口密集と地域コミュニティの問題を深刻化させている。そのため、情報伝達、火災対応等が困難になることが予想され、新たな災害対策が必要となる。                      また、高齢者、障がい者、外国人等いわゆる災害時要援護者が増加し、情報化社会が進展する中で高度な交通輸送体系や原子力等様々な危険物の利用が増大しており、一方で競争社会の激化に伴うストレスがうっ積し、市民社会への犯罪、テロ行為等がいつどこで発生するか分らない状況となっている。</p>	1-9	<p><b>第4節 水害その他の災害被害想定</b></p> <p><b>1 水害及び土砂災害</b></p> <p>(2) 被害想定                      これまでの河川改修、排水設備等の充実により、短時間の時間降雨量30mm程度では水害が発生する心配は薄らいだが、台風や集中豪雨など異常気象の影響はどうてい計り知れない。そこで、直近の平成11年8月集中豪雨による水害を想定し対策を検討する。</p> <p><b>2 その他の災害</b></p> <p>(1) 災害要因                      特にふじみの駅等の周辺における高層ビル化、集合住宅の集中的開発は、極端な人口密集と地域コミュニティの問題を深刻化させており、情報伝達、火災対応等が困難になっていることから、新たな災害要因として認識しなければならない。                      また、高齢者、障害者、外国人等いわゆる災害時要援護者が増加し、IT情報化時代が進展する中で高度な交通輸送体系や原子力等様々な危険物の利用が増大しており、一方で競争社会の激化に伴うストレスがうっ積し、市民社会への犯罪、テロ行為等がいつどこで発生するか分らない状況となっている。</p>
1-15	<p><b>第5節 減災目標</b></p> <p><b>1 地震災害の減災目標</b>                      本市では地震災害について、以下に掲げる事項を減災目標とする。</p> <p>① 被害を最小限に抑えるため、迅速な災害対応が可能な庁内体制の整備を図る。</p> <p>② 帰宅困難者が一斉に帰宅することによって想定される混乱や二次災害を抑制するため、帰宅困難者の帰宅を抑制するとともに、企業・学校等と連携した対応を図る。</p> <p>③ 災害時要援護者リストを活用した避難支援プランを作成・運用し、災害時の救助、避難誘導等を円滑に行う。</p> <p>④ 自主防災組織の結成を促進し、地震災害時における地域の自主的かつ組織的な地域防災力の向上を図る。</p> <p><b>2 風水害その他の減災目標</b>                      風水害その他については、次に掲げる事項を減災目標とする。</p>		

頁	新	頁	旧
	<p>① <u>ソフト面での対応により人的被害の軽減を図る。</u></p> <p>② <u>町会・自主防災組織、消防団など地域防災力の向上によりきめ細かな災害時要援護者への支援を目指す。</u></p> <p>③ <u>地域防災力の強化により、ゲリラ豪雨、突風等、局所的被害の軽減を図る。</u></p>		
1-16	<p><b>第3章 防災施策基本方針</b></p> <p><b>第1節 基本理念</b></p> <p><u>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上、最大の規模、マグニチュードを記録し、地震と津波により東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしたほか、それを起因とした東京電力福島第一原子力発電所事故による電力不足等、本市にも多大なる影響があった。このような大災害発生時には、「公助」による応急活動だけでは、市民の「いのち」を確実に守ることが困難であると考えられる。そこで東北地方太平洋沖地震の教訓を生かし、「公助」のみならず、住民、企業、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の防災力を高めるとともに、互いに連携して減災を図るための取り組みを強化することが重要である。</u></p>	1-11	<p><b>第3章 防災施策基本方針</b></p> <p><b>第1節 基本理念</b></p> <p><del>防災施策は、地域社会の存在基盤を確立するために必要不可欠であり、長期的視野に立ち市民、企業、行政等が一体となって最善の努力を継続していかなければならない。</del></p>
1-17	<p><b>第2節 災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>1 災害に強いまちづくりの方針</b></p> <p>とくに阪神・淡路大震災では、耐震性の低い住宅・建物の倒壊により多くの住民が犠牲となったことを踏まえ、住宅・建物の耐震化、避難場所、防災空間及び道路交通網等の安全性の確保に努めなければならない。</p> <p>また、被災者の生活支援、復興を迅速かつ円滑に行うために住民データ等のバックアップ対策、ライフライン及び危険物関係等重要施設の耐震化、システム系統の多重化、業務拠点の分散化、代替施設の整備等を促進する。<u>そのため災害時に本市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、市のBCP（業務継続計画）を検討し、市役所機能を維持するとともに、迅速な復旧体制を構築していく。</u></p>	1-11	<p><b>第2節 災害に強いまちづくり</b></p> <p>とくに阪神・淡路大震災では、耐震性の低い住宅・建物の倒壊により多くの住民が犠牲となったことを踏まえ、<del>地震被害想定調査で建物被害が大きいことが判明した山室町会、羽沢1丁目町会、水谷東1、2、3丁目町会、水谷第7町会等（p1-7「建物被害」参照）の住宅・建物の耐震化、避難場所、防災空間及び道路交通網等の安全性の確保に努めなければならない。</del></p> <p>また、被災者の生活支援、復興を迅速かつ円滑に行うために住民データ等のバックアップ対策、ライフライン及び危険物関係等重要施設の耐震化、システム系統の多重化、業務拠点の分散化、代替施設の整備等を促進する。</p>

頁	新	頁	旧
1-17	<p><b>【 関係基本計画等 】</b>                      富士見市都市計画マスタープラン                      富士見市緑の基本計画                      富士見市住宅マスタープラン                      富士見市一般廃棄物処理基本計画                      富士見市環境基本計画                      富士見市交通安全計画                      富士見市障がい者支援計画                      富士見市災害時要援護者避難支援プラン                      在宅障がい者支援事業計画                      富士見市高齢者保健福祉計画</p> <p><b>2 業務継続計画の策定</b>                      (1) <u>BCP（業務継続計画）の役割</u>                      BCPとは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時に住民の生命・生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために、優先して遂行する業務（非常時優先業務）を効果的に遂行するうえで、必要な資源の準備や対応方針・手段を定め、かつ復旧を早めるための計画である。すなわち、①事前対策、②災害発生後の対応、③平常時のBCPの維持・管理、④継続的な見直しの各要素すべてを含むものである。                      大規模地震等の自然災害発生時には、市庁舎が被災し、職員や市内公共施設における各種インフラ等に被害が生じることが想定される。職員はこうした状況のなかでも、富士見市地域防災計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対応が求められるのに加え、市民生活に重大な影響をもたらす行政サービス等の通常業務についても、継続実施や早期再開が求められることになる。こうした事態に備えて業務を中断させない、又は早急に復旧させるための取り組みについて定めるものである。</p>	1-12	<p><b>【 関係基本計画等 】</b>  <del>富士見市都市計画マスタープラン（都市計画課）</del>  <del>富士見市緑の基本計画（公園緑地課）</del>  <del>富士見市住宅マスタープラン（建築課）</del>  <del>富士見市一般廃棄物処理基本計画（環境課）</del>  <del>富士見市環境基本計画（環境課）</del>  <del>富士見市交通安全計画（道路交通課）</del>  <del>富士見市障がい者支援計画（福祉課）</del>  <del>在宅障害者支援事業計画（福祉課）</del>  <del>富士見市老人保健福祉計画（高齢者福祉課）</del></p>

頁	新	頁	旧
1-18	<p>業務継続計画の基本方針は、以下の通りである。</p> <p>① 地震発生時においては、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが市の第一の責務であるため、災害応急対策を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。</p> <p>② 非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。</p> <p>③ 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、非常時優先業務をさらに精査するとともに、あらかじめ優先順位を定めておく。</p> <p><b>【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】</b></p>  <p>(2) <b>業務継続計画の策定</b></p> <p>市は災害に備えて平常時から体制整備を行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。</p> <p>応急活動を行う一方で、通常の行政サービスの中で、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。</p> <p>このため、災害時に本市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、事業継続計画を検討し、迅速な復旧体制を構築していく。</p>		



頁	新	頁	旧
1-19	<p><b>(3) 地域防災計画との関係</b>  <u>地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、震災予防から応急対策、復旧・復興まで、長期的な施策も含めた幅広い取り組みを定めた計画である。一方、業務継続計画は、災害時において市が災害時に優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務としてあらかじめ抽出し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、業務遂行の実効性を確保するための計画である。</u>  <u>非常時優先業務のうち、「応急対策業務」、「優先度の高い復旧業務」は、地域防災計画に基づく業務である。業務遂行上の前提条件や通常業務実施の是非等の点で地域防災計画と業務継続計画は異なる計画となっているが、両計画は個別独立して存在すべきものではなく、市として両者の整合性を図っていく必要がある。</u></p>		
1-20	<p><b>第3節 災害に強いひとづくり</b>  <b>1 条件整備と人材育成</b>                      市民及び市職員、防災関係機関の職員が、<u>平常時から防災への強い関心と深い理解を持ち、災害時にはそれぞれの役割を的確に担えるよう研修や訓練に積極的に参加できる条件整備を図る。</u>                      また、時代とともに災害現象が変化しており、<u>的確に災害対応を遂行するため自主防災組織、企業・事業者及び行政・関係機関の中に豊富な経験と専門的知識を有した防災・危機管理の専門的な人材の育成を図る。</u>  <b>2 防災教育</b>                      (1) 市民、ボランティアに対する教育                      ① 防災広報  <u>広報紙等に防災に関する情報を掲載するとともに、広く市民に向けた防災に関するパンフレット等を作成、配布し、防災知識の普及・啓発を図る。</u>                      ② 防災講習会  <u>防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム等を開催し、防災知識の普及・啓発を図る。</u>                      ③ 防災メール及び緊急速報メールの受信等に関する知識の普及・啓発  <u>携帯電話等を利用した防災メール及び緊急速報メールの受信及び災害時の安否確認のための災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の利用について普及・啓発に努める。</u></p>	1-12	<p><b>第3節 災害に強いひとづくり</b>  <b>1 条件整備と人材育成</b>                      市民及び市職員、防災関係機関の職員が、<u>平素から防災への強い関心と深い理解を持ち、災害時にはそれぞれの役割を的確に担えるよう研修や訓練に積極的に参加できる条件整備を図る。</u>                      また、時代とともに災害現象も変化しており、<u>的確に災害対応を遂行するため自主防災組織、企業・事業者及び行政・関係機関の中に豊富な経験と専門的知識を有した防災・危機管理の専門的な人材の育成を図る。</u>  <b>2 防災教育</b>                      (1) 市民、ボランティア、企業・事業者に対する教育</p>

頁	新	頁	旧
1-20	<p><b>(2) 市の職員に対する教育</b></p> <p>① 応急対策の習熟  <u>発災初期における職員のとるべき対応について、全職員共通の行動をまとめた職員災害対策マニュアルを配布し、対策の周知徹底を図る。</u></p> <p>② 研修の実施  <u>本計画の周知徹底を図るとともに、定期的な研修・訓練により防災意識、知識、行動力の向上を図る。</u></p> <p><b>(3) 学校における教育</b>                      学校管理者は教職員に学校防災計画等を周知徹底し、定期的な研修・訓練により防災意識、知識、行動力の向上を図る。                      また、<u>児童生徒には関係教科等における指導の充実や総合的な学習時間の活用、学校行事などにより教育活動全体を通じて、防災に関する総合的な教育・訓練を行う。</u></p> <p>① 学校行事としての防災教育  <u>防災意識の向上を図るため、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車による地震疑似体験の実施、消防署における見学会等を実施する。</u></p> <p>② 教科による防災教育  <u>社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策に関する教育を行うとともに、特別活動において災害時の正しい行動及び災害時の危険箇所等についての教育を行う。</u>                      また、<u>総合的な学習の時間等で学校や地域に関する防災マップの作成等を実施することにより、身の回りの環境を災害の観点から見直し、防災を身近な問題として認識させる。</u></p> <p>③ 教職員に対する防災教育  <u>教職員に対し、災害時に職員のとるべき行動とその意義、児童に対する指導、火災発生時の初期消火、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。</u>                      また、<u>学校職員は、平時より学校が位置する町会・自主防災組織との連携を図り、学校を中心とした協力体制を構築する。</u></p> <p><b>(4) 事業所等における教育</b>  <u>事業所や病院及び社会福祉施設等防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していく。また、市はこれら事業所等の従業員に対する防災教育を支援する。</u></p>	1-12	<p><b>(2) 市及び防災上重要な施設の職員に対する教育</b>  <del>市は、市職員に本計画を周知徹底し、定期的な研修・訓練により防災意識、知識、行動力の向上を図る。</del>  <del>病院及び社会福祉施設等防災上重要な施設の管理者は、職員に平常時から要介護者の把握、避難訓練等を行う。また、夜間、休日の発災に備えて近隣住民等との協力関係を深め効果的な災害対応が行える体制を確立する。</del></p> <p><b>(3) 学校における教育</b>                      学校管理者は教職員に学校防災計画等を周知徹底し、定期的な研修・訓練により防災意識、知識、行動力の向上を図る。                      また、<u>生徒児童には関係教科等における指導の充実や総合的な学習時間の活用などにより教育活動全体を通じて、防災に関する総合的な教育・訓練を行う。</u></p>
1-21	<p>① 学校行事としての防災教育  <u>防災意識の向上を図るため、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車による地震疑似体験の実施、消防署における見学会等を実施する。</u></p> <p>② 教科による防災教育  <u>社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策に関する教育を行うとともに、特別活動において災害時の正しい行動及び災害時の危険箇所等についての教育を行う。</u>                      また、<u>総合的な学習の時間等で学校や地域に関する防災マップの作成等を実施することにより、身の回りの環境を災害の観点から見直し、防災を身近な問題として認識させる。</u></p> <p>③ 教職員に対する防災教育  <u>教職員に対し、災害時に職員のとるべき行動とその意義、児童に対する指導、火災発生時の初期消火、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。</u>                      また、<u>学校職員は、平時より学校が位置する町会・自主防災組織との連携を図り、学校を中心とした協力体制を構築する。</u></p> <p><b>(4) 事業所等における教育</b>  <u>事業所や病院及び社会福祉施設等防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していく。また、市はこれら事業所等の従業員に対する防災教育を支援する。</u></p>		

頁	新	頁	旧
1-21	<p><b>3 防災訓練</b></p> <p><b>(1) 県、市及び防災関係機関が実施する訓練</b>  <u>災害予防責任者（市長）は、災害対策基本法第48条に基づき、総合防災訓練を適宜実施し、県、市、自衛隊、防災関連機関、自主防災組織、市民等の参加により、応急対策活動の習熟、組織間の連携体制の確立・強化を図る。</u>  <u>訓練としては以下のような内容を実施する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>避難勧告及び避難指示等を円滑に行うための訓練</u></li> <li>② <u>幼児、児童、生徒、負傷者、障がい者及び高齢者等、災害時要援護者の避難に配慮した訓練</u></li> <li>③ <u>迅速な職員参集のための非常参集訓練</u></li> <li>④ <u>情報の収集、判断、伝達等、意思決定のための訓練</u></li> <li>⑤ <u>初歩的な救出・救護を行うための訓練</u></li> <li>⑥ <u>非常時に必要な水の確保や炊き出し、配布の要領などを習得する訓練</u></li> <li>⑦ <u>防災資機材（災害用井戸等）の取扱い方法等について習得する訓練</u></li> <li>⑧ <u>ゲーム的な要素を取り入れ、誰にも参加しやすい手法で災害時の対応策を考える図上訓練</u></li> </ol> <p><b>(2) 事業所、自主防災組織等が実施する訓練</b>  <u>災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日ごろから訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>保育園、幼稚園、小学校、中学校等における訓練</u>  <u>市は施設管理者に対して、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するように啓発する。施設管理者は、幼児、児童、生徒等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を実施する。</u></li> <li>② <u>事務所等における訓練</u>  <u>学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事務所は、消防法第8条の定めによる消防計画に基づき避難訓練を実施する。また、市や町会・自主防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加する。</u></li> <li>③ <u>災害時要援護者施設における訓練</u>  <u>市は施設管理者に対して、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとと</u></li> </ol>		
1-22	<ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>保育園、幼稚園、小学校、中学校等における訓練</u>  <u>市は施設管理者に対して、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するように啓発する。施設管理者は、幼児、児童、生徒等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を実施する。</u></li> <li>② <u>事務所等における訓練</u>  <u>学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事務所は、消防法第8条の定めによる消防計画に基づき避難訓練を実施する。また、市や町会・自主防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加する。</u></li> <li>③ <u>災害時要援護者施設における訓練</u>  <u>市は施設管理者に対して、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとと</u></li> </ol>		

頁	新	頁	旧
1-22	<p>もに、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう啓発する。  <u>施設管理者は、施設職員に対し、災害時における行動等についての教育を行うとともに、防災関連機関、町会・自主防災組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。</u>                      ④ <u>町会・自主防災組織の訓練</u>                      市は町会・自主防災組織が実施する防災訓練等に参加し、指導及び助言を行う。また、総合防災訓練を実施する場合は、町会・自主防災組織の参加を求め、避難、応急救護等の訓練を実施する。</p>		
1-23	<p><b>第4節 災害に強い体制づくり</b>  <b>1 市民、ボランティア、企業・事業者、行政が連携した防災体制の確立</b>                      地域社会の安全には、そのコミュニティ単位で市民やボランティアの自主的な防災活動と地域の企業・事業者の協力や行政・関係機関（社会福祉協議会、民生委員、日本赤十字社等及び防災関係機関）との連携を迅速に行い、効果的な災害対応が行える体制が必要である。                      そのため、市は防災の課題について地域ごとに市民・ボランティアと企業・事業者が話し合える場をつくるなど、日常的に協力関係の確立に努める。  <b>(1) 支援体制の確保</b>  <u>発災後には、直ちに富士見市社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置し、災害時におけるボランティアの活動拠点としての機能を確保できるよう、設備・備品・資機材等の整備を行う。</u>  <u>災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。</u>  <u>また、ボランティアが不足する場合を想定し、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請できる体制を平常時から整備するとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるため、ボランティア保険等の手続き準備を行う。</u></p>	1-12	<p><b>第4節 災害に強いシステムづくり</b>  <b>1 市民、ボランティア、企業・事業者、行政が連携した防災体制の確立</b>                      地域社会の安全には、そのコミュニティ単位で市民やボランティアの自主的な防災活動と地域の企業・事業者の協力や行政・関係機関（社会福祉協議会、民生・児童委員、日本赤十字社等及び防災関係機関）との連携を迅速に行い、効果的な災害対応が行える体制が必要である。                      そのため、市は防災の課題について地域ごとに市民・ボランティアと企業・事業者が話し合える場をつくるなど、日常的に協力関係の確立に努める。</p>

頁	新	頁	旧								
1-23	<p><b>(2) 災害ボランティア登録制度の活用</b>  <u>県は災害ボランティアとして活動を希望する個人又はグループを対象として、災害ボランティア活動の登録制度を創設している。</u>  <u>市は社会福祉協議会と連携して、住民に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録への呼びかけを行う。</u></p> <p><b>【県の災害ボランティア登録制度】</b></p> <table border="1" data-bbox="241 480 1081 834"> <tr> <td data-bbox="241 480 432 722">登録する活動</td> <td data-bbox="432 480 1081 722"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等</li> <li>○特殊作業：建築物の応急危険度判定</li> <li style="padding-left: 20px;">アマチュア無線</li> <li style="padding-left: 20px;">緊急物資の運搬</li> <li style="padding-left: 20px;">救急救護</li> <li style="padding-left: 20px;">メンタルケア、介護</li> <li>○ボランティアコーディネーター業務</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 722 432 759">補償制度</td> <td data-bbox="432 722 1081 759">ボランティア保険等の補償制度の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 759 432 796">研修の実施</td> <td data-bbox="432 759 1081 796"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 796 432 834">ボランティアコーディネーターの要請</td> <td data-bbox="432 796 1081 834"></td> </tr> </table> <p><b>(3) ボランティアグループのネットワーク化</b>  <u>市は社会福祉協議会や県と連携し、ボランティア団体や市民活動団体との間で情報交換の場をつくり、ボランティアグループ同士のネットワーク化を推進する。</u></p>	登録する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等</li> <li>○特殊作業：建築物の応急危険度判定</li> <li style="padding-left: 20px;">アマチュア無線</li> <li style="padding-left: 20px;">緊急物資の運搬</li> <li style="padding-left: 20px;">救急救護</li> <li style="padding-left: 20px;">メンタルケア、介護</li> <li>○ボランティアコーディネーター業務</li> </ul>	補償制度	ボランティア保険等の補償制度の整備	研修の実施		ボランティアコーディネーターの要請			
登録する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等</li> <li>○特殊作業：建築物の応急危険度判定</li> <li style="padding-left: 20px;">アマチュア無線</li> <li style="padding-left: 20px;">緊急物資の運搬</li> <li style="padding-left: 20px;">救急救護</li> <li style="padding-left: 20px;">メンタルケア、介護</li> <li>○ボランティアコーディネーター業務</li> </ul>										
補償制度	ボランティア保険等の補償制度の整備										
研修の実施											
ボランティアコーディネーターの要請											
1-24	<p><b>2 自主防災組織の育成</b>                  市は平常時から市民及び企業・事業者へ防災知識の普及、防災訓練・研修など防災啓発に努め、市民の自主防災組織及び企業内の防災組織の育成・活性化を図る。</p> <p><b>(1) 自主防災組織の編成における留意点</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進する。組織は、既存のコミュニティである町会や自治会等を活用して結成する。</u>                      また、小学校区ごとに自主防災組織の連絡会を立ち上げるなど、地域の連携強化を図る。</li> <li>② <u>昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。</u></li> <li>③ <u>活動計画の企画・実施など、自主防災活動の中心的な役割を担う方（防災リーダー）を選ぶ。防災リーダーには、町会の役員など、防災に関心があり、行動力の方を充てるようにする。</u></li> </ol>	1-13	<p><b>2 自主防災組織の育成</b>                  市は平素から市民及び企業・事業者へ防災知識の普及、防災訓練・研修など防災啓発に努め、市民の自主防災組織及び企業内の防災組織の育成・活性化を図る。</p>								

頁	新	頁	旧
1-24	<p>④ <u>災害時の役割を分担するため、本部と必要な活動班に区分し、現在の町会組織の各部などにその役割を振り分ける。</u></p> <p>⑤ <u>活動班の編成にあたっては、世帯数を考慮し、地域の実情に合わせて適宜に活動班及び班員を置く。</u></p> <p><b>(2) 自主防災組織の指導・育成</b>  <u>市は、自主防災組織の活性化を図るため、「地域防災ガイドライン」を新たに作成・配布するとともに、防災講演会等を開催するなど指導・育成を行う。</u></p> <p>① <u>自主防災組織の結成の促進（結成への働きかけ、支援等）</u></p> <p>② <u>自主防災組織の育成・支援（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）</u></p> <p>③ <u>活動のための環境整備（資機材及び訓練用の場所等の整備等）</u></p> <p>④ <u>自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行う。</u></p> <p><b>(3) 自主防災組織の活動支援</b>  <u>自主防災組織の活動体制の充実を図るためには、災害用資機材や備蓄品等の整備が必要となる。</u>  <u>市は「富士見市自主防災組織育成補助金交付要綱」に基づき、災害用資機材や備蓄品等の経費の一部を補助するとともに、資機材等を収納するための防災倉庫設置に関しても補助制度を拡充する。</u></p>	1-13	<p><b>3 災害情報ネットワークの構築</b></p>
1-25	<p><b>3 災害情報ネットワークの構築</b></p> <p><b>(1) 情報通信設備の安全対策</b></p> <p>① <u>非常用電源の確保</u>  <u>情報通信設備の安全対策として、停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー等を確保し、これらの定期的なメンテナンスを実施する。</u></p> <p>② <u>水害・地震に対する備え</u>  <u>情報通信設備が設置される場所において、水害時の浸水を考慮するとともに、地震に対する備えとして機器の固定を行い、落下、転倒を防止するなど、必要な措置を講じる。</u></p> <p>③ <u>システムのバックアップ</u>  <u>被災した場合でも、情報通信機能が保持できるよう、ネットワークシステムの多重化及びバックアップ体制等を検討する。</u></p>		

頁	新	頁	旧
1-25	<p><b>(2) 情報収集・伝達体制の整備</b></p> <p><u>①防災情報システムの整備</u>                      市は災害対策本部及び防災関連機関が、被害の予測や被災者への支援を円滑に行うため、災害情報の収集、災害応急対策の支援等が可能なシステムの整備を検討する。</p> <p><u>②防災行政無線の整備</u>                      市は埼玉県防災情報ネットワークにより、地震及び気象に関する情報を直ちに入手し、市内56箇所の放送塔から情報を伝達することができる防災行政無線設備等情報伝達に必要な設備を既に整備している。また、防災行政無線の放送内容を速やかに伝達するために、防災メール及び緊急速報メールの配信を実施する。                      今後、災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合に備え、防災行政無線（固定系・移動系）の整備及びデジタル化に向けた検討を行う。</p>	1-13	<p>市は埼玉県防災情報ネットワークにより、地震及び気象に関する情報を直ちに入手し、<u>また発信できる設備を整備している。また市内 56 箇所の放送塔から情報を伝達することができる防災行政無線設備等情報伝達に必要な設備を既に整備している。これらの設備が災害発生時に支障の生じないよう情報通信機器の点検整備に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的</u>に実施する。</p> <p><del>今後は、防災行政無線の多面的利用を促進するために、防災行政無線のデジタル化を図るとともに、インターネット等新しい情報ネットワークにより広範で正確な情報の伝達収集システムの整備を図り、入間東部地区消防組合等の各防災関係機関が収集・分析した災害情報を集約化・共有化できるよう連携して情報システムの構築を推進する。</del></p>

頁	新	頁	旧
1-25	<p><b>4 広域応援体制の確立</b></p> <p>(1) 広域応援体制の整備</p> <p>【資料5-1 災害時における相互援助に関する協定（2市2町）】</p> <p>【資料5-2 災害時における避難場所相互利用に関する協定】</p> <p>【資料5-3 災害時相互協力に関する協定書】</p> <p>【資料5-4 大規模災害時の相互応援に関する協定】</p> <p>【資料5-5 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定】</p> <p>【資料5-6 災害時におけるガソリン等燃料に関する協定書】</p> <p>【資料5-7 災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定書】</p> <p>【資料5-8 入間東部地区消防組合・所沢市消防相互応援協定】</p> <p>【資料5-9 川越地区消防組合・入間東部地区消防組合相互応援協定】</p> <p>【資料5-10 入間東部地区消防組合・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定】</p> <p>【資料5-11 入間東部地区消防組合・さいたま市消防本部消防相互応援協定】</p> <p>【資料5-12 災害時の情報連絡活動協力に関する協定書（タクシー会社）】</p> <p>【資料5-13 震災時における緊急設備支援に関する協定書（(株)セレスポ）】</p>	1-13	<p><b>4 広域応援体制の確立</b></p> <p>応援協定一覧</p> <p><del>【資料5-1 災害時における相互援助に関する協定（2市2町）（資料編p4-141）】</del></p> <p><del>【資料5-2 災害時における避難場所相互利用に関する協定（資料編p4-142）】</del></p> <p><del>【資料5-3 災害時相互協力に関する協定書（資料編p4-144）】</del></p> <p><del>【資料5-4 全国藤の都市災害相互応援協定書（資料編p4-145）】</del></p> <p><del>【資料5-5 災害時におけるガソリン等燃料に関する協定書（資料編p4-147）】</del></p> <p><del>【資料5-6 災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定書（資料編p4-149）】</del></p> <p><del>【資料5-7 入間東部地区消防組合・所沢市消防相互応援協定（資料編p4-151）】</del></p> <p><del>【資料5-8 川越地区消防組合・入間東部地区消防組合相互応援協定（資料編p4-153）】</del></p> <p><del>【資料5-9 入間東部地区消防組合・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定（資料編p4-156）】</del></p> <p><del>【資料5-10 入間東部地区消防組合・さいたま市消防本部消防相互応援協定（資料編p4-158）】</del></p>
1-26	<p>【資料5-14 災害時における三芳郵便局及び富士見市内郵便局、富士見市間の協力に関する覚書】</p> <p>【資料5-15 救助犬の出動に関する協定書】</p> <p>【資料5-16 災害時における救援物資の提供に関する協定書】</p> <p>【資料5-17 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書】</p> <p>【資料5-18 災害時等における応急対策活動に関する協定書】</p> <p>【資料5-19 災害時における救援物資提供と自販機運営に関する覚書】</p>		



頁	新	頁	旧
1-26	<p><b>(2) 応援要請</b>                      イ 県知事に対する要請                      市長は、県知事(県本部長)に<del>応急措置を要請するにあたっては、災害対策本部を経由して次に掲げる事項について文書により要請する。ただし、緊急を要し文書をもって要請できないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。</del></p> <p>(ウ) 県各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請                      a 災害の状況及び応援を要する理由                      b 応援を希望する物資・資材・機械器具等の品名及び数量</p>	1-14	<p><b>(2) 応援要請</b>                      イ 県知事に対する要請                      市長は、<del>県知事(県本部長)に</del>応急措置を要請するにあたっては、<del>庶務部(災害対策本部)を経由して次に掲げる事項について文書により要請する。ただし、緊急を要し文書をもって要請できないときは、とりあえず無線又は電話をもって連絡する。</del></p> <p>(ウ) 県各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請                      a 災害の状況及び応援を要する理由  <del>b 応援を必要とする期間</del>                      c 応援を希望する物資・資材・機械器具等の品名及び数量</p>
1-27	<p>c 応援を必要とする場所                      d 応援を必要とする活動内容                      e その他必要事項</p> <p><b>(3) 災害応援体制の整備</b>                      被災自治体に対して、市は災害対策基本法に基づき市民とともに積極的に救援活動を行うものとする。被災地の正確な状況を把握し、必要に応じて迅速に救援体制を整備し、義援金、救援物資の集約、市職員、市民ボランティア等の派遣など、<u>県、近隣市町と連携して対応する。また、県を通じての要請や災害協定に基づき要請があった場合、被災自治体からの避難者を市内公共施設に受け入れる必要があるため、受入体制や受入施設についてあらかじめ検討しておく。</u></p>		<p>c 応援を必要とする場所                      d 応援を必要とする活動内容                      e 応援を必要とする活動内容                      f その他必要事項</p> <p><del>(1) 被災自治体への支援活動</del>                      被災自治体に対して、市は災害対策基本法に基づき市民とともに積極的に救援活動を行うものとする。被災地の正確な状況を把握し、必要に応じて迅速に救援体制を整備し、義援金、救援物資の集約、市職員、市民ボランティア等の派遣など、<u>県、近隣自治体と連携して対応する。</u></p>
1-28	<p><b>5 自衛隊災害派遣の要請と受入れの円滑化</b>  <b>(1) 災害派遣要請の判断と連絡</b>                      ア 派遣要請事項                      (ア) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握                      (イ) 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助                      (ウ) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索救助                      (エ) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動                      (オ) 消防活動                      (カ) 道路又は水路の確保の措置                      (キ) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫                      (ク) 通信支援</p>	1-15	<p><b>5 自衛隊災害派遣の要請と受入れの円滑化</b>  <b>(1) 災害派遣要請の判断と連絡</b>                      ア 派遣要請事項                      (ア) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握                      (イ) 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助                      (ウ) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索救助                      (エ) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動                      (オ) 道路又は水路の確保の措置                      (カ) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫                      (キ) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送</p>

頁	新	頁	旧
1-28	<p><u>(ク)</u> 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送</p> <p>(コ) 被災者に対する炊飯及び給水支援</p> <p><u>(カ)</u> 救援物資の無償貸付又は贈与</p> <p><u>(シ)</u> 交通規制の支援</p> <p><u>(ス)</u> 危険物の保安及び除去</p> <p><u>(セ)</u> 予防派遣</p> <p><u>(ソ)</u> その他必要と認める事項</p> <p>イ 災害派遣要請要領</p> <p>a 提出先 <u>埼玉県危機管理防災部危機管理課</u></p> <p>b 3部</p> <p>c 記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の状況及び派遣を要請する理由</li> <li>・ 派遣を必要とする期間</li> <li>・ 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>・ その他参考となるべき事項</li> </ul> <p>ウ 災害派遣部隊の受入れ体制</p> <p>(ア) 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。</p> <p>(イ) 市は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。</p> <p>(ウ) 市は、派遣された自衛隊の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備する。</p>	1-15	<p><u>(ク)</u> 被災者に対する炊飯及び給水支援</p> <p><u>(ク)</u> その他必要と認める事項</p> <p>イ 災害派遣要請要領</p> <p>a 提出先 <u>埼玉県環境防災部消防防災課</u></p> <p>b 3部</p> <p>c 記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の状況及び派遣を要請する理由</li> <li>・ 派遣を必要とする期間</li> <li><del>・ 派遣を希望する部隊の種類・人員・車両・航空機等の概数</del></li> <li>・ 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>・ その他参考となるべき事項</li> </ul> <p>ウ 災害派遣部隊の受入れ体制</p> <p>(ア) 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。</p> <p>(イ) 市は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。</p> <p>(ウ) 市は、派遣された自衛隊の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備する。</p>
1-29	<p><u>(エ)</u> 市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。</p>	1-16	

頁	新				頁	旧																																																							
1-29	<p>エ 派遣部隊の処置</p> <table border="1" data-bbox="241 288 1081 663"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>施 設 名</th> <th>所 在 地</th> <th>市役所からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿 舎</td> <td>老人福祉センター</td> <td>東大久保3655</td> <td>2,800m</td> </tr> <tr> <td>野 営 地</td> <td>水子貝塚公園</td> <td>水子2003-1</td> <td>1,600m</td> </tr> <tr> <td>へり発着場</td> <td>文化の杜公園 (市役所南東側)</td> <td><u>鶴馬1867-1外</u></td> <td>30m</td> </tr> <tr> <td>へり発着場</td> <td>富士見市運動公園</td> <td><u>南畑新田1267-1</u></td> <td>3,000m</td> </tr> <tr> <td>へり発着場</td> <td><u>入間東部地区消防組合富士見消防署</u></td> <td><u>鶴馬1850-1</u></td> <td><u>250m</u></td> </tr> <tr> <td>へり発着場</td> <td>立教大学富士見総合</td> <td><u>下南畑1343-1</u></td> <td>2,500m</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 経費の負担区分                      自衛隊が災害派遣応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱費、通信運搬費、消耗品等、救助活動実施の際に生じた損害の補償に関しては市が負担するものとする。                      また、その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。</p>				種 別	施 設 名	所 在 地	市役所からの距離	宿 舎	老人福祉センター	東大久保3655	2,800m	野 営 地	水子貝塚公園	水子2003-1	1,600m	へり発着場	文化の杜公園 (市役所南東側)	<u>鶴馬1867-1外</u>	30m	へり発着場	富士見市運動公園	<u>南畑新田1267-1</u>	3,000m	へり発着場	<u>入間東部地区消防組合富士見消防署</u>	<u>鶴馬1850-1</u>	<u>250m</u>	へり発着場	立教大学富士見総合	<u>下南畑1343-1</u>	2,500m	1-16	<p>エ 派遣部隊の処置</p> <table border="1" data-bbox="1249 288 2089 587"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>施 設 名</th> <th>所 在 地</th> <th>市役所からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿 舎</td> <td>老人福祉センター</td> <td>東大久保3655</td> <td>2,800m</td> </tr> <tr> <td>野 営 地</td> <td>水子貝塚公園</td> <td>水子2003-1</td> <td>1,600m</td> </tr> <tr> <td>へり発着場</td> <td>文化の杜公園 (市役所南東側)</td> <td><u>鶴馬字山室前1867-1外</u></td> <td>30m</td> </tr> <tr> <td>へり発着場</td> <td>富士見市運動公園</td> <td><u>南新田字皿沼地内</u></td> <td>3,000m</td> </tr> <tr> <td>へり発着場</td> <td>立教大学富士見総合</td> <td><u>下南畑1319</u></td> <td>2,500m</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 経費の負担区分                      自衛隊が災害派遣応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱費、通信運搬費、消耗品等は市が負担するものとする。</p>				種 別	施 設 名	所 在 地	市役所からの距離	宿 舎	老人福祉センター	東大久保3655	2,800m	野 営 地	水子貝塚公園	水子2003-1	1,600m	へり発着場	文化の杜公園 (市役所南東側)	<u>鶴馬字山室前1867-1外</u>	30m	へり発着場	富士見市運動公園	<u>南新田字皿沼地内</u>	3,000m	へり発着場	立教大学富士見総合	<u>下南畑1319</u>	2,500m
種 別	施 設 名	所 在 地	市役所からの距離																																																										
宿 舎	老人福祉センター	東大久保3655	2,800m																																																										
野 営 地	水子貝塚公園	水子2003-1	1,600m																																																										
へり発着場	文化の杜公園 (市役所南東側)	<u>鶴馬1867-1外</u>	30m																																																										
へり発着場	富士見市運動公園	<u>南畑新田1267-1</u>	3,000m																																																										
へり発着場	<u>入間東部地区消防組合富士見消防署</u>	<u>鶴馬1850-1</u>	<u>250m</u>																																																										
へり発着場	立教大学富士見総合	<u>下南畑1343-1</u>	2,500m																																																										
種 別	施 設 名	所 在 地	市役所からの距離																																																										
宿 舎	老人福祉センター	東大久保3655	2,800m																																																										
野 営 地	水子貝塚公園	水子2003-1	1,600m																																																										
へり発着場	文化の杜公園 (市役所南東側)	<u>鶴馬字山室前1867-1外</u>	30m																																																										
へり発着場	富士見市運動公園	<u>南新田字皿沼地内</u>	3,000m																																																										
へり発着場	立教大学富士見総合	<u>下南畑1319</u>	2,500m																																																										

頁	新	頁	旧
1-30	<p><b>第4章 防災・危機管理組織</b> 市は、本計画を的確かつ円滑に実施するために、防災関係機関、市民、企業・事業者との連携により防災・危機管理体制を確立する。</p>	1-17	<p><b>第4章 防災・危機管理組織</b> 市は、本計画を的確かつ円滑に実施するために、防災関係機関、市民、企業・事業者との連携により防災・危機管理体制を確立する。<u>その概念は次のとおり。</u></p> <div style="text-align: center;"> <p>※削除</p> </div>
1-30	<p><b>第1節 富士見市防災会議</b> 市は、災害対策基本法に基づき、富士見市防災会議条例により防災会議を設置する。防災会議の会長は市長、職務代理者を副市長とする。</p>	1-17	<p><b>第1節 富士見市防災会議</b> 市は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、富士見市防災会議条例により防災会議を設置する。防災会議の会長は市長、職務代理者を<u>助役</u>とする。</p>
1-30	<p><b>第2節 災害対策体制</b> 災害対策基本法第23条の2第8項の規定に基づき、 <b>1 配備体制基準と動員計画</b> 災害の状況に応じて適切な対応が図れるよう職員の配備体制と基準を次表のとおりとする。</p>	1-17 1-18	<p><b>第2節 災害対策体制</b> 災害対策基本法第23条の規定に基づき、 <b>1 配備体制基準と動員計画</b> 災害の状況に応じて適切な対応が図れるよう職員の配備体制と基準を次表のとおりとする。</p>

頁	新				頁	旧																																												
1-31	<p><b>【配備体制と基準】</b></p> <table border="1" data-bbox="264 288 1084 1257"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 288 421 379">配備体制</th> <th data-bbox="421 288 667 379">配備基準</th> <th data-bbox="667 288 891 379">配備内容</th> <th data-bbox="891 288 1084 379">災害対策本部の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 379 421 579">待機体制</td> <td data-bbox="421 379 667 579"><u>震度4の場合</u> 気象警報発令時において災害が発生するおそれがある場合</td> <td data-bbox="667 379 891 579">情報収集等により災害対応に備える体制</td> <td data-bbox="891 379 1084 579">無</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 579 322 794" rowspan="2">警戒体制</td> <td data-bbox="322 579 421 794">第1配備</td> <td data-bbox="421 579 667 794">気象警報発令時において災害が発生するおそれ又は軽微な被害が発生した場合</td> <td data-bbox="667 579 891 794">情報収集、危険箇所観測体制災害対応資機材等準備及び軽微な現場対応体制</td> <td data-bbox="891 579 1084 794" rowspan="2">有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 794 421 954">第2配備</td> <td data-bbox="421 794 667 954">第1配備で対応できない規模の被害が発生するおそれ又は発生した場合</td> <td data-bbox="667 794 891 954">第1配備では対応しきれない現場の対応体制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 954 421 1257">非常体制</td> <td data-bbox="421 954 667 1257"><u>震度5弱以上の場合</u> 東海地震の警戒宣言が発令された場合 気象警報発令時において相当な被害が発生した場合</td> <td data-bbox="667 954 891 1257">組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制</td> <td data-bbox="891 954 1084 1257">有 <u>震度5弱以上</u>の場合は同時に、地域対策本部、情報収集拠点を設置</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="241 1262 1111 1329">※震度3以下で被害報告があった場合は、<u>防災主管課及び関係部署</u>で情報収集をする。</p>				配備体制	配備基準	配備内容	災害対策本部の設置	待機体制	<u>震度4の場合</u> 気象警報発令時において災害が発生するおそれがある場合	情報収集等により災害対応に備える体制	無	警戒体制	第1配備	気象警報発令時において災害が発生するおそれ又は軽微な被害が発生した場合	情報収集、危険箇所観測体制災害対応資機材等準備及び軽微な現場対応体制	有	第2配備	第1配備で対応できない規模の被害が発生するおそれ又は発生した場合	第1配備では対応しきれない現場の対応体制	非常体制	<u>震度5弱以上の場合</u> 東海地震の警戒宣言が発令された場合 気象警報発令時において相当な被害が発生した場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	有 <u>震度5弱以上</u> の場合は同時に、地域対策本部、情報収集拠点を設置	1-18	<p>表 <b>【配備体制と基準】</b> * 震度は埼玉県南中部地域での計測震度</p> <table border="1" data-bbox="1256 288 2098 1347"> <thead> <tr> <th data-bbox="1256 288 1391 320">配備体制</th> <th data-bbox="1391 288 1585 320">配備基準</th> <th data-bbox="1585 288 1727 320">配備内容</th> <th data-bbox="1727 288 1928 320">配備手続き</th> <th data-bbox="1928 288 2098 320">本部の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 320 1391 740">待機体制</td> <td data-bbox="1391 320 1585 740"><u>時間外警戒当番を日常的に設置。当番者は震度4で自主登庁し、その他の場合は自宅待機。</u></td> <td data-bbox="1585 320 1727 740">勤務時間内外の情報収集等により災害対応に備える体制</td> <td data-bbox="1727 320 1928 740">毎年度、まちづくり環境部長が指名した管理職を時間外警戒当番に割り当てる。地震出動以外はその都度、まちづくり環境部長が出動指示する。</td> <td data-bbox="1928 320 2098 740">無 まちづくり環境部長、まちづくり環境部副部長兼安心安全課長、道路交通課長、下水道課長、安心安全課等指名職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 740 1301 1134" rowspan="2">警戒体制</td> <td data-bbox="1301 740 1391 1134">第1配備</td> <td data-bbox="1391 740 1585 1134">気象警報発令時及び災害が発生するおそれ又は軽微な被害が発生した場合</td> <td data-bbox="1585 740 1727 1134">情報収集、危険箇所観測体制災害対応資機材等準備及び軽微な現場対応体制</td> <td data-bbox="1727 740 1928 1134">災害対策本部会議は省略し、まちづくり環境部長が市長（本部長）の子解を得て、災害対策本部組織の中から必要な職員に出動指示する。</td> <td data-bbox="1928 740 2098 1134" rowspan="2">有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 1134 1391 1347">第2配備</td> <td data-bbox="1391 1134 1585 1347">第1配備で対応できない規模の被害が発生するおそれ又は発生した場合</td> <td data-bbox="1585 1134 1727 1347">第1配備では対応しきれない現場の対応体制</td> <td data-bbox="1727 1134 1928 1347">本部会議で決定し、まちづくり環境部長が出動指示する。</td> </tr> </tbody> </table>					配備体制	配備基準	配備内容	配備手続き	本部の設置	待機体制	<u>時間外警戒当番を日常的に設置。当番者は震度4で自主登庁し、その他の場合は自宅待機。</u>	勤務時間内外の情報収集等により災害対応に備える体制	毎年度、まちづくり環境部長が指名した管理職を時間外警戒当番に割り当てる。地震出動以外はその都度、まちづくり環境部長が出動指示する。	無 まちづくり環境部長、まちづくり環境部副部長兼安心安全課長、道路交通課長、下水道課長、安心安全課等指名職員	警戒体制	第1配備	気象警報発令時及び災害が発生するおそれ又は軽微な被害が発生した場合	情報収集、危険箇所観測体制災害対応資機材等準備及び軽微な現場対応体制	災害対策本部会議は省略し、まちづくり環境部長が市長（本部長）の子解を得て、災害対策本部組織の中から必要な職員に出動指示する。	有	第2配備	第1配備で対応できない規模の被害が発生するおそれ又は発生した場合	第1配備では対応しきれない現場の対応体制	本部会議で決定し、まちづくり環境部長が出動指示する。
配備体制	配備基準	配備内容	災害対策本部の設置																																															
待機体制	<u>震度4の場合</u> 気象警報発令時において災害が発生するおそれがある場合	情報収集等により災害対応に備える体制	無																																															
警戒体制	第1配備	気象警報発令時において災害が発生するおそれ又は軽微な被害が発生した場合	情報収集、危険箇所観測体制災害対応資機材等準備及び軽微な現場対応体制	有																																														
	第2配備	第1配備で対応できない規模の被害が発生するおそれ又は発生した場合	第1配備では対応しきれない現場の対応体制																																															
非常体制	<u>震度5弱以上の場合</u> 東海地震の警戒宣言が発令された場合 気象警報発令時において相当な被害が発生した場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	有 <u>震度5弱以上</u> の場合は同時に、地域対策本部、情報収集拠点を設置																																															
配備体制	配備基準	配備内容	配備手続き	本部の設置																																														
待機体制	<u>時間外警戒当番を日常的に設置。当番者は震度4で自主登庁し、その他の場合は自宅待機。</u>	勤務時間内外の情報収集等により災害対応に備える体制	毎年度、まちづくり環境部長が指名した管理職を時間外警戒当番に割り当てる。地震出動以外はその都度、まちづくり環境部長が出動指示する。	無 まちづくり環境部長、まちづくり環境部副部長兼安心安全課長、道路交通課長、下水道課長、安心安全課等指名職員																																														
警戒体制	第1配備	気象警報発令時及び災害が発生するおそれ又は軽微な被害が発生した場合	情報収集、危険箇所観測体制災害対応資機材等準備及び軽微な現場対応体制	災害対策本部会議は省略し、まちづくり環境部長が市長（本部長）の子解を得て、災害対策本部組織の中から必要な職員に出動指示する。	有																																													
	第2配備	第1配備で対応できない規模の被害が発生するおそれ又は発生した場合	第1配備では対応しきれない現場の対応体制	本部会議で決定し、まちづくり環境部長が出動指示する。																																														

頁	新	頁	旧					
		1-18	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1256 285 1395 748">非常体制</td> <td data-bbox="1395 285 1585 748"> <b>震度5弱以上の場合</b>                      東海地震の警戒宣言が発令された場合                      気象警報発令時及び相当な被害が発生した場合                 </td> <td data-bbox="1585 285 1727 748">組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制</td> <td data-bbox="1727 285 1928 748"> <del>震度5弱以上で自動的に全職員が災害対応に出動する。</del>                       水害その他の災害の場合は、本部会議で決定し、まちづくり環境部長が出動指示する。                 </td> <td data-bbox="1928 285 2092 748">                     有  <b>震度5弱以上</b>の場合は同時に、地域対策本部、情報収集拠点を設置                 </td> </tr> </table> <p>※震度3以下で被害報告があった場合は、<u>安心安全課及び関係課職員</u>で情報収集をする。</p>	非常体制	<b>震度5弱以上の場合</b> 東海地震の警戒宣言が発令された場合 気象警報発令時及び相当な被害が発生した場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	<del>震度5弱以上で自動的に全職員が災害対応に出動する。</del>  水害その他の災害の場合は、本部会議で決定し、まちづくり環境部長が出動指示する。	有 <b>震度5弱以上</b> の場合は同時に、地域対策本部、情報収集拠点を設置
非常体制	<b>震度5弱以上の場合</b> 東海地震の警戒宣言が発令された場合 気象警報発令時及び相当な被害が発生した場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	<del>震度5弱以上で自動的に全職員が災害対応に出動する。</del>  水害その他の災害の場合は、本部会議で決定し、まちづくり環境部長が出動指示する。	有 <b>震度5弱以上</b> の場合は同時に、地域対策本部、情報収集拠点を設置				

頁	新	頁	旧																																																																																																																
1-31	<p><b>【動員計画】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部名</th> <th rowspan="2">班名</th> <th rowspan="2">待機体制</th> <th colspan="2">警戒体制</th> <th rowspan="2">非常体制</th> </tr> <tr> <th>第1配備</th> <th>第2配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総括本部</td> <td>総括担当</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>現地対策本部担当、救助担当、会計担当、避難・食糧担当</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部事務局</td> <td>庶務担当、広報担当、人事担当、資材管理担当、情報担当</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>災害対策総務部</td> <td>秘書広報班、総務班、人事班、会計班</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>災害対策総合政策部</td> <td>情報1班、情報2班、情報3班、輸送班</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>災害対策自治振興部</td> <td>連絡1班、連絡2班、総括班、環境班、施設1班、施設2班</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>災害対策市民生活部</td> <td>援護1班、援護2班、調査1班、調査2班、広聴1班、広聴2班、広聴3班</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>災害対策子ども未来部</td> <td>保育1班)、保育2班</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>災害対策健康福祉部</td> <td>救護1班、救護2班、救護3班、医療班</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>災害対策まちづくり推進部</td> <td>都市整備班、食糧物資班</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>災害対策建設部</td> <td>道路交通1班、道路交通2班、建築班、下水道班、水道班</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>災害対策教育部</td> <td>教育総務班、物資班、学校教育班、給食班</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	待機体制	警戒体制		非常体制	第1配備	第2配備	本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）						総括本部	総括担当	●	●	●	●	現地対策本部担当、救助担当、会計担当、避難・食糧担当		●	●	●	災害対策本部事務局	庶務担当、広報担当、人事担当、資材管理担当、情報担当	●	●	●	●	災害対策総務部	秘書広報班、総務班、人事班、会計班	●	●	●	●	災害対策総合政策部	情報1班、情報2班、情報3班、輸送班	●	●	●	●	災害対策自治振興部	連絡1班、連絡2班、総括班、環境班、施設1班、施設2班	●	●	●	●	災害対策市民生活部	援護1班、援護2班、調査1班、調査2班、広聴1班、広聴2班、広聴3班		●	●	●	災害対策子ども未来部	保育1班)、保育2班			●	●	災害対策健康福祉部	救護1班、救護2班、救護3班、医療班			●	●	災害対策まちづくり推進部	都市整備班、食糧物資班		●	●	●	災害対策建設部	道路交通1班、道路交通2班、建築班、下水道班、水道班	●	●	●	●	災害対策教育部	教育総務班、物資班、学校教育班、給食班			●	●	1-18	<p><b>【動員計画】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区—分</th> <th>動員職員等</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">待機体制（20人）</td> <td>時間外警戒当番員、総括班員</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警戒体制</td> <td rowspan="2">第1配備（70人）</td> <td>総括部、情報部、応急対策部、復旧処理部</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>富士見市水防団員</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2配備（160人）</td> <td>総括部、情報部、応急対策部、復旧処理部</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>富士見市水防団員</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="3">非常体制（833人）</td> <td>災害対策本部組織に配置された市職員</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>その他の市職員</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>富士見市水防団員</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table>	区—分		動員職員等	規模	待機体制（20人）		時間外警戒当番員、総括班員	20	警戒体制	第1配備（70人）	総括部、情報部、応急対策部、復旧処理部	60	富士見市水防団員	10	第2配備（160人）	総括部、情報部、応急対策部、復旧処理部	130	富士見市水防団員	30	非常体制（833人）		災害対策本部組織に配置された市職員	306	その他の市職員	333	富士見市水防団員	104
部名	班名				待機体制	警戒体制		非常体制																																																																																																											
		第1配備	第2配備																																																																																																																
本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）																																																																																																																			
総括本部	総括担当	●	●	●	●																																																																																																														
	現地対策本部担当、救助担当、会計担当、避難・食糧担当		●	●	●																																																																																																														
災害対策本部事務局	庶務担当、広報担当、人事担当、資材管理担当、情報担当	●	●	●	●																																																																																																														
災害対策総務部	秘書広報班、総務班、人事班、会計班	●	●	●	●																																																																																																														
災害対策総合政策部	情報1班、情報2班、情報3班、輸送班	●	●	●	●																																																																																																														
災害対策自治振興部	連絡1班、連絡2班、総括班、環境班、施設1班、施設2班	●	●	●	●																																																																																																														
災害対策市民生活部	援護1班、援護2班、調査1班、調査2班、広聴1班、広聴2班、広聴3班		●	●	●																																																																																																														
災害対策子ども未来部	保育1班)、保育2班			●	●																																																																																																														
災害対策健康福祉部	救護1班、救護2班、救護3班、医療班			●	●																																																																																																														
災害対策まちづくり推進部	都市整備班、食糧物資班		●	●	●																																																																																																														
災害対策建設部	道路交通1班、道路交通2班、建築班、下水道班、水道班	●	●	●	●																																																																																																														
災害対策教育部	教育総務班、物資班、学校教育班、給食班			●	●																																																																																																														
区—分		動員職員等	規模																																																																																																																
待機体制（20人）		時間外警戒当番員、総括班員	20																																																																																																																
警戒体制	第1配備（70人）	総括部、情報部、応急対策部、復旧処理部	60																																																																																																																
		富士見市水防団員	10																																																																																																																
	第2配備（160人）	総括部、情報部、応急対策部、復旧処理部	130																																																																																																																
		富士見市水防団員	30																																																																																																																
非常体制（833人）		災害対策本部組織に配置された市職員	306																																																																																																																
		その他の市職員	333																																																																																																																
		富士見市水防団員	104																																																																																																																

頁	新	頁	旧
		<p>1-19</p> <p>1-20</p>	<p><b>■地震災害■</b> * 震度は埼玉県南中部地域での計測震度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3以下→安心安全課職員</li> <li>・震度4又は地震判定会招集連絡を受けた場合 ⇒【待機体制】時間外警戒当番、まちづくり環境部長、まちづくり環境部副部長兼安心安全課長、道路交通課長、建設部副部長兼下水道課長、安心安全課職員等</li> <li>・震度5弱以上又は地震警戒宣言が発令された場合</li> </ul> <p><b>■水害その他の災害■</b> * 気象警報等は埼玉県南中部地域が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象警報発令時及び災害が発生する恐れ、又は軽微な被害が発生した場合 ⇒【警戒体制第1配備】総括班、【総括班、指令班（総合政策部長、建設部長、シティゾーン担当部長、水谷地域まちづくり担当部長、住宅市街地総合整備事業担当部長）、報道担当】、庶務部（庶務班、職員班、財務管理班）、情報部（報道班、情報処理班）、応急対策部（機動班・6班）、復旧処理部、水防団（1分団）</li> <li>・第1配備で対応できない規模の被害が発生する恐れ又は発生した場合⇒【警戒体制第2配備】総括班、指令班（総合政策部長、生活環境部長、健康福祉部長、建設部長、都市整備部長、教育次長）、庶務班、職員班、被害調査班、資材管理班、情報部、機動班（12班）、復旧処理部、水防団（3分団）</li> <li>・気象警報発令時及び相当な被害が発生する</li> </ul> <p>(2) 職員の災害対応マニュアル</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>市周辺で震度5（弱）以上の地震が発生した場合</b></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 勤務時間外の場合 ア 全職員は、ただちに各自の勤務場所に集合する。（学校職員も同） イ あらかじめ指名された職員は、「情報収集拠点」「地域対策本部」に集合する。</li> </ul>



頁	新	頁	旧
		1-20	<p><del>② 勤務時間内の場合</del></p> <p><del>ア 全ての業務を中断し、直ちに各自の勤務場所に集合する。</del></p> <p><del>イ 災害対策本部の指示に基づき活動する。</del></p> <p><del>ウ 学校、高齢者施設等の施設管理者は、施設内の管理対象者の安全確保に努める。</del></p> <p><del>エ 施設管理者は、迅速に施設及び周辺地域の被害状況を把握し、本部(安心安全課)に報告する。</del></p> <p><del>オ 「情報収集拠点」「地域対策本部」を置く施設の職員は、それぞれの任務を担う。</del></p> <p><del>③ 本部組織の編成</del></p> <p><del>ア 本庁舎（教育委員会を含む。）に集合した職員で応急的に本部組織を編成する。この場合、所属にこだわらず参集した職員で必要な班を編成して活動する。</del></p> <p><del>また、対策行為の決裁は、市長、副市長が不在の場合には、その時点で参集している職員のうち最上位の職階にあるものが代行するものとする。</del></p> <p><del>イ 各施設に集合した職員は、本部の指示により必要な班を編成して活動する。場合によっては本庁舎に移動する。</del></p> <p><del>ウ 本部機能が稼働しだい、状況に応じて「情報収集拠点」「地域対策本部」の強化、縮小、閉鎖などの対応をする。</del></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>市周辺で震度4の地震が発生した場合</b></p> </div> <p><del>① 勤務時間外の場合</del></p> <p><del>ア 安心安全課、時間外警戒当番及び災害対策本部総括班の職員は、ただちに本庁舎に集合する。</del></p> <p><del>イ 施設及び周辺地域の被害状況を把握し、まちづくり環境部長に報告する。</del></p> <p><del>ウ まちづくり環境部長の判断により配備体制基準の範囲内で必要な職員を招集し、災害対策活動を行う。</del></p> <p><del>② 勤務時間内の場合</del></p> <p><del>ア 安心安全課及び災害対策本部総括班の職員は、全ての業務を中断し直ちに各自の勤務場所に集合する。</del></p> <p><del>イ まちづくり環境部長の指示に基づき活動する。</del></p>

頁	新	頁	旧
		1-20	<p><b>市周辺で震度3の地震が発生した場合</b></p> <p>ア <del>まちづくり環境部安心安全課職員は、情報の収集などの対応をする。</del></p> <p>イ <del>必要に応じて体制の強化を行う。</del></p> <p>(3) <del>職員の動員方法</del>          配備体制基準（表4）に基づき、地震災害の場合は震度により自主的に参集し、水害その他の災害の場合は電話等で伝達する。災害被害により電話等での伝達が不可能なときは次の方法により自主的に参集する。</p> <p>① <del>自主参集基準</del>          ラジオ、テレビ、防災行政無線等で市域にかかる災害関連情報が流されたとき又は、自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想される時は、連絡の有無にかかわらず職員は自主的に参集し、活動体制に定められた所定の体制をとる。</p> <p>② <del>登庁時の注意</del>          災害時の登庁について、災害応急活動に備えるよう次の事項に留意する。</p> <p>ア <del>登庁時の手段 …… 可能な限り、徒歩、自転車、バイク等による。</del></p> <p>イ <del>服 装 …… 応急活動に便利で安全な服装。</del></p> <p>ウ <del>持 参 物 …… 災害初動マニュアル、職員証、食糧、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、筆記用具、応急医薬品等、その他必要と思われるもの。</del></p> <p>エ <del>情報収集 …… 登庁経路での被害状況をメモし、その状況を情報部に報告する。</del></p>

頁	新	頁	旧
1-32	<p><b>第3節 災害対策本部組織</b></p> <p><b>1 災害対策本部</b></p> <p>(1) <u>災害対策本部の設置及び閉鎖</u>                      災害対策本部は市長がその必要を認めたとときに設置するものとし、災害及び危機の状況が拡大するおそれなくなり、かつ応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたとときに閉鎖するものとする。                      ただし、大規模災害時及び震度5弱以上の地震が発生した場合は、その時点から自動的に設置するものとする。</p> <p>(2) <u>災害対策本部の設置場所</u>                      災害対策本部は市役所本庁舎2階会議室に置くとともに、非常用電源の確保を行うものとする。また、本庁舎が損壊した場合は、次の代替場所に設置するものとする。                      なお、本庁舎、代替場所ともに使用不能となった場合は、他の公共施設に災害対策本部を設置する。</p> <p>(3) <u>災害対策本部会議</u>                      災害対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、市の災害対策に関する主要事項の協議及び連絡調整を行うものとする。                      ただし、被害が軽微な段階までの災害対応を迅速に行うため、本部長の了解のもと、本部会議を開催しないで<u>防災主管部長</u>が配備体制基準に基づき災害対応の指揮をとることができる。</p> <p>(4) <u>災害対策本部設置及び閉鎖等の通知</u>                      災害対策本部及び配備体制の設置又は閉鎖、解除の決定をした場合は、直ちに庁内放送をするとともに、関係機関等に電話その他適宜な方法により通知する。</p>	1-21	<p><b>第3節 災害対策本部組織</b></p> <p><b>1 災害対策本部</b></p> <p>(1) <u>本部の設置及び閉鎖</u>                      本部は市長がその必要を認めたとときに設置し、災害及び危機の状況が拡大するおそれなくなり、かつ応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたとときに閉鎖するものとする。                      ただし、大規模災害時及び震度5弱以上の地震が発生した場合は、その時点から自動的に設置する。</p> <p>(2) <u>本部の設置場所</u>                      本部は市役所本庁舎2階会議室に置き、正面玄関に「富士見市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。また、本庁舎が損壊した場合は、次の代替場所に設置するものとする。</p>
1-33	<p><b>2 情報収集拠点</b></p> <p>(1) <u>情報収集拠点</u></p> <p>① <u>情報収集拠点施設周辺の被災状況の把握</u></p> <p>③ 災害対策本部、防災機関との連絡</p>	1-22	<p>(3) <u>本部会議</u>                      本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、市の災害対策に関する主要事項の協議及び連絡調整を行うものとする。</p> <p>ただし、被害が軽微な段階までの災害対応を迅速に行うため、本部長の了解のもと、本部会議を開催しないで<u>まちづくり環境部長</u>が配備体制基準に基づき災害対応の指揮をとることができる。</p> <p>(4) <u>本部設置及び閉鎖等の通知</u>                      本部及び配備体制の設置又は閉鎖、解除の決定をした場合は、庶務班は直ちに庁内放送をするとともに、関係機関等に電話その他適宜な方法により通知する。また、非常体制においては情報部被害記録班が報道機関への情報提供にあたるものとする。</p> <p><b>2 情報収集拠点</b></p> <p>(1) <u>情報収集拠点</u></p> <p>① <u>拠点施設周辺の被災状況の把握</u></p> <p>③ <u>再災害対策本部、防災機関との連絡</u></p> <p><del>(2) <u>情報収集拠点及び配置職員名簿【資料1-4-3(資料編p4-7)】</u></del></p>

頁	新	頁	旧
1-33	<p><b>3 地域対策本部</b>                      大規模災害時及び震度5弱以上の地震が発生した場合は、<u>避難所</u>である小学校に各学区単位の地域対策本部を設置し、地域の状況にあった応急対策が円滑に行えるようにする。                      (1) <u>地域対策本部の任務</u>                      ① <u>避難所</u>の緊急開設と被災者の受入れ                      ② 避難が長期化すると予想される場合の<u>避難所</u>の管理運営                      ③ 地域住民の生命・財産を守るための応急措置及び相談等の対応                      ④ 災害対策本部、防災機関との連絡</p> <p><b>4 現地対策本部</b>                      設置場所、職員体制、組織等は<u>災害対策本部</u>会議で決定する。</p> <p><b>5 組織及び所掌事務</b></p> <p>活動体制の組織、所掌事務及び動員については次のとおりとする。  <u>【資料1-4-3 災害対策本部組織、所掌事務】</u></p>	1-22             1-23	<p><b>3 地域対策本部</b>                      大規模災害時及び震度5弱以上の地震が発生した場合は、<u>避難場所</u>である小学校に各学区単位の地域対策本部を設置し、地域の状況にあった応急対策が円滑に行えるようにする。                      (1) <u>地域対策本部の任務</u>                      ① <u>避難場所</u>の緊急開設と被災者の受入れ                      ② 避難が長期化すると予想される場合の<u>避難場所</u>の管理運営                      ③ 地域住民の生命・財産を守るための応急措置及び相談等の対応                      ④ 市災害対策本部、防災機関との連絡  <del>(2) <u>地域対策本部設置場所及び配置職員名簿【資料1-4-4 (資料編p4-8)】</u></del></p> <p><b>4 現地対策本部</b>                      設置場所、職員体制、組織等は本部会議で決定する。</p> <p><b>5 組織及び所掌事務</b>  <del>(1) <u>各体制の組織</u></del>                      活動体制の組織、所掌事務及び動員については次のとおりとする。  <u>災害対策本部組織図【資料1-4-5】</u>  <u>災害対策本部組織、所掌事務【資料1-4-6】</u>  <del>配備体制別の動員計画表【資料1-4-7】</del></p>

頁	新	頁	旧								
1-34	<p><b>第4節 関係機関の処理すべき業務の大綱</b></p> <p><b>1 指定地方行政機関</b></p> <table border="1" data-bbox="241 343 1084 1241"> <tr> <td data-bbox="241 343 488 1145"> <p>関東農政局</p> </td> <td data-bbox="488 343 1084 1145"> <p><b>【災害予防対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関すること</li> <li>農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関すること</li> </ul> <p><b>【応急対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</li> <li>災害地における種もみ、その他営農資機の確保に関すること</li> <li>災害時における生鮮食料品等の供給に関すること</li> <li>災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること</li> <li>土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること</li> <li>災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀及び乾パンを確保供給すること</li> </ul> <p><b>【復旧対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関すること</li> <li>災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1145 488 1241"> <p>埼玉労働局 川越労働基準監督署</p> </td> <td data-bbox="488 1145 1084 1241"> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場、事業所における労働災害の防止に関すること</li> <li>職業の安定に関すること</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>関東農政局</p>	<p><b>【災害予防対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関すること</li> <li>農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関すること</li> </ul> <p><b>【応急対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</li> <li>災害地における種もみ、その他営農資機の確保に関すること</li> <li>災害時における生鮮食料品等の供給に関すること</li> <li>災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること</li> <li>土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること</li> <li>災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀及び乾パンを確保供給すること</li> </ul> <p><b>【復旧対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関すること</li> <li>災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</li> </ul>	<p>埼玉労働局 川越労働基準監督署</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場、事業所における労働災害の防止に関すること</li> <li>職業の安定に関すること</li> </ul>	1-23	<p><b>第4節 関係機関の処理すべき業務の大綱</b></p> <p><b>1 指定地方行政機関</b></p> <table border="1" data-bbox="1254 343 2119 502"> <tr> <td data-bbox="1254 343 1496 438"> <p>関東農政局 消費・安全部 地域第二課</p> </td> <td data-bbox="1496 343 2119 438"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀及び乾パンを確保供給すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 438 1496 502"> <p>川越労働基準監督署</p> </td> <td data-bbox="1496 438 2119 502"> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場、事業所における労働災害の防止に関すること</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>関東農政局 消費・安全部 地域第二課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀及び乾パンを確保供給すること</li> </ul>	<p>川越労働基準監督署</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場、事業所における労働災害の防止に関すること</li> </ul>
<p>関東農政局</p>	<p><b>【災害予防対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関すること</li> <li>農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関すること</li> </ul> <p><b>【応急対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</li> <li>災害地における種もみ、その他営農資機の確保に関すること</li> <li>災害時における生鮮食料品等の供給に関すること</li> <li>災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること</li> <li>土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること</li> <li>災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀及び乾パンを確保供給すること</li> </ul> <p><b>【復旧対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関すること</li> <li>災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</li> </ul>										
<p>埼玉労働局 川越労働基準監督署</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場、事業所における労働災害の防止に関すること</li> <li>職業の安定に関すること</li> </ul>										
<p>関東農政局 消費・安全部 地域第二課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀及び乾パンを確保供給すること</li> </ul>										
<p>川越労働基準監督署</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場、事業所における労働災害の防止に関すること</li> </ul>										

頁	新	頁	旧
1-34	<p>国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所</p> <p>【災害予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災対策の推進</li> <li>・ 危機管理体制の整備</li> <li>・ 災害・防災に関する研究、観測等の推進</li> <li>・ 防災上必要な教育・訓練に関する事</li> <li>・ 再発防止対策の実施</li> </ul> <p>【災害応急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保</li> <li>・ 活動体制の確保</li> <li>・ 災害発生直後の施設の緊急点検</li> <li>・ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保</li> <li>・ 災害発生時における交通等の確保</li> <li>・ 緊急輸送</li> <li>・ 二次災害の防止対策</li> <li>・ ライフライン施設の応急復旧</li> <li>・ 地方公共団体等への支援</li> <li>・ 被災者・被災事業者に対する措置</li> <li>・ 災害時における応急工事に関する事</li> </ul> <p>【災害復旧・復興】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害復旧工事の施工に関する事</li> <li>・ 都市の復興</li> <li>・ 被災事業者等への支援措置</li> </ul>	1-23	<p>国土交通省 荒川上流河川事務所</p> <p>【災害防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災上必要な教育・訓練に関する事</li> <li>・ 水防に関する施設・設備の整備に関する事</li> <li>・ 災害危険区域の把握又は指導に関する事</li> </ul> <p>【災害応急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に関する予報・警報の発表及び法律に関する事</li> <li>・ 災害に関する情報の収集及び広報に関する事</li> <li>・ 水防活動の指導に関する事</li> <li>・ 災害時における応急工事に関する事</li> <li>・ ダム、せき、水門の管理に関する事</li> </ul> <p>【災害復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害復旧工事の施工に関する事</li> <li>・ 再度災害防止工事の施工に関する事</li> </ul>
1-35	<p>国土交通省 気象庁 東京管区气象台 (熊谷地方气象台)</p> <p>関東管区警察局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>・ 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報に関する事</li> <li>・ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関する事</li> <li>・ 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の結果の発表に関する事</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事</li> <li>・ 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事</li> <li>・ 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事</li> <li>・ 警察通信の確保及び統制に関する事</li> </ul>		<p>国土交通省 気象庁 東京管区气象台 (熊谷地方气象台)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>・ 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に関する事</li> <li>・ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関する事</li> <li>・ 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の結果の発表に関する事</li> </ul>

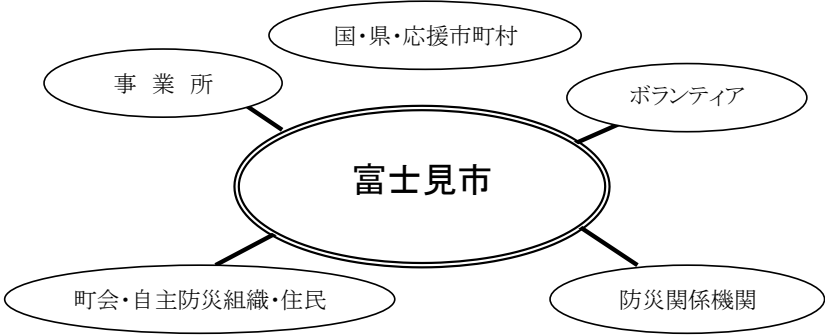
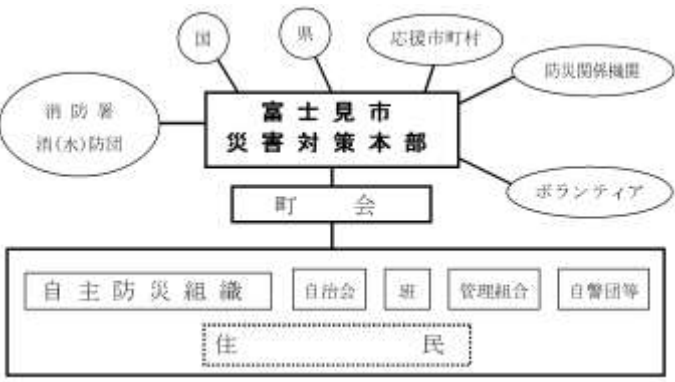
頁	新		頁	旧
1-35	<p>関東財務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害査定立会に関する事</u></li> <li>・ <u>金融機関等に対する金融上の措置に関する事</u></li> <li>・ <u>地方公共団体に対する融資に関する事</u></li> <li>・ <u>国有財産の管理処分に関する事</u></li> </ul>		
	<p>関東信越厚生局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事</u></li> <li>・ <u>関係職員の派遣に関する事</u></li> <li>・ <u>関係機関との連絡調整に関する事</u></li> </ul>		
	<p>関東森林管理局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関する事</u></li> <li>・ <u>災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事</u></li> </ul>		
	<p>関東経済産業局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事</u></li> <li>・ <u>商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事</u></li> <li>・ <u>被災中小企業の振興に関する事</u></li> </ul>		
	<p>関東東北産業保安監督部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事</u></li> <li>・ <u>鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事</u></li> </ul>		
	<p>関東運輸局 埼玉運輸支局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事</u></li> <li>・ <u>災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事</u></li> <li>・ <u>災害時における不通区間のう回輸送の指導に関する事</u></li> </ul>		
	<p>東京航空局 東京空港事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関する事</u></li> <li>・ <u>遭難航空機の創作及び救助に関する事</u></li> <li>・ <u>災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規則とその周知徹底に関する事</u></li> </ul>		
	<p>関東総合通信局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>電波及び有線電気通信の監理に関する事</u></li> <li>・ <u>防災及び災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関する事</u></li> <li>・ <u>災害時における非常通信の確保に関する事</u></li> <li>・ <u>非常通信訓練の計画及び、その実施についての指導に関する事</u></li> <li>・ <u>非常通信協議会の育成及び指導に関する事</u></li> </ul>		

頁	新	頁	旧																
1-36	<p><b>2 自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）</b></p> <table border="1" data-bbox="241 293 1084 472"> <tr> <td data-bbox="241 293 488 472">災害派遣の実施</td> <td data-bbox="488 293 1084 472"> <ul style="list-style-type: none"> <li>人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事</li> <li>災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>3 県の機関</b></p> <table border="1" data-bbox="241 512 1084 783"> <tr> <td data-bbox="241 512 488 783"><u>南西部地域振興センター</u></td> <td data-bbox="488 512 1084 783"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策組織の整備に関する事</li> <li>災害情報の収集及び報告に関する事</li> <li>自衛隊の災害派遣に関する事</li> <li>市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>災害対策現地調査に関する事</li> <li>災害対策現地報告に関する事</li> <li>災害応急対策に必要な応急処置に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="241 783 1084 1182"> <tr> <td data-bbox="241 783 488 1182"><u>朝霞保健所</u></td> <td data-bbox="488 783 1084 1182"> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生関係の被害状況の収集に関する事</li> <li>医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関する事</li> <li>各種消毒に関する事</li> <li>細菌及び飲料水の水質検査に関する事</li> <li>ねずみ族、昆虫駆除に関する事</li> <li>伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事</li> <li>災害救助食品の衛生に関する事</li> <li>災害時の上下水道の復旧清掃に関する事</li> <li>病院、診療所及び助産所に関する事</li> <li>り災者の医療助産その他の保健衛生に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="241 1182 1084 1422"> <tr> <td data-bbox="241 1182 488 1422"><u>西部福祉事務所</u></td> <td data-bbox="488 1182 1084 1422"> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の収集に関する事</li> <li>災害救助法の適用に関する事</li> <li>災害救助法に関する委任事項の指導に関する事</li> <li>災害現地調査に関する事</li> <li>被災者の救難、救助その他保護に関する事</li> <li><u>日本赤十字社</u>その他医療機関との連絡に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>	災害派遣の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事</li> <li>災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事</li> </ul>	<u>南西部地域振興センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策組織の整備に関する事</li> <li>災害情報の収集及び報告に関する事</li> <li>自衛隊の災害派遣に関する事</li> <li>市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>災害対策現地調査に関する事</li> <li>災害対策現地報告に関する事</li> <li>災害応急対策に必要な応急処置に関する事</li> </ul>	<u>朝霞保健所</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生関係の被害状況の収集に関する事</li> <li>医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関する事</li> <li>各種消毒に関する事</li> <li>細菌及び飲料水の水質検査に関する事</li> <li>ねずみ族、昆虫駆除に関する事</li> <li>伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事</li> <li>災害救助食品の衛生に関する事</li> <li>災害時の上下水道の復旧清掃に関する事</li> <li>病院、診療所及び助産所に関する事</li> <li>り災者の医療助産その他の保健衛生に関する事</li> </ul>	<u>西部福祉事務所</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の収集に関する事</li> <li>災害救助法の適用に関する事</li> <li>災害救助法に関する委任事項の指導に関する事</li> <li>災害現地調査に関する事</li> <li>被災者の救難、救助その他保護に関する事</li> <li><u>日本赤十字社</u>その他医療機関との連絡に関する事</li> </ul>	1-23  1-24	<p><b>2 自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）</b></p> <table border="1" data-bbox="1249 293 2092 472"> <tr> <td data-bbox="1249 293 1496 472">災害派遣の実施</td> <td data-bbox="1496 293 2092 472"> <ul style="list-style-type: none"> <li>人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事</li> <li>災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>3 県の機関</b></p> <table border="1" data-bbox="1249 512 2092 783"> <tr> <td data-bbox="1249 512 1496 783"><u>西部地域創造センター</u></td> <td data-bbox="1496 512 2092 783"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策組織の整備に関する事</li> <li>災害情報の収集及び報告に関する事</li> <li>自衛隊の災害派遣に関する事</li> <li>市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>災害対策現地調査に関する事</li> <li>災害対策現地報告に関する事</li> <li>災害応急対策に必要な応急処置に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1249 783 2092 1214"> <tr> <td data-bbox="1249 783 1496 1214"><u>所沢保健所富士見支所</u></td> <td data-bbox="1496 783 2092 1214"> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生関係の被害状況の収集に関する事</li> <li>医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関する事</li> <li>各種消毒に関する事</li> <li>細菌及び飲料水の水質検査に関する事</li> <li>ねずみ族、昆虫駆除に関する事</li> <li>伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事</li> <li>災害救助食品の衛生に関する事</li> <li>災害時の上下水道の復旧清掃に関する事</li> <li>病院、診療所及び助産所に関する事</li> <li>り災者の医療助産その他の保健衛生に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1249 1214 2092 1453"> <tr> <td data-bbox="1249 1214 1496 1453"><u>入間東福祉保健総合センター</u></td> <td data-bbox="1496 1214 2092 1453"> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の収集に関する事</li> <li>災害救助法の適用に関する事</li> <li>災害救助法に関する委任事項の指導に関する事</li> <li>災害現地調査に関する事</li> <li>被災者の救難、救助その他保護に関する事</li> <li><u>日赤</u>その他医療機関との連絡に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>	災害派遣の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事</li> <li>災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事</li> </ul>	<u>西部地域創造センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策組織の整備に関する事</li> <li>災害情報の収集及び報告に関する事</li> <li>自衛隊の災害派遣に関する事</li> <li>市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>災害対策現地調査に関する事</li> <li>災害対策現地報告に関する事</li> <li>災害応急対策に必要な応急処置に関する事</li> </ul>	<u>所沢保健所富士見支所</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生関係の被害状況の収集に関する事</li> <li>医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関する事</li> <li>各種消毒に関する事</li> <li>細菌及び飲料水の水質検査に関する事</li> <li>ねずみ族、昆虫駆除に関する事</li> <li>伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事</li> <li>災害救助食品の衛生に関する事</li> <li>災害時の上下水道の復旧清掃に関する事</li> <li>病院、診療所及び助産所に関する事</li> <li>り災者の医療助産その他の保健衛生に関する事</li> </ul>	<u>入間東福祉保健総合センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の収集に関する事</li> <li>災害救助法の適用に関する事</li> <li>災害救助法に関する委任事項の指導に関する事</li> <li>災害現地調査に関する事</li> <li>被災者の救難、救助その他保護に関する事</li> <li><u>日赤</u>その他医療機関との連絡に関する事</li> </ul>
災害派遣の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事</li> <li>災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事</li> </ul>																		
<u>南西部地域振興センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策組織の整備に関する事</li> <li>災害情報の収集及び報告に関する事</li> <li>自衛隊の災害派遣に関する事</li> <li>市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>災害対策現地調査に関する事</li> <li>災害対策現地報告に関する事</li> <li>災害応急対策に必要な応急処置に関する事</li> </ul>																		
<u>朝霞保健所</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生関係の被害状況の収集に関する事</li> <li>医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関する事</li> <li>各種消毒に関する事</li> <li>細菌及び飲料水の水質検査に関する事</li> <li>ねずみ族、昆虫駆除に関する事</li> <li>伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事</li> <li>災害救助食品の衛生に関する事</li> <li>災害時の上下水道の復旧清掃に関する事</li> <li>病院、診療所及び助産所に関する事</li> <li>り災者の医療助産その他の保健衛生に関する事</li> </ul>																		
<u>西部福祉事務所</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の収集に関する事</li> <li>災害救助法の適用に関する事</li> <li>災害救助法に関する委任事項の指導に関する事</li> <li>災害現地調査に関する事</li> <li>被災者の救難、救助その他保護に関する事</li> <li><u>日本赤十字社</u>その他医療機関との連絡に関する事</li> </ul>																		
災害派遣の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事</li> <li>災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事</li> </ul>																		
<u>西部地域創造センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策組織の整備に関する事</li> <li>災害情報の収集及び報告に関する事</li> <li>自衛隊の災害派遣に関する事</li> <li>市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>災害対策現地調査に関する事</li> <li>災害対策現地報告に関する事</li> <li>災害応急対策に必要な応急処置に関する事</li> </ul>																		
<u>所沢保健所富士見支所</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生関係の被害状況の収集に関する事</li> <li>医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関する事</li> <li>各種消毒に関する事</li> <li>細菌及び飲料水の水質検査に関する事</li> <li>ねずみ族、昆虫駆除に関する事</li> <li>伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事</li> <li>災害救助食品の衛生に関する事</li> <li>災害時の上下水道の復旧清掃に関する事</li> <li>病院、診療所及び助産所に関する事</li> <li>り災者の医療助産その他の保健衛生に関する事</li> </ul>																		
<u>入間東福祉保健総合センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の収集に関する事</li> <li>災害救助法の適用に関する事</li> <li>災害救助法に関する委任事項の指導に関する事</li> <li>災害現地調査に関する事</li> <li>被災者の救難、救助その他保護に関する事</li> <li><u>日赤</u>その他医療機関との連絡に関する事</li> </ul>																		



頁	新	頁	旧																				
1-38	<p><b>6 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 293 495 544"> <p>日本郵便株式会社 三芳郵便局</p> </td> <td data-bbox="495 293 1081 544"> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事</li> <li>被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救護用郵便物の料金免除並びに被災者に対する郵便葉書・郵便書簡の無償交付に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 544 495 719"> <p>東日本電信電話株式会社 埼玉支店 株式会社エヌ・ティ・ティ ・ドットコム埼玉支店</p> </td> <td data-bbox="495 544 1081 719"> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信設備の整備に関する事</li> <li>災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関する事</li> <li>被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 719 495 804"> <p>東京電力株式会社 志木支社</p> </td> <td data-bbox="495 719 1081 804"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における電力供給に関する事</li> <li>被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 804 495 1107"> <p>日本赤十字社 埼玉県支部</p> </td> <td data-bbox="495 804 1081 1107"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行う事</li> <li>救助に関し地方経団外以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行う事</li> <li>主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義捐金品の募集、配分に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1107 495 1283"> <p>NHKさいたま放送局</p> </td> <td data-bbox="495 1107 1081 1283"> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民に対する防災知識の普及に関する事</li> <li>県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事</li> <li>災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1283 495 1367"> <p>日本通運株式会社 埼玉支店</p> </td> <td data-bbox="495 1283 1081 1367"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>日本郵便株式会社 三芳郵便局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事</li> <li>被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救護用郵便物の料金免除並びに被災者に対する郵便葉書・郵便書簡の無償交付に関する事</li> </ul>	<p>東日本電信電話株式会社 埼玉支店 株式会社エヌ・ティ・ティ ・ドットコム埼玉支店</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信設備の整備に関する事</li> <li>災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関する事</li> <li>被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul>	<p>東京電力株式会社 志木支社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における電力供給に関する事</li> <li>被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul>	<p>日本赤十字社 埼玉県支部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行う事</li> <li>救助に関し地方経団外以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行う事</li> <li>主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義捐金品の募集、配分に関する事</li> </ul>	<p>NHKさいたま放送局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民に対する防災知識の普及に関する事</li> <li>県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事</li> <li>災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事</li> </ul>	<p>日本通運株式会社 埼玉支店</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関する事</li> </ul>	1-25	<p><b>6 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1254 293 1507 687"> <p>日本郵政公社 三芳郵便局</p> </td> <td data-bbox="1507 293 2094 687"> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事</li> <li>被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救護用郵便物の料金免除並びに被災者に対する郵便葉書・郵便書簡の無償交付に関する事</li> <li><del>為替貯金、簡易保険、郵便年金の非常取扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払い込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険、積立金の財政調整資金等の運用管理に関する事</del></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 687 1507 836"> <p>東日本電信電話株式会社 埼玉支店</p> </td> <td data-bbox="1507 687 2094 836"> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信設備の整備に関する事</li> <li>非常緊急通話等の確保に関する事</li> <li>被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 836 1507 952"> <p>東京電力株式会社 志木支社</p> </td> <td data-bbox="1507 836 2094 952"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における電力供給に関する事</li> <li><del>災害発生時の無線による連絡に関する事</del></li> <li>被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 952 1507 1064"> <p>日本赤十字社 埼玉県支部</p> </td> <td data-bbox="1507 952 2094 1064"> <ul style="list-style-type: none"> <li>義援金品の受領、配布及び募金に関する事</li> <li>災害時における救護班の編成及び医療助産救護の実施に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>日本郵政公社 三芳郵便局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事</li> <li>被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救護用郵便物の料金免除並びに被災者に対する郵便葉書・郵便書簡の無償交付に関する事</li> <li><del>為替貯金、簡易保険、郵便年金の非常取扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払い込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険、積立金の財政調整資金等の運用管理に関する事</del></li> </ul>	<p>東日本電信電話株式会社 埼玉支店</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信設備の整備に関する事</li> <li>非常緊急通話等の確保に関する事</li> <li>被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul>	<p>東京電力株式会社 志木支社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における電力供給に関する事</li> <li><del>災害発生時の無線による連絡に関する事</del></li> <li>被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul>	<p>日本赤十字社 埼玉県支部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義援金品の受領、配布及び募金に関する事</li> <li>災害時における救護班の編成及び医療助産救護の実施に関する事</li> </ul>
<p>日本郵便株式会社 三芳郵便局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事</li> <li>被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救護用郵便物の料金免除並びに被災者に対する郵便葉書・郵便書簡の無償交付に関する事</li> </ul>																						
<p>東日本電信電話株式会社 埼玉支店 株式会社エヌ・ティ・ティ ・ドットコム埼玉支店</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信設備の整備に関する事</li> <li>災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関する事</li> <li>被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul>																						
<p>東京電力株式会社 志木支社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における電力供給に関する事</li> <li>被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul>																						
<p>日本赤十字社 埼玉県支部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行う事</li> <li>救助に関し地方経団外以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行う事</li> <li>主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義捐金品の募集、配分に関する事</li> </ul>																						
<p>NHKさいたま放送局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民に対する防災知識の普及に関する事</li> <li>県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事</li> <li>災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事</li> </ul>																						
<p>日本通運株式会社 埼玉支店</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関する事</li> </ul>																						
<p>日本郵政公社 三芳郵便局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事</li> <li>被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救護用郵便物の料金免除並びに被災者に対する郵便葉書・郵便書簡の無償交付に関する事</li> <li><del>為替貯金、簡易保険、郵便年金の非常取扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払い込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険、積立金の財政調整資金等の運用管理に関する事</del></li> </ul>																						
<p>東日本電信電話株式会社 埼玉支店</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信設備の整備に関する事</li> <li>非常緊急通話等の確保に関する事</li> <li>被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul>																						
<p>東京電力株式会社 志木支社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における電力供給に関する事</li> <li><del>災害発生時の無線による連絡に関する事</del></li> <li>被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul>																						
<p>日本赤十字社 埼玉県支部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義援金品の受領、配布及び募金に関する事</li> <li>災害時における救護班の編成及び医療助産救護の実施に関する事</li> </ul>																						

頁	新	頁	旧										
1-38	<p><b>7 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 292 495 403">東武鉄道株式会社</td> <td data-bbox="495 292 1081 403"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道施設等の安全保安に関すること</li> <li>・ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 403 495 587">埼玉県エル・ピーガス協会 朝霞支部 富士見地区</td> <td data-bbox="495 403 1081 587"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全確保に関すること</u></li> <li>・ <u>ガスの供給の確保に関すること</u></li> <li>・ <u>カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 587 495 667">社団法人埼玉県トラック協会川越支部</td> <td data-bbox="495 587 1081 667"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	東武鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道施設等の安全保安に関すること</li> <li>・ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</li> </ul>	埼玉県エル・ピーガス協会 朝霞支部 富士見地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全確保に関すること</u></li> <li>・ <u>ガスの供給の確保に関すること</u></li> <li>・ <u>カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること</u></li> </ul>	社団法人埼玉県トラック協会川越支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</u></li> </ul>	1-26	<p><b>7 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1249 292 1503 403">東武鉄道株式会社 鶴瀬駅</td> <td data-bbox="1503 292 2089 403"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道施設等の安全保安に関すること</li> <li>・ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 403 1503 531">埼玉県エル・ピーガス協会 朝霞支部 富士見地区</td> <td data-bbox="1503 403 2089 531"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ガス供給施設の安全確保に関すること</u></li> <li>・ <u>ガスの供給の確保に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	東武鉄道株式会社 鶴瀬駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道施設等の安全保安に関すること</li> <li>・ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</li> </ul>	埼玉県エル・ピーガス協会 朝霞支部 富士見地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ガス供給施設の安全確保に関すること</u></li> <li>・ <u>ガスの供給の確保に関すること</u></li> </ul>
東武鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道施設等の安全保安に関すること</li> <li>・ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</li> </ul>												
埼玉県エル・ピーガス協会 朝霞支部 富士見地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全確保に関すること</u></li> <li>・ <u>ガスの供給の確保に関すること</u></li> <li>・ <u>カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること</u></li> </ul>												
社団法人埼玉県トラック協会川越支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</u></li> </ul>												
東武鉄道株式会社 鶴瀬駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道施設等の安全保安に関すること</li> <li>・ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</li> </ul>												
埼玉県エル・ピーガス協会 朝霞支部 富士見地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ガス供給施設の安全確保に関すること</u></li> <li>・ <u>ガスの供給の確保に関すること</u></li> </ul>												
1-39	<p><b>8 公共的団体・その他防災上重要な施設管理者</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 746 495 818">婦人会・PTA等 社会教育関係団体</td> <td data-bbox="495 746 1081 818"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本市が実施する応急対策についての協力に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 818 495 1058">自主防災組織</td> <td data-bbox="495 818 1081 1058"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防災に関する知識の普及に関すること</u></li> <li>・ <u>災害予防に関すること</u></li> <li>・ <u>災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関すること</u></li> <li>・ <u>防災訓練の実施に関すること</u></li> <li>・ <u>防災資機材等の備蓄に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> </table> <p>【資料1-4-4 関係機関一覧】</p>	婦人会・PTA等 社会教育関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本市が実施する応急対策についての協力に関すること</u></li> </ul>	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防災に関する知識の普及に関すること</u></li> <li>・ <u>災害予防に関すること</u></li> <li>・ <u>災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関すること</u></li> <li>・ <u>防災訓練の実施に関すること</u></li> <li>・ <u>防災資機材等の備蓄に関すること</u></li> </ul>		<p><b>8 公共的団体・その他防災上重要な施設管理者</b></p> <p>※各機関の住所・電話番号は、【資料1-4-8 関係機関一覧(資料編p4-13)】</p>						
婦人会・PTA等 社会教育関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本市が実施する応急対策についての協力に関すること</u></li> </ul>												
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防災に関する知識の普及に関すること</u></li> <li>・ <u>災害予防に関すること</u></li> <li>・ <u>災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関すること</u></li> <li>・ <u>防災訓練の実施に関すること</u></li> <li>・ <u>防災資機材等の備蓄に関すること</u></li> </ul>												
1-40	<p><b>第5節 消防機関</b></p> <p>本市は、消防に関する事務をふじみ野市及び三芳町と共同処理をするため、昭和45年11月に入間東部地区消防組合を設置し、同年12月に構成市町に消防団を設置している。</p> <p>(1) 消防資機材の整備</p> <p>市は、消防設備、機材の充実を図り、消防力向上に努める。消防団は、計画的に消防団の拠点施設となる車庫等の整備及び車両の更新等により消防団の機能の増強を図る。</p>	1-27	<p><b>第5節 消防機関</b></p> <p>本市は、消防に関する事務をふじみ野市及び三芳町と共同処理をするため、昭和45年11月に入間東部地区消防組合を設置し、同年12月に構成市町に消防団を設置している。</p> <p>市は、消防設備、機材、人員等の充実を図り、消防力向上に努める。消防団は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たすため、消防団員の育成を図るとともに、計画的に消防団の拠点施設となる車庫、詰所等の整備及び車両の更新等により消防団の機能の増強を図る。</p>										

頁	新	頁	旧
1-40	<p>(2) 消防水利等の整備 市は、これまで防火水槽の整備を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。</p> <p>(3) 消防団組織の充実強化 富士見市消防団では、平成21年に「富士見市消防団活性化計画」を策定し、「全消防団員が消防団員としての高い目的意識を持ち、地域に根付き、市民に信頼される活力あふれる防災エキスパート組織集団」であることをめざして消防団員の確保、車庫等の機械器具の整備及び地域との連携を推進している。</p>		
1-41	<p><b>第6節 市民、町会・自主防災組織、事業所等による組織</b></p> <p>市及び防災関係機関の災害対策を円滑に行うためには、地域の状況を最も熟知している町会・自主防災組織等の住民組織及び地元企業・事業所と平常時から連携体制を整備しておく必要がある。 住民組織、事業所等の協力を得ながら防災週間や防災関連行事を通じて地域住民の防災意識の啓発、防災知識の普及を図り、自主防災組織の育成を図る。 災害対策時の市と防災関係機関、住民、事業所等の関係は次のとおりとする。</p> 	1-27	<p><b>第6節 市民・企業・事業者による組織</b></p> <p>市及び防災関係機関の災害対策を円滑に行うためには、地域の状況を最も熟知している町会、自治会、自主防災組織等の住民組織及び地元企業・事業所と平常時から連携体制を整備しておく必要がある。 住民組織、事業所の協力を得ながら防災週間や防災関連行事を通じて地域住民の防災意識の啓発、防災知識の普及を図り、自主防災組織の育成を図る。 1—災害対策時の市と防災関係機関、住民、事業所等の関係は次のとおりとする。</p> 

頁	新	頁	旧
1-41	<p><b>(1) 市民の役割</b>                      自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚をもって平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、<u>災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</u></p> <p>① 平常時                      ア 防災に関する知識の習得                      イ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄                      ウ 家屋等の耐震性の促進、家具の転倒防止対策                      エ ブロック塀や住居回りの安全化                      オ 火災使用器具等の安全点検と火災予防措置                      カ 震災時の家族同士の連絡方法の確認                      キ 避難場所、避難路の確認                      ク 各種防災訓練への参加</p> <p>② 災害時                      ア 出火防止措置及び初期消火の実施                      イ 情報の収集・伝達                      ウ 適切な避難の実施                      エ 市、防災関連機関が行う防災活動への協力</p> <p><b>(2) 町会・自主防災組織の役割</b>                      市は既存の住民組織である町会や自治会などを母体に自主防災組織の育成、強化を図るとともに組織の核となるリーダーを養成する。</p>	1-28	<p><b>(1) 自主防災組織</b>                      自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚をもって平常時から災害に対する備えに心がけるとともに、<u>発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</u></p>
1-42	<p>また、避難所を中心とした地域で町会・自主防災組織、学校、事業所、市等が連携し、避難所運営等ができる体制づくりをめざし、避難所単位での組織化を検討する。</p> <p>① 平常時                      ア 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成                      イ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及                      ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施                      エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等                      オ 協働による自主防災組織の活性化</p>		<p><u>そのため、市は既存の住民組織である町会や自治会などを母体に自主防災組織の育成、強化を図る。また、組織の核となるリーダーを養成する。(参考：自主防災組織育成補助金交付要綱)</u></p>

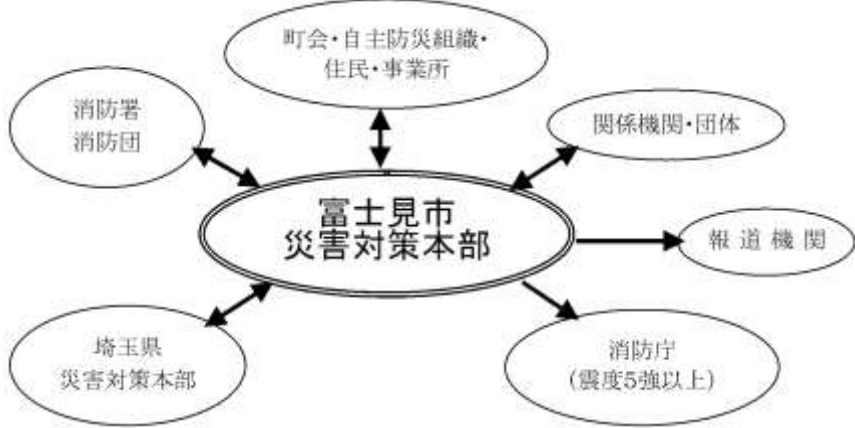
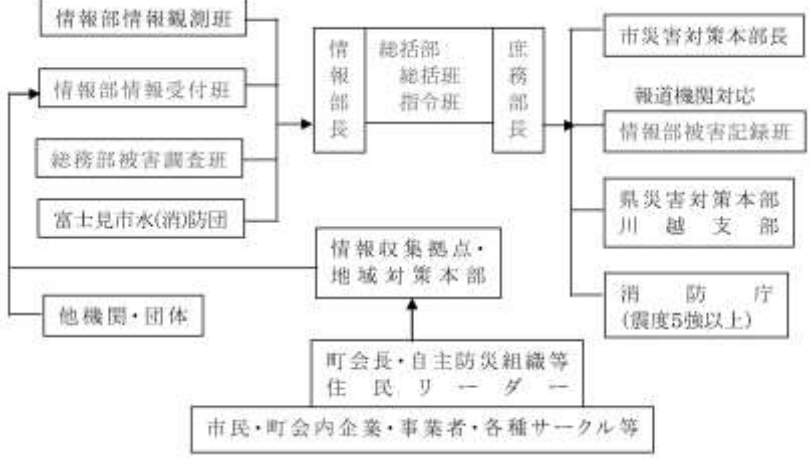
頁	新	頁	旧
1-42	<p>② 災害時</p> <p>ア 初期消火の実施</p> <p>イ 情報の収集・伝達</p> <p>ウ 救出・救護の実施及び協力</p> <p>エ 集団避難の実施</p> <p>オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力</p> <p>カ 災害時要援護者の安全確保等</p> <p>キ 避難所の自主的な運営</p> <p>【資料1-4-8 町会長・副会長名簿】</p> <p>【資料1-4-9 自主防災会一覧表】</p> <p><b>(3) 事業所等の役割</b></p> <p>市内の事業所等は多くが住宅地に隣接して立地している。災害時には事業所内の発災を最小限にとどめるため、消防防災計画や自衛消防隊を整備し、近隣住民と協力して災害対応ができるようにしておく必要がある。そのため、市は消防機関と連携して企業内防災組織の育成と地域住民との日常的な連絡体制を確立する。</p> <p>① 平常時</p> <p>ア 防災責任者の育成</p> <p>イ 建築物の耐震化の促進</p> <p>ウ 防災訓練の実施</p> <p>エ 自衛消防隊の結成と防災計画の作成</p> <p>オ 防災用資機材の備蓄と管理</p> <p>カ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄</p> <p>② 災害時</p> <p>ア 初期消火の実施</p> <p>イ 情報の収集・伝達</p> <p>ウ 従業員、利用者等の避難誘導</p> <p>エ ボランティア活動への支援</p>	1-28	<p>【資料1-4-12 町会長・副会長名簿（資料編p4-16）】</p> <p>【資料1-4-13 自主防災会一覧表（資料編p4-17）】</p> <p><b>(2) 企業内防災組織</b></p> <p>市内の企業・事業所は多くが住宅地に隣接して立地している。災害時には企業・事業所内の発災を最小限にとどめるため、消防防災計画や自衛消防隊を整備し、近隣住民と協力して災害対応ができるようにしておく必要がある。そのため、市は消防機関と連携して企業内防災組織の育成と地域住民との日常的な連絡体制を確立する。</p>

頁	新	頁	旧									
1-43	<p><b>第5章 共通の災害対策</b>  <b>第1節 情報の収集・伝達計画</b></p> <p>市域内に災害が発生するおそれ又は災害が発生したときは、迅速かつ適切な対応を行うために必要とする正確な情報を速やかに収集し市民及び関係機関等に伝達しなければならない。</p> <p>多方面との情報の収集・伝達ができるよう、市は情報窓口を市内に分散配置するとともに、関係機関と連携し情報が途絶しない体制を確立する。</p> <p>(通信連絡系統図)</p> <pre> graph TD     A[非常(緊急)災害対策本部 内閣総理大臣] &lt;--&gt; B[指定行政機関 (警察庁) (消防庁) (関係各省庁)]     B &lt;--&gt; C[埼玉県災害対策本部 警察本部 危機管理防災部 各部署]     B &lt;--&gt; D[指定公共機関 (本部、本店等)]     C &lt;--&gt; E[指定地方行政機関]     C &lt;--&gt; F[指定公共機関 (本部、本店等) 指定地方公共機関]     E &lt;--&gt; F     C &lt;--&gt; G[現地災害対策本部 支部]     C &lt;--&gt; H[県地域機関]     G &lt;--&gt; I[富士見市 災害対策本部 (消防機関含む)]     H &lt;--&gt; I     I &lt;--&gt; J[警察署]     I &lt;--&gt; K[被災地域 (住民、ボランティア組織、現地調査員、施設管理者等)]     J &lt;--&gt; K     </pre>	1-29	<p><b>第5章 共通の災害対策</b>  <b>第1節 情報の収集・伝達計画</b> 【庶務部、情報部】</p> <p>市域内に災害が発生するおそれ又は災害が発生したときは、迅速かつ適切な対応を行うために必要とする正確な情報を速やかに収集し市民及び関係機関等に伝達しなければならない。</p> <p>多方面との情報の収集・伝達ができるよう市は情報窓口を市内に分散配置し、関係機関及びアマチュア無線局やタクシー無線施設の利用等により情報が途絶しない体制を確立する。</p> <p><b>1 情報の収集及び伝達責任者</b></p> <p>各種災害等の情報の収集及び伝達責任者は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>災害対策本部組織役職</th> <th>行政組織役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集責任者</td> <td>情報部長</td> <td>建設部次長</td> </tr> <tr> <td>情報伝達責任者</td> <td>庶務部長</td> <td>総務部次長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	災害対策本部組織役職	行政組織役職	情報収集責任者	情報部長	建設部次長	情報伝達責任者	庶務部長	総務部次長
区分	災害対策本部組織役職	行政組織役職										
情報収集責任者	情報部長	建設部次長										
情報伝達責任者	庶務部長	総務部次長										

頁	新	頁	旧
1-44	<p><b>1 情報の収集</b></p> <p>(1) 職員による情報収集</p> <p>① 災害発生時及び災害対策本部組織に動員された場合は、登庁途中の市内の状況を把握して災害対策本部に報告する。</p> <p>② 情報収集拠点及び地域対策本部に配置された職員は、住民情報を速やかに確認するなどしてできるだけ優先関係を精査し、電話、移動系防災行政無線、携帯電話、電子メール等により正確な情報を災害対策本部に報告する。</p> <p>(2) 市民による情報収集</p> <p>① 市民は自宅周辺の状況も合わせて把握した情報を速やかに災害対策本部及び情報収集拠点、地域対策本部の職員に通報する。</p> <p>② 町会・自主防災組織等の住民組織は、構成世帯、地域の被害等の状況を把握して、災害対策本部、<u>情報収集拠点及び地域対策本部</u>の職員に通報する。</p> <p>③</p> <p><b>2 情報の伝達</b></p> <p>① 震度5弱以上の地震災害時は、各自がテレビ、ラジオ等で情報を入手し、動員計画に定められた災害対策本部組織の配置については、電話、移動系防災行政無線、携帯電話等可能な手段で指示命令及び情報の伝達を受ける。</p> <p>(2) 市民への情報伝達</p> <p>① <u>町会・自主防災組織</u>への伝達                      情報収集拠点又は地域対策本部の責任者が災害対策本部と連絡調整を図りながら、近くに所在する<u>町会・自主防災組織</u>に、電話、携帯電話、伝令派遣、防災行政無線（子局放送）等可能な手段で指示命令及び情報を伝達する。</p> <p>② 一般住民への伝達                      基本的には<u>町会・自主防災組織</u>が住民組織を活用して市等からの情報を住民に伝達する。                      また、市は可能な限り、防災行政無線の一括放送、広報車の巡回、マスコミ報道、広報紙の発行、サイレン、消防団による戸別巡回、<u>防災メール</u>、緊急速報メール、SNS等により必要な情報の伝達に努める。</p>	1-29	<p><b>2 情報の収集</b></p> <p>(1) 職員による情報収集</p> <p>① 災害発生時及び災害対策本部組織に動員された場合は、登庁途中の市内の状況を把握して<u>情報部</u>に報告する。</p> <p>② 情報収集拠点及び地域対策本部に配置された職員は、住民情報を速やかに確認するなどしてできるだけ優先関係を精査し、電話、移動系防災無線、携帯電話、電子メール等により正確な情報を<u>情報部</u>に報告する。</p> <p>(2) 市民による情報収集</p> <p>① 市民は自宅周辺の状況も合わせて把握した情報を速やかに<u>再災害対策本部及び情報収集拠点、地域対策本部</u>の職員に通報する。</p> <p>② 町会、<u>自主防災組織</u>等の住民組織は、構成世帯、地域の被害等の状況を把握して、<u>再災害対策本部及び情報収集拠点、地域対策本部</u>の職員に通報する。</p> <p>1-30</p> <p><b>3 情報の伝達</b></p> <p>① 震度5弱以上の地震災害時は、各自がテレビ、ラジオ等で情報を入手し、動員計画に定められた災害対策本部組織の配置については、電話、移動系防災無線、携帯電話等可能な手段で指示命令及び情報の伝達を受ける。</p> <p>(2) 市民への情報伝達</p> <p>① <u>住民組織リーダー</u>への伝達                      情報収集拠点又は地域対策本部の責任者が<u>再災害対策本部情報部</u>と連絡調整を図りながら近くに所在する<u>住民組織のリーダー</u>に、電話、携帯電話、伝令派遣、防災行政無線（子局放送）等可能な手段で指示命令及び情報を伝達する。</p> <p>② 一般住民への伝達                      基本的には<u>住民リーダー</u>が住民組織を活用して市等からの情報を住民に伝達する。                      また、市は可能な限り、防災行政無線の一括放送、広報車の巡回、マスコミ報道、広報紙の発行、サイレン、<del>水</del>(消)防団による戸別巡回等により必要な情報の伝達に努める。</p>

頁	新	頁	旧		
1-45	<p><b>(3) 関係機関への伝達</b></p> <p>① 被害調査及びその報告は、埼玉県防災情報システムで県災害対策本部へ報告する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、被害報告判定基準をもとに、発生・経過・確定の3種を所定の報告様式に従って調査の上、文書で報告する。 また、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。 【資料1-5-3 被害報告判定基準（埼玉県災害対策本部運営要領 別表）】 【資料1-5-4 被害調査要領様式第1号～様式第3号】</p> <p>ア 報告の種別</p> <p>(ア) 被害速報</p> <p>発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告するものとする。</p> <p>a 発生速報</p> <p>埼玉県防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により埼玉県地上系防災行政無線 FAX 等で報告する。</p> <p>b 経過速報</p> <p>埼玉県防災情報システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により埼玉県地上系防災行政無線 FAX 等で報告する。</p> <p>(イ) 確定報告</p> <p>様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。</p> <p>イ 県への報告先</p> <p>被害速報及び確定報告は、県消防防災課に報告する。なお、勤務時間外においては、危機管理防災センターシステム管理室に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="241 1362 1070 1437"> <tr> <td data-bbox="241 1362 689 1437">電話 048-830-8111（直通）</td> <td data-bbox="689 1362 1070 1437">地域衛星通信ネットワーク 6-8111</td> </tr> </table>	電話 048-830-8111（直通）	地域衛星通信ネットワーク 6-8111	1-30	<p>(3) 関係機関への伝達</p> <p>① 被害調査及びその報告は、庶務班が埼玉県防災情報システムで県災害対策本部へ報告する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、被害報告判定基準【資料1-5-3(資料編p4-20)】をもとに、発生・経過・確定の3種を所定の報告様式【資料1-5-4 被害調査要領 様式第1号～様式第3号(資料編p4-22)】に従って調査の上、文書で報告する。この際、報告すべき被害の程度に関しては、住居被害、非住居被害、人的被害及び市関係公共土木施設被害を優先して報告する。</p>
電話 048-830-8111（直通）	地域衛星通信ネットワーク 6-8111				



頁	新	頁	旧																									
1-45	<p>ウ 消防庁への報告先</p> <table border="1" data-bbox="255 288 1099 624"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>平日（9：30～18：30） （消防庁応急対策室）</th> <th>左記以外 （消防庁宿直室）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT 回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>7527</td> <td>7782</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>7537</td> <td>7789</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>TN-048-500-7527</td> <td>TN-048-500-7778</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>TN-048-500-7537</td> <td>TN-048-500-7789</td> </tr> </tbody> </table>	区分		平日（9：30～18：30） （消防庁応急対策室）	左記以外 （消防庁宿直室）	NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	7527	7782	FAX	7537	7789	地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7778	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789		
区分		平日（9：30～18：30） （消防庁応急対策室）	左記以外 （消防庁宿直室）																									
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																									
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																									
消防防災無線	電話	7527	7782																									
	FAX	7537	7789																									
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7778																									
	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789																									
1-46	<p>災害時の情報収集・伝達系統</p> 	1-31	<p>災害時の情報収集・伝達系統</p> 																									



頁	新	頁	旧
1-47	<p>④ <u>一時滞在施設の確保</u> 災害時における帰宅困難者対策を駅及び駅付近の公共施設、民間施設を一時的に受け入れる滞在施設として活用する。</p>		
1-48	<p><b>3 避難路の選定</b> 市は、市街地の状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。</p> <p>① <u>避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。</u> ② <u>避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。</u> ③ <u>避難路は、相互に交差しないものとする。</u> ④ <u>避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。</u></p> <p><b>4 学校等及び社会福祉施設における避難対策</b> (1) <b>学校等における避難対策</b> 学校等においては、次のような避難計画を定めておく。 ・<u>避難誘導の方法や避難経路の決定</u></p> <p>(2) <b>社会福祉施設等における避難対策</b> また当該施設職員のみでは避難誘導が困難と判断される場合は、各施設において、保護者、町会及び市から、避難行動に必要な人員の派遣を確保できるように、連絡体制を作っておくものとする。 ・<u>避難誘導の方法や避難経路の決定（車両による搬出等）</u></p> <p><b>5 市民への周知</b> <u>次のことについて住民に周知を図るものとする。</u> (1) <b>避難所、避難経路等の指定</b> <u>災害時における地域条件等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの具体的な避難所、避難経路等を定めるとともに、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても避難所がわかるように配慮し、住民に周知するものとする。</u> <u>なお、避難所の指定にあたっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、高齢者・障がい者等、自力避難が困難な者に配慮し、福祉避難所の設置を推進するものとする。</u> (2) <b>所持品の制限</b> <u>携帯品は、貴重品、若干の食糧、最低限の身の回り品等、最小限度のものとする。</u></p>	1-37	<p><b>3 学校等及び社会福祉施設における避難対策</b> (1) <b>学校等における避難対策</b> 学校、保育所等においては、次のような避難計画をあらかじめ定めておく。 ・<u>避難誘導の要領、措置</u></p> <p>(2) <b>社会福祉施設等における避難対策</b> また当該施設職員のみでは避難誘導が困難と判断される場合は、各施設において、保護者、町会及び市から、避難行動に必要な人員の派遣を確保できるように、あらかじめ連絡体制を作っておくものとする。 ・<u>避難誘導の要領、措置（車両による搬出等）</u></p>

頁	新	頁	旧										
1-49	<p><b>第3節 避難活動</b></p> <p><b>1 避難の勧告又は指示の発令</b></p> <p>(1) 実施責任者</p> <table border="1" data-bbox="241 373 1106 517"> <tr> <td data-bbox="241 373 344 517">指示</td> <td data-bbox="344 373 524 517"> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事</li> <li>知事の命を受けた職員</li> <li>水防管理者</li> </ul> </td> <td data-bbox="524 373 658 517"> <p><u>洪水及び地すべり</u></p> </td> <td data-bbox="658 373 913 517"> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。</li> </ul> </td> <td data-bbox="913 373 1106 517"> <p>水防法第29条地すべり等防止法第25条</p> </td> </tr> </table>	指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事</li> <li>知事の命を受けた職員</li> <li>水防管理者</li> </ul>	<p><u>洪水及び地すべり</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。</li> </ul>	<p>水防法第29条地すべり等防止法第25条</p>	1-32	<p><b>1 避難の勧告又は指示の発令</b></p> <p>(1) 実施責任者</p> <table border="1" data-bbox="1249 373 2114 517"> <tr> <td data-bbox="1249 373 1352 517">指示</td> <td data-bbox="1352 373 1532 517"> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事</li> <li>知事の命を受けた職員</li> <li>水防管理者</li> </ul> </td> <td data-bbox="1532 373 1666 517"> <p><u>洪水</u></p> </td> <td data-bbox="1666 373 1921 517"> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1921 373 2114 517"> <p>水防法第22条地すべり等防止法第25条</p> </td> </tr> </table>	指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事</li> <li>知事の命を受けた職員</li> <li>水防管理者</li> </ul>	<p><u>洪水</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。</li> </ul>	<p>水防法第22条地すべり等防止法第25条</p>
指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事</li> <li>知事の命を受けた職員</li> <li>水防管理者</li> </ul>	<p><u>洪水及び地すべり</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。</li> </ul>	<p>水防法第29条地すべり等防止法第25条</p>									
指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事</li> <li>知事の命を受けた職員</li> <li>水防管理者</li> </ul>	<p><u>洪水</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。</li> </ul>	<p>水防法第22条地すべり等防止法第25条</p>									
1-50	<p>(3) 伝達方法と系統</p> <p><u>消防団</u></p> <p>(4) 避難の勧告・指示の伝達事項</p> <p>避難の勧告・指示の内容として住民に伝達する事項又は避難上の注意事項は、下記のように定めておき非常事態の発生に際して混乱し、戸惑うことのないようにする。</p>	1-33	<p>(3) 伝達方法と系統</p> <p><u>水防団</u></p> <p>(4) 避難の勧告・指示の伝達事項</p> <p>避難の勧告・指示の内容として住民に伝達する事項又は避難上の注意事項は、下記のようにあらかじめ定めておき非常事態の発生に際して混乱し、戸惑うことのないようにする。</p>										
1-51	<p>(5) 避難又は指示発令の報告等</p> <p>避難の勧告又は指示を行った場合は、以下により必要な事項を報告・通知する。</p> <p>① 関係機関への報告・通知</p> <p>ア 市長が行う避難勧告又は指示 市長→(報告)→県知事</p> <p>イ 警察官が行う避難措置</p> <p>(ア) 災害対策基本法に基づく措置 警察官→(通知)→市長→(報告)→県知事</p> <p>(イ) 職権に基づく措置 警察官→警察署長→県警察本部長→公安委員会→県知事・市長</p> <p><b>2 市民の自主避難</b></p> <p>① <u>避難路の安全性の確認</u></p> <p><u>平時から一時集合場所、避難所及び避難路の確認を個人、住民組織ごとに確認をしておき、避難者は、指定された避難路の安全を確認した上で避難する。指定された避難路が火災の延焼等、危険性がある場合は、安全な経路を選択して避難する。</u></p>	1-34	<p>(5) 避難又は指示発令の報告等</p> <p>避難の勧告又は指示を行った場合は、以下により必要な事項を報告・通知する。</p> <p>① 関係機関への報告・通知</p> <p>ア 市長が行う避難勧告又は指示 市長→(報告)→県知事(環境防災部消防防災課)</p> <p>イ 警察官が行う避難措置</p> <p>(ア) 災害対策基本法に基づく措置 警察官→(通知)→市長→(報告)→県知事(環境防災部消防防災課)</p> <p>(イ) 職権に基づく措置 警察官→警察署長→県警察本部長→公安委員会→県知事(環境防災部消防防災課)・市長</p>										

頁	新	頁	旧									
1-51	<p>② 避難方法  <u>避難勧告等により避難所へ避難する場合は、やむを得ない場合を除いて原則として、町会・自主防災組織等の住民組織ごとに集団で避難行動をする。また、自主防災組織は、民生委員、ボランティア等と協力し、高齢者、障がい者、自力避難困難者等の災害時要援護者の避難を支援する。</u></p> <p>③ 避難の心得  <u>避難時は、自動車を避け徒歩により避難する。また、服装は軽装で動きやすい服装とし、携帯品は氏名標、貴重品並びに水・食料（1日分）等の最小限のものとする。</u></p>											
1-52	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 617 1081 651" style="text-align: center;">各状況における避難時の留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 651 1081 684">① <u>避難に関しては、必ず火気危険物などの始末を完全に行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 684 1081 751">② <u>会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火し易い薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 751 1081 818">③ <u>避難者は氏名標（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもので水にぬれても良いもの）を携行する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 818 1081 885">④ <u>避難者は、1日分程度の食糧、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 885 1081 952">⑤ <u>服装は軽装とするが、素足を避け、帽子、雨具、最小限の肌着等の着替えや必要に応じて防寒具を携行する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 952 1081 986">⑥ <u>貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さない。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 986 1081 1053">⑦ <u>上記のうち平常時から用意しておける物品等は、「非常持出し」と標示した袋等に入れて、迅速に持ち出せるようにしておく。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1053 1081 1169">⑧ <u>病院、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市役所、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	各状況における避難時の留意点	① <u>避難に関しては、必ず火気危険物などの始末を完全に行う。</u>	② <u>会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火し易い薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。</u>	③ <u>避難者は氏名標（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもので水にぬれても良いもの）を携行する。</u>	④ <u>避難者は、1日分程度の食糧、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。</u>	⑤ <u>服装は軽装とするが、素足を避け、帽子、雨具、最小限の肌着等の着替えや必要に応じて防寒具を携行する。</u>	⑥ <u>貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さない。</u>	⑦ <u>上記のうち平常時から用意しておける物品等は、「非常持出し」と標示した袋等に入れて、迅速に持ち出せるようにしておく。</u>	⑧ <u>病院、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市役所、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。</u>		
各状況における避難時の留意点												
① <u>避難に関しては、必ず火気危険物などの始末を完全に行う。</u>												
② <u>会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火し易い薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。</u>												
③ <u>避難者は氏名標（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもので水にぬれても良いもの）を携行する。</u>												
④ <u>避難者は、1日分程度の食糧、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。</u>												
⑤ <u>服装は軽装とするが、素足を避け、帽子、雨具、最小限の肌着等の着替えや必要に応じて防寒具を携行する。</u>												
⑥ <u>貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さない。</u>												
⑦ <u>上記のうち平常時から用意しておける物品等は、「非常持出し」と標示した袋等に入れて、迅速に持ち出せるようにしておく。</u>												
⑧ <u>病院、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市役所、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。</u>												

頁	新	頁	旧
1-52	<p><b>3 避難の誘導</b>                      避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。</p> <p>① 避難者の誘導は市職員、警察官、消防機関の職員、<u>消防団員等</u>が協力して行い、そのいとまがない場合は各地域の代表者（町会長や自主防災組織のリーダー）が統制を図るものとする。</p> <p>② <u>避難の順序は、おおむね次の順序で行うこととする。</u>                      (1) 病弱者、障がい者 (2) 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童                      (3) 一般住民</p> <p>③ <u>避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町会単位で行うこと。</u></p> <p>④ 誘導経路については避難開始前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張りを行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、また、浸水地等には道路が冠水すると、<u>側溝との区別がつきにくい</u>ため必要に応じ、舟艇、ロープ等の資材を配置して誘導の安全を期するものとする。</p> <p>⑤ 避難行動に伴う混乱の発生を防ぐために避難の誘導者は、警察や防災関係機関と協議を行う。</p> <p>⑥ 避難の移送及び輸送は、避難者が自主的に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退き不可能的な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。</p>	1-36	<p><b>(4) 避難者の誘導</b>                      避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。</p> <p>① 避難者の誘導は市職員、警察官、消防機関の職員、<u>団員等</u>が協力して行い、そのいとまがない場合は各地域の代表者（町会長や自主防災組織のリーダー）が統制を図るものとする。</p> <p>② <u>避難の順序は、高齢者・障害者等を優先し、一般を次順位とする。</u></p> <p>③ 誘導経路については避難開始前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張りを行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、また、浸水地等には道路が冠水すると、<u>溝との区別がつきにくい</u>ため必要に応じ、舟艇、ロープ等の資材を配置して誘導の安全を期するものとする。</p> <p>④ <u>避難誘導時の一般的留意事項</u>                      避難行動に伴う混乱の発生を防ぐために避難の誘導者は、警察や防災関係機関と協議を行う。</p> <p><b>(5) 移送の方法</b>                      避難の移送及び輸送は、避難者が自主的に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退き不可能的な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。</p>
1-53	<p><b>4 避難所の設置基本方針</b>  <b>(2) 避難所の運営</b></p> <p>① 避難所管理責任者の派遣                      市長は、避難所を開設したときは、建物及び収容者の安全管理のための管理責任者を派遣しなければならない。また、運営にあたって管理責任者は、その施設管理者と十分な連絡協議を行うものとする。</p>	1-34 1-35	<p><b>2 避難所の設置基本方針</b>  <b>(2) 避難所の運営</b></p> <p>① 収容避難所管理責任者の派遣                      市長は、収容避難所を開設したときは、建物及び収容者の安全管理のための管理責任者を派遣しなければならない。また、運営にあたって管理責任者は、その施設管理者と十分な連絡協議を行うものとする。</p>
1-54	<p>② <u>避難所機能の強化</u>                      各小学校（中学校1校を含む）については、災害対応型ガスバルクタンク（LPガス貯蔵タンク）を安定的な熱源として活用することにより、<u>避難所機能の強化を図る。</u>                      また、避難所備品の充実を図るとともに避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。</p>		

頁	新	頁	旧
1-54	<p>③ 避難状況の把握                      ア 管理責任者は、避難所を開設したときは、直ちに次の事項を市長に報告する。                      イ 開設の日時、場所、施設名                      ウ 収容人員                      エ 給食の要否、給食の必要量                      オ 管理責任者は、市長に収容者の状況を一定時間毎に報告する。                      カ 避難所職員は、避難所開設日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。</p> <p>④ 避難所の運営  <u>運営に当たっては、「避難所運営マニュアル」に基づき、原則として町会・自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。</u>  <u>女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織への女性の参画を促進し、男女の人数比率等を十分に考慮する。</u></p>	1-35	<p>② 避難状況の把握                      ア 管理責任者は、収容避難所を開設したときは、直ちに次の事項を市長に報告する。                      イ 開設の日時、場所、施設名                      ウ 収容人員                      エ 給食の要否、給食の必要量                      オ 管理責任者は、市長に収容者の状況を一定時間毎に報告する。                      カ 避難所職員は、避難所開設日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。</p>
1-55	<p>⑤ <u>災害時要援護者や女性への配慮</u>  <u>高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者や女性に配慮し、男女別更衣室、物干し場、男女別トイレ、授乳スペース等は開設当初から設置できるように努める。</u>  <u>また、避難所における情報提供を確実に行うため、視覚障がい者や聴覚障がい者の特性を踏まえた配慮を行う。</u>  <u>女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。また、女性の相談員を配置もしくは巡回させ、女性や災害時要援護者のニーズの変化に対応できるように配慮するとともに、女性が活用しやすい相談窓口の設置を心がける。</u>  <u>なお、女性に対する相談員窓口を積極的に活用する。</u></p> <p>⑥ 給食、給水、その他物資の支給                      避難所職員は、市によって調達された食糧等について、災害対策本部の指示に従い配分計画を樹立し、実配分にあたっては収容被災者の協力を得て公正に実施する。</p> <p>⑦ <u>災害時要援護者等に必要な物資等の整備</u>  <u>災害時要援護者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。</u></p>		<p>③ 給食、給水、その他物資の支給                      避難所職員は、市によって調達された食糧等について、災害対策本部の指示に従い配分計画を樹立し、実配分にあたっては収容被災者の協力を得て公正に実施する。</p>

頁	新	頁	旧
1-55	<p>⑧ <u>生活環境への配慮（プライバシーの確保等）</u>  <u>避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。</u></p> <p>⑨ <u>避難者の健康管理</u>  <u>避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、保健師等による健康相談の実施体制確保等の措置をとる。</u>  <u>また、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。</u></p> <p>⑩ <u>避難者と共に避難した動物の取扱い</u>  <u>避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し使用させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。</u>  <u>動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。</u>  <u>また、居室以外の専用スペースで使用した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。</u></p>	1-35 1-36	<p><del>(3) 避難の心得</del></p> <p><del>(4) 避難者の誘導</del></p> <p><del>(5) 移送の方法</del></p>
1-56	<p><b>第4節 帰宅困難者対策</b></p> <p><u>帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を関係機関と研究・協議し、実施していく。また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。</u></p> <p><b>1 帰宅困難者の定義</b></p> <p><u>地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。</u></p>		



頁	新	頁	旧
1-56	<p><b>2 住民等への啓発</b>  <u>市は、「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点について住民に啓発する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>徒歩帰宅に必要な装備（リュック、スニーカーなど）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路を日頃から確認しておくこと</u></li> <li>② <u>無理な帰宅行動は、自身の安全に危険をもたらす可能性があるばかりではなく、消火活動や救出活動などの災害対応業務に支障をきたすため、帰宅の判断は慎重に行うこと</u></li> <li>③ <u>災害時伝言ダイヤル171等を利用した家族安否等の確認の方法</u></li> <li>④ <u>地域での救出救護に協力すること</u></li> <li>⑤ <u>飲料水や軽食品等の携行に心がけること</u></li> <li>⑥ <u>ホームページやツイッター等を利用した情報の入手方法</u></li> </ul> <p><b>3 関係機関との連携</b></p> <p>(1) <b>鉄道事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>鉄道事業者は、関係機関等と連携し、災害時における避難誘導についての計画を立案するとともに、円滑な避難誘導ができるよう努めるものとする。</u></li> <li>② <u>市は、交通機関途絶による帰宅困難者に対する情報の提供方法等について、鉄道事業者と協議する。</u></li> </ul> <p>(2) <b>事業所等への要請</b>  <u>市は、職場や学校などで帰宅困難となった従業員や生徒等に対し、適切な対応を行うことができるよう、事業者等に次の点を要請する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食糧、情報の入手手段の確保</u></li> <li>② <u>水や食料、毛布などの備蓄及び仮泊場所等の確保</u></li> <li>③ <u>周辺地域との協働</u></li> </ul> <p><b>4 情報発信手段の確保</b>  <u>市は、発災時に市外等にいる市民が無理な帰宅行動を起こさずにすむよう、市内の被災状況等についての情報を発信する手段を整備する。</u></p>		

頁	新	頁	旧															
1-57	<p><b>第5節 備蓄計画</b></p> <p><b>1 供給対象者数の把握</b></p> <p>「富士見市地震被害想定調査（平成25年）」により、長期避難者数は1,479人と推測されている。また、全壊棟数が約354棟と予測しており、これを「埼玉県地震被害想定調査（平成19年3月）」の富士見市データから推測し、一時最大避難者数は約6,000人とする。また、発災直後の受水支障者は約7.4万人と推測されている。</p> <p>これらの被災者に1日分、災害救助従事者に1.5日分の飲食料等の必需品を供給できる体制を確立する。</p> <p><b>2 備蓄方法及び基準</b></p> <p>備蓄方法は、市があらかじめ購入保管する在庫備蓄と市内（近隣を含める）関係企業等が保管する流通在庫から購入する等、物品ごとに適切な方法により確保する。</p> <p>また、不足する場合は県、関係機関・団体、協定自治体等に応援を求める。</p> <p><b>(1) 飲料水等の備蓄</b></p> <p>① 行政備蓄</p> <p>ア 応急給水の対象者</p> <p><u>応急給水活動の対象者は、り災者及び災害によって上下水道施設が被災し、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。</u></p> <p>イ 目標給水量</p> <p><u>次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="241 1150 1115 1450"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生から3日</td> <td>3リットル/人・日</td> <td>生命維持のための最低限必要な水量</td> </tr> <tr> <td>4日～7日目</td> <td>20リットル/人・日</td> <td>調理、洗面等生活に最低限必要な水量</td> </tr> <tr> <td>8日～20日目</td> <td>100リットル/人・日</td> <td>通常的生活で不便であるが、生活可能な必要水量</td> </tr> <tr> <td>21日～28日目</td> <td>250リットル/人・日</td> <td>被災前の通常給水量</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持のための最低限必要な水量	4日～7日目	20リットル/人・日	調理、洗面等生活に最低限必要な水量	8日～20日目	100リットル/人・日	通常的生活で不便であるが、生活可能な必要水量	21日～28日目	250リットル/人・日	被災前の通常給水量	1-38	<p><b>第3節 備蓄計画</b> <del>【総務部】</del></p> <p><b>1 供給対象者数の把握</b></p> <p>「富士見市地震被害想定調査（平成14年2月）」により、長期避難者数は6,429人と推測されている。また、全壊棟数が約2,006棟と予測しており、これを「埼玉県地震被害想定調査（平成10年3月）」の富士見市データから推測し、一時最大避難者数は約13,000人とする。また、「富士見市地震被害想定調査（平成14年2月）」により、発災直後の受水支障者が約10万人と推測されている。</p> <p>これらの被災者に1日分、災害救助従事者に1.5日分の飲食料等の必需品を供給できる体制を確立する。</p> <p><b>2 備蓄方法及び基準</b></p> <p>備蓄方法は、市があらかじめ購入保管する在庫備蓄と市内（近隣を含める）関係企業等が保管する流通在庫から購入する等、物品ごとに適切な方法により確保する。</p> <p>また、不足する場合は県、関係機関・団体、協定自治体等に応援を求める。</p> <p><del>品目ごとの備蓄方法及び基準は【資料1-5-6 備蓄方法と基準（資料編p4-30）】のとおりとする。</del></p>
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠																
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持のための最低限必要な水量																
4日～7日目	20リットル/人・日	調理、洗面等生活に最低限必要な水量																
8日～20日目	100リットル/人・日	通常的生活で不便であるが、生活可能な必要水量																
21日～28日目	250リットル/人・日	被災前の通常給水量																

頁	新	頁	旧
1-57	<p><u>ウ 飲料水の確保</u>                      災害時の飲料水を確保するため、浄水場施設等、耐震性貯水槽及び災害時飲料用井戸の整備を図っている。</p>		
1-58	<p>② <u>個人備蓄</u>                      各家庭において、日ごろから災害に備えて、最低3日分程度の飲料水を備蓄するよう指導・啓発を図る。</p> <p>③ <u>民間井戸の活用</u>                      市民が所有する井戸で、災害時に市民に開放できるものを、「災害時飲料用井戸」、「生活用水として使用する登録井戸」として指定し、災害時の市民の生活用水の確保を図っている。</p> <p><b>(2) <u>食糧・生活必需品・その他の備蓄</u></b></p> <p>① <u>備蓄品への配慮</u>                      ア <u>備蓄品目</u>                      食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとする。備蓄品目及び基準は以下のとおりとする。</p> <p><b>【資料1-5-6 備蓄方法と基準】</b></p> <p>イ <u>災害時要援護者への配慮</u>                      幼児、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、本市及び県は、食べやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食糧の供給体制を整備する。                      また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、避難所等ではアレルギー食品注意カードを配布する等、周知を図る。</p> <p>ウ <u>女性への配慮</u>                      生活必需品については、避難時の女性用品の不足に注意し、女性向け物資の備蓄に十分配慮するなど、女性の視点等に配慮した災害用備蓄物資を整備する。</p> <p>エ <u>避難生活への配慮</u>                      避難所での生活が被災者の心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。</p>		

頁	新	頁	旧
1-59	<p><b>第6節 医療計画</b></p> <p>災害発生時には、救助や医療を必要とする多数の傷病者が発生することが予想されるため、これらの救助及び医療需要に迅速かつ的確に対応しなければならない。災害時の救急救助及び医療体制を確保するため、平常時より救急救助体制、初期医療体制、及び後方医療機関を含めた広域的な医療応援体制の整備を図る。</p> <p>なお、後方医療機関とは、救護所や近隣の医療機関で対応できない重症者等に対する治療及び入院等の救護を行うものであり、災害拠点病院を中核とした県内の中心的な病院がその役割を担う。</p> <p><b>1 救急救助体制の整備</b></p> <p>(1) 資機材の整備</p> <p>消防は、同時に多数の救急救助活動ができるよう、救出用資機材や応急処置のための医療用資機材の整備を推進する。</p> <p>(2) 地域における救護能力の向上</p> <p>消防は、消防団及び住民等に対する救急救助訓練を行うなど、各地域における消防団及び自主防災組織を中心とした救助能力の向上を図る。</p> <p>(3) 傷病者搬送体制の整備</p> <p>消防は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するために、収容先医療機関の被害状況及び空き病床数等の必要な情報が把握できるよう、災害時の医療情報体制を確立するとともに、効率的な出動体制及び搬送体制を整備する。</p> <p><b>2 初期医療体制の整備</b></p> <p>市は、富士見医師会、富士見市歯科医師会、富士見市薬剤師会及び埼玉県接骨師会川越支部富士見市会等と協議し、以下の初動医療体制を確立する。</p> <p>① 救護所の設置</p> <p>② 医療救護チームの編成及び出動</p> <p>③ 医薬品、医療用資機材等の確保</p> <p>④ 救護所における医療活動</p> <p><b>3 後方医療機関との連携</b></p> <p>市は、救護所、市内医療機関及び消防との十分な情報連絡体制の整備に努めるとともに、後方医療機関と連携し、救護所や市内医療機関で対応できない重症者等の搬送体制を整備する。</p>		

頁	新	頁	旧
1 ^ 6 0	<p>医療救護の流れ</p> <p>災害現場 → 救護所(各防災拠点) → 市内医療機関 → 県指定医療機関 (後方医療機関)</p> <p>医療器具の確保 医薬品の確保</p> <p>→ 軽傷者の搬送 → 重傷者の搬送</p>		
1-61	<p><b>第7節 災害ボランティアの受入れ計画</b></p> <p>(1) 受入れ窓口の設置 災害発生後、富士見市ボランティアセンター（富士見市社会福祉協議会）は速やかにボランティア受付窓口を設置する。設置場所は、原則的に富士見市社会福祉協議会内とする。被害により、設置場所が変更される場合には、変更内容を防災行政無線、広報車及び災害対策本部を通じて報道機関等より周知する。</p> <p>(2) ボランティアの受付及び県への報告 富士見市ボランティアセンター（富士見市社会福祉協議会）は、ボランティアの受付に際しては個別に以下の各項目について調査し記録する。また、配置先の各班のボランティアリーダーからの業務内容に関する報告を受けた後、<u>災害対策本部</u>を通して県へ速やかに報告する。</p> <p>(3) 応援の要請 ボランティアが不足する場合には、県及びボランティアセンター支援対策室に対し、<u>災害対策本部</u>がボランティアの派遣の要請をする。これらの受入れに際しても(2)と同様の手順で進めるものとする。 <u>災害ボランティア支援センター</u> <u>富士見市災害対策本部</u></p>	1-39	<p><b>第4節 災害ボランティアの受入れ計画</b> <b>【<del>庶務部庶務班、情報部被害記録班、富士見市社会福祉協議会</del>】</b></p> <p>(1) 受入れ窓口の設置 災害発生後、富士見市ボランティアセンター（富士見市社会福祉協議会）は速やかにボランティア受付窓口を設置する。設置場所は、原則的に富士見市社会福祉協議会内とする。被害により、設置場所が変更される場合には、変更内容を防災行政無線、広報車及び<u>情報部被害記録班</u>を通じて報道機関等より周知する。</p> <p>(2) ボランティアの受付及び県への報告 富士見市ボランティアセンター（富士見市社会福祉協議会）は、ボランティアの受付に際しては個別に以下の各項目について調査し記録する。また、配置先の各班のボランティアリーダーからの業務内容に関する報告を受けた後、<u>庶務部庶務班</u>を通して県（<del>環境防災部</del>）へ速やかに報告する。</p> <p>(4) 応援の要請 ボランティアが不足する場合には、<del>県（総務部）</del>及びボランティアセンター支援対策室に対し、<u>庶務部庶務班</u>がボランティアの派遣の要請をする。これらの受入れに際しても(2)及び(3)と同様の手順で進めるものとする。 <u>NPO 活動支援センター</u> <u>富士見市災害対策本部庶務部庶務班</u></p>

頁	新	頁	旧						
1-62	<p><b>第8節 関係法の適用手続き</b></p> <p><b>1 激甚災害の指定</b></p> <p>(1) 激甚災害指定の手続</p> <p>市は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「<u>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律</u>」（昭和37年法律第150号）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。</p> <p>市長（本部長）は、災害が発生した場合には、速やかにその状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。県知事はこれを受けて、内閣総理大臣に報告する。</p> <p><u>激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。</u></p>	1-40	<p><b>第5節 関係法の適用手続き</b> <del>【救助部救助班】</del></p> <p><b>1 激甚災害の指定</b></p> <p>(1) 激甚災害指定の手続</p> <p>市長（本部長）は、災害が発生した場合には、速やかにその状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。県知事はこれを受けて、内閣総理大臣に報告する。</p>						
1-63	<p><b>2 災害救助法の適用</b></p>	1-41	<p><b>2 災害救助法の適用</b></p>						
1-64	<p>(3) 災害救助法による主な救助の種類と実施者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">飲料水の給与</td> <td style="text-align: center;">7日以内</td> <td style="text-align: center;">市</td> </tr> </table> <p>【資料2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】</p>	飲料水の給与	7日以内	市	1-41	<p>(3) 災害救助法による主な救助の種類と実施者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">飲料水の給与</td> <td style="text-align: center;">10日以内</td> <td style="text-align: center;">市</td> </tr> </table> <p>※「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準早見表」（平成13年 埼玉県告示 393号）【資料2-2-8（資料編 p4-72）】</p>	飲料水の給与	10日以内	市
飲料水の給与	7日以内	市							
飲料水の給与	10日以内	市							

頁	新	頁	旧
2-1	<p><b>第Ⅱ部 震災対策編</b>  <b>第1章 震災予防計画</b>  <b>第1節 災害に強いまちづくりの推進</b>  <b>1 土地利用の適正化</b>  <b>2 建築物等の耐震化</b>                      (1) 公共施設等                      市は、大規模な地震によっても市が所有・管理する施設、設備の機能が維持できるよう<u>現行の耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要な改修、補強等の適切な処置を順次行う。</u>                      (2) 一般建築物                      市は、新築建築物については、関係法令の遵守や軟弱地盤対策、外装材の落下防止対策等の助言、指導を行う。また、既存建築物については、啓発、相談等耐震化の促進を図るための事業を推進する。                      ① 耐震診断・耐震改修助成金の交付                      耐震診断を実施する市民の費用を一部助成する。また、診断の結果改修が必要となり、改修を実施する場合も費用の一部を助成する。                      ② 建築関係団体との協力                      建築関係団体と協力し、民間建築物の耐震化の確保を図る。  <b>3 危険要因の点検と改善</b>                      (1) 転倒、落下対策                      (2) 急傾斜地対策                      (3) 危険物施設対策</p>	2-1	<p><b>第Ⅱ部 震災対策編</b>  <b>第1章 震災予防計画</b>  <b>第1節 災害に強いまちづくりの推進</b>  <b>1 土地利用の適正化【都市整備部】</b>  <b>2 建築物等の耐震化</b>                      (1) 公共施設等 <del>【施設管理者】</del>                      市は、大規模な地震によっても市が所有・管理する施設、設備の機能が維持できるよう必要な改修、補強等の適切な処置を順次行う。                      (2) 一般建築物 <del>【建設部】</del>                      市は、新築建築物については、関係法令の遵守や軟弱地盤対策、外装材の落下防止対策等の助言、指導を行う。また、既存建築物については、啓発、相談等耐震化の促進を図るための事業を推進する。  <b>3 危険要因の点検と改善</b>                      (1) 転倒、落下対策 <del>【建設部】</del>                      (2) 急傾斜地対策 <del>【建設部】</del>                      (3) 危険物施設対策 <del>【総務部】</del></p>
2-2	<p><b>4 ライフライン対策</b>                      (1) 上水道施設対策  <u>基幹管路や浄水場施設の耐震化をさらに推進するとともに、給水資材等の備蓄や近隣市町及び指定工事店組合等と協力し、迅速な対応が可能な復旧体制を確立する。</u>  <u>具体的には、耐震性を有するダクタイル鋳鉄管等への布設替や浄水場の配水池等の耐震化対策を実施していく。</u>また、みずほ台中央公園に設置してある耐震性貯水槽(60t)及び小中学校の災害時飲料用井戸を有効に活用し、さらに民家の井戸についても所有者の協力を得て必要な水を供給できるようにする。</p>	2-2	<p><b>4 ライフライン対策</b>                      (1) 上水道施設対策 <del>【総務部、水道部】</del>  <del>「富士見市地震被害想定調査(平成14年2月)」により、震災直後に97.9%の給水支障が生じることが判明したことから、市は、水道施設とシステムの耐震化を向上させるとともに、給水資材の備蓄や近隣自治体及び関係業者と協力し短時間で復旧する体制を確立する。</del>                      また、市は、<del>みずほ台中央公園に設置してある飲料用耐震性貯水槽(60t)及び小中学校の災害用井戸を有効に活用し、さらに民家の井戸についても所有者の協力を得て必要な水を供給できるようにする。</del></p>

頁	新	頁	旧
2-2	<p><b>(2) 下水施設、トイレ対策</b>                      下水施設の耐震性の向上、複数系列化、下水道台帳の複数保管、応急復旧機器・資材の備蓄や迅速な確保、近隣市町との協力体制の確立等の対策を図る。<u>管渠周辺の地盤が液状化するおそれがある場合は、地盤改良等の対策を行い、新設する下水道施設については、可とう性継手を用いるなど耐震性の強化を図る。</u>                      また、トイレについては公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすことから、仮設トイレ等の設置や下水マンホール、既存浄化槽の利用等により、迅速に応急措置ができるように資機材の備蓄を図る。</p>	2-2	<p><b>(2) 下水施設、トイレ対策</b> <del>【総務部、建設部】</del>                      下水施設の耐震性の向上、複数系列化、下水道台帳の複数保管、応急復旧機器・資材の備蓄や迅速な確保、近隣自治体との協力体制の確立等の対策を図る。                      また、トイレについては公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすことから、仮設トイレ等の設置や下水マンホール、既存浄化槽の利用等により、迅速に応急措置ができるように資機材の備蓄を図る。</p>
2-3	<p><b>(3) ガス施設対策</b>                      大東ガス（株）が行っている震災対策                      ●ガス供給施設                      ・ <u>新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し、計画的に取替えまたは補強など必要に応じた対策を講じる。</u>                      ・ <u>需要家の建物内でのガス漏洩を防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進する。</u>                      ・ <u>二次災害の発生を防止するため、日本ガス協会の定める基準及び大東ガス（株）が実施する遠隔監視・緊急巡回他の情報収集の結果が大東ガス（株）の定める被災基準に達した場合あるいは達したと想定される場合、速やかに供給を停止するための遠隔遮断装置を設置する。</u>                      ●検知・警備設備                      ・ <u>災害発生時等において速やかに状況の把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。</u>                      ア <u>地震センサー（S Iセンサー）</u>                      イ <u>ガス漏れ警報装置</u>                      ウ <u>圧力計</u>                      エ <u>流量計</u>                      市は大東ガス（株）に対し、ガス設備の耐震化計画・同設計に資する資料（土砂災害防止法に定める盛土崩壊等の可能性のある特定地区や液状化地区に関する資料等）の提供をする。</p>		<p><b>(3) ガス、電気、電話対策</b> <del>【総務部、関係事業者】</del></p>



頁	新	頁	旧
2-3	<p><b>(4) 電気施設対策</b></p> <p><u>東京電力（株）は非常災害（自然災害や内部要因、外部要因等により電力設備が被災し、人身災害が発生すること、周囲環境に多大な影響を及ぼすこと、広範囲・長時間停電となり社会・経済システムに機能障害をもたらすこと等）の発生を防止する、また、発生した場合は災害の規模を軽減し、早期に健全な状態に復旧する。</u></p> <p><u>東京電力（株）の電気施設は以下に示す耐震設計に基づいて設置されている。</u></p>		
2-4	<p><b>●変電設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。</u></li> </ul> <p><b>●送電設備</b></p> <p><b>①架空線</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。</u></li> </ul> <p><b>②地中線</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。</u></li> </ul> <p><b>●配電設備</b></p> <p><b>①架空線</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。</u></li> </ul> <p><b>②地中線</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。</u></li> </ul> <p><u>なお、停電が発生した場合には、停電範囲をインターネット上で提供し、市にも連絡を行う。</u></p>		

頁	新	頁	旧
2-4	<p><b>(5) 通信設備対策</b>  <u>通信事業者は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平常時から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、市と連携を図り、通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。</u></p> <p><b>5 延焼防止対策</b>                      公園、緑地、農地、道路等の空間は、地震災害には大火災の延焼を防止し被害を軽減するばかりでなく、避難や救援活動に、また平常時には地域の環境保全やコミュニケーションに役立つことから、市は防災に十分配慮した整備をすすめる。<u>なお、災害時における市民の安全確保を図るため、土地所有者の協力を得て、防災協力農地の指定を推進する。</u></p>	2-3	<p><b>5 延焼防止対策 【総務部、建設部、都市整備部】</b>                      公園、緑地、農地、道路等の空間は、地震災害には大火災の延焼を防止し被害を軽減するばかりでなく、避難や救援活動に、また平常時には地域の環境保全やコミュニケーションに役立つことから、市は<u>防災面に十分配慮した整備をすすめる。</u></p>
2-5	<p><b>6 応急危険度判定体制の整備</b>                      市は、余震等による建築物崩壊等の二次災害を防止し、被災状況を正確に把握して応急復旧対策を速やかに実施するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速に行う必要がある。                      このため、平常時から市職員を応急危険度判定士に育成し、また市内有資格者の協力を得て実施体制の整備を図るとともに、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図る。</p> <p><b>7 緊急輸送ネットワークの整備</b>  <b>(1) 緊急輸送道路の指定</b>                      災害が発生した場合においても、緊急輸送が直ちに行えるよう輸送道路のネットワークを整備し、国道、県道、市道と市役所及び各地域の<u>避難所を原則的に複数経路で結ぶようにする。</u>  <b>(2) 平常時からの対策</b>                      指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建物、瓦礫等の障害物の発生を最小化させる。また、緊急輸送道路内の重要な箇所や大きな被害の発生可能箇所については、関係機関と協力し、調査・検討を行う。  <u>なお平常時から、応急復旧資機材の整備を行うとともに、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、(社)埼玉県建設業協会との連絡を密にして、あらかじめ応援体制を整備しておく。</u></p>		<p><b>6 応急危険度判定体制の整備 <del>【総務部、建設部】</del></b>                      市は、余震等による建築物崩壊等の二次災害を防止し、被災状況を正確に把握して応急復旧対策を速やかに実施するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速に行う必要がある。                      このため、平常時から市職員を応急危険度判定士に育成し、また市内有資格者の協力を得て実施体制の整備を図る。</p> <p><b>7 緊急輸送ネットワークの整備</b>  <b>(1) 緊急輸送道路の指定</b>                      災害が発生した場合においても、緊急輸送が直ちに行えるよう輸送道路のネットワークを整備し、国道、県道、市道と市役所及び各地域の<u>防災活動拠点（指定避難所）を原則的に複数経路で結ぶようにする。</u>  <b>(2) 平常時からの対策</b>                      指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建物、瓦礫等の障害物の発生を最小化させる。また、緊急輸送道路内の重要な箇所や大きな被害の発生可能箇所については、関係機関と協力し、調査・検討を行う。  <u>さらに、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備しておく。</u></p>

頁	新	頁	旧
2-5	<p><b>8 地盤災害の予防</b></p> <p><b>(1) 軟弱地盤区域の安全措置</b></p> <p>① <u>地盤沈下</u>                      広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を呈しさせることを目標とする。ただし、市の地域防災計画に位置付けられた震災時の消火用水、飲料水に利用する非常災害用井戸については、上記の対象外とする。                      なお、井戸の新設は埼玉県生活環境保全条例によって、井戸の新設を規制している。</p> <p>② <u>液状化</u>                      市は、液状化現象が予測される地域や市民に対して、液状化の仕組みや各種液状化対策工法に関するパンフレット等を配布するなど、液状化対策の普及・啓発に努める。</p>		
2-6	<p><b>(2) 宅地等の安全対策</b></p> <p>① <u>災害防止に関する指導等</u>                      造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。</p> <p>② <u>指導基準</u></p> <p>ア <u>人工崖面の安全措置</u>                      宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。</p> <p>イ <u>軟弱地盤の改良</u>                      宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。</p> <p>ウ <u>盛土地盤の安定措置</u>                      盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り防止ぐい等の安全措置を講ずる。</p> <p>③ <u>安全対策</u>                      大規模盛土造成地について、盛土造成地の安定性を確認し、変動のおそれがある場合は、総合的な対策を推進する。</p>		

頁	新	頁	旧
2-6	<p><b>9 大規模停電対策</b></p> <p><b>(1) 施設の管理・維持</b> 東京電力株式会社は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。</p> <p><b>(2) 復旧活動体制の整備</b> 市及び東京電力株式会社は、平常時から電気施設業者と情報交換を行い、大規模停電に対する円滑な復旧活動が行えるよう体制を整備する。</p> <p><b>(3) 避難所における停電対策</b> 市は、大規模停電時における避難所の電力の確保を図るため、非常用発電機の整備を推進する。</p> <p><b>(4) 広報体制の整備</b> 市は、突発的な停電や、電力供給能力の低下による計画的停電等に備え、東京電力と連携を図り、市民へ迅速かつ正確な情報を伝達できるよう広報体制を整備する。</p>		
2-7	<p><b>第2節 災害時要援護者等の安全確保の推進</b></p> <p><b>1 社会福祉施設入所者の安全確保</b></p> <p>市は、各施設管理者に対し震災等緊急時の初期対応や指揮命令系統の策定、職員、入所者への周知徹底を指導する。 施設管理者は、入所者及び職員、建築物等の安全確保を図るため、あらかじめ対応マニュアルを策定し、避難等において地域住民の協力が得られるよう必要な体制の整備に努める。</p> <p>① <u>安否情報の家族への連絡体制の整備</u> 施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。</p> <p>② <u>避難誘導體制の整備</u> 施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。</p> <p>③ <u>被災した在宅災害時要援護者の受入体制の整備</u> 施設管理者は、災害時に通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要援護者を受け入れるための体制整備を行う。</p>	2-4	<p><b>第2節 災害時要援護者等の安全確保の推進</b></p> <p><b>1 社会福祉施設入所者の安全確保</b> <del>【健康福祉部、社会福祉施設の管理者】</del></p> <p>市は、各施設管理者に対し震災等緊急時の初期対応や指揮命令系統の策定、職員、入所者への周知徹底を指導する。 施設管理者は、入所者及び職員、建築物等の安全確保を図るため、あらかじめ対応マニュアルを策定し、避難等において地域住民の協力が得られるよう必要な体制の整備に努める。</p>

頁	新	頁	旧
2-7	<p>④ <u>食料、防災資機材等の備蓄</u> 施設管理者は、必要な物資等を備蓄するよう努める。</p> <p>⑤ <u>防災教育及び訓練の実施</u> 市は、施設管理者が施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するよう努める。</p> <p>⑥ <u>施設の耐震対策</u> 市は、施設管理者に対し、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。</p> <p><b>2 在宅者の安全確保</b> 市は、災害発生時に自力避難が困難な要援護者等の安全確保を図るため、地域とともに災害時における迅速な安否確認、避難誘導等の支援体制を確立する。</p> <p>① <u>災害時要援護者の把握</u> 市は、平常時から「災害時要援護者リスト」及び「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」等を作成し、災害時要援護者の所在、緊急連絡先等を把握しておく。なお、「災害時要援護者リスト」、「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」については、要援護者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分配慮するとともに、地域において避難支援に携わる町会長及び民生委員、自主防災組織等と情報共有し、要援護者の避難支援に万全を期するものとする。</p>	2-4	<p><b>2 家庭内安全対策の支援</b> 【健康福祉部】 市は、在宅の災害時要援護者の防災力向上を図るため、点訳や音声化、映像化、言語翻訳等対象者に配慮した多様な方法により防災知識の普及に努め、家具の固定や防災用品の購入など家庭内の安全対策にボランティアの協力が得られるよう支援する。</p>
2-8	<p>② <u>障がい者等に配慮した施設整備</u> 市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入り口のある避難所の整備、明るく大き目の文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進する。また、災害時要援護者の誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、民間施設に対しても指導を行う。</p> <p>③ <u>災害時要援護者に配慮した避難所運営体制等の整備</u> 市は、災害時要援護者への災害情報の伝達を効果的に行うための手段を講じるとともに、災害時要援護者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、災害時要援護者の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。</p>		

頁	新	頁	旧
2-8	<p>④ <u>避難支援プラン（個別計画）の作成</u> 市は、災害時要援護者への効果的な救援・救護を行うため、地域の協力を得ながら要援護者ごとに個別の避難支援プランの作成を進めるものとする。</p> <p>⑤ <u>防災教育及び訓練の実施</u> 市は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報誌、パンフレット、ちらしの配布などを行う。また、町会・自主防災組織は、地域における防災訓練を実施し、地域住民に訓練を体験させるとともに、災害時要援護者の救助・救援に関する訓練も実施するよう努める。</p> <p>⑥ <u>支援体制の構築</u> 市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。 また、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。</p> <p><b>3 外国人の災害対応力向上対策の推進</b> (1) <b>外国人の所在の把握</b> 市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。</p> <p>(2) <b>防災基盤の整備</b> 市は、災害時に外国人が自ら必要な情報を収集し生命財産の安全を図れるよう、平常時から案内表示に英語等を併記するように努める。</p> <p>(3) <b>防災訓練の実施</b> 市は県と協力しながら、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。 ふじみの国際交流センター</p>	2-4	<p><b>3 外国人の災害対応力向上対策の推進</b> 【生活環境部】 (1) <b>外国人の所在の把握</b> 市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。</p> <p>(2) <b>防災基盤の整備</b> 市は、災害時に外国人が自ら必要な情報を収集し生命財産の安全を図れるよう、平常時から案内表示に英語等を併記し、国際交流ボランティア団体の協力を得て防災知識・情報の普及や円滑なコミュニケーションが図れるよう通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。</p> <p>(3) <b>防災訓練の実施</b> 市は県と協力しながら、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。 ふじみの国際交流センター</p>
2-9	<p>所在地：ふじみ野市大井 2-5-10 うれし野まちづくり会館 2 階 電話番号：256-4290</p>		<p>所在地：富士見市羽沢 3-22-22 電話番号：253-7744</p>

頁	新	頁	旧
2-9	<p><b>第3節 公共施設・公共的施設等の安全対策の推進</b>  <b>2 防災マニュアルの策定</b>                      公共施設及び公共的施設<del>の</del>管理者は防災マニュアルを作成し、定期的に内容を見直すものとする。                      また、学校防災マニュアル策定にあたっては、次のことに留意しながら各学校の実情に応じて行う。</p> <p>(1) 災害事前対応                      災害時に児童生徒の安全を確保するために、日頃から講じておくべき措置</p> <p>① 学校防災計画                      ② 防災組織                      ③ 防災教育・避難訓練の推進                      ④ 災害に備えた安全管理                      ⑤ <u>災害時における保護者との連絡方法</u>                      ⑥ <u>教育委員会、警察署、消防署、消防団への連絡網及び協力体制</u>                      ⑦ <u>勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法</u></p>	2-5	<p><b>第3節 公共施設・公共的施設等の安全対策の推進</b>  <b>2 防災マニュアルの策定</b><del>【総務部、教育委員会、公共施設の管理者】</del>                      公共施設及び公共的施設管理者は防災マニュアルを作成し、定期的に内容を見直すものとする。  <del>【学校防災マニュアル作成留意点】</del>                      学校防災マニュアル策定にあたっては、次のことに留意しながら、各学校の実情に応じて行う。</p> <p>(1) 災害事前対応                      災害時に児童生徒の安全を確保するために、日頃から講じておくべき措置</p> <p>① 学校防災計画                      ② 防災組織                      ③ 防災教育の推進                      ④ 災害に備えた安全管理</p>
2-10	<p><b>第2章 震災応急対策計画</b>  <b>第1節 初動体制</b>                      市は、地震による被害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、職員の非常招集をはじめ迅速に活動体制を確立し、市民及び関係機関・団体並びに国、県、近隣市町及び指定行政機関等の協力を得て、全機能をあげて市民の生命、財産を守るための応急対策活動を行うものとする。                      災害対策本部は震度に応じてあらかじめ定めた基準により参集した職員により、状況に応じて柔軟に組織を運用し、地震被害想定調査結果を踏まえた正確な情報処理により、適切かつ効果的な災害対応を図るものとする。</p>	2-6	<p><b>第2章 震災応急対策計画</b>  <b>第1節 初動体制</b> <del>【各部・班共通】</del>                      市は、地震による被害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、職員の非常招集をはじめ迅速に活動体制を確立し、市民及び関係機関・団体並びに国、県、近隣市町村及び指定行政機関等の協力を得て、全機能をあげて市民の生命、財産を守るための応急対策活動を行うものとする。                      災害対策本部組織<del>（総則編第4章第3節）</del>は震度に応じてあらかじめ定めた基準により参集した職員により、状況に応じて柔軟に組織を運用し、地震被害想定調査結果を踏まえた正確な情報処理により、適切かつ効果的な災害対応を図るものとする。</p>

頁	新	頁	旧
2-10	<p><b>第2節 広報広聴対策</b></p> <p><b>1 災害時の広報</b></p> <p><b>(1) 初動期の広報の内容</b>                      災害発生直後の広報としては、下記に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。</p> <p>① 地震発生と被害状況                      ② 市災害対策本部の震災対策状況                      ③ 住民に対する避難勧告、指示等に関する事項                      ④ 災害救助活動状況                      ⑤ 電気、ガス、水道等の状況                      ⑥ 公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況                      ⑦ 電話の通話状況                      ⑧ 埼玉県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況                      ⑨ 支援情報（避難所、医療救護所、支援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）                      ⑩ 流言、飛語の防止に関する情報</p> <p><b>(2) 初動期の広報手段</b>                      初動期の広報は、下記的手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。</p>	2-6	<p><b>第2節 広報広聴対策</b> <del>【庶務部庶務班、情報部】</del></p> <p><b>1 担当及び任務</b>                      災害対策本部庶務部庶務班と情報部の長が共同して情報の広報・広聴対策を行う。</p> <p><b>2 情報伝達媒体の確保</b>                      防災行政無線放送や広報車による巡回放送、施設館内放送のほか、次の媒体を確保する。</p> <p>(1) 公共施設、市内印刷業者等の印刷機器と用紙を確保する。                      (2) 新聞、放送等の報道機関の資機材を活用する。この場合、広報内容の一元的な総括を行うため、広報担当者からスポーツマンを選任し、定期的に取材会見を行う。また、同時に取材専用電話を開設する。                      (3) 住民組織、ボランティア等の協力を得て、情報紙の掲示、配布などきめ細かい情報網を確立する。</p> <p><b>3 災害時の広報文例</b></p>



頁	新	頁	旧
2-11	<p>① 防災行政無線による広報</p> <p>② テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の報道機関への情報提供による広報</p> <p>③ 防災メール、緊急速報メール等</p> <p>④ 公用車による広報</p> <p><b>(3) 生活再開時期の広報</b></p> <p>市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。</p> <p>① 生活再開時期の広報の内容</p> <p>広報の内容の時間的流れは次のとおりである。</p> <p>ア 第1期（3日～1週間程度）</p> <p>災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難所を中心に広報する。</p> <p>イ 第2期（2～3週間目）</p> <p>ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。</p> <p>ウ 第3期（4週間目以後）</p> <p>避難所での避難生活から仮設住宅等での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。</p> <p>② 生活再開時期の広報の手段</p> <p>この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、避難状況別に様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段である。特に行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として非常に有効であることから、迅速に地震災害時の広報紙を発行する。</p> <p><b>2 報道機関による広報活動</b></p>	2-6	<p><b>4 報道機関による広報活動</b></p>

頁	新	頁	旧
2-11	<p><b>3 広聴活動</b> 被災者の要望に的確に応える対策を進めるために避難所等に調査員を派遣し、応急対策の状況を把握するとともに被災者の意見を聴取する。また、県及びボランティア団体と連携し、相談窓口を開設し各分野の担当職員が相談の対応を行う。</p>	2-7	<p><b>5 広聴活動</b> 情報部長は、被災者の要望に的確に応える対策を進めるために避難所等に調査員を派遣し、応急対策の状況を把握するとともに被災者の意見を聴取する。また、県及びボランティア団体と連携し、相談窓口を開設し各分野の担当職員が相談の対応を行う。</p>
2-12	<p><b>第3節 避難所の開設・運営</b> 避難所となる施設は、小中学校が主体となる。阪神淡路大震災の教訓から学校が避難所としての機能を維持するために学校職員が果たす役割は不可欠であり、市職員は学校職員及び地域住民と連携して避難所の開設、運営にあたるものとする。 また、市は地域の自主防災組織を育成し円滑な管理運営体制を確立するとともに、町会・自主防災組織のリーダーの協力を得て迅速に受入れ態勢を整える。</p> <p><b>1 管理運営</b> (1) <u>地域対策本部の責任者が（市職員）が災害対策本部の指示に基づき避難所の管理運営業務を統括し、施設管理者（学校長）はこれを補佐する。</u> (2) 避難所運営マニュアルは、避難所の状況に合わせて柔軟に運用する。 (3) 避難所管理者は、次の事項について定時毎に災害対策本部に報告する。 ① 開設日時、場所、施設名 ② 収容人員及び給食の必要量（確認日時） ③ 避難所収容者の状況 (4) 避難所管理者は、避難所業務日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。</p>	<p><b>第3節 避難所の開設・運営</b> <del>【避難食糧部避難班】</del> 避難所となる施設は、小中学校が主体となる。阪神淡路大震災の教訓から学校が避難所としての機能を維持するために学校職員が果たす役割は不可欠であり、市職員は学校職員と連携して避難所の開設、運営にあたるものとする。 <del>又、他の施設においても各施設職員が中心となって避難所の管理運営を適切に行い、避難者の自治組織を育成し円滑な管理運営体制を確立する。とくに地震被害想定調査で長期避難者が多いことが判明した鶴瀬小、水谷小、南畑小、関沢小、勝瀬小、上沢小、水谷東小、諏訪小、みずほ台小、ふじみ野小では町会、</del>自主防災組織のリーダーの協力を得て迅速に受入れ態勢を整える。</p> <p><b>1 担当及び任務</b> <del>災害対策本部避難食糧部長が関係各部長と共同して避難所対策を行う。</del></p> <p><b>2 管理運営</b> (1) <u>避難食糧部長は避難所に配置した職員の中から避難所管理者を指名する。</u> (2) 避難所の管理運営マニュアルは、避難所の状況に合わせて柔軟に運用する。 (3) 避難所管理者は、次の事項について定時毎に<u>避難食糧部長を</u>經由して市長に報告する。 ① 開設日時、場所、施設名 ② 収容人員及び給食の必要量（確認日時） ③ 避難収容者の状況 (4) 避難管理者は、避難所業務日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。</p>	

頁	新	頁	旧
2-12	<p><b>2 給食、給水、その他物資の支給</b> 避難所管理者は、配給された食糧等を避難者に配分するにあたり、<u>地域の自主防災組織</u>に委ね、又は避難者の協力を得て公正に実施する。</p> <p><b>3 復旧・復興期における避難所管理</b> ① 避難者の移動 施設内において、教育活動に必要なスペースを確保するため、<u>地域の自主防災組織等</u>の協力を得て避難者の移動を行う。</p>	2-7	<p><b>3 給食、給水、その他物資の支給</b> 避難所管理者は、配給された食糧等を避難者に配分するにあたり、<u>避難者の自治組織</u>に委ね、又は避難者の協力を得て公正に実施する。</p> <p><b>4 復旧・復興期における避難所管理</b> ① 避難者の移動 施設内において、教育活動に必要なスペースを確保するため、<u>避難者の自治組織等</u>の協力を得て避難者の移動を行う。</p>
2-13	<p><b>第4節 救助・医療対策</b> 家屋等の倒壊や看板などの落下、火災等により多くの救護・治療を要する負傷者等があった場合には、迅速に救出救助し、医療機関その他の臨時に開設する応急救護所等に搬送し、適切な救急対策を行う。</p> <p><b>1 救助活動</b> <b>2 医療救護活動</b> 災害対策本部は、富士見医師会、富士見市歯科医師会、富士見市薬剤師会、<u>埼玉県接骨師会川越支部富士見市会</u>、入間東部地区消防組合の協力を得て市内及び近隣の医療機関、保健所と緊密な連絡をとり、医療・助産活動に万全を期す。 (1) 救護所の設置 ③ 被害状況（負傷者数、程度等）を正確に把握するため、救護所以外の場所で取り扱った救出活動（傷病程度、人員、収容搬送先等）の内容に関する調査を行う。 ④ 災害現場近くの小学校に救護所を開設し、現場からの負傷者を受入れる。また、救護所には医師、看護師、保健師、薬剤師、事務職、運転手などでチームを構成し、交代チームを配置する。</p>	2-8	<p><b>第4節 救助・医療対策</b><del>【救助部保健指導班、応急対策各部、水(消)防団】</del> 家屋等の倒壊や看板などの落下、火災等により多くの救護・治療を要する負傷者等があった場合には、迅速に救出救助し、医療機関その他の臨時に開設する応急救護所等に搬送し、適切な救急対策を行う。とくに、地震被害想定調査で死傷者が多いことが判明した水谷東1、2、3丁目町会、山室町会、羽沢1丁目町会、上沢1丁目町会、勝瀬町会、関沢3丁目町会、水谷第7町会等（p1-8「人的被害」参照）での対策を的確かつ効果的に行う。 <del>1 担当及び任務</del> 災害対策本部救助部長が応急対策各部長及び水(消)防団長と共同して救助・救護所対策を行う。 <b>2 救助活動</b> <b>3 医療救護活動</b> 災害対策本部救助部保健指導班は、富士見医師会、富士見市歯科医師会、富士見市薬剤師会、接骨師会、入間東部地区消防組合の協力を得て市内及び近隣の医療機関、保健所と緊密な連絡をとり、医療・助産活動に万全を期す。 (1) 救護所の設置 ③ 被害状況（負傷者数、程度等）を正確に把握するため、応急救護所以外の場所で取り扱った救出活動（傷病程度、人員、収容搬送先等）の内容に<u>関しても全て調査する</u>。<u>救助部救助班が調査を行い、総括部総括班へ報告する。</u> ④ 災害現場近くの小学校に応急救護所を開設し、現場からの負傷者を受入れる。また、応急救護所には医師、看護師、保健師、薬剤師、事務職、運転手などでチームを構成し、交代チームを配置する。</p>

頁	新	頁	旧
2-13	<p>(2) 救護活動のネットワーク化 救護所を2箇所以上設置したときは、災害対策本部に救護センターを設置し、各救護所、医療機関等の救護活動をネットワーク化する。</p>	2-9	<p>(2) 救護活動のネットワーク化 救護所を2箇所以上設置したときは、災害対策本部に救護センターを設置し、各救護所、医療機関等の救護活動をネットワーク化し、<del>また、</del>救出現場本部、救護所、その他の場所における救護活動（負傷者数、程度、搬送先等）の内容について迅速に全て調査し、総括部庶務班に報告する。</p>
2-14	<p><b>(3) 医療救護活動</b> ① 医療救護活動は原則として、<u>医師又は消防隊員が救護所において実施し、市職員はこれを補助するものとする。</u> ② 主な活動内容 ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージ） ウ 後方医療施設への輸送の要否及び搬送順位の決定 カ 助産 <b>(4) 負傷者等の搬送</b> 救護所は負傷者に応急的な処置を施す場所であるため、これ以上の医療行為を必要とする重症患者は、医療施設へ搬送する。市内の施設で対応が困難な場合には周辺市町の医療施設及び県指定の災害拠点病院へ搬送する。 搬送は入間東部地区消防組合に要請するほか、不足が生じる場合には、配車の手配を要請する。 <b>(5) 医療器具、医薬品等の調達</b> 医療救護活動に必要な医療器具や薬品等は、備蓄品としての多人数用救急箱のほかは<u>災害対策本部が業者もしくは富士見医師会・富士見市歯科医師会・富士見市薬剤師会・埼玉県接骨師会川越支部富士見市会・市内の薬局等から調達する。また、</u>医薬品に不足が生じた場合は、県に供給を要請する。</p>	2-9	<p><b>(3) 医療救護活動</b> ① 医療救助活動は原則として、<u>医師、消防隊員及び救助部保健指導班が仮設救護所において実施するものとする。</u> ② 主な活動内容 ア 傷病者の重傷度の判定（<u>患者の振り分け業務</u>） ウ 後方医療施設への輸送の要否及び搬送順位の決定 <b>(4) 負傷者等の搬送</b> 仮設救護所は負傷者に応急的な処置を施す場所であるため、これ以上の医療行為を必要とする重症患者は、医療施設へ搬送する。市内の施設で対応が困難な場合には周辺市町の医療施設及び県指定の災害拠点病院へ搬送する。 搬送は入間東部地区消防組合に要請するほか、<u>仮設救護所にはそれぞれ搬送用の車両を備え、救助部救助班が行う。</u>不足が生じる場合には、庶務部資材管理班に配車の手配を要請する。 <b>(5) 医療器具、医薬品等の調達</b> 医療救護活動に必要な医療器具や薬品等は、備蓄品としての多人数用救急箱のほかは<u>救助部保健指導班が業者もしくは富士見医師会・富士見市歯科医師会・富士見市薬剤師会・接骨師会・市内の薬局等から調達する。又、</u>医薬品に不足が生じた場合は、県に供給を要請する。</p>
	<p><b>3 災害救助法が適用された場合の措置</b> 災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動を待つことができず、市が医療・助産活動に着手した場合又は知事から職権を委任された場合には、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成22年 埼玉県告示 955号）（以下「実費弁償基準」という。）によるものとする。</p>	2-10	<p><b>4 災害救助法が適用された場合の措置</b> 災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動を待つことができず、市が医療・助産活動に着手した場合<del>又は、</del>知事から職権を委任された場合には、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準早見表」（平成13年 埼玉県告示 393号）によるものとする。</p>

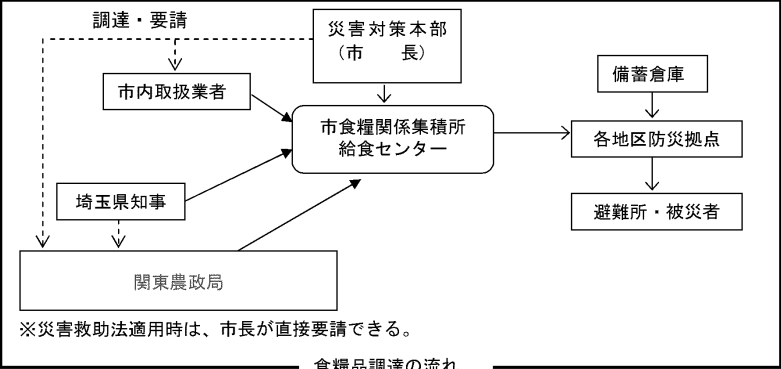
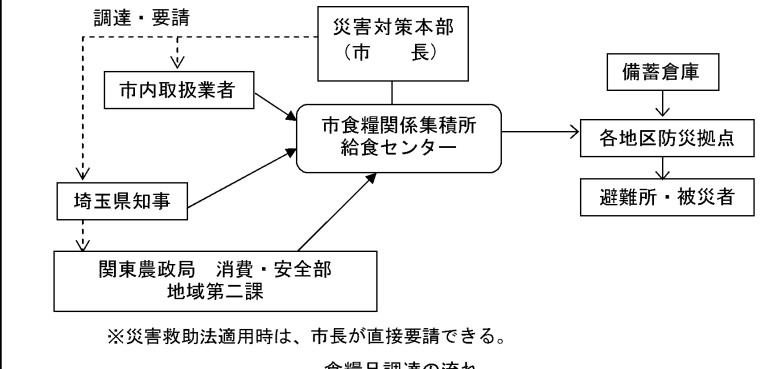
頁	新	頁	旧
2-15	<p><b>第5節 道路等障害物除去対策</b></p> <p><b>1 障害物の除去</b></p> <p>(2) 河川関係 河川における障害物の除去は、河川の氾濫を防止するため発見次第速やかに行う。除去にあたっては河川管理者、警察、消防、<u>消防団</u>等の関係機関と協議する。</p> <p>(3) 住宅関係 原則として「第8節 環境衛生対策」により処理するが、被災所有者からの申し出により緊急に必要と認めるときに限り実施する。</p> <p>① 障害物除去の対象 ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 イ <u>障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。</u> ウ <u>自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。</u> エ 当該災害によって、住家が直接被害を受けたものであること。</p> <p><b>2 障害物除去の方法</b> 災害対策本部は、<u>1(3)①</u>の基準を満たす者を選定して障害物除去予定者名簿を作成し、原則として所有者の立会いを求めて障害物の除去を実施するものとする。</p> <p>(1) 除去に必要な車両、機械器具の確保 ① 市保有の<u>車両、機械器具</u>を使用する。富士見市災害対策協会の協力を求める。</p>	2-11	<p><b>第5節 道路等障害物除去対策【復旧処理部、応急対策各部】</b></p> <p><b>1—担当及び任務</b> <del>災害対策本部復旧処理部長が応急対策各部長と共同で道路等の障害物除去対策を行う。</del></p> <p><b>2—処理すべき障害物の調査</b> <del>被害状況の調査にあたっては情報連絡に必要な通信機器、移動に必要な自転車、オートバイ及び点検書類等を整備する。</del></p> <p><b>3 障害物の除去</b></p> <p>(2) 河川関係 河川における障害物の除去は、河川の氾濫を防止するため発見次第速やかに行う。除去にあたっては河川管理者、警察、消防、<u>水防団</u>等の関係機関と協議する。</p> <p>(3) 住宅関係 原則として「第8節 環境衛生対策」<del>（p2-16）</del>により処理するが、被災所有者からの申し出により緊急に必要と認めるときに限り実施する。</p> <p>① 障害物除去の対象 ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 イ <u>住家が半壊又は床上浸水したものであること。</u> ウ 当該災害によって、住家が直接被害を受けたものであること。</p> <p><b>4 障害物除去の方法</b> <del>復旧処理部長は情報部の報告に基づき、</del><u>3(3)①</u>の基準を満たす者を選定して障害物除去予定者名簿を作成し、原則として所有者の立会いを求めて障害物の除去を実施するものとする。</p> <p>(1) 除去に必要な車両、機械器具の確保 ① 市保有の<u>器具、機械</u>を使用する。富士見市災害対策協会<del>（富士見市東大久保536）</del>の協力を求める。</p>
2-16	<p>(3) <b>災害救助法が適用された場合の措置方法</b></p> <p>① 費用 支出できる費用は、半壊、床上浸水戸数に対して、除去のため必要な機械、器具の借上費、輸送費及び人夫費とし、<u>実費弁償基準</u>によるものとする。</p>	2-12	<p>(3) 災害救助法が適用された場合の措置方法</p> <p>① 費用 支出できる費用は、半壊、床上浸水戸数に対して、除去のため必要な機械、器具の借上費、輸送費及び人夫費とし、<u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準早見表」</u>（平成13年 埼玉県告示393号）によるものとする。</p>

頁	新	頁	旧											
2-16	<p><b>3 市内建設業者等の協力</b></p> <p>(1) 震度5弱以上の場合、協力業者は自主的に担当した路線区間の状況を把握して災害対策本部に連絡をとり、必要な障害物除去作業を行う。</p> <p>(2) 障害物の撤去は、原則として所有者の承諾を得なければならないが、緊急の場合は承諾がなくても道路の隅に寄せる措置を講じることができる。</p> <p>(3) 道路補修材料、重機などは他市町等に支給・応援を要請して機能回復を最優先する。</p>	2-12	<p><b>5 市内建設業者等の協力</b></p> <p>(1) 震度5弱以上の場合、協力業者は自主的に担当した路線区間の状況を把握して災害対策本部に連絡をとり、必要な障害物除去作業を行う。</p> <p>(2) 障害物の撤去は、原則として所有者の承諾を得なければならないが、緊急の場合は承諾がなくても道路の隅に寄せる措置を講じることができる。</p> <p>(3) 道路補修材料、重機などは、他市町等に支給・応援を要請して機能回復を最優先する。</p>											
2-17	<p><b>第6節 緊急輸送対策</b></p> <p><b>1 輸送対象</b></p> <p>各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="241 826 1115 1455"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 826 443 938">第1段階 (被災直後)</th> <th data-bbox="443 826 757 938">第2段階 (概ね被災から1週間 後まで)</th> <th data-bbox="757 826 1115 938">第3段階 (概ね被災から1週間後以 降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="241 938 1115 1232">                     ① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資                      ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資                      ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等                      ④ 医療機関へ搬送する負傷者等                      ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="241 1232 757 1343">                     ① 食糧、水等生命の維持に必要な物資                      ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送                      ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資                 </td> <td data-bbox="757 1232 1115 1343"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="241 1343 757 1455"></td> <td data-bbox="757 1343 1115 1455">                     ① 災害復旧に必要な人員及び物資                      ② 生活必需品                 </td> </tr> </tbody> </table>	第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間 後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以 降)	① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資			① 食糧、水等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資					① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品	<p><b>第6節 緊急輸送対策</b> <del>【庶務部、応急対策各部、救助部】</del></p> <p><b>1 担当及び任務</b></p> <p>災害対策本部庶務部長が応急対策各部長、救助部長と共同で救援物資等の緊急輸送対策を行う。</p>
第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間 後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以 降)												
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資														
① 食糧、水等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資														
		① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品												

頁	新	頁	旧						
2-17	<p><b>2 車両による輸送（道路交通が確保されている場合）</b></p> <p>(2) 車両の確保 市有の車両のほか市内の輸送業者及び市民の協力により輸送車両を確保する。車両が不足若しくは調達不能となった場合は、県に対して調達、あつせんを要請する。</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認</p> <p>① 災害対策基本法第76条に基づいて交通規制が行われた場合の緊急通行車両については、災害対策基本法施行規則第3条に規定する標章及び証明書により確認する。</p>	2-12	<p><b>2 車両による輸送（道路交通が確保されている場合）</b></p> <p>(2) 車両の確保 市有の車両のほか市内の輸送業者及び市民の協力により輸送車両を確保する。車両が不足若しくは調達不能となった場合は、<del>県（出納局）</del>に対して調達、あつせんを要請する。</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認 災害対策基本法第76条に基づいて交通規制が行われた場合の緊急通行車両については、災害対策基本法施行規則第3条に規定する標章及び証明書により確認する。</p>						
2-18	<p><u>② 緊急通行車両の要件</u> 緊急通行車両は、次の事項に該当するものとする。</p> <p><u>ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。</u></p> <p><u>イ 消防、水防その他の応急措置に関するもの。</u></p> <p><u>ウ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。</u></p> <p><u>エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。</u></p> <p><u>オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの。</u></p> <p><u>カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。</u></p> <p><u>キ 犯罪の予防、交通規則その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。</u></p> <p><u>ク 前各号に掲げるもののほか災害の発生 of 防御又は拡大の防止のための措置に関するもの。</u></p> <p>(4) 燃料の調達方法 応急対策にかかわる車両等への燃料の調達については埼玉県石油商業協同組合入間東部支部富士見班と供給協定を締結し、燃料の確保を図る。</p> <p><b>3 ヘリコプターによる輸送</b></p> <p>(1) 要請方法及び連絡先</p> <p>① 県へ要請する場合 埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づき要請を行う。 <u>【資料2-2-15 埼玉県防災ヘリコプターの連絡先】</u></p>	2-13	<p>2-13</p> <p>(4) 燃料の調達方法 応急対策にかかわる車両等への燃料の調達については埼玉県石油商業協同組合入間東部支部富士見班と供給協定をし、燃料の確保を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1355 1136 2031 1241"> <tr> <td data-bbox="1355 1136 1722 1171">※削除</td> <td data-bbox="1722 1136 1921 1171">住 所</td> <td data-bbox="1921 1136 2031 1171">電話番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1355 1171 1722 1241">埼玉県石油商業協同組合入間東部支部 富士見班（島田石油）</td> <td data-bbox="1722 1171 1921 1241">富士見市東大久保 309</td> <td data-bbox="1921 1171 2031 1241">251-0298</td> </tr> </table> <p><b>3 ヘリコプターによる輸送</b></p> <p>(1) 要請方法及び連絡先</p> <p>① 県へ要請する場合 埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づき要請を行う。<del>連絡先、報告事項を下記に示す。</del></p>	※削除	住 所	電話番号	埼玉県石油商業協同組合入間東部支部 富士見班（島田石油）	富士見市東大久保 309	251-0298
※削除	住 所	電話番号							
埼玉県石油商業協同組合入間東部支部 富士見班（島田石油）	富士見市東大久保 309	251-0298							
		2-14							

頁	新	頁	旧																																			
2-18	<p>② 自衛隊へ要請する場合 「第1部総則編 第3章第4節 災害に強いシステムづくり <u>5(1)</u> 応援要請」の事項に基づき要請を行う。</p> <p>(2) 市指定ヘリポート</p> <table border="1" data-bbox="241 619 1081 906"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>市庁舎からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化の杜公園</td> <td>鶴馬 1867-1</td> <td>30m</td> </tr> <tr> <td>富士見市運動公園</td> <td>南畑新田 1267-1</td> <td>3,000m</td> </tr> <tr> <td>入間東部地区消防組合 富士見消防署</td> <td>鶴馬 1850-1</td> <td>250m</td> </tr> <tr> <td>立教大学富士見総合グラウンド</td> <td>下南畑 1343-1</td> <td>2,500m</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらのヘリポートに物資が空輸された場合には、支援物資一時保管場所（食料は給食センター、生活必需品は総合体育館）で保管し、各避難所へ運搬する。 各避難所までの輸送は、原則的に災害対策本部が行うものとする。</p>	名 称	所在地	市庁舎からの距離	文化の杜公園	鶴馬 1867-1	30m	富士見市運動公園	南畑新田 1267-1	3,000m	入間東部地区消防組合 富士見消防署	鶴馬 1850-1	250m	立教大学富士見総合グラウンド	下南畑 1343-1	2,500m	2-15	<p><b>【連絡先】</b></p> <table border="1" data-bbox="1256 284 2096 435"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県環境防災部</td> <td>049-297-7810 (代表)</td> </tr> <tr> <td>消防防災課</td> <td>049-297-7905 (緊急時)</td> </tr> <tr> <td>防災航空担当</td> <td>049-297-7906 (FAX)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 自衛隊へ要請する場合 「第1部総則編 第3章第4節 災害に強いシステムづくり <u>4(2)</u> 応援要請 <u>p1-14</u>」の事項に基づき要請を行う。</p> <p>(2) 市指定ヘリポート</p> <table border="1" data-bbox="1256 619 2096 858"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>市庁舎からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化の杜公園 (市役所南東側)</td> <td>鶴馬字山室前 1867-1 外</td> <td>30m</td> </tr> <tr> <td>富士見市運動公園</td> <td>南畑新田字皿沼地内</td> <td>3,000m</td> </tr> <tr> <td>立教大学富士見総合グラウンド</td> <td>下南畑 1319</td> <td>2,500m</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらのヘリポートに物資が空輸された場合には、支援物資一時保管場所（食料は給食センター、生活必需品は総合体育館）で保管し、各地区の拠点施設（小中学校）へ運搬する。 各地区の防災拠点（指定避難所）までの輸送は、原則的に災害対策本部が車両等を用いて行うものとする。</p>	名 称	電 話 番 号	埼玉県環境防災部	049-297-7810 (代表)	消防防災課	049-297-7905 (緊急時)	防災航空担当	049-297-7906 (FAX)	名 称	所在地	市庁舎からの距離	文化の杜公園 (市役所南東側)	鶴馬字山室前 1867-1 外	30m	富士見市運動公園	南畑新田字皿沼地内	3,000m	立教大学富士見総合グラウンド	下南畑 1319	2,500m
名 称	所在地	市庁舎からの距離																																				
文化の杜公園	鶴馬 1867-1	30m																																				
富士見市運動公園	南畑新田 1267-1	3,000m																																				
入間東部地区消防組合 富士見消防署	鶴馬 1850-1	250m																																				
立教大学富士見総合グラウンド	下南畑 1343-1	2,500m																																				
名 称	電 話 番 号																																					
埼玉県環境防災部	049-297-7810 (代表)																																					
消防防災課	049-297-7905 (緊急時)																																					
防災航空担当	049-297-7906 (FAX)																																					
名 称	所在地	市庁舎からの距離																																				
文化の杜公園 (市役所南東側)	鶴馬字山室前 1867-1 外	30m																																				
富士見市運動公園	南畑新田字皿沼地内	3,000m																																				
立教大学富士見総合グラウンド	下南畑 1319	2,500m																																				
2-19	<p><b>第7節 生活支援物資供給対策</b></p> <p>(1) 配給を行う基準 (2) 配給対策 (3) 食糧関係物資集積場 (4) 災害救助法適用時の措置</p>	2-15	<p><b>第7節 生活支援物資供給対策</b></p> <p><b>1 食糧の確保・供給 【避難食糧部】</b></p> <p>(1) 担当及び任務 配給の実施は、避難食糧部が各部と共同して食糧供給対策を行う。</p> <p>(2) 配給を行う基準 (3) 配給対策 (4) 食糧関係物資集積場 (5) 災害救助法適用時の措置</p>																																			



頁	新	頁	旧
2-19	災害救助法が適用された場合の給食活動にかかわる費用や期間等については、 <u>実費弁償基準</u> によるものとする。	2-15	災害救助法が適用された場合の給食活動にかかわる費用や期間等については、「 <u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準早見表</u> 」（平成13年 埼玉県告示 393号）によるものとする。
2-20	<p>(5) 食糧の調達方法</p> <p>② 市は、市内取扱業者から米穀を購入する。</p> <p>④ 災害救助法が適用された場合で、交通、通信途絶のため知事に要請できない場合は、「<u>災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領</u>」（平成18年6月15日付 総合食料局長通知）に基づき、<u>関東農政局消地域課長又は政府食料を保管する倉庫の責任者</u>に対し緊急引渡を要請する。</p>  <p>※災害救助法適用時は、市長が直接要請できる。</p> <p style="text-align: center;">食糧品調達の流れ</p>	2-16	<p>(6) 食糧の調達方法</p> <p>② 市長は、市内取扱業者から米穀を購入する。</p> <p>④ 災害救助法が適用された場合で、交通、通信途絶のため知事に要請できない場合は、「<u>災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領</u>」（昭和61年2月10日付 食糧庁長官通達）に基づき、<u>関東農政局消費・安全部地域第二課長又は倉庫の責任者</u>に対し緊急引渡を要請する。</p>  <p>※災害救助法適用時は、市長が直接要請できる。</p> <p style="text-align: center;">食糧品調達の流れ</p>
2-21	<p>(6) 給食の方法</p> <p>(7) ボランティアの受入れ</p> <p>ただし、長期間にわたり安定して活動できる団体からの申し出があった場合は、<u>災害対策本部</u>と受入れ場所を協議する。</p> <p><b>2 飲料水の確保・供給</b></p> <p>(1) 応急給水対象者及び給水量</p> <p>② 給水量</p> <p>災害発生から3日目までは1日1人3リットル、災害から4日目から7日目は1日1人20リットル、8日目から20日目は1日1人100リットル、21日目から28日目は1日1人250リットルを給水する。</p>	2-17	<p>(7) 給食の方法</p> <p>(8) ボランティアの受入れ</p> <p>ただし、長期間にわたり安定して活動できる団体からの申し出があった場合は、<u>避難食糧部</u>と受入れ場所を協議する。</p> <p><b>2 飲料水の確保・供給 【水道部、避難食糧部】</b></p> <p>(1) 担当及び任務</p> <p>富士見市水道部長が飲料水を確保し、避難食糧部と協力して配給する。</p> <p>(2) 応急給水対象者及び給水量</p> <p>② 給水量</p> <p>災害発生から3日目までは1日1人3リットルを、災害から4日目以降は1日1人20リットルを給水する。</p>

頁	新	頁	旧																																																								
2-21	<p>③ 供給計画 地震被害想定調査(平成24年度)による地震発生直後の供給支障者74,296人に対しては、次のように飲料水を供給する。</p> <table border="1" data-bbox="241 360 1095 898"> <thead> <tr> <th>給水拠点等</th> <th>貯水能力(m<sup>3</sup>)</th> <th>非常用貯水量(m<sup>3</sup>)</th> <th>給水可能な対象者数・日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東大久保浄水場 (東大久保2995)</td> <td>12,000</td> <td>6,000</td> <td>666,666人×3日</td> </tr> <tr> <td>水谷浄水場 (水子1229)</td> <td>4,000</td> <td>2,000</td> <td>222,222人×3日</td> </tr> <tr> <td>鶴瀬西配水場 (鶴瀬西3-6-8)</td> <td>3,200</td> <td>1,600</td> <td>177,777人×3日</td> </tr> <tr> <td>みずほ中央公園耐震性貯水槽 (東みずほ台2-17)</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>6,666人×3日</td> </tr> <tr> <td>給水車(2t)1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>※666人×3日×1日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>74,296人&lt;1,073,331人×3日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 給水資機材の調達 応急給水用として、市が備蓄している資機材が不足する場合には、市は県及び隣接市町に支援を依頼する。</p> <p>(3) 給水方法 ④ 給水車等の給水設備に不足があるときは県に給水要請を行う。</p> <p>(3) 給水方法 ⑤ 水道施設の応急復旧及び仮設給水栓の設置が必要なときは、富士見市管工事業協同組合等の協力を得て、浄水場、配水場、避難所、公園等に給水拠点を設置する。設置した場合は、防災無線、<u>広報車</u>等で住民に周知する。</p>	給水拠点等	貯水能力(m <sup>3</sup> )	非常用貯水量(m <sup>3</sup> )	給水可能な対象者数・日数	東大久保浄水場 (東大久保2995)	12,000	6,000	666,666人×3日	水谷浄水場 (水子1229)	4,000	2,000	222,222人×3日	鶴瀬西配水場 (鶴瀬西3-6-8)	3,200	1,600	177,777人×3日	みずほ中央公園耐震性貯水槽 (東みずほ台2-17)	60	60	6,666人×3日	給水車(2t)1台	—	—	※666人×3日×1日	合計			74,296人<1,073,331人×3日	2-17	<p>④ 供給計画 地震被害想定調査(平成14年2月)による地震発生直後の供給支障者100,201人に対しては、次のように飲料水を供給する。</p> <table border="1" data-bbox="1252 360 2105 898"> <thead> <tr> <th>給水拠点等</th> <th>貯水能力(m<sup>3</sup>)</th> <th>非常用貯水量(m<sup>3</sup>)</th> <th>給水可能な対象者数・日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東大久保浄水場 (東大久保2995)</td> <td>12,000</td> <td>6,000</td> <td>666,666人×3日</td> </tr> <tr> <td>水谷浄水場 (水子1229)</td> <td>4,000</td> <td>2,000</td> <td>222,222人×3日</td> </tr> <tr> <td>鶴瀬西配水場 (鶴瀬西3-6-8)</td> <td>3,200</td> <td>1,600</td> <td>177,777人×3日</td> </tr> <tr> <td>みずほ中央公園耐震性貯水槽 (東みずほ台2-17)</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>6,666人×3日</td> </tr> <tr> <td>給水車(2t)1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>※666人×3日×1日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>100,201人&lt;1,073,997人×3日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 給水資機材の調達 応急給水用として、市が備蓄している資機材が不足する場合には、市長は県知事及び隣接市町村長に支援を依頼する。</p> <p>(4) 給水方法 ④ 給水車等の給水設備に不足があるときは県(企業局)に給水要請を行う。 ⑦ <del>給水する場合は濾過機等を使用して水道基準に適した水質の維持管理を行う。</del></p> <p>(3) 給水方法 ② 水道施設の応急復旧及び仮設給水栓の設置が必要なときは、富士見市管工事業協同組合等の協力を得て、浄水場、配水場、避難所、公園等に給水拠点を設置する。設置した場合は、防災無線、<u>掲示</u>等で住民に周知する。</p>	給水拠点等	貯水能力(m <sup>3</sup> )	非常用貯水量(m <sup>3</sup> )	給水可能な対象者数・日数	東大久保浄水場 (東大久保2995)	12,000	6,000	666,666人×3日	水谷浄水場 (水子1229)	4,000	2,000	222,222人×3日	鶴瀬西配水場 (鶴瀬西3-6-8)	3,200	1,600	177,777人×3日	みずほ中央公園耐震性貯水槽 (東みずほ台2-17)	60	60	6,666人×3日	給水車(2t)1台	—	—	※666人×3日×1日	合計			100,201人<1,073,997人×3日
給水拠点等	貯水能力(m <sup>3</sup> )	非常用貯水量(m <sup>3</sup> )	給水可能な対象者数・日数																																																								
東大久保浄水場 (東大久保2995)	12,000	6,000	666,666人×3日																																																								
水谷浄水場 (水子1229)	4,000	2,000	222,222人×3日																																																								
鶴瀬西配水場 (鶴瀬西3-6-8)	3,200	1,600	177,777人×3日																																																								
みずほ中央公園耐震性貯水槽 (東みずほ台2-17)	60	60	6,666人×3日																																																								
給水車(2t)1台	—	—	※666人×3日×1日																																																								
合計			74,296人<1,073,331人×3日																																																								
給水拠点等	貯水能力(m <sup>3</sup> )	非常用貯水量(m <sup>3</sup> )	給水可能な対象者数・日数																																																								
東大久保浄水場 (東大久保2995)	12,000	6,000	666,666人×3日																																																								
水谷浄水場 (水子1229)	4,000	2,000	222,222人×3日																																																								
鶴瀬西配水場 (鶴瀬西3-6-8)	3,200	1,600	177,777人×3日																																																								
みずほ中央公園耐震性貯水槽 (東みずほ台2-17)	60	60	6,666人×3日																																																								
給水車(2t)1台	—	—	※666人×3日×1日																																																								
合計			100,201人<1,073,997人×3日																																																								
2-22	<p>⑥ 水源に不足がある場合は、民間井戸、災害時飲料用井戸を活用する。</p>	2-18	<p>⑥ 水源に不足がある場合は、民間井戸、災害用井戸を活用する。</p>																																																								

頁	新	頁	旧
2-22	<p><b>(4) 水道施設の応急復旧</b>                      災害のため、上水道施設に被害の発生のおそれがある場合又は発生した場合において、市は、市内の富士見市管工事業協同組合の協力を得る必要があると認められた時は業者の出動を要請し、上水道施設の防護措置・応急措置を講ずるものとする。                      住民に対しては、不良箇所を発見した場合、速やかに市へ連絡するよう周知する。</p> <p><b>(5) 災害救助法が適用された場合の措置</b>                      災害救助法が適用された場合の給水にかかわる費用や期間等は実費弁償基準に定めるところによる。</p> <p><b>3 生活必需品等の確保・供給</b></p> <p><b>(1) 供給対象者</b>  <u>災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にあるもの。</u></p> <p><b>(2) 生活必需品の調達方法</b>                      ② 調達数が不足又は調達不可能な場合は、市は県に調達を要請する。</p> <p><b>(3) 生活必需品等の輸送</b>                      ① 生活必需品等物資の集積場所は、次のとおりとする。</p>	2-18	<p><b>(5) 水道施設の応急復旧</b>                      災害のため、上水道施設に被害の発生のおそれがある場合又は発生した場合において、市長（本部長）は、市内の富士見市管工事業協同組合の協力を得る必要があると認められた時は業者の出動を要請し、上水道施設の防護措置・応急措置を講ずるものとする。                      住民に対しては、不良箇所を発見した場合、速やかに水道部へ連絡するよう周知する。</p> <p><b>(6) 災害救助法が適用された場合の措置</b>                      災害救助法が適用された場合の給水にかかわる費用や期間等は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準早見表」（平成13年 埼玉県告示 393号）に定めるところによる。</p> <p><b>3 生活必需品等の確保・供給 【救助部、避難食糧部】</b></p> <p><b>(1) 担当及び任務</b>  <del>救助部長が必要物資を確保し、避難食糧部と協力して供給、貸与する。</del></p> <p><b>(2) 供給対象者</b>  <u>住宅被害によって、衣類、寝具、炊事用具等の生活必需品を喪失、又はき損し、これらの物資を入手できないため日常生活に困窮している被災者に対して支給する。</u></p> <p><b>(3) 生活必需品の調達方法</b>                      ② 調達数が不足又は調達不可能な場合は、市長は県知事に調達を要請する。</p> <p><b>(4) 生活必需品等の輸送</b>                      ① 救援生活必需品等物資の集積場所は、次のとおりとする。</p>
2-23	<p><b>(4) 生活必需品等の配分</b>                      ① 給（貸）与する生活必需品の品目等の決定                      市は、被災者に給（貸）与する生活必需品の品目、数量等について、災害の状況に応じて、原則として災害救助法に定める限度額の範囲内でその都度定める。                      ② 生活必需品の配分                      市は、給（貸）与対象者の把握に努めるとともに、物資の給（貸）与場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てた後、町会及び自主防災組織の協力を得て、被災者に公平に交付する。</p>	2-19	<p><b>(5) 生活必需品等の配分</b>                      ① 給（貸）与する生活必需品の品目等の決定                      市長（本部長）は、被災者に給（貸）与する生活必需品の品目、数量等について、災害の状況に応じて、原則として災害救助法に定める限度額の範囲内でその都度定める。                      ② 生活必需品の配分                      救助部救助班は、給（貸）与対象者の把握に努めるとともに、物資の給（貸）与場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てた後、自主防災組織及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。</p>

頁	新	頁	旧
2-23	<p><b>(5) 災害救助法が適用された場合の措置</b>                      災害救助法が適用された場合の、生活必需品等の供給活動にかかわる費用及び期間等は、<u>実費弁償基準</u>によるものとする。                      この場合、速やかにその内容を詳細に県に報告する。                      【資料2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】</p> <p><b>(6) 義援物資の保管と配分</b></p>	2-19	<p><b>(6) 災害救助法が適用された場合の措置</b>                      災害救助法が適用された場合の、生活必需品等の供給活動にかかわる費用及び期間等は、「<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準早見表</u>」（平成13年 埼玉県告示 393号）【資料2-2-8（資料編 p 4-72）】によるものとする。                      この場合、速やかにその内容を詳細に県知事に報告する。</p> <p><b>(7) 義援物資の保管と配分</b></p>
2-24	<p><b>第8節 環境衛生対策</b></p> <p><b>1 廃棄物処理対策</b></p> <p><b>(1) 廃棄物の処理</b>                      災害の状況により市で処理できない場合は、近隣市町の応援を要請するほか、県に技術援助等必要な協力を要請する。</p> <p>① 排出量の推定方法                      災害時には、平常時に排出されるごみの他に、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の残骸、建築物の破損窓ガラス類、看板等の落下破損物等が廃棄物として排出される</p> <p>② 収集処理                      イ 収集処理方法                      (イ)大規模災害時は、被災家屋、避難所等から発生する廃棄物、生活ごみ等について集積場所を指定し、廃棄物処理業者の協力を得て迅速に処理する。</p> <p>オ 人員・資機材                      市塵芥収集委託業者及び廃棄物処理許可業者、富士見市災害対策協力会に人員、車両、重機等の協力を求める。</p> <p>③ 廃棄物処理対策                      市の委託業者等による処理が困難な場合は、県及び近隣市町へ応援の要請をする。</p> <p>⑥ 環境汚染対策                      倒壊家屋等被災建物の解体処理に伴い、ダンプ等大型重機・車両の交通量の増大、騒音、粉塵・アスベストの飛散、焼却によるダイオキシンの発生などの環境問題が生じるおそれがある。このため、関係機関と連携して迅速な処理と併せて環境対策について適切な対応を行う。</p>	2-20	<p><b>第8節 環境衛生対策</b></p> <p><b>1 廃棄物処理対策</b> <del>【復旧処理部】</del></p> <p><del>(1) 担当及び任務</del>  <del>復旧処理部長が廃棄物及びし尿処理等の対策を行う。災害の状況により市で処理できない場合は、近隣市町の応援を要請するほか、県（環境防災部）に技術援助等必要な協力を要請する。</del></p> <p><b>(2) 廃棄物の処理</b></p> <p>③ 排出量の推定方法                      災害時には、平常時に排出されるごみの他に、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の残骸、建築物の破損窓ガラス類、看板等の落下破損物が廃棄物として排出される</p> <p>④ 収集処理                      イ 収集処理方法                      (イ)大規模災害時のときは、被災家屋、避難所等から発生する廃棄物、生活ごみ等については集積場所を指定し、廃棄物処理業者の協力を得て迅速に処理する。</p> <p>オ 人員・資機材                      市清掃作業員、市有塵芥収集車等で不足する場合は、市塵芥収集委託業者及び廃棄物処理許可業者、富士見市災害対策協力会に人員、車両、重機等の協力を求める。</p> <p>⑤ 廃棄物処理対策                      市の委託業者等による処理が困難な場合は、県及び近隣市町へ応援の要請をする。</p> <p>⑦ 環境汚染対策                      倒壊家屋等被災建物の解体処理に伴い、ダンプ等大型重機・車両の交通量の増大、騒音、粉塵・アスベストの飛散、焼却によるダイオキシンの発生などの環境問題が発生するおそれがある。このため、関係機関と連携して迅速な処理と併せて環境対策について適切な対応を行う。</p>
2-25			

頁	新	頁	旧												
2-25	<p><b>(2) し尿処理</b></p> <p>① トイレ対策                      ア 災害によりトイレが使用不能となった場合は、共同の仮設トイレを設けるなどの対策を講ずる。                      イ 仮設トイレの設置場所、設置数は被災者数等を考慮して地域対策本部と協議して行う。                      ウ 仮設トイレの設置基数と収集頻度は、一基当り使用者60～70人、収集を毎日1回を基準に維持に努めることとする。                      エ <u>必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行うものとする。</u></p> <p>② 収集処理                      ウ し尿処理場</p>	2-21	<p><b>(3) し尿処理</b></p> <p>① トイレ対策                      ア 災害によりトイレが使用不能となった場合は、<u>簡易トイレの配布又は、必要により臨時の貯留場所を設け、或いは共同の仮設トイレを設けるなどの対策を講ずる。</u>                      イ 仮設トイレの設置場所、設置数は被災者数等を考慮して地域対策本部と協議して行う。                      ウ 仮設トイレの設置基数と収集頻度は、一基当り使用者60～70人、収集を毎日1回を基準に維持に努めることとする。</p> <p>② 収集処理                      ウ し尿処理場</p>												
2-26	<table border="1" data-bbox="241 727 1081 839"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入間東部地区衛生組合</td> <td>ふじみ野市駒林1066 Tel261-4891</td> <td>39Kℓ / 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ <u>水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所が使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。</u></p> <p><b>(3) 処理施設の応急復旧</b></p> <p><b>(1) 防疫</b></p> <p>② 防疫実施班の編成                      災害対策本部は、<u>朝霞保健所の協力を得て防疫活動を行うため、次の係を編成する。</u></p>	名 称	所 在 地	処理能力	入間東部地区衛生組合	ふじみ野市駒林1066 Tel261-4891	39Kℓ / 日		<table border="1" data-bbox="1254 727 2094 839"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入間東部地区衛生組合</td> <td>上福岡市駒林1066 Tel261-4891</td> <td>184Kℓ / 日</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(4) 処理施設の応急復旧</b></p> <p><b>2 防疫活動 【救助部、応急対策各部】</b></p> <p><del>(1) 担当及び任務</del>                      災害対策本部救助部長が応急対策各部長と共同で防疫・保健衛生対策を行う。</p> <p><b>(2) 防疫</b></p> <p>② 防疫実施班の編成                      災害対策本部救助部は、<u>所沢保健所の協力を得て防疫活動を行うため、次の係を編成する。</u></p>	名 称	所 在 地	処理能力	入間東部地区衛生組合	上福岡市駒林1066 Tel261-4891	184Kℓ / 日
名 称	所 在 地	処理能力													
入間東部地区衛生組合	ふじみ野市駒林1066 Tel261-4891	39Kℓ / 日													
名 称	所 在 地	処理能力													
入間東部地区衛生組合	上福岡市駒林1066 Tel261-4891	184Kℓ / 日													

頁	新	頁	旧																																																				
2-26	<table border="1" data-bbox="241 288 1081 627"> <tr> <td>健康調査係</td> <td>保健師を中心とした家庭訪問による健康調査を行い、感染症を発見した場合は、感染源等を調査する。</td> </tr> <tr> <td>健康診断係</td> <td>消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について検便を実施する。</td> </tr> <tr> <td>清掃係</td> <td>感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする。</td> </tr> <tr> <td>消毒係</td> <td>薬品により消毒を実施する。</td> </tr> <tr> <td>ねずみ族・昆虫駆除係</td> <td>薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除を行う。</td> </tr> <tr> <td>予防接種係</td> <td>定期又は臨時に実施する。</td> </tr> </table> <p data-bbox="241 775 1115 879">(2) 防疫用薬剤及び資機材の確保 防疫用の薬剤及び資機材は、備蓄分で不足する場合には、災害対策本部が市内の取扱業者及び県から調達する。</p> <p data-bbox="241 887 443 919"><b>3 動物愛護</b></p> <p data-bbox="241 927 1115 1102">災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。</p>	健康調査係	保健師を中心とした家庭訪問による健康調査を行い、感染症を発見した場合は、感染源等を調査する。	健康診断係	消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について検便を実施する。	清掃係	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする。	消毒係	薬品により消毒を実施する。	ねずみ族・昆虫駆除係	薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除を行う。	予防接種係	定期又は臨時に実施する。	2-22	<table border="1" data-bbox="1256 288 2096 711"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">1 班 の 所 要 人 員</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>保健所</th> <th>市</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検病疫学調査係</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康診断係</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td>4</td> <td>医師・保健師・保健所1人1人</td> </tr> <tr> <td>ねずみ族昆虫駆除係</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> <td>応急対策部機動班</td> </tr> <tr> <td>消毒係</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> <td>応急対策部機動班</td> </tr> <tr> <td>予防接種係</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td>4</td> <td>医師・保健師・保健所1人1人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1256 751 2130 855">(3) 防疫用薬剤及び資機材の確保 防疫用の薬剤及び資機材は、備蓄分で不足する場合には、救助部保健指導班が市内の取扱業者及び県から調達する。</p>	区分	1 班 の 所 要 人 員				備 考	保健所	市	その他	計	検病疫学調査係	1	2		3		健康診断係	2	2		4	医師・保健師・保健所1人1人	ねずみ族昆虫駆除係		5		5	応急対策部機動班	消毒係		5		5	応急対策部機動班	予防接種係	2	2		4	医師・保健師・保健所1人1人
健康調査係	保健師を中心とした家庭訪問による健康調査を行い、感染症を発見した場合は、感染源等を調査する。																																																						
健康診断係	消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について検便を実施する。																																																						
清掃係	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃をする。																																																						
消毒係	薬品により消毒を実施する。																																																						
ねずみ族・昆虫駆除係	薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じねずみ駆除を行う。																																																						
予防接種係	定期又は臨時に実施する。																																																						
区分	1 班 の 所 要 人 員				備 考																																																		
	保健所	市	その他	計																																																			
検病疫学調査係	1	2		3																																																			
健康診断係	2	2		4	医師・保健師・保健所1人1人																																																		
ねずみ族昆虫駆除係		5		5	応急対策部機動班																																																		
消毒係		5		5	応急対策部機動班																																																		
予防接種係	2	2		4	医師・保健師・保健所1人1人																																																		
2-27	<p data-bbox="241 1110 1115 1214">(1) 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、獣医師会、動物関係団体等と協力の上、保護する。</p> <p data-bbox="241 1222 1115 1468">(2) 避難所における動物の適正な飼養 ア 飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 イ 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。</p>																																																						

頁	新	頁	旧
2-27	<p><u>ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</u></p> <p><u>動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。</u></p> <p><b>(3) 情報の交換</b>  <u>県動物救護本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。</u></p> <p>ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況                      イ 必要資機材、獣医師の派遣要請                      ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望                      エ 他都縣市への連絡調整及び応援要請</p> <p><b>(4) その他</b>  <u>動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。</u></p>		
2-28	<p><b>第9節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋葬対策</b></p> <p><b>1 行方不明者の搜索</b>                      市は、警察、消防、消防団及び自衛隊等の関係機関と緊密に連携して、行方不明者を迅速に搜索し、救助し、又は遺体の収容、身元の確認を行う。</p> <p><b>(2) 搜索用資機材の確保</b>                      搜索用資機材は消防団及び市所有のものを用い、不足を生じる場合には災害対策本部が確保する。</p>	2-22	<p><b>第9節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋葬対策</b>  <del>【救助部、水防団、警察、消防、自衛隊等】</del>                      災害により死亡又は死亡していると推定される被災者の搜索及び遺体の収容は次のように行う。</p> <p><b>1 担当及び任務</b>                      救助部長と水防団長が共同で、警察、消防及び自衛隊等の関係機関と緊密に連携して迅速に搜索し、救助し、又は遺体の収容、身元の確認を行う。</p> <p><b>2 行方不明者の搜索</b></p> <p><b>(2) 搜索用資機材の確保</b>                      搜索用資機材は消防団及び市所有のものを用い、不足を生じる場合には庶務部資材管理班が確保する。</p>

頁	新	頁	旧
2-28	<p><b>2 遺体の処理・収容</b></p> <p>(1) 処理・収容体制</p> <p>① 警察による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、警察署、消防署の協力を得て、遺体安置所に輸送し、収容する。災害救助法が適用された場合において、<u>県の協定に基づき日赤救護班が行う。</u></p> <p>② 遺体の搬送は、関係機関・団体、市民等あらゆる車両を手配して行うとともに、衛生管理上必要なドライアイス、棺桶等を関係業者から確保する。</p> <p>(2) 遺体の収容</p> <p>① 遺体安置所の開設</p> <p>市は災害現場付近の適当な場所（公共建物等）に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。また、必要により検視所を併設する。</p>	2-23	<p><b>3 遺体の処理・収容</b></p> <p>(1) 処理・収容体制</p> <p>① 警察による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、警察署、消防署の協力を得て、遺体安置所に輸送し、収容する。市は災害救助法が適用された場合において、<u>知事を補助して遺体を搬送し収容するものとする。</u></p> <p>② 遺体の搬送は、関係機関・団体、市民等あらゆる車両を手配し、<u>同時に</u>衛生管理上必要なドライアイス、棺桶等を関係業者から確保する。</p> <p>(2) 遺体の収容</p> <p>① 遺体安置所の開設</p> <p>市は災害現場付近の適当な場所（公共建物、公園、寺院）に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。 また、<u>前記安置所に遺体収容のための適当な既存建物がない場合には、天幕・幕張等を設置し、納棺用品等の器具を確保する。更に、必要により、</u>検視所を併設する。</p> <p>(3) 災害救助法が適用された場合の費用等</p> <p>遺体の処理に要した費用は、<u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準早見表」（平成13年 埼玉県告示 393号）</u> <u>【資料2-2-8（資料編p4-72）】</u>の範囲内において市長が県に請求できるものとする。</p>
2-29	<p>(3) 災害救助法が適用された場合の費用等</p> <p>遺体の処理に要した費用は、<u>実費弁償基準</u>の範囲内において市長が県に請求できるものとする。 【資料2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】</p> <p><b>3 遺体の埋・火葬</b></p> <p>(1) 遺体の埋・火葬</p> <p>① 市が必要と認めるものについては、応急的に埋・火葬を行うものとする。</p> <p>③ 家族、縁故者等で遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合、市は遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引渡す。 近隣の火葬場の現況を下表に示す。 <u>【資料2-2-21 遺骨及び遺留品処理票】</u> <u>【資料2-2-22 火葬場一覧】</u></p>	2-22	<p><b>4 遺体の埋・火葬</b></p> <p>(1) 遺体の埋・火葬</p> <p>① <del>市長（本部長）</del>が必要と認めるものについては、応急的に埋・火葬を行うものとする。</p> <p>③ 家族、縁故者等で遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合、市は<u>【資料2-2-22（資料編p4-90）】</u>により整理の上、引渡す。 近隣の火葬場の現況を下表に示す。</p>



頁	新	頁	旧																
2-29	<p>(3) 身元不明遺体の仮埋葬 火葬した遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺体として市が定める場所に移管する。 【資料2-2-23 遺体安置所】</p>	2-24	<p><b>火葬場一覧</b></p> <table border="1" data-bbox="1256 288 2121 549"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>能力</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川越市斎場</td> <td>川越市旭町1-20-9 TEL 049-242-2739</td> <td>1日 9体</td> <td>連絡先 川越市役所 市民課 TEL 049-242-2739</td> </tr> <tr> <td>所沢市斎場</td> <td>所沢市北原町1282 TEL 049-293-9911</td> <td>1日 12体</td> <td>連絡先 所沢市役所 市民課 TEL 049-298-1111</td> </tr> <tr> <td>(株)戸田 葬祭場</td> <td>東京都板橋区船渡4-15-1 TEL 03-3966-4241</td> <td>1日 98体</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 身元不明遺体の仮埋葬 火葬又は仮埋葬した遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺体として市が定める場所に移管する。 【資料2-2-21 市内の葬祭業者等(資料編 p4-90)】</p>	施設名	所在地	能力	摘要	川越市斎場	川越市旭町1-20-9 TEL 049-242-2739	1日 9体	連絡先 川越市役所 市民課 TEL 049-242-2739	所沢市斎場	所沢市北原町1282 TEL 049-293-9911	1日 12体	連絡先 所沢市役所 市民課 TEL 049-298-1111	(株)戸田 葬祭場	東京都板橋区船渡4-15-1 TEL 03-3966-4241	1日 98体	
施設名	所在地	能力	摘要																
川越市斎場	川越市旭町1-20-9 TEL 049-242-2739	1日 9体	連絡先 川越市役所 市民課 TEL 049-242-2739																
所沢市斎場	所沢市北原町1282 TEL 049-293-9911	1日 12体	連絡先 所沢市役所 市民課 TEL 049-298-1111																
(株)戸田 葬祭場	東京都板橋区船渡4-15-1 TEL 03-3966-4241	1日 98体																	
2-30	<p><b>第10節 公共施設等の応急対策</b> <b>1 公共建築物の応急対策</b> (1) 公共施設の応急対策 ④ 機械設備、電気設備の点検を行う。  ⑤ 非常用電源の確保を行う。 ⑥ ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講ずる。 ⑦ その他管理上、注意を要する施設・設備に関しては、その固有の特性・機能について必要な点検措置をあらかじめ定める。 (2) 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定調査の実施 応急危険度判定は、災害直後に被災した一般建築物・住宅等の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を調査済み(使用可)、要注意(改修するまで使用不可)、危険(使用不可)の三段階で判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。 被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する。</p>	2-25	<p><b>第10節 公共施設等の応急対策</b> <b>1 公共建築物の応急対策</b> <del>【各施設の管理者、庶務部】</del> (1) 公共施設の応急対策 ④ 機械設備、電気設備の点検を行う。 <del>ア 冷暖房</del> <del>イ その他必要な伝記、機械の運転</del>  ⑤ ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講ずる。 ⑥ その他管理上、注意を要する施設・設備に関しては、その固有の特性・機能について必要な点検措置をあらかじめ定める。 (2) 応急危険度判定調査の実施</p>																

頁	新	頁	旧
2-30	<p>① 各施設の管理責任者は、災害対策本部に被害状況を報告し、被災施設の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定調査を要請する。</p> <p>② 災害対策本部は市職員及び市内の有資格者に被災した公共建築物の調査を依頼する。また、有資格者が不足し、短期に判定を終了することが困難な場合は、県に対して判定に関する支援を要請する。</p> <p>③ 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の結果は、必要な注意を付して建物の周囲に掲示するとともに関係者に通知する。</p> <p><b>(3) 被災度区分判定調査の実施</b> 被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。 各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建築業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。</p> <p><b>(4) 応急措置</b> 応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。</p>	2-25	<p>① 各施設の管理責任者は、災害対策本部庶務部被害調査班に被害状況を報告し、被災施設の応急危険度判定調査を要請する。</p> <p>② 庶務部長は市職員及び市内の有資格者に被災した公共建築物の調査を依頼する。また、有資格者が不足し、短期に判定を終了することが困難な場合は、県知事に対して判定に関する支援を要請する。</p> <p>③ 応急危険度判定の結果は、必要な注意を付して建物の周囲に掲示するとともに関係者に通知する。</p>
2-31	<p><b>2 危険物取扱施設の応急対策</b></p> <p>(1) 消防危険物施設</p> <p>① 活動方針 消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設責任者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防署に通報する。通報を受けた者は、直ちに市、警察等関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。</p> <p>④ 応急措置 施設責任者は、消防、警察、関係機関との連絡を密にして<u>速やかに</u>次の措置を講じる。</p>		<p><b>2 危険物取扱施設の応急対策</b> <del>【施設管理者、入間東部地区消防組合、警察】</del></p> <p>(1) 消防危険物施設</p> <p>① 活動方針 消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設責任者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに入間東部地区消防組合消防署に通報する。通報を受けた者は、直ちに市、警察等関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。</p> <p>② 応急措置 施設責任者は、<u>入間東部地区消防組合消防署、警察、関係機関との連絡を密にし、</u>次の措置を講じる。</p>

頁	新	頁	旧
2-31	<p><b>(2) 高圧ガス</b></p> <p>① 活動方針 高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに関係機関に通報させる。</p> <p>② 応急措置 ア 高圧ガス災害については、「<u>埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）</u>」により対処する。 イ 施設等の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして<u>速やかに</u>次の措置を講ずる。</p> <p><b>(3) 火薬類災害応急対策計画</b></p> <p>① 活動方針 火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、<u>速やかに</u>警察署、消防署に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。</p> <p>② 応急措置 施設の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして<u>速やかに</u>次の措置を講ずる。</p> <p><b>(4) 毒物・劇物災害応急対策計画</b></p> <p>① 活動方針 毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設責任者が、直ちに、その旨を朝霞保健所、警察署又は消防署に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。</p>	2-26	<p><b>(2) 高圧ガス</b></p> <p>① 活動方針 高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに関係機関に通報させる。</p> <p>④ 応急措置 ア 高圧ガス災害については、「<u>高圧ガス移動車両等事故応急対策要領（昭和53年12月4日施行、昭和55年11月6日改正）</u>」により対処する。 イ 施設等の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして<u>すみやかに</u>次の措置を講ずる。</p> <p><b>(3) 火薬類災害応急対策計画</b></p> <p>① 活動方針 火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、<u>すみやかに</u>警察署、入間東部地区消防組合消防署に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。</p> <p>② 応急措置 施設の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして<u>すみやかに</u>次の措置を講ずる。</p> <p><b>(4) 毒物・劇物災害応急対策計画</b></p> <p>① 活動方針 毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設責任者が、直ちに、その旨を<u>所沢</u>保健所、警察署又は入間東部地区消防組合消防本部に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。</p>
2-32	<p><b>(3) 火薬類災害応急対策計画</b></p> <p>① 活動方針 火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、<u>速やかに</u>警察署、消防署に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。</p> <p>② 応急措置 施設の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして<u>速やかに</u>次の措置を講ずる。</p> <p><b>(4) 毒物・劇物災害応急対策計画</b></p> <p>① 活動方針 毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設責任者が、直ちに、その旨を朝霞保健所、警察署又は消防署に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。</p>		<p><b>(3) 火薬類災害応急対策計画</b></p> <p>① 活動方針 火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、<u>すみやかに</u>警察署、入間東部地区消防組合消防署に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。</p> <p>② 応急措置 施設の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして<u>すみやかに</u>次の措置を講ずる。</p> <p><b>(4) 毒物・劇物災害応急対策計画</b></p> <p>① 活動方針 毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設責任者が、直ちに、その旨を<u>所沢</u>保健所、警察署又は入間東部地区消防組合消防本部に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。</p>

頁	新	頁	旧
2-32	<p><b>3 家畜及び畜産施設の応急対策</b>                      事業主は、家畜及び畜産施設に被害があった場合、<u>市</u>に被災状況を通報する。<u>市</u>は被害状況の調査結果をとりまとめ、川越家畜保健衛生所に報告する。</p> <p><b>4 上水道施設の応急対策</b></p> <p>(1) 被害状況の把握                      市は、被害状況の調査及び応急復旧を行う。</p>	2-27	<p><b>3 家畜及び畜産施設の応急対策</b>【<del>事業主、農業振興課、庶務部被害調査班</del>】                      事業主は、家畜及び畜産施設に被害があった場合、<u>農業振興課</u>に被災状況を通報する。<u>農業振興課</u>は被害状況を調査し、<u>庶務部被害調査班</u>に報告する。<u>市長</u>は、調査結果をとりまとめ、川越家畜保健衛生所(川越市石田152 TEL225-4141)に報告する。</p> <p><b>4 上水道施設の応急対策</b> 【<del>水道部、庶務部被害調査班・庶務班</del>】                      (1) <del>担当及び任務</del>                      水道部長が、被害状況の調査及び応急復旧を行う。                      (2) 被害状況の把握                      調査結果及び復旧対策の状況を速やかに災害対策本部庶務部被害調査班に報告する。                      (3) 施設の応急復旧</p>
2-33	<p>(2) 施設の応急復旧                      ② 復旧体制の確立                      カ 宅地内給水設備の修繕は、<u>市</u>が窓口となり、富士見市管工事業協同組合と迅速に対応する。                      (3) 応急復旧要員及び資機材の確保                      復旧作業は、<u>市</u>が中心となり、<u>富士見市管工事業協同組合</u>と協力して作業を実施する。                      (4) 市民への広報                      市は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、臨時給水場所等を定期的に、防災行政無線、広報車による巡回、避難所等への掲示、<u>防災メール、緊急速報メール、マスコミ</u>などあらゆる手段を活用して行う。</p>	2-28	<p>(2) 復旧体制の確立                      カ 宅地内給水設備の修繕は、<u>水道部</u>が窓口となり、富士見市管工事業協同組合と迅速に対応する。                      (4) 応急復旧要員及び資機材の確保                      復旧作業は、<u>水道部</u>を中心として行うものとする。<u>労力が不足する場合には、市内の富士見市管工事業協同組合に協力を依頼し、作業を実施する。</u>                      (5) 市民への広報                      庶務部長は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、臨時給水場所等を定期的に、防災行政無線、広報車による巡回、避難所等への掲示、マスコミなどあらゆる手段を活用して緻密に行う。</p>
2-34	<p><b>5 下水道施設の応急対策</b></p> <p>(1) 被害状況の把握                      市は、埼玉県荒川右岸下水道事務所と連携し、市内公共下水設備及び排水路等の被害状況を把握する。</p>		<p><b>5 下水道施設の応急対策</b>【<del>建設部下水道課、庶務部庶務班・被害調査班</del>】                      (1) <del>担当及び任務</del>                      建設部下水道課長は、<u>埼玉県荒川右岸流域下水道事務所</u>と連携し、<u>市内公共下水設備及び排水路等の被害調査及び応急対策</u>を行う。                      (2) 被害状況の把握                      被害状況を速やかに災害対策本部庶務部被害調査班に報告する。</p>

頁	新	頁	旧
2-34	<p><b>(2) 施設の応急復旧対策</b>  <b>(3) 要員及び資機材の確保</b>                      市は、復旧作業に必要な要員及び資機材が不足する場合には、市内工事関係業者に協力を依頼し、また災害対策本部を通じて隣接市町及び県等に支援を要請する。</p> <p><b>(4) 市民への広報</b>                      市は、下水道施設の被害状況、復旧の見通し、仮設トイレ設置場所等を定期的に、防災行政無線、広報車等による巡回、避難所等への掲示、<u>防災メール、緊急速報メール、マスコミ</u>などあらゆる手段を活用して行う。</p> <p><b>6 道路交通施設の応急対策</b></p> <p><b>(1) 道路被害情報の収集・伝達</b>                      市は、<u>国、県の道路管理者及び東入間警察署と連携して、</u>道路に関する情報を収集するとともに、被害箇所及び危険箇所を把握し、交通規制、う回路の設定などについて東入間警察署と対応を協議する。</p> <p><b>(2) 市道の応急対策</b>                      市道の路面及び交通施設等の損壊、流出、埋没その他により交通に支障が生じた場合は、道路・橋梁等の補強、崩壊土砂等の撤去、一時的な付替道路の開設、う回道路の選定、交通標示を行う、被害が広範囲で甚大な場合は、<u>災害対策本部</u>を通じて自衛隊等他機関の応援を要請する。</p>	2-29	<p><b>(3) 施設の応急復旧対策</b>  <b>(4) 要員及び資機材の確保</b>                      建設部下水道課長は、復旧作業に必要な要員及び資機材が不足する場合には、市内工事関係業者に協力を依頼し、また災害対策本部庶務部庶務班を通じて隣接市町及び県等に支援を要請する。</p> <p><b>(5) 市民への広報</b>                      庶務部長は、下水道施設の被害状況、復旧の見通し、仮設トイレ設置場所等を定期的に、防災行政無線、広報車等による巡回、避難所等への掲示、マスコミなどあらゆる手段を活用して緻密に行う。</p> <p><b>6 道路交通施設の応急対策</b> <del>【建設部道路交通課、災害対策本部各部】</del></p> <p><del>(1) 担当及び任務</del>                      建設部道路交通課長は、<del>国、県の道路管理者及び東入間警察署長と連携して、</del>道路交通施設の被害状況を調査し、迅速に円滑に通行できるよう応急対策をする。</p> <p><b>(2) 道路被害情報の収集・伝達</b>                      道路交通課長は、<del>災害対策本部各部署の協力を得て、</del>道路に関する情報を収集し、被害箇所及び危険箇所を把握し、交通規制、う回路の設定などについて東入間警察署と対応を協議する。</p> <p><b>(3) 市道の応急対策</b>                      市道の路面及び交通施設等の損壊、流出、埋没その他により交通に支障が生じた場合は、道路・橋梁等の補強、崩壊土砂等の撤去、一時的な付替道路の開設、う回道路の選定、交通標示を行う、被害が広範囲で甚大な場合は、<u>庶務部庶務班</u>を通じて自衛隊等他機関の応援を要請する。</p>
2-35	<p><b>7 鉄道施設の応急対策</b> <b>【東武鉄道株式会社】</b></p> <p><b>(1) 基本方針</b>                      計画の目的を達成するため、<u>大規模地震発生時の被害を想定し、輸送施設の整備を図るとともに教育訓練の充実等により震災に対処するものとする。</u></p>		

頁	新	頁	旧						
2-35	<p><b>(2) 応急対策</b></p> <p>① <u>災害時の活動組織の編成計画</u></p> <p>ア <u>災害対策本部</u>                      大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。（鉄道事業本部防災規定 第5条）</p> <p>イ <u>現地対策本部</u>                      特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。（鉄道事業本部防災規定 第7条）</p> <p>ウ <u>災害対策総本部</u>                      アの鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。（災害対策規定 第9条）</p> <p>② <u>初動措置計画</u>                      災害発生時における被害を最小限にとどめるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、平常時から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制の確立を図る。</p> <p>ア <u>列車の運転体制</u></p> <table border="1" data-bbox="241 906 1104 1225"> <tr> <td data-bbox="241 906 409 1013">指令者の取扱い</td> <td data-bbox="409 906 1104 1013">運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報告を受けたときは、運転取扱実施基準の定めに基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1013 409 1120">駅長の取扱い</td> <td data-bbox="409 1013 1104 1120">強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転上危険と認めたときは、列車運転を見合わせ運転指令者に報告する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1120 409 1225">乗務員の取扱い</td> <td data-bbox="409 1120 1104 1225">強い地震を感知もしくは列車無線により震度4以上の通告を受けたときは、速やかに安全な位置に停車し異常の有無を確かめる。</td> </tr> </table> <p>イ <u>施設担当者の取扱い</u>                      強い地震を感知したときは、要注意箇所 の点検を行ない必要により列車防護、運転指令に対する速報、復旧手配等を行う。</p> <p>ウ <u>電気指令の取扱い</u>                      東電電源（通常）が停止したときは、予備線からの受電に努める。（高圧配電線については自動切替送電する。）</p>	指令者の取扱い	運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報告を受けたときは、運転取扱実施基準の定めに基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。	駅長の取扱い	強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転上危険と認めたときは、列車運転を見合わせ運転指令者に報告する。	乗務員の取扱い	強い地震を感知もしくは列車無線により震度4以上の通告を受けたときは、速やかに安全な位置に停車し異常の有無を確かめる。		
指令者の取扱い	運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報告を受けたときは、運転取扱実施基準の定めに基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。								
駅長の取扱い	強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転上危険と認めたときは、列車運転を見合わせ運転指令者に報告する。								
乗務員の取扱い	強い地震を感知もしくは列車無線により震度4以上の通告を受けたときは、速やかに安全な位置に停車し異常の有無を確かめる。								

頁	新	頁	旧						
2-35	<p>③ <u>列車の脱線転覆時等の救出・救護計画</u>  <u>列車の脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧や救急活動については、運転取扱実施基準及び鉄道運転事故応急処理手続きにより処理をする。</u></p>								
2-36	<p>④ <u>災害時の通信、情報連絡体制</u>  <u>災害発生の場合、迅速、適切な処置をおこなうためには、正確、迅速な連絡体制が必要であり、社内通信網を活用し、社内及び関係他機関とも密接な情報連絡を行い、情報の収集に努めるとともに、復旧の迅速、適切化に努める。</u>  <u>情報連絡系統は、「災害時の情報連絡系統図（東武鉄道）」のとおりである。</u></p> <p>⑤ <u>旅客に対する避難誘導計画</u>  <u>ア 駅における避難誘導</u>  <u>旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動で、適切な旅客誘導を図る。</u>  <u>イ 列車乗客の避難</u></p> <table border="1" data-bbox="241 831 1081 1059"> <tr> <td data-bbox="241 831 398 946"><u>通報連絡</u></td> <td data-bbox="398 831 1081 946"><u>車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 946 398 986"><u>放送案内</u></td> <td data-bbox="398 946 1081 986"><u>車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 986 398 1059"><u>避難誘導</u></td> <td data-bbox="398 986 1081 1059"><u>乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客の誘導を図る。</u></td> </tr> </table>	<u>通報連絡</u>	<u>車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。</u>	<u>放送案内</u>	<u>車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。</u>	<u>避難誘導</u>	<u>乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客の誘導を図る。</u>		
<u>通報連絡</u>	<u>車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。</u>								
<u>放送案内</u>	<u>車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。</u>								
<u>避難誘導</u>	<u>乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客の誘導を図る。</u>								
2-37	<p><b>8 電気施設応急対策 【東京電力株式会社 志木支社】</b>  <u>地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。</u>  <u>(1) 応急対策</u>  <u>① 応急対策人員</u>  <u>応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。</u></p>								

頁	新	頁	旧
2-37	<p>ア 非常災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。</p> <p>イ 社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。</p> <p>② 災害時における広報宣伝</p> <p>ア 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>(2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。</p> <p>(3) 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。</p> <p>(4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。</p> <p>(5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> <p>(6) 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。</p> <p>(7) 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。</p> <p>(8) その他事故防止のため留意すべき事項。</p> </div> <p>イ 震災時における県民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。</p> <p>ウ 上記①及び②については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。なお、この伝達経路は以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 感電事故防止周知 各現業機関→PR車→直接一般公衆に周知する</p> <p>(2) 復旧周知 非常災害対策支店本部→県災害対策本部</p> </div> <p>③ 災害時における危険予防措置</p> <p>電力供給の重要性をふまえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。</p>		



頁	新	頁	旧
2-38	<p><b>(2) 復旧</b></p> <p>① 被害状況の早期把握  <u>全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。</u></p> <p>②災害時における復旧資機材の確保</p> <p>ア 調達  <u>非常災害対策本（支）部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。</u></p> <p>(ア) 請負工事会社保管在庫の相互流用</p> <p>(イ) 本（支）部相互の流用</p> <p>(ウ) 本店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材）</p> <p>イ 輸送  <u>非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図る。</u>  <u>なお、道路被害状況（橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。</u></p> <p>ウ 復旧資材置場の確保  <u>災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図る。</u></p> <p><b>(3) 復旧順位</b>  <u>災害普及計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。</u></p>		

頁	新	頁	旧
2-39	<p><b>9 ガス施設応急対策 【大東ガス株式会社】</b></p> <p>大東ガス株式会社は、災害のため都市ガス施設に被害発生のおそれのある場合、又は発生した場合において、都市ガス施設並びに都市ガス供給にかかる二次災害の未然防止と被害の早期復旧を図る。</p> <p><b>(1) 災害時における組織</b></p> <p>地震発生時には大東ガス株式会社の定める「地震時ガス導管緊急措置・復旧措置」（以下「マニュアル」と記す。）に基づき、災害対策本部をはじめとする指示命令系統組織を編成し、マニュアルに定める二次災害防止に係わる情報収集活動・二次災害防止活動・広報活動・被害復旧活動他をおこなう。</p> <p><b>(2) 主な緊急措置活動</b></p> <p>① 情報の収集活動の実施</p> <p>ア 地震計による地震規模の確認</p> <p>イ 報道機関等による地震規模の確認</p> <p>ウ 緊急巡回による被害状況の把握</p> <p>エ ガス送出量及び圧力の監視</p> <p>オ ガス漏洩等の通報状況の把握など</p> <p>② 二次災害の防止活動の実施</p> <p>以下の場合、広域または特定の地区の緊急供給停止を実施する。</p> <p>ア 大東ガス本社の地震計のSI値が60カイン以上を記録した場合（広域）</p> <p>イ ガス送出量または圧力がマニュアルに定める閾値を超えた場合（広域）</p> <p>ウ 情報収集の結果緊急停止が妥当と判断された場合（広域・特定の地区）</p> <p>③ 外部機関への報告、連絡、応援要請の実施</p> <p>ア 日本ガス協会をはじめとする関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況報告</li> <li>・応援要請（必要に応じて）</li> </ul> <p>イ自治体、報道機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給停止状況など</li> </ul>		

頁	新	頁	旧
2-39	<p>④ <u>巡回またはホームページによるお客様への広報の実施</u>            ア <u>ホームページによる供給停止状況に関する広報</u>            イ <u>供給停止地区に対する巡回による広報</u>            ウ <u>二次災害防止に係わる事項のホームページまたは巡回による広報</u>  <u>(必要に応じて)</u>            ⑤ <u>供給継続地区の保安管理活動</u>            ア <u>漏洩調査</u>            イ <u>漏洩修理 など</u>  <b>(3) 応急供給の実施</b>  <u>災害のため都市ガスが供給不能となった場合は、病院、避難所、主要公共施設等を優先に、移動式ガス発生設備による応急供給をおこなう。なお、応急供給をおこなう条件は次のとおりとし、その優先順位は大東ガス株式会社の災害対策本部が行政機関等と協議して決定する。</u>            ① <u>当該建物が都市ガスの供給を受けている</u>            ② <u>当該建物のガス設備、ガス消費機器に漏洩等の異常がない</u></p>		
2-40	<p><b>(4) 被害復旧活動の実施</b>  <u>被害調査の結果をもとに、優先順位・工程を決定し実施する。</u></p>		
2-41	<p><b>10 電気通信設備の応急対策 【東日本電信電話株式会社埼玉支店】</b>  <b>(1) 応急対策</b>            ① <u>災害時の活動体制</u>            ア <u>災害対策本部の設置</u>  <u>災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉支店に災害対策本部を設置する。</u>            イ <u>情報連絡</u>  <u>災害が発生し、または発生する恐れがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。</u>            ② <u>応急措置</u>            ア <u>重要回線の確保</u>  <u>行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。</u></p>		

頁	新	頁	旧
2-41	<p><u>イ 特設公衆電話の設置</u>  <u>災害救助法が適用された場合等には、避難場所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</u></p> <p><u>ウ 通信の利用制限</u>  <u>通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。</u></p> <p><u>エ 災害用伝言ダイヤル等の提供</u>  <u>地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</u></p> <p>③ 応急復旧対策  <u>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</u></p> <p><u>ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</u></p> <p><u>イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。</u></p> <p><u>ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。</u></p> <p>④ 災害時の広報  <u>ア 災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</u></p> <p><u>イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。</u></p> <p><u>ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。</u></p>		
2-42			

頁	新	頁	旧
2-42	<p><b>(2) 復旧対策</b></p> <p>① <u>復旧要員計画</u>                      ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、                      他支店等から応援措置を講ずる。                      イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員                      の応援措置を講ずる。</p> <p>② <u>移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動</u></p> <p>③ <u>被災状況の把握</u>                      早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、                      直通連絡回線・携帯無線等の利用等による情報収集活動等を行う。</p> <p>④ <u>通信のふくそう対策</u>                      通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、臨時通信回線                      設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。</p> <p>⑤ <u>復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施                      する。</u></p>		
2-43	<p><b>第11節 帰宅困難者対策</b></p> <p><b>1 市内に滞在する帰宅困難者への対応</b></p> <p>(1) 事業所等の対応</p> <p>① 事業所等の責任者は、<u>発災時に自社従業員等の安全確保、保護の                      ため、一斉帰宅行動を抑制するよう努め、帰宅が困難となる従業                      員等がいる場合は、事業所内等安全な場所に収容し、帰宅が可能                      となるまで生活支援を行う。</u></p> <p>② <u>訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員                      等同様な対応が取れるよう対策を検討する。</u></p> <p>③ 事業所等の責任者は、非常時に従業員の安全を確保するための対                      策（非常食、宿泊用品、生活物資等の備蓄、防災設備・資材の充                      実、防災訓練等）を平常時から行っておく。</p> <p>④ 状況によって被災した周辺住民の救助・生活支援等の活動を行う。</p>	<p>2-29</p> <p>2-30</p>	<p><b>第11節 帰宅困難者対策</b> <b>【救助部】</b></p> <p><b>1—担当及び任務</b>                      災害対策本部救助部長が帰宅困難者対策を行う。</p> <p><b>2 市内に滞在する帰宅困難者への対応</b></p> <p>(1) 事業所等の対応</p> <p>① 事業所等の責任者は、帰宅が困難となる従業員等がいる場合は、                      事業所内等安全な場所に収容し、帰宅が可能となるまで生活支援                      を行う。</p> <p>② 事業所等の責任者は、非常時に従業員の安全を確保するための対                      策（非常食、宿泊用品、生活物資等の備蓄、防災設備・資材の充                      実、防災訓練等）を平常時から行っておく。</p> <p>③ 状況によって被災した周辺住民の救助・生活支援等の活動を行う。</p>

頁	新	頁	旧
2-43	<p><b>2 駅周辺の混乱防止対策</b>  <u>鉄道の運行停止により市内駅周辺において、乗降客等の帰宅困難者が発生している場合は、東武鉄道株式会社に対し、運行再開の見込みや、駅前滞留者の概数等について情報を収集するとともに、一時滞在施設の開設等、市の対応について伝達する。また、一時滞在施設の開設までの協力を要請する。</u></p> <p><b>3 一時滞在施設の確保</b>  <b>(1) 主要駅周辺における一時滞在施設の確保</b>                      ① <u>地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。</u>                      ② <u>一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。</u>                      ③ <u>駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、東入間警察署の協力を得る。</u>  <b>(2) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供</b>                      ① <u>一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。</u></p>		
2-44	<p><b>4 帰宅困難者への支援</b>  <u>徒歩帰宅者への支援として、県がトイレ・水道水・情報を提供する帰宅支援ステーションとして協定を締結しているガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等と連携し、一時滞在施設に加え、一時休憩所として利用できるよう各事業者に要請する。                      一時休憩所を開設した場合、主要道路沿いに、休憩所の開設及び位置等を示した案内看板を設置するなど、帰宅困難者に対する広報を行う。</u></p> <p><b>5 災害救助法の適用検討</b>  <u>大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。</u></p>		

頁	新	頁	旧																																							
2-44	<p><b>6 情報提供等</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>情報の提供、広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ、ラジオ等の放送、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</li> <li>危機管理・災害情報ブログによる情報提供</li> <li>緊急速報メールによる情報提供</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>情報の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩帰宅者への簡易地図等の配布</li> <li>市ホームページに関連情報を掲載</li> <li>防災メール及び緊急速報メールによる情報提供</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>鉄道機関</td> <td>情報の提供、広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>安否確認手段の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル（171）</li> <li>特設公衆電話の設置等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>各携帯電話事業者</td> <td>安否確認手段の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言板</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ等放送・報道機関</td> <td>情報の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	項目	対策内容	県	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ、ラジオ等の放送、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</li> <li>危機管理・災害情報ブログによる情報提供</li> <li>緊急速報メールによる情報提供</li> </ul>	市	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩帰宅者への簡易地図等の配布</li> <li>市ホームページに関連情報を掲載</li> <li>防災メール及び緊急速報メールによる情報提供</li> </ul>	鉄道機関	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</li> </ul>	東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル（171）</li> <li>特設公衆電話の設置等</li> </ul>	各携帯電話事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言板</li> </ul>	ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）</li> </ul>	2-30	<p><b>4 情報提供等</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>情報の提供、広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ、ラジオ等の放送、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</li> <li><del>都内における情報の結節点として、情報の発信及び収集機能を有する「情報センター新宿」の活用（東京都との連絡調整）</del></li> <li>県ホームページに「災害伝言板」を開設</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>情報の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩帰宅者への簡易地図等の配布</li> <li>市ホームページに関連情報を掲載</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>鉄道機関</td> <td>情報の提供、広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>安否確認手段の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル（171）・特設公衆電話の設置等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ等放送・報道機関</td> <td>情報の提供</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	項目	対策内容	県	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ、ラジオ等の放送、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</li> <li><del>都内における情報の結節点として、情報の発信及び収集機能を有する「情報センター新宿」の活用（東京都との連絡調整）</del></li> <li>県ホームページに「災害伝言板」を開設</li> </ul>	市	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩帰宅者への簡易地図等の配布</li> <li>市ホームページに関連情報を掲載</li> </ul>	鉄道機関	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</li> </ul>	東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル（171）・特設公衆電話の設置等</li> </ul>	ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）</li> </ul>
実施機関	項目	対策内容																																								
県	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ、ラジオ等の放送、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</li> <li>危機管理・災害情報ブログによる情報提供</li> <li>緊急速報メールによる情報提供</li> </ul>																																								
市	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩帰宅者への簡易地図等の配布</li> <li>市ホームページに関連情報を掲載</li> <li>防災メール及び緊急速報メールによる情報提供</li> </ul>																																								
鉄道機関	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</li> </ul>																																								
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル（171）</li> <li>特設公衆電話の設置等</li> </ul>																																								
各携帯電話事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言板</li> </ul>																																								
ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）</li> </ul>																																								
実施機関	項目	対策内容																																								
県	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ、ラジオ等の放送、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</li> <li><del>都内における情報の結節点として、情報の発信及び収集機能を有する「情報センター新宿」の活用（東京都との連絡調整）</del></li> <li>県ホームページに「災害伝言板」を開設</li> </ul>																																								
市	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩帰宅者への簡易地図等の配布</li> <li>市ホームページに関連情報を掲載</li> </ul>																																								
鉄道機関	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</li> </ul>																																								
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用伝言ダイヤル（171）・特設公衆電話の設置等</li> </ul>																																								
ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）</li> </ul>																																								
2-45	<p><b>第12節 文教対策</b></p> <p>教育委員会教育長が各学校長と連携して応急教育対策を行う。また、各学校長は学区の災害要因を勘案し、学校ごとに学校防災マニュアルを作成し、迅速な対応を図る。</p> <p><b>1 下校・休校等の応急措置</b></p> <p>(1) 在校時の発災の場合</p> <p>① 児童・生徒の避難</p>	2-31	<p><b>第12節 文教対策</b> <del>【教育委員会、各学校長】</del></p> <p><del>1 担当及び任務</del></p> <p>教育委員会教育長が各学校長と連携して応急教育対策を行う。また、各学校長は学区の災害要因を勘案し、学校ごとに<b>対策</b>マニュアルを作成し、迅速な対応を図る。</p> <p><b>2 下校・休校等の応急措置</b></p> <p>(1) 在校時の発災の場合</p> <p>① 児童・生徒の避難</p>																																							

頁	新	頁	旧
2-45	<p>校長は地震が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。また、ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、必要に応じ適切な緊急避難の指示を与え、安全な避難所に誘導をする。</p> <p>さらに災害の規模、児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。</p> <p>② 児童・生徒の帰宅方法 通学路が安全であると判断した場合は、できる限り教職員による引率等により安全を確認し、通学班による集団下校を行う。 大規模地震発生の際警戒宣言が発令されている場合や通学路に被害が発生し下校時の安全が確保できないと判断した場合、交通機関の途絶により保護者が帰宅できないことが予想される場合には、児童生徒を学校に留め置き、保護者への引渡しを実施する。</p> <p>③ 保護者との連絡方法 電話が使える場合は学校連絡網で行う。また、保護者が避難所へ避難する場合には、保護者の届出により避難所管理責任者が連絡を行う。</p> <p>④ その他 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。</p>	2-31	<p>校長は必要に応じ適切な緊急避難の指示を与える。さらに災害の規模、児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。</p> <p>② 児童・生徒の帰宅方法 <del>特に小学校低学年児童の帰宅にあたっては、夕方や被災域付近への帰宅の場合、原則として直接保護者へ引渡す。やむを得ない場合には職員が引率する。</del> <del>その他の場合には、低高学年混合の集団下校とする。</del></p> <p>③ 保護者との連絡方法 電話が使える場合は学校連絡網で行う。<del>電話通信が不通の場合には、町会を通じて行う。</del>また、保護者が避難所へ避難する場合には、保護者の届出により避難所管理責任者が連絡を行う。</p>
2-46	<p>(2) 在校時外の発災の場合</p> <p>③ 被災状況により休業措置を決定した場合には、<u>学校災害メール、学校連絡網等</u>によって児童・生徒へ連絡する。なお、通信途絶等の場合には防災行政無線や広報車で周知する。</p> <p>(3) 帰宅困難者対策</p> <p>① <u>発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる。</u></p> <p>② <u>飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など日頃からの体制整備に努める。</u></p> <p>③ <u>災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。</u></p>	2-32	<p>(2) 在校時外の発災の場合</p> <p>③ 被災状況により休業措置を決定した場合には、<u>学校連絡網</u>によって児童・生徒へ連絡する。なお、通信途絶等の場合には防災行政無線や広報車で周知する。</p>



頁	新	頁	旧
<p>2-46 2-47</p>	<p><b>2 応急教育の実施</b> (3) 応急教育の方法 学校施設等の確保状況に応じ、二部授業、学級合同授業、短縮授業等を実施する。</p> <p><b>3 教材、学用品等の支給</b></p> <p>(1) 学用品の給与を受けるもの (2) 小学校、中学校及び特別支援学校の児童・生徒。</p> <p>(3) 災害救助法が適用された場合の費用等 学用品の給与に要した費用は実費弁償基準の範囲内において市が県に請求する。 【資料2-2-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】</p> <p><b>4 給食に関する措置</b> (1) 情報の収集と連絡 災害の発生によって学校給食の運営が極めて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合、教育長は、その状況を災害対策本部に報告するものとする。 (3) 一時停止措置 (2) 給食施設及び送電・給水・排水ラインが被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間</p>	<p>2-32</p>	<p><b>3 応急教育の実施</b> (3) 応急教育の方法 学校施設等の確保状況に応じ、二部授業、学級合併授業、短縮授業等を実施する。</p> <p><b>4 教材、学用品等の支給</b></p> <p>(1) 学用品の給与を受けるもの (2) 小学校の児童及び中学校の生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小・中学部の児童・生徒を含む）</p>
<p>2-48</p>	<p>(3) 災害救助法が適用された場合の費用等 学用品の給与に要した費用は実費弁償基準の範囲内において市が県に請求する。 【資料2-2-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】</p> <p><b>5 学校施設の衛生管理</b> 学校長は、被害の状況により施設の防疫及び教職員、児童生徒に感染症予防接種や健康診断が必要な場合、災害対策本部に消毒等の対策を要請する。</p> <p><b>6 学校施設の緊急使用</b> (4) 避難者の名簿の作成及び移動の記録を行う。 (5) 避難者の所属団体（学校、会社等）に安否情報を提供する。 (6) 避難者に必要な情報を提供する。 (7) 避難者に物資等を配給等生活支援に必要なことを行う。</p>	<p>2-33</p>	<p>(3) 災害救助法が適用された場合の費用等 学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準早見表」（平成13年 埼玉県告示393号）【資料2-2-8（資料編p4-72）】の範囲内において市が県に請求する。</p> <p><b>5 給食に関する措置</b> (1) 情報の収集と連絡 災害の発生によって学校給食の運営が極めて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合、教育長は、下記によりその状況を災害対策本部長に報告するものとする。 (3) 一時停止措置 (2) 給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間</p> <p><b>6 学校施設の衛生管理</b> 学校長は、被害の状況により施設の防疫及び教職員、児童生徒に感染症予防接種や健康診断が必要な場合、災害対策本部救助本部長に消毒等の対策を要請する。</p> <p><b>7 学校施設の緊急使用</b> (4) 避難収容者の名簿の作成及び移動の記録を行う。 (5) 避難収容者の所属団体（学校、会社等）に安否情報を提供する。 (6) 避難収容者に必要な情報を提供する。 (7) 避難収容者に物資等を配給等生活支援に必要なことを行う。</p>

頁	新	頁	旧
2-58	<p><b>7 保育所等の措置</b></p> <p><b>(1) 安全の措置</b>  <u>保育所等では、地震等が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。また、保護者の迎えがない場合は、園児を保護する。</u>  <u>所長は災害の規模、園児、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部へ報告する。</u></p> <p><b>(2) 帰宅困難者対策</b></p> <p>① <u>保護者が帰宅困難者となって、園児の引き取りが困難な場合や、園児の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間施設内に留める対策を講じる。</u></p> <p>② <u>飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など日頃からの体制整備に努める。</u></p> <p>③ <u>災害時における保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。</u></p> <p><b>(3) 応急保育の実施</b>  <u>市は保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育が実施ができない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育所を設ける。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、臨時的な保育所で近隣の保育所を行う。</u></p>		
2-49	<p><b>8 文化財の応急対策</b></p> <p><u>文化財及びその収蔵・展示施設に震災被害が及んだ場合、以下の措置を迅速に実施する。</u>  <u>なお、ここでの文化財とは、指定文化財及び、その他全ての有形の文化的所産（建造物・絵画・彫刻・工芸品・古文書・考古資料・歴史資料・民俗資料・天然記念物等）を指す。</u>  <b>【資料3-1-3 市内文化財（国・県・市指定）一覧】</b></p> <p><b>(1) 被災状況の把握</b></p> <p>① <u>文化財及びその収蔵・展示施設の被災状況を迅速かつ正確に把握し、国及び県指定文化財については、文化庁・埼玉県教育委員会・関係各機関へ報告し、指示を受ける。</u></p>		

頁	新	頁	旧
2-49	<p>② <u>文化財への被害拡大を防ぐため、その所有者・管理者と連絡を取り合って、必要な指示を伝達する。</u></p> <p>③ <u>文化財の被害の把握については、復旧・二次被害の予防を見据えて、その状況を記録する。</u></p> <p><b>(2) 収蔵・展示施設の安全の点検と確保</b></p> <p>① <u>収蔵・展示施設の安全点検を行い、被害状況に応じた措置を講ずる。</u></p> <p>② <u>文化財への被害の拡大を防ぎ、予防するため、危険物等を取り除き、安全を確保する。</u></p> <p>③ <u>展示施設においては、入館者の避難誘導を迅速に行い、安全を確保する。</u></p> <p>④ <u>収蔵・展示施設に甚大な損害を受けた場合、管理体制と安全性が確保できる公共施設に文化財を一時的に移す措置を講ずる。</u></p> <p><b>(3) 文化財の応急措置</b></p> <p>① <u>被害を受けた文化財に対しては、その状況・材質等に応じた応急措置を講じ、安全と現状の保存を図る。</u></p> <p>② <u>移動可能な文化財に被災が及ぶと判断される場合、または被害を受けた場合は、その所有者・管理者と連携し、安全な公共施設に一時的に移動し保管する。</u></p> <p>③ <u>倒壊・倒木等の恐れのある文化財に対しては、二次災害の予防に努める。</u></p> <p><b>9 郷土資料の応急対策</b></p> <p><u>郷土資料及びその所蔵施設に震災被害が及んだ場合、以下の措置を迅速に実施する。なお、ここでの郷土資料とは、郷土行政資料及び、渋谷定輔文庫、その他富士見市に関する全ての有形の資料（図書、雑誌、新聞、冊子、地図、映像資料、音声資料、データファイル等）を指す。</u></p>		
2-50	<p><b>(1) 被災状況の把握</b></p> <p>① <u>郷土資料及びその所蔵施設の被災状況を迅速かつ正確に把握する。</u></p> <p>② <u>郷土資料の被害の把握については、復旧・二次被害の予防を見据えて、その状況を記録する。</u></p>		

頁	新	頁	旧
2-50	<p><b>(2) 所蔵施設の安全の点検と確保</b></p> <p>① <u>所蔵施設の安全点検を行い、被害状況に応じた措置を講ずる。</u></p> <p>② <u>郷土資料への被害の拡大を防ぎ、予防するため、危険物等を取り除き、安全を確保する。</u></p> <p>③ <u>開架施設においては、来館者の避難誘導を迅速に行い、安全を確保する。</u></p> <p>④ <u>所蔵施設に甚大な損害を受けた場合、管理体制と安全性が確保できる公共施設に郷土資料を一時的に移す措置を講ずる。</u></p> <p><b>(3) 郷土資料の応急措置</b></p> <p>① <u>被害を受けた郷土資料に対しては、その状況・材質等に応じた応急措置を講じ、安全と現状の保存を図る。</u></p> <p>② <u>郷土資料に被災が及ぶと判断される場合、または被害を受けた場合は、その管理者と連携し、安全な公共施設に一時的に移動し保管する。</u></p>		
2-51	<p><u>文教対策一覧表</u></p> <p>② <u>臨時休業又は短縮授業を行わせる。</u></p>	2-35	<p>文教対策一覧表</p> <p>② 必要時間、臨時休業又は短縮授業を行わせる。</p>
2-52	<p><b>第13節 災害時要援護者等の安全確保対策</b></p> <p>災害時に適応した行動がとりにくい高齢者、身体に障害がある方、乳幼児、外国人等特に配慮が必要な災害時要援護者の安全を確保し、きめ細やかな生活支援を行う。<u>なお、必要に応じて福祉避難所の設置を行う。</u></p> <p><b>1 高齢者、障がい者等の避難対応</b></p> <p><b>(1) 安否確認</b></p> <p>市は、各居室に取り残された災害時要援護者の安否確認を実施する。<u>その際に、あらかじめ作成した「災害時要援護者リスト」及び「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン(個別計画)」等を活用し、町会・自主防災組織、民生委員等の協力を得て行う。</u></p>	2-36	<p><b>第13節 高齢者、障害者等特に配慮を要する被災者対策 【救助部】</b></p> <p>災害時に適応した行動がとりにくい高齢者、身体に障害がある方、乳幼児、外国人等特に配慮が必要な被災者の安全を確保し、きめ細やかな生活支援を行う。</p> <p><b>1 担当及び任務</b></p> <p>災害対策本部救助部長が住民組織の協力を得て高齢者、障害者等特に配慮を要する被災者対策を行う。</p> <p><b>2 高齢者、障害者等の避難対応</b></p>

頁	新	頁	旧
2-52	<p><b>(2) 避難所に避難する場合</b>  <u>町会・自主防災組織、民生委員等、近隣住民による安否確認、救出、避難行動の援助、医療施設等への同伴等を基本とするが、支援が困難な場合は福祉関係団体等に協力を要請するとともに、災害対策本部職員等を派遣する。</u>  <u>避難所管理者は、災害時要援護者の体調を管理するために、トイレ、冷暖房器具、食事、健康管理等に配慮する。また、職員（保健師）、民生委員などにより、チームを編成し、避難所で生活する災害時要援護者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。</u></p> <p><b>(3) 避難所から福祉避難所へ移送する場合</b>                      避難所運営管理者は老人福祉施設入所者等、特に介護が必要と判断される者がいる場合は、<u>災害対策本部に通報し、施設管理者と協議して迅速に福祉避難所へ移送する。</u>状況に応じて、本人、家族の希望があれば家族も一緒に収容する。</p> <p><b>(4) 避難しないで在宅する場合</b>                      災害対策本部は、<u>町会・自主防災組織、民生委員等の協力を得て在宅状況を把握し、富士見市ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携して巡回パトロール、ホームヘルパー、介護者及び手話通訳者の派遣などの対応を行う。</u>                      なお、<u>必要に応じ食料、飲料水、生活必需品等の生活援助物資等を配給する。</u></p> <p><b>2 乳幼児への対応</b>  <b>(1) 避難所に避難する場合</b>                      不特定多数の避難者の中で授乳や夜泣き等で避難者間でストレスが高まることもあるため、乳幼児を抱える家族については、区画された専用場所を設ける。  <u>また、乳幼児に必要な粉ミルク、おむつ等の物資については、迅速に調達して配給する。</u></p>	2-36	<p><b>(1) 避難所に避難する場合</b>  <del>① 近所の住民による安否確認、救出等（避難まで時間的ゆとりがある場合は災害対策本部救助部が職員等を派遣する。）</del>  <del>② 近所の住民による避難所までの避難行動の援助、医療施設等への同伴等（避難まで時間的ゆとりがある場合は、災害対策本部救助部が職員等を派遣する。）</del>  <del>③ 避難所管理者による体調を維持するための配慮                      ……トイレ、冷暖房器具、食事、健康管理等</del></p> <p><b>(2) 避難所から福祉避難所へ移動する場合</b>  <del>① 避難所管理者は老人福祉施設入所者、障害児者福祉施設入所者、特に介護が必要と判断される高齢者がいる場合は、災害対策本部救助部に通報する。</del>  <del>② 災害対策本部救助部は、施設管理者と協議して迅速に老人福祉施設、障害児者福祉施設に開設する福祉避難所へ移動して収容する。状況に応じて、本人、家族の希望があれば家族も一緒に収容する。</del></p> <p><b>(3) 避難しないで在宅する場合</b>  <del>① 災害対策本部救助部は、住民組織の協力を得て在宅状況を把握し、富士見市ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携して巡回パトロール、ホームヘルパー、介護者及び手話通訳者の派遣などの対応を行う。</del>  <del>② 災害対策本部救助部は、必要に応じ生活援助物資等を配給する。</del></p> <p><b>3 乳幼児への対応</b>  <b>(1) 避難所に避難する場合</b>  <del>① 不特定多数の避難者の中で授乳や夜泣き等で避難者間でストレスが高まることもあるため、乳幼児を抱える家族については、区画された専用場所を設ける。</del>  <del>② 乳幼児に必要な粉ミルク、おむつ等の物資については、迅速に調達して配給する。</del></p>

頁	新	頁	旧
2-52	<p>(2) <b>避難しないで在宅する場合</b>                      災害対策本部は、<u>町会・自主防災組織、民生委員等</u>の協力を得て在宅状況を把握し、巡回パトロール及び母子保健推進員の派遣などの対応を行うとともに、必要に応じ生活支援物資等を配給する。</p>	2-36	<p>(2) <b>避難しないで在宅する場合</b>                      ①—災害対策本部救助部は、<u>住民組織</u>の協力を得て在宅状況を把握し、巡回パトロール及び母子保健推進員の派遣などの対応を行う。                      ②—災害対策本部救助部は、必要に応じ生活支援物資等を配給する。</p>
2-53	<p><b>3 外国人への対応</b>                      地震に不慣れな外国人の場合はより不安な状態となることから、<u>多言語</u>による情報提供、生活支援及び精神的ケアを行うよう努める。また、避難所への収容、安否確認、物資の配給、生活支援等を平等に行う。</p> <p>(1) <b>安否確認の実施</b>                      災害対策本部は、外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、<u>語学ボランティア団体及び町会・自主防災組織等</u>の協力を得て、市内に居住する外国人の人数や所在の把握に努める。</p> <p>(2) <b>情報提供</b>                      県と連携して、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を<u>適宜</u>行う。</p> <p>(3) <b>相談窓口の開設</b>                      県、ふじみの国際交流センター、<u>語学ボランティア団体等と連携・協力しながら</u>、災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談窓口の開設に<u>務める。</u></p>	2-37	<p><b>4 外国人への対応</b>                      地震に不慣れな外国人の場合はより不安な状態となることから、<u>母国語</u>による情報提供、生活支援及び精神的ケアを行う。また、避難所への収容、安否確認、物資の配給、生活支援等を平等に行う。</p> <p>(1) <b>安否確認の実施</b>                      救助部長は、外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、<u>語学ボランティア及び町会、自主防災組織等</u>の協力を得て、市内に居住する外国人の人数や所在の把握に努める。</p> <p><del>(2) <b>避難誘導の実施</b>                      広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する<u>速やかな避難誘導</u>を行う。</del></p> <p>(3) <b>情報提供</b>                      県と連携して、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、<u>外国語通訳ボランティアの派遣、多言語の情報紙の発行による生活情報の提供を随時</u>行う。</p> <p>(4) <b>相談窓口の開設</b>  <u>富士見市国際交流協会、ふじみの国際交流センター、外国人団体等と連携して、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。</u>各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に<u>応じる。</u></p>
2-54	<p><b>第14節 住宅の応急復旧対策</b></p>		<p><b>第14節 住宅の応急復旧対策</b> <del>【庶務部、復旧処理部、応急対策部】</del></p> <p><del>1 <b>実施責任者</b></del></p> <p>(1) <del>市長（本部長）が実施責任者となり、復旧処理部長と各応急対策部長が協力して実施に当たる。災害救助法が適用された場合には、場所、入居候補者の選定を行う。</del></p> <p>(2) <del>建物の設置については県が行う。ただし、県が直接実施することができない場合には、委任を受けて設置等を市長（本部長）が行う。</del></p>

頁	新	頁	旧
2-54	<p><b>1 応急危険度判定等の実施</b></p> <p>(1) <b>被災建築物応急危険度判定調査</b>                      災害対策本部は、被災建築物の応急危険度判定調査を以下の要領で実施する。</p> <p>(2) <b>被災宅地危険度判定調査</b>  <u>二次災害の軽減防止を目的として、いち早く宅地の危険度を判定するため、災害対策本部は、被災宅地危険度判定調査を以下の要領で実施する。</u></p> <p>① <u>大規模な地震によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。</u></p> <p>② <u>被災宅地危険度判定の結果は、危険宅地（この宅地に入ることは危険）、要注意宅地（この宅地に入る場合は十分に注意する）、調査済宅地（この宅地の被災程度は小さい）の三段階とし、見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにする。</u></p> <p>(3) <b>被災度区分判定調査</b>  <u>被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものであり、復興計画の策定などに必要があった場合に、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府：平成22年3月）」等に基づいて実施する。</u></p> <p>(4) <b>応急措置に関する相談及び広報</b>                      災害対策本部は、倒壊のおそれのある建築物、外壁等の脱落、屋外取付物等の落下などの危険防止に関する相談を実施する。                      また、建築物の倒壊、落下物等による事故防止のために住民に対する広報を実施する。</p>	2-37	<p><b>2 応急危険度判定の実施</b></p> <p>(1) <b>被災建築物応急危険度判定調査</b>                      災害対策本部庶務部長（被害調査班）は、被災建築物の応急危険度判定調査を以下の要領で実施する。</p>
2-55	<p><b>2 応急仮設住宅の設置</b></p> <p>(2) <b>入居者の選定基準</b>                      ・ひとり親家庭</p>	2-38	<p>(2) <b>応急措置に関する相談及び広報</b>  <del>復旧処理部長は、庶務部長と連携し、応急措置に関する相談及び広報を実施する。</del></p> <p>① <del>倒壊のおそれのある建築物、外壁等の脱落、屋外取付物等の落下などの危険防止に関する相談を実施する。</del></p> <p>② <del>建築物の倒壊、落下物等による事故防止のために住民に対する広報を実施する。</del></p> <p><b>3 応急仮設住宅の設置</b></p> <p>(2) <b>入居者の選定基準</b>                      ・母子家庭</p>

頁	新	頁	旧
2-55	<p>(3) 応急仮設住宅の設置戸数・規模 災害救助法が適用された場合の、仮設住宅設置にかかわる費用期間等の措置は、<u>実費弁償基準</u>によるものとする。 【資料2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】</p> <p><b>(4) 建設用地の確保</b> 建設地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等から知事又は市長が決める。<u>この場合、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、災害時要援護者及びペットの使用状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。</u></p>	2-38 2-39	<p>(3) 応急仮設住宅の設置戸数・規模 災害救助法が適用された場合の、仮設住宅設置にかかわる費用期間等の措置は、<u>「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準早見表」</u>（平成13年 埼玉県告示 393号）【資料2-2-8（資料編p4-72）】によるものとする。</p> <p><b>(4) 建設地の選定基準</b> 建設地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等から知事又は市長が決める。<u>この場合、住み慣れた地域にとどまりたいと希望する被災者の心情や高齢者・障害者等に対して十分な配慮をしなければならない。</u></p>
2-56	<p><b>(5) 応急仮設住宅の建設</b> 市は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、仮設住宅を建設する。<u>なお、気象条件や災害時要援護者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。</u> ただし、災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。なお、知事の職権の一部が委任された場合は市長が行う。</p> <p><b>3 既存住宅の利用</b></p> <p><b>(1) 公的住宅の利用</b> 市は、市営住宅等の公営住宅の空家を、一時的に供給する。</p> <p>① 公的住宅の確保 <u>震災時に市営住宅等の空家の確保に努めるとともに、国、県や他の自治体、公社等に空家を提供依頼し、被災者に提供する。</u></p> <p>② 入居資格 <u>入居資格は、「2 応急仮設住宅の設置(1) 入居対象者」に準ずる者のほか、市長が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。</u></p> <p>③ その他 ア <u>入居者の選定に際しては、高齢者世帯や身体障がい者世帯等の災害時要援護者を優先する。</u> イ <u>入居に際しては、それまでの地域的な結びつき、近隣の状況等のコミュニティの形成及びペットの使用状況に対する配慮を行う。</u></p>		<p><b>(5) 建設資材と建設業者の確保</b> <del>応急仮設住宅の建設は、市内の建設関係業者【資料2-2-24 資材建設業者一覧(資料編p4-92)】の協力を得て建設する。</del> ただし、災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。なお、知事の職権の一部が委任された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は市長（本部長）が行う。</p>



頁	新	頁	旧
2-56	<p><b>4 住宅の応急修理</b></p> <p>(1) <b>修理対象者の基準</b>                      災害対策本部は、<u>災害救助法が適用された場合</u>、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について必要最小限度の修理を行う。</p> <p>(3) <b>一戸当たりの修理費基準</b>                      住宅の修理にかかわる費用期間等の措置は、<u>実費弁償基準</u>によるものとし、費用を県に請求する。                      【資料2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】</p>	2-39	<p><b>4 住宅の応急修理</b></p> <p>(1) <b>修理対象者の基準</b>                      復旧処理部長は、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について必要最小限度の修理を行い、<u>災害救助法が適用された場合には、その結果を県へ報告する。</u></p> <p>(3) <b>一戸当たりの修理費基準</b>                      災害救助法が適用された場合の、住宅の修理にかかわる費用期間等の措置は、「<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準早見表</u>」（平成13年 埼玉県告示 393号）【資料2-2-8（資料編 p4-72）】によるものとし、費用を県に請求する。</p>
2-57	<p>(4) <b>応急修理の方法</b>                      資材及び応急修理は、<u>富士見市災害対策協力会等</u>に協力を依頼する。資材が不足する場合には、県に要請し、調達の協力を求める。</p> <p><b>5 住宅関係の障害物除去</b></p> <p>災害対策本部は、<u>富士見市災害対策協力会等</u>の協力を得て効率的に実施する。</p> <p>(1) <b>対象住居</b></p> <p>(2) <b>障害物除去の方法</b></p> <p>① 除去作業に必要な資機材の確保                      労力や機械力が不足する場合には、川越県土整備事務所を通じて、隣接市町からの派遣を要請する。</p> <p>③ 災害救助法が適用された場合の費用及び実施期間  <u>実費弁償基準</u>に定める基準による。</p>		<p>(4) <b>応急修理の方法</b>                      資材及び応急修理は、<u>市内の土木建設業者</u>に協力を依頼する。資材が不足する場合には、<u>県（県土整備部）</u>に要請し、調達の協力を求める。</p> <p><b>5 住宅関係の障害物除去</b></p> <p>(1) <b>担当及び任務</b>                      復旧処理部長は、<u>応急対策各部長と連携し、富士見市災害対策協力会等</u>の協力を得て効率的に実施する。</p> <p>(2) <b>対象住居</b></p> <p>(3) <b>障害物除去の方法</b>                      災害救助法が適用されない場合は、<u>市長（本部長）</u>が特に必要と認められたものについて障害物の除去を行う。災害救助法が適用される場合は、<u>市長（本部長）</u>は総括部総括班の報告に基づき、(2)の基準を満たす者を選定し障害物の除去を実施する。                      なお、応援が必要な場合には、<u>県へ要請する。</u></p> <p>① 除去作業に必要な資機材の確保  <del>ア 市保有の器具及び機械を使用して実施する。</del>                      イ 労力や機械力が不足する場合には、川越県土整備事務所を通じて、隣接市町からの派遣を要請する。                      ウ <del>必要に応じて、市内関係業者に協力を依頼する。</del></p> <p>③ 災害救助法が適用された場合の費用及び実施期間                      「<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準</u></p>

頁	新	頁	旧
	<p><u>【資料2-2-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】</u></p>		<p>早見表」（平成13年 埼玉県告示 393号）<del>【資料2-2-8（資料編p4-72）】</del>に定める基準による。</p>
2-58	<p><b>第15節 警備・交通規制対策</b></p> <p><b>1 警備対策</b></p> <p><u>(1) 発災直後の措置</u> 埼玉県地域防災計画により警察が警備活動が始めるまでの間、<u>町会・自主防災組織と連携して災害危険地域の住民への情報提供、避難誘導、交通規制、高齢者・障がい者等の安全を確保する。</u></p> <p><u>(2) 避難後の措置</u> 被災した地域及び住民が避難した地域での二次災害や犯罪を予防するための巡回点検、啓発等を<u>町会・地域住民組織と連携して行う</u>。特に死傷者等を発見したときは関係機関と協力して救出救護に努める。</p>	2-40	<p><del><b>第15節 警備・交通規制対策</b></del> <del>【水(消)防団、警察署】</del></p> <p><del><b>1 警備対策</b></del></p> <p><del>(1) 担当及び任務</del> <del>消防団長が警察署長と共同で住民の協力を得て警備対策を行う。</del></p> <p><u>(2) 発災直後の措置</u> 埼玉県地域防災計画により警察が警備活動が始めるまでの間、<u>地域住民リーダーの協力を求めて災害危険地域の住民への情報提供、避難誘導、交通規制、高齢者・障害者等の介護を要する人の援助を行う。</u></p> <p><u>(3) 避難後の措置</u> <u>住民が避難した地域での二次災害や犯罪を予防するための巡回点検、啓発等を地域住民組織と共同して行う</u>。特に死傷者等を発見したときは関係機関と協力して救出救護に努める。</p> <p><b>2 交通規制対策</b></p> <p><del>(1) 担当及び任務</del> <del>災害対策本部復旧処理部長と応急対策部各部長が共同して国、県の道路管理者及び警察と連携し、迅速な交通対策を行う。</del></p>
2-59	<p><u>(1) 交通応急対策</u> 災害対策本部が収集した情報などをもとに路線名、箇所、拡大の有無、う回路線の有無、その他被災の状況を国、県の道路管理者及び警察に通報し、対応を協議する。</p> <p><u>(2) 交通規制</u></p> <p><u>(3) 運転者のとるべき措置の周知徹底</u></p>	2-41	<p><u>(2) 交通応急対策</u> 災害対策本部情報部が収集した情報などをもとに路線名、箇所、拡大の有無、う回路線の有無、その他被災の状況を国、県の道路管理者及び警察に通報し、対応を協議する。</p> <p><u>(3) 交通規制</u></p> <p><u>(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底</u> <del>(4) 通行禁止区域内等において、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</del></p>

頁	新	頁	旧
2-60	<p><b>第3章 震災復旧・復興計画</b>  <b>第1節 災害復旧事業計画</b>  <b>1 災害復旧事業計画の策定</b>                      市長は、応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。                      災害復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、被災原因の除去に努めるよう県等の関係機関と情報交換及び連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。</p> <p>災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>公共土木施設災害復旧事業計画</u></li> <li>② <u>農林水産業施設災害復旧事業計画</u></li> <li>③ <u>都市災害復旧事業計画（街路、下水道、都市公園、堆積土砂排除等）</u></li> <li>④ <u>上下水道災害復旧事業計画</u></li> <li>⑤ <u>住宅災害復旧事業計画</u></li> <li>⑥ <u>社会福祉施設災害復旧事業計画</u></li> <li>⑦ <u>公立医療施設、病院等災害復旧事業計画</u></li> <li>⑧ <u>学校教育施設災害復旧事業計画</u></li> <li>⑨ <u>社会教育施設災害復旧事業計画</u></li> <li>⑩ <u>文化財災害復旧事業計画</u></li> <li>⑪ <u>復旧上必要な金融その他の資金計画</u></li> <li>⑫ <u>その他の災害復旧事業計画</u></li> </ol> <p><b>2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</b>                      市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。このうち、公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。</p>	2-43	<p><b>第3章 震災復旧・復興計画</b>  <b>第1節 災害復旧事業計画</b>  <b>1 災害復旧事業計画の策定</b> <del>【総合政策部】</del>                      市長は、応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。                      復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、被災原因の除去に努めるよう県等の関係機関と情報交換及び連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。                      総合政策部長は、<del>各部が作成する個別の事業計画をとりまとめ、各事業推進上の財政面での調整を行う。</del>                      災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>公共土木施設災害復旧計画事業計画</u> <del>（河川、道路）</del></li> <li>② <u>農林施設災害復旧事業計画</u></li> <li>③ <u>都市災害復旧事業計画（街路、下水道、都市公園、堆積土砂排除等）</u></li> <li>④ <u>上水道災害復旧事業計画</u></li> <li>⑤ <u>住宅災害復旧事業計画</u></li> <li>⑥ <u>社会福祉施設災害復旧事業計画</u></li> <li>⑦ <u>学校教育施設災害復旧事業計画</u></li> <li>⑧ <u>復旧上必要な金融その他の資金計画</u></li> <li>⑨ <u>その他の計画</u></li> </ol>

頁	新	頁	旧				
2-60	<p><u>なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。</u></p>						
2-61	<p><u>災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。</u></p> <p><b>(1) 法律に基づく財政援助措置</b>  <u>国は、法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法</u></li> <li>② <u>公立学校施設災害復旧国庫負担法</u></li> <li>③ <u>公営住宅法</u></li> <li>④ <u>土地区画整理法</u></li> <li>⑤ <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u></li> <li>⑥ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u></li> <li>⑦ <u>予防接種法</u></li> <li>⑧ <u>都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。</u></li> <li>⑨ <u>農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律</u></li> <li>⑩ <u>水道法</u></li> </ol> <p><b>(2) 激甚災害に係る財政援助措置</b>  <u>「激甚法」により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="241 1050 1084 1453"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 1050 412 1090">助成区分</th> <th data-bbox="412 1050 1084 1090">財政援助を受ける事業等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 1090 412 1453"> <u>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</u> </td> <td data-bbox="412 1090 1084 1453"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公共土木施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>公共土木施設復旧事業関連事業</u></li> <li>・ <u>公立学校施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>公営住宅災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>生活保護施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>児童福祉施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>老人福祉施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>身体障害者更正援助施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>知的障害者援護施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>女性保護施設災害復旧事業</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	助成区分	財政援助を受ける事業等	<u>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公共土木施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>公共土木施設復旧事業関連事業</u></li> <li>・ <u>公立学校施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>公営住宅災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>生活保護施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>児童福祉施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>老人福祉施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>身体障害者更正援助施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>知的障害者援護施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>女性保護施設災害復旧事業</u></li> </ul>		
助成区分	財政援助を受ける事業等						
<u>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公共土木施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>公共土木施設復旧事業関連事業</u></li> <li>・ <u>公立学校施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>公営住宅災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>生活保護施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>児童福祉施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>老人福祉施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>身体障害者更正援助施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>知的障害者援護施設災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>女性保護施設災害復旧事業</u></li> </ul>						

頁	新		頁	旧
2-61		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>感染症指定医療機関災害復旧事業</u></li> <li>・ <u>感染症予防事業</u></li> <li>・ <u>堆積土砂排除事業</u></li> <li>・ <u>たん水排除事業</u></li> </ul>		
2-62	農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</u></li> <li>・ <u>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</u></li> <li>・ <u>開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</u></li> <li>・ <u>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</u></li> <li>・ <u>森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助</u></li> <li>・ <u>森林災害復旧事業に対する補助</u></li> <li>・ <u>土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</u></li> </ul>		
	中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</u></li> <li>・ <u>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</u></li> <li>・ <u>事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</u></li> </ul>		
	その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</u></li> <li>・ <u>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</u></li> <li>・ <u>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</u></li> <li>・ <u>り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</u></li> <li>・ <u>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</u></li> <li>・ <u>母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</u></li> <li>・ <u>水防資材費の補助の特例</u></li> <li>・ <u>雇用保険法による求職者給付に関する特例</u></li> </ul>		

頁	新	頁	旧
2-62	<p><b>3 災害復旧事業の実施</b>                      復旧事業の実施にあたっては、<u>計画策定・事業費確定後速やかに</u>関係住民の理解と協力を<u>得て</u>、人員、機材等迅速に行える事業体制の整備に努める。                      復旧事業の事業費は、<u>事業費が決定され次第、速やかに措置されるよう</u>県との連携を図り、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。                      また、復旧事業の実施にあたっては、<u>緊急といえども関係住民に対して理解を得られるよう</u>に努める。                      なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し、<u>県の監督指導等を受けながら</u>行う。</p>	2-43	<p><b>2 災害復旧事業の実施</b>                      復旧事業の実施にあたっては、関係住民の理解と協力を<u>えて</u>、人員、機材等迅速に行える事業体制の整備に努める。</p>
2-62	<p><b>第2節 計画的な災害復興</b>  <b>1 災害復興対策本部の設置</b>                      市は、災害復旧対策を迅速に推進するために応急対策が一定の成果に達する等、その進捗状況に基づき、災害対策本部組織を改編し、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。  <b>2 災害復興計画の策定</b>                      (2) 災害復興計画の策定                      市長は、災害復興方針に基づき、市街地復興に関する<u>計画</u>、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画等及びその事業手法、財源確保、推進体制等に関する具体的な災害復興計画の策定を行う。  <b>3 災害復興事業の実施</b>                      (1) 市街地復興事業のための行政手続き                      ① 建築基準法第84条建築制限区域の指定                      市は、被災した市街地で<u>土地区画整理事業等の実施</u>が必要な場合は、県（県土整備部）に対して、建築基準法第84条による建築制限区域の指定をするよう要請する。                      ② 被災市街地復興特別措置法による建築行為等の制限                      市は、被災市街地復興特別措置法第5条第1項に基づき、<u>都市計画として被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。</u>                      (2) 災害復興事業の実施                      市長は、災害復興に関する専任部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。</p>	2-44	<p><b>第2節 計画的な災害復興</b>  <b>1 災害復興対策本部の設置</b>                      災害復旧対策を迅速に推進するために応急対策が一定の成果に達する等、その進捗状況に関する<u>総括部長の報告</u>に基づき、災害対策本部組織を改編し、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。  <b>2 災害復興計画の策定 【総合政策部】</b>                      (2) 災害復興計画の策定                      市長は、災害復興方針に基づき、市街地復興に関する<u>改革</u>、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画等及びその事業手法、財源確保、推進体制等に関する具体的な災害復興計画の策定を行う。  <b>3 災害復興事業の実施 【建設部】</b>                      (1) 市街地復興事業のための行政手続き                      ① 建築基準法第84条建築制限区域の指定                      市は、被災した市街地で<u>区画整理</u>が必要な場合は、県（県土整備部）に対して、建築基準法第84条による建築制限区域の指定をするよう要請する。                      ② 被災市街地復興特別措置法による建築行為等の制限                      市は、被災市街地復興特別措置法第5条に基づき、<u>都市計画として被災市街地復興推進地域を定める。</u>                      (2) 災害復興事業の実施                      市長は、災害復興に関する専任部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。</p>

頁	新	頁	旧
2-64	<p><b>第3節 生活再建等の支援</b></p>	2-44	<p><b>第3節 生活再建等の支援</b></p> <p><del>1 1 災証明書交付事務【庶務部庶務班・被害調査班】</del>          被災者への各種生活支援の申請等に必要となり災証明書の交付事務を迅速に行い、市民生活の早期安定を図る。</p> <p><del>(1) 発行事務手順</del>          被災した世帯が、災害復興のための各種施策を受けるための手続きには、被災したことを示す証明書が必要である。必要な手続きを以下①～③に示す。</p> <p><del>① 交付事務体制</del>          1 災証明書【資料2-3-2(資料編p4-95)】の発行事務は、庶務部庶務班が行うものとする。被害の規模に応じて出張所等での事務体制をとる。</p> <p><del>② 交付申請</del>          被災者本人及び委任を受けた者は「1 災証明申請書」【資料2-3-1(資料編p4-94)】を申請窓口へ提出する(印鑑又は拇印の押印もしくは自筆のサインが必要)。</p> <p><del>③ 証明事項の確認及び発行</del>          ア 災害対策本部被害調査班が被害調査の結果を踏まえて作成する「1 災者調査原票」【資料2-3-3(資料編p4-96)】に基づき、証明を希望する事項の被害状況を確認して発行する。          イ 証明を希望する事項が「1 災者調査原票」と相違あるいは確認できない場合は、再調査した後に発行する。          ウ 再調査は申請者の立ち会いを求めて行い、その時点で被害状況が確認できないときは、申請の事実を証明する写真又は近隣住民複数以上の現認書で確認する。          エ 1 災証明交付申請者から市の被災の程度の判定に異議申し立てがあった場合は、専門家による調査の結果を踏まえて再判定をする。          オ 被災事実が確認できない場合は「被災の届出があったことの証明書」を発行する。</p>
		2-45	

頁	新	頁	旧
		2-45	<p><del><b>2 義援（見舞）金品の受入れ・配分計画</b>【救助部、健康福祉部】</del></p> <p><del>災害対策本部救助部長又は健康福祉部長は、被災者にとって大きな励みとなる義援（見舞）金品を円滑に受入れ、また迅速、公平に平分するため、関係機関・団体と連携して他の自治体と統一的に実施する。</del></p> <p><del>(1) 義援（見舞）金の受入れ・配分</del></p> <p><del>③ 義援（見舞）金の受入れ</del></p> <p><del>ア 災害対策本部救助部は、県、関係機関・団体と協議して「災害義援（見舞）金募集委員会」を設置し、義援（見舞）金の受入れ事務を集約的に処理する。</del></p> <p><del>イ 「災害義援（見舞）金募集委員会」の設置以前又は設置に至らない場合は、災害対策本部救助部は、社会福祉協議会と協議して適切な受入れ窓口を開設する。</del></p> <p><del>ウ 義援（見舞）金の受領に際しては、寄託者に受領書【資料2-3-4 義援金品受領書(資料編p4-97)】を発行する。</del></p> <p><del>② 義援（見舞）金の配分</del></p> <p><del>ア 配分方法は「災害義援（見舞）金募集委員会」で被災者へのお見舞いと併せて、自立復興の資金援助となるよう重点的、効果的にやるよう慎重に検討する。</del></p> <p><del>イ 救助部救助班は、被災者に対する配分の際には、必要に応じ他班やボランティアの協力を得て、迅速かつ公平に配分する。</del></p> <p><del>③ 義援（見舞）金の交付</del></p> <p><del>ア 配分区分別に申請受付期間を設ける。</del></p> <p><del>イ 申請受け窓口は、災害の規模に応じて出張所等に開設する。</del></p> <p><del>ウ 交付は、銀行等への口座振込方式とする。</del></p> <p><del>(2) 義援（見舞）品の受入れ・配分</del></p> <p><del>③ 義援（見舞）品の受入れ</del></p> <p><del>ア 義援（見舞）品を受け付けし、台帳に記録する。</del></p> <p><del>イ 受付後、食糧、生活必需品、医薬品等の種別に仕分けし、食糧は学校給食センターに、その他の物は市民体育館内の保管スペースに整理保管し、庶務部庶務班に保管状況を報告する。なお、仕分け作業は、必要に応じてボランティアの活用や応急対策各部長と協力を図りながら効率的に行う。</del></p>



頁	新	頁	旧
2-64	<p><b>1 被災者の生活確保</b></p> <p><b>(1) 被災証明の交付</b> 被災者への各種生活支援の申請等に必要となる被災証明書の交付事務を迅速に行い、市民生活の早期安定を図る。 証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損について証明する。</p> <p><b>(2) 義援金品の受入れ・配分計画</b></p> <p>① 義援金品の受入 市は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金品は被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。</p> <p>② 義援金品の募集 被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、本市の広報紙、日本赤十字社埼玉県支部、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広く広報を実施し募集する。 なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。</p> <p>③ 義援金品の配分 市は、義援金品配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金品の配分を決定し、県又は日本赤十字社奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に分配する。</p>	2-45  2-47	<p><del>② 義援（見舞）品の配分</del> <del>ア 救助部長は、避難所責任者等から配給要望をとりまとめ、在庫状況を勘案し配給計画を策定し、庶務部長に協議して配分を行う。</del> <del>イ 配分が決定された品物は、応急対策各部の協力で迅速に配分先に輸送し、責任者に引き渡す。その際の台帳管理を徹底する。</del></p> <p><b>③ 生活再建等の支援</b>【<del>税務課、収税課、郵便局、保健年金課、商工業振興課</del>】 地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、埼玉県を通じて被災者再建支援金が支給される。</p> <p><b>(1) 被災者の生活確保</b></p>

頁	新	頁	旧
2-64	<p>寄託者が配分先や用途を指定した義援金品を受付けた場合、各配分先の責任において処理する。</p> <p>また、被災者に対し、本市の広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金の配分について広報し、義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。</p> <p>④ 義援金品の保管場所</p> <p>寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。なお、義援品は支援物資集積場所に保管し、一般支援物資と同様に配分する。</p>		
2-65	<p><b>(3) 被災者の生活確保</b></p> <p>① 就業支援</p> <p>災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっ旋については、国（埼玉労働局）が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施等により、早期再就職の促進を図る。</p> <p>② 市税等の徴収猶予及び減免の措置</p> <p>被災した納税義務者に対し、地方税法又は市条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれ実態に応じ適時適切に講じることができる。</p> <p>ア 市税等の納税緩和措置</p> <p>(ア) 期限の延長</p> <p>災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は市税等を納付もしくは納入できないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後、2ヵ月以内（特別徴収義務者は30日以内）に限り、当該期限を延長することができる。</p> <p>(イ) 徴収猶予</p> <p>災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合には、その者の申請に基づき徴収を猶予することができる。</p> <p>(ウ) 滞納処分の執行の停止等</p> <p>災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の免除等適切な措置を講じることができる。</p>	<p>2-47</p> <p><b>(1) 就業支援</b></p> <p>災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっ旋については、国（埼玉労働局）が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施等により、早期再就職の促進を図る<u>ことになっている</u>。</p> <p>② 国税等の徴収猶予及び減免の措置</p> <p>被災した納税義務者に対し、地方税法又は市条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免の緩和措置を、それぞれ実態に応じ適時適切に講じることができる。</p> <p>ア 市税の納税緩和措置</p> <p>(ア) 期限の延長</p> <p>災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は市税を納付もしくは納入できないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後、2ヵ月以内（特別徴収義務者は30日以内）に限り、当該期限を延長することができる。</p> <p>(イ) 徴収猶予</p> <p>災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合には、その者の申請に基づき徴収を猶予することができる。</p> <p>(ウ) 滞納処分の執行の停止等</p> <p>災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価に猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じることができる。</p> <p>2-48</p>	

頁	新	頁	旧						
2-65	<p>(エ) 減免 被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽自動車税</li> </ul> <p><u>被災した車輛の被災の程度に応じて減免を行うことができる。</u></p>	2-48	<p>(エ) 減免 被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別土地保有税</li> </ul> <p>土地の被災の程度に応じて減免を行うことができる。</p>						
2-66	<p>③ 郵政事業等にかかる災害特別事務取扱</p> <table border="1" data-bbox="241 539 1081 1098"> <tr> <td data-bbox="241 539 398 1098">郵便関係</td> <td data-bbox="398 539 1081 1098"> <p>① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。</p> <p>② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。</p> <p>③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>④ 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないとみとめられる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p> </td> </tr> </table> <p>④ 国民健康保険税の減免等</p> <p>ア 減免 災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する（富士見市国民健康保険税条例第23条）。</p> <p>イ 徴収猶予</p> <p>ウ 国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予 <u>災害により身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたときに、一部負担金の支払いが困難と認められる場合は、申請により6箇月以内において減免又は徴収を猶予する。</u></p>	郵便関係	<p>① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。</p> <p>② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。</p> <p>③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>④ 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないとみとめられる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p>	2-49	<p>③ 郵政事業等にかかる災害特別事務取扱</p> <table border="1" data-bbox="1249 539 2089 1034"> <tr> <td data-bbox="1249 539 1406 1034">郵便関係</td> <td data-bbox="1406 539 2089 1034"> <p>① <del>小包郵便物の料金の免除</del> 総務大臣が公示した場合は、当該災害地の被災者の援助を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物の料金を免除する。</p> <p>② <del>郵便はがき等の無償交付</del> 災害救助法適用時に、り災世帯当り通常郵便はがき5枚及び郵便書簡1枚を交付する。</p> <p>③ <del>利用の制限及び業務の停止</del> 重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 922 1406 1034">電報電話関係</td> <td data-bbox="1406 922 2089 1034">被災地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、東日本電信電話株式会社と連絡の上、料金の免除等の措置を実施する。</td> </tr> </table> <p>④ 国民健康保険税の減免等</p> <p>ア 減免 災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する（富士見市国民健康保険税条例第12号）。</p> <p>イ 徴収猶予</p>	郵便関係	<p>① <del>小包郵便物の料金の免除</del> 総務大臣が公示した場合は、当該災害地の被災者の援助を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物の料金を免除する。</p> <p>② <del>郵便はがき等の無償交付</del> 災害救助法適用時に、り災世帯当り通常郵便はがき5枚及び郵便書簡1枚を交付する。</p> <p>③ <del>利用の制限及び業務の停止</del> 重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p>	電報電話関係	被災地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、東日本電信電話株式会社と連絡の上、料金の免除等の措置を実施する。
郵便関係	<p>① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。</p> <p>② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。</p> <p>③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>④ 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないとみとめられる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p>								
郵便関係	<p>① <del>小包郵便物の料金の免除</del> 総務大臣が公示した場合は、当該災害地の被災者の援助を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物の料金を免除する。</p> <p>② <del>郵便はがき等の無償交付</del> 災害救助法適用時に、り災世帯当り通常郵便はがき5枚及び郵便書簡1枚を交付する。</p> <p>③ <del>利用の制限及び業務の停止</del> 重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p>								
電報電話関係	被災地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、東日本電信電話株式会社と連絡の上、料金の免除等の措置を実施する。								

頁	新	頁	旧
2-67	<p>⑤ <u>後期高齢者医療制度の減免等</u></p> <p><u>ア 減免</u>                      被保険者又は生計維持者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合が認める場合において、保険料が減免される。</p> <p><u>イ 徴収猶予</u>                      被保険者又は生計維持者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合が認める場合において、納付できない金額を限度として、6月以内において徴収を猶予する。</p> <p><u>ウ 一部負担金の減免</u>                      災害により一時的に一部負担金の支払いが困難と認められる場合には、申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合が決定した額を減額又は免除する。</p> <p>⑥ <u>国民年金保険料の減免</u>                      被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき内容審査のうえ、年金事務所に免除申請書を送付する。</p> <p><b>2 被災者への融資</b></p> <p><b>(1) 災害援護資金等の貸付</b></p> <p><b>① 資金の貸付</b>                      災害により、住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設及び補修等の整備に必要な資金を貸付ける。                      また、低所得者等に対しては生活福祉資金を貸付け、居住の安定、自立の助長に寄与する。</p> <p><u>ア 災害援護資金の貸付</u>                      被災した市民に対し、復旧と更生のために資金を貸し付ける。                      【資料2-3-6 災害援護資金の貸付】</p> <p><u>イ 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付</u>                      災害を受けた低所得者に対し、資金を貸し付ける。</p>	2-49	<p>⑤ <u>国民年金保険料の減免</u>  <u>第1号保険者「強制加入」</u>又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき内容審査の上、県知事に保険料免除申請書を進達する。</p> <p><b>(2) 被災者への融資</b></p> <p><b>① 災害援護資金等の貸付</b></p> <p><u>ア 資金の貸付</u>                      災害により、住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設及び補修等の整備に必要な資金を貸付ける。                      被害を受け、生業の根底を失った者に対し生活福祉資金を貸付け、居住の安定、自立の助長に寄与する。</p> <p><u>(ア) 災害援護資金の貸付（埼玉県地域防災計画より）</u>                      被災した市民に対し、復旧と更生のために資金を貸し付ける。貸付における条件等を【資料2-3-6 災害援護資金の貸付（資料編p-4-99）】に示す。</p> <p><u>(イ) 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付</u>                      災害を受けた低所得者に対し、資金を貸し付けるもの。条件等を【資</p>

頁	新	頁	旧
<p>2-67</p> <p>2-68</p>	<p>【資料2-3-7 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援助資金貸付】  <u>ウ 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付</u>  <u>災害を受けた低所得者、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金を貸し付ける。</u>                  ② 災害弔慰金等の支給                  市民が自然災害により死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給する。身体又は精神に著しい障害を受けた場合、その者に対して災害障害見舞金を支給する。                  【資料2-3-8 災害弔慰金の支給】                  【資料2-3-9 災害障害見舞金の支給】                  ③ 災害復興住宅資金の融資                  災害により、住宅が滅失又は損傷した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を住宅金融支援機構法に基づき融資する。                  【資料2-3-10 災害復興住宅資金一覧】                  (2) 中小企業への融資                  被災中小企業者に対し、資金融資制度に基づき融資する                  【資料2-3-11 中小企業災害復旧融資】                  (3) 農林関係従事者への融資                  農林業関係従事者に対し、資金融資制度に基づき融資する。                  【資料2-3-12 農林漁業金融公庫・農林漁業セーフティネット資金】                  【資料2-3-13 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】                  【資料2-3-14 天災融資法に基づく資金融資】                  【資料2-3-15 農林漁業金融公庫災害復旧施設資金】                  【資料2-3-16 農業災害補償】  <b>3 その他支援</b>                  (1) 行方不明者の対応                  災害対策本部は、発災直後から警察、消防、医療等関係機関、避難所、<u>町会・自主防災組織等と緊密に連絡し、避難収容者名簿及び収容された遺体の氏名札等から、行方不明者を検索する。</u></p>	<p>2-49</p> <p>2-50</p>	<p>料2-3-7—生活福祉資金貸付制度に基づく災害援助資金貸付(資料編p4-99)】に示す。                  ① 災害弔慰金等の支給                  ② 災害復興住宅資金の融資                  災害により、住宅が滅失又は損傷した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を融資する。住宅金融公庫法による災害復興住宅資金の融資について、【資料2-3-10 災害復興住宅資金一覧(資料編p4-101)】に示す。                  ② 中小企業への融資                  ①—中小企業関係融資                  被災中小企業者に対する資金融資制度は【資料2-3-11 中小企業災害復旧融資(資料編p4-102)】に示す。                  ③ 農林関係従事者への融資                  ①—農林業関係従事者への資金融資制度については、【資料2-3-12 自作農維持資金融通法に基づく農林業金融公庫資金融資(災害資金)—(資料編p4-102)】【資料2-3-13 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資(資料編p4-102)】【資料2-3-14 天災融資法に基づく資金融資(資料編p4-103)】【資料2-3-15 農林漁業金融公庫災害復旧施設資金(資料編p4-104)】【資料2-3-16 農業災害補償(資料編p4-104)】に示す。                  (3) 尋ね人の相談に関する計画                  ①—相談窓口の開設                  ①—正確な情報の把握                  災害対策本部情報部長は、発災直後から警察、消防、医療等関係機関、避難所、<u>住民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集する。</u></p>

頁	新	頁	旧
2-68	<p>また、行方不明者の相談に関して、各避難所に窓口を開設する。避難所の職員は、災害対策本部でとりまとめられる収容者名簿をもとに対応する。ただし、プライバシーの問題等を考慮し慎重に取り扱う。</p> <p><b>(2) 被災者への各種支援</b> 被災者の自立生活の確立を支援するため、被災者自身による生活復旧の推移を踏まえて生活復旧を阻害する諸状況の把握に努める。また、被災者の震災のショックと長期間にわたる避難生活等の精神的ケアや被災者の自立支援に必要な施策を実施する。</p>	2-50	<p><del>イ 警察との連携</del> 災害対策本部救助部長は、情報部が収集した被災者に関する情報を整理する。東入間警察署と連携して「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を閉鎖する。</p> <p><del>② 情報の提供</del></p> <p><del>ア 新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の活用</del> <del>イ 臨時広報等の発行、避難所等への掲示</del> <del>ウ NTTの伝言ダイヤルサービス等の活用</del></p> <p><b>(4) 被災者の生活状況の把握</b> 被災者の自立生活の確立を支援するため、被災者自身による生活復旧の推移を踏まえて以下に示す生活復旧を制約する諸状況の把握に努めるとともに、被災者の自立支援に必要な施策を実施する。</p> <p><del>① ライフラインの被害状況</del> <del>② 救出・救護・捜索（家族、親戚、知人の安否、負傷者の救出・救護、行方不明者の捜索）等の状況</del> <del>③ 負傷者の手当（家族等の負傷者の手当状況）</del> <del>④ 食物、飲料水の供給（被災後の生活状況）</del> <del>⑤ 避難・野宿・疎開（避難所が十分にあるか、身近にあるか等）</del> <del>⑥ 自宅の被災程度の把握（自宅は再使用できるかどうか等）</del> <del>⑦ 後片づけ、家財道具の保管（後片づけの人手、自宅が使用できない場合の家財の管理など）</del> <del>⑧ 雨天対策（シートによる応急対応など）</del> <del>⑨ 交通被害（移動のための交通の被害状況）</del> <del>⑩ 失業・失職（収入がなくなるなど）</del> <del>⑪ 店舗等の復旧・仮営業（店舗の営業、生活物資の流通など）</del> <del>⑫ 風呂・洗濯（特に季節による風呂と洗濯の状況）</del> <del>⑬ 現金・給料（現金の入手状況）</del> <del>⑭ 買物・買出し（必要なものが買えるかどうかなど）</del> <del>⑮ 仮住い（避難所から転出できるかどうかなど）</del> <del>⑯ 学校再開（この遅れは、子供の生活復旧を制約する。）</del></p>

頁	新	頁	旧
		2-51	<del>⑦ ボランティア・地域社会の助け合い（被災者への支援など）</del> <del>(5) 被災者の精神的ケアに関する計画</del> 被災者の震災のショックと長期間にわたる避難生活等のストレスによる精神的ケアを図ることとする。 <del>① 災害によって心に傷を負った被災者の精神的ケア</del> <del>ア 避難生活が長期化した場合、巡回訪問等の対応</del> <del>イ 精神科医師、看護師、カウンセラー、ソーシャルワーカーの確保</del> <del>ウ 健康状態調査の実施</del> <del>エ 精神面の相談所などの拠点の整備</del> <del>オ 話し相手、介護等のボランティアの協力</del> <del>カ 医療機関、関係機関との連携を密に災害時の患者の精神的ケアの支援に努める。</del>
2-69	<p><b>第4章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画</b></p> <p><b>1 計画策定の趣旨</b></p> <p>大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。</p> <p>同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定され、平成14年4月には東京都及び三重県が追加指定され、平成20年4月1日現在、強化地域は8都県170市町村となっている。</p> <p><b>2 基本的な考え方</b></p> <p>③ 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお、<u>東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間</u>においても、社会的混乱防止のため必要な措置を講じる。</p> <p><b>3 前提条件</b></p> <p>(2) 予想震度</p>	2-52	<p><b>第4章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画</b></p> <p><b>1 計画策定の趣旨</b></p> <p>大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、昭和54年8月に駿河湾を震源域とする東海地震について予知が可能であるという前提で、東海地震が発生すれば著しい被害を受けると予想される地域（震度6以上を基準）を地震防災対策強化地域（以下強化地域）として指定した（静岡県を中心とする8都県、263市町村）。</p> <p><b>2 基本的な考え方</b></p> <p>③ 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお、<u>判定会招集の報道が開始されてから警戒宣言発令までの間</u>においても、社会的混乱防止のため必要な措置を講じる。</p> <p><b>3 前提条件</b></p> <p>(2) 予想震度</p>
2-70			

頁	新	頁	旧
2-70	<p>① <u>東海地震観測情報</u> 東海地震の前兆現象について、直ちに評価できない場合等に気象庁から関係機関に伝達される情報。</p> <p>② <u>東海地震注意情報</u> 東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に気象庁から関係機関に伝達される情報。</p> <p>③ <u>東海地震予知情報</u> 強化地域に係る大規模な地震発生のおそれがあると認められたときに気象庁から関係機関に伝達される情報。</p> <p>④ <u>警戒宣言</u> 内閣総理大臣が気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制を取るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。</p>		
2-71	<p><b>第2節 <u>東海地震注意情報発表から警戒宣言発令時までの対応措置</u></b> 気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は<u>東海地震注意情報が発表される。このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。</u></p> <p><b>1 計 画</b></p> <p>(1) 県から<u>東海地震注意情報</u>の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関・団体に伝達する。</p> <p>(2) <u>東海地震注意情報</u>の通知を受けたときは、直ちに県に準じた防災体制として、警戒態勢をとるものとする。</p>	2-53	<p><b>第2節 <u>判定会招集時から警戒宣言発令時までの対応措置</u></b> 気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められた場合は、<del>地震防災対策強化地域判定会（以下判定会）が開催され、地震防災応急対策を緊急に実施すべきかどうか</del>が判定されることになっている。<del>そのため、判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要な措置を講じる。</del></p> <p><b>1 計 画</b></p> <p>(1) 県から<u>判定会招集連絡報</u>の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関・団体に伝達する。</p> <p>(2) <u>判定会招集連絡報</u>の通知を受けたときは、直ちに県に準じた防災体制として、警戒態勢をとるものとする。</p>



頁	新	頁	旧
2-71	<p style="text-align: center;"><b>図 東海地震注意情報伝達系統図</b></p>	2-53	<p style="text-align: center;"><b>図 地震防災対策強化地域判定会招集連絡法、伝達系統図</b></p>
2-72	<p><b>第3節 警戒宣言に伴う措置</b></p> <p><b>1 計画</b></p> <p>(1) 県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災上重要な機関、団体等に伝達する。</p> <p style="text-align: center;"><b>図 警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図</b></p>	2-54	<p><b>第3節 警戒宣言に伴う措置</b></p> <p><b>1 計画</b></p> <p>(1) 県から警戒宣言及び大規模地震関連通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災上重要な機関、団体等に伝達する。</p> <p style="text-align: center;"><b>図 警戒宣言及び大規模地震関連情報伝達</b></p>

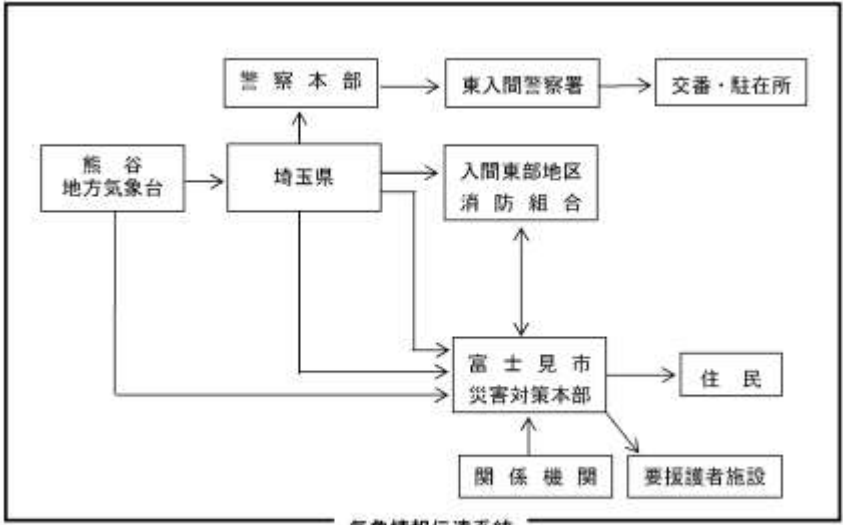
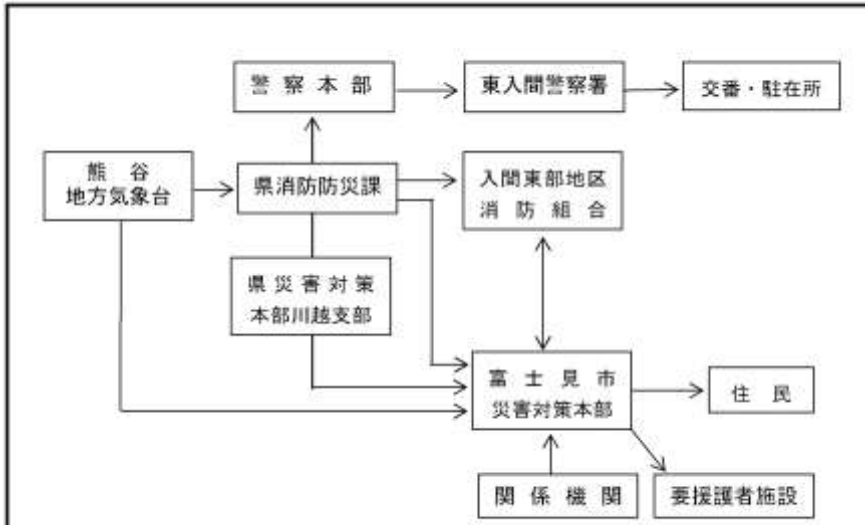
頁	新	頁	旧
3-1	<p><b>第Ⅲ部 水害その他の災害対策編</b>  <b>第1章 水害その他の災害予防計画</b>  <b>第1節 風水害予防対策</b>  <b>1 水害予防対策の現況と課題</b>                      富士見市には一級河川の荒川、新河岸川、柳瀬川その他、富士見江川、権平川、唐沢堀、凧川、砂川堀雨水幹線、別所雨水幹線等の中小河川が多くあり、過去の水害の歴史の中で排水揚機、排水ポンプ場、制水扉、水門、樋管、遊水池等を設置して水害を予防し、<u>本川への流出量の増加等河川設備の充実や水防活動の拠点となる水防センターの整備を行うなど、被害を軽減してきた。</u>                      しかし、近年は異常気象により時間100ミリを越す集中豪雨（ゲリラ豪雨）が全国各地で大きな被害をもたらしている。                      本市においても都市化の進展とともに市街地内での道路冠水や地階への浸水など新たな災害要因が生じており、異常気象や雨水の浸透条件の悪化など水害発生要因は年々変化している。<u>このため、市街地における雨水貯留・再利用の推進等、社会の変化に対応した水害予防対策が必要となっている。</u></p> <p><b>2 水防施設等の維持</b>  <b>3 ハザードマップの公開</b></p>	3-1	<p><b>第Ⅲ部 水害その他の災害対策編</b>  <b>第1章 水害その他の災害予防計画</b>  <b>第1節 風水害予防対策</b> <del>【総務部、建設部】</del>  <b>1 水害予防対策の現況と課題</b>                      富士見市には一級河川の荒川、新河岸川、柳瀬川その他、富士見江川、権平川、唐沢堀、凧川、砂川堀雨水幹線、別所雨水幹線等の中小河川が多くあり、過去の水害の歴史の中で排水揚機、排水ポンプ場、制水扉、水門、樋管、遊水池等を設置して水害を予防し、<u>被害を軽減してきた。</u>                      しかし、近年は異常気象により時間100ミリを越す集中豪雨が全国各地で大きな被害をもたらしている。                      都市化の進展とともに市街地内での道路冠水や地階への浸水など新たな災害要因が生じており、<del>堤防改修や河川改修、公共下水の普及などが進んできたところではあるが、</del>異常気象や雨水の浸透条件の悪化など水害発生要因は年々変化していることから、<u>本川への流出量の増加等河川設備の充実や水防活動の拠点となる水防センターの整備、また市街地における雨水貯留・再利用の推進等、社会の変化に対応した水害予防対策が必要となっている。</u>  <del>【資料3-1-1 水防施設等一覧(資料編p4-105)】</del>  <del>【資料3-1-2 水防施設配置図(資料編p4-106)】</del>  <b>2 水防団</b>                      富士見市は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第2条及び第3条に基づき水防管理団体として、市内の荒川、新河岸川及び柳瀬川の水防に努めなければならない。                      このため、水防団を設置して迅速な水防活動体制の充実を図る。水防団員は消防団員に兼任させ、機材の確保、水防工法等の訓練及び水防法令、水防計画についての講習等を随時行う。  <b>3 水防施設等の維持</b>  <b>4 ハザードマップの公開</b></p>

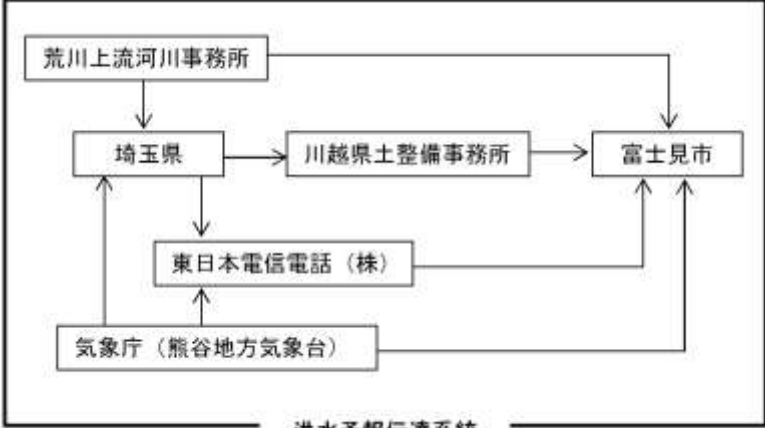
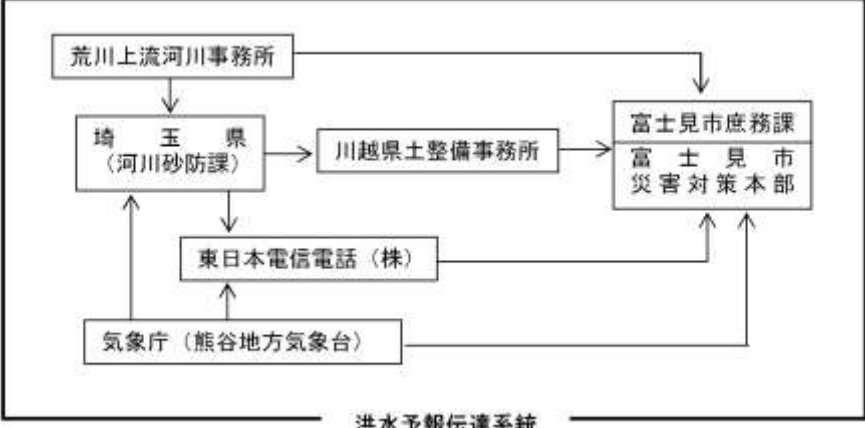
頁	新	頁	旧
3-2	<p><b>第2節 土砂災害予防対策</b></p> <p><b>1 危険個所の把握</b></p> <p>市内には集中豪雨、地震等による急傾斜地崩壊危険個所が16箇所あるが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条（昭和44年7月1日法律57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。</p>	3-2	<p><b>第2節 土砂災害予防対策</b> <del>【総務部、建設部】</del></p> <p><b>1 危険個所の把握</b></p> <p>市内には集中豪雨、地震等による急傾斜地崩壊危険個所が8箇所あるが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。</p>
3-2	<p><b>第3節 火災予防対策</b></p> <p><b>1 入間東部地区消防組合・富士見市消防団の充実</b></p> <p>火災危険度の高い木造家屋が密集している地域又は危険物施設等の火災を迅速に対応するため、入間東部地区消防組合・富士見市消防団の充実に努める。また、狹隘道路及び建築物の高層化の状況変化を把握し、消防体制の点検を行う。</p>	3-2	<p><b>第3節 火災予防対策</b> <del>【入間東部地区消防組合・消防団】</del></p> <p><b>1 入間東部地区消防組合・消防団の消防力の充実</b></p> <p>火災危険度の高い木造家屋が密集している地域又は危険物施設等の火災を迅速に対応するため、入間東部地区消防組合・消防団の消防力の充実に努める。また、狹隘道路及び建築物の高層化の状況変化を把握し、消防体制の点検を行う。</p>
3-3	<p><b>第4節 文化財等災害予防対策</b></p> <p>市内にある貴重な文化財を後世に伝え残していくために、災害から保護・保全するための対策が必要である。また、文化財そのものの防災対策はもちろん、文化財保護に対する市民の意識啓発も重要である。</p> <p><b>1 予防対策</b></p> <p>文化財に対する災害は、有形文化財全般及び記念物を中心に、風水害・地震・火災・落雷等により失われることが予想される。これら災害による文化財の損失を最小限に抑えるため、以下の対策を行う。</p> <p>また、文化財及び収蔵・展示施設に風水害及びその他の災害による被害が生じた場合には、【第Ⅱ部 震災対策編 第2章 震災応急対策計画 第12節 文教対策 8 文化財の応急対策】の項に準じる。</p> <p>(1) 文化財の防災対策</p> <p>① 文化財の定期的な現状把握（台帳整備及び文化財パトロール）の実施</p> <p>② 文化財に対する防災環境の整備</p> <p>③ 防災に対する啓発と訓練実施の促進</p> <p>(2) 文化財の防火対策</p> <p>災害によって失われた文化財は、そのほとんどが火災による場合が多いのが現状である。よって文化財の防火対策については、次の事項に</p>	3-3	<p><b>第4節 文化財等災害予防対策</b> <del>【教育委員会、入間東部地区消防組合】</del></p> <p>文化財に対する災害は有形文化財全般におたるものとして、風水害、地震、火災、落雷等により失われることが予想されるが、そのほとんどが火災により失われていることから、教育委員会は入間東部地区消防組合の協力により次の対策を行う。</p> <p><del>【資料3-1-3 市内文化財(国・県・市指定)一覧(資料編p4-108)】</del></p> <p><b>1 防火管理体制の強化</b></p> <p>文化財及びその保管施設の管理者に対して、定期的に防火設備等の点検及び防火訓練を行い、災害予防体制を強化する。</p> <p><b>2 文化財保護意識の啓発</b></p> <p>地域住民に文化財への理解を求め、その保護に協力が得られるよう啓発に努める。</p> <p><b>3 火気使用の制限</b></p> <p>文化財及びその保管施設付近は、火気を制限する区域とするなど、地域住民の協力のもと来訪者にも注意を喚起するなど地域一体となって防火を図る。</p>

頁	新	頁	旧
3-3	<p><u>ついて徹底を期する。</u></p> <p>① <u>防火管理体制等（収蔵施設の防火設備及び連絡体制等）の整備</u></p> <p>② <u>防火設備の定期的な点検</u></p> <p>③ <u>火気使用の制限</u></p> <p>④ <u>火気の厳重警戒と早期発見</u></p> <p>⑤ <u>災害発生時における措置の徹底</u></p> <p>(3) <u>文化財保護意識の啓発</u></p> <p>① <u>文化財所有者・管理者及び地域住民に対する文化財保護への啓発</u></p> <p>② <u>文化財所有者・管理者への管理保護についての助言と指導</u></p>		
3-4	<p><b>第5節 図書館資料等災害予防対策</b></p> <p><u>図書館の所蔵する資料は、地域の記憶を伝えるとともに、人が生きるためのさまざまな情報や、心の支えとなり、また地域の記憶を伝えるものである。所蔵資料を後世に伝え残していくために、災害から保護・保全するための対策が必要である。</u></p> <p>1 <u>予防対策</u></p> <p><u>図書館所蔵資料に対する災害は、図書等を中心に、風水害・地震・火災・落雷等により失われることが予想される。これら災害による図書館資料の損失を最小限に抑えるため、以下の対策を行う。</u></p> <p><u>また、図書館資料及びその所蔵施設に風水害及びその他の災害による被害が生じた場合には、【第Ⅱ部 震災対策編 第2章 震災応急対策計画 第12節 文教対策 9 郷土資料の応急対策】の項に準じる。</u></p> <p>(1) <u>図書館資料の防災対策</u></p> <p>① <u>図書館資料の定期的な現状把握（蔵書点検、保存状態の確認）の実施</u></p> <p>② <u>所蔵資料に対する防災環境の整備</u></p> <p>③ <u>災害に対する啓発と訓練実施の促進</u></p> <p>(2) <u>図書館資料の防火対策、水害対策</u></p> <p><u>紙や各種媒体を主とする図書館資料は、特に火災や水損により利用不能となることが多い。そのため図書館資料の災害予防対策については、次の事項について徹底を期する。</u></p> <p>① <u>防火管理体制等（所蔵施設の防火設備及び連絡体制等）の整備</u></p> <p>② <u>防火設備の定期的な点検</u></p> <p>③ <u>漏水や湿気、及び過度な乾燥の警戒と早期発見。</u></p> <p>④ <u>災害発生時における措置の徹底</u></p>		

頁	新	頁	旧
3-5	<p><b>第6節 放射性物質事故災害予防対策</b></p> <p><b>1 放射性物質取扱施設の把握</b>  <u>市は、県及び入間東部地区消防組合等と連携し、放射性物質にかかる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の個所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。</u></p> <p><b>2 情報の収集・伝達体制の整備</b>  <u>市は、国、県、関係市町村、東入間警察署、入間東部地区消防組合、放射性物質取扱施設の管理者等との情報収集・連絡体制及び住民への広報体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。</u></p> <p><b>3 応急体制の整備</b>  <u>市は、災害対策本部組織により必要に応じて応急活動のための職員を動員し、応急活動マニュアルを作成して職員に周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><b>4 緊急被ばく医療体制の整備</b>  <u>市はあらかじめ県、入間東部地区消防組合と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。</u></p> <p><b>5 防護資機材の整備</b>  <u>県、市、東入間警察署及び入間東部地区消防組合は、放射性物質関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>6 飲料水の供給体制の整備</b>  <u>市は、放射性物質関係事故により、水道水が汚染された場合を想定し、震災応急対策計画第2章第7節2「飲料水の確保・供給」を準用して飲料水を供給する。</u></p> <p><b>7 教育訓練の実施</b></p> <p>(1) 周辺地域住民及び市職員の教育訓練</p> <p>① 放射線及び放射性物質の特性に関すること                  ② 放射線防護に関すること                  ③ 放射線により健康への影響に関すること</p>	3-3	<p><b>第5節 放射性物質事故災害予防対策</b> <del>【総務部、入間東部地区消防組合、東入間警察署】</del></p> <p><b>1 放射性物質取扱施設の把握</b>                  総務部長は、県及び入間東部地区消防組合等と連携し、放射性物質にかかる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の個所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。</p> <p><b>2 情報の収集・伝達体制の整備</b>                  総務部長は、国、県、関係市町村、東入間警察署、入間東部地区消防組合、放射線物質取扱施設の管理者等との情報収集・連絡体制及び住民への広報体制を整備する。</p> <p><b>3 応急体制の整備</b>                  総務部長は、災害対策本部組織により必要に応じて応急活動のための職員を動員し、応急活動マニュアルを作成して職員に周知を図る。</p> <p><b>4 教育訓練の実施</b></p> <p>(1) 周辺地域住民及び市職員の教育訓練</p> <p>② 放射性及び放射性物質の特性に関すること                  ③ 放射性防護に関すること                  ④ 放射性により健康への影響に関すること</p>
		3-4	

頁	新	頁	旧
3-6	<p>④ 放射性物質事故発生時における措置に関すること</p> <p>(2) 避難誘導體制の整備</p> <p>放射性物質事故発生時に、高齢者、障がい者等の災害時要援護者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係施設管理者等の関係者による協力体制を整備する。</p>	3-4	<p>⑤ 放射性事故発生にとられる措置に関すること</p> <p>(2) 避難誘導體制の整備</p> <p>放射性物質事故発生時に、高齢者、障がい者等の災害時要援護者及び放射性の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係施設管理者等の関係者による協力体制を整備する。</p>
3-7	<p><b>第7節 雪害予防対策</b></p> <p><b>1 営農被害予防対策</b></p> <p>市は、露地栽培、施設園芸、観光農業等に雪害の発生が予想されるときは、いるま野農業協同組合の専門技術員の技術指導・協力を得て迅速に実施する。</p> <p><b>2 市道の除雪対策</b></p> <p>市は、市道における円滑で安全な交通を維持するため、積雪状況等の観測を行い、被害が生じ又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部により対応する。</p> <p>(1) 大雪注意報・警報が発表された場合</p> <p>① 富士見市災害対策協力会への協力依頼</p> <p>② 除雪器具等の点検</p> <p>③ 車両の確保及び装備の点検</p> <p>(2) 除雪等の活動</p> <p>① 除雪する道路</p> <p>ア 通勤、通学道路及び歩道</p> <p>イ 坂、崖及び屈曲部が多く交通に危険を生じるおそれのある道路</p> <p>ウ 交通量の多い道路</p> <p>② 搬雪場所の確保</p>		<p><b>第6節 雪害予防対策</b> 【総務部、農業振興課、道路交通課】</p> <p><b>1 営農被害予防対策</b></p> <p>農業振興課長は、露地栽培、施設園芸、観光農業等に雪害の発生が予想されるときは、いるま野農業協同組合の専門技術員の技術指導・協力を得て迅速に実施する。</p> <p><b>2 市道の除雪対策</b></p> <p>道路交通課長は、市道における円滑で安全な交通を維持するため、積雪状況等の観測を行い、被害が生じ又は発生するおそれがある場合は、総務部長に報告し、総括部で協議して災害対策本部体制により対応する。</p> <p>(1) 大雪注意報・警報が発表された場合</p> <p>① 富士見市災害対策協力会【資料2-2-24 資材建設業者一覧(資料編p4-92)】への協力依頼</p> <p>② 除雪器具等の点検</p> <p>③ 除雪等の活動</p> <p>④ 搬雪場所及び処分</p> <p>(2) 除雪する道路</p> <p>① 通勤、通学道路及び歩道</p> <p>② 坂、崖及び屈曲部が多く交通に危険を生じるおそれのある道路</p> <p>③ 交通量の多い道路</p>

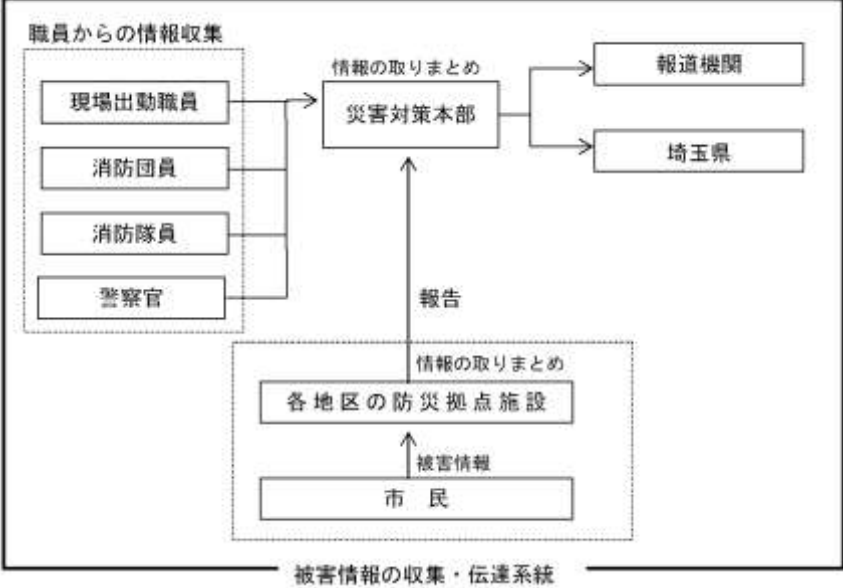
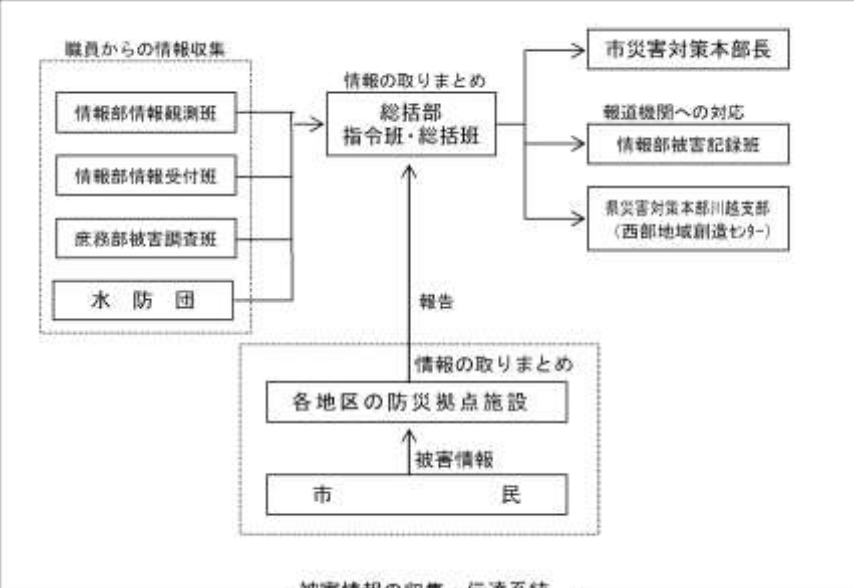
頁	新	頁	旧
3-8	<p><b>第2章 水害その他の災害応急対策計画</b>  <b>第1節 気象情報等の収集・伝達</b></p> <p><b>1 気象情報</b>                      気象庁（熊谷地方気象台）が発表する注意報、警報の地域細分において、富士見市は「埼玉県南部（南中部）」に含まれており、その情報は、埼玉県防災情報システム端末機で確認する他、下記の系統により伝達を受ける。また市は、庁舎に設置してある雨量計及び風速計の観測データを収集するとともに、必要に応じて防災機関のホームページ等を活用する。</p>  <p style="text-align: center;">気象情報伝達系統</p>	3-5	<p><b>第2章 水害その他の災害応急対策計画</b>  <b>第1節 気象情報等の収集・伝達</b> 【総務部庶務課・情報受付班、総括部、建設部】</p> <p><b>1 気象情報</b>                      気象庁（熊谷地方気象台）が発表する注意報、警報の地域細分において、富士見市は「埼玉県南部（南中部）」に含まれており、その情報は、埼玉県防災情報システム端末機で確認する他、下記の系統により伝達を受ける。また、必要に応じて防災機関のホームページで情報を収集する。</p>  <p style="text-align: center;">気象情報伝達系統</p> <p><b>2 雨量・風速情報</b>                      庶務課長は、庁舎に設置してある雨量計及び風速計により観測した情報を関係部署又は災害対策本部総括班に伝達する。庁舎の観測機器に不具合が生じた場合は、入間東部地区消防組合の観測データを収集する。</p>

頁	新	頁	旧
3-8	<p><b>2 河川水位及び洪水情報</b></p> <p>市は、水防法に基づき、国土交通大臣が指定する荒川及び埼玉県知事が指定する新河岸川にかかる水防管理団体となっている。</p> <p>そのため、荒川上流洪水対策計画及び埼玉県水防計画に基づき、複数の系統で洪水予報が伝達される。また、気象業務法に基づき、気象庁から洪水警報等が発表される。</p> <p>市は、国、県、気象庁から洪水予報の伝達を受け、市は必要に応じて、災害対策本部等により、河川の水位等の観測等にあたる。</p>	3-5 3-6	<p><b>3 河川水位及び洪水情報</b></p> <p>富士見市は、水防法に基づき、国土交通大臣（荒川上流河川事務所）が指定する荒川（治水橋水防警報区）及び埼玉県知事（川越県土整備事務所）が指定する新河岸川にかかる水防管理団体となっている。</p> <p>そのため、荒川上流洪水対策計画書（国土交通省荒川上流河川事務所）及び埼玉県水防計画書（埼玉県県土整備部河川砂防課）に基づき、複数の系統で洪水予報が伝達される。また、気象業務法に基づき、気象庁（熊谷地方气象台）から洪水警報等が発表される。</p> <p>庶務課長は、国、県、気象庁から洪水予報の伝達を受け、総務部長に報告する。総務部長は必要に応じ、建設部長と協議して必要に応じて災害対策本部組織等により、河川の水位等の観測等にあたる。</p>
3-9	 <p style="text-align: center;">洪水予報伝達系統</p>		 <p style="text-align: center;">洪水予報伝達系統</p> <p><b>4 市民の通報体制</b></p> <p>災害体制前は庶務課長が水防法及び県水防計画に基づき、災害発生後は災害対策本部情報受付班が市民等の通報を受け、情報部長に報告する。情報部長は必要に応じて情報観測班を浸水箇所等の現場に出動させ浸水状況及び河川水位等の観測を行う。</p>




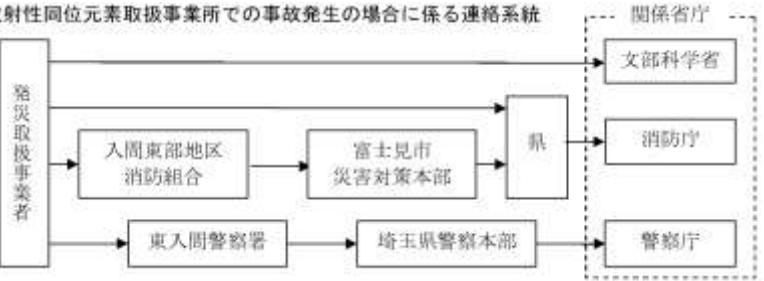
頁	新	頁	旧
3-10	<p><b>第2節 水防活動</b></p> <p><b>1 河川の巡視・警戒</b> 洪水予報の伝達を受けて、市は必要に応じて河川（下水路）及び浸水地域に出動させ随時巡視、警戒を行う。河川施設に異常を発見し、緊急を要する場合は河川管理者、流域市町長、入間東部地区消防組合及び東入間警察署に通報をして必要な措置を講じる。</p> <p><b>2 水防活動</b></p> <p>(1) 配備体制 災害対策本部は、浸水被害及び河川水位あるいは堤防からの漏水等の状況に応じた対策を迅速、適切に行うため、入間東部地区消防組合に応援を求める。また、必要に応じて地元住民の協力を求め、被害が甚大な場合は自衛隊の災害派遣を県知事に要請する。</p> <p>(2) 警戒区域の設定 水防法第21条に基づき、警戒区域が設定された場合は、市は直ちに関係機関及び近隣住民に周知する。また、必要に応じて警察官の出動を要請する。</p> <p>(3) 市民の自主防災活動の支援 災害対策本部は、台風の接近等大雨による浸水に備えて市民が自主的に行う土のう積み等の水防対策を支援する。また、町会・自主防災組織などが行う水防活動と情報連絡を緊密に行い、連携して効果的な対策を行う。</p> <p>(4) 浸水対策計画の策定 地下空間管理者又は所有者は、あらかじめ浸水対策計画を策定し、地下空間における避難訓練及び遮水壁などの施設整備に努めなければならない。</p> <p><b>3 避難のための退去の指示</b> 災害対策本部は、洪水等の著しい危険が切迫していると認められる場合は、水防法第21条に基づき、東入間警察署に通知し、必要と認める区域の住民に立ち退きを指示する。</p>	3-6	<p><b>第2節 水防活動</b> <del>【情報部情報観測班、水防団、入間東部地区消防組合】</del></p> <p><b>1 河川の巡視・警戒</b> 洪水予報の伝達を受けて、<u>情報部長</u>は必要に応じて情報観測班及び水防団員を河川（下水路）及び浸水地域に出動させ随時巡視、警戒を行う。河川施設に異常を発見し、緊急を要する場合は河川管理者、流域市町長、入間東部地区消防組合消防長及び東入間警察署長に通報をして必要な措置を講じる。</p> <p><b>2 水防活動</b></p> <p>(1) 配備体制 本部長は、浸水被害及び河川水位あるいは堤防からの漏水等の状況に応じた対策を迅速、適切に行うため、<del>応急対策各部、水防団の他、水防法第16条に基づき</del>入間東部地区消防組合消防長に応援を求める。また、必要に応じて地元住民の協力を求め、被害が甚大な場合は自衛隊の災害派遣を県知事に要請する。</p> <p>(2) 警戒区域の設定 水防法第14条に基づき、<del>水防団長等</del>が警戒区域を設定した場合は、<u>庶務部長</u>は直ちに関係機関及び近隣住民に周知する。また、必要に応じて警察官の出動を要請する。</p> <p>(3) 市民の自主防災活動の支援 本部長は、台風の接近等大雨による浸水に備えて市民が自主的に行う土のう積み等の水防対策を支援する。また、町会、<u>自主防災組織</u>などが行う水防活動と情報連絡を緊密に行い、連携して効果的な対策を行う。</p> <p><b>3 避難のための退去の指示</b> 本部長は、洪水等の著しい危険が切迫していると認められる場合は、水防法第22条に基づき、東入間警察署に通知し、必要と認める区域の住民に立ち退きを指示する。</p>
		3-7	

頁	新	頁	旧																		
3-11	<p><b>第3節 被害情報の収集・伝達</b></p> <p><b>1 被害情報の収集、調査</b>                      災害対策本部は、関係防災機関の通報の他、現場出動職員、消防団員、消防隊員等からの被害状況報告を受けて情報を整理し、被害調査要領及び被害報告判定基準に基づき調査を行う。                      また、災害履歴等を考慮し、災害の危険性が高い地域の観測をあわせて行い、被害の拡大を予防する。                      【資料1-5-3 被害報告判定基準】                      【資料1-5-4 被害調査要領】</p> <p><b>2 被害情報の伝達</b>                      (1) 県への被害                      災害対策本部は、被害調査結果を取りまとめて、県防災情報システムで県に報告する。なお、防災情報システムが使用できない場合は次の要領で県に報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">県が警戒体制を施行する前</th> <th style="width: 45%;">県が警戒体制・非常体制を施行したとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務時間内</td> <td>                             県南西部地域振興センター                              電話：048-451-1110                              防災行政無線：73-352、                              73-999                         </td> <td>                             県南西部地域振興センター                              電話：048-451-1110                              防災行政無線：73-352、                              73-999                         </td> </tr> <tr> <td>勤務時間外</td> <td>                             県消防防災課防災行政無線室                              電話：048-822-4149                              防災行政無線：6-3177                         </td> <td>                             同上                         </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 確定報告の場合                      県南西部地域振興センターへ報告する。</p>		県が警戒体制を施行する前	県が警戒体制・非常体制を施行したとき	勤務時間内	県南西部地域振興センター 電話：048-451-1110 防災行政無線：73-352、 73-999	県南西部地域振興センター 電話：048-451-1110 防災行政無線：73-352、 73-999	勤務時間外	県消防防災課防災行政無線室 電話：048-822-4149 防災行政無線：6-3177	同上	3-7	<p><b>第3節 被害情報の収集・伝達</b> <del>【情報部各班、水(消)防団、庶務部】</del></p> <p><b>1 被害情報の収集、調査</b>                      情報部長は、関係防災機関の通報の他、現場出動職員、水(消)防団員、消防職員等からの被害状況報告を受けて情報を整理し、庶務部長に被害調査班の出動を要請する。                      被害調査班は、被害調査要領<del>【資料1-5-4(資料編p4-22)】</del>及び被害報告判定基準<del>【資料1-5-3(資料編p4-20)】</del>に基づき調査し、庶務部長に報告する。                      また、情報部長は災害履歴等を考慮し、災害の危険性が高い地域の観測をあわせて行い、被害の拡大を予防する。</p> <p><b>2 被害情報の伝達</b>                      (1) 県への被害                      庶務部長は、被害調査結果を取りまとめて、県防災情報システムで県に報告する。なお、防災情報システムが使用できない場合は次の要領で県に報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">県が警戒体制を施行する前</th> <th style="width: 45%;">県が警戒体制・非常体制を施行したとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務時間内</td> <td>                             川越支部(西部地域創造センター)                              電話：049-244-1110                              防災行政無線：72-204                         </td> <td>                             川越支部                              (西部地域創造センター)                         </td> </tr> <tr> <td>勤務時間外</td> <td>                             県消防防災課防災行政無線室                              電話：048-822-4149                              防災行政無線：6-3177                         </td> <td>                             電話：049-244-1110                              防災行政無線：72-204                         </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 確定報告の場合                      西部地域創造センターへ報告する。</p>		県が警戒体制を施行する前	県が警戒体制・非常体制を施行したとき	勤務時間内	川越支部(西部地域創造センター) 電話：049-244-1110 防災行政無線：72-204	川越支部 (西部地域創造センター)	勤務時間外	県消防防災課防災行政無線室 電話：048-822-4149 防災行政無線：6-3177	電話：049-244-1110 防災行政無線：72-204
	県が警戒体制を施行する前	県が警戒体制・非常体制を施行したとき																			
勤務時間内	県南西部地域振興センター 電話：048-451-1110 防災行政無線：73-352、 73-999	県南西部地域振興センター 電話：048-451-1110 防災行政無線：73-352、 73-999																			
勤務時間外	県消防防災課防災行政無線室 電話：048-822-4149 防災行政無線：6-3177	同上																			
	県が警戒体制を施行する前	県が警戒体制・非常体制を施行したとき																			
勤務時間内	川越支部(西部地域創造センター) 電話：049-244-1110 防災行政無線：72-204	川越支部 (西部地域創造センター)																			
勤務時間外	県消防防災課防災行政無線室 電話：048-822-4149 防災行政無線：6-3177	電話：049-244-1110 防災行政無線：72-204																			

頁	新	頁	旧
3-12	 <p>(2) 近隣市町・関係機関等への報告 災害対策本部は、県への報告とあわせて、応援協力を受けた近隣市町・関係機関等に報告する。</p>	3-8	 <p>(2) 近隣市町・関係機関等への報告 庶務部長は、県への報告とあわせて、応援協力を受けた近隣市町・関係機関等に報告する。</p>
3-13	<p><b>第4節 避難対策</b></p> <p><b>1 洪水ハザードマップを活用した避難</b> 洪水のおそれがある場合は、<u>災害対策本部</u>は河川水位及び流域降水量状況などの情報を浸水想定区域市民に伝達し、洪水時の浸水状況を想定してより安全な場所にいち早く避難するため、洪水ハザードマップを活用した避難を促す。</p> <p><b>2 住民の一時避難場所等</b> 浸水想定区域内の町会・自主防災組織が自主的に一時避難場所等を定め、あらかじめ市に届け出た場所について、<u>災害対策本部</u>は洪水時に孤立しないよう職員を派遣するなどして、避難住民の安全を確保する。</p>	3-8	<p><b>第4節 避難対策</b> <span style="float: right;">【本部長、各部】</span></p> <p><b>1 洪水ハザードマップを活用した避難</b> 洪水のおそれがある場合は、<u>本部長</u>は河川水位及び流域降水量状況などの情報を浸水想定区域市民に伝達し、洪水時の浸水状況を想定してより安全な場所にいち早く避難するため、洪水ハザードマップを活用した避難を促す。</p> <p><b>2 住民の一時避難場所等</b> 浸水想定区域住民が自主的に一時避難場所等を定め、あらかじめ庶務課に届け出た場所について、<u>本部長</u>は洪水時に孤立しないよう職員を派遣するなどして、避難住民の安全を確保する。</p>

頁	新	頁	旧
3-14	<p><b>第5節 救出救援活動</b></p> <p><b>1 救出救援活動事象</b>                      ③ 災害発生時に高齢者、<u>障がい者</u>等</p> <p><b>2 救出救援の方法</b>                      ① 通報等の情報に基づき、<u>災害対策本部、入間東部地区消防組合及び消防団</u>が現場に出動する。                      ③ 火災を伴う救出活動は、入間東部地区消防組合が行う。</p>	3-8 3-9	<p><b>第5節 救出救援活動</b> <del>【救助部、応急対策各部、水防団、入間東部地区消防組合、東入間警察署】</del></p> <p><b>1 担当及び任務</b>                      救助部長は、<del>水防団長及び</del>応急対策各部長と共同で、<del>入間東部地区消防組合及び東入間警察署と連携して実施する。</del></p> <p><b>2 救出救援の実施方法</b>                      (1) 救出救援活動事象                      ③ 災害発生時に高齢者、<u>障害者</u>等                      (2) 救出救援の方法                      ① 通報等の情報に基づき、<del>水防団、</del><u>応急対策各部</u>及び入間東部地区消防組合から1班が現場に出動し、<u>災害情報に応じて出動職員を増員する。</u>                      ② 火災を伴う救出活動は、入間東部地区消防組合消防隊が行う。</p>
3-15	<p><b>第6節 環境衛生対策</b></p> <p><b>1 水害廃棄物の処理</b>                      (1) 収集運搬体制                      市は、被災地域の環境衛生状態の改善を図るため、水害廃棄物の発生量を推計して収集運搬計画を策定し、迅速に収集運搬体制を確立する。                      (2) 保管・処理体制                      市は、志木地区衛生組合と協議して、水害廃棄物の保管・処理施設を確保する。また、被災者が水害廃棄物を自己搬入する方法を周知する。</p> <p><b>2 し尿処理</b>                      (1) <u>収集体制</u>                      市は、水害被害者が浸水した便槽の汲み取りを依頼してきた時は、汲み取り業者の手配を依頼する。                      (2) <u>安全・衛生対策</u>                      市は、マンホール等から下水が噴出する等の被害が生じたときは、県荒川右岸下水道事務所と連携して逆流防止及び安全措置等の対策を講じる。<u>また、天候回復後、し尿及び下水等が流出した場所を消毒する。</u></p>		<p><b>第6節 環境衛生対策</b> <del>【環境課、復旧処理部、志木地区衛生組合、庶務部庶務班、下水道課】</del></p> <p><b>1 水害廃棄物の処理</b>                      (1) 収集運搬体制                      環境課長は、被災地域の環境衛生状態の改善を図るため、水害廃棄物の発生量を推計して収集運搬計画を策定し、迅速に収集運搬体制を確立する。                      (2) 保管・処理体制                      復旧処理部長は、志木地区衛生組合と協議して、水害廃棄物の保管・処理施設を確保する。また、被災者が水害廃棄物を自己搬入する方法を周知する。</p> <p><b>2 し尿処理</b>                      (1) <u>庶務班長</u>は、水害被害者が浸水した便槽の汲み取りを依頼してきた時は、<u>受付台帳を作成し随時、</u>環境課長に汲み取り業者の手配を依頼する。                      (2) <u>下水道課長</u>は、マンホール等から下水が噴出する等の被害が生じたときは、県荒川右岸下水道事務所と連携して逆流防止及び安全措置等の対策を講じる。                      (3) 天候回復後、し尿及び下水等が流出した場所を消毒する。</p>

頁	新	頁	旧
3-16	<p><b>第7節 放射性物質事故災害応急対策</b></p> <p><b>1 事故発生直後の情報の収集・連絡</b></p> <p>(1) 事故情報の収集・連絡</p> <p>① 核燃料物質等輸送時の事故</p> <p>原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事象発生の場所及び時刻</li> <li>・ 特定事象の種類</li> <li>・ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況</li> <li>・ 気象状況（風向・風速など）</li> <li>・ 周辺環境への影響</li> <li>・ 輸送容器の状態</li> <li>・ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無</li> <li>・ 応急措置</li> <li>・ その他必要と認める事項</li> </ul>	3-10	<p><b>第7節 放射性物質事故災害応急対策【庶務部、情報部、救助部、避難食糧部、入間東部地区消防組合、東入間警察署】</b></p> <p><b>1 事故発生直後の情報の収集・連絡</b></p> <p>(1) 事故情報の収集・連絡</p> <p>市内の放射性物質取扱施設や市域において核燃料物質等輸送中の核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、事業者から通報があった場合、庶務部長は、早急に県や安全規制担当省庁、道路管理者、警察、入間東部地区消防組合消防本部等と情報の交換を行う。</p>

頁	新	頁	旧
3-16	<p>核燃料物質等輸送時の事故（特定事業）発生に係る連絡系統</p> 		
3-17	<p>② 放射性物質取扱施設における事故</p> <p>放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市、東入間警察署、入間東部地区消防組合及び国の関係機関に通報するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生の時刻</li> <li>・ 事故発生の場所及び施設</li> <li>・ 事故の状況</li> <li>・ 気象状況（風向・風速）</li> <li>・ 放射性物質の放出に関する情報</li> <li>・ 予想される災害の範囲及び程度等</li> <li>・ その他必要と認める事項</li> </ul> <p>放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統</p> 		

頁	新	頁	旧
3-17	<p><b>③ 原子力発電所における事故</b>  <u>市は、市域に被害をもたらすおそれのある原子力発電所において事故が発生した場合は、直ちに関係各機関等と連携を図り情報収集を行う。</u>  <u>また、必要に応じて入間東部地区消防組合と協力し、市内の空間放射線量の測定を開始して情報収集を行う。</u></p> <p><b>(2) 応急対策活動情報の連絡</b>  <u>市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。</u></p> <p><b>(3) 通信手段の確保</b>  <u>市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。</u></p> <p><b>2 活動体制の確立</b>                      市は市内で放射性物質事故の発生を確知した後、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、機関相互の連携を図り必要な体制をとる。                      また、市は原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、国や県と連携しながら必要に応じて応急措置を実施するものとする。応急措置の実施にあたり必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を要請するものとする。                      市は内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。</p>	3-10	<p><b>(2) 応急対策活動情報の連絡</b>                      庶務部長は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。</p> <p><b>(3) 通信手段の確保</b>                      庶務部長は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。</p> <p><b>2 活動体制の確立</b>                      庶務部長は、<del>事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。</del>                      また、市長は<del>応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。</del></p> <p><del><b>3 市災害対策本部の設置</b></del>                      市長は、<del>市内で放射性物質事故の発生を確知した後、直ちに災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、国や県と連携しながら応急対策措置を講ずるものとする。</del>                      また、市長は<del>内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。</del></p>
3-18	<p><b>3 緊急輸送活動</b>  <u>市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。</u></p>		<p><b>4 緊急輸送活動</b>                      庶務部長は、<del>事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。</del></p>

頁	新	頁	旧											
3-18	<p><b>4 退避・避難収容活動など</b></p> <p>(1) 退避・避難等の基本方針</p> <p>原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、市は「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずるものとする。</p> <p>この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他災害時要援護者にも充分配慮する。</p> <table border="1" data-bbox="241 619 1099 1129"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="241 619 607 719">屋外にいる場合に予測される被ばく線量（予測線量当量：mSv（ミリシーベルト））</td> <td data-bbox="607 619 1099 719" rowspan="2">防護対策の内容</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 719 376 804">外部全身線量</td> <td data-bbox="376 719 607 804">甲状腺等の各臓器毎の組織線量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 804 376 1002">10～50</td> <td data-bbox="376 804 607 1002">100～500</td> <td data-bbox="607 804 1099 1002">住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓を閉め気密性に配慮すること。（自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1002 376 1129">50以上</td> <td data-bbox="376 1002 607 1129">500以上</td> <td data-bbox="607 1002 1099 1129">住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。（放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。）</td> </tr> </table> <p>(2) 警戒区域の設定</p> <p>① 警戒区域の設定</p> <p>市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。</p> <p>なお、警戒区域の設定について、基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。</p>	屋外にいる場合に予測される被ばく線量（予測線量当量：mSv（ミリシーベルト））		防護対策の内容	外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の組織線量	10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓を閉め気密性に配慮すること。（自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。）	50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。（放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。）	3-10	<p><b>5 退避・避難収容活動など</b></p> <p>(1) 退避・避難等の基本方針</p> <p>原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、市長は「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずるものとする。</p> <p>この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、<u>障害者</u>、外国人その他災害時要援護者にも充分配慮する。</p> <p>3-11</p> <p>(2) 警戒区域の設定</p> <p>① 警戒区域の設定</p> <p>市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。</p>
屋外にいる場合に予測される被ばく線量（予測線量当量：mSv（ミリシーベルト））		防護対策の内容												
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の組織線量													
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓を閉め気密性に配慮すること。（自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。）												
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。（放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。）												



頁	新	頁	旧
<p>3-18 3-19</p>	<p>② 市町長への屋内退避・避難等の実施の指示 市長は、警戒区域を設定した場合、関係市町長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を各地域住民に講じるよう指示等を行うものとする。</p> <p><b>(3) 退避・避難等の実施</b> 市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行うものとする。 また、必要があれば、<u>避難所施設以外の施設</u>についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。 この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、<u>障がい者</u>等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送の措置を講ずるものとする。</p> <p><b>(4) 避難所の運営管理</b> 市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、<u>避難者及び町会・自主防災組織等</u>の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。 また避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。</p> <p><b>(5) 災害時要援護者への配慮</b> 市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、<u>障がい者</u>等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。 特に高齢者、<u>障がい者</u>の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。</p> <p><b>(6) 住民への的確な情報伝達活動</b> ① 周辺住民への情報伝達活動 市は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。 また、情報提供に当たっては、<u>防災メール、緊急速報メール、広報車</u>等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。</p>	<p>3-11</p>	<p>③ 市町長への屋内退避・避難等の実施の指示 市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を—各地域住民に講じるよう指示等するものとする。</p> <p><b>(3) 退避・避難等の実施</b> 市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を<u>する</u>ものとする。 また、必要があれば、<u>あらかじめ指定された施設</u>以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。 この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、<u>障害者</u>等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。</p> <p><b>(4) 避難所の運営管理</b> <u>避難食糧部</u>は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、<u>避難者、住民、自主防災組織等</u>の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。 また避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。</p> <p><b>(5) 災害時要援護者（高齢者・障害者等）への配慮</b> <u>救助部長</u>は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、<u>障害者</u>等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。 特に高齢者、<u>障害者</u>の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。</p> <p><b>(6) 市民への的確な情報伝達活動</b> ① 周辺住民への情報伝達活動 <u>庶務部長</u>は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。 また、情報提供に当たっては、<u>掲示板、広報誌、広報車</u>等によるほか、<u>放送事業者、通信社、新聞社</u>等の報道機関の協力を得て行うとともに、<u>高齢者、障害者、外国人等</u>といった災害時要援護者に対して十分に配慮するものとする。</p>

頁	新	頁	旧
3-19	<p>② 住民等からの問合せへの対応 市は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。</p>	3-11 3-12	<p>② 住民等からの問合せへの対応 庶務部長は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。</p>
3-20	<p><b>5 各種規制措置と解除</b> (1) 飲料水・飲食物の摂取制限 市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。 (2) 解除 市は、<u>原子力緊急事態宣言解除宣言があったとき又は環境モニタリング等地域の汚染調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。</u> <b>6 放射性物質による汚染の除去等</b> 市は、<u>国が示す追加被ばく線量等に関する基準に応じ、国、県、原子力事業者及び防災関係機関、住民・事業者等と協力して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。</u> <b>7 風評被害対策</b> 市は、<u>国及び県と連携し、原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果等に関する広報に努め、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。</u> <b>8 被害状況の調査等</b> (1) 被災住民の登録 市は、<u>県の指示に基づき、避難所に収容した住民の登録を行う。</u> (2) 被害調査 市は、<u>県の指示に基づき、以下の事項に起因して住民が受けた被害を調査する。</u></p>	<p><b>6 各種規制措置と解除</b> (1) 飲料水・飲食物の摂取制限 市長は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。 (2) 解除 市長は、<u>環境モニタリング等地域の汚染調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。</u></p>	

頁	新	頁	旧
3-20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>退避・避難等の措置</u></li> <li>・<u>立入禁止措置</u></li> <li>・<u>飲料水、飲食物の制限措置</u></li> <li>・<u>その他必要と認める事項</u></li> </ul> <p><b>9 住民の健康調査等</b></p> <p>市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持を図るものとする。</p> <p>また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、<u>専門医療機関との連携を図り、収容等を行うものとする。なお、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。</u></p>	3-12	<p><b>7 住民の健康調査等</b></p> <p>救助部長は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。</p>
3-21	<p><b>第8節 その他の対策</b></p> <p>「初動体制」、「広報広聴対策」、「避難所の開設・運営」、「救助・医療対策」、「道路等障害物除去対策」、「緊急輸送対策」、「生活支援物資供給対策」、「行方不明者の捜索、遺体収容及び埋葬対策」、「帰宅困難者対策」、「文教対策」、「<u>災害時要援護者等の安全確保対策</u>」、「住宅の応急復旧対策」、「警備・交通規制対策」等の対策については震災対策編各節に準じて行う。</p>		<p><b>第8節 その他の対策</b></p> <p>「初動体制」、「広報広聴対策」、「避難所の開設・運営」、「救助・医療対策」、「道路等障害物除去対策」、「緊急輸送対策」、「生活支援物資供給対策」、「行方不明者の捜索、遺体収容及び埋葬対策」、「帰宅困難者対策」、「文教対策」、「<u>高齢者、障害者等特に配慮を要する被災者対策</u>」、「住宅の応急復旧対策」、「警備・交通規制対策」等の対策については震災対策編各節に準じて行う。</p>

# 富士見市地震被害想定の算定方法

平成 25 年 3 月

# 第1章

## 発災条件の設定

地震被害想定的前提となる震源・地震規模及び発災時期等の発災条件について設定する。

## 1. 震源の設定

埼玉県「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成19年度）」（以下、「県被害想定」という。）においては、5パターンの想定地震について物的被害予測を行っている。

- ・東京湾北部地震 (M 7.3)
- ・茨城県南部地震 (M 7.3)
- ・立川断層帯による地震 (M 7.4)
- ・深谷断層による地震 (M 7.5)
- ・綾瀬川断層による地震 (M 6.9)

注：Mはマグニチュードを示す。

「県被害想定」によれば、これら5パターンの想定地震のうち、富士見市に最も甚大な被害をもたらすことが予想されるのは、東京湾北部地震による地震とされている。

こうした点を踏まえ、本調査においては、この東京湾北部地震による地震を想定地震として設定する。



図表2-1 東京湾北部地震における県被害想定

## 2. 発災時期等の設定

地震の発災時期については、比較的火気使用の多い季節・時刻であることや通勤通学者ができるだけ帰宅している時刻であること等を勘案し、冬の夕刻 18 時とする。

また、発災時における風速及び湿度については、県被害想定および平成 13 年度富士見市地震被害想定調査（以下、「前回調査」という。）との整合性を図るために以下のとおりとした。

**図表 2-2 発災時期等に係る条件**

項 目	設 定
発 災 の 季 節	冬 期
発 災 の 時 刻	夕 刻 18 時
平 日 ・ 休 日 の 別	平 日
発災時における風速	8.0m / s
発災時における湿度	56%

なお、ここで設定した発災時期等に係る条件は、主として火災及び人的被害等の予測に際して必要となるものである。

### 3. 被害想定にあたって

本調査における被害想定は、原則として内閣府防災担当部門作成の「地震被害想定支援マニュアル（平成13年10月10日更新）」において採用された手法に基づき行うものである。

東京湾北部地震については、前述のとおり「県被害想定」においても被害想定を行っているところである。しかしながら、「県被害想定」における物的被害予測は、原則として市町村単位としてしか示されていないことから、富士見市域内における町会単位での被害分布状況を知ることはできない。

そこで、本調査においては、こうしたより細かな被害分布状況の予測・想定を主眼に、震度および液状化の危険度予測はメッシュ（250mスクエア）単位で、物的被害予測は町会単位でそれぞれ行う。

なお、本調査と「県被害想定」は、予測手法、採用データ、各種パラメータ等の相違から、必ずしもその予測結果が一致・整合するものではない。地震被害に係る予測・想定手法については、様々な研究・提案がなされているが、本調査において採用した「地震被害想定支援マニュアル」の手法は、市町村レベルでの地区（町会）単位の予測手法としては必要となる各種データ取得の簡便さ等から、現在のところ最も一般的な手法のひとつと言える。



## 第2章

# 地震動の予測

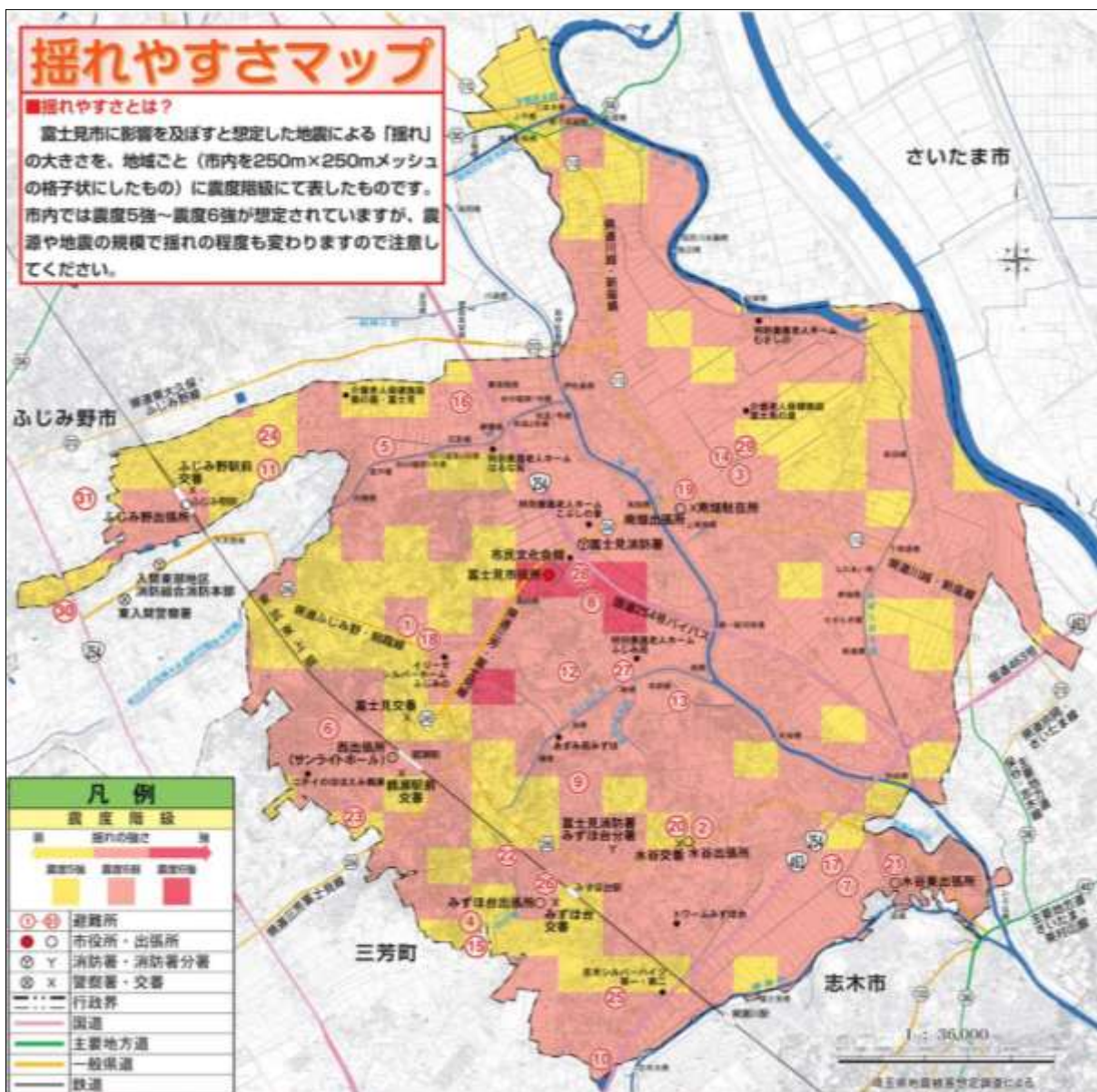
## 富士見市地震被害想定算定方法

前章で設定した条件に基づき、震度の予測を行うとともに、液状化の危険性について評価する。

# 1. 震度の予測

### 予測手法

「富士見市地震ハザードマップ」に掲載されている「揺れやすさマップ」のメッシュ数（250mメッシュ、総数 315）を数えることで算出した。



図表3-1 揺れやすさマップ

## 富士見市地震被害想定算定方法

### 予測結果

震度の予測結果は、市域全体で震度5強から震度6強となった。

**図表3-2 震度予測**

震度	メッシュ数 (%)
5強	87 (27.6%)
6弱	223 (70.8%)
6強	5 (1.6%)

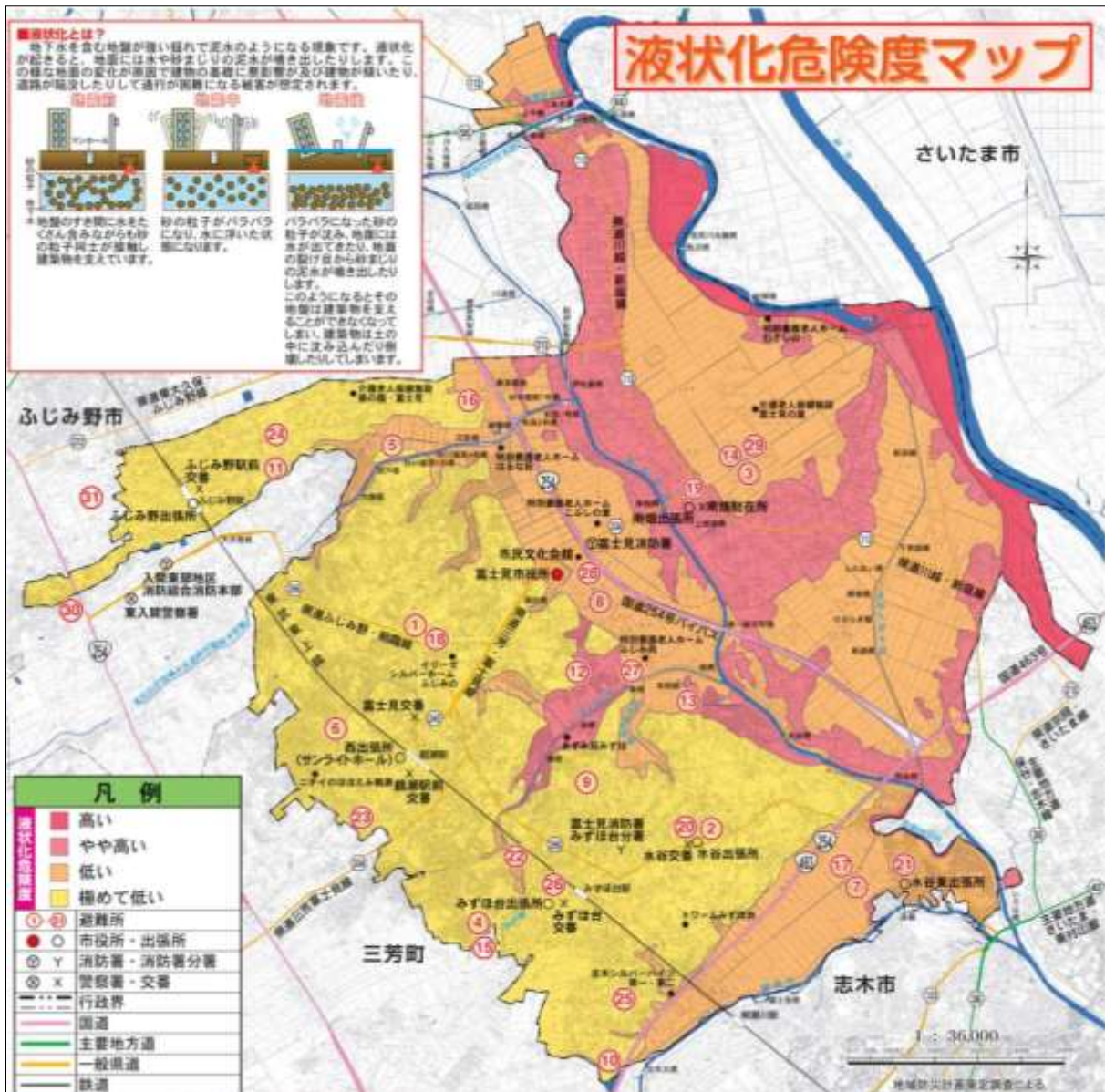
**図表3-3 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）**

震度階級	状 況		
	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。

## 2. 液状化の危険度評価

### 予測手法

液状化の危険度は、「富士見市地震ハザードマップ」に掲載されている「液状化危険度マップ」の液状化危険度の各面積を計測することで算出した。



図表3-4 液状化危険度マップ

**予測結果**

液状化危険度評価の予測結果は、市域の南西部に広がる台地部に関しては、液状化は”極めて低い”と評価され、荒川に近づくにつれて”低い”、 ”やや高い”、 ”高い”という評価となっている。

**図表 3 - 5 液状化危険度評価**

液状化危険度	k m <sup>2</sup> (%)	地 域
高い	0.8 ( 3.9%)	市域南西部に広がる台地部以外
やや高い	3.4 (17.2%)	—
低い	7.3 (36.9%)	—
極めて低い	8.2 (42.0%)	市域南西部に広がる台地部
計	19.7 (100.0%)	

## 第3章

# 物的被害の予測

第1章で設定した条件に基づき、被害想定を算定した。算定方法は前回調査に準じるものとした。

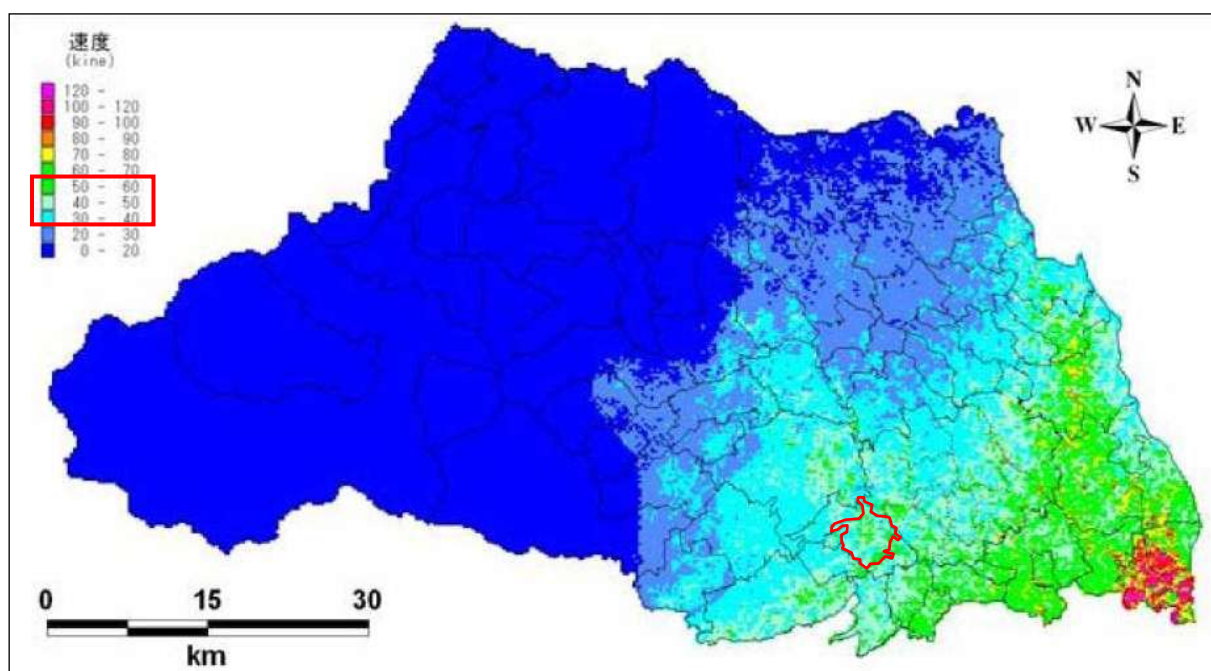
## 1. 被害想定算定の前提条件

物的被害の予測を行うための前提条件として、東京湾北部地震発生時に市内で想定される地震速度および地震加速度の仮定、また本調査における対象となる建物数の算出を行った。

### 1-1 地震速度の設定

県被害想定では、東京湾北部地震における富士見市の地震速度は 30～60kine と想定している。ただし、東日本大震災以降、東京湾北部地震が平成 19 年度当時よりも震源が浅くなる可能性が高まり、その知見に合わせて東京都は東京湾北部地震の震源の見直しを行った被害想定を実施している。

そのため、本調査においても県被害想定を尊重しつつ、平成 19 年度当時に比べて大きな地震動が富士見市において発生する可能性を加味し、本調査における地震動の算定については市域全体の地震速度を 60kine と仮定して、被害想定を算定する。

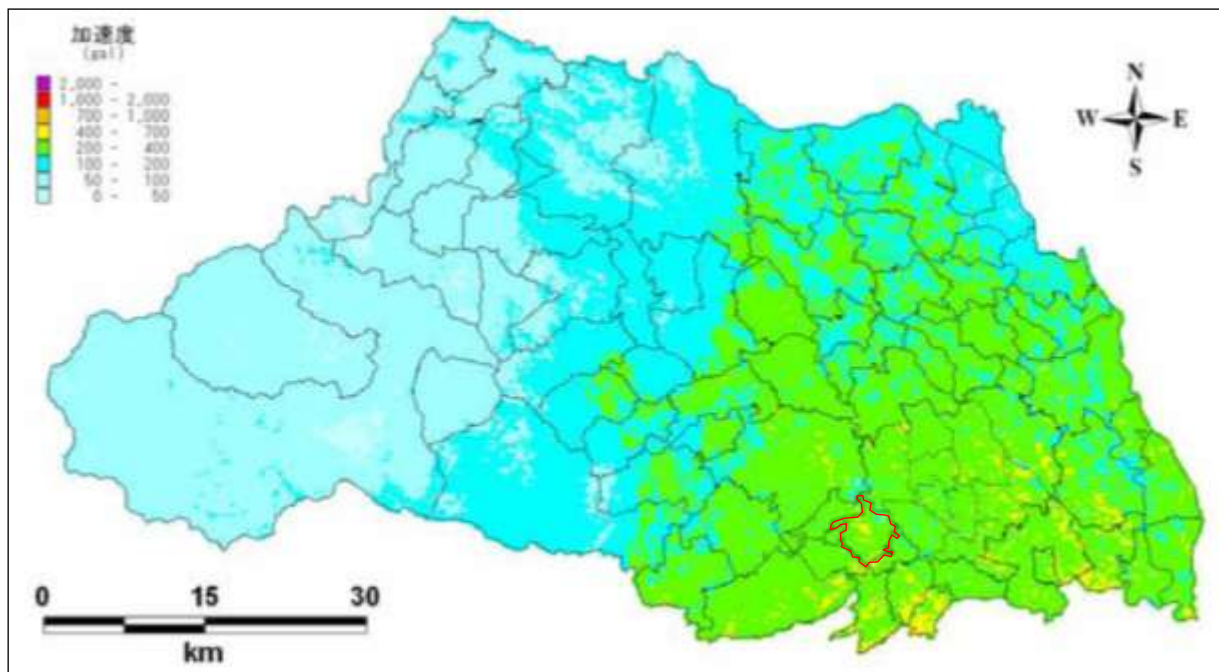


図表 4-1 東京湾北部地震の地震速度 (kine)

## 1-2 地震加速度の設定

県被害想定では、東京湾北部地震における富士見市の地震の表面最大加速度は200～700galと想定している。

そして、「地震速度 (kine)」同様に、富士見市内における最大の加速度が市域全体に影響を及ぼしたと仮定し、最大加速度を700galと仮定し、被害想定を算定する。



図表4-2 東京湾北部地震の地震加速度 (gal)



### 1-3 建物情報の整理

建物の被害を算出するにあたり、本調査において対象となる建物数を算出した。

建物数は、平成 24 年 6 月現在の固定資産税家屋台帳をベースとし、以下の考え方に基づいて整理を行った。

結果として、本調査における対象建物は 25,539 棟であった。

図表 4-3 建物情報の整理の際の考え方

項目	内容
対象外の建物用途	付属屋、プロパン室、ポンプ室、駐車場、土蔵、物置、自転車物置、危険物倉庫、変電所、便所、木小屋、電気室、車庫、炊事場、倉庫、給油所、機械室、浴室、地階のみの建物、建設年不明
建物情報の統合	同一所在地、かつ、同一建設年の建物は、建物の構造が同一の場合には 1 データのみ残し、他のデータは削除した。 ・所有者が異なる場合には、所有者単位で台帳に整理される ⇒分譲マンションなどは、住戸単位で整理されているため、100 戸のマンションの場合には 100 データある。 ⇒2 世帯居住の場合には 2 つのデータが存在する。

## 2. 建物被害予測

建物の被害予測は、その主体構造によって木造建物・非木造建物別に全壊棟数の予測を行う。

### 予測手法（木造建物被害）

木造建物被害は、建築年代別の木造建物全壊数を計算し、これを合計して全木造建物全壊数を求める。

各建築年代別の木造建物全壊数は、地震速度を翠川ら（1998 年）による相関モデルから導いた相関式に適用して全壊率を求め、これを各建築年代別の建物数に乗じて算出する。

昭和 46 年以前建築の木造建物全壊率

$$y = -0.0000212x^3 + 0.0076x^2 - 0.362x + 4.4365$$

昭和 47～56 年建築の木造建物全壊率

$$y = -0.00000905x^3 + 0.0042x^2 - 0.2415x + 3.3413$$

昭和 57 年以降建築の木造建物全壊率

$$y = -0.000000732x^3 + 0.001x^2 - 0.0711x + 1.127$$

y : 各建築年代別の全壊率 (%)

x : 地震速度 (kine)

図表 4-4 地震速度と木造建物全壊率の関係（目安）

地震速度 [Kine]	木造建物全壊率 [%]		
	昭和 46 年以前	昭和 47～56 年	昭和 57 年以降
20	0	0	0
40	1	0	0
60	5	2	0
80	13	6	1
100	23	12	3
120	34	19	5
140	44	27	8
160	54	35	11
180	62	43	15

（出典）長谷川浩一、翠川三郎、松岡昌志：地域メッシュ統計を利用した広域での木造建築物群の震害予測、日本建築学会構造系論文集 第 505 号，53-59，1998 年 3 月

**予測手法（非木造建物被害）**

非木造建物被害は、建築年代の非木造建物全壊数を計算し、これを合計して全非木造建物全壊数を求める。

各建築年代別の非木造建物被害は、先に求めた各建築年代別の木造建物全壊率に兵庫県南部地震（1995年）の建設省建築研究所の調査から求めた木造と非木造の全壊率比を乗じて建築年代別の非木造建物全壊率を求め、建築年代別非木造建物数に乗じて、各建築年代別の非木造建物全壊数を算出する。

$$Dn = Dn_f + Dn_r$$

$$Dn_i = Rn_i Bn_i$$

$$Rn_i = C_i R w_i$$

$Dn$ ：全非木造建物全壊数

$i$ ：建築年代区分：以下の内の一つ

$f$ ：昭和56年以前（ただし  $R w_f$  については昭和47～56年）

$r$ ：昭和57年以降

$Dn_i$ ：年代別非木造建物全壊数

$Rn_i$ ：年代別非木造建物全壊率

$Bn_i$ ：年代別非木造建物数

$R w_i$ ：年代別木造建物全壊率

$C_i$ ：年代別非木造／木造建物全壊率比

**図表4-5 非木造／木造建物全壊率比**

建築年代区分 $i$	年代別非木造／木造建物全壊率比 $C_i$
昭和56年以前 $f$	0.33527
昭和57年以降 $r$	0.45016

注：非木造／木造建物全壊率比は、非木造建物全壊率（全壊率は対象全建物に対する全壊建物の比率）の木造建物全壊率に対する比率。

図表 4-6 地震速度と非木造建物全壊率の関係（目安）

地震速度 [Kine]	非木造建物全壊率 [%]	
	昭和 56 年以前	昭和 57 年以降
20	0.0	0.0
40	0.1	0.0
60	0.7	0.3
80	2.0	0.9
100	4.0	1.9
120	6.5	3.0
140	9.2	4.2
160	11.9	5.5
180	14.4	6.7

（参考文献）建築震災調査委員会：平成 7 年阪神・淡路大震災調査委員会  
中間報告、1995

### 予測結果

市内に立地する 25,539 棟に対して、約 354 棟（1.4%）が全壊となることが予測される。

このうち、昭和 46 年以前に建築された木造建物の全壊が約 203 棟を占める。その全壊率についても、5.5%と最大である。

図表 4-7 建物被害の予測

	建物棟数	全壊棟数	全壊率
木造建物	21,873 棟	345.8 棟	1.6%
昭和 46 年以前	3,698 棟	203.3 棟	5.5%
昭和 47～56 年	5,104 棟	102.9 棟	2.0%
昭和 57 年以降	13,071 棟	39.6 棟	0.3%
非木造建物	3,666 棟	8.6 棟	0.2%
昭和 56 年以前	675 棟	4.6 棟	0.7%
昭和 57 年以降	2,991 棟	4.1 棟	0.1%
計	25,539 棟	354.4 棟	1.4%

町会別の被害状況については、次頁に示すとおりである。

## 富士見市地震被害想定調査報告書

**図表4-8 建物全壊棟数**

番	町 会 名	木造建物全壊棟数(棟)				非木造建物全壊棟数(棟)			
		昭和46年 以前	昭和47 ～56年	昭和57 年以降	計	昭和47 ～56年	昭和57 年以降	計	合計 (棟)
1	山室町会	4.84	4.88	1.49	11.20	0.07	0.06	0.13	11.3
2	諏訪1丁目町会	1.37	1.88	0.48	3.73	0.07	0.03	0.10	3.8
3	諏訪2丁目町会	3.35	1.86	0.80	6.01	0.05	0.02	0.08	6.1
4	前谷町会	0.93	0.32	0.52	1.78	0.03	0.03	0.06	1.8
5	渡戸東町会	7.42	4.19	1.60	13.21	0.11	0.07	0.18	13.4
6	渡戸3丁目町会	5.88	4.07	1.38	11.34	0.04	0.04	0.08	11.4
7	羽沢1丁目町会	7.48	4.30	1.40	13.17	0.11	0.07	0.17	13.3
8	羽沢2丁目町会	1.98	2.18	0.65	4.81	0.02	0.06	0.08	4.9
9	羽沢3丁目町会	4.40	2.90	0.97	8.27	0.07	0.07	0.14	8.4
10	鶴馬1丁目町会	5.00	1.81	0.82	7.64	0.14	0.09	0.22	7.9
11	上沢1丁目町会	10.50	3.79	1.34	15.64	0.07	0.07	0.14	15.8
12	上沢2丁目町会	4.67	1.31	0.73	6.72	0.03	0.03	0.06	6.8
13	鶴瀬東1丁目町会	2.25	0.91	0.28	3.45	0.25	0.07	0.32	3.8
14	鶴瀬東2丁目北町会	4.45	1.27	0.48	6.20	0.07	0.04	0.10	6.3
15	鶴瀬東2丁目南町会	5.22	2.46	0.89	8.57	0.14	0.10	0.24	8.8
16	勝瀬町会	3.96	2.14	1.16	7.25	0.16	0.38	0.54	7.8
17	シティヴェールふじみ野町会	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0
18	鶴瀬西1丁目二葉町会	0.49	0.38	0.34	1.22	0.12	0.13	0.25	1.5
19	鶴瀬西1丁目西町会	0.49	0.12	0.27	0.88	0.01	0.04	0.05	0.9
20	鶴瀬西2丁目西町会	1.48	0.46	0.11	2.06	0.07	0.04	0.10	2.2
21	鶴瀬西2丁目中町会	0.77	0.32	0.08	1.17	0.01	0.00	0.02	1.2
22	鶴瀬西2丁目南町会	2.03	0.40	0.13	2.56	0.01	0.02	0.03	2.6
23	鶴瀬西2丁目北町会	1.26	0.44	0.13	1.84	0.09	0.02	0.11	1.9
24	鶴瀬西2丁目栄町会	1.92	0.91	0.32	3.15	0.02	0.02	0.04	3.2
25	鶴瀬西3丁目東町会	8.41	2.08	0.80	11.29	0.13	0.06	0.19	11.5
26	鶴瀬西3丁目西町会	5.61	1.65	0.71	7.97	0.07	0.06	0.14	8.1
27	関沢2丁目東町会	5.39	1.51	0.68	7.58	0.05	0.05	0.09	7.7
28	関沢2丁目旭町会	6.27	3.31	1.21	10.78	0.16	0.11	0.26	11.0
29	関沢3丁目東町会	9.46	5.85	2.08	17.38	0.06	0.17	0.23	17.6
30	関沢3丁目西町会	2.64	1.15	0.44	4.23	0.03	0.04	0.07	4.3
31	上沢3丁目町会	3.13	2.14	0.83	6.10	0.03	0.03	0.05	6.2
32	勝瀬西町会	1.43	1.03	0.58	3.03	0.03	0.16	0.19	3.2
33	アイムふじみ野町会	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.0
34	南畑第1町会	3.90	1.55	0.68	6.13	0.15	0.10	0.25	6.4
35	南畑第2町会	5.00	2.44	0.66	8.10	0.14	0.06	0.20	8.3
36	南畑第3町会	2.97	1.03	0.52	4.52	0.11	0.04	0.16	4.7
37	南畑第4町会	2.47	0.99	0.51	3.97	0.07	0.08	0.15	4.1
38	南畑第5町会	1.65	1.07	0.30	3.02	0.03	0.05	0.08	3.1
39	鶴馬関沢町会	4.34	2.48	1.02	7.85	0.17	0.10	0.26	8.1
40	打越町会	6.76	2.50	1.03	10.29	0.06	0.06	0.12	10.4
41	水谷第1町会	5.88	3.97	2.02	11.88	0.14	0.12	0.26	12.1
42	水谷第2町会	3.63	1.98	0.74	6.34	0.12	0.04	0.16	6.5
43	水谷第3町会	4.56	3.57	0.99	9.12	0.11	0.13	0.25	9.4
44	針ヶ谷1丁目町会	0.49	1.07	0.85	2.41	0.04	0.19	0.23	2.6
45	針ヶ谷2丁目町会	0.44	0.67	0.42	1.53	0.03	0.10	0.13	1.7
46	水谷東1丁目町会	3.35	1.65	0.58	5.59	0.07	0.03	0.10	5.7
47	水谷東2丁目町会	6.43	5.65	1.27	13.35	0.07	0.13	0.20	13.5
48	水谷東3丁目町会	13.08	3.65	1.13	17.87	0.20	0.05	0.25	18.1
49	水谷第7町会	9.95	3.02	1.20	14.17	0.04	0.02	0.06	14.2
50	西みずほ台1丁目南町会	0.05	0.18	0.18	0.42	0.14	0.09	0.23	0.6
51	西みずほ台2丁目町会	0.05	0.20	0.06	0.32	0.08	0.07	0.15	0.5
52	西みずほ台3丁目町会	0.00	0.06	0.02	0.08	0.07	0.03	0.11	0.2
53	東みずほ台1丁目町会	0.44	0.30	0.27	1.01	0.11	0.09	0.20	1.2
54	東みずほ台2丁目町会	0.22	0.91	0.43	1.56	0.16	0.16	0.32	1.9
55	東みずほ台3・4丁目町会	3.08	1.96	0.99	6.03	0.12	0.15	0.27	6.3
56	榎町町会	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.0
	合 計	203.29	102.92	39.59	345.80	4.56	4.08	8.64	354.4

## 富士見市地震被害想定調査報告書

**図表4-9 建物全壊率**

番	町 会 名	木造建物全壊棟数(棟)				非木造建物全壊棟数(棟)			
		昭和46年 以前	昭和47 ～56年	昭和57 年以降	計	昭和47 ～56年	昭和57 年以降	計	合計 (棟)
1	山室町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.4%	0.7%	0.1%	0.2%	1.3%
2	諏訪1丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.4%	0.7%	0.1%	0.3%	1.2%
3	諏訪2丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.4%	0.7%	0.1%	0.3%	1.4%
4	前谷町会	5.5%	2.0%	0.3%	0.9%	0.7%	0.1%	0.2%	0.8%
5	渡戸東町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.5%	0.7%	0.1%	0.3%	1.4%
6	渡戸3丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.5%	0.7%	0.1%	0.2%	1.4%
7	羽沢1丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.6%	0.7%	0.1%	0.3%	1.5%
8	羽沢2丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.3%	0.7%	0.1%	0.2%	1.2%
9	羽沢3丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.5%	0.7%	0.1%	0.2%	1.4%
10	鶴馬1丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.7%	0.7%	0.1%	0.3%	1.5%
11	上沢1丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.9%	0.7%	0.1%	0.2%	1.8%
12	上沢2丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.7%	0.7%	0.1%	0.2%	1.6%
13	鶴瀬東1丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.9%	0.7%	0.1%	0.4%	1.4%
14	鶴瀬東2丁目北町会	5.5%	2.0%	0.3%	2.0%	0.7%	0.1%	0.3%	1.9%
15	鶴瀬東2丁目南町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.7%	0.7%	0.1%	0.3%	1.5%
16	勝瀬町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.3%	0.7%	0.1%	0.2%	0.9%
17	シティヴェールふじみ野町会	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
18	鶴瀬西1丁目二葉町会	5.5%	2.0%	0.3%	0.9%	0.7%	0.1%	0.2%	0.6%
19	鶴瀬西1丁目西町会	5.5%	2.0%	0.3%	0.9%	0.7%	0.1%	0.2%	0.7%
20	鶴瀬西2丁目西町会	5.5%	2.0%	0.3%	2.4%	0.7%	0.1%	0.3%	1.8%
21	鶴瀬西2丁目中町会	5.5%	2.0%	0.3%	2.1%	0.7%	0.1%	0.4%	1.9%
22	鶴瀬西2丁目南町会	5.5%	2.0%	0.3%	2.6%	0.7%	0.1%	0.2%	2.3%
23	鶴瀬西2丁目北町会	5.5%	2.0%	0.3%	2.1%	0.7%	0.1%	0.4%	1.7%
24	鶴瀬西2丁目栄町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.7%	0.7%	0.1%	0.2%	1.6%
25	鶴瀬西3丁目東町会	5.5%	2.0%	0.3%	2.2%	0.7%	0.1%	0.3%	2.0%
26	鶴瀬西3丁目西町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.9%	0.7%	0.1%	0.2%	1.7%
27	関沢2丁目東町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.9%	0.7%	0.1%	0.2%	1.8%
28	関沢2丁目旭町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.6%	0.7%	0.1%	0.3%	1.4%
29	関沢3丁目東町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.5%	0.7%	0.1%	0.2%	1.4%
30	関沢3丁目西町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.7%	0.7%	0.1%	0.2%	1.5%
31	上沢3丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.4%	0.7%	0.1%	0.2%	1.3%
32	勝瀬西町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.1%	0.7%	0.1%	0.2%	0.8%
33	アイムふじみ野町会	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
34	南畑第1町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.6%	0.7%	0.1%	0.3%	1.4%
35	南畑第2町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.9%	0.7%	0.1%	0.3%	1.7%
36	南畑第3町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.6%	0.7%	0.1%	0.3%	1.4%
37	南畑第4町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.5%	0.7%	0.1%	0.2%	1.3%
38	南畑第5町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.7%	0.7%	0.1%	0.2%	1.4%
39	鶴馬関沢町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.5%	0.7%	0.1%	0.3%	1.3%
40	打越町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.8%	0.7%	0.1%	0.2%	1.6%
41	水谷第1町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.2%	0.7%	0.1%	0.2%	1.1%
42	水谷第2町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.6%	0.7%	0.1%	0.3%	1.4%
43	水谷第3町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.6%	0.7%	0.1%	0.2%	1.3%
44	針ヶ谷1丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	0.7%	0.7%	0.1%	0.2%	0.5%
45	針ヶ谷2丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	0.8%	0.7%	0.1%	0.2%	0.6%
46	水谷東1丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.7%	0.7%	0.1%	0.3%	1.5%
47	水谷東2丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.6%	0.7%	0.1%	0.2%	1.5%
48	水谷東3丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	2.3%	0.7%	0.1%	0.4%	2.1%
49	水谷第7町会	5.5%	2.0%	0.3%	2.0%	0.7%	0.1%	0.3%	1.9%
50	西みずほ台1丁目南町会	5.5%	2.0%	0.3%	0.6%	0.7%	0.1%	0.3%	0.4%
51	西みずほ台2丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.0%	0.7%	0.1%	0.2%	0.5%
52	西みずほ台3丁目町会	0.0%	2.0%	0.3%	0.8%	0.7%	0.1%	0.3%	0.4%
53	東みずほ台1丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	0.9%	0.7%	0.1%	0.2%	0.6%
54	東みずほ台2丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	0.8%	0.7%	0.1%	0.2%	0.6%
55	東みずほ台3・4丁目町会	5.5%	2.0%	0.3%	1.3%	0.7%	0.1%	0.2%	1.0%
56	榎町町会	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%
	合 計	5.5%	2.0%	0.3%	1.6%	0.7%	0.1%	0.2%	1.4%

### 3. 人的被害予測

人的被害の多くは、建物被害または火災に伴うものであることを踏まえ、その予測にあたっては発災時刻の建物滞留人口を考慮することとし、その上で、死者数及び負傷者数（重篤者数、重傷者数及び軽傷者数）の予測を行うものとする。

併せて、住居を失うなどによる長期避難者数の予測を行う。

#### 建物滞留人口の考え方

人的被害の計算に必要となる建物滞留人口は、人口（夜間または昼間）と発災時間から求める。

建物滞留人口は、平日の昼間（9時～18時）は昼間人口を、それ以外の時間帯は夜間人口を基にし、これに時間帯別の屋内滞留率を乗じて算出する。

なお、この時間帯別の屋内滞留率は、NHKの実施した国民生活時間調査による時間帯別生活行為別人口比率を基に、通勤、通学、行楽・散策のすべての時間と、仕事、仕事のつきあい、授業・学内の活動、買い物、社会参加、スポーツ、趣味・娯楽・教養の半分を屋外の活動として、屋内の活動の比率を合計して求めている。

$$P_b = S \cdot P$$

$P_b$  : 建物滞留人口

$S$  : 時間帯別の屋内滞留率

$P$  : 昼間人口（平日9時～18時）または夜間人口

図表4-10 時間帯別の屋内滞留率

時刻 [時]	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22
平日	0.98	0.99	0.99	0.96	0.73	0.66	0.83	0.64	0.64	0.79	0.89	0.94
休日	0.97	0.98	0.99	0.96	0.90	0.76	0.82	0.69	0.70	0.86	0.90	0.95

（参考文献）NHK放送文化研究所：データブック国民生活時間調査1995

**予測手法（死者数）**

死者数は、その主要な原因である建物倒壊・延焼別に求めて、合計する。

各構造別の建物倒壊に対する死者数は、建物被害から求める各構造別の建物全壊率に比例する死亡率を、建物滞留人口を構造別建物数の比で配分した各構造別の建物滞留人口に乗じて算出する。

なお、死亡率の相関係数は建設省建築研究所による市区別建物全壊率と死者率の関係の調査結果による。

$$K = K_w + K_n$$

$$K_t = E_t P_t$$

$$E_t = C_t (D_t / B_t)$$

$$P_t = (B_t / B) P_b$$

K：全死者数  
 t：構造区分：以下の内の一つ  
     w：木造  
     n：非木造  
 K<sub>t</sub>：構造別建物倒壊死者数  
 E<sub>t</sub>：構造別死亡率  
 P<sub>t</sub>：構造別建物滞留人口  
 C<sub>t</sub>：相関係数  
 D<sub>t</sub>：構造別建物全壊数  
 B<sub>t</sub>：構造別建物数  
 B：全建物数  
 P<sub>b</sub>：全建物滞留人口

**図表 4-11 構造別死亡率の相関係数**

構造区分	t	相関係数 C <sub>t</sub>
木造	w	0.0359
非木造	n	0.0073

火災による死者数は、焼失棟数と火災による死者数との関係を兵庫県南部地震データから統計的に求めた相関式により、算出する。

$$\text{火災による死者数} = 0.14 \times \text{焼失棟数} \times \text{建物滞留人口} / \text{夜間人口}$$

なお、計算に用いる焼失棟数は、後述の延焼危険予測により求められた予測値による。

(参考文献) 1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書、日本火災学会、1996年11月



### 予測手法（負傷者数）

負傷者数は、先に求めた地震加速度を呂・宮野（1995 年）による式に適用して負傷者率を求め、人口に乗じて算出する。人口は、平日の昼間（9 時～18 時）は昼間人口を、それ以外の時間帯は夜間人口を用いる。

$$W = H P$$

$$H = 10^{0.010A - 6.061} \quad (A < 336.3 \text{ gal})$$

$$H = 10^{0.007A - 5.052} \quad (336.3 \text{ gal} \leq A < 600 \text{ gal})$$

$$H = 10^{-0.852} \quad (600 \text{ gal} \leq A)$$

W：負傷者数

H：負傷者率

A：地震加速度

P：昼間人口（平日 9 時～18 時）または夜間人口

（出典） 呂恒儉・宮野道雄、地震時の人的被害と地震加速度の関係に関する検討、自然災害科学 J, JSDNDS 14-2 1616-170, 1995

#### 【負傷者について】

- ・負傷者は、負傷の度合いによって、重篤者、重傷者、軽傷者の順に類別される。

なお、上記計算式では、地震加速度 600gal 以上では、負傷者数が一定となっているが、実際は地震加速度の大きさによって負傷者数は異なると考えられる。そこで、本調査においては、P 40 以降の補正を行い算定した。

### 予測手法（重傷者数）

重傷者数は、先に求めた建物全壊率に比例する重傷者率を、建物滞留人口に乗じて算出する。

なお、重傷者率の相関係数は兵庫県南部地震（1995年）の建設省建築研究所の調査による市区別建物全壊率と自治省消防庁の調査による重傷者率の関係の結果から求めている。

$$W_s = H_s P_b$$

$$H_s = 0.0309 D / B$$

$W_s$  : 重傷者数

$H_s$  : 重傷者率

$P_b$  : 全建物滞留人口

$D$  : 全建物全壊数

$B$  : 全建物数

（参考文献）1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書、日本火災学会、1996年11月

### 予測手法（重篤者数）

重篤者数は、求められた重傷者数に0.2を乗じて算出する。なお、ここでいう重篤者とは、重体者に近い概念である。

これは兵庫県南部地震（1995年）の国土庁によるアンケート調査の結果に基づくものである。

$$W_c = 0.2 W_s$$

$W_c$  : 重篤者数

$W_s$  : 重傷者数

（参考文献）平成7年 兵庫県南部地震緊急実態調査、国土庁

### 予測手法（軽傷者数）

軽傷者数は、先に求めた負傷者数から重傷者数及び重篤者数を差し引いて求める。

$$\text{軽傷者数} = \text{負傷者数} - (\text{重篤者数} + \text{重傷者数})$$

### 予測手法（長期避難者数）

発災直後には、建物等の被害を警戒する者など、多数の一時的避難者が発生するものと考えられる。しかし、こうした一時的避難者については時間の経過とともに急速に減少し、最終的には住居を失うなどの理由により、避難所等への長期的な避難を余儀なくされる者が残ることになる。

ここでは、長期避難者数として、こうした発災に伴い住居を失った者（長期避難者）を想定した上で、先に求めた町会別の建物全壊率を当該町会の夜間人口に乗じて算出する。

$$\text{長期避難者数} = \text{夜間人口} \times \text{建物全壊率}$$

### 予測結果

市域全体で、死者が約 42 人、負傷者が約 3,005 人、また、長期避難者が約 1,496 人発生するものと予測される。

町会別の被害状況については、次頁に示すとおりである。

## 富士見市地震被害想定調査報告書

**図表4-12 死者数**

番	町 会 名	死者数(人)				死者率(%)			
		木造全壊 による	非木造全壊 による	火災 による	計	木造全壊 による	非木造全壊 による	火災 による	計
1	山室町会	0.99	0.00	0.00	0.99	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
2	諏訪1丁目町会	0.32	0.00	0.00	0.32	0.03%	0.00%	0.00%	0.03%
3	諏訪2丁目町会	0.60	0.00	0.00	0.60	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
4	前谷町会	0.24	0.00	0.00	0.24	0.02%	0.00%	0.00%	0.02%
5	渡戸東町会	1.29	0.00	0.00	1.29	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
6	渡戸3丁目町会	1.00	0.00	0.00	1.00	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
7	羽沢1丁目町会	1.22	0.00	0.00	1.22	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
8	羽沢2丁目町会	0.52	0.00	0.00	0.52	0.03%	0.00%	0.00%	0.03%
9	羽沢3丁目町会	1.06	0.00	0.00	1.06	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
10	鶴馬1丁目町会	1.05	0.01	0.00	1.06	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
11	上沢1丁目町会	1.53	0.00	0.00	1.53	0.05%	0.00%	0.00%	0.05%
12	上沢2丁目町会	0.56	0.00	0.00	0.56	0.05%	0.00%	0.00%	0.05%
13	鶴瀬東1丁目町会	0.49	0.01	0.00	0.50	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
14	鶴瀬東2丁目北町会	0.73	0.00	0.00	0.73	0.05%	0.00%	0.00%	0.05%
15	鶴瀬東2丁目南町会	1.02	0.01	0.00	1.02	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
16	勝瀬町会	1.60	0.02	0.00	1.62	0.02%	0.00%	0.00%	0.02%
17	シティヴェールふじみ野町会	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
18	鶴瀬西1丁目二葉町会	0.25	0.01	0.00	0.26	0.01%	0.00%	0.00%	0.01%
19	鶴瀬西1丁目西町会	0.11	0.00	0.00	0.11	0.02%	0.00%	0.00%	0.02%
20	鶴瀬西2丁目西町会	0.42	0.00	0.05	0.47	0.05%	0.00%	0.01%	0.05%
21	鶴瀬西2丁目中町会	0.19	0.00	0.00	0.19	0.05%	0.00%	0.00%	0.05%
22	鶴瀬西2丁目南町会	0.63	0.00	0.13	0.77	0.06%	0.00%	0.01%	0.08%
23	鶴瀬西2丁目北町会	0.50	0.01	0.00	0.51	0.05%	0.00%	0.00%	0.05%
24	鶴瀬西2丁目栄町会	0.22	0.00	0.00	0.22	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
25	鶴瀬西3丁目東町会	0.94	0.00	0.00	0.94	0.05%	0.00%	0.00%	0.06%
26	鶴瀬西3丁目西町会	0.76	0.00	0.00	0.76	0.05%	0.00%	0.00%	0.05%
27	関沢2丁目東町会	0.83	0.00	0.00	0.83	0.05%	0.00%	0.00%	0.05%
28	関沢2丁目旭町会	1.11	0.01	0.00	1.12	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
29	関沢3丁目東町会	1.43	0.00	0.00	1.43	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
30	関沢3丁目西町会	0.62	0.00	0.00	0.62	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
31	上沢3丁目町会	0.58	0.00	0.00	0.58	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
32	勝瀬西町会	0.66	0.01	0.00	0.67	0.02%	0.00%	0.00%	0.02%
33	アイムふじみ野町会	0.00	0.02	0.00	0.02	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
34	南畑第1町会	0.40	0.00	0.00	0.41	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
35	南畑第2町会	0.56	0.00	0.00	0.56	0.05%	0.00%	0.00%	0.05%
36	南畑第3町会	0.33	0.00	0.00	0.33	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
37	南畑第4町会	0.27	0.00	0.00	0.27	0.03%	0.00%	0.00%	0.03%
38	南畑第5町会	0.20	0.00	0.00	0.20	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
39	鶴馬関沢町会	1.01	0.01	0.00	1.02	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
40	打越町会	0.77	0.00	0.00	0.77	0.05%	0.00%	0.00%	0.05%
41	水谷第1町会	1.26	0.01	0.00	1.26	0.03%	0.00%	0.00%	0.03%
42	水谷第2町会	0.58	0.00	0.00	0.58	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
43	水谷第3町会	0.88	0.00	0.00	0.89	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
44	針ヶ谷1丁目町会	0.45	0.01	0.00	0.46	0.01%	0.00%	0.00%	0.01%
45	針ヶ谷2丁目町会	0.35	0.01	0.00	0.36	0.02%	0.00%	0.00%	0.02%
46	水谷東1丁目町会	0.38	0.00	0.00	0.39	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
47	水谷東2丁目町会	1.02	0.00	0.00	1.03	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%
48	水谷東3丁目町会	1.41	0.00	0.00	1.42	0.06%	0.00%	0.00%	0.06%
49	水谷第7町会	0.93	0.00	0.00	0.94	0.05%	0.00%	0.00%	0.05%
50	西みずほ台1丁目南町会	0.14	0.02	0.00	0.15	0.01%	0.00%	0.00%	0.01%
51	西みずほ台2丁目町会	0.12	0.01	0.00	0.13	0.01%	0.00%	0.00%	0.01%
52	西みずほ台3丁目町会	0.07	0.02	0.00	0.09	0.01%	0.00%	0.00%	0.01%
53	東みずほ台1丁目町会	0.24	0.01	0.00	0.24	0.01%	0.00%	0.00%	0.02%
54	東みずほ台2丁目町会	0.37	0.02	0.00	0.38	0.01%	0.00%	0.00%	0.01%
55	東みずほ台3・4丁目町会	0.78	0.01	0.00	0.79	0.03%	0.00%	0.00%	0.03%
56	榎町町会	0.01	0.00	0.00	0.01	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	合 計	41.41	0.21	0.22	41.80	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%

富士見市地震被害想定調査報告書

図表4-13 負傷者数及び避難者数

番	町 会 名	負傷者数(人)				負傷者率(%)				避難者数(人)	避難者率
		重篤者	重傷者	軽傷者	計	重篤者	重傷者	軽傷者	計		
1	山室町会	0.17	0.86	75.02	76.05	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	35.36	1.30%
2	諏訪1丁目町会	0.06	0.28	25.74	26.08	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	11.62	1.24%
3	諏訪2丁目町会	0.10	0.52	42.40	43.03	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	21.30	1.38%
4	前谷町会	0.04	0.22	30.95	31.21	0.00%	0.02%	2.76%	2.79%	8.84	0.79%
5	渡戸東町会	0.22	1.12	88.45	89.79	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	45.98	1.43%
6	渡戸3丁目町会	0.17	0.87	68.41	69.45	0.01%	0.03%	2.74%	2.79%	35.60	1.43%
7	羽沢1丁目町会	0.21	1.07	78.54	79.82	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	43.63	1.52%
8	羽沢2丁目町会	0.09	0.45	42.65	43.20	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	18.55	1.20%
9	羽沢3丁目町会	0.19	0.93	74.75	75.86	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	37.97	1.39%
10	鶴馬1丁目町会	0.19	0.93	71.26	72.37	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	38.08	1.47%
11	上沢1丁目町会	0.27	1.33	83.74	85.33	0.01%	0.04%	2.73%	2.79%	54.46	1.78%
12	上沢2丁目町会	0.10	0.49	33.78	34.36	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	19.98	1.62%
13	鶴瀬東1丁目町会	0.09	0.46	36.90	37.46	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	18.95	1.41%
14	鶴瀬東2丁目北町会	0.13	0.64	38.39	39.16	0.01%	0.05%	2.73%	2.79%	26.14	1.86%
15	鶴瀬東2丁目南町会	0.18	0.90	69.29	70.37	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	36.84	1.46%
16	勝瀬町会	0.30	1.48	184.75	186.52	0.00%	0.02%	2.76%	2.79%	60.52	0.90%
17	シティヴェールふじみ野町会	0.01	0.04	34.28	34.33	0.00%	0.00%	2.78%	2.79%	1.68	0.14%
18	鶴瀬西1丁目二葉町会	0.05	0.26	51.63	51.95	0.00%	0.01%	2.77%	2.79%	10.77	0.58%
19	鶴瀬西1丁目西町会	0.02	0.10	16.32	16.44	0.00%	0.02%	2.77%	2.79%	4.02	0.68%
20	鶴瀬西2丁目西町会	0.08	0.38	24.01	24.47	0.01%	0.04%	2.73%	2.79%	15.55	1.77%
21	鶴瀬西2丁目中町会	0.03	0.17	9.80	10.00	0.01%	0.05%	2.73%	2.79%	6.90	1.92%
22	鶴瀬西2丁目南町会	0.11	0.55	26.98	27.65	0.01%	0.06%	2.72%	2.79%	22.59	2.28%
23	鶴瀬西2丁目北町会	0.09	0.46	30.13	30.68	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	18.77	1.71%
24	鶴瀬西2丁目栄町会	0.04	0.19	14.04	14.27	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	7.94	1.55%
25	鶴瀬西3丁目東町会	0.16	0.82	46.61	47.60	0.01%	0.05%	2.73%	2.79%	33.63	1.97%
26	鶴瀬西3丁目西町会	0.13	0.66	43.60	44.39	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	27.09	1.70%
27	関沢2丁目東町会	0.14	0.72	46.01	46.87	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	29.52	1.75%
28	関沢2丁目旭町会	0.20	0.98	77.61	78.78	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	40.17	1.42%
29	関沢3丁目東町会	0.25	1.24	101.90	103.39	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	50.94	1.37%
30	関沢3丁目西町会	0.11	0.54	39.54	40.19	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	22.05	1.53%
31	上沢3丁目町会	0.10	0.50	42.42	43.03	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	20.62	1.34%
32	勝瀬西町会	0.12	0.60	81.66	82.38	0.00%	0.02%	2.76%	2.79%	24.58	0.83%
33	アイムふじみ野町会	0.02	0.10	80.56	80.68	0.00%	0.00%	2.78%	2.79%	3.95	0.14%
34	南畑第1町会	0.07	0.36	29.72	30.15	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	14.82	1.37%
35	南畑第2町会	0.10	0.49	33.13	33.72	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	20.25	1.67%
36	南畑第3町会	0.06	0.30	23.17	23.52	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	12.11	1.44%
37	南畑第4町会	0.05	0.24	21.42	21.71	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	9.76	1.25%
38	南畑第5町会	0.04	0.18	14.64	14.85	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	7.36	1.38%
39	鶴馬関沢町会	0.18	0.90	79.29	80.37	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	36.84	1.28%
40	打越町会	0.13	0.67	46.54	47.35	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	27.53	1.62%
41	水谷第1町会	0.22	1.11	111.15	112.48	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	45.31	1.12%
42	水谷第2町会	0.10	0.51	40.22	40.83	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	20.90	1.43%
43	水谷第3町会	0.16	0.78	65.75	66.69	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	32.02	1.34%
44	針ヶ谷1丁目町会	0.09	0.43	89.64	90.15	0.00%	0.01%	2.77%	2.79%	17.51	0.54%
45	針ヶ谷2丁目町会	0.07	0.33	57.66	58.05	0.00%	0.02%	2.77%	2.79%	13.45	0.65%
46	水谷東1丁目町会	0.07	0.34	24.65	25.05	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	13.80	1.53%
47	水谷東2丁目町会	0.18	0.89	68.29	69.36	0.01%	0.04%	2.74%	2.79%	36.66	1.47%
48	水谷東3丁目町会	0.25	1.23	65.35	66.83	0.01%	0.05%	2.73%	2.79%	50.51	2.11%
49	水谷第7町会	0.16	0.81	47.38	48.35	0.01%	0.05%	2.73%	2.79%	33.10	1.91%
50	西みずほ台1丁目南町会	0.04	0.18	49.03	49.24	0.00%	0.01%	2.77%	2.79%	7.39	0.42%
51	西みずほ台2丁目町会	0.03	0.15	34.73	34.92	0.00%	0.01%	2.77%	2.79%	6.34	0.51%
52	西みずほ台3丁目町会	0.03	0.14	37.04	37.20	0.00%	0.01%	2.77%	2.79%	5.65	0.42%
53	東みずほ台1丁目町会	0.05	0.24	44.72	45.01	0.00%	0.02%	2.77%	2.79%	9.95	0.62%
54	東みずほ台2丁目町会	0.08	0.38	76.79	77.25	0.00%	0.01%	2.77%	2.79%	15.61	0.56%
55	東みずほ台3・4丁目町会	0.14	0.70	76.36	77.20	0.01%	0.03%	2.76%	2.79%	28.69	1.04%
56	榎町町会	0.01	0.03	17.50	17.53	0.00%	0.00%	2.78%	2.79%	1.05	0.17%
	合 計	7.31	36.53	2,961.16	3,005.00	0.01%	0.03%	2.75%	2.79%	1,496.50	1.39%

## 4. 出火危険予測

ここでは、発災時に何ヶ所からの出火が見込まれるか、その出火点数の予測を行う。

### 予測手法

出火点数は、神奈川県（1986年）の手法を参考に、木造建物全壊率との相関から関係式を求め、発災時の季節や時刻による出火率の違いによる以下の式で算出する。

$$Y(\%) = 0.0018 p \cdot q \cdot Z^{0.7055}$$

$$Z = 0.79 \times \text{木造建物全壊率}(\%) - 1.87$$

p : 時刻係数  
 q : 季節係数 (=1.35 (春・秋)、1.00 (夏)、1.72 (冬))  
 春・秋 : 4月1日～5月31日、11月1日～12月15日  
 夏 : 6月1日～10月31日  
 冬 : 12月16日～3月31日

図表4-14 時刻係数

時刻	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時
時刻係数	0.43	0.33	0.21	0.19	0.20	0.34	0.77	1.11
時刻	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時
時刻係数	1.14	1.12	1.06	1.03	1.00	0.93	0.87	0.91
時刻	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時
時刻係数	1.19	1.84	2.29	2.22	1.99	1.70	1.23	0.82

(出典) 神奈川県、神奈川県地震被害想定調査報告書 (昭和61年3月)

・時刻係数及び季節係数は、発災の時刻や季節による出火率の違いを係数化したものである。

### 予測結果

出火が予想されるのは、鶴瀬2丁目西町会で0.04%、鶴瀬2丁目南町会で0.21%である。町会別の詳細データについては、次の延焼危険予測の予測結果を参照。

## 5. 延焼危険予測

ここでは、出火点からの延焼面積及び焼失棟数を求める。

なお、ここで扱う延焼面積は、延焼する建物の延べ床面積ではなく、延焼するエリア面積である。

### 予測手法（消火までの時間）

消火までの時間は、最終的な延焼面積に影響を与える。

そこで、次式による換算により、消火までの時間を想定する。

$$\text{消火までの時間（分）} = 1 \text{ ha 当たりの木造建物棟数} \times 1.5$$

但し、消火までの時間が 20 分以下の場合は 20 分とする。

#### 木造建物密度の考え方

1 ha 当たりの木造建物棟数（木造建物密度）は、各町会別に家屋密集エリアを図上想定の上、各町会別の木造建物棟数について、空地面積を除いた当該エリア面積で除して算出。

（参考文献）東京消防庁編、「消防水利の対策と実務」  
東京消防庁：東京都の地震時における地域別延焼危険度測定、平成 9 年 3 月  
日本火災学会、「1995 年 兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

### 予測手法（消火までの時間が 60 分未満の場合の延焼面積）

消火までの時間が 60 分未満の場合、その延焼面積は先に条件設定した風速と消火までの時間（20 分以上 60 分未満）を用いて、出火 1 点当たりの延焼面積を求める。各町会の延焼面積は、先に求めた各町会別の出火点数に、この 1 点当たりの延焼面積を乗じて算出する。

各町会の延焼面積が各町会面積を超えるときは、延焼面積を当該町会面積とする。

具体的には、「新しい延焼速度式の解説（火災予防審議会答申）」（昭和 61 年 11 月東京消防庁）による方法で延焼面積を計算する。これは、東京消防庁管内に発生した昭和 55 年～57 年までの 3 カ年の建物全焼火災 100 平方メートル以上 447 例のデータに基づき検討されたもので、酒田の大火や阪神・淡路大震災時の火災被害の再現性もある程度確認されている。

ここでは、裸木造混成率等、その影響が大きい条件について、「地震被害想定支援マニュアル」に基づく一定値を使用する。

$$L \text{ (延焼距離)} = x \cdot y \cdot z \cdot t \cdot (1 - d)$$

$$X = [a \times (b \times e + c \times f) \div (b + c) + j \times g] \div (a + j)$$

a : 建物一辺の長さ (=7.1m)

b : 裸木造混成比率 (=27%)

c : 防火木造混成比率 (=63%)

e : 裸木造建物延焼速度 (=0.87m/min)

f : 防火木造建物延焼速度 (=0.71m/min)

g : 隣棟間隔延焼速度 (=0.38m/min)

j : 建物隣棟間隔 (= a · (k<sup>-0.5</sup>-1))

k : 木造建ぺい率 (=40%)

$$y = -0.005 h + 1.371 \text{ (湿度補正)}$$

h : 湿度 (%)

$$z = 0.48 v + 0.822 \text{ (風速補正)}$$

v : 風速 (m/sec)

t : 出火経過時間

d : 耐火造構成比率 (=1%)

$$S \text{ (延焼面積)} = \pi L^2$$

(出典)「新しい延焼速度式の解説(火災予防審議会答申)」(昭和61年11月東京消防庁)

- ・ 建物一辺の長さは、標準値として7.1mを採用。
- ・ 裸木造混成比率及び防火木造混成比率は、木造建物のうち、裸木造建物及び防火木造建物が占める比率。ここでは、標準値としてそれぞれ27%、67%を採用。(残りの10%は耐火木造)
- ・ 裸木造建物延焼速度及び防火木造建物延焼速度は、それぞれ1分当たりの延焼速度。ここでは標準値としてそれぞれ0.87m/min、0.71m/minを採用。
- ・ 隣棟間隔延焼速度は、隣棟に燃え移る速度。ここでは標準値として0.38m/minを採用。
- ・ 建物隣棟間隔は隣棟との間隔。
- ・ 木造建ぺい率は、木造建物の建ぺい率で、ここでは標準値として40%を採用。
- ・ 湿度は前回調査をふまえて56%を使用。
- ・ 風速は県被害想定をふまえて8.0mを使用。
- ・ 出火経過時間=前頁の「消化までの時間」



### 予測手法（消火までの時間が 60 分以上の場合の延焼面積）

消火までの時間が 60 分以上の場合、その延焼面積は兵庫県南部地震時のデータ等から得られた次式で出火 1 点当たりの延焼面積を算出する。各町会の延焼面積は、先に求めた各町会別の出火点数に、この 1 点当たりの延焼面積を乗じて算出する。

各町会の延焼面積が各町会面積を超えるときは、延焼面積を当該町会面積とする。

なお、ここで扱う延焼面積は、延焼する建物の延べ床面積ではなく、延焼するエリアの面積である。

$$\text{延焼面積 [m}^2\text{]} = 15,000 \times ((0.048\sqrt{\quad} + 0.822) \div 0.918)^2$$

（出典）日本火災学会、「1995 年 兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

### 予測手法（焼失棟数）

焼失棟数は、延焼面積から次式により算出する。

延焼面積と焼失棟数に係るこの関係式は、兵庫県南部地震の被害状況から得られたものである。

$$\text{焼失棟数} = 0.0114 \times \text{延焼面積 [m}^2\text{]}$$

$$\text{木造建物焼失棟数} = \text{焼失棟数} \times \text{木造建物数} \div \text{全建物数}$$

$$\text{非木造建物焼失棟数} = \text{焼失棟数} \times \text{非木造建物数} \div \text{全建物数}$$

（出典）日本火災学会、「1995 年 兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

### 予測結果

市域全域では、延焼面積 141 m<sup>2</sup>で、延焼棟数は約 2 棟が予測される。町会別の被害状況は、次に示すとおりである。

富士見市地震被害想定調査報告書

図表4-15 出火点数及び延焼面積・延焼棟数

番	町会名	地区面積 (ha)	出火点数 (%)	消火までの 時間(分)	延焼面積	延焼面 積率	焼失棟数(棟)		
							木造	非木造	計
1	山室町会	57.6	0.00%	49	0	0.00	0.0	0.0	0.0
2	諏訪1丁目町会	28.0	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
3	諏訪2丁目町会	29.6	0.00%	30	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
4	前谷町会	48.3	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
5	渡戸東町会	39.3	0.00%	46	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
6	渡戸3丁目町会	18.4	0.00%	83	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
7	羽沢1丁目町会	21.5	0.00%	66	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
8	羽沢2丁目町会	20.3	0.00%	36	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
9	羽沢3丁目町会	24.2	0.00%	43	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
10	鶴馬1丁目町会	22.7	0.00%	40	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
11	上沢1丁目町会	21.0	0.00%	70	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
12	上沢2丁目町会	9.0	0.00%	65	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
13	鶴瀬東1丁目町会	12.8	0.00%	21	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
14	鶴瀬東2丁目北町会	10.1	0.00%	49	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
15	鶴瀬東2丁目南町会	18.0	0.00%	90	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
16	勝瀬町会	130.7	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
17	シティヴェールふじみ野町会	2.2	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
18	鶴瀬西1丁目二葉町会	19.1	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
19	鶴瀬西1丁目西町会	4.9	0.00%	32	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
20	鶴瀬西2丁目西町会	4.9	0.04%	42	37	0.08%	0.3	0.1	0.4
21	鶴瀬西2丁目中町会	2.5	0.00%	34	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
22	鶴瀬西2丁目南町会	4.6	0.21%	32	104	0.23%	1.0	0.2	1.2
23	鶴瀬西2丁目北町会	4.6	0.00%	29	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
24	鶴瀬西2丁目栄町会	8.3	0.00%	33	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
25	鶴瀬西3丁目東町会	9.7	0.00%	104	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
26	鶴瀬西3丁目西町会	7.9	0.00%	80	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
27	関沢2丁目東町会	9.7	0.00%	68	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
28	関沢2丁目旭町会	17.0	0.00%	75	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
29	関沢3丁目東町会	28.6	0.00%	75	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
30	関沢3丁目西町会	7.1	0.00%	53	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
31	上沢3丁目町会	13.0	0.00%	59	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
32	勝瀬西町会	25.4	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
33	アイムふじみ野町会	8.0	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
34	南畑第1町会	181.2	0.00%	23	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
35	南畑第2町会	170.4	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
36	南畑第3町会	114.1	0.00%	29	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
37	南畑第4町会	133.6	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
38	南畑第5町会	180.8	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
39	鶴馬関沢町会	30.9	0.00%	51	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
40	打越町会	4.9	0.00%	180	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
41	水谷第1町会	83.5	0.00%	47	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
42	水谷第2町会	86.9	0.00%	31	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
43	水谷第3町会	75.9	0.00%	24	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
44	針ヶ谷1丁目町会	37.2	0.00%	23	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
45	針ヶ谷2丁目町会	31.5	0.00%	24	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
46	水谷東1丁目町会	19.6	0.00%	74	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
47	水谷東2丁目町会	31.8	0.00%	87	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
48	水谷東3丁目町会	16.0	0.00%	108	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
49	水谷第7町会	8.7	0.00%	125	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
50	西みずほ台1丁目南町会	9.7	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
51	西みずほ台2丁目町会	7.0	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
52	西みずほ台3丁目町会	7.2	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
53	東みずほ台1丁目町会	12.8	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
54	東みずほ台2丁目町会	15.7	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
55	東みずほ台3・4丁目町会	15.3	0.00%	51	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
56	榎町町会	6.3	0.00%	20	0	0.00%	0.0	0.0	0.0
	合 計	1,970.0	-	38	141	0.00%	1.3	0.3	1.6

注1：延焼面積は延べ床面積ではなく、エリア面積である。

注2：延焼面積率は当該の地区面積に対する比率。

## 6. 上水道被害予測

市域全体における上水道被害箇所数及び上水道供給支障人口を求める。

### 予測手法（被害箇所数）

上水道被害箇所数は、上水道管の管種管径別延長、先に求めた液状化危険度、地震速度から、次の関係式により求める。

$$\begin{aligned} \text{被害箇所数} &= \text{速度係数} \times \text{液状化係数} \times \text{管種管径係数} \times \text{管の延長 (km)} \\ \text{速度係数} &= 2.24 \cdot 10^{-3} \left( \frac{\text{地震速度 [Kine]} - 20}{60\text{kine}} \right)^{1.54} \end{aligned}$$

液状化係数については、次表の係数を基に、第3章「2. 液状化の危険度評価」で算出した各液状化危険度の割合を乗じて算出した（平均値 1.2）

図表 4-17 液状化係数

液状化危険度	割合	液状化係数	市平均値
高い	3.9%	3.0	1.2
やや高い	17.2%	1.5	
低い	36.9%	1.2	
極めて低い	42.0%	1.0	

図表 4-18 管種管径係数

管種と管径(mm)	75 以	100~250	300~450	500~900	1000 以上
ダクタイル鋳鉄管	0.60	0.30		0.09	0.05
鋳鉄管	1.70	1.20	0.40		0.15
鋼管	0.84	0.42	0.24		
塩化ビニル管	1.50	1.20			
石綿セメント管	6.90	2.70	1.20		

(参考文献) 山崎文雄・片山恒雄・野田茂・吉川洋一・大谷泰昭、「大規模都市ガス導管網の地震時警報システムの開発」、土木学会論文集、No.525/I-33、331-340、1995  
高栖正洋・鈴木崇伸・磯山龍二・吉川洋一、「埋設管被害と地震動強度の関係について」、第9回日本地震工学シンポジウム(1994)

### 予測手法（供給支障人口）

供給支障人口については、川上（1996 年）が阪神・淡路大地震を含む過去の地震による上水道機能被害データから作成した被害率（1 km当たりの被害箇所数）と供給支障率との間の相関式により供給支障率を求め、それに夜間人口を乗じることで算出する。

阪神・淡路大震災では、地震直後は、被災地の広範にわたって停電被害が発生し、水道供給に支障をきたしたが、地震 1 日後には、水道供給の応急復旧機能が稼働するとともに、被災地から少し離れた大阪方面の比較的被害が軽微な地域から徐々に電力供給が回復し、それに伴って水道供給が行われるようになった。次式は、このような現象に基づいて作成された供給支障率の算定方式である。

上水道の供給支障人口 = 供給支障率 × 夜間人口

【地震直後】供給支障率 =  $1 \div (1 + 0.0473 \cdot x^{-1.61})$

【地震 1 日後】供給支障率 =  $1 \div (1 + 0.307 \cdot x^{-1.17})$

x : 配水管の被害率（箇所/km）

ここでは配水管の被害率として先に求めた上水道被害率を用いる。

（参考文献）川上英二（埼玉大）、第 1 回都市直下地震災害総合シンポジウム（1996）

### 予測結果

上水道の被害箇所数は、市域全体で 59 箇所程度となることが予測される。

図表 4-19 上水道の被害箇所数（箇所）

管種と管径（mm）	75以下	100-250	300-450	500-900	1000以上	管種別合計
ダクタイル鋳鉄管	0.23	51.56	4.09	0.25		56.14
鋳鉄管						0.00
鋼管		0.08	0.14	0.79		1.01
塩化ビニル管	0.14	0.07				0.21
石綿セメント管	0.36	0.86				1.23
管径別合計	0.74	52.57	4.23	1.04	0.00	58.59

## 富士見市地震被害想定調査報告書

ここで、1 km当たりの被害箇所数を被害箇所率として定義した上で、この被害箇所率についてみると、全体の被害箇所率は0.25箇所/kmとなる。

管種別では、石綿セメント管が最も被害を受けやすく2.68箇所/km、また、全体の9割以上を占めるダクタイル鋳鉄管については0.24箇所/km、鋼管については0.20箇所/kmである。

**図表4-20 上水道の被害箇所率（被害箇所数/km）**

管種と管径 (mm)	75以下	100-250	300-450	500-900	1000以上	管種別合計
ダクタイル鋳鉄管	0.49	0.24	0.24	0.07		0.24
鋳鉄管						-
鋼管		0.34	0.20	0.20		0.20
塩化ビニル管	1.22	0.98				1.13
石綿セメント管	5.61	2.19				2.68
管径別合計	1.12	0.25	0.24	0.14		0.25

**図表4-21 上水道の管種・管径別延長 (km) [参考]**

管種と管径 (mm)	75以下	100-250	300-450	500-900	1000以上	管種別合計	
ダクタイル鋳鉄管	0.48	211.48	16.77	3.45		232.17	97.6%
鋳鉄管	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	-
鋼管	0.00	0.24	0.74	4.03		5.01	2.1%
塩化ビニル管	0.12	0.07	0.00	0.00		0.19	0.1%
石綿セメント管	0.07	0.39	0.00	0.00		0.46	0.2%
管径別合計	0.66	212.18	17.51	7.48		237.83	100.0%
	0.3%	89.2%	7.4%	3.1%	-	100.0%	

注：平成23年度末現在

こうした上水道被害に伴い、次のような供給支障人口が生じることが予測される。

**図表4-22 上水道の供給支障人口と供給支障率**

	供給支障人口(人)	供給支障率
発災直後	74,296	68.9%
発災1日後	41,771	38.7%

## 7. 帰宅困難者数予測

ここでは、東京湾北部地震が起こった場合に、電車等の交通機関の停止や自動車の利用禁止に伴い、帰宅したくても帰宅できない人を帰宅困難者とし、帰宅困難者数の予測を行った。なお、被害想定は他との整合性を図るため、平日 18 時を想定して行った。

### 帰宅困難者の考え方

帰宅困難者数は、平成 24 年 4 月 18 日公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」における帰宅困難者算定項目である「東京都市圏外からの流入者数」および「東京都市圏内の帰宅困難者数」に、東日本大震災の際の富士見市における帰宅困難者の状況を勘案して「鉄道利用者における帰宅困難者数」を合計した数とする。

$$\begin{aligned} \text{帰宅困難者数} = & \text{①東京都市圏外からの流入者数} \\ & + \\ & \text{②東京都市圏内の帰宅困難者数} \\ & + \\ & \text{③鉄道利用者における帰宅困難者数} \end{aligned}$$

### 予測手法（①東京都市圏外からの流入者数）

埼玉県平成 22 年入込観光客「推計」調査における、東京都市圏外からの道府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県以外の道府県）から富士見市への年間入込客数を把握し、1 日当たりの人員数を算出する。

算出の結果、東京都市圏外からの流入者数は 0 人である。

図表 4-23 県内・県外別観光客数

広域圏	観光客数	県内・県外別						
		県内			県外			不明
		日帰り	宿泊	計	日帰り	宿泊	計	
富士見市	612	612	0	612	0	0	0	0

### 予測手法（②東京都市圏内からの帰宅困難者数）

パーソントリップ調査において、富士見市に対して「通勤」「通学」「業務」「私事」を目的に流入した人を対象に、冬 18 時の段階における帰宅困難者割合を乗じて算出する。

算出の結果、東京都市圏内からの帰宅困難者数は 513 人である

## 富士見市地震被害想定調査報告書

**図表 4-24 富士見市からの自宅までの距離別帰宅困難者数**

富士見市からの距離		～10km	10～11km	11～12km	12～13km	13～14km	14～15km	15～16km
帰宅困難割合		0%	0%	10%	20%	30%	40%	50%
勤務	流入者数（1日）	5,724	0	198	135	168	37	75
	帰宅困難者数(18時台)	0	0	7.0	9.5	17.8	5.2	13.2
通学	流入者数（1日）	828						
	帰宅困難者数(18時台)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
業務	流入者数（1日）	1,131		119				40
	帰宅困難者数(18時台)	0	0	4.2	0	0	0	7.1
私事	流入者数（1日）	7,937	93	104	44	63	61	
	帰宅困難者数(18時台)	0	0	3.7	3.1	6.7	8.6	0.0
富士見市からの距離		16～17km	17～18km	18～19km	19～20km	20km～	計	
帰宅困難割合		60%	70%	80%	90%	100%		
勤務	流入者数（1日）	276	71	114	142	451	7,391	
	帰宅困難者数(18時台)	58.5	17.5	32.2	45.1	159.2	365.3	
通学	流入者数（1日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	828	
	帰宅困難者数(18時台)	0	0	0	0	0	0	
業務	流入者数（1日）	59				206	1,555	
	帰宅困難者数(18時台)	12.5	0.0	0.0	0.0	72.7	96.5	
私事	流入者数（1日）				92		8,394	
	帰宅困難者数(18時台)	0.0	0.0	0.0	29.2	0.0	51.3	

※帰宅困難割合＝下記表参照

※流入者数＝パーソントリップ調査における富士見市以外を出発地点として富士見市に流入した人数

※帰宅困難者数(18時台)＝帰宅困難となる可能性がある人数(流入者数×帰宅困難割合)×18時の市内滞留者の割合 35.3% (下記表参照)

**【参考 1：徒歩帰宅困難割合】**

自宅までの距離	帰宅困難割合
～10km	全員帰宅可能（帰宅困難割合＝0%）
10～20km	被災者個人の運動能力の差から、帰宅困難割合は1km遠くなるごとに10%増加
20km～	全員帰宅困難（帰宅困難割合100%）

出典：平成 24 年 4 月 18 日公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」

**【参考 2：1日当たり流入者数（市外居住者）に対する18時の市内滞留者（市外居住者）の割合】**

項目	数値		出典等
富士見市からの流出口 (富士見市から他の市区町村へ通勤・通学する人口)	41,727 人	a	国勢調査
富士見市居住者の帰宅困難者数(冬18時)	14,718 人	b	県被害想定
富士見市居住者が富士見市に帰宅できない割合(冬18時)	35.3%	c=a/b	

※富士見市に通勤・通学を行う人も同様に、富士見市に市外から流入する人の冬18時における流入者数に対する18時の市内滞留者(帰宅困難者)は35.3%と想定する。

**予測手法（③鉄道利用者における帰宅困難者数）**

平成 20 年度 1 日平均通過人員（関東交通広告協議会資料）より富士見市内の駅を通過する人数を把握した上で、電車 1 本あたりの乗車人員を推計する。

**図表 4 - 25 鉄道利用者における帰宅困難者数**

項目	数値		出典等
鉄道を利用して市内を通過する人数※	356,756 人	a	関東交通広告協議会資料 (H20)
東武東上線の 1 日の運行本数	588 本	b	東武鉄道 H P
1 本当たりの乗車人数	607 人/本	$c=a/b$	※上りがラッシュの時は、下りは空いているため、乗車人数はどの時間帯も同じと仮定する
平日 18 時台の富士見市内の最多運行本数	6 本	d	18 時 21 分
平日 18 時台の富士見市内の電車通過者	3,642 人	$e=c*d$	
東日本大震災における埼玉県の帰宅困難者割合	14%	f	「帰宅困難者対策の実態調査結果について」
鉄道利用者における帰宅困難者数	510 人	$e*f$	

※柳瀬川駅における平成 20 年度の 1 日平均通過人員

【参考：東日本大震災発生日（平成 23 年 3 月 11 日）の埼玉県における帰宅困難者数】

地震発生の居場所	3 月 11 日の帰宅困難者数	外出者（自宅外）人口に帰宅困難者が占める割合
埼玉県	約 33 万人	約 14%

出典：帰宅困難者対策の実態調査結果について～3 月 11 日の対応とその後の取組～（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会事務局（内閣府防災担当））



予測結果

帰宅困難者数は、1,022 人である。そのうち、「勤務」や「通学」による帰宅困難者は勤務地や学校等にて待機が可能であるが、「業務」「私事」「鉄道利用」による帰宅困難者は待機先を自ら探すことが困難なため、市が対応を図る必要があると考えられる。帰宅困難者全 1,022 人のうち、市が担うべき帰宅困難者数は、657 人である。

図表 4-26 帰宅困難者数（人）

①東京都市圏外からの流入者数	②東京都市圏内の帰宅困難者数		③鉄道利用者における帰宅困難者数	帰宅困難者数合計	市が担う帰宅困難者数合計
0…(a)		512…(b)	510…(g)	1,022 …(a)+(b)+(g)	657 …(e)+(f)+(g)
	自宅-勤務	365…(c)			
	自宅-通学	0…(d)			
	自宅-業務	96…(e)			
	自宅-私事	51…(f)			

※「通学」の帰宅困難者が0となっているのは、帰宅が行える10km圏に居住地があるため

## 8. 一時最大避難者数の予測

ここでは、東京湾北部地震が発生後、1～5日の間に一時的に避難を行う人を一時最大避難者とし、一時最大避難者数の予測を行った。

最新の富士見市地域防災計画(平成16年度改訂)では、平成10年度埼玉県地震被害想定調査結果を引用している。ただし、平成10年度埼玉県地震被害想定調査では、「一時最大避難者数」ではなく、「1～5日後避難者数」として算出しているが、本調査では「一時最大避難者数」とする。

### 予測手法

平成10年度埼玉県地震被害想定調査における一時最大避難者数と前回調査における長期避難者数から、長期避難者に対する一時最大避難者数の割合を算出する。さらに、2で求めた長期避難者数に、先日の割合を乗じて、一時最大避難者数を算出する。

図表4-27 前回調査における一時最大避難者数及び長期避難者数

項目			出典等
一時最大避難者数	25,555	(人)…a	H10 埼玉県地震被害想定調査
長期避難者数	6,189	(人)…b	H13 富士見市被害想定
長期避難者に対する一時最大避難者数の割合	412.9	(%)…c	

※一時最大避難者数：1～5日後避難者数

### 予測結果

一時最大避難者数は、6,181人と予測される。

図表4-28 一時最大避難者数

項目			出典等
一時最大避難者数	6,181	(人)…d	
長期避難者数	1,497	(人)…e	本調査結果
長期避難者に対する一時最大避難者数の割合	412.9	(%)…c	前回と同じ

※一時最大避難者数：1～5日後避難者数

## ※. 負傷者数

前回調査において、負傷者数は第4章「3. 人的被害予測」における算出方法を用いていた。しかし、それによると地震加速度 600gal 以上では負傷者数に地震加速度の影響はなく、人口のみの影響を受けることになる。

そのため、今回想定している地震加速度は 700gal であり、600gal 以上となる事から、地震の大きさを変化させても避難者数が固定する結果となる。

また、当該指標以外は、前回調査から「耐震化率が改善」していること、また「東京湾北部地震を対象」としたことで、地震速度 (kine) が小さくなるのが被害想定算定方法に組み込まれている。

以上の理由から、本調査において、負傷者数の算出方法は以下のとおりとする。

### 予測手法（負傷者数）

「耐震化率の改善」及び「地震の大きさ」を加味した指標として「倒壊率」がある。

平成 13 年度の負傷者数は建物の倒壊だけではなく、全ての負傷者を算定しているが、建物の倒壊が小さい地震ほど、建物倒壊以外の負傷者も小さくなるという相関関係があると仮定し、負傷者数の予測を行う。

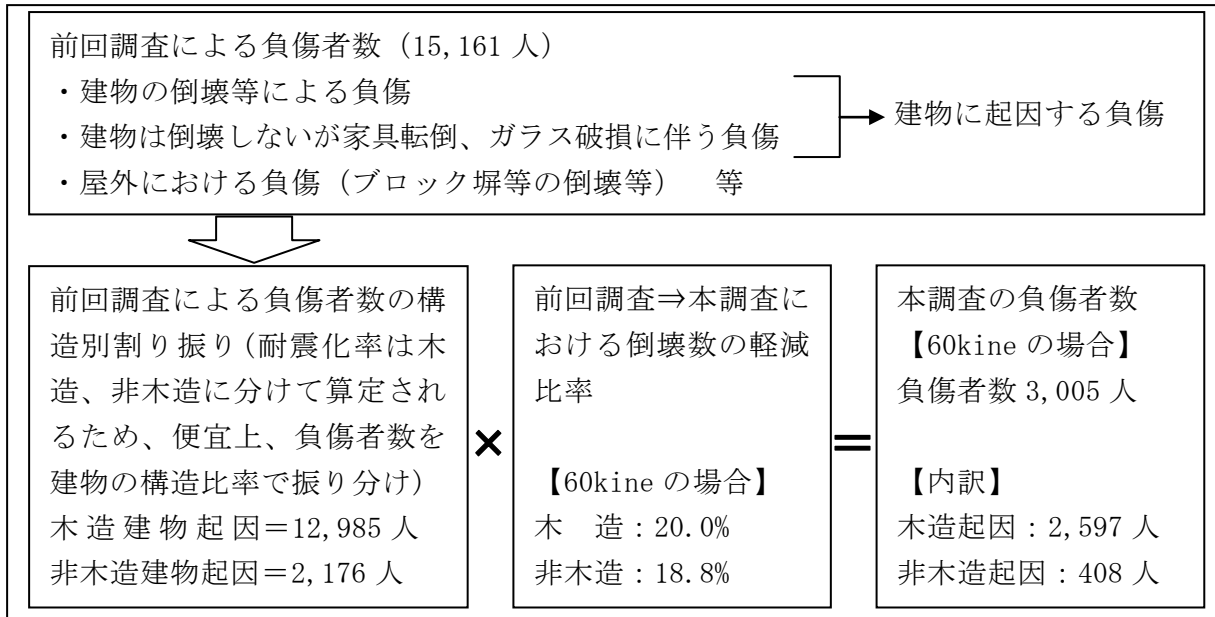
「建物の倒壊」は負傷者数と相関する指標であるため、「建物の倒壊率 (kine と関係性がある)」の平成 13 年度と平成 24 年度の比較を行い、避難者数を算定する。

### 予測結果

市域全域で、負傷者数は 3,005 人である。

町会別の負傷者数は、町会の人口比率を乗じて算出した。

図表4-29 負傷者数予測



■基本条件

総建物棟数	25,539	(棟) …A=B+D
木造建物棟数	21,873	(棟) …B
木造建物棟数割合	85.6	(%) …C
非木造建物棟数	3,666	(棟) …D
非木造建物棟割合	14.4	(%) …E
前回調査 倒壊率（木造）	7.90	(%) …F
（非木造）	1.28	(%) …G
本調査 60kine の倒壊率（木造）	1.58	(%) …H
（非木造）	0.24	(%) …I

■算定式

総負傷者数	15,161	(人) …J⇒H(前回調査より)
木造住宅に起因する負傷者数	12,985	(人) …K=J*C
非木造住宅に起因する負傷者数	2,176	(人) …L=J*E
前回調査の倒壊率に対する本調査の倒壊率の割合（木造）	20.0	(%) …M=H/F
前回調査の倒壊率に対する本調査の倒壊率の割合（非木造）	18.8	(%) …N=I/G
木造住宅に起因する負傷者数（修正後）	2,597	(人) …O=K*M
非木造住宅に起因する負傷者数（修正後）	408	(人) …P=L*N
総負傷者数（修正後）	3,005	(人) …R=O+P

## 富士見市地震被害想定調査報告書

図表 4 - 30 地震速度の増大による負傷者数の変化 [参考]

	倒壊率 (%)		負傷者数 (人)		
	木造	非木造	木造住宅に起因する負傷者数	非木造住宅に起因する負傷者数	総負傷者数
60kine	1.58	0.24	2,597	408	3,005
65kine	2.21	0.37	3,632	629	4,262
70kine	2.92	0.53	4,799	901	5,701
80kine	4.58	0.92	7,528	1,564	9,092

富士見市地震被害想定調査報告書

図表4-31 町会別の物的被害予測関連総括表

No	町会名	地区面積 (ha)	建物密集 面積(ha)	木造建物 密集密度 (棟/ha)	夜間人口 (人)	建物滞留 人口(人)	建物被害(棟)			人的被害(人)						火災被害(箇所・㎡・棟)			上水道被害	帰宅困難者数	一時最大避難者数
							全建物数	全壊棟数	全壊率	死者数	負傷者数	死傷者計	死傷者率	長期 避難者数	長期 避難者率	出火点数	延焼面積	延焼棟数			
1	山室町会	57.6	25.1	32.7	2,729	2,156	875	11.3	1.3%	1.0	76.1	77.0	0.04%	35.4	1.3%	0.00%	0	0.0			
2	諏訪1丁目町会	28.0	22.2	12.4	936	739	308	3.8	1.2%	0.3	26.1	26.4	0.03%	11.6	1.2%	0.00%	0	0.0			
3	諏訪2丁目町会	29.6	21.1	19.8	1,544	1,220	441	6.1	1.4%	0.6	43.0	43.6	0.04%	21.3	1.4%	0.00%	0	0.0			
4	前谷町会	48.3	22	9.4	1,120	885	233	1.8	0.8%	0.2	31.2	31.5	0.02%	8.8	0.8%	0.00%	0	0.0			
5	渡戸東町会	39.3	28.5	30.6	3,222	2,545	939	13.4	1.4%	1.3	89.8	91.1	0.04%	46.0	1.4%	0.00%	0	0.0			
6	渡戸3丁目町会	18.4	13.8	55.4	2,492	1,969	799	11.4	1.4%	1.0	69.4	70.5	0.04%	35.6	1.4%	0.00%	0	0.0			
7	羽沢1丁目町会	21.5	18.4	44.1	2,864	2,263	876	13.3	1.5%	1.2	79.8	81.0	0.04%	43.6	1.5%	0.00%	0	0.0			
8	羽沢2丁目町会	20.3	15.2	23.7	1,550	1,225	409	4.9	1.2%	0.5	43.2	43.7	0.03%	18.5	1.2%	0.00%	0	0.0			
9	羽沢3丁目町会	24.2	18.9	28.8	2,722	2,150	603	8.4	1.4%	1.1	75.9	76.9	0.04%	38.0	1.4%	0.00%	0	0.0			
10	鶴馬1丁目町会	22.7	17	26.5	2,597	2,052	536	7.9	1.5%	1.1	72.4	73.4	0.04%	38.1	1.5%	0.00%	0	0.0			
11	上沢1丁目町会	21.0	17.7	46.5	3,062	2,419	887	15.8	1.8%	1.5	85.3	86.9	0.05%	54.5	1.8%	0.00%	0	0.0			
12	上沢2丁目町会	9.0	9	43.6	1,233	974	418	6.8	1.6%	0.6	34.4	34.9	0.05%	20.0	1.6%	0.00%	0	0.0			
13	鶴瀬東1丁目町会	12.8	12.8	14.1	1,344	1,062	267	3.8	1.4%	0.5	37.5	38.0	0.04%	18.9	1.4%	0.00%	0	0.0			
14	鶴瀬東2丁目北町会	10.1	9.2	32.9	1,405	1,110	339	6.3	1.9%	0.7	39.2	39.9	0.05%	26.1	1.9%	0.00%	0	0.0			
15	鶴瀬東2丁目南町会	18.0	8.5	60.1	2,525	1,995	604	8.8	1.5%	1.0	70.4	71.4	0.04%	36.8	1.5%	0.00%	0	0.0			
16	勝瀬町会	130.7	76.5	7.3	6,693	5,287	862	7.8	0.9%	1.6	186.5	188.1	0.02%	60.5	0.9%	0.00%	0	0.0			
17	シティヴェールふじみ野町会	2.2	2.2	0.0	1,232	973	2	0.0	0.1%	0.0	34.3	34.3	0.00%	1.7	0.1%	0.00%	0	0.0			
18	鶴瀬西1丁目二葉町会	19.1	19.1	7.4	1,864	1,473	255	1.5	0.6%	0.3	51.9	52.2	0.01%	10.8	0.6%	0.00%	0	0.0			
19	鶴瀬西1丁目西町会	4.9	4.9	21.0	590	466	137	0.9	0.7%	0.1	16.4	16.6	0.02%	4.0	0.7%	0.00%	0	0.0			
20	鶴瀬西2丁目西町会	4.9	3.1	27.7	878	694	122	2.2	1.8%	0.5	24.5	24.9	0.05%	15.5	1.8%	0.04%	37	0.4			
21	鶴瀬西2丁目中町会	2.5	2.5	22.8	359	284	62	1.2	1.9%	0.2	10.0	10.2	0.05%	6.9	1.9%	0.00%	0	0.0			
22	鶴瀬西2丁目南町会	4.6	4.6	21.5	992	784	114	2.6	2.3%	0.8	27.6	28.4	0.08%	22.6	2.3%	0.21%	104	1.2		◇帰宅困難者数 1,023人	
23	鶴瀬西2丁目北町会	4.6	4.6	19.1	1,101	870	114	1.9	1.7%	0.5	30.7	31.2	0.05%	18.8	1.7%	0.00%	0	0.0			
24	鶴瀬西2丁目栄町会	8.3	8.3	22.3	512	404	206	3.2	1.6%	0.2	14.3	14.5	0.04%	7.9	1.6%	0.00%	0	0.0			
25	鶴瀬西3丁目東町会	9.7	7.5	69.5	1,708	1,349	583	11.5	2.0%	0.9	47.6	48.5	0.06%	33.6	2.0%	0.00%	0	0.0			
26	鶴瀬西3丁目西町会	7.9	7.9	53.0	1,593	1,258	477	8.1	1.7%	0.8	44.4	45.2	0.05%	27.1	1.7%	0.00%	0	0.0			
27	関沢2丁目東町会	9.7	8.7	45.5	1,682	1,329	437	7.7	1.8%	0.8	46.9	47.7	0.05%	29.5	1.8%	0.00%	0	0.0			
28	関沢2丁目旭町会	17.0	13.6	49.7	2,827	2,233	777	11.0	1.4%	1.1	78.8	79.9	0.04%	40.2	1.4%	0.00%	0	0.0			
29	関沢3丁目東町会	28.6	22.9	50.2	3,710	2,931	1,283	17.6	1.4%	1.4	103.4	104.8	0.04%	50.9	1.4%	0.00%	0	0.0			
30	関沢3丁目西町会	7.1	7.1	35.2	1,442	1,139	281	4.3	1.5%	0.6	40.2	40.8	0.04%	22.0	1.5%	0.00%	0	0.0			
31	上沢3丁目町会	13.0	11.1	39.5	1,544	1,220	461	6.2	1.3%	0.6	43.0	43.6	0.04%	20.6	1.3%	0.00%	0	0.0			
32	勝瀬西町会	25.4	21.3	12.5	2,956	2,335	387	3.2	0.8%	0.7	82.4	83.0	0.02%	24.6	0.8%	0.00%	0	0.0			
33	アイムふじみ野町会	8.0	8	0.0	2,895	2,287	6	0.0	0.1%	0.0	80.7	80.7	0.00%	3.9	0.1%	0.00%	0	0.0			
34	南畑第1町会	181.2	24.3	15.3	1,082	855	466	6.4	1.4%	0.4	30.2	30.6	0.04%	14.8	1.4%	0.00%	0	0.0			
35	南畑第2町会	170.4	32.6	13.2	1,210	956	496	8.3	1.7%	0.6	33.7	34.3	0.05%	20.2	1.7%	0.00%	0	0.0			
36	南畑第3町会	114.1	14.3	19.4	844	667	326	4.7	1.4%	0.3	23.5	23.9	0.04%	12.1	1.4%	0.00%	0	0.0			
37	南畑第4町会	133.6	21.1	12.4	779	615	329	4.1	1.3%	0.3	21.7	22.0	0.03%	9.8	1.3%	0.00%	0	0.0			
38	南畑第5町会	180.8	30.3	6.0	533	421	225	3.1	1.4%	0.2	14.9	15.1	0.04%	7.4	1.4%	0.00%	0	0.0			
39	鶴馬関沢町会	30.9	16	33.8	2,884	2,278	635	8.1	1.3%	1.0	80.4	81.4	0.04%	36.8	1.3%	0.00%	0	0.0			
40	打越町会	4.9	4.9	120.0	1,699	1,342	643	10.4	1.6%	0.8	47.3	48.1	0.05%	27.5	1.6%	0.00%	0	0.0			
41	水谷第1町会	83.5	31.3	31.1	4,036	3,188	1,081	12.1	1.1%	1.3	112.5	113.7	0.03%	45.3	1.1%	0.00%	0	0.0			
42	水谷第2町会	86.9	19.5	20.9	1,465	1,157	456	6.5	1.4%	0.6	40.8	41.4	0.04%	20.9	1.4%	0.00%	0	0.0			
43	水谷第3町会	75.9	36.5	16.1	2,393	1,890	700	9.4	1.3%	0.9	66.7	67.6	0.04%	32.0	1.3%	0.00%	0	0.0			
44	針ヶ谷1丁目町会	37.2	21.8	15.6	3,235	2,556	488	2.6	0.5%	0.5	90.2	90.6	0.01%	17.5	0.5%	0.00%	0	0.0			
45	針ヶ谷2丁目町会	31.5	11.1	16.3	2,083	1,646	257	1.7	0.6%	0.4	58.0	58.4	0.02%	13.5	0.6%	0.00%	0	0.0			
46	水谷東1丁目町会	19.6	6.8	49.4	899	710	371	5.7	1.5%	0.4	25.1	25.4	0.04%	13.8	1.5%	0.00%	0	0.0			
47	水谷東2丁目町会	31.8	14.1	57.9	2,489	1,966	920	13.5	1.5%	1.0	69.4	70.4	0.04%	36.7	1.5%	0.00%	0	0.0			
48	水谷東3丁目町会	16.0	11	72.1	2,398	1,894	860	18.1	2.1%	1.4	66.8	68.2	0.06%	50.5	2.1%	0.00%	0	0.0			
49	水谷第7町会	8.7	8.7	83.4	1,735	1,371	746	14.2	1.9%	0.9	48.4	49.3	0.05%	33.1	1.9%	0.00%	0	0.0			
50	西みずほ台1丁目南町会	9.7	9.7	7.1	1,767	1,396	154	0.6	0.4%	0.2	49.2	49.4	0.01%	7.4	0.4%	0.00%	0	0.0			
51	西みずほ台2丁目町会	7.0	7	4.4	1,253	990	92	0.5	0.5%	0.1	34.9	35.1	0.01%	6.3	0.5%	0.00%	0	0.0			
52	西みずほ台3丁目町会	7.2	7.2	1.5	1,335	1,055	45	0.2	0.4%	0.1	37.2	37.3	0.01%	5.7	0.4%	0.00%	0	0.0			
53	東みずほ台1丁目町会	12.8	11.8	9.5	1,615	1,276	197	1.2	0.6%	0.2	45.0	45.3	0.02%	10.0	0.6%	0.00%	0	0.0			
54	東みずほ台2丁目町会	15.7	14.5	13.2	2,772	2,190	333	1.9	0.6%	0.4	77.3	77.6	0.01%	15.6	0.6%	0.00%	0	0.0			
55	東みずほ台3・4丁目町会	15.3	14.1	34.1	2,770	2,188	608	6.3	1.0%	0.8	77.2	78.0	0.03%	28.7	1.0%	0.00%	0	0.0			
56	榎町町会	6.3	2.4	0.8	629	497	11	0.0	0.2%	0.0	17.5	17.5	0.00%	1.0	0.2%	0.00%	0	0.0			
	合計	1,970.0	864.3	25.3	107,828	85,184	25,539	354.4	1.4%	41.8	3,005.0	3,046.8	0.04%	1,496.5	1.4%	-	141	1.6			

注1：面積及び建物密集面積は図上測定による。

注2：木造建物密度は木造建物棟数を建物密集面積で除して算出。

注3：夜間人口は住民基本台帳（平成24年8月31日現在）による。

注4：建物滞留人口は発災時刻（18時）における建物内滞留人口。

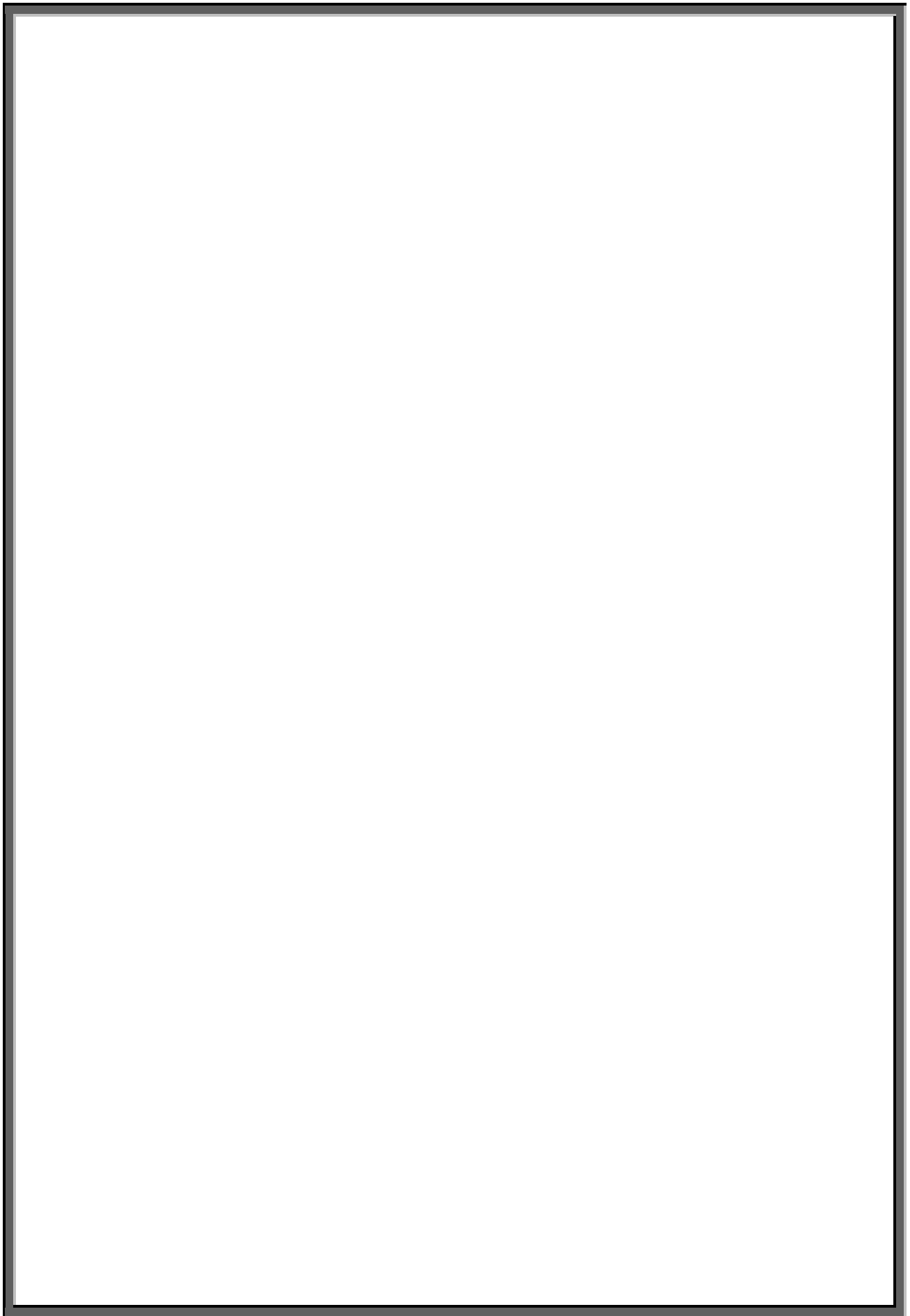
注5：建物の現況棟数は家屋課税データ（平成24年6月現在）より集計。

注6：長期避難者数は住居を失い長期的避難を余儀なくされる者の数。

注7：長期避難者率は町会人口に対する比率。

注8：延焼面積は延焼するエリア面積。







(案)

資料6

# 地域防災 ガイドライン

富士見市



## 地域防災ガイドラインの目的

阪神淡路大震災、東日本大震災といった過去の大災害は、地域における自主防災組織の必要性を改めて認識させてくれました。日頃から「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災意識を持って、地域の皆さんが助け合うことにより、被害を少しでも軽減することができるはずです。

本ガイドラインは、自主防災活動を活性化させるために、その役割や自主防災組織の基本的な活動内容等について分かりやすくまとめたものです。それぞれの地域の実情に合わせて創意工夫を重ねていただき、地域における自主防災活動を充実させるための参考として活用いただければ幸いです。

## < 目 次 >

### I. 自主防災組織とは

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 自主防災組織の必要性   | 1 |
| 2. 自主防災組織の活動の役割 | 1 |
| 3. 自主防災組織の構成    | 2 |
| 4. リーダーの役割      | 3 |

### II. 平常時の防災活動

- |                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 防災知識の普及・啓発      | 4  |
| 2. 防災資機材等の備蓄       | 8  |
| 3. 災害時要援護者支援       | 9  |
| 4. 協働による自主防災組織の活性化 | 10 |

### III. 防災訓練の実施

- |                  |    |
|------------------|----|
| 1. 防災訓練の目的       | 12 |
| 2. 防災訓練の実施方法・進め方 | 12 |
| 3. 各種訓練の概要       | 14 |

### IV. 災害時の活動

- |                        |    |
|------------------------|----|
| 1. 地震が発生した場合の自主防災活動    | 16 |
| 2. 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達 | 17 |
| 3. 被害者の救出活動            | 18 |
| 4. 消火活動                | 19 |
| 5. 救護活動                | 20 |
| 6. 避難行動                | 20 |
| 7. 避難生活（避難所運営）         | 21 |

# Ⅰ. 自主防災組織とは

## 1. 自主防災組織の必要性

東日本大震災のような大地震から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておかななくてはなりません。しかし、ひとたび大地震が発生すると、災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合があります。このような時、毎日顔を合わせている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

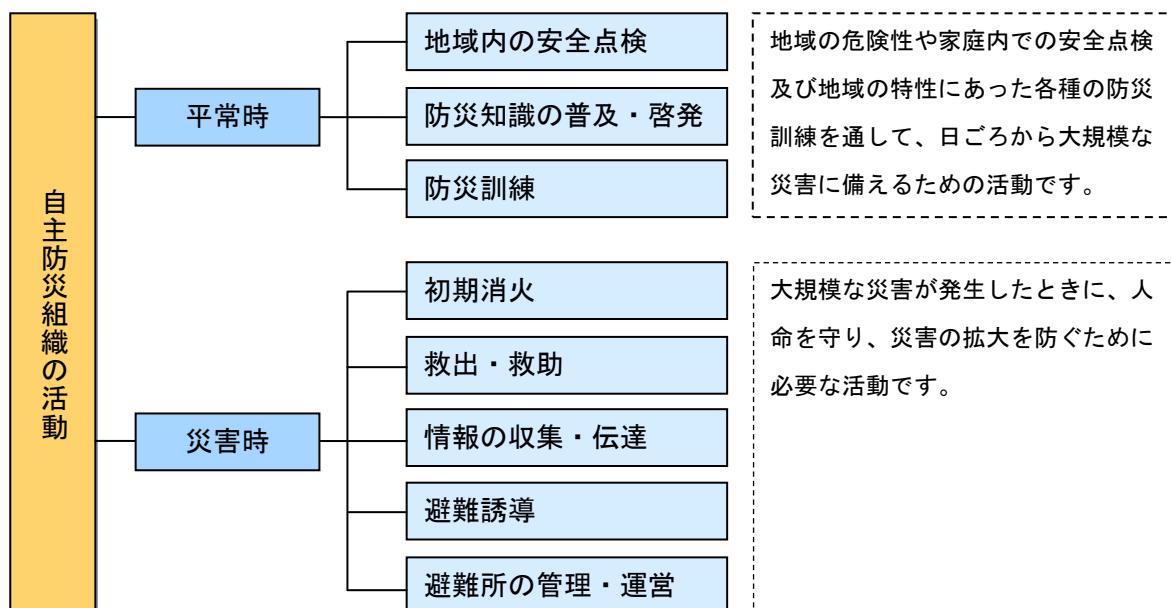
災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織、それが『自主防災組織』です。

### 事 例

平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」では、道路・鉄道・電気・ガス等都市基盤の崩壊や職員自身の被災から、発災直後は防災関係機関の活動が十分機能しませんでした。その一方で、隣近所の多くの人々が協力し合い、救助活動に参加して尊い命を守った事例や、初期消火を行い延焼を防止した事例などが報告されています。

## 2. 自主防災組織の活動の役割

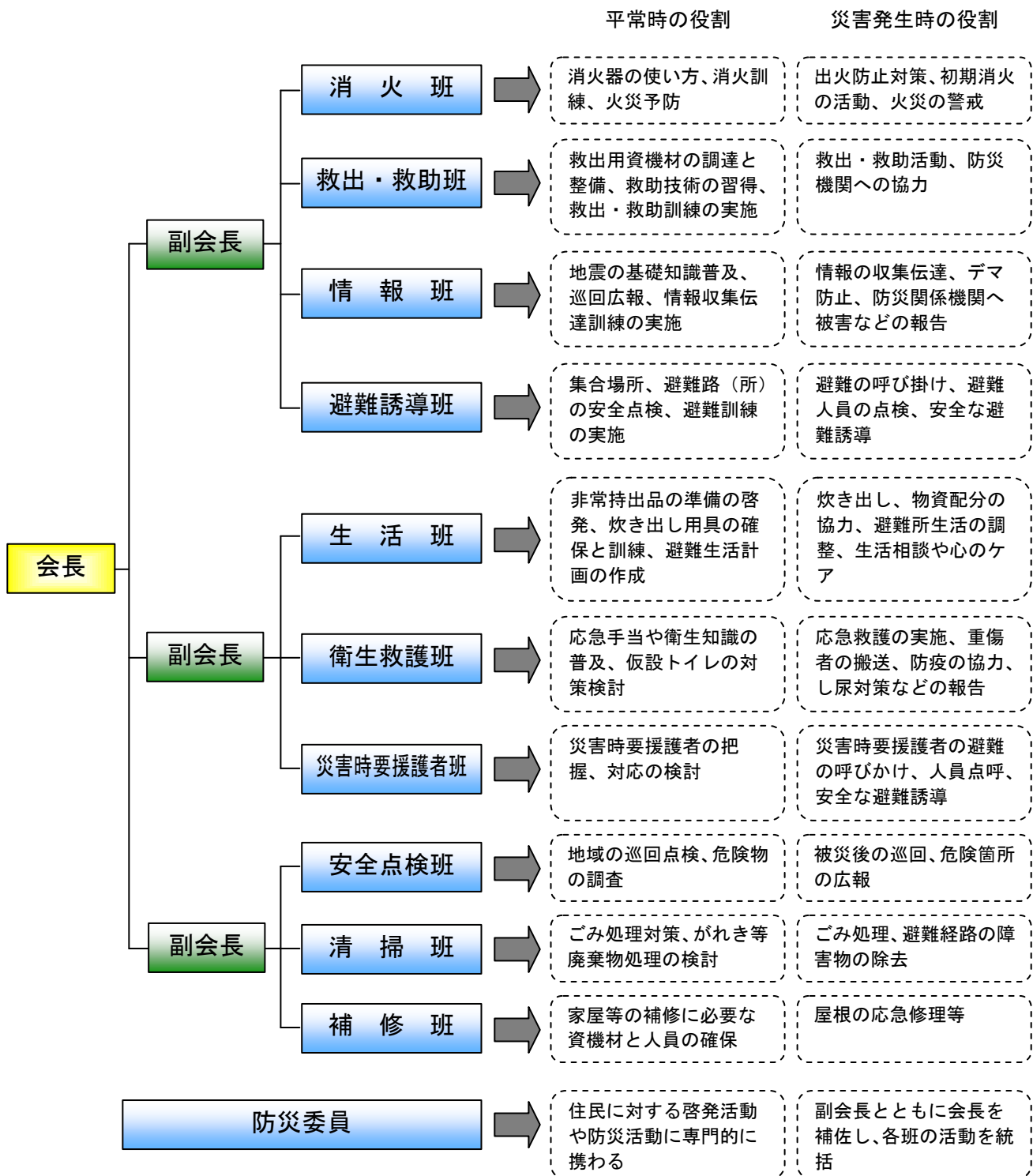
自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など地震被害に対する備えを行い、また、実際に地震が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。



3. 自主防災組織の構成

●組織編成

[組織図・役割分担の例]



## ●編成方法

- ① 活動計画の企画・実施など、自主防災活動の中心的な役割を担う方（防災リーダー）を選びます。防災リーダーには、防災部長をはじめ町内会の役員などで、防災に関心があり、行動力のある方を充てるとよいでしょう。
- ② 災害時の役割を分担するため、本部と必要な活動班に区分し、現在の町内会組織の各部などにその役割を振り分けます。
- ③ 活動班の編成にあたっては、世帯数を考慮し、地域の実情に合わせて適宜に活動班及び班員を置きます。
- ④ 加入世帯数が多い町内会は、いくつかのブロックに分けるなど、地域の実情に応じた編成を行ってください。
- ⑤ 既に町内会に自主防災組織が設置されている場合は、そのまま差し支えありませんが、連合町内会で編成している場合は町内会単位で再編成して下さい。

## 4. リーダーの役割

### リーダーの役割

地域の防災活動は本来、地域の人たち自らの積極的な意思による参加で形成され運営されるものですが、それを待っているだけでは容易に進展しないというのもまた事実です。地震などの災害への備えは必要だと思っただけでは、何をどうしたらよいのか、自分でもできるのかが分からず、何もしていない人も多いでしょう。

しかし、その方々も、ちょっとしたアドバイスや行動のきっかけをつくることにより、第一歩を踏み出せます。

つまり、防災リーダーは、人々の防災意識という種に、アドバイス（防災知識の普及啓発）や行動のきっかけ（研修会や防災訓練への参加）という水や肥料を与え、大きな花（自主防災活動）に育つよう、中心となってお手伝いをする人です。

### リーダーに求められること

- ☆ 防災に関心があること。
- ☆ 行動力があること。
- ☆ 地域において人望が厚いこと。
- ☆ 多数意見を取りまとめ、また、少数意見を尊重できること。

## II. 平常時の防災活動

### 1. 防災知識の普及・啓発

#### (1) 防災知識の普及

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、全ての地域住民が防災に関する正確な知識を有していることが必要となります。

そのためには、自主防災組織としては、あらゆる機会をとらえて、地域の住民が防災知識を吸収できるようにする必要があります。

#### 防災知識普及ポイント

- ・まず家庭の防災対策が基本であることを理解してもらう
- ・自主防災組織の役割と活動内容を理解してもらう
- ・あらゆる会合の機会を利用して繰り返し継続的に、知識の普及活動に努める
- ・市や消防機関などの講習会や研修に積極的に参加してもらう
- ・自主防災組織として、防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配布を行う
- ・災害体験者や、被災地の現地視察などの話を聞く

#### (2) 家庭内対策の促進

阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。また、地震発生直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食料や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所もありました。これらのことから、各家庭において地震に対する備えをしておくことが非常に重要となります。

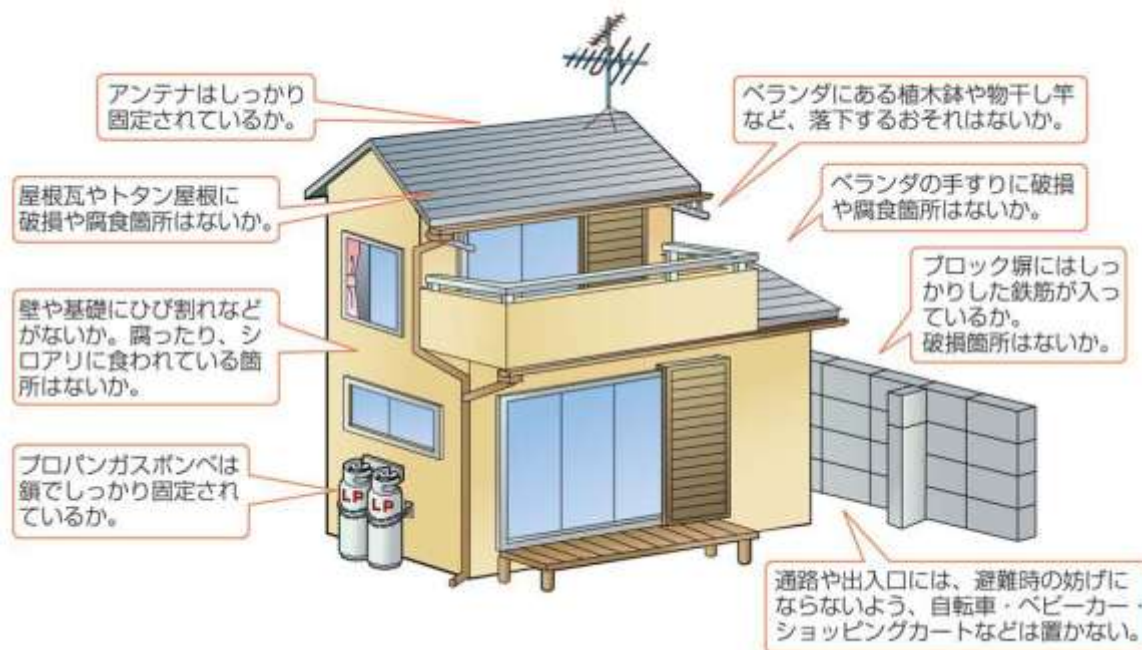
しかしながら、住民には「自分の家は大丈夫」「自分だけは大丈夫」といった意識があり、家庭内対策はなかなか進んでいません。

過去の災害の悲惨な状況を思い出し、各家庭における防災対策の重要性を徹底する必要があります。自主防災組織を挙げてこの対策に取り組んでください。

### 戸建住宅における防災対策

- ・富士見市では、木造住宅の簡易耐震診断（無料）や、耐震改修した住宅に対する税の減額措置を行っています。要件・詳細は市役所までお問い合わせください。

#### 【屋外の備え・点検箇所】



### 中高層住宅における防災対策

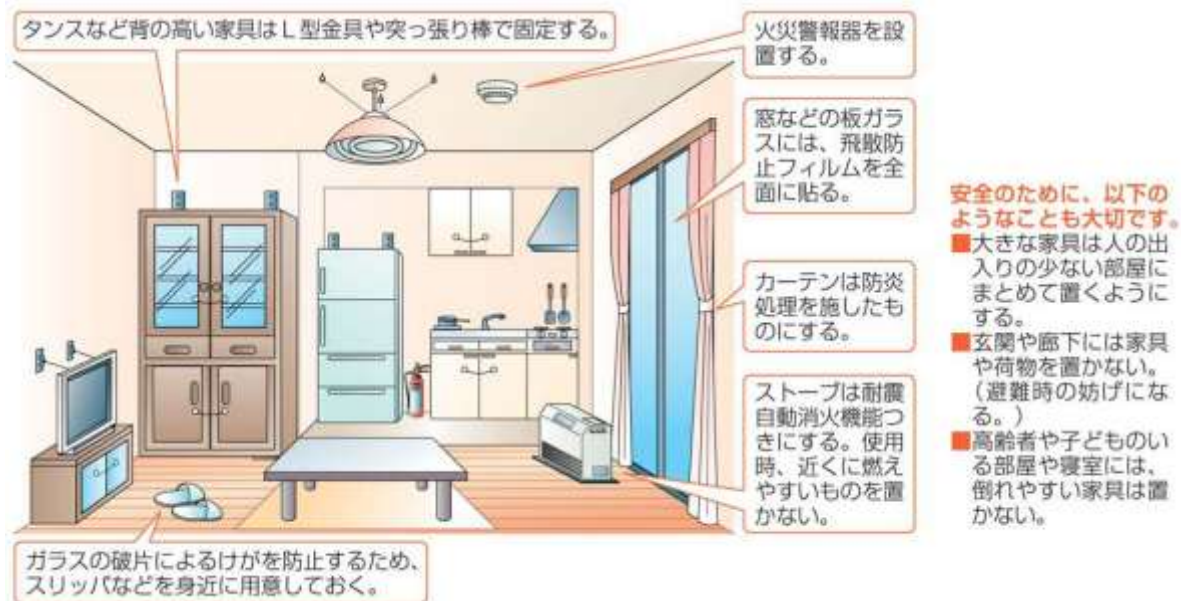
- ・管理組合が中心になって自主防災組織を作るなどの対策が必要です。また、管理会社や設備の保守点検会社と災害時の対応について、事前に調整しておく必要があります。
- ・中高層住宅では、一般に上層階ほど揺れが大きくなります。家具や家電を固定し、食器棚の扉に留め金をつけるなどの備えが大切です。
- ・ライフラインが途絶した場合、停電の影響で電気、水道が使用できなくなり、中高層住宅ではエレベーターが動かないため、水運びが大変な作業となります。また排水管等設備の被害によるものだけではなく、排水用の水がなければトイレを使用することができません。飲料水、簡易トイレセット、食料品等を備蓄倉庫に保管しておく必要があります。
- ・地震発生後は二次被害の危険性や停電の影響もあるため、エレベーターの使用は不可能です。エレベーターの中で地震が発生したら、行き先階のボタンを全て押し、閉じ込められた場合には「非常電話」のボタンを押し続けてください。地震を感知する装置が設置されているエレベーターは、最寄りの階で停止しますので、むやみに行動せず、救助が来るのを待ってください。



### 屋内の備え

- 家屋の転倒による被害を防ぐため、タンス、食器棚などの家具は、動かないようにあらかじめ固定しておくことが大切です。
- 倒れた家具は外へ逃げる障害にもなりますので、避難経路沿いにはなるべく物を置かないようにする必要があります。

#### 【屋内の備え・点検箇所】





### 非常用持ち出し品

- 大きな災害の後は、電気・ガス・水道などのライフラインが止まることが考えられるので、以下のような備蓄品を準備しておいてください。



### 避難時の心得

- 日頃から、災害に備えた家屋の点検や補強を行い、家族での役割分担や非常用持ち出し品の準備をして、万一避難することになった場合には、冷静に状況判断をして安全な避難を心がけてください。

#### 【日頃の準備】

家族会議	日頃から家族会議を開き、震災時の連絡方法や、家族の役割分担、避難時にはぐれても落ち合える集合場所や避難所を確認しておく
家族の役割分担	避難する時に持ち出す荷物の分担や、火の始末をする係、電源（ブレーカー）やガスの元栓を締める係、高齢者の安全を守る係などを決める
避難所と避難経路の確認	自宅や学校・勤務先から避難所への避難経路を確認し、平常時には実際に歩いて安全に通行できるかを確認しておく
帰宅困難に備えて	大震災が起きると交通手段が断たれて帰宅困難になる恐れがあるので、平常時に徒歩やバス等で帰宅ルートを確認し、職場にスニーカーや地図・携帯食糧等を備えておく

2. 防災資機材等の備蓄

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておく必要があります。

その場合、地域の実情や組織の構成等を見て、どのような資機材を備えるのがよいか、市、消防機関の指導を受けて十分検討することが必要となります。

防災資機材としては、以下のようなものが考えられますが、地域の実情に応じ必要なものを選択して下さい。

富士見市では自主防災組織に対する助成を行っていますので、市役所にお問い合わせ下さい。

情報収集・伝達用	メガホン、ラジオ、トランシーバー
初期消火用	三角バケツ、消火器、ホース、バケツ、砂袋、消火器、ヘルメット
水防用	防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋
救出用	ロープ、スコップ、折りたたみ式ハシゴ、パール、のこぎり、なた、ジャッキ、ハンマー、ヘルメット
救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易トイレ
避難用	カンテラ、懐中電灯、ヘルメット、防災ずきん、誘導旗、ロープ、ハンドマイク、警笛
給食・給水用	かま、なべ、はんごう、食器、コンロ、ろ水機、ガスボンベ
その他	リヤカー、一輪車、ビニールシート、投光器、携帯電話用充電器、作業服、帽子、カップ、腕章、防災倉庫

### 3. 災害時要援護者支援

#### (1) ふだんからの災害時要援護者との交流

災害が発生すると、平常時でも様々な支援を必要とする災害時要援護者の方にとっては、避難情報を得ることや安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けることなどに大きな困難が発生します。

町会・自主防災組織として、日ごろから災害時要援護者と交流を持ち、ハンディキャップの内容と程度を理解し、その人にあった安全対策とケアの体制を確立することが重要です。

なお、相手のプライバシーを侵害しないように、十分配慮する必要があります。

#### (2) 災害時要援護者の把握

富士見市では、災害発生時に自力避難が困難で支援が必要とされる要援護者を『災害時要援護者台帳』に登録し、いざ、災害というときに、災害時要援護者の安否確認、避難支援等が確実に行えるよう、町会・自主防災組織、民生委員、関係機関等が平常時より情報を共有できるように支援体制を構築しています。

#### (3) 在宅要援護者の家庭内対策

町会・自主防災組織において、市、福祉関係者、要援護者と協働で、在宅要援護者の自主防災力の向上に向けた対策を講じておく必要があります。

#### 災害時要援護者地域支援事業について

##### 【目的】

災害発生時に自力避難が困難な要援護者（一人暮らし高齢者や障がい者等）の居住地・緊急連絡先・避難支援内容等の情報を関係機関・町会・民生委員等が平常時より共有し、災害時における迅速な安否確認、避難誘導の支援体制を構築する。

##### 1. 災害時要援護者登録制度の概要

災害発生時に自力避難が困難で何らかの支援が必要とされる要援護者が、「市・町会・民生委員・社会福祉協議会・自主防災組織に個人情報提供されることに同意した上で、市の『災害時要援護者台帳』へ登録する。その登録申請者の個人情報を町会等へ情報提供し、日頃の見守りは勿論のこと災害時における情報伝達、安否確認や避難支援活動に活用する。

##### 2. 登録対象者

◎援助する人がいなく、自力避難が困難な居宅で生活する以下の方

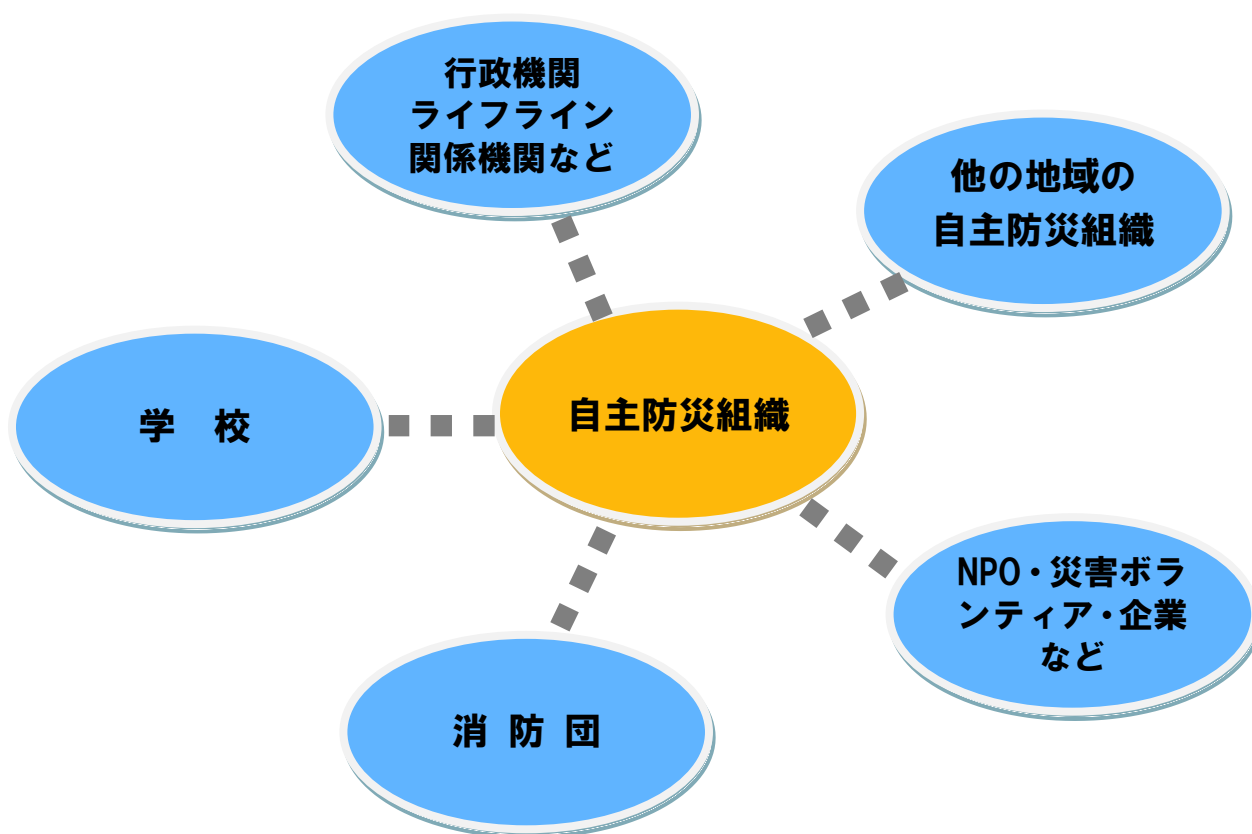
- ① 一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の方
- ② 日中一人暮らし高齢者・日中高齢者のみ世帯の方
- ③ 介護保険の要介護認定2以上を受けている方
- ④ 障がい者手帳を所持している方
- ⑤ その他

4. 協働による自主防災組織の活性化

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守ろうと自主的に結成されるものですが、他の自主防災組織(同じ避難所単位等)と活動上の情報交換をし、災害が起きた場合の協力体制を確立しておくことは重要です。

大きい災害ほど、被害は一つだけとは限らないので、相互に情報を伝達し合い、助け合わなければなりません。

また、自主防災組織は、防災関係機関の指導や助言、助力を必要とする面もあります。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるために、防災関係機関や消防団、防災士、災害ボランティア、学校、事業所、民生委員や福祉団体等の協力が欠かせません。日ごろからよく話し合っておくなど十分連携をとるようにしてください。



### 他の地域の自主防災組織との連携

災害時には避難地や避難所が一緒になる場合があります。組織同士で日ごろからコミュニケーションを取り、災害時に協力して混乱が起こらないようにすることが重要です。定期的な会合の計画を立て、共通の認識が持てるように心掛けてください。

- ・ 近隣自主防災組織との定期的な会合
- ・ 災害時の応援協力体制の確立
- ・ 合同訓練（講演会等の催し物）の開催
- ・ 避難所の運営体制の構築（分担）
- ・ 保有する資機材情報の提供

### 消防団との連携

日ごろから火災予防や初期消火訓練を行っている消防団は、災害時には自主防災組織にとって大変重要な存在となります。したがって、消火訓練はもとより救出・救助や避難地や避難所での活動においても、消防団と密接な連携を取ることが必要です。

- ・ 消防団の防災訓練への参加
- ・ 可搬ポンプの使用方法などの指導
- ・ 消防団の保有する資機材情報の提供
- ・ 災害時の救出・救助、誘導などの連携

### 地域の事業所との連携

地域内にどんな事業所があるか把握しておくことは非常に重要です。平日の昼間発災した場合など、事業所から保有する資機材の提供や従業員による救出・救助活動への協力など災害時に応援を得られれば、非常に役立つ存在となります。したがって、定期的な防災訓練への参加を呼び掛けたり、事業所が実施する防災訓練に協力するなど日ごろから密接な連携をとることが必要となります。

- ・ 災害時（訓練時）の協力体制の構築
- ・ 事業所を交えた訓練の実施
- ・ 事業所が保有する資機材の提供
- ・ 救出・救助、災害時要援護者の避難などへの従業員の協力
- ・ 避難施設としての施設の開放

### 学校（教員）との連携

学校は避難所となっており、学校の教職員も避難所運営の支援に関わることとなります。災害時に混乱しないように、学校区内の自主防災組織と学校の間で、避難所の設置や運営について話し合っておくことが必要となります。

- ・ 避難所運営についての体制の確立
- ・ 学校施設の状況や保有する資機材の確認

### その他の人材・団体との連携

地域内には、その他にも、防災士、災害ボランティアをはじめ、医師（医療機関）、民生委員、福祉団体、PTA、消防団、日赤奉仕団といった、防災活動に関わることが可能な人材や団体などが存在します。このような団体や福祉施設などと連携を取り協力体制を整えておくことが必要となります。

- ・ 炊き出し訓練などへの協力
- ・ 災害時要援護者への支援
- ・ ボランティアの受入調整

## III. 防災訓練の実施

### 1. 防災訓練の目的

災害が発生したときに被害を少なくするためには、落ち着いて適切な行動をとることが重要であり、対処の仕方を知り行動できるようにしておく必要があります。そのためには、防災訓練を繰り返し行うことが重要です。

防災訓練を積み重ねることにより、災害が発生したときの防災行動力を高め、被害を最小限に食い止めることができます。

### 2. 防災訓練の実施方法・進め方

#### まず訓練の実施計画をたてます！

#### ☆どのような訓練をどんな内容で行うか？

訓練の組立ては、できるだけ多くの人々が各種の訓練に参加できるようにする必要があります。また、簡単にできるものから高度なものへと繰り返し行うことが大切です。

防災訓練に参加するということは、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、各種資機材方法を認識してもらう良いチャンスです。地域の特性に合わせ、防災訓練の中にイベント的な事柄を取り入れるなど、少しでも参加しやすくするための工夫が大切です。



初期消火訓練



炊き出し訓練

#### ☆どのような人が何人くらい参加するか？

参加者層（子供・主婦・お年寄り等）、参加人数を把握する必要があります。災害時要援護者や外国人の方にも積極的に参加してもらうよう、平常時からコミュニケーションが大切です。



#### ☆参加しやすい日時か？

多くの住民が参加できるよう、必要に応じて参加対象者の希望をとるなどして、日時を選定することが大切です。

#### ★訓練の内容などに適した場所か？

対象者が集まりやすい場所か、予定人員が収容できる場所か、付近住民などの理解を得られるかについて考慮する必要があります。

#### ★訓練開催などの広報

多くの方に参加してもらうため、回覧板や町内会の連絡網などを活用して呼びかけを行うようにしてください。

また、「防災訓練（研修会）実施計画書」などを作成し、回覧板などで町内会の人達に知らせるのも有効な手段です。

#### ★資機材

＜防災訓練で使用する資機材＞

拡声器、筆記用具、ラジオ、消火器、オイルパン、灯油、水槽、バケツ、てんぷら油火災用鍋、模擬建物、ロープ、毛布、副子、三角巾、救助訓練用人形、AED(自動体外式除細動器)\*など



※AED：心室細動などの不整脈をおこし、突然心停止に陥った心臓に電気ショックを与えてもとの状態に戻す救命器具です。携帯型で、音声ガイドに従って操作すれば誰でも簡単に使用可能です。心停止後、3分以内に除細動を行えば、4人中3人は助かると言われています。

○資機材の貸し出しについては、市役所又は消防署にご相談ください。

#### 訓練の指導

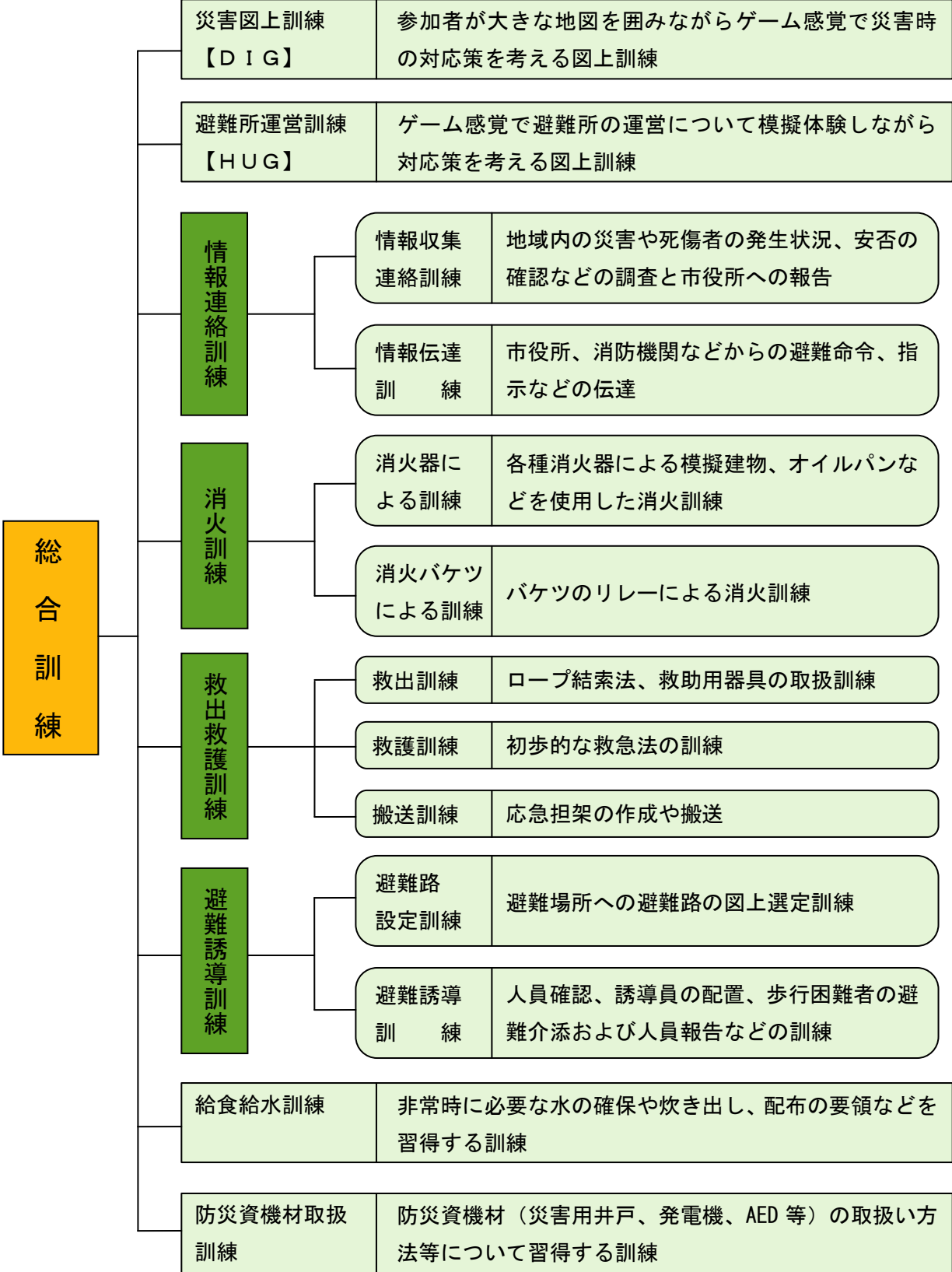
訓練は、できるだけ消防機関などの指導を受けるようにすることが大切です。このためにも、訓練の予定日時を決めたうえで、指導の可否について事前に電話などで市役所又は消防署にお問い合わせください。

#### 訓練終了後の反省会の開催

訓練後は反省会を開き、今後の防災や訓練のあり方について参加者全員で話し合うなど、次回の訓練に活かすことが大切です。

3. 各種訓練の概要

防災訓練には、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、避難誘導訓練、給食給水訓練、防災資機材取扱訓練等があり、これらを個別に行う訓練（個別訓練）と総合して行う訓練（総合訓練）に区別されます。





#### 災害図上訓練「DIG」

参加者が地図を囲みながらゲーム感覚で災害時の対応策を考える災害図上訓練のことで、Disaster（災害）、Imagination（想像）、Game（ゲーム）の頭文字を取って名づけられました。

DIGでは、参加者が大きな地図を囲み、みんなで書き込みを加えながら、議論をしていきます。その中で地域に起こるかもしれない災害を、より具体的なものとしてとらえていき、ゲーム感覚で災害時の対応を考えることができます。

##### 【DIGの特徴】

- ・参加者が大きな地図を囲み、議論を交わしながら進めていきます。
- ・地図に書き込みをすることで、地域の防災マップが出来上がります。
- ・決まったルールがなく簡単で、経費もほとんどかかりません。
- ・日ごろ気付かなかった地域の防災対策が明らかになり、参加者の防災意識が向上します。



（出典）埼玉県災害図上訓練 DIG テキスト

#### 避難所運営ゲーム「HUG」

参加者がゲーム感覚で避難所の運営について考える災害図上訓練のことで、Hinzanzyo（避難所）、Unei（運営）、Game（ゲーム）の頭文字を取って名づけられました。

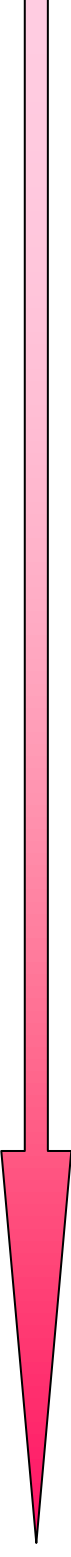

HUGでは、避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事に対してどう対応していくかを模擬体験するゲームです。

##### 【HUGの特徴】

- ・プレイヤーは、このゲームを通して災害時要援護者への配慮をしながら部屋割りを考え、また炊き出し場や仮設トイレの配置などの生活空間の確保、視察や取材対応といった出来事に対して、思いのままに意見を出しあったり、話し合ったりしながらゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができます

# IV. 災害時の活動

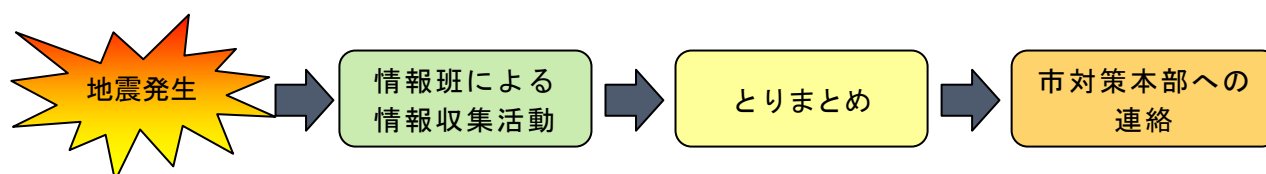
## 1. 地震が発生した場合の自主防災活動

経過時間	状況	各個人の行動	自主防災活動	
	 地震発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の間揺れに注意し、まず、身を守る</li> <li>・非常脱出口の確保（ドア、窓を開ける）</li> </ul>		
	1～3分	揺れがおさまった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素早く火の始末</li> <li>・がけ崩れの危険が予想される地域は即避難</li> <li>・火元の確認（ガスの元栓閉め、電気スイッチ・ブレーカー切る）</li> <li>火がでて落ち着いて初期消火</li> <li>・家族の安全確認</li> <li>・靴・スリッパを履く（ガラス破片が散乱して危険）</li> </ul>	
	3～5分	隣近所の安全確認、出火防止、初期消火、余震に注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所に声をかける</li> <li>・近所に火はでていないか確認</li> <li>・火が出ていたら大声で知らせる（消火器で初期消火）</li> <li>・漏電、ガス漏れ、余震に注意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所で助け合い（要援護者の安全確保、行方不明者、ケガ人はいないか確認）</li> <li>・出火防止の呼びかけ</li> <li>・初期消火</li> </ul>
	5～10分		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオや同報無線により情報確認</li> <li>・避難には絶対車を使わない</li> <li>・避難の際、ブロック塀、ガラス、がれきに注意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織活動</li> <li>・情報班による地域内の被害情報収集</li> <li>・市からの情報を住民へ正しく伝達</li> </ul>
	10分～数時間	火災の発見、家屋の倒壊発見、負傷者発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなで消火・救出活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火班による初期消火活動</li> <li>・救出・救助班による救出活動</li> <li>・負傷者の応急救護、救護所への搬送</li> <li>・困難な場合は消防署などへ出動を要請する</li> <li>・要援護者の避難の支援</li> </ul>
	数時間～数日	避難生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織に協力して秩序のある避難生活を</li> <li>・壊れた家には入らない</li> <li>・水・食料は蓄えているものでまかなう（がまんも大切）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市に協力して、避難所運営マニュアルや避難生活計画書に基づき秩序ある避難所運営</li> <li>・要援護者に対する配慮</li> <li>・災害ボランティアとの共助</li> </ul>

## 2. 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の破損状況等）や火災発生状況を迅速にとりまとめ、市の災害対策本部に報告してください。

- ◆ 情報収集を迅速に行うため、事前に調査区域を分けて担当者を決め、地域内の被害状況等、必要な情報を収集します。
- ◆ 被害報告を受けた情報班長は、被害状況を会長に報告をして組織内に周知するとともに、市災害対策本部などの防災関係機関に報告します。「被害なし」という報告も災害の全体像をつかむための重要な被害情報になりますので忘れずに報告するようにしてください。
- ◆ 防災無線や市の広報車、テレビ、ラジオで正確な情報を確認し、地域内の各家庭に伝えて混乱が起こらないようにすることが大切です。

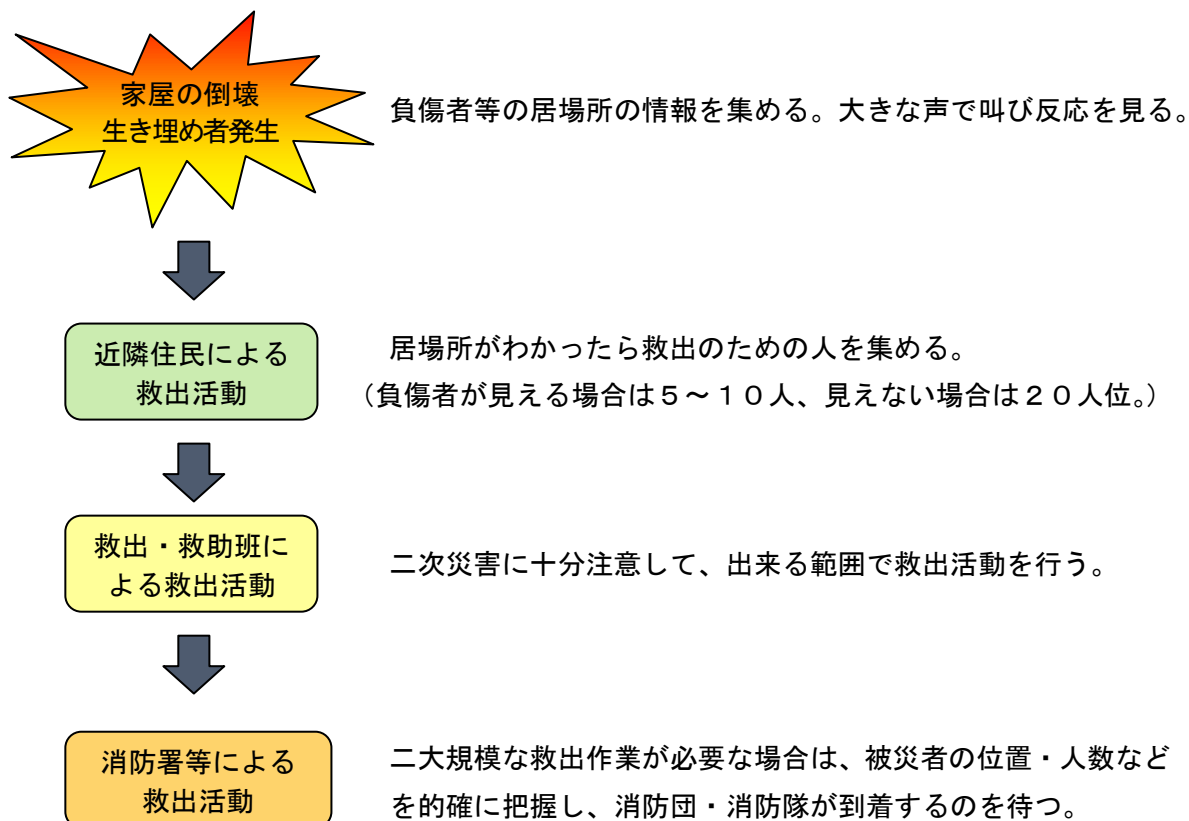


## 市・消防機関が必要とする情報

- 人的被害  
死者、行方不明者、負傷者（重傷者・軽傷者）
- 住家被害  
全壊、半壊、一部損壊、床上・床下浸水
- 公共施設の被害
- 公共土木施設の被害  
道路、橋梁、河川 など
- ライフライン被害  
水道施設、交通施設、ガス施設、下水道施設、電気・通信施設 など
- 火災
- 田畑の被害
- その他の被害  
がけ崩れ など

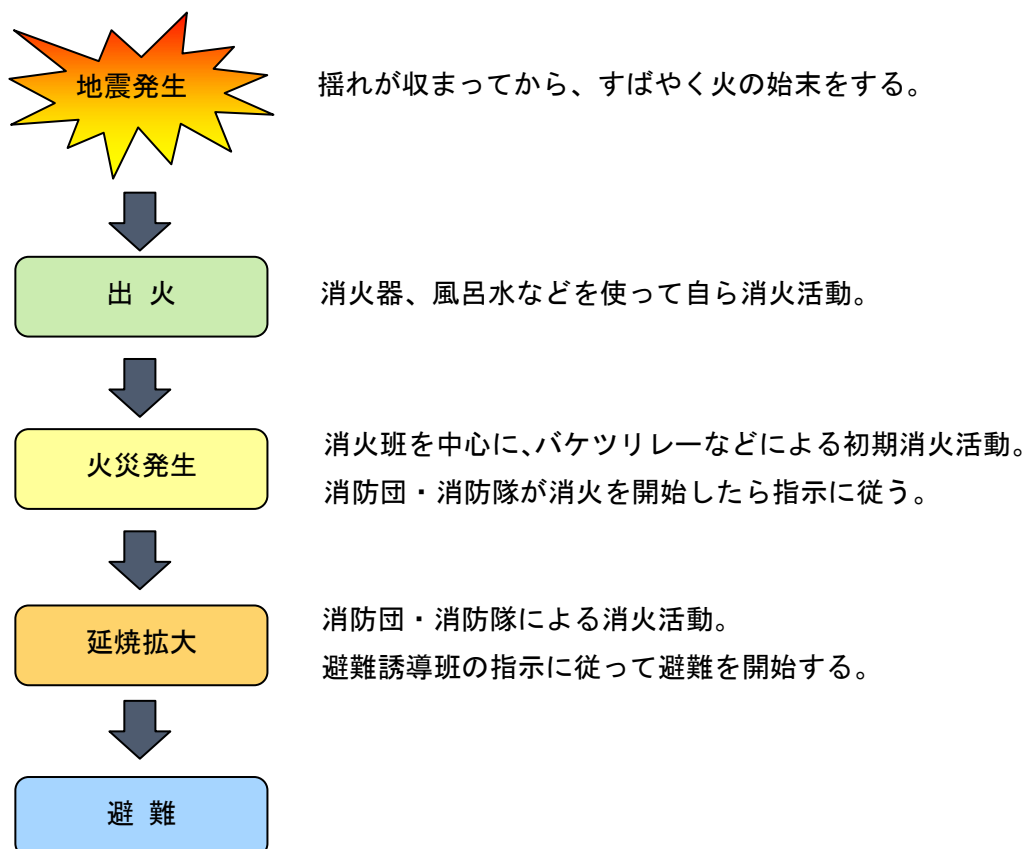
## 3. 被災者の救出活動

大地震発生時には家屋の倒壊などにより多数の生き埋め者が発生することが予想されます。まず自分の身の安全を確保してから、消防団・消防隊が到着するまで、地域の自主防災組織が協力して出来る範囲で救出・救助にあってください。ただし、二次災害の危険性がありますので決して無理な救出活動は行わないようにしてください。



## 4. 消火活動

地震による火災発生を防ぐためには、各家庭おける出火防止対策が一番大切ですが、いざ火災が発生したら地域の自主防災組織が協力して初期消火活動にあたるようにしてください。ただし、地域で行う初期消火活動はあくまで火災の延焼を防止することが目的ですので、決して無理はしないように注意してください。消防団や消防隊が到着したらその指示に従うようにしてください。



## 5. 救護活動

大規模な地震が発生すると、多数の負傷者が出るため、すぐに医療機関による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合は、まず応急手当を行い、重傷患者や中等傷患者は、市が設置する救護所に搬送するようにしてください。

## 6. 避難行動

住民の生命や身体に危険が生ずる火災の危険が切迫している場合、危険地域の住民に対し、市長から避難勧告や避難指示がでます。

その場合、自主防災組織（避難誘導班）が中心となって迅速な避難誘導を行ってください。そのためには、事前に防災関係機関とも十分に協議した避難計画を作成し、関係住民に周知徹底しておく必要があります。

### 避難計画策定にあたっての留意点

- ◆ 住民がよく知っている広くて危険のない場所を、あらかじめ集合場所、避難場所として決めておく
- ◆ 避難誘導の責任者を決め、全員が指示に従ってまとまって避難できるようにしておく
- ◆ 自主防災組織の責任者は、安全な避難経路を気象条件や災害規模に合わせて、3パターンほど選定しておく。
- ◆ 災害時要援護者に対する配慮を怠らず、全員が安全に避難できるように便宜を図る
- ◆ 日頃から訓練を繰り返し、避難方法や場所などを住民に周知徹底しておく

**7. 避難生活（避難所運営）**

避難生活は、災害によるショックや共同生活の不自由さ、不便さを強いられるため、決して楽しいものではありません。お互いに助け合って少しでも快適に過ごせるように、自主防災組織が中心となって、避難住民の生活の秩序を保つ必要があります。高齢者や障害を持つ災害時要援護者へは、特に温かい配慮が必要になります。

そのためには、避難生活計画書や避難台帳をしっかりと作成しておくことが大切です。詳細な内容については、「避難所運営マニュアル」を参照してください。

**■掲示板・伝言板の設置**

○掲示板や伝言板などを通じて、情報の伝達や共有に努める

**■安否確認**

○安否確認カードを活用し、避難所ごとの安否確認を行う

**■生活時間を決める**

○生活区域、生活上のルールを決める

○生活の時間も決めておく

**■食料・水の確保**

○原則として食事は、各自の非常持ち出しの食料でまかなう。その場合、火を使う料理は避ける

○避難が長期にわたり、各自の食料でまかなえない場合は、共同で炊き出しを行う

○食事や給水は、リーダーの指示に従い順序よく行う

**■ゴミの出し方のルールを決める**

○生ゴミは、場所を決めて出す

○その他のゴミは分別し、きちんとわけて出す

**■トイレのルールを決める**

○トイレはきれいに使用し、定期的いきちんと清掃をする

**■ペットへの対応**

○飼育舎の把握、飼育場所の指定、排泄物の後始末などを徹底しておく

**■緊急輸送手段の確保**

○緊急時に備えて、各自主防災組織から車両を一台ずつ用意するなど、輸送対策を決めておく

### ■避難所の管理・運営の注意点

- 避難所は、行政機関が想定している場所を基本とする
- 避難所管理者（市職員）、施設管理者（学校等）、町会・自主防災組織が中心となって避難所運営組織を設ける
- 運営本部に、総務、被災者管理、情報、食料・物資、施設管理、保健・衛生等の各総括班長をおく
- 運営本部の下に各自主防災組織ごとの班編成を行い、班ごとの役割を決める
- 運営本部会議を1日1～2回開催し、情報の収集・伝達、役割等を再認識するとともに、情報の共有に努める
- 親せき宅への避難など、避難先を変更した場合は、すみやかに情報班へ連絡する

### ■使用禁止建物への立ち入り禁止

- 倒壊の危険がある建物は、ロープ等で閉鎖し、立ち入りを禁止する

### ■プライバシーの保護に気をつける

- お互いのプライバシーを保護するため、家族単位で区分けして、むやみに他人の場所へ立ち入らないようにする
- 更衣室、授乳室等も設置する



(案)

# 避難所運営マニュアル

---

富士見市

# < 目 次 >

I. 避難所運営マニュアルの目的	1
II. 避難所の運営に関する具体的な手順	2
III. 避難所運営組織体制	3
IV. 役割を細分化した班編成	4
総務班	4
情報班	6
救護班	7
食糧班	8
物資班	9
環境班	10
V. 避難所運営のポイント	12
1.避難スペースの確保	12
2.避難者の振り分け	13
3.用途に応じたスペースの確保	14
4.避難者の健康管理	16
5.女性に配慮した避難所運営	18
6.高齢者、障がい者に配慮した避難所運営	19
7.障がい者の様態に応じた対応	20
様式集	21

# 1. 避難所運営マニュアルの目的

大規模な災害が発生した場合は、家屋の倒壊・破損やライフラインの途絶により、多くの市民が避難所生活をしなければならないことが予想されます。

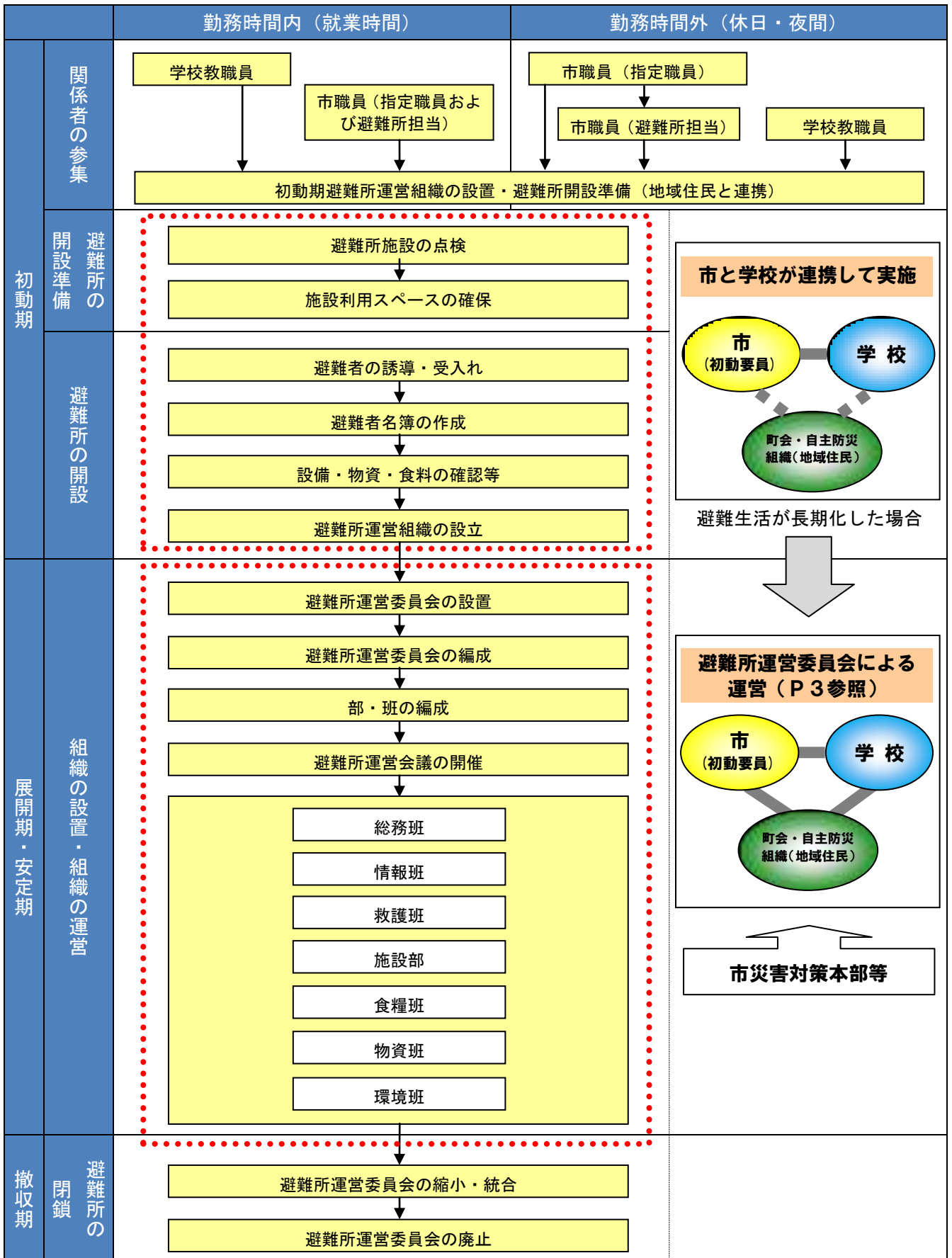
阪神・淡路大震災の際、行政主体の避難所運営に様々な問題が発生したことから、東日本大震災では住民等による自主運営が行われた避難所も多く見られました。そこでは自主運営組織の有無が避難所生活の長期化や生活環境の良し悪しに大きく影響したといわれています。

そこで、大規模な災害が発生したとき、地域の皆さんが安心して避難所生活を送れるように、避難所の運営体制を迅速に確立し、円滑に推進する必要があります。

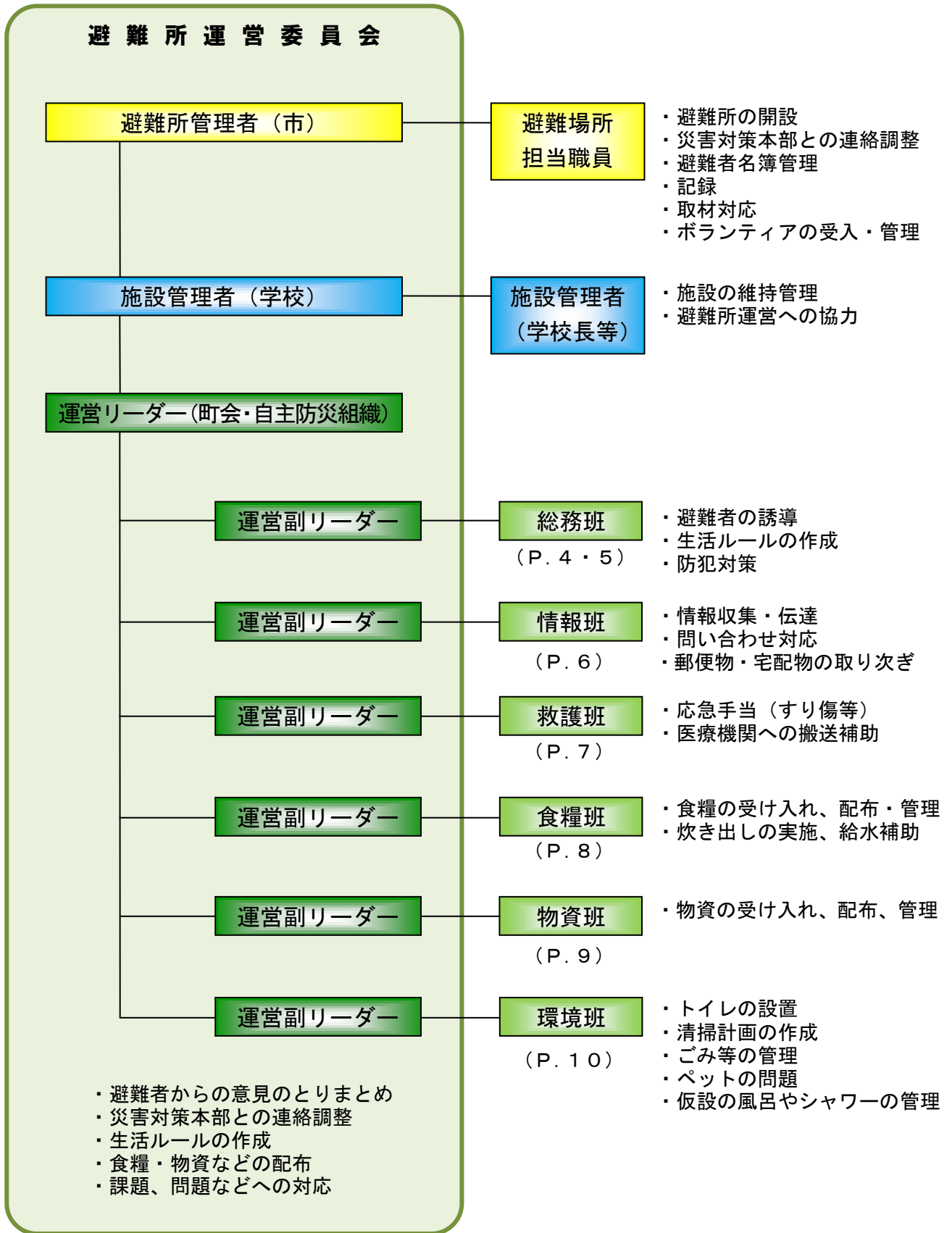
避難所の運営については、地域住民や市職員、教職員等との連携が重要になります。そのため、避難所ごとに実情にあった避難所運営マニュアルを作成し、予想される課題や範囲をあらかじめ示し、いつ、誰が、何を、どのように行うべきかを理解することが必要となります。

このマニュアルは、円滑な避難所運営を行うためのルール等を定めたものですので、避難所運営の際に参考にしてください。

## II. 避難所の運営に関する具体的な手順



### Ⅲ. 避難所運営組織体制



## IV. 役割を細分化した班構成

### 総務班

#### 【主な役割】

- ・避難者の誘導
- ・生活ルールの作成
- ・居室空間及び共同利用場所の確保・管理
- ・避難者及び支援を必要とする在宅被災者の名簿作成・管理
- ・避難者の入所・退所等の状況把握
- ・防火・防犯等
- ・運営委員会の庶務・記録
- ・災害対策本部との連絡・調整
- ・ボランティアの受入・管理

※総務班は他の班の業務に属さないこと

#### 【注意事項】

##### 避難所レイアウト

- (1) 共同で利用する空間を確保します。

①運営本部室、②受付、③掲示板及び掲示場所、④面会室、談話室、⑤公衆電話、⑥救護施設（保健室）、⑦調理場所（給食室・校庭）、⑧食堂、⑨更衣室、⑩洗濯場、物干し場、⑪仮設トイレ、⑫ごみ置き場、⑬シャワー、⑭喫煙場所、⑮駐車場、⑯ペットの収容場所

※応急教育、学校再開に必要な施設を確保し、関係者以外は立入禁止とする。

- (2) 校庭等に集合待機している避難者を町会・家族単位で等で把握し、部屋の割り振りを行います。

※避難スペースの目安は、避難者一人あたりの面積が2㎡です。

※世帯同士の区画の境界は敷物等で区別します。

※物資の搬入等が効果的に行われるよう通路等の動線を確保します。

※状況が落ち着いたら、仕切りや畳を敷くなどして、個人の空間を確保できるようにします。

- (3) 収容時には、高齢者、身体障害者、病弱者等災害時要援護者とその家族等援護者のためのスペースを優先的に確保します。

※避難場所での共同生活が困難な要援護者がいる場合には、避難場所施設の中で居室を別にするなどの配慮をします。さらに、避難場所での生活が難しい場合には、福祉避難所へ移送します。

## 避難所誘導

- 避難者を町会等の単位で、室内に誘導します。

## 生活ルール

避難場所では多くの人に限られた空間で共同生活をする事になり、トラブルも予想されるため、最低限守らなければいけない避難場所生活のルールを確立していくことがポイントになります。生活ルールは、公開の場で「自分たちで決めた」という手続が必要です。

### 生活ルール（例）

生活時間	会議の開催日程。食事、消灯、風呂、洗濯の時間。
生活空間	携帯電話の使用、土足厳禁の場所。
当番	トイレやごみ捨て場の清掃、食事の配給。
プライバシー	むやみに他の居室や区画に出入りしない。
トイレの清掃	朝〇時、昼〇時、夜〇時に、当番制で行う。
ペット	犬、猫などを室内に入れることの禁止。
電化製品	ストーブ、電気毛布、カセットコンロの使用場所。
喫煙	所定の場所以外禁止。

# 情報班

## 【主な役割】

- ・ 情報収集、発信、伝達等
- ・ 安否確認等問い合わせへの対応及び避難者の呼び出し
- ・ 郵便物・宅配便等の取次ぎ
- ・ 避難者に対する、運営委員会が決定した事項の伝達
- ・ 取材対応等報道機関への協力

## 【注意事項】

### 情報伝達

- (1) 情報を伝達する場合には掲示板を用いるように徹底します。掲示板は入り口付近の目に付きやすい場所に設置します。
- (2) 皆に知ってもらいたい重要な情報は掲示板のほかに居室等にも張り出します。重要な情報の例としては、①本日入手した情報、②市役所の広報、③病院などの情報、④ライフライン、⑤電車の運行情報、⑥仮設住宅の入居案内などです。
- (3) 情報には掲載の日時を入れるようにします。
- (4) 障がい者や外国人に対して、情報の入手や伝達、正しい理解ができるように文字の大きさや分かりやすい表現等に配慮します。



# 救護班

## 【主な役割】

- ・ けが、急病等の傷病者に対する応急的な処置
- ・ 医療機関への搬送補助
- ・ 医療補助、介護活動
- ・ 高齢者、障害者、外国人等の要援護者や妊産婦に対する支援
- ・ 避難施設内の子どもの保育活動及び支援

## 【注意事項】

### 救護活動

- (1) 保健室等の適当な場所を確保し、傷病者の救護活動を行います。
- (2) 応急処置者、人的被害、応急医療資器材等の状況を把握します。
- (3) 高次医療の必要な傷病者を後方医療機関への転送を補助します。
- (4) 医療ボランティアの要請と受入を行います。
- (5) 室内の冷暖房、空調の管理をします。
- (6) 高齢者、障がい者、病弱者等災害時要援護者、慢性疾患で療養の必要な避難者が福祉避難所や医療機関に移転できるように補助します。
- (7) 妊産婦や女性特有の病気などに配慮します。

# 食糧班

## 【主な役割】

- ・ 避難者及び近隣の在宅被災者に対する食糧の配給
- ・ 炊き出しの実施
- ・ 食糧の調達、受入、管理、配布
- ・ 飲料水の調達、受入、管理、配布
- ・ 炊き出しボランティアへの指示
- ・ 不足している食糧の名称及び数量の把握・報告
- ・ 食中毒の防止に関すること

## 【注意事項】

### 食糧の配給

- (1) 食糧の配給は「平等」を原則としますが、状況に応じて災害時要援護者等に優先的に配布することを検討します。
- (2) 食糧の配布基準をルールとして定めます。

### 炊き出し

- (1) 炊き出しは多くの人手を要します。できるだけ多くの避難者に声をかけ、一部の人に負担がかからないようにします。
- (2) 食中毒に注意をします。生ものは避け、加熱処理をします。夏季は特に注意をします。食器は使い捨て容器を使うようにします。

### 食料・飲料水

- (1) 差し入れによる食料等は、災害時要援護者を優先して配布します。
- (2) 市役所から配布する食料・飲料水は避難人員の報告により原則として人数分が配給されます。配給票などを活用して混乱のないよう、また全員に行き渡るよう配給するようにします。
- (3) 冷蔵庫や冷暗所を確保するようにします。

## 物資班

### 【主な役割】

- ・避難者及び近隣の在宅被災者に対する物資の供与
- ・物資の調達、受入、管理等
- ・不足している備蓄物資及び救援物資並びに生活必需品の名称及び数量の把握と報告
- ・防災資機材や備品の管理
- ・在宅被災者のための物資の窓口の設置

### 【注意事項】

#### 物資の配給

- (1) 物資の配給は「平等」を原則としますが、状況に応じて災害時要援護者等に優先的に配布することを検討します。
- (2) 毛布などの緊急性の高い物資は、高齢者、子供など災害時要援護者を優先に配布します。
- (3) 物資の配布基準をルールとして定めます。

#### 生活必需品

- (1) 避難当初は、備蓄物資以外の生活必需品の確保は困難が予想されます。差し入れがあった場合、災害時要援護者や一般避難者の状況を把握して優先順位をつけ配給するようにします。
- (2) 町会単位で配給場所、時間を定め、配給票を配布して支給するなど混乱の防止に努めます。
- (3) 応急の食料、飲料水、生活必需品は避難場所に配送されるため、自宅にいる人たちにも配送されてきた物資を配給する必要があります。場所に分けて配布するなど、支給方法について考慮しておく必要があります。

## 環 境 班

### 【主な役割】

- ・トイレ、ごみ置き場、風呂の設置及び衛生管理
- ・トイレの清掃
- ・避難施設内の清掃及び整理整頓
- ・避難施設内の冷房・暖房等生活環境
- ・犬、猫その他愛玩動物の飼育に関する指導
- ・生活水の確保、管理、使用

### 【注意事項】

#### 衛生管理

- (1) 施設の清掃は、清掃計画を作成し、当番制で行います。
- (2) 清潔の保持のため、土足厳禁の区域を設定します。
- (3) 手指の消毒として消毒用アルコール、逆性せっけん等を設置し、感染症の予防に努めます。
- (4) 避難者が連れてくるペットの保管場所を決めます。

#### 生活用水

	・飲料用 ・調理用	・手洗い ・洗顔 ・歯磨き	・風呂 ・洗濯	・トイレ
ペットボトル飲料水	◎	○	/	/
災害用貯水タンクの水	◎	○	/	/
給水車の水	◎	○	△	/
浄排水場施設の水 非常用災害井戸	◎	○	△	/
ろ過水	△	△	○	○
プール、河川水	×	×	×	◎

◎：最適な使用方法

○：使用可

△：やむを得ない場合のみ使用可

×：使用不可

## 風呂・シャワー

- (1) 避難場所における生活が長引く場合には、風呂やシャワーの確保も大きな問題になります。近隣の親戚、知人へのもらい湯、公衆浴場の利用を避難者に対し推奨します。
- (2) 仮設風呂やシャワーが設置されたときには、平等に利用の機会を割り振ります。

## トイレ

- (1) トイレは次の条件に合うような場所に設置します。
  - ①井戸や食堂に近くないところ。
  - ②汲み取り式トイレの場合は、バキュームカーの出入りがしやすいところ。
  - ③電源と清掃用の水が確保しやすいところ。
- (2) 清掃当番をすぐに決め、衛生点検を行います。
- (3) 排水の可能なトイレは、プールの水を利用して使用します。

## ごみ処理

- (1) ごみの集積場は次の条件に合うような場所に設置します。
  - ①清掃車の出入りがしやすいところ。
  - ②居室から離れ、臭いが防げるところ。
  - ③直射日光があたりにくいところ。
  - ④屋根があるところ。
- (2) 清掃当番をすぐに決め、衛生点検を行います。
- (3) 生ごみの保管に注意します。市によるごみの回収ができないときは、可能な限り分別して減量に努めます。

## V. 避難所運営のポイント

### 1. 避難スペースの確保

避難所では様々な用途に応じた空間（スペース）の確保が必要であり、当初に避難者を割り当てたスペースから、その後移動してもらうことは余分な時間を要する等困難である可能性があるため、予め使用目的を決めます。

#### 避難スペース確保のポイント

- ・発災直後には多くの避難者が避難してくることが予想されますが、共有スペースとしての救護室や、物資保管部屋、災害時要援護者用の部屋等は避難者の立入制限を行う必要があります。
- ・平時から避難所の平面図を作成し、事前にスペースの割り振りを決めておくことで、実際の災害時の円滑なスペースの確保に繋がります。
- ・居住スペースについては、避難者の占有面積の目安は2㎡以上／1人ですが、実避難者数と収容スペースを考慮して割り当てを行います。
- ・また、屋外駐車場は物資の搬入や、屋外テント設置のためのスペースとなる可能性がありますので、私的な駐車スペースの使用は制限します。また、大規模災害であれば、ボランティアの活動拠点としての利用も想定されるため、避難所周辺の広場や公園等の確保も早期に検討しておくことが理想です。

## 2. 避難者の振り分け

避難者の居住スペースへの振り分けは、原則居住地域単位で行います。また避難者の不安解消のためにも、乳幼児、高齢者等を有する家族に関しては、可能な限り同じ環境の家族同士が一緒になるような振り分けが有効です。

多くの避難者が避難してくる場合、様々な状況の方々が存在しますので、避難者同士のトラブルを回避するためにも早期の振り分けが重要となります。

### 災害の教訓～東日本大震災より～

- ・東日本大震災の被災市町村の中には、発災直後の受け入れの際に、Aの部屋（もしくはスペース）では〇〇地区の住民を受け入れ、Bの部屋（もしくはスペース）では●●地区の住民を受け入れるといった割り振りを行っていたという事例がありました。避難所生活が長期化した場合は、コミュニティの確立が避難所運営の観点から重要となってくるため、初期の段階で地区毎の避難者をまとめておくことが必要です。
- ・家族で避難してくる場合、家族の一部だけ先行して避難してくることも想定されますので、遅れて避難してくる家族の分も考慮した上で振り分けることが理想です。
- ・避難所に和室等がある場合は、優先的に災害時要援護者への割り振りを行うことも必要です。また、東日本大震災の被災市町村の中には、お年寄りは階段の上り下りが困難なため、優先的に1階の部屋を提供するという事例がありました。
- ・帰宅困難者や滞留旅客が避難してくることも十分あり得るため、一時避難者用の部屋（もしくはスペース）の確保も検討する必要があります。
- ・ペット同伴で避難する住民も多く存在することが予想されます。東日本大震災の被災市町村には、避難者とペットと一緒に生活できる専用の部屋を確保したり、外にゲージを設けてペットは外で飼ってもらうことで統一するといった、市町村それぞれの対応事例がありました。なお、犬・猫を問わず首輪を付けて管理することも有効となります。

### 3. 用途に応じたスペースの確保

避難生活の長期化が想定される場合、居住スペースの確保のみならず、様々な用途に応じた部屋（スペース）の確保が必要となります。

特に高齢者や女性、障がい者に配慮したスペースの確保が求められます。

#### 災害の教訓～東日本大震災より～

<用途に応じたスペースの事例>

- 居住スペース

→居住地区単位で振り分け、要援護者やペット同伴の世帯は、別の部屋やスペースに振り分けます。

- 運営本部室

→避難所の本部となる場所です。情報の集約や、災害対策本部との調整はここを介して行います。

- 食料・物資保管室

→搬入の際に利便性の良い場所を選択します。東日本大震災では、要望をしていない食料や物資が大量に届き、円滑な物資提供ができない事例が多々ありました。

- 救護室

→発災直後には負傷者の受け入れ場所ともなるので、比較的入口から近い場所にします。長期化した場合には、医師や保健師の巡回も想定されるため、簡易ベッドの配置も必要になります。

- 更衣室

→和室等の使用が理想であり、男女毎に設置する必要があります。部屋の確保が困難な場合は、更衣スペースを設け目隠しを設置します。東日本大震災でも、更衣スペースに関する女性への配慮が問題となりました。

- 授乳スペース

→東日本大震災では、女性の更衣室の確保と同様授乳スペースの確保も問題となりました。居住スペースのパーティション等での仕切りでは不十分であり、専用のスペースもしくは部屋の確保が必要です。

- 子どもの遊び場

→東日本大震災においては、子どもの遊ぶ空間がないことから来る、子どものストレスが問題となったこともあり、その空間の確保が必要です。



- **受付**

→入口のすぐ近くに設置します。ボランティア、マスコミ、来所者のすべてが受付を介するようになります。

- **喫煙場所**

→住民間のトラブルの原因となるため、原則屋外に設けます。

- **仮設トイレ**

→衛生、臭気の問題があるので原則外に設置するとともに、手洗い場の設置にも努めます。  
→夜間の利用も考慮し、また、防犯上、居住施設から離れすぎない場所で、照明を設置することも必要です。

- **洗濯場**

→洗濯物を干すことができる日当たりの良い場所で、共用場所と女性専用の場所を確保します。ある程度早期の段階から、洗濯場のスペースの確保は必要とされます。  
→東日本大震災での被災市町村では、共用スペースは外に、女性専用スペースは屋上に設けるといった事例がありました。

- **ゴミ置き場**

→衛生、臭気の問題から屋外にスペースを設けます。

- **ペット専用スペース**

→騒音や衛生上の問題からペットは、原則屋外でゲージ等を設けて飼育してもらいます。東日本大震災の被災市町村の中には、室内犬等のペットに限っては、居住スペースから離れた部屋を確保し、ペット同伴で生活をしてもらったという事例がありました。

## 4. 避難者の健康管理

### ①感染症予防対策

集団生活を行う避難所生活では、大勢の避難者や関係者が出入りするため、感染症への配慮が必要となってきます。市では、最低でもマスクや消毒液（擦り込み式エタノール剤）の備蓄を必ず行う必要があります。

※ノロウイルス対策としてのビニール手袋や専用消毒液の備蓄も有効。

#### 災害の教訓～東日本大震災より～

- ・避難所に出入りする方々には、こまめにうがいや手洗いを働きかけます。ただし、発災直後はライフラインも被災して、水道水が使用できないことも想定されますので、避難所の入口に擦り込み式エタノール剤を配備する等の対応が必要です。
- ・避難所内でのインフルエンザや風邪の蔓延を防ぐために、マスクの着用を呼び掛けます。
- ・発熱、嘔吐、下痢等の症状が複数人から発生した場合は、避難所内での感染拡大を防ぐための対応が必要です。東日本大震災における被災市町村の中には、ノロウイルスの疑いのあった避難者を迅速に別室に隔離したことによって、避難所内での感染拡大を防いだ事例がありました。ただし、救急搬送等も考えられるため、医療機関との連携を図っておくことは欠かせません。

### ②エコノミークラス症候群対策

避難所生活では、体の活動量が減ることにより血栓ができるエコノミー症候群に対する予防や対応が必要です。定期的に体を動かすこと、十分な水分確保を呼び掛ける必要があります。朝のラジオ体操を行ったり、午後にストレッチ運動を行う等決まった時間に運動することも有効です。

特に避難所生活を避けた、車中で生活する避難者の方への情報提供は不可欠です。

### ③こころのケア対策

発災直後からの初期医療が落ち着いてきた頃から、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等のこころの病に対するケア対策が必要となります。

#### 災害の教訓～東日本大震災より～

- ・保健師の避難所巡回といった保健医療のサービスを行い、避難者の悩みや健康相談を行うことはこころのケア対策の重要な役割となります。
- ・東日本大震災のような広域災害であれば、避難所の数も多くなりますので、医療関係者の人員も多く確保する必要があります。そのため県と連携を図りながら避難所巡回時業務を実施します。
- ・市職員や他市町村、他県からの応援職員に対しても同様に、ケア対策を行うことも重要な対策の一つです。

#### ④栄養バランスを考慮した食事の提供

避難者への食事の提供は、非常食から運営組織による炊き出しなどに移行されますが、長期化すると同じような食事になりがちです。偏った食事になっていないかチェックをし、栄養バランスのとれた食事を提供することが必要です。

##### 災害の教訓～東日本大震災より～

- ・大規模災害の発災直後は、混乱した中での食事の提供を行うことになるので、カンパンやアルファ米といった非常食または、おにぎり、パンといった食糧支援物資の提供を行います。
- ・発災初期は食糧物資の不足も予想されますので、配布に当たっては避難者全員が納得するような形をとる必要があります。

東日本大震災での被災市町村の中には、全員分の何らかの食料が確保されるまでは、配布しないケースもありましたが、お年寄りや子どもたちを優先的に配布した等の事例もあり、一人でも早く分配をする様、説明を行いつつ、進める必要があります。

- ・炊き出しや配給が行われる頃からは、栄養バランスや献立に配慮した食事の提供を行います。避難者の中の栄養士の資格を持った方等のアドバイスを受けることも効果的です。
- ・お年寄りやアレルギー体質の方には特別な配慮が必要となります。献立にアレルギー表示をするとき等きめ細やかな対応が必要です。

#### ⑤持病のある避難者への対応

持病があり、家庭療養している避難者への対応も考慮する必要があります。

##### 災害の教訓～東日本大震災より～

- ・東日本大震災では、避難所を訪れる医者が定期的に交代したこともあり、避難所単位でカルテ（診察記録、薬の配布状況等）を作成し利用することで、医師間のスムーズな引継ぎを行うことができたという事例がありました。

#### ⑥入浴機会の提供

入浴（又はシャワー）が健康管理の面で重要であることは言うまでもありません。早期に入浴施設の手配を行うことが重要です。

##### 災害の教訓～東日本大震災より～

- ・東日本大震災では、入浴施設の確保がとても困難であったこともあり、被災市町村の中には湯沸かし器が使用可能だったことから、洗髪コーナーを設置し提供した事例がありました。入浴までは困難な場合、体はウェットティッシュやタオルで拭けますが、頭は洗う必要があるため考慮が必要となります。

## 5. 女性に配慮した避難所運営

### ①運営体制

円滑な避難所運営を行うにあたり、男性と女性の性差に配慮した体制にすることが必要です。生理用品や下着など、女性特有の物資については、女性の担当者からの配布を行うよう配慮したり、女性が人目を気にせず避難所生活を送れるよう、専用の部屋及びスペースも確保する必要があります。

#### 災害の教訓～東日本大震災より～

- ・東日本大震災では、DV、ストーカー、レイプなどを未然に防ぎ、女性の安心を確保する工夫や、炊き出しなどについては炊き出し業者等を配置するほか、介護なども女性ばかりに分担を強いることが無いよう、男女の固定的役割分担について配慮が行われた事例もあります。

### ②専用スペースの確保

#### ○専用の更衣スペース

部屋に余裕があれば、女性専用の更衣室を確保し、また空間的余裕がない場合は体育館等の一角を更衣スペースとして確保します。また化粧や身だしなみを整えるためのスペースや授乳スペースについても更衣スペースとは別に確保するとともに、性犯罪等を誘引したりすることがないように、専用スペースの周知の方法についても検討するとともに、案内表示に工夫を施すなど、女性の安心・安全を心がけます。

#### ○妊産婦への配慮

妊産婦に対しては、安静に過ごすことができるスペース確保に努める必要があります。

また、妊娠初期の方に対しては、見た目では妊娠しているとはわからないため、避難所運営関係者や保健・医療関係者が、遠慮なく本人や家族から配慮を申し出てもらえる機会を設定する必要があります。

#### ○洗濯場、専用トイレの確保

避難生活が長期化し、洗濯の必要が出てきた場合には、物干し場所として女性専用のスペースを設ける必要があります。またトイレについても、避難所設置初期は、男女の区別なく共用のものとして設置される場合もありますが、そのうちの一部は女性専用とし、別々の場所に配置するといった配慮が必要です。夜間には、防犯上、その配置や照明の設置や見回り等も検討します。

### ⑤専用相談窓口の設置

妊娠や生理に伴う身体や心へのストレスなど、女性特有の悩みや相談事項は、男性には相談しづらいため、女性専用の窓口を設けたり、相談窓口には女性スタッフを配置するといった配慮を行い、女性のニーズを避難所運営に反映します。相談窓口においては、プライバシーの管理を徹底し、安心して相談できる環境づくりに努めます。

## 6. 高齢者、障がい者等に配慮した避難所運営

### ①運営体制

体の不自由な方々へのサポートについての枠組みを事前に検討しておく必要があります。混乱の中で支援が効果的に実行できるよう、障がい当事者及び支援者（介助/ 介護者）は分かりやすい名札などで識別・表示しておきます。

### ②スペース

お年寄りの居場所を配慮（トイレに近いところ、暖房の重点配置など）し、避難所に和室等がある場合は、優先的に災害時要援護者への割り振りを行います。

集団生活に適応しにくい人々には二次的避難所を設けるなどの配慮が必要です。

#### 災害の教訓～東日本大震災より～

- ・東日本大震災ではトイレ付近の人からノロウイルスに感染した事例もあり、高齢者の居場所を検討する際には衛生問題にも配慮する必要があります。

### ③設備

案内所・物資配布所・トイレ等の表示は、大きい表示板・色別テープなどで分かりやすくしておきます。災害時要援護者のため移動しやすい環境の整備（段差の解消、通路幅の確保、障害物を置かない等）を整備しておくことが大切です。

また体の不自由な方々が利用しやすいように洋式トイレ、障がい者用のトイレ（テント式の簡易トイレ、箱型の仮設トイレ）の整備についても検討しておきます。

### ④食事

高齢者や障がい者の方への優先配布を考慮する必要があります。

#### 福祉関係団体との協議における意見

- ・東日本大震災では、配給を待つ際に高齢者の方が長時間並ぶことが困難であるとの課題が生じたため、高齢者の方に配膳による食事の提供の検討が必要になります。
- ・避難所の方に理解してもらうことが必要になりますが、物資をただ平等に配布するだけでなく、避難所ごとに状況も考慮した判断ができるリーダーの育成が必要です。

## 7. 障がいの態様に応じた対応

### ①視覚障がい者

盲導犬・聴導犬・介助犬は、身体障害者補助犬法に基づき、障がい者のそばにいられるようにします。

また、視覚による危険の察知が困難なので、音声により具体的な言葉で周辺の状況を説明する必要があります。情報の点字、音声化など、状況に応じてガイドヘルパーの派遣等も配慮してください。

#### 福祉関係団体との協議における意見

- ・視覚障がい者は、避難所内を移動することが難しく、出来るだけ動かずに我慢してしまう可能性があるため、介助者や家族を同じ場所にいられるようにしておく必要があります。
- ・盲導犬は可能であれば避難所内でも一緒に過ごせるように配慮し、必要に応じて協会に預かってもらうことを検討します。

### ②聴覚・言語障がい者

目に見える方法での情報伝達が必要です。必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣するなどの対応が大切です。

#### 福祉関係団体との協議における意見

- ・聴覚障がい者は見た目で判断できないので、分かりやすい目印が必要です。墨田区では避難所の中で聴覚障がい者を判断できるように、「私は耳が聞こえません」と書かれた災害用バンドナを配布しており、他機関が使用していないピンクと紫色にするなど判別しやすい工夫をしています。
- ・聴覚障がい者には耳が聞こえないだけでなく、声を出すことが出来ない人もいることに配慮する必要があります。

### ③知的障がい者

災害の状況を的確に判断するのが困難なため、わかりやすい言葉で状況を伝える必要があります。その際、精神的に不安定にならないよう、できるだけ普段から慣れ親しんでいる人が対応することが大切です。

### ④精神障がい者

災害発生に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるため、情報伝達者や避難誘導者はできるだけ普段から慣れ親しんでいる人が対応し、避難所等での対応にも配慮する必要があります。

また、普段から服用している薬について把握しておくとともに、避難時に必ず携帯するよう配慮することが大切です。

# 様式集





様式2 避難者名簿

【世帯個票】		避難者名簿(施設名: )						
住 所						世帯主氏名		
電話番号	(固定: )		携帯: )					
避難者氏名	生年月日	性 別	年 齢	健康上の 留意事項	入 退 所 記 録		移動先	安否情報提供記録 (年月日、提供先等)
		男・女	歳		入 月 日 時	退 月 日 時		
		男・女	歳		入 月 日 時	退 月 日 時		
		男・女	歳		入 月 日 時	退 月 日 時		
		男・女	歳		入 月 日 時	退 月 日 時		
		男・女	歳		入 月 日 時	退 月 日 時		
		男・女	歳		入 月 日 時	退 月 日 時		
		男・女	歳		入 月 日 時	退 月 日 時		
		男・女	歳		入 月 日 時	退 月 日 時		
		男・女	歳		入 月 日 時	退 月 日 時		
		男・女	歳		入 月 日 時	退 月 日 時		
		男・女	歳		入 月 日 時	退 月 日 時		
避難時における自宅及び付近の状況					<備考>			
					入所受付者氏名:		退所記録者氏名:	

様式3 避難状況報告書

避難所状況報告書<第\_\_報>

避難所名：\_\_\_\_\_

日時：\_\_\_\_\_年 月 日 時 分

送信者				受信者			
避難者に関する情報							
避難世帯数	避難所	世帯	避難者数	避難所	人		
	屋外テント	世帯		屋外テント	人		
	車中	世帯		車中	人		
	在宅	世帯		在宅	人		
	帰宅困難者	世帯		帰宅困難者	人		
	その他( )	世帯		その他( )	人		
	合計	世帯		合計	人		
今後の避難者数の増減の見込み		増加傾向 ・ 減少傾向 ・ 変化なし					
今後の避難所の継続の見通し		継続予定 ・ 閉鎖予定(時期: _____)					
避難所状況	ライフライン	停電 ・ 電話故障 ・ 断水 ・ ガス停止					
	土砂崩れ	あり ・ 兆候あり ・ なし					
	道路状況	通行可 ・ 片側通行可 ・ 渋滞 ・ 通行不可					
特記事項(懸案事項、応援職員の必要性、避難者の様子など)							

※発信者側からの送付が困難な場合は、受信者側で聞き取った内容を記載します。

## 避難所生活ルール

※内容はあくまで例示です。状況に応じ修正してください。

この避難所の共通ルールは以下のとおりです。

避難生活をされる方は守るように心がけて下さい。

富士見市災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
  - ・委員会は、毎日午前.....時と午後.....時に定例会議を行うこととします。
  - ・委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
  - ・避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡して下さい。
  - ・犬・猫など動物類を室内に入れることは禁止します。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
  - ・避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 6 食料、物資は、原則として全員に配給できるまでは配給をしません。
  - ・食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
  - ・特別な事情の場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
  - ・配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
  - ・ミルク・おむつなど特別な要望は、.....室で対処します。
- 7 消灯は、夜.....時です。
  - ・廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
  - ・職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
- 8 放送は、夜.....時で終了します。
- 9 電話は、午前.....時と夜.....時まで、受信のみを行います。
  - ・放送により呼び出しを行い、伝言を伝えます。
  - ・公衆電話は、緊急用とします。
- 10 トイレの清掃は、朝.....時、午後.....時、午後.....時に、避難者が交替で行うことにします。
  - ・清掃時間は放送を行います。
  - ・水洗トイレは、大便のみバケツの水で流して下さい。
- 11 依頼事項について
  - ・公衆衛生のため、手洗い、うがい、消毒、マスク着用を励行して下さい。
- 12 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は厳禁とします。

**避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加して下さい。**

※下線部は、任意に設定します。

※本ルールは、情報共有のため避難者の目の届くところに掲示します。

## 1 再編成に向けた基本的な考え方

- (1) 平成15年度の職員数は731人であり、現在の職員数は567人と164人減少している。また、富士見市定員適正化計画（平成20年改定）によると平成25年度当初における目標職員数は552人となっており、その後の計画はまだないが、増えることはないと思われるため、女性職員の活用を含めた全職員の効率的な組織づくりをめざす。
- (2) 地震災害及び風水害発生時の緊急対応を組織的に実施するため、弾力的な組織づくりをめざす。このため、現在の機動班24班を30班に充実させる。
- (3) 大規模な地震災害の発生を想定し、限定された職員による初動対応及び長期間にわたる災害対策本部体制の維持を視野に入れた組織づくりをめざす。
  - ⇨一部を除き、通常業務体制と災害時体制を同じにする。

## 2 再編成の具体的内容

- (1) 組織内の各名称の変更
  - 「総括部」を「総括本部」に変更した。
  - 総括部内は「班」を「担当」に変更し、「機動第1班」で使用する「班」との区分を行った。
- (2) 時間外警戒当番制度の廃止
  - 時間外警戒当番制度を廃止し、新体制における総括本部員や災害対策本部事務局員が待機体制を担うものとする。
- (3) 災害対策本部総括本部
  - 災害対策本部の中核機能強化を図るため、主要職員による総括本部を組織することとし、次のように改める。
    - ・指令班⇨総括担当に統合する。
    - ・応急対策担当⇨建設部長を総括担当に変更する。
    - ・報道担当⇨総括担当に統合する。
- (4) 災害対策本部事務局
  - 庶務部庶務班を災害対策本部事務局総務担当（庶務担当）とする。
  - 庶務部報道班及び被害記録班を統合し災害対策本部事務局総務担当（広報担当）とする。
  - 庶務部職員班を災害対策本部事務局総務担当（人事担当）とする。
  - 庶務部財務管理班を災害対策本部事務局総務担当（資材管理担当）とする。
  - 庶務部被害調査1～3班、情報観測班及び情報処理班を統合し災害対策本部事

務局情報担当とする。

(5) 災害対策総務部

- 秘書広報班、総務班、人事班及び会計班で編成され、そのほとんどの事務が災害対策本部事務局を兼ねている。
- ・災害時における事務を考慮し、機動班は1班を編成する。

(6) 災害対策総合政策部

- 情報1～3班及び輸送班で編成され、そのほとんどの事務が災害対策本部事務局を兼ねている。
- ・機動班は3班を編成する。

(7) 災害対策自治振興部

- 連絡1～2班、総括班、環境班及び施設1～2班で編成され、総括班は災害対策本部事務局を兼ねている。
- ・機動班は3班を編成する。

(8) 災害対策市民生活部

- 援護1～2班、調査1～2班及び広聴1～3班で編成されている。
- ・職員数が多いため、機動班は8班を編成する。

(9) 災害対策子ども未来部

- 保育1～2班で編成されている。
- ・機動班は2班を編成する。

(10) 災害対策健康福祉部

- 救護1～3班及び医療班で編成されている。
- ・機動班は4班を編成する。

(11) 災害対策まちづくり推進部

- 都市整備班及び食糧物資班で編成されている。
- ・機動班は4班を編成する。

(12) 災害対策建設部

- 道路交通1～2班、建築班、下水道班及び水道班で編成されており、そのほとんどの事務が災害対策本部事務局を兼ねている。
- ・災害時における事務を考慮し、機動班は1班を編成する。

(13) 災害対策教育部

- 教育総務班、物資班、学校教育班及び給食班で編成されている。
- ・機動班は4班を編成する。

### 3 職員災害対策マニュアルの更新

地域防災計画の修正に伴い、職員災害対策マニュアル（平成16年版）も新体制に対応し更新する。また、全職員に配布し、新体制の周知徹底を図るものとする。

### 4 災害対策本部設置のための訓練実施

#### (1) 非常招集訓練

○大規模地震災害の発生を想定し、初動対応可能職員数を把握するとともに、限定された職員数による災害対応手法等を検討する。

#### (2) 災害対策本部設置訓練

○災害対策本部設置までの流れ、事務スペース設置、本部会議、地域対策本部との連絡等を行う。

#### (3) 記者会見等実施訓練

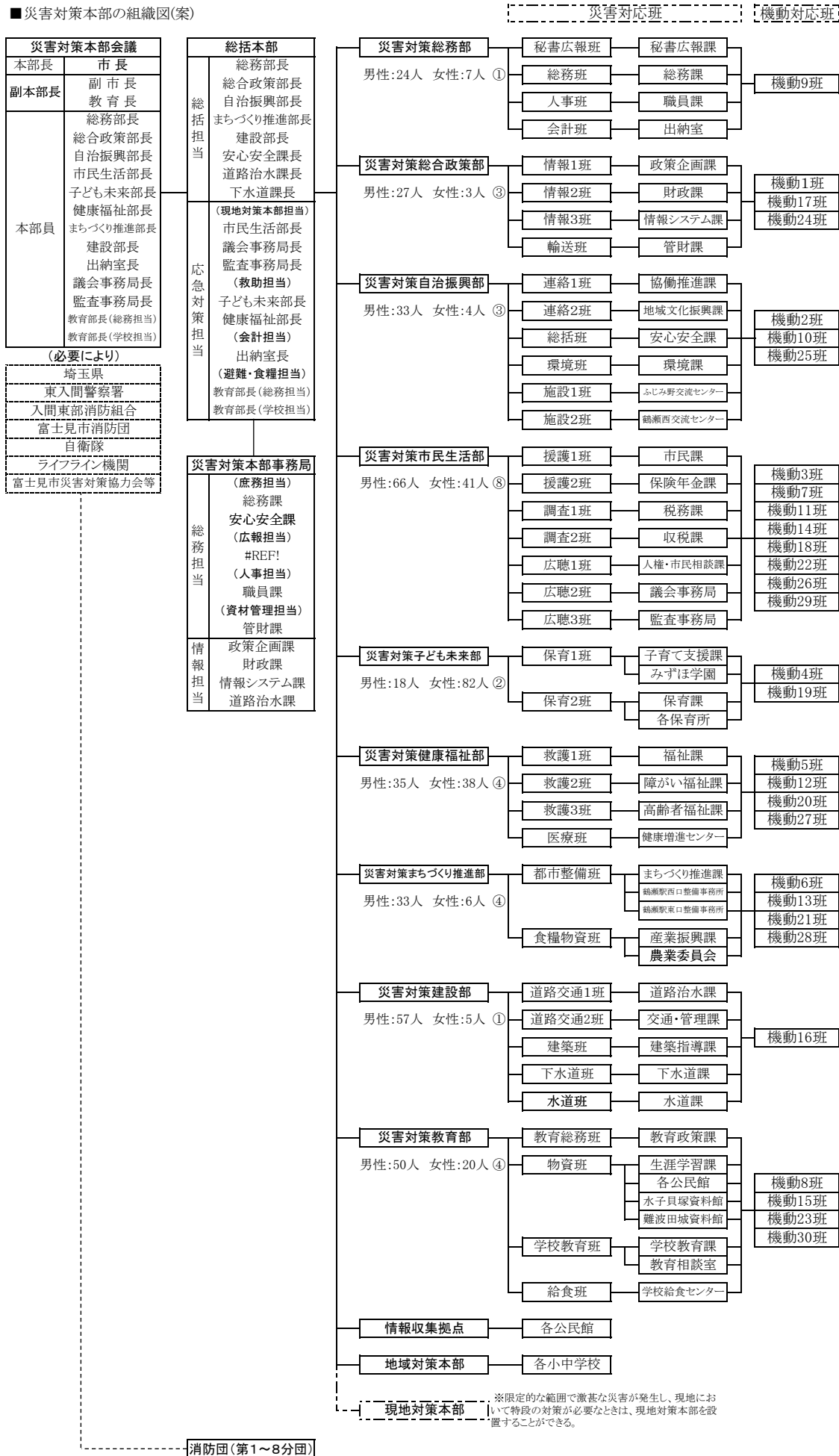
○大規模災害時における報道機関との円滑かつ適正な対応を図るために実施する。

### 5 業務継続計画（BCP）との連携

災害時においても市業務が停滞することによって、市民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、各種証明事務等の重要業務についてはできるだけ早期に再開させなければならない。

従って、長期にわたる災害対策本部体制を維持するためには、当該業務に必要な職員を除いた職員数による効率的な災害対応業務の実施方策を検討する必要がある。

■災害対策本部の組織図(案)

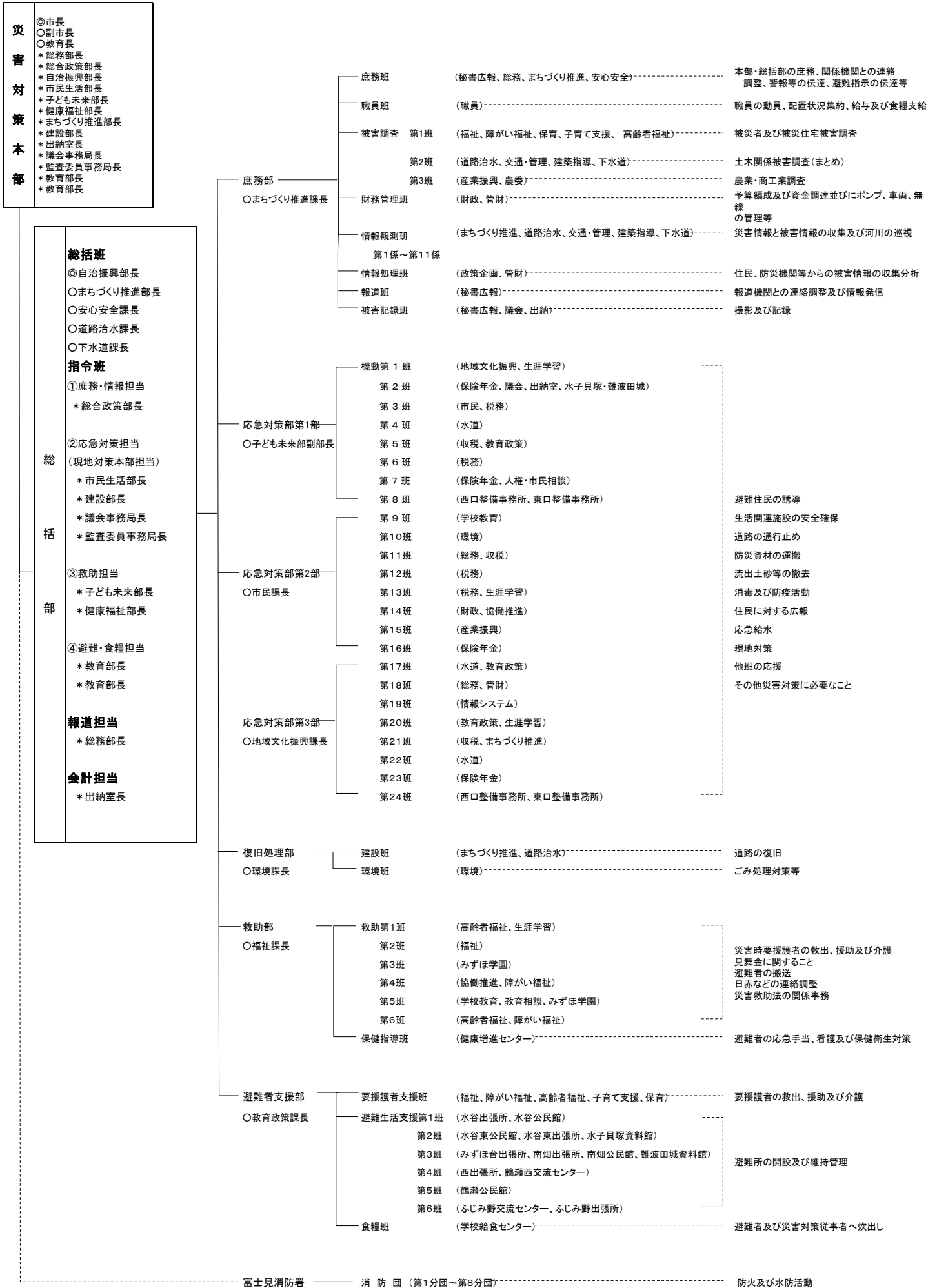


■災害対策本部の動員計画（案）

部名 (部長)	班名 (班長)	待機 体制	警戒体制		非常 体制
			第1配備	第2配備	
	本部長(市長)、副本部長(副市長、教育長)		●	●	●
総括本部 (総括担当)	総括担当(総務部長、総合政策部長、総合政策部長、自治振興部長、まちづくり推進部長、建設部長、安心安全課長、道路治水課長、下水道課長)	●	●	●	●
総括本部 (応急対策担当)	現地対策本部担当(市民生活部長、議会事務局長、監査事務局長)、救助担当(子ども未来部長、健康福祉部長)、会計担当(出納室長)、避難・食糧担当(教育部長(総務庶務担当(総務課、秘書広報課、職員課、安心安全課)、広報担当(秘書広報課)、人事担当(職員課)、資材管理担当(財政課、管財課、安心安全課)、情報担当(政策企画課、財政課、情報システム課、道路治水課)		●	●	●
災害対策本部 事務局	秘書広報班(秘書広報課)、総務班(総務課)、人事班(職員課)、会計班(出納室)	●	●	●	●
災害対策 総合政策部	情報1班(政策企画課)、情報2班(財政課)、情報3班(情報システム課)、輸送班(管財課)	●	●	●	●
災害対策 自治振興部	連絡1班(協働推進課)、連絡2班(地域文化振興課)、総括班(安心安全課)、環境班(環境課)、施設1班(鶴瀬西交流センター)、施設2班(ふじみ野交流センター)	●	●	●	●
災害対策 市民生活部	援護1班(市民課)、援護2班(保険年金課)、調査1班(税務課)、調査2班(収税課)、広聴1班(人権・市民相談課)、広聴2班(議会事務局)、広聴3班(監査事務局)			●	●
災害対策 子ども未来部	保育1班(子育て支援課、みずほ学園)、保育2班(保育課)			●	●
災害対策 健康福祉部	救護1班(福祉課)、救護2班(障がい福祉)、救護3班(高齢者福祉)、医療班(健康増進センター)			●	●
災害対策 まちづくり推進部	都市整備班(まちづくり推進課、鶴瀬駅西口整備事務所、鶴瀬駅東口整備事務所)、食糧物資班(産業振興課長)		●	●	●
災害対策建設部	道路交通1班(道路治水課)、道路交通2班(交通・管理課)、建築班(建築指導課)、下水道班(下水道課)、水道班(水道課)	●	●	●	●
災害対策教育部	教育総務班(教育政策課)、物資班(生涯学習課)、学校教育班(学校教育課)、給食班(学校給食センター)			●	●



# 富士見市災害対策本部組織図(平成24年度)

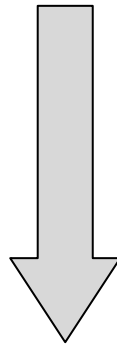


## 今後のスケジュール

平成 25 年 3 月 平成 24 年度富士見市防災会議 < 第 3 回 >

素案の承認

平成 25 年 5～6 月 パブリックコメント実施



必要に応じて、素案の見直し

平成 25 年 7～8 月 平成 25 年度富士見市防災会議 < 第 1 回 >

修正案の承認

平成 25 年 9 月 市議会（議決）

地域防災計画の修正

計画書印刷・配布

# 国、県及び富士見市のスケジュール

平成25年3月25日現在

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (※詳細未定)	平成27年度 (※詳細未定)
国	<p>被害想定と計画見直しの検討 (地震規模マグニチュード「7」→「8」の見直し)</p> <p>原子力災害対策の 体制見直し等 (平成24年3月頃)</p>	<p>被害想定調査</p>	<p>防災基本計画の見直し</p>		
埼玉県	<p>計画見直し</p> <p>10月 第3回防災会議幹事会 県民コメント実施</p> <p>※(1) 帰宅困難者対策 (2) 備蓄物資の見直し (3) 広域的な放射能汚染対策 (4) 避難所の設置・運営 (5) 対策本部体制の見直し</p> <p>11月 第2回防災会議 (地域防災計画改正)</p> <p>12月 県議会への行政報告</p>		<p>国の防災基本計画に 基づいて被害想定を 防災計画に反映</p> <p>被害想定調査</p> <p>地域防災計画修正</p>		
富士見市	<p>富士見市地域防災計画 改定準備委員会の設置</p> <p>国及び県、他市の 情報把握</p>	<p>富士見市地域防災計画修正作業</p> <p>○業務委託契約締結(平成25年3月まで) ○富士見市防災会議開催(3回) ○地域防災に関する意見交換会実施 ○国・県との協議実施</p>	<p>パブリックコメント実施</p> <p>9月議会議決</p> <p>計画全体及び 概要版印刷</p>		<p>県の地域防災計画に 基づいて被害想定を 市防災計画に反映</p>

## 平成20年度以降の富士見市災害対策状況

平成25年3月22日現在

### 1. 平成20年度 特になし

### 2. 平成21年7月30日 集中豪雨による対応

- (1) 降雨状況 総雨量 64ミリ…2時間30分(7/30 14:10～16:40)  
時間最大雨量 25ミリ…(7/30 15:20～16:20)
- (2) 被害状況 床下浸水3軒、道路冠水0箇所、土砂流出2箇所、公共下水逆流箇所1箇所
- (3) 対応状況 災害対策本部設置(7/30 16:20～7/31 16:30)
- ・山室、渡戸、上沢に土のう160袋搬送
  - ・渡戸 床下浸水被害 → 現場確認、被害認定罹災者台帳作成
  - ・山室 付近に汚物が噴出 → 道路交通課現業職員が洗浄車で対応
  - ・土砂流出箇所の土砂撤去
  - ・土のうの設置と回収
  - ・羽沢 床下浸水被害 → 現場確認、被害認定罹災者台帳作成
  - ・消毒作業

### 3. 平成21年10月7日～8日 台風18号による対応

- (1) 降雨状況 総雨量 141ミリ…20時間32分(10/7 11:18～10/8 7:50)  
時間最大雨量 46ミリ…(10/8 3:20～4:00)
- (2) 被害状況
- ・倒木10箇所：民地2<氷川神社内(死亡1人)、関沢地内>  
公有地8<公園3、街路樹2、河川堤1、公共施設内2>
  - ・道路アンダー冠水5箇所：市道4箇所、国道1箇所
  - ・土砂流出6箇所(畑から公道に流出)
  - ・住宅被害(一部損壊)3棟<屋根の一部等>  
\*公共下水逆流箇所 なし
- (3) 対応状況 災害対策本部設置(10/7 13:00～10/8 18:50)
- ・土のう要望9箇所163袋搬送設置
  - ・土砂流出箇所の土砂撤去、アンダー冠水箇所排水作業

## 4. 平成23年3月11日 東日本大震災による対応

- (1)地震状況 平成23年3月11日(金) 14:46  
東北地方太平洋沖地震  
震源地 宮城県沖 マグニチュード9.0 震度7  
富士見市における震度 震度5弱
- (2)被害状況
- ・建物倒壊等の被害情報なし
  - ・人的被害(重症1名、軽傷1名)⇒土手に駐車中の自動車が川に転落
  - ・火事1件⇒通電による障害のため、火災発生(人的被害なし)
  - ・市内の広範囲で停電が発生⇒最大で31,600戸が停電
  - ・東武東上線は運行停止となったが、3/12の朝には運行再開
- (3)対応状況 災害対策本部設置(3/11 15:00~3/31 16:00)
- 避難所設置状況(地震当日)
- ・ふじみ野交流センター～避難者約150人
  - ・鶴瀬西交流センター～避難者約60人
  - ・みずほ台コミュニティーセンター～避難者約60人
  - ・水谷東公民館～避難者4人
  - ・羽沢1丁目集会所～6人
  - ・市役所～4人
- ※この他にも、地域住民が打越集会所及び羽沢2丁目集会所を避難所として開設している。
- 保育所及び放課後児童クラブの対応状況(地震当日)
- ・保護者の事情により、保育所にとどまった園児数67名  
(3/12(土)11:45すべての保育所児童帰宅)
  - ・保護者の事情により、放課後児童クラブにとどまった児童数  
(3/12(土)10:43すべての放課後児童クラブ児童帰宅)14名
- 計画停電関係
- ・市ホームページ、防災行政無線、広報車による広報を実施
- 避難者の受け入れ
- ・富士見市老人福祉センターに避難所を設置し福島県いわき市からの避難者8名受け入れ
- ※サービス提供内容(和室の提供、毛布の貸付(1人2枚)、風呂(週2回)、洗濯機、電子レンジ等使用可、保健師による健康チェック実施、衣類提供)

## 5. 平成23年9月21日～22日 台風15号による対応

- (1) 降雨状況 総雨量 110ミリ…14時間(9/21 0:00～17:00)  
時間最大雨量 20ミリ…(9/21 12:00～13:00)
- (2) 被害状況 屋根破損(トタン含む)…(5箇所)  
倒木の状況…街路樹(3箇所)、公園等(7箇所)、民有地(5箇所)
- (3) 対応状況 災害対策本部設置(9/21 9:45～9/22 16:30)
- ・道路冠水による通行止め(5箇所)
  - ・土のう設置(13箇所)
  - ・枝葉等撤去(20箇所)

## 6. 平成24年6月19日 台風4号による対応

- (1) 降雨状況 総雨量 60ミリ…9時間(6/19 14:00～23:00)  
時間最大雨量 10ミリ…(6/19 20:00～21:00)
- (2) 被害状況 公園、街路樹等で倒木・枝折れ・樹木の傾きなど24箇所を確認
- (3) 対応状況 災害対策本部は設置せず
- ・公園、市民緑地等で倒木・枝折れ・樹木の傾きなど(23箇所)
  - ・通行止め(2箇所)
  - ・街路樹の倒木(1箇所)
  - ・排水ポンプ設置 7台

## 7. 平成24年9月30日 台風17号による対応

- (1) 降雨状況 総雨量 12ミリ…5時間(9/30 16:00～21:00)  
時間最大雨量 5ミリ…(9/30 18:00～19:00)
- (2) 被害状況 なし
- (3) 対応状況 災害対策本部設置(9/30 16:10～10/1 17:15)
- ・情報観測班による市内パトロール(街路樹等樹木の状況等)
  - ・土のう配布 65袋
  - ・函川排水ポンプ稼働 20:00～22:00
  - ・道路清掃(街路樹等を中心として、市内各地の道路の清掃を実施)

## 8. 平成25年1月14日(日) 大雪による対応

- (1)積雪状況 平成25年1月14日17時56分熊谷气象台発表によると、さいたま市浦和区で10センチの積雪が観測された。
- (2)被害状況 なし
- (3)対応状況 災害対策本部設置なし
- ・凍結防止剤(塩化カルシウム)を散布
  - ・市内各地で除雪作業を実施